

佐世保市地域防災計画

基本計画編

目 次

編	章	節	主な実施機関		ページ
1 総則	1 計画の目的		防災危機管理局		1
	2 本市の概況	1 自然条件	防災危機管理局	長崎地方気象台	2
		2 社会条件	財務部・水道局・企画部	西部ガス・九州電力送配電	13
2 災害予防計画	1 水害予防に関する計画	1 河川等の予防対策計画	土木部・港湾部	長崎県	15
		2 耕地等の予防対策計画	農林水産部		26
	2 地震災害予防に関する計画	1 地震被害の想定と課題	防災危機管理局		27
		2 都市の防災化	都市整備部		57
		3 公共施設等の安全対策	土木部・都市整備部・港湾部・水道局	九州電力送配電・西部ガス・NTT西日本・JR九州・長崎県	60
		4 津波災害の予防	防災危機管理局・教育委員会・港湾部		62
	3 その他の災害予防に関する計画	1 風害予防に関する計画	農林水産部・港湾部		65
		2 雪害予防に関する計画	土木部		66
		3 高潮災害予防に関する計画	港湾部・農林水産部		67
		4 土砂災害危険箇所等災害予防に関する計画	土木部・都市整備部		68
		5 森林火災予防に関する計画	農林水産部		69
		6 火災予防に関する計画	消防局		70
	4 資材器材等の整備に関する計画		水道局・保健福祉部・土木部・消防局		72
	5 気象伝達に関する計画			長崎地方気象台	73
	6 訓練に関する計画		消防局・防災危機管理局		93
	7 地域防災力の向上に関する計画		防災危機管理局		94
	8 防災知識の普及に関する計画		消防局・農林水産部・防災危機管理局		103
	9 避難行動要支援者に関する計画		保健福祉部・防災危機管理局・子ども未来部		104
	10 要配慮者に関する計画		経済部・地域未来共創部・防災危機管理局		109

編	章	節	主な実施機関		ページ
2 災害予防計画	11 ボランティアに関する計画		保健福祉部・市民生活部	社会福祉協議会	111
	12 情報収集伝達に関する計画		防災危機管理局		112
3 災害応急対策計画	1 風水害等の一般災害応急対策計画	1 組織動員計画	全部局		115
		2 通信及び情報収集伝達計画	防災危機管理局	長崎県・N T T 西日本	149
		3 災害広報計画	総務部・市民生活部・消防局・防災危機管理局		158
		4 避難計画	消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部	その他関連機関	159
		5 食糧供給計画	市民生活部・農林水産部・契約監理室		185
		6 衣料、生活必需品その他物資供給計画	市民生活部		186
		7 給水計画及び下水道応急対策計画	水道局		192
		8 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理計画	都市整備部		195
		9 医療救護、防疫に関する計画	保健福祉部		197
		10 災害廃棄物処理計画	環境部		200
		11 緊急輸送計画	地域未来共創部・港湾部・経済部	西肥自動車・させぼバス	202
		12 交通応急対策計画	土木部・消防局	陸上自衛隊・長崎県・長崎県警察	204
		13 文教対策計画	教育委員会		217
		14 避難行動要支援者対策計画	保健福祉部・防災危機管理局		219
		15 観光客対策計画	経済部・市民生活部		220
		16 公安警備計画		長崎県警察	221
		17 水防計画	土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会	長崎地方気象台	223
3 災害応急対策計画	1 風水害等の一般災害応急対策計画				

編	章	節	主な実施機関		ページ
3 災害応急対策計画		18 土砂災害危険箇所等災害応急対策計画	土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会・消防局		242
		19 消防活動計画	消防局		283
		20 救急業務計画	消防局・保健福祉部		290
		21 自衛隊の災害派遣要請計画	防災危機管理局	陸上自衛隊	292
		22 電力施設災害応急対策計画		九州電力送配電・九州電力	295
		23 ガス施設災害応急対策計画		西部ガス	299
		24 交通施設災害応急対策計画	土木部・地域未来共創部	J R 九州・松浦鉄道	314
		25 海上災害応急対策計画	港湾部	海上保安部	318
		26 特殊重大災害対策計画	土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・農林水産部・港湾部・地域未来共創部		321
		27 不発弾等の対応に関する計画	基地政策局・港湾部・農林水産部・消防局・防災危機管理局	陸上自衛隊・海上自衛隊・海上保安部・長崎県・長崎県警察	330
		28 隣保互助と民間団体活用及び市民相談に関する計画	市民生活部		335
		29 相互応援協力計画	総務部・行財政改革推進局・防災危機管理局		336
		30 ボランティアに関する計画	保健福祉部・市民生活部	社会福祉協議会	337
		31 犬猫等愛護動物対策計画	保健福祉部		339
		32 公共施設の応急対策計画	全部局		340
		33 その他災害応急対策に必要な事項	防災危機管理局		342
	2 地震災害応急対策	1 組織動員計画	全部局		347

編	章	節	主な実施機関		ページ
3 災害応急対策計画	2 地震災害応急対策に関する計画	2 通信及び情報収集伝達計画	防災危機管理局	長崎県・N T T 西日本	351
		3 災害広報計画	総務部・市民生活部・消防局・防災危機管理局		356
		4 避難計画	消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部	その他関連機関	358
		5 食糧供給計画	市民生活部・農林水産部・契約監理室		363
		6 衣料、生活必需品その他物資供給計画	市民生活部		363
		7 給水計画及び下水道応急対策計画	水道局		364
		8 応急仮設住宅建設、住宅応急修理及び建築物応急危険度判定計画	都市整備部		366
		9 医療救護、防疫に関する計画	保健福祉部		367
		10 災害廃棄物処理計画	環境部		367
		11 緊急輸送計画	地域未来共創部・土木部・港湾部・経済部	西肥自動車・させぼバス・長崎県	368
		12 交通応急対策計画	土木部・消防局	陸上自衛隊・長崎県・長崎県警察	370
		13 文教対策計画	教育委員会		370
		14 避難行動要支援者対策計画	保健福祉部・防災危機管理局		370
		15 観光客対策計画	経済部・市民生活部		370
		16 公安警備計画		長崎県警察	370
		17 水防計画	土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会	長崎地方気象台	371
		18 土砂災害危険箇所等災害応急対策計画	土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会・消防局		371

編	章	節	主な実施機関		ページ
		19 消防活動計画	消防局		372
		20 救急業務計画	消防局・保健福祉部		374
		21 自衛隊の災害派遣要請計画	防災危機管理局	陸上自衛隊	375
		22 行方不明者の捜索及び遺体の処置、埋火葬対策計画	消防局・市民生活部・保健福祉部・防災危機管理局		376
		23 電力施設災害応急対策計画		九州電力送配電・九州電力	378
		24 ガス施設災害応急対策計画		西部ガス	381
		25 交通施設災害応急対策計画	土木部・地域未来共創部	JR 九州・松浦鉄道	381
		26 海上災害応急対策計画	港湾部	海上保安部	382
		27 隣保互助と民間団体活用及び市民相談に関する計画	市民生活部		382
		28 相互応援協力計画	総務部・行政経営改革部・防災危機管理局		382
		29 ボランティアに関する計画	保健福祉部・市民生活部	社会福祉協議会	382
		30 犬猫等愛護動物対策計画	保健福祉部		383
		31 公共施設の応急対策計画	全部局		383
		32 その他災害応急対策に必要な事項	防災危機管理局		383
4 災害復旧計画	1 災害復旧事業促進計画				385
	2 被災者支援計画		財務部・防災危機管理局		386
	3 災害関係融資計画		市民生活部・農林水産部・経済部	社会福祉協議会	388

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

第 2 章 本市の概況

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

【防災危機管理局】

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、佐世保市の地域にかかる災害対策に関し、次の事項を定め、災害の未然防止、災害の軽減及び災害復興のための諸施策を明らかにし、これを総合的かつ計画的に推進することによって、本市防災体制の確立を図り、市民福祉の増進と市勢の発展を期することを目的とする。

また、各施策を推進する上では、乳幼児や障がい者、高齢者等の要配慮者の立場に立ち、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を確立する。

- 1 本市の地域にかかる防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防計画
- 3 災害に関する情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策の計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 災害に関する各種の措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 6 その他必要な計画

第2章 本市の概況

地域の防災対策を図るにあたっては、本市の特質を把握し、災害環境を知ることが必要である。過去の災害履歴や本市の地形や社会的状況等を踏まえて、本市の災害環境をまず正しく認識する必要がある。

地形・地質・気象等の自然条件と人口、交通などの社会的条件について述べる。

第1節 自然条件

第2節 社会条件

第1節 自然条件

【長崎地方気象台・防災危機管理局】

1 地勢

本市は、平坦地に乏しく、いたるところに山岳丘陵が起伏し、北は国見山脈から岐れた石盛山脈が連なり、東は国見山を主峯とする八天岳、隠居岳などからなる国見山脈がそびえ、西には将冠岳、弓張岳などの山脈があつて佐世保と相浦とを分断し、南は深く入り込んだ佐世保湾によって海に接している。

一方海岸線は、極めて出入りが多く典型的なリアス式海岸で、点在する島の数には208に及び、全国でも類を見ない特色ある形状を示している。

次に本市及びその付近の地形を形づくる地質構造は、極めて複雑であるが、大別して火成と水成の両岩類に区分され、水成岩は殆んどが砂岩と泥板岩でしめている。このほか早岐、日宇、相浦の一部に沖積層地帯（河川の流域）があり、黒島の斑糲岩、東の浦、金山、高島の石英粗面岩などわずかに見受けられる。

本市の地形の基盤をなす水成岩は、主として、第三紀古層に属する黄褐色の砂岩及びその間に挟まれた灰色の泥板岩からなり、その間に薄い炭層を含んだ所があるが傾斜は概してゆるやかである。

玄武岩は、黒色を帯び、淡褐色の橄欖石、無色ないし淡褐色の輝石、斜長石の巨晶及び磁鉄鉱からなっており、北側の松原、牟田、田代、山の田附近の一部と将冠岳の西麓、弓張岳の中腹に見受けられ、国見山脈の最も急峻な地帯から西南に向って次第に緩傾斜を作りながら相浦沿岸の沖積層の下に没している。

内陸直下型地震の要因となる活断層の分布については、第三紀層を切る断層は多数あるが、第四紀に活動したことが確実なものはない。しかし、活断層が確認されていないM6クラスの地震はいつ・どこで発生してもおかしくないと考えられている。

2 気象

(1) 気候

佐世保市は年平均気温が17.2℃、年降水量が1989.0mmであり、我が国のなかでは比較的温暖・多雨の傾向を持つ。（第1表）

温暖・多雨傾向の要因は、佐世保市が南側から西側にかけて海に面しており、近海を流れる対馬海流の影響を受けていることが考えられる。

第1表 平均気温、相対湿度、日照時間、降水量の平年値

(佐世保特別地域気象観測所)

要素 \ 月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
気温	平均(℃)	7.0	7.8	11.0	15.3	19.7	23.0	26.8	28.0	24.8	20.0	14.4	9.2	17.2
相対湿度	平均(%)	63	62	63	66	70	78	79	76	71	65	66	62	68
日照時間	合計(h)	111.5	128.2	167.2	183.2	197.2	128.2	165.6	209.0	177.6	188.6	142.1	122.0	1922.9
降水量	合計(mm)	63.4	81.1	120.7	152.9	171.1	328.9	342.2	255.4	195.6	98.6	101.6	77.5	1989.0

統計期間：1991～2020年

(2) 災害に関する気象

ア 強風

災害を起こすような強風の原因には台風・低気圧・季節風・前線・竜巻・雷雨等の気象じょう乱や地形効果が加わって起こる局地風がある。佐世保市では、最大風速が10m/s以上の風は冬期の季節風、春秋の低気圧、台風等により、年間28.5日発生している。

また、最大風速が15m/s以上の強い風や20m/s以上の暴風は、台風の接近や強い冬型の気圧配置で発生することが多い(第2・3表)。

なお、風については次の事項に注意が必要である。

- (ア) 気象庁が用いる「最大風速」とは「10分間平均風速の最大値」である。
- (イ) 風速は地形や廻りの建物などに影響されることや、風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍から3倍以上になることがある。
- (ウ) 風速が2倍、3倍になると、風圧は4倍、9倍と大きくなる。

この他、長崎地方気象台では、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報を補足する情報として竜巻注意情報を発表している。

第2表 日最大風速階級別日数

(佐世保特別地域気象観測所)

階級日数 > 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
30.0m/s 以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20.0m/s 以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3
15.0m/s 以上	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.5	0.2	0.0	0.1	1.4
10.0m/s 以上	2.7	2.4	3.9	3.5	1.4	1.6	2.3	2.1	2.3	1.9	1.4	3.1	28.5

統計期間：1991～2020年

第3表 日最大風速及び日最大瞬間風速 第1位～第5位の記録

(佐世保特別地域気象観測所)

	順位	風速 (m/s)	風向 (16方位)	年月日	原因
日 最 大 風 速 統計期間 (1946/11～2024/9)	1 位	29.8	北	1951. 10. 14	台風第15号 (ルース台風)
	2 位	29.2	北	1951. 10. 15	台風第15号 (ルース台風)
	3 位	26.3	南南東	2020. 9. 7	台風第10号
	4 位	26.1	北	1950. 9. 13	台風第29号
	5 位	25.7	北	1949. 6. 21	台風第2号 (デラ台風)
	順位	風速 (m/s)	風向 (16方位)	年月日	原因
日 最 大 瞬 間 風 速 統計期間 (1951/3～2024/9)	1 位	49.3	北	2004. 10. 20	台風第23号
	2 位	43.5	北東	2006. 9. 17	台風第13号
	3 位	42.1	西	1991. 9. 27	台風第19号
	4 位	41.6	東南東	2020. 9. 7	台風第10号
	5 位	41.4	北北西	2004. 8. 30	台風第16号

イ 台風

(ア) 統計

熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼ぶが、このうち北西太平洋（赤道より北で東経180度より西の領域）または南シナ海に存在し、なおかつ低気圧域内の最大風速（10分間平均）がおおよそ17m/s（34ノット、風力8）以上のものを「台風」と呼ぶ。台風は、1991～2020年の平年値によると、年間25.1個発生し、月別の発生数は8月が5.7個と最も多い。また、日本への年間の接近数は11.7個、上陸数は3.0個である。このうち九州北部地方（山口県を含む）に接近する台風は、年間3.8個である。

(参考)

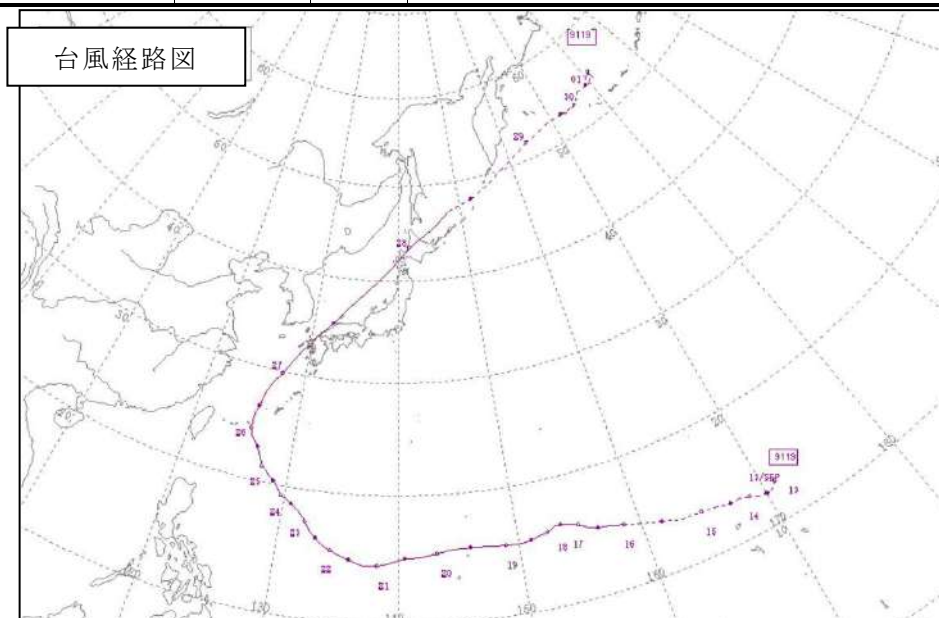
※台風の上陸とは台風の中心が北海道・本州・四国・九州の海岸線に達した場合をいう。ただし、台風の中心が小さい島や半島を横切って短時間で再び海に出る場合は通過という。

※台風の日本への接近とは、台風の中心が国内のいずれかの気象官署から半径300km以内の域内に入ることをいう。なお、九州北部地方に接近という場合は、台風の中心が九州北部地方(山口県を含む)のいずれかの気象官署から半径300km以内の域内に入ることをいう。

(イ) 主な台風記録（佐世保特別地域気象観測所）

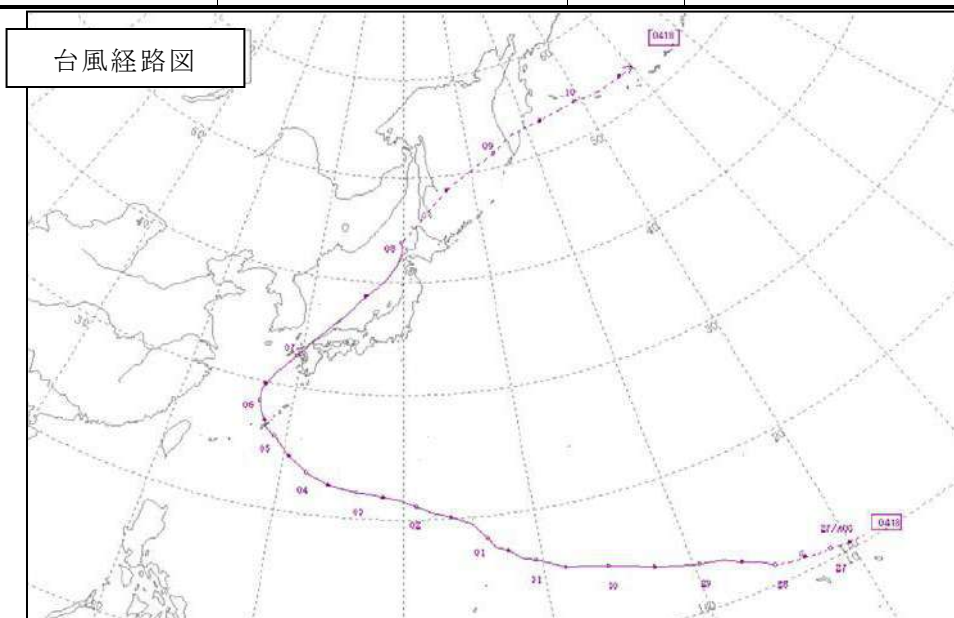
a 1991年（平成3年）台風第19号

上陸日時	平成3年9月27日16時過ぎ			上陸場所	長崎県佐世保市の南
最低海面気圧	941.1hPa（第1位）			起時	16時26分
最大風速	17.6m/s	風向	東北東	起時	15時40分
最大瞬間風速	42.1m/s	風向	西	起時	17時20分
総降水量	113.0mm	起時	26日18時00分～28日02時30分		



b 2004年（平成16年）台風第18号

上陸日時	平成16年9月7日9時半頃			上陸場所	長崎県長崎市付近
最低海面気圧	952.7hPa（第2位）			起時	09時53分
最大風速	23.7m/s	風向	西	起時	12時40分
最大瞬間風速	37.0m/s	風向	西北西	起時	12時37分
総降水量	71.0mm	起時	9月7日		



c 2004年（平成16年）台風第23号

上陸日時	平成16年10月20日13時頃			上陸場所	高知県土佐清水市付近
最低海面気圧	989.7hPa			起時	10時57分
最大風速	22.8m/s	風向	北北東	起時	11時40分
最大瞬間風速	49.3m/s（第1位）	風向	北	起時	10時57分
総降水量	106.5mm	起時	10月19日～10月20日（2日間）		

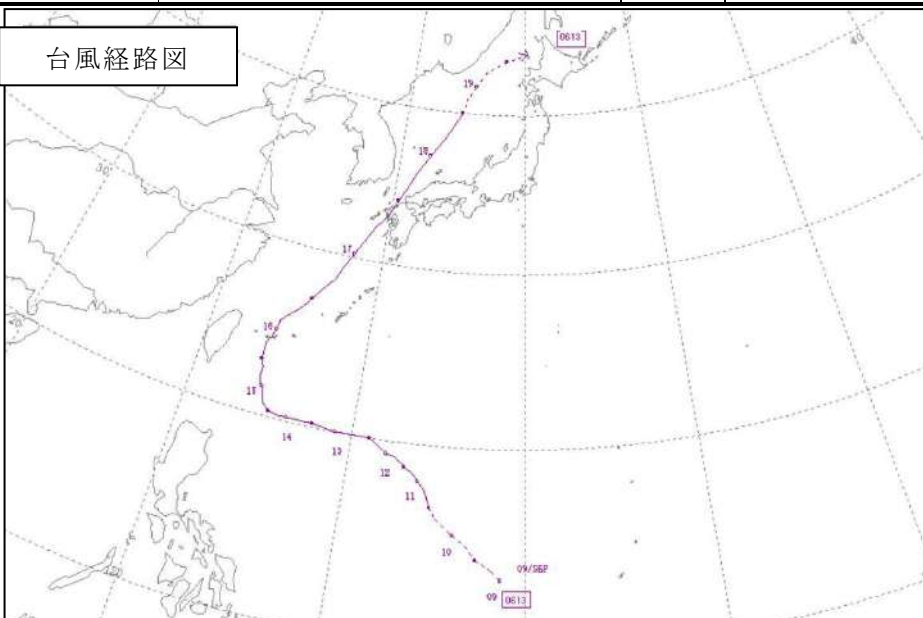
台風経路図



d 2006年（平成18年）台風第13号

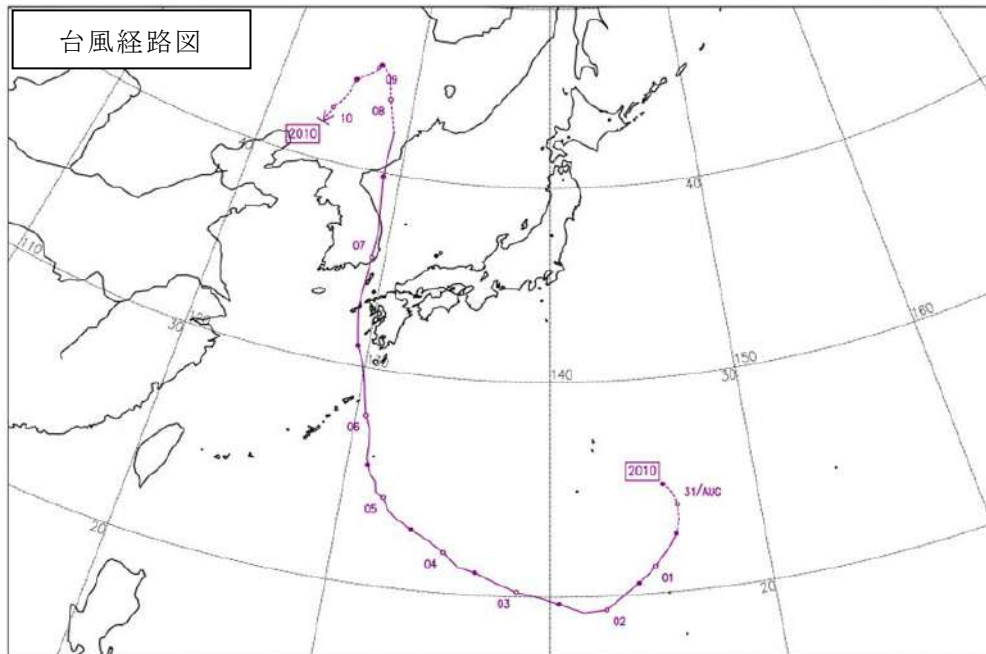
上陸日時	平成18年9月17日18時頃			上陸場所	長崎県佐世保市付近
最低海面気圧	955.0hPa（第3位）			起時	18時24分
最大風速	22.0m/s	風向	北東	起時	17時30分
最大瞬間風速	43.5m/s（第2位）	風向	北東	起時	17時26分
総降水量	65.5mm	起時	9月17日		

台風経路図



e 2020年（令和2年）台風第10号

上陸日時	-			上陸場所	
最低海面気圧	965.9hPa（第5位）			起時	3時21分
最大風速	26.3m/s（第3位）	風向	南南東	起時	4時18分
最大瞬間風速	41.6m/s（第4位）	風向	東南東	起時	3時23分
総降水量	36.0mm			起時	9月6日～9月7日（2日間）



(ウ) 台風の特性

台風が接近するとき、暴風、大雨、高潮、高波などによる甚大な災害が発生することがある。しかし、台風がもたらす暴風の吹き方や雨の降り方、高潮・高波発生のメカニズムなどを理解することにより効果的・効率的な防災対策が行える。また、気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、第4表のように風速(10分間平均)をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現している。

a 台風に伴う風の特性

一般的に台風の進行方向の右側では、台風の移動速度が加わるため、左側に比べて風が強く吹く。従って、移動速度が速い台風では、特に右側で暴風に対する警戒が必要である。

なお、実際の風の吹き方（詳細な分布）は地表面の摩擦の違いや地形の効果、周辺の気圧配置の影響も受けるため、もう少し複雑になる。また、台風が西または北側を通過するときは、時計回り（東→南→西）に風向が変化し、東または南側を通過するときは、反時計回り（東→北→西）に風向が変化する。

b 台風に伴う雨の特性

台風がもたらす雨は大量の雨が短期間（数時間から数日）のうちに広い範囲に降るため、河川が増水したり堤防が決壊したりして水害（浸水や洪水）が起こることがある。また、強い雨により山やがけが崩れたり、土石流の発生などの土砂災害も起こる。

c 高潮

台風や低気圧の中心付近では気圧が低いため、大気が海面を押し上げる力が周囲より弱くなり海面が上昇する。これを「吸い上げ効果」といい、気圧が1hPa下がると海面は1cm上昇する。

また、台風などに伴う強い風が沖から海岸に向かって吹くと、海水が海岸に吹き寄せられることにより海面が上昇する。これを「吹き寄せ効果」といい、水深が浅く風が吹いてくる方向に開いた湾では暴風による吹き寄せ効果が大きく、顕著な高潮が発生しやすくなる。

d 高波

波には、風が強いほど、長く吹き続けるほど、吹く距離が長いほど高くなるという3つの発達条件がある。台風はこの3つの条件を満たしており、例えば台風の中心付近では、10mを超える高波（有義波高）になることがある。しかも、風浪とうねりが交錯して複雑な様相の波になる。

また、うねりや台風に伴う猛烈に発達した波など、波長の長い（周期の長い）波は海岸付近で波高を増す性質がある。

(エ) 台風に関する気象情報

気象庁では、台風の位置や強さなどの実況と1日（24時間）先までの12時間刻みの予報は3時間ごとに、それより先の5日（120時間）先までの24時間刻みの予報及び5日（120時間）先までに暴風域に入る確率の分布図を6時間ごとに発表する。

また、台風が日本に接近し、影響するおそれがある場合には、台風の位置や強さなどの実況と1時間後の推定値を1時間ごとに発表するとともに、24時間先までの3時間刻みの予報を3時間ごとに発表する。

第4表 台風の階級表現

強さの階級分け

階級	最大風速
強い	33m/s（64ノット）以上～44m/s（85ノット）未満
非常に強い	44m/s（85ノット）以上～54m/s（105ノット）未満
猛烈な	54m/s（105ノット）以上

大きさの階級分け

階級	風速15m/s以上の半径
大型（大きい）	500km以上～800km未満
超大型（非常に大きい）	800km以上

第5表 日降水量階級別日数

（佐世保特別地域気象観測所）

階級別日数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
100.0mm以上	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.6	0.9	0.3	0.3	0.1	0.0	0.0	2.4
70.0mm以上	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	1.1	1.4	0.7	0.6	0.2	0.1	0.1	4.8
50.0mm以上	0.0	0.1	0.3	0.5	0.9	1.9	2.3	1.3	0.9	0.4	0.3	0.2	9.0
30.0mm以上	0.3	0.6	1.0	1.4	2.0	3.6	3.6	3.1	2.0	1.0	1.0	0.7	20.3

10.0mm以上	2.2	2.6	4.1	4.8	4.7	7.2	6.4	5.8	4.8	2.8	2.7	2.3	50.2
1.0mm以上	8.1	8.1	9.9	8.9	8.8	12.3	11.3	10.2	9.1	6.2	7.7	7.4	108.0
0.5mm以上	10.2	9.4	11.2	10.4	9.7	13.7	12.9	11.4	10.1	6.9	8.8	9.2	123.8
0.0mm以上	20.4	17.8	18.3	15.4	15.0	19.8	19.8	17.5	17.2	13.7	15.5	19.3	209.7

統計期間：1991～2020年

第6表 日降水量及び日最大1時間降水量 第1位～第5位の記録

(佐世保特別地域気象観測所)

要素・種別	順位	降水量 (mm)	年月日	気象要因
日 降 水 量	1 位	371.8	1957. 7. 25	前線（諫早水害）
	2 位	344.4	1955. 4. 15	前線
	3 位	322.5	1990. 7. 2	前線
	4 位	301.5	1989. 7. 28	台風第11号
	5 位	274.0	2020. 6. 25	前線
日最大1時 間降水量	1 位	125.1	1967. 7. 9	低気圧
	2 位	104.5	2001. 6. 23	前線
	3 位	102.4	1956. 8. 27	低気圧
	4 位	90.0	1948. 9. 11	低気圧
	5 位	87.0	2001. 9. 5	前線

統計期間：1946年11月～2024年9月

ウ 梅雨

(ア) 雨について

梅雨は、春から夏に移行する過程で、その前後の時期と比べて雨が多くなり、日照が少なくなる季節現象である。梅雨の入り・明けは、平均的に5日間程度の「移り変わり」の期間があることから、その遷移期間のおおむね中日をもって「〇〇日ごろ」と表現している。

(イ) 九州北部地方（山口県を含む）の梅雨入り・明けの平年値（1991～2020年）

梅雨入り 6月4日ごろ

梅雨明け 7月19日ごろ

(ウ) 佐世保市の6月・7月の月降水量の平年値（1991～2020年）

6月 328.9mm 7月 342.2mm

(エ) 梅雨の大雨

梅雨期の前半、前線が九州の南海上に停滞する時期は地雨性の降水が多く、前線が北上して九州北部にかかる後半には短時間の強い雨が降りやすくなる。いわゆる梅雨末期の集中豪雨である。昭和32年諫早大水害、昭和57年の長崎大水害が典型的な事例である。

また、昭和42年7月9日に発生した「昭和42年7月豪雨」では、梅雨前線や台風から変わった低気圧の影響で大雨となっている。

梅雨末期の集中豪雨が特に災害を大きくするもう一つの要因に「直前の大雨」がある。この時期は、地面が十分に水を含み保水力が減り、地面が緩んでいることが

多い。この状態における降水は全てが地表水になって流水し、山肌や崖を崩し、土石流となる。最近では山・崖崩れ、土石流、地すべり等によるいわゆる土砂災害が自然災害のなかで大きな比重を占めている。

(3) 大災害時の気象

過去に記録した大きな災害3例と長崎大水害について概要を述べる。

ア 昭和23年9月11日夜の大水害

(ア) 災害の概要

豪雨による水害で家屋の倒壊・浸水約9,000戸、死者・行方不明者70余名

(イ) 気象概況

10日、台湾付近に発生した低気圧は東シナ海を経て、11日03時には済州島付近にあり、これより温暖前線が五島を通りさらに南東に延びる。その後、低気圧は12日03時に山陰沖に進み、南西に延びる寒冷前線が07時ごろ当地方を南下した。

(ウ) 大雨の状況

雨は10日深夜から降り始め、次第に本降りとなり11日午後に入ってから強い降りが始まった。正午ごろ西方で雷鳴を観測したが1時間程度で終わった。本格的な豪雨は18時ごろから始まり12日01時過ぎまで続いたが、この間の降水量は353mmであった。21時頃から24時にかけて激しい雷が連続し一時停電した。

日降水量(当時22時日界)は11日216mm、12日218mm、毎時降水量は第7表のとおりである。

イ 昭和30年4月15～16日の土砂災害

(ア) 災害の概要

佐世保地方空前の豪雨で被害甚大、佐世保炭鉱のボタ山崩壊により炭鉱住宅6戸住11棟が埋没、死者73名。

(イ) 気象概況

4月14日華南東部に1006hPaの低気圧があり、北北東に進み杭州湾付近から東シナ海北部に出て1000 hPaに発達し、中心から南東に延びる温暖前線が15日の昼頃当地方を北上し豪雨が発生した。16日02時には閉塞前線が通過した。

(ウ) 大雨の状況

雨は14日の夕方から降り始め夜半前からは雷を伴って強い雨が断続した。

15日午前中、1時間に72mmの激しい雨があり、16時までは182mmを記録した。

その後一時弱まったが18時過ぎから再び激しくなり、21時までは58mmを記録した。

翌16日01時から03時にかけて67mmの強い雨が観測された。

佐世保炭鉱の土砂崩れは、この後の17時に突如として発生したのである。

ウ 昭和42年7月8～9日の大水害

(ア) 災害の概要

佐世保市を襲った集中豪雨は一日の降水量232.5mmに達し、死者29名、負傷者270名、被害総額74億3千万円に及ぶ未曾有の災害をもたらした災害救助法の適用を受けた。(西日本における被害は甚大で「昭和42年7月豪雨」と命名された。)

(イ) 気象概況

7日、東シナ海に北上した台風7号は、8日09時には弱い熱帯低気圧に変わり9日03時には女島の南海上に接近、09時に温帯低気圧となり、午前中に五島付近を通過した。その後この低気圧は九州北部に停滞していた梅雨前線を急速に東北東に

進み、10日早朝には鹿島灘に抜けた。

(ウ) 大雨の状況

8日から続いていた雨は9日07時ごろから次第に強くなり、遠雷が観測された。09時頃からは、激しい雷雨となった。11時過ぎから雨はどしゃ降りとなった。

この大雨は13時10分まで続いた。13時30分には小雨となり、西方に青空が広がりはじめ、14時50分に雨は止んだ。

11時から14時までの3時間に186mmの降水量を記録した。

エ (参考) 昭和57年7月豪雨(長崎大水害)

(ア) 災害の概要

昭和57年7月23日から25日にかけて、長崎市など県南部を中心に記録的な豪雨となり、死者・行方不明者合わせて299名、重軽傷者805名、被害総額3千億円を上回る甚大な災害が発生した。

(イ) 気象概況

低気圧が華中方面から済州島付近へ東進してきたのに伴い、これから南東に延びる梅雨前線の活動が活発になったもので、大雨は23日の昼頃に対馬方面で始まり、しだいに南下して夕刻には平戸市付近、夜に入って長崎市付近で猛威を振るった後、24日には島原半島から熊本県方面へと移っていった。

(ウ) 大雨の状況

総降水量は600mmを越えたところもあり、また日降水量をとってみても長崎の448mm(28日)がこれまでの記録を大幅に更新するものであったが、それにもまして災害を大きくした原因は、1時間あたり100mm前後の猛烈な雨が3時間あまりも続いたことであった。

第7表 大災害時の毎時降水量

(佐世保特別地域気象観測所)

時 日	S 2 3 年 9 月		S 3 0 年 4 月		S 4 2 年 7 月		S 5 7 年 7 月	
	1 1 日	1 2 日	1 5 日	1 6 日	8 日	9 日	2 3 日	2 4 日
1	5	65	7	5	—	3	0.0	4.0
2	2	1	7	19	—	1	0.0	6.5
3	1	0	3	48	—	1	0.0	2.5
4	1	—	1	5	0	2	0.0	0.0
5	0	1	2	1	1	4	0.5	0.5
6	7	1	7	0	2	2	0.5	0.0
7	8	3	3	—	24	5	0.5	0.0
8	0	7	2	—	41	10	0.5	2.5
9	0	—	1	0	8	2	0.5	2.0
10	—	—	2	0	22	10	1.5	3.0
11	1	—	39	0	14	7	0.5	—
12	1	—	59	0	0	26	0.0	—
13	3	—	21	0	0	125	1.5	0.0
14	2	—	28	1	0	35	1.0	0.0
15	26	—	23	1	1	0	1.0	1.5

時 日	S 2 3 年 9 月		S 3 0 年 4 月		S 4 2 年 7 月		S 5 7 年 7 月	
	1 1 日	1 2 日	1 5 日	1 6 日	8 日	9 日	2 3 日	2 4 日
16	2	—	12	17	0	—	1.5	1.0
17	—	—	7	13	0	—	13.5	0.0
18	1	—	5	2	1	—	44.0	3.5
19	37	—	22	5	0	—	34.5	0.0
20	62	—	17	3	0	—	36.5	—
21	46	—	19	0	0	—	14.0	—
22	9	—	3	3	0	—	35.5	—
23	46	—	2	3	2	—	1.0	—
24	88	—	7	0	3	—	12.0	—
日 降 水 量	216	218	299	126	119	233	200.5	27.0
最 大 1 時 間	90 mm		72mm		125 mm		55.5 mm	
降 水 起 日 時 間	11日23時40分		15日11時35分		9日13時10分		23日18時30分	

3 地震・津波

(1) 地震

佐世保市（佐世保特別地域気象観測所）においては、1947年の観測開始から2022年までに震度1以上が観測された地震は119回である。最大震度は震度4で、これは2005年3月20日の福岡県北西沖の地震（M7.0）によるものである。2016年4月の熊本県熊本地方の地震は、最大震度は震度3であった。

佐世保市を含む県北部は比較的地震活動が穏やかなところであるが、周辺（県外を含む）で過去にはM6～7の地震が発生しており、2016年4月の熊本県熊本地方で最大M7.3の地震が発生した。

第8表 佐世保市における震度1以上の地震の回数（1947～2023年）

震度階級	震度1	震度2	震度3	震度4	震度5弱以上
回数	87	28	4	1	0

佐世保測候所 大黒町（1947～2001年）

佐世保特別地域気象観測所 千尽町（2002～2023年）

(2) 津波

佐世保市は過去における津波の被害は少ないが、沿岸に位置するため津波について常に注意を払わなければならない。

最近では2011年3月11日、三陸沖で発生した地震（「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」）により津波を観測した。

第9表 佐世保市における津波の観測値（最大値）

地点	観測値	観測日時
佐世保（海上保安庁）	68cm	2011年3月11日21時52分

（1947年～2023年）

第2節 社会条件

【西部ガス・九州電力送配電・財務部・水道局・企画部】

1 市勢の概況

本市は、九州の北西端、長崎県の北部に位置する。市中心部から長崎市までは約80km、福岡市まで約100km、東京まで約1,000km、中国上海市まで約800kmの位置にある。

総面積は県全体の約10%にあたる426.01km²を有している。市内では烏帽子岳（568m）や将冠岳（443m）等の山系が連なり、臨海部ではリアス式海岸が形成され、各所に半島や岬が見られる。このリアス式海岸と大小の島々が織り成す複雑な自然景観は、西海国立公園「九十九島」として称賛されている。気象条件は、対馬暖流の影響を受け、年平均気温16.9度（平成26年）、年平均降水量約2,200mm（平成26年）と温暖な気候である。都市としての発展の歴史をみると、明治19年に旧海軍の鎮守府と軍港の設置が決定されてから急速に発展し、明治35年に村から一挙に市となった。以降、昭和、平成の合併を経て現在の市域となる。

人口は昭和35年の約262,000人をピークに、その後は250,000人前後で推移していたが、旧6町との合併を経て、現在は約237,000人となっている。戦後は平和産業港湾都市として、造船や炭鉱を柱にした発展を経て、現在は造船等の製造業とともに県北地域の商業・サービス業の中心都市となっている。

2 人口

令和6年1月1日現在（令和2年国勢調査を基にした推計人口）

地域別	世帯数	人口
本庁	35,339	76,165
吉井支所	1,948	4,835
世知原支所	1,107	2,773
宇久行政センター	997	1,686
小佐々支所	2,148	5,469
江迎支所	1,929	4,683
鹿町支所	1,596	4,023
相浦支所	12,146	27,224
中里皆瀬支所	4,573	11,475
黒島支所	192	326
大野支所	7,488	16,865
柚木支所	1,422	3,638
日宇支所	11,677	26,781
早岐支所	13,776	31,091
江上支所	3,098	7,132
針尾支所	795	2,290
三川内支所	1,405	3,481
宮支所	1,613	3,290
合計	103,249	233,227

3 交通事情

佐世保駅はJR佐世保線の終着駅であり、県北地区へは第3セクターの松浦鉄道により、長崎へはJR大村線により連結している。また、三浦地区の鯨瀬栈橋及び万津栈橋は離島

航路の発着基地になっている。

国県道による隣接地域との主要アクセスは、高規格自動車専用道・西九州自動車道、国道３５号、２０２号、２０４号、２０５号、４９８号、主要地方道・佐世保嬉野、佐世保日野松浦、佐世保吉井松浦の各線、一般県道・佐世保鹿町、佐世保世知原の各線により連結している。国道３５号、２０４号は市内を南北に貫く幹線道路であるが、地形の制約から、幅員が狭隘で朝夕の交通混雑の一因となっている。

４ ライフラインの状況

(1) 水道

令和５年度末において、水道普及率は９９．８％である。

(2) 下水道

令和５年度末において、下水道普及率は６１．１％である。

(3) ガス

令和５年度末において、都市ガス普及率は３６．４％である。

(4) 電気

市内の電気の普及率は１００％である。

５ 建物の状況

本市にある建物棟数は、令和３年１月１日現在、１４９，４７１棟でこのうち木造建物は８１．０２％である。

第 2 編 災 害 予 防 計 画

第 1 章	水害予防に関する計画
第 2 章	地震災害予防に関する計画
第 3 章	その他災害予防に関する計画
第 4 章	資材器材等の整備に関する計画
第 5 章	気象伝達に関する計画
第 6 章	訓練に関する計画
第 7 章	地域防災力の向上に関する計画
第 8 章	防災知識の普及に関する計画
第 9 章	避難行動支援者に関する計画
第 10 章	要配慮者に関する計画
第 11 章	ボランティアに関する計画

第2編 災害予防計画

災害予防計画は、防災関係の事業又は業務の整備を行い、災害を未然に防止し、また、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

第1章 水害予防に関する計画

第1節 河川等の予防対策計画

第2節 耕地等の予防対策計画

第1節 河川等の予防対策計画

【長崎県・土木部・港湾部】

河川等の水害予防として、次のような対策を実施する。

1 治水整備

- (1) 河川 洪水、はん濫等の防止のため、準用河川及び普通河川の改良を行う。また、二級河川についても、県の計画に協力し整備を促進する。
- (2) 水路 市街地等の出水を防止するため、都市下水路及び雨水渠（公共下水道）を整備する。また、公簿上の水路及び側溝等についても、整備を促進する。
- (3) 開発 土地開発や宅地造成等による流出量の増大は、河川や既存排水施設に大きな負荷が生じるおそれがあるので、十分な指導・監理を行う。

2 河川環境の整備

- (1) 維持 河川を適切に監視し、流水を阻害する川底の泥や草木は浚渫や除草を行い、その機能維持を図る。
- (2) 補修 護岸等の河川管理施設が損傷した場合、迅速に補修を行う。また、施設の補強を要する場合は、速やかに処理する。
- (3) 管理 河川敷に設置された工作物については、許可の要件及び機能を監視し、適切な指導・監理を行う。

3 重要水防箇所（河川）

重要水防箇所とは、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所であり、下記重要採択基準にて、重要水防区域を定めることとする。

(1) 県管理重要水防箇所（二級河川）・・・第1表

〈重要水防区域採択基準〉

ア 計画高水規模の洪水の水位が現況の堤防を越える箇所。

イ 堤防箇所で起訴地盤の軟弱による法面崩壊や急激な沈下等により決壊する危険が予想されるもの。

ウ 水衝部であって洪水時に急激に基礎部が洗堀され、崩壊する危険が予想されるも

の。

- エ 背後部に市街地（家屋隣接及び商工業地等）があり被害が予想される箇所。
- オ 背後地に公共施設鉄道や主要道路等があり被害が予想される箇所。
- カ 背後地に避難箇所や要配慮者施設があり被害が予想される箇所。
- キ 出水期間中に堤防を掘削する工事箇所又は仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。

(2) 市町管理重要水防箇所（準用河川・普通河川）・・・第2表

〈重要水防区域採択基準〉

- ア 既往水害で被災した未復旧の箇所。
- イ 未改修河川で過去に越水、浸食した箇所
- ウ 既設堤防護岸が低く時間雨量60mm程度で浸水、越水の予想される箇所。
- エ 土石流の顕著な河川で河床埋没のため、破壊要素の強い箇所。
- オ 水衝部であって洪水時急激に基礎部が掘削され、破壊崩壊要素の強い箇所。
- カ 河川沿い重要道路が被災すれば交通上重大な支障をもたらすことが予想される箇所。
- キ 改修済であるが、異常埋塞等により甚だしく川積が縮小されている箇所又は、宅地開発等により状況変化の著しい箇所。

4 海岸保全施設整備事業

(1) 高潮対策

高潮、波浪、津波の海水による災害を防除するため、新設または改良を行う。

(2) 浸食対策

波浪による海岸の浸食または災害を防除するため、新設または改良を行う。

(3) 局部改良

事業規模が小さい箇所において、原則として単年度に完成し早急に事業の効果を発揮することを目的として、新設または改良を行う。

(4) 重要水防区域（海岸）・・・第3表

〈重要水防区域採択基準〉

- ア 既往の波浪で被災した未復旧の箇所。
- イ 未改修海岸で、過去に波浪のため越波浸水した箇所。
- ウ 既設海岸堤防、護岸が低く時間風速15m/s程度で越波浸水する箇所。
- エ 浸食の顕著な海岸で、急激に基礎部が洗掘され施設が崩壊する予想のある箇所。
- オ 海岸沿いの重要道路が、越波により洗掘され交通上重大な支障を及ぼすと予想される箇所。
- カ 河口部で高潮により人家、公共施設に大きい被害が予想される箇所。

第1表 重要水防箇所（県管理）

河川名		延長 (m)	重要水防区域		重要度	予想される 事態	水防 工法	予想される 被害程度
			町名	位 置				
宮村川	右	1,100	南風崎町	海より1号鉄道橋下流100m	A	溢水	積土	①130 ②50 ③2,940 ④250
	左	2,000	荻坂町	海より朝日橋上流150m		溢水、決壊	積土	
	右	2,300	城間町	鉄道橋下流100mより四郎丸橋下流150m	B	溢水、決壊	積土	
	左	1,600	荻坂町	朝日橋上流150mより四郎丸橋上流50m		溢水、決壊	積土	
日宇川	右	1,760	瀬道町	四郎丸橋下流150mより上流端	C	溢水、決壊	積土	
	左	1,560	瀬道町	四郎丸橋上流50mより上流端		溢水、決壊	積土	
	右	2,900	黒髪町	海より木場橋上流200m	A	溢水、決壊	積土	
	左	3,700	黒髪町	海より葦橋上流100m		溢水、決壊	積土	
犬尾川	右	1,700	黒髪町	木場橋上流200mより猫山ダム	B	溢水、決壊	積土	①2,450 ②10 ③1,700 ④300
	左	300	黒髪町	葦橋上流100mより猫山橋上流50m		溢水	積土	
	右	930	黒髪町	猫山ダムより上流端	C	溢水、決壊	積土	
	左	1,530	黒髪町	猫山橋上流50mより上流端		溢水、決壊	積土	
黒髪川	右	1,480	黒髪町	日宇川合流点より上流端	A	溢水、決壊	積土	①82②1.2 ③300
	左	1,480	黒髪町	日宇川合流点より上流端		溢水、決壊	積土	
西竜川	右	60	黒髪町	日宇川合流点より黒髪橋	A	溢水、決壊	積土	①8 ②230
	左	60	黒髪町	日宇川合流点より黒髪橋		溢水、決壊	積土	
	右	260	黒髪町	黒髪橋より上流260m	B	溢水、決壊	積土	
	左	260	黒髪町	黒髪橋より上流260m		溢水、決壊	積土	
佐世保川	右	1,420	大和町	日宇川合流点より上流端	A	溢水、決壊	積土	①50②1.2 ③300
	左	1,420	大和町	日宇川合流点より上流端		溢水、決壊	積土	
相浦川	右	4,500	春日町	海より山の田橋上流250m	A	溢水、決壊	積土	①2,396 ②0.05 ③7,760
	左	4,500	春日町	海より山の田橋上流250m		溢水、決壊	積土	
	右	720	桜木町	山の田橋上流250mより上流端	B	溢水、決壊	積土	
	左	720	桜木町	山の田橋上流250mより上流端		溢水、決壊	積土	
久保仁田川	右	1,200	大湊町	河口より敷島橋上流150m	B	溢水、決壊	積土	
	左							
	右	600	日野町	河口より河口上流400m	C	溢水、決壊	積土	
	左							
	右	1,500	相浦町	敷島橋上流150mより相浦橋上流100m	A	溢水、決壊	積土	
	左	4,800	木宮町	河口上流400mより中里橋上流350m		溢水、決壊	積土	
	右	1,300	相浦町	相浦橋上流100mより中里橋下流50m	C	溢水、決壊	積土	
	左							
	右	5,600	大野町	中里橋下流50mより田原橋上流200m	A	溢水、決壊	積土	
	左							
	右	2,300	瀬戸越町	中里橋上流350mより吉岡橋上流400m	B	溢水、決壊	積土	
	左							
	右	1,600	吉岡町	吉岡橋上流400mより左石橋	A	溢水、決壊	積土	
	左							
野中川	右	1,900	柚木元町	田原橋上流200mより元角虫橋下流250m	B	溢水	積土	①121 ②25 ③2,150
	左	1,100	瀬戸越町	左石橋より双ッ岩橋上流100m		溢水	積土	
	右	1,800	柚木町	元角虫橋下流250mより柚木橋下流50m	A	溢水、決壊	積土	
	左	3,400	柚木町	双ッ岩橋上流100mより柚木橋下流50m		溢水、決壊	積土	
	右	3,700	川谷町	柚木橋下流50mより川谷橋上流100m	C	溢水、決壊	積土	
	左	3,700	川谷町	柚木橋下流50mより川谷橋上流100m		溢水、決壊	積土	
	右	1,200	里美町	29号橋上流50mより石ノ倉橋上流700m	C	溢水、決壊	積土	
	左	1,200	里美町	29号橋上流50mより石ノ倉橋上流700m		溢水、決壊	積土	
	右	100	柚木町	相浦川合流点より南藤橋上流50m	B	溢水	積土	
	左	100	小舟町	相浦川合流点より南藤橋上流50m		溢水	積土	
	右	500	柚木町	南藤橋上流50mより6号橋	C	溢水、決壊	積土	
	左	500	小舟町	南藤橋上流50mより6号橋		溢水、決壊	積土	
	右	2,400	小川内町	相浦川合流点から大原橋下流100m	B	溢水、決壊	積土	
	左	2,600	白仁田町	相浦川合流点から大原橋下流100m		溢水、決壊	積土	
野中川	右	500	小川内町	大原橋下流100mから9号堰	C	溢水、決壊	積土	
	左	1,000	白仁田町	大原橋下流100mから菰田貯水池		溢水、決壊	積土	
	右	100	皆瀬町	相浦合流点から2号橋	A	溢水	積土	
	左	400	野中町	相浦合流点から6号橋		溢水	積土	
野中川	右	300	野中町	2号橋から野中橋上流70m	B	溢水、決壊	積土	
	左							
	右	458	十文野町	野中橋上流70mから上流端	C	溢水、決壊	積土	
	左	200	野中町	6号橋から11号橋上流30m		溢水、決壊	積土	

河川名		延長 (m)	重要水防区域		重要度	予想される 事態	水防 工法	予想される 被害程度
			町名	位 置				
里見川	右	100	野中町	相浦川合流点から里見橋上流100m	B	溢水	積土	
	左	200	原分町	相浦川合流点から2号橋		溢水、決壊	積土	
	右	664	楠木町	里見橋上流100mから上流端	C	溢水、決壊	積土	
黄斑川	右	564	原分町	2号橋から上流端		溢水、決壊	積土	
	左	455	踊石町	小川内川合流点より5号橋上流55m	A	溢水	積土	
	左	455	踊石町	小川内川合流点より5号橋上流55m		溢水、決壊	積土	
高尾川	右	271	柚木元町	相浦川合流点より上流端	B	溢水、決壊	積土	
	左							
	右	271	柚木元町	相浦川合流点より上流端	A	溢水、決壊	積土	
大野川	右	490	原分町	相浦川合流点より8号橋上流100m	A	溢水、決壊	積土	
	左	490	松瀬町	相浦川合流点より8号橋上流100m		溢水、決壊	積土	
三本木川	右	300	柚木町	牟田川合流点より8号橋	A	溢水、決壊	積土	
	左	420	柚木町	牟田川合流点より西加戸橋		溢水、決壊	積土	
	右	120	柚木町	8号橋より西加戸橋	B	溢水	積土	
牟田川	右	500	柚木町	相浦川合流点より2号堰	A	溢水	積土	
	左	500	柚木町	相浦川合流点より2号堰	B	溢水、決壊	積土	
	右	200	上柚木町	2号堰より3号堰下流100m		溢水、決壊	積土	
池野川	右	300	大野町	相浦川合流点より8号橋下流20m	B	溢水、決壊	積土	A60 B25 C250
	左	524	松瀬町	相浦川合流点より上流端		溢水、決壊	積土	
	右	224	松瀬町	8号橋下流20mより上流端	C	溢水	積土	
小野川	右	1,900	小野町	相浦川合流点より小野川橋	A	溢水、決壊	積土	A50 B15 C2,300
	左	1,900	小野町	相浦川合流点より小野川橋		溢水、決壊	積土	
	右	700	小野町	小野川橋より小野橋下流80m	B	溢水、決壊	積土	
日野川	右	537	小野町	小野橋下流80mより上流端	C	溢水、決壊	積土	A800B6 C6,200
	左	1,237	小野町	小野川橋より上流端		溢水、決壊	積土	
	右	2,332	日野町	相浦川合流点より上流端	A	溢水、決壊	積土	
新田川	右	2,332	日野町	相浦川合流点より上流端		溢水、決壊	積土	
	左	1,000	川下町	相浦川合流点より川下橋下流40m	A	溢水、決壊	積土	A18 B25 C1,200
	右	300	椎木町	相浦川合流点より中1号橋下流50m		溢水	積土	
金田川	右	200	川下町	川下橋下流40mより道貫橋上流120m	B	溢水、決壊	積土	
	左	2,046	新田町	中1号橋下流50mより上流端		溢水、決壊	積土	
	右	1,146	新田町	道貫橋上流120mより上流端	C	溢水、決壊	積土	
小森川	右	700	広田1丁目	河口より上宮崎橋	A	溢水、決壊	積土	A138 B80 C6,500 D2,000
	左	600	広田3丁目	河口より宮崎橋上流50m		溢水、決壊	積土	
	右	500	広田1丁目	上宮崎橋より碧水橋下流50m	B	溢水、決壊	積土	
金田川	右	600	重尾町	宮崎橋上流50mより碧水橋下流50m		溢水	積土	
	左	1,700	重尾町	碧水橋下流50mより小曲橋下流100m	C	溢水、決壊	積土	
	右	1,800	重尾町	碧水橋下流50mより小曲橋		溢水、決壊	積土	
小森川	右	800	重尾町	小曲橋下流100mより金石橋下流50m	B	溢水、決壊	積土	A3,100 B575 C4,980 D1,000
	左	800	重尾町	小曲橋より金石橋上流80m		溢水、決壊	積土	
	右	418	重尾町	金石橋下流50mより上流端	A	溢水、決壊	積土	
小森川	右	318	重尾町	金石橋上流80m上流端		溢水、決壊	積土	
	左	100	早岐町	潮入橋より潮入橋上流100m	A	溢水	積土	A3,100 B575 C4,980 D1,000
	右	200	広田町	潮入橋より潮入橋上流200m		溢水	積土	
小森川	右	4,400	新替町	潮入橋上流100mより新替橋	B	溢水、決壊	積土	
	左							
	右	4,200	塩浸町	潮入橋上流200mより新替橋下流50m	C	溢水、決壊	積土	
小森川	右	100	塩浸町	新替橋下流100mより新替橋	B	溢水、決壊	積土	A3,100 B575 C4,980 D1,000
	左							
	右	1,700	三川内本町	新替橋より今福橋上流400m	C	溢水、決壊	積土	
小森川	右	2,000	新行江町	新替橋より今福橋上流700m		溢水、決壊	積土	
	左				B	溢水、決壊	積土	A3,100 B575 C4,980 D1,000
	右	1,100	吉福町	今福橋上流400mより清水瀬橋上流50m		溢水、決壊	積土	
小森川	右	200	吉福町	今福橋上流700mより今福橋上流900m	B	溢水、決壊	積土	
	左					溢水、決壊	積土	
	右	2,522	横手町	清水瀬橋上流50mより横手橋	C	溢水、決壊	積土	A3,100 B575 C4,980 D1,000
	左	3,122	横手町	今福橋上流900mより横手橋		溢水、決壊	積土	

河川名		延長 (m)	重要水防区域		重要度	予想される 事態	水防 工法	予想される 被害程度
			町名	位 置				
鷹巣川	右	100	権常寺町	小森川合流点より下の原ダム	C	溢水、決壊	積土	
	左	100	権常寺町	小森川合流点より下の原ダム		溢水、決壊	積土	
日出川	右	400	三川内本町	小森川合流点より百年橋上流250m	C	溢水、決壊	積土	
	左	200	三川内本町	小森川合流点より百年橋上流50m		溢水、決壊	積土	
江永川	右	800	江永町	小森川合流点より江永ダム	B	溢水、決壊	積土	A59B0.5 C500
	左	800	江永町	小森川合流点より江永ダム		溢水、決壊	積土	
早岐川	右	900	早岐2丁目	河口より8号橋	A	溢水、決壊	積土	A121 B1,300 C300
	左	800	早岐1丁目	河口より2号鉄道橋		溢水	積土	
	右	600	早苗町	8号橋より花高橋下流50m	B	溢水	積土	
	左	900	早苗町	2号鉄道橋より国道		溢水	積土	
	右	500	上原町	花高橋下流50mより祝田橋	A	溢水	積土	
	左	100	上原町	国道より上流100m		溢水	積土	
福石川	右	200	上原町	国道より上流100mより祝田橋	B	溢水	積土	
	左	800	上原町	祝田橋より上原水源池	C	溢水	積土	
	左	800	上原町	祝田橋より上原水源池		溢水	積土	
福石川	右	1,952	木風町	河口より湯船橋	A	溢水、決壊	積土	
	左	1,952	木風町	河口より湯船橋		溢水、決壊	積土	
佐々川	右	700	小佐々町	河口上流400mより見返橋下流100m	B	溢水	積土	A1,380 B361 C13,050 D1,300
	左				C			
	右	2,200	吉井町	正興寺橋より吉井橋		溢水、決壊	積土	
	左	4,200	吉井町	小春町上流300mより校門橋上流50m	A	溢水、決壊	積土	
	右	900	吉井町	吉井橋より校門橋上流50m		溢水、決壊	積土	
	左	4,600	世知原町	校門橋上流50mより太田橋	C	溢水、決壊	積土	
福井川	左	4,600	世知原町	校門橋上流50mより太田橋		溢水、決壊	積土	
	右	5,500	世知原町	太田橋より砂防堰堤	B	溢水、決壊	積土	
	左	5,500	世知原町	太田橋より砂防堰堤		溢水、決壊	積土	
福井川	右	800	吉井町	佐々川合流点より田の元下流50m	C	溢水、決壊	積土	A35 B0.5 C1,500
	左				B			
	右	4,200	吉井町	佐々川合流点より内裏橋上流170m		溢水、決壊	積土	
北川内川	右	4,999	吉井町	田の元下流50mより狸山橋上流580m	A	溢水、決壊	積土	
	左	1,599	吉井町	内裏橋上流170mより狸山橋上流580m		溢水、決壊	積土	
北川内川	右	300	世知原町	佐々川合流点より上流端	B	溢水、決壊	積土	A20 B6.5 C350
	左	300	世知原町	佐々川合流点より上流端		溢水、決壊	積土	
路木場川	右	2,052	世知原町	鞘之元橋上流50mより中通橋上流1850m	C	溢水、決壊	積土	
	左	2,052	世知原町	鞘之元橋上流50mより中通橋上流1850m		溢水、決壊	積土	
鍋田川	右	700	世知原町	佐々川合流点より床並橋上流120m	A	溢水、決壊	積土	A2
	左	700	世知原町	佐々川合流点より床並橋上流120m		溢水、決壊	積土	
鍋田川	右	300	世知原町	佐々川合流点より上流300m	C	溢水、決壊	積土	A4B1.4 C100
	左	300	世知原町	佐々川合流点より上流300m		溢水、決壊	積土	
小佐々川	右	200	小佐々町	河口より河口上流200m	B	溢水、決壊	積土	A23 B10 C47
	左	800	小佐々町	河口上流200mより2号橋上流40m	C	溢水、決壊	積土	
	右	400	小佐々町	河口より河口上流400m		溢水、決壊	積土	
つづら川	右	2,300	小佐々町	河口上流400mより7号橋下流100m	B	溢水、決壊	積土	A15 B0.5 C300
	左	100	小佐々町	小佐々川合流点より前川橋上流20m	B	溢水、決壊	積土	
竹田川	右	600	小佐々町	前川橋上流20mよりつづらダム		溢水、決壊	積土	
	左	700	小佐々町	小佐々川合流点よりつづらダム	C	溢水、決壊	積土	
竹田川	右	200	小佐々町	河口より西川内橋上流120m	A	溢水、決壊	積土	A15 B7 C250
	左	1,200	小佐々町	河口より4号橋下流80m	B	溢水、決壊	積土	
	右	600	小佐々町	西川内橋上流120mより浜田橋上流50m		溢水、決壊	積土	
	左	1,069	小佐々町	4号橋下流80mより竹田橋上流300m	C	溢水、決壊	積土	
上矢岳川	右	1,469	小佐々町	浜田橋上流50mより竹田橋上流300m		溢水、決壊	積土	
	左	300	小佐々町	河口より矢岳橋上流110m	B	溢水	積土	
上矢岳川	右	200	小佐々町	河口より矢岳橋上流10m		溢水	積土	A30 B10 C100
	左	1,217	小佐々町	矢岳橋上流110mより上流端	C	溢水、決壊	積土	
江端川	右	1,317	小佐々町	矢岳橋上流10mより上流端		溢水	積土	
	左	500	宇久町	江端橋より観音橋	B	溢水、決壊	積土	

河川名		延長 (m)	重要水防区域		重要度	予想される 事態	水防 工法	予想される 被害程度
			町名	位 置				
江端川	右 左	400	宇久町	江端橋より観音橋下流100m	C	溢水、決壊	積土	
江迎川	右	900	江迎町	江迎大橋より江迎橋下流100m	B	溢水、決壊	積土	A120 B1.0 C1,300
	右	1,000	江迎町	江迎橋下流100mより高岩橋上流100m	A	溢水、決壊	積土	
	右	2,600	江迎町	江迎大橋より赤坂橋	B	溢水、決壊	積土	
	左	800	江迎町	高岩橋上流100mより赤坂橋		溢水、決壊	積土	
	右	4,900	江迎町	赤坂橋より常田橋	C	溢水、決壊	積土	
	左	4,800	江迎町	赤坂橋上流100mより常田橋		溢水、決壊	積土	
嘉例川	右	600	江迎町	江迎川合流点より小森橋上流100m	B	溢水、決壊	積土	A250 C1,150
	左	300	江迎町	江迎川合流点より嘉例橋上流100m		溢水	積土	
	右	900	江迎町	小森橋上流100mより兎田橋上流100m	C	溢水、決壊	積土	
山の田川	左	1,200	江迎町	嘉例橋上流100mより兎田橋上流100m		溢水	積土	
	右	3,143	江迎町	江迎川との合流点より露切橋まで	C	溢水、決壊	積土	A3B1.3 C250
坂瀬川 (1/2)	左	3,143	江迎町	江迎川との合流点より露切橋まで		溢水、決壊	積土	
	右	3,249	江迎町	松浦市との境より北田橋上流600m	C	溢水	積土	A2B20 C400
鹿町川	左	3,276	江迎町	平戸市との境より北田橋上流600m		溢水	積土	
	右	4,100	鹿町町	竜神橋上流200mより雲中野橋	C	溢水、決壊	積土	A20 C1000
	左	1,500	鹿町町	土肥の浦橋上流100mより6号橋下流100m		溢水、決壊	積土	
	右	500	鹿町町	雲中野橋より上流端	B	溢水、決壊	積土	
	左	2,200	鹿町町	6号橋下流100mより上流端		溢水、決壊	積土	
杉谷川	右	800	鹿町町	鹿町川合流点より5号橋	C	溢水、決壊	積土	A23 C500
	左	800	鹿町町	鹿町川との合流点より5号橋	B	溢水、決壊	積土	
大加勢川	右 左	1,175	鹿町町	河口より新開橋	C	溢水、決壊	積土	A38B1.5 C380
樋口川	右	200	鹿町町	河口より弥生橋上流30m	B	溢水、決壊	積土	A32 B2 C330
	左	400	鹿町町	弥生橋上流30mより樋口ダム	C	溢水、決壊	積土	
	右	600	鹿町町	河口より樋口ダム		溢水	積土	
高峰川	右	200	吉井町	笛の川橋下流100mより笛の川橋	A	溢水、決壊	積土	A15 B10 C1,000
	左	1,400	吉井町	笛の川橋より高峰橋上流140m	C	溢水、決壊	積土	

<重要度について>

重要水防区域 A（水防上最も重要な区間）

重要水防区域 B（水防上重要な区間）

重要水防区域 C（要注意区間）

①家屋(戸) ②道路(m)

第2表 重要水防箇所（市町管理）準用河川

③耕地(ha) ④鉄道(m)

河川名		重要水防区域		予想される 事態	水防 工法	予想される 被害程度
		区 域	延長(m)			
真申川	右	下本山～海	1,612	溢水	積土	A10B1 C500
	左	下本山～海	1,612			
田の頭川	右	江上町～海	550	溢水	積土	A14B10 C350
	左	江上町～海	550			
新田川	右	竹辺町275番地先～新田町672番地先	780	溢水	積土	A67B53 C4,700
	左	竹辺町425番地先～新田町618-19番地先	780			
母ヶ浦川	右	母ヶ浦ため池～小野川合流点	950	溢水	積土	A15B15 C440
	左	母ヶ浦ため池～小野川合流点	950			
天神川	右	沖新町～日宇川	540	溢水	積土	A5 C0.5
	左	天神町～日宇川	540			
光月川	右	宮地町60-13番地先～佐世保川合流地点	520	溢水	積土	A50 C1,000
	左	宮地町97-1番地先～佐世保川合流地点	520			
福浦川	右	宇久町小浜3635-1地先～宇久町小浜4303番地先	1,250	溢水 決壊	積土	A5B3.5 C300
	左	宇久町小浜3635-1地先～宇久町小浜4303番地先	1,250			

①家屋(戸) ②道路(m)

第2表 重要水防箇所(市町管理) 普通河川

③耕地(ha) ④鉄道(m)

河川名		重要水防区域		予想される 事態	水防 工法	予想される 被害程度
		区 域	延長(m)			
直谷川	右	吉井町直谷1279-6～福井川合流点	100	溢水	積土	①36②1 ③100
	左	吉井町直谷1279-6～福井川合流点	100			
白岩川	右	下本山町～合流点	100	溢水	積土	①5 ③50
	左	下本山町～合流点	100			
黒橋川	右	原分町～合流点	100	溢水	積土	①5
	左	原分町～合流点	100			
紋珠川	右	瀬戸越町～合流点	100	溢水	積土	①4
	左	瀬戸越町～合流点	100			
堺木川	右	横尾町～国道204号	200	溢水	積土	①10 ③100
	左	横尾町～国道204号	200			
春日川	右	春日町～佐世保川	1,120	溢水	積土	①15 ③750
	左	春日町～佐世保川	1,120			
大開川	右	保立町～合流点	200	溢水	積土	①5 ③30
	左	保立町～合流点	200			
折橋川	右	折橋町～宮田町	200	溢水	積土	①10
	左	折橋町～宮田町	200			
須佐川	右	須佐町～合流点	300	溢水	積土	①5
	左	須佐町～合流点	300			
馬氏川	右	山祇町～峰坂町	400	溢水	積土	①5
	左	山祇町～峰坂町	400			
次郎田川	右	大塔自動車学校～海	400	溢水	積土	①5②0.5 ③200
	左	大塔自動車学校～海	400			
天神川	右	天神町～日宇川	660	溢水	積土	①25 ③600
	左	天神町～日宇川	660			
松の子川	右	日宇川～篠崎クリーニング上	200	溢水	積土	①10 ③200
	左	日宇川～篠崎クリーニング上	200			
矢岳川	右	矢岳町～合流点	100	溢水	積土	①10
	左	矢岳町～合流点	100			
御船川	右	神島町～御船公園	200	溢水	積土	①5 ③100
	左	神島町～御船公園	200			
白南風川	右	白南風町～海	300	溢水	積土	①30 ③300
	左	白南風町～海	300			
小島川	右	南風崎町～国道下	150	溢水	積土	①20②0.5 ③500
	左	南風崎町～国道下	150			
飯盛川	右	大塔町～海	1,410	溢水	積土	①120②10 ③1,000
	左	大塔町～海	1,410			
畔岩川	右	赤崎町～海	1,100	溢水	積土	①5 ③300
	左	赤崎町～海	1,100			
小立川	右	中里町～相浦川	1,630	溢水	積土	①50②20 ③600
	左	中里町～相浦川	1,630			
田の浦川	右	田の浦町～海	400	溢水	積土	①5②4 ③100
	左	田の浦町～海	400			
小佐世保川	右	小佐世保町～海	100	溢水	積土	①1
	左	小佐世保町～海	100			
十郎井手川	右	柚木元町～相浦川合流点	700	溢水	積土	①18 ②25
	左	柚木元町～相浦川合流点	700			
浜の川	右	船越中央公民館下～海	360	溢水	積土	①12
	左	船越中央公民館下～海	360			
母ヶ浦川 支流	右	母ヶ浦町公民館下～母ヶ浦川	140	溢水	積土	①50 ②1.5
	左	母ヶ浦町公民館下～母ヶ浦川	140			
紋珠川 支流	右	瀬戸越四丁目413番1附近～相浦川合流点	30	溢水	積土	①12
	左	瀬戸越四丁目413番1附近～相浦川合流点	30			
マグラ川	右	宇久町野方村近～宇久町野方牧崎	2,600	溢水 決壊	積土	①6②26 ③300
	左	宇久町野方村近～宇久町野方牧崎	2,600			
三浦川	右	宇久町太田江寺畑～宇久町太田江江頭	1,600	溢水 決壊	積土	①5②20 ③400
	左	宇久町太田江寺畑～宇久町太田江江頭	1,600			
渡瀬川	右	宇久町平松尾～宇久町平船倉	800	溢水	積土	①40 ②10
	左	宇久町平松尾～宇久町平船倉	800			
鯛の浦川	右	針尾西町978-1～針尾西町716-1	310	溢水	積土	②246 ③1
	左	針尾西町978-1～針尾西町716-1	310			

第3表 重要水防区域

(水管理・国土保全局海岸)

番号	沿岸名	海岸名	区域	延長 (m)	予想される 事態	対策水防 工法	予想される被害状況 A家屋戸 B耕地ha C道路m D鉄道m	管理者
1	松浦沿岸	上矢岳	小佐々町矢岳	82	溢水	積土	A 30 B C 100 D	県
2	大村湾沿岸	釜浦	久津郷	1,650	決壊、浸水	〃	A 2 B 60 C 2,000 D	〃
3	大村湾	江上	江上浦	250	〃	〃	A B 1.3 C D	〃
4	松浦	崎針尾	黒瀬	410	〃	〃	A B 0.8 C D	〃
5	五島沿岸	白浜	神浦郷	300	〃	〃	A B 0.5 C D	〃

(港湾局海岸)

番号	沿岸名	海岸名	区域	延長 (m)	予想される 事態	対策水防 工法	予想される被害状況 A家屋戸 B耕地ha C道路m D鉄道m	管理者
1	松浦沿岸	俵ヶ浦	向後崎、本船、柳ノ本、名切、安東寺、庵ノ浦、小庵ノ浦、船越、俵ヶ浦、白浜	9,185	決壊、浸水	積土	A 9 B 5.8 C 1,170 D	市
2	〃	相浦	日野、浅子、大潟	1,603	〃	〃	A 7 B 6.9 C 383 D	〃
3	〃	針尾	口木崎、針尾大崎、有福	2,323	〃	〃	A 5 B 2.3 C 59 D	〃
4	西彼杵沿岸	西海	横瀬、寄船	2,082	〃	〃	A 10 B 3.0 C 300 D	〃
5	松浦沿岸	臼ノ浦港	楠泊、小佐々、高崎、浅子	11,675	〃	〃	A 300 B C 5,000 D	県
6	大村湾沿岸	早岐港	早岐、長畑、江立、大島	14,966	〃	〃	A 650 B C 7,500 D	〃

(漁港海岸)

番号	沿岸名	海岸名	区域	延長 (m)	予想される 事態	対策水防 工法	予想される被害状況 A家屋戸 B耕地ha C道路m D鉄道m	管理者
1	松浦沿岸	針尾	小鯛ノ浦	200	浸水	積土	A 10 B 0.8 C 200 D	市
2	〃	楠泊	小佐々町楠泊	170	決壊、浸水	〃	A 25 B C 200 D	県
3	〃	江迎	江迎町上川内	164	〃	〃	A 17 B C 350 D	〃

(農村振興局海岸)

番号	沿岸名	海岸名	区域	延長 (m)	予想される 事態	対策水防 工法	予想される被害状況 A家屋戸 C道路m B耕地ha D鉄道m	管理者
1	五島沿岸	向崎	宇久町小浜郷	82	決壊	積土	A C B 0.05 D	県
2	〃	蒲浦	宇久町小浜郷	128	〃	〃	A C B 0.37 D	〃
3	〃	稲ゴモリ	宇久町小浜郷	235	〃	〃	A C B 0.08 D	〃
4	〃	古里	宇久町本飯良	790	浸水	〃	A 15 C B 16 D	〃
5	大村湾沿岸	戸尺鼻	宮津町	1,550	決壊	〃	A 2 C B 9 D 100	〃

第4表 土石流発生のおそれのある区域

番号	河川名	位置	保全対象区域の状況		
		町名	人家(戸)	公共物の種類数	公共施設の種類数
1	寺辺田川	城間町	7	公民館、幼稚園	道 8m
2	四郎丸川	〃	5		道 105m
3	平原川	瀬道町	5		市道 124m 橋 1
4	堀戸川支流	奥山町	4		市道 400m 橋 4
5	西竜川	木風町	15		市道 148m 橋 2
6	中野川	日宇町	6		市道 81m 橋 4
7	松の子川支流	〃	62	病院、学校	市道 327m
8	麓川(同支流)	黒髪町	20		市道 125m 橋 3
9	犬尾川	〃	46		市道 111m 橋 4
10	黒髪川	〃	3		市道 60m 橋 5
11	山口川	〃	7		市道 50m
12	猫山川(同支流)	〃	20		市道 258m 橋 4
13	矢岳川	矢岳町	110	病院	市道 222m 橋 3
14	明蔵寺川	東大久保町	33	教会	市道 55m
15	福田川	福田町	56		市道 80m 橋 1
16	大開川(同支流)	中通町	59		市道 197m 橋 9
17	松山川	春日町	9		市道 202m
18	折橋川支流	松山町	14		道 120m
19	名切川(同支流)	山手町	73		市道 272m 橋 3
20	光月川	高梨町	7		市道 42m
21	小佐世保川(同支流)	小佐世保町	36		市道 213m 橋 3
22	片平川	下本山町	2		
23	栈敷川	〃	18		橋 1

番号	河川名	位置	保全対象区域の状況		
		町名	人家(戸)	公共物の種類数	公共施設の種類数
24	黄班川	踊石町	5		
25	妙観寺川	小川内町	21		県道 100m
26	井手口川	白仁田町	17		市道 214m 橋 3
27	里見川	原分町	11		市道 6m 橋 1
28	坂の上川	〃	20	小学校、中学校	橋 3
29	大野川	〃	13		市道 116m 橋 1
30	峰郷川	松瀬町	29		市道 113m 橋 2
31	池野川(同支流)	〃	21		市道 500m 橋 3
32	高尾川(同支流)	柚木元町	13	公民館	市道 311m 橋 1
33	原の下川	〃	13		市道 141m
34	大平川	筒井町	13		
35	臼木川	柚木	13	神社	市道100m 橋 1
36	蜂の巣川 (同支流)	高花町	2		
37	小舟川	小舟町	2	学校、神社	市道100m 橋 1
38	矢峰川	矢峰町	11		市道248m 橋 2
39	淀姫川	松原町	14		市道 98m 橋 3
40	松原川	〃	50		道 51m
41	泉福寺川	瀬戸越1、2丁目	15		市道 30m 橋 2
42	紋珠川支流	瀬戸越1丁目	17		市道 80m
43	夜打川	吉岡町	22		市道 34m 橋 3
44	柴原川	中里町	13		市道 286m
45	小立川	〃	13		市道 88m
46	其ノ原川	小野町	10		市道 100m
47	小野川	母ヶ浦町	9		
48	牧の地川	牧の地町	4		県道 100m 橋 4
49	新田川	竹辺町	7		市道 93m
50	日野川(同支流)	日野町	74		市道 79m
51	黒坊川	桑木場町	14		市道 400m 橋 4
52	馬責川	〃	7		市道 5m
53	山ノ田川	口ノ尾町	7		
54	小森川	心野町	2		道 500m
55	牛石川	新行江町	8		市道 260m 橋 2
56	三川内川(同支流)	三川内町	27		市道 98m
57	陣の内川	早岐町	5		道 129m
58	早岐川	平松町	4	公民館	市道 89m 橋 2
59	福石川	木風町	24		市道 359m 橋 5
60	金田川	重尾町	8		市道 400m 橋 4

番号	河川名	位置	保全対象区域の状況		
		町名	人家(戸)	公共物の種類数	公共施設の種類数
61	田の頭川支流	江上町	15		道 395m
62	御船川	鵜渡越町	7		道 35m 橋 7
63	山畠川	俵ヶ浦町	5		市道 87m 橋 3
64	石岳川	船越町	21		市道 119m 橋 3
65	白馬川	黒島町	1		市道 77m 橋 1
66	太田川	黒髪町	4		市道 300m 橋 3
67	番所川	城間町	6		県道 80m 橋 1
68	新行江川	新行江町	7	中学校、公民館	市道 210m
69	オツケ川	踊石町	1	幼稚園	市道 50m
70	小田川	世知原町北川内	1	神社	市道 40m 橋 2
71	前原川	世知原町岩谷口	2	集会所	市道 90m 橋 1
72	上岩谷川	〃	12	神社	市道 200m 橋 1
73	春田川	上原町	1		市道 100m
74	紋珠川	瀬戸越町	5	配水池	
75	上岩谷川支流	世知原町岩谷口	1		市道 200m 橋 1
76	黒髪川支流	黒髪町	10		市道 200m 橋 1
77	黄斑川支流	踊石町			市道 100m 橋 1
78	谷川支流	上柚木町	1		市道 100m 橋 1
79	大石川	小佐々町西川内	30		市道 100m 橋 1
80	岩ノ下川	吉井町梶木場	1		市道 100m 橋 1
81	免ノ平川	柚木町			市道 100m 橋 1
82	二反田川	白仁田町			市道 200m 橋 2
83	古木川	里美町	2		県道 220m
84	破井川	重尾町			市道 70m
85	片平川支流	八の久保町			市道 140m
86	中後谷川	江迎町乱橋	12		県道 80m 橋 1
87	吉岡川	吉岡町	8		市道 90m
88	本村川	黒島町	3		市道 20m
89	井手ノ元川支流	世知原町檜巻	4		県道 30m 市道 100m
90	地藏川	野中町	147	公民館、公園	市道2270m 橋 5
91	新田川支流	新田町	12	公園	市道 160m
92	川谷川	川谷町	8		県道 60m
93	鹿町川	鹿町町中野			市道 350m 橋3
94	七腕川	江迎町七腕	5		国道 300m 市道1300m

第2節 耕地等の予防対策計画

【農林水産部】

- 1 老朽溜池の補強として次のような対策を推進する。
 - (1) 堤体の補強を行う。
 - (2) 貯水量の増加のため余水吐口を板又は土俵をもって断面を縮小している箇所は、これの排除と併せて余水吐の整備を行う。
 - (3) 余水吐の能力及び洪水面上の余裕高について検討する。
 - (4) 斜樋及び底樋管の整備を行う。
 - (5) 放水路部分の補修を行う。
- 2 潮遊池周辺の施設補強として次の対策を推進する。
 - (1) 樋門等施設の補修を行う。
 - (2) 老朽化した招扉の取換えを促進する。

第2章 地震災害予防に関する計画

本市は過去の地震歴及び地震発生の要因となる活断層の分布などから、直下型の大地震発生の可能性が著しく小さい地域と言われている。しかし、地震災害は、台風や大雨などの風水害に比べて発生頻度は低い代わりに、ひとたび発生すると大きな災害となる。交通、通信、電気、ガス、水道などライフラインの切断などにより、広範囲で長期にわたって障害が続き、市民生活や経済等に与える影響ははかりしれない。万が一の備えとして地震災害対策は必要である。

第1節 地震被害の想定

第2節 都市の防災化

第3節 公共施設等の安全対策

第4節 津波災害の予防

第1節 地震被害の想定と課題

【防災危機管理局】

1 本市における地震発生の可能性

本市は、史料や統計によると、地震による大きな被害を受けたことがなく、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震により、初めて震度4を観測した。

国内に目を向けると、兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）後も東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や熊本地震が発生するなど、幾度となく地震による被害を受けている。その要因としては、日本列島が4枚のプレートの境界に位置し、規模の大きな地震が繰り返し発生すると考えられる海溝型地震の発生領域や活断層が全国的に分布していることにある。

文部科学省の地震関係基礎調査交付金事業で全国の主要な98活断層の調査が実施された際、長崎県においては平成14～16年度に「雲仙活断層群調査」が行われ、雲仙活断層群を構成する断層群として、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯、雲仙地溝南縁西部断層帯の3断層帯に区分され、橘湾西部断層帯、島原沖断層群が別の活断層として確認されている。

このほか、「新日本の活断層」（1991年活断層研究会編）によれば、大村から諫早北西付近、西彼杵半島北端、佐世保市北部、壱岐南部にも活断層が存在することが指摘されている。

県内における主な被害地震は過去に16回発生しているが、火山活動に伴う地震以外に死者（不明者含む）50人以上の地震は発生しておらず、本市に被害を及ぼした地震は発生していない。

また規模の大きな地震は、非常に長い時間で見れば、同じ場所で繰り返し発生していることがわかっている。その点からすると過去に大きな被害を受けたことのない本市は、規模の大きな被害地震が発生する可能性の低い地域と考えられる。

しかし、マグニチュード6クラス以下の地震は、地表に明瞭な形跡を残していないことがあり、将来地震を発生させる活断層が存在している可能性もあること、また、大村－諫早市付近にも活断層が分布していることが確認されていることから、過去に

規模の大きな地震歴がないからといって、将来も地震の被害を受けないとはいえない。

政府の調査機関による地震発生可能性の長期評価からも、低い確率ではあるものの大地震の発生の可能性が予測されている。

また、近年の被害地震の発生状況から鑑みると、主要な活断層として認められていない場所で規模の大きな地震が発生しており、本市近辺に分布する活断層の活動により市域に被害を及ぼすような地震が発生する可能性は皆無ではないことから、新たな知見にもとづき地震想定を行う必要がある。

地震等対策のため、長崎県が公表した地震等防災アセスメント調査（平成17年度）及び南海トラフ地震等を踏まえて取りまとめられた長崎県地域防災計画見直し検討委員会（平成23年度）が実施した地震津波シミュレーションについての認識が必要である。

2 長崎県の地震等防災アセスメント調査（平成17年度）における地震動の想定

長崎県は、平成7～9年度に策定した県内における地震動想定の見直しを行うため「長崎県地震発生想定検討委員会」（平成17年4月27日設置）を設置し、県内に被害を及ぼす地震の震源となる恐れのある活断層の選定、及びその震源特性の評価を行い、震度、被害範囲、津波発生の可能性等について検討を行った。

本委員会では、長崎県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層について、「雲仙活断層群調査」など、これまで実施された調査結果、参考文献等を基に、次の基準により選定した。

- (1) 過去の調査等で活断層であることが確実なもの、及び推定されるもの
- (2) 断層の延長が10km以上のもの。（M6.5以上の震源となりうるもの）
- (3) その他、活断層の活動状況等を考慮

上記(1)～(3)の基準により県内及び周辺の活断層として、次のものを選定した。

活断層		地震規模 (気象庁マグニチュード)	断層の長さ (km)
県内	雲仙地溝北縁断層	7.3	31
	雲仙地溝南縁東部断層帯	7.0	21
	雲仙地溝南縁西部断層帯	7.2	28
	雲仙地溝南縁東部断層帯 と西部断層帯の連動	7.7	49
	島原沖断層帯	6.8	14
	橘湾西部断層帯	6.9	18
	大村-諫早北西付近断層帯	7.1	22
県外	布田川・日奈久断層帯（熊本県）	8.0	74
	警固断層帯（福岡県）	7.2	26

各活断層の位置は、図-1「震源となる活断層の位置図」のとおりである。

以上をもとに本委員会では、長崎県地震等防災アセスメント調査委員会（平成17年9月12日設置）との合同で、県内の震度予測について検討した。

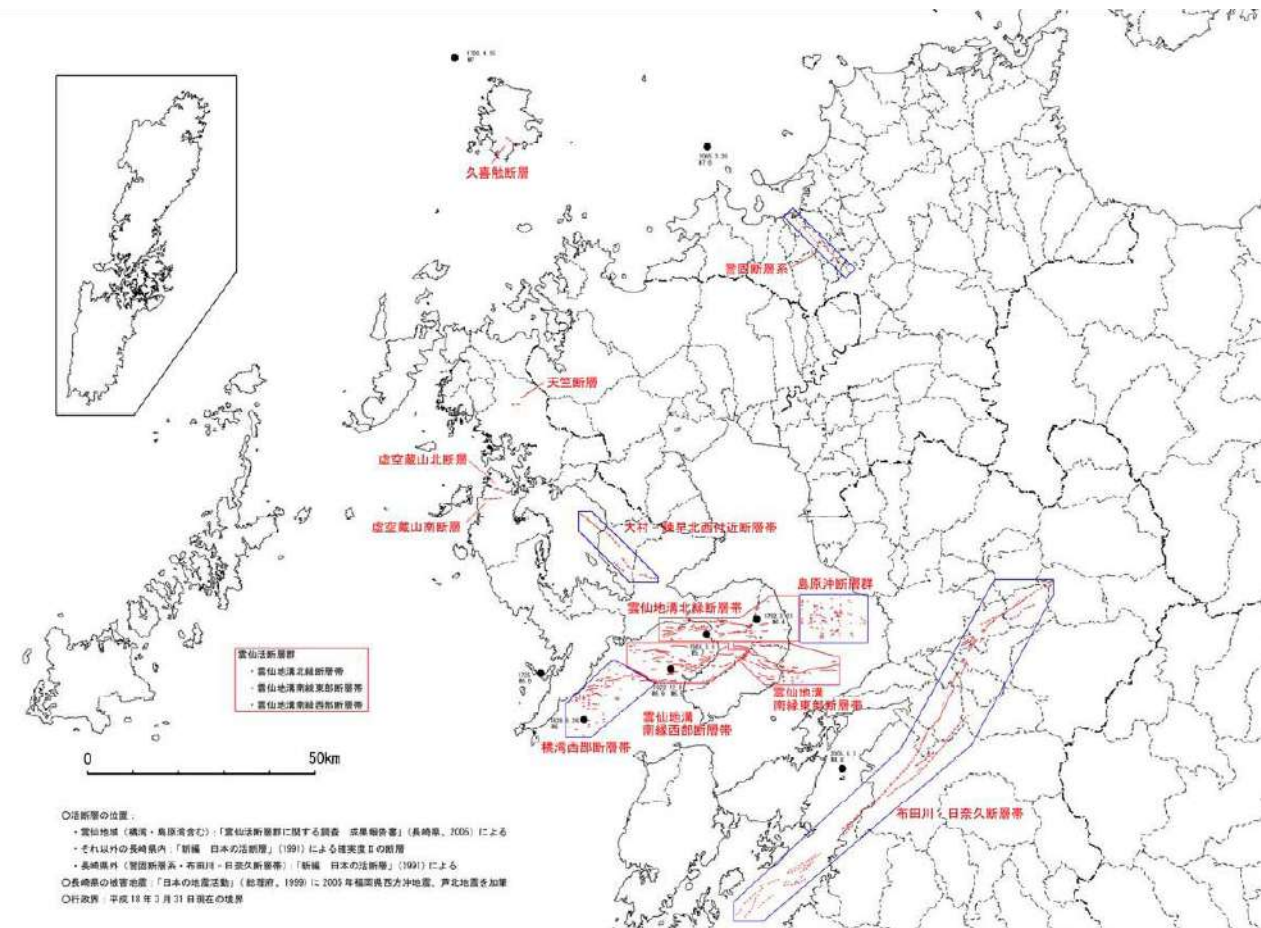
想定した活断層別に県内全域を250mメッシュで区分した震度予測が取りまとめられたが、これをもとに本市の震度等を示したものが表-1である。

県内外の活断層で、最大の規模が予測されるのは、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動する場合と、大村－諫早北西付近断層帯が活動する場合であり、この場合で震度5強が予測される。

なお、活断層が確認されていない場所での震度予測を行うため、本市直下でM6.9（震源断層上端の深さ3km）の地震を想定しており、その場合、最大で震度6強が予測される。

ただし、この想定では、活断層の有無の確認とは無関係に震源を設定していることに注意が必要である。

＜図－1 震源となる活断層の位置図＞



＜表－1＞

県内の想定活断層による震度範囲

想定活断層	雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	島原沖断層帯	橘湾西部断層帯	大村・諫早北西付近断層帯
地震規模	M7.3	M7.7	M6.8	M6.9	M7.1
予測震度	震度3・5弱	震度4・5強	震度3・4	震度3・5弱	震度4・5強

県外の想定活断層による震度予測

想定活断層	地震規模	市域区分	宇久地域を除く	宇久地域
布田川・日奈久断層帯（熊本県）	M8.0	予測震度	震度3～4	震度3～4
警固断層系（福岡県）	M7.2		震度4	震度3～4

3 本市における地震の被害予測

長崎県地震発生想定検討委員会の審議結果を受け、県内の地震災害の危険区域及び

地域の災害特性に関して、専門的及び技術的な評価を行うために「長崎県地震等防災アセスメント調査委員会」が設置され、地震災害による物的・人的被害等について審議された。本市における地震の被害予測は、以下のとおりである。

(1) 想定活断層による地震の被害予測

ア 揺れによる建物被害予測

想定活断層	地震規模	予測震度	構造	大破棟数	中破以上棟数	全棟数
大村・諫早北西付近断層帯	M7.1	震度4・5強	木造	1	44	69,629
			非木造	0	0	4,626

イ 建物被害による人的被害予測

想定活断層	地震規模	予測震度	死者数	負傷者数	重傷者数	屋内人口
雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	M7.7	震度4・5強	0	1	0	262,165
大村・諫早北西付近断層帯	M7.1	震度4・5強	0	246	37	

ウ 火災による被害予測

想定活断層	地震規模	予測震度	火災延焼（6時間後）	
			焼失棟数	
大村・諫早北西付近断層帯	M7.1	震度4・5強	夏・朝（5時）	0
			冬・夕方（18時）	92

(2) 本市中心部直下の震源を想定した地震の被害予測

ア 揺れによる建物被害予測

地震規模	予測震度	構造	大破棟数	中破以上棟数	全棟数
M6.9	震度6弱・6強	木造	5,854	11,033	69,866
		非木造	152	308	4,640

イ 建物被害による人的被害予測

地震規模	予測震度	死者数	負傷者数	重傷者数	屋内人口
M6.9	震度6弱・6強	350	3,772	512	262,165

4 長崎県地域防災計画見直し検討委員会（平成23年度）における地震動の想定

長崎県では、平成23年3月11日の「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」の発生を受けて「長崎県地域防災計画見直し検討委員会」を設置し、長崎県地域防災計画の見直しの前提となる想定する地震津波について、平成17年度に実施した長崎県地震等防災アセスメント調査（以下「平成17年度アセスメント」という。）等を補完するとともに、「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」のように大規模な海溝型地震動の発生や津波堆積物調査の結果等の新たな知見を加えて、国において、近い将来発生が懸念される東海、東南海、南海地震の連動や震源域の規模拡大等が議論されている現状を踏まえ、東海地震、東南海地震、南海地震、日向灘地震が連動する海溝型地震（以下「4連動の地震」という。）を中心に地震津波が本県にどのような影響を与えるか検討を行い、平成24年4月「海溝型地震津波想定に関する報告書」を公表した。

本節では、本市の防災対策の推進に当たり重要な基礎資料となる本報告書のデータについて、その概要を示すものとする。

(1) 地震についての検討

検討した地震	津波波源としての検討の判断
ア 東海地震・東南海地震・南海地震・日向灘地震の4連動	■検討対象とする。 ○ 東海・東南海・南海地震の三つを足したものが、我が国が東北の地震が起こるまで想定していた最大の地震である。もうちょっと日向灘の方まで震源域を延ばす必要があるということが指摘されている。 ○ 日向灘まで入れて、仮にマグニチュード9.0 ができて、今までの中央防災会議の評価の仕方に従えば、倍ぐらいになる可能性がある。単純に波の高さが2倍になっても、その後湾とか港の中で共振現象が起こるとかということがあり、やってみないとわからない。 港口、湾の入り口までの波の高さという単純なことを言えば、倍ぐらいと考える。 ○ 3連動を国が見直すという動きもあるが、国の場合は波高しか出ない。それから浸水予測図をつくるためには来年、再来年になってしまう。国に先駆けてやったほうがよい。 ○ 国がやった結果と県でやった結果は、モデルが違うから完全にイコールにはならないと思うが、長崎県のほうが大きかったら1回で済むし、もし長崎県のほうが小さかったら、国からデータをもらって、遡上高さをもう一回計算するということになる。 ○ 海のそばに県庁を建てようということで心配されている県民に対して説明をするという意味で、ぜひやったほうがいいと考える。
イ 橘湾～長崎（野母崎）半島付近の断層	□検討対象としない。 ○ 長崎港側については、調査がなされていないか、あるいは不十分なので、将来的に調査をやって、そこで、もしそういう断層があり、しかもそれがかかなり縦ずれ成分を持っているということが判明したら、評価をすることが必要ではないか。 ○ 津波は、長崎港側の活断層の長さが例えば10 キロであれば、ほとんど数十センチだと思う。それが例えば20 キロ、30 キロになってくると1メートルぐらいにはなるかもしれない。ただ、非常に浅いので、そういう意味での津波のパワー自体はあまり大きくなく、波高も大きくないと考える。
ウ 対馬南方の断層（九州電力(株)の津波想定）	□検討対象としない。 ○ 対馬地域で九電の想定した断層は横ずれ断層であり、どんなに大きくても、横にずれている限り津波は原理的に出ない。若干の縦はあるので少しは出るかもしれないが、これで津波を想定することは非常に厳しい。 ○ 現時点では科学的な根拠が非常に薄弱と言わざるを得ないので、取り上げる必要はないと考える。
エ 南海トラフ～南西諸島海溝の海溝型巨大地震（M8～M9）	□検討対象としない。 ○ この地域では、過去に巨大地震に記録はなく、唯一、八重山津波ぐらいしか資料がないが、長崎では被害は報告されていない。 ○ 現在の知見では、プレートは沈み込んでいるが、この領域では、プレートのカップリング（太平洋側の海底が沈み込むときの陸側の引きずり込み）がほとんど検知されていない。 ○ 実際にシミュレーションをすると、データがないのでパラメータの設定が非常に難しい。もうちょっと資料が出てくるのを待つか、国の見直し状況等をみて必要に応じて評価することで良いのではないかな。
オ 沖縄トラフ（東シナ海）の地震（M7）	□検討対象としない。 ○ 過去に起こった地震は、マグニチュード7程度。拡大中の海底で地殻が薄いので巨大地震の発生は考えにくいため、震源として想定しなくてよいと考える。

カ 黄海・東シナ海	□ 検討対象としない。 ○ 基本的に国外であるため活断層の情報がない。地震が起こったら震源はわかるが、この付近では地震が観測された例はなく、地震発生の可能性は小さいと考える。
キ 日本海東縁の地震 (M7～M8)	□ 過去の結果を参考に検討する（シミュレーションはしない） ○ 佐渡島北方沖の地震が影響を及ぼす可能性があるが、日本海中部地震のときにどのくらいの津波が来たかというのをそのまま当てはめれば、シミュレーションしなくても、そのデータを使える。 ○ 長崎県・壱岐には津波が来ても、過去の最大が30センチ程度であるから、過去の履歴から1メートル程度で防災対策をやっていくことでよいと考える。
ク 警固断層、西山断層等	□ 過去の結果を参考に検討する（シミュレーションはしない） ○ 警固断層については、3カ年計画で詳しい調査が始まった。揺れの見直しをする必要が出てくるかもしれないが、海域では地震が発生した直後であり、今後活動する領域は陸域と想定される。 また、横ずれ主体の断層なので津波の発生については、ほとんど関係がないと考える。 ○ 西山断層については、海域に四、五十キロ延びている可能性がある。この断層は若干縦ずれ成分を伴っており、若干の津波が発生する可能性はあるが、その場合でも波高は、数十センチ程度と考えられる。この断層についても、揺れについては評価をすることになっても、津波についての検討は不要と考える。 ○ 揺れについては平成17年を参考にする。
ケ チリ地震 (M9.5) のような外国の巨大地震	□ 過去の結果を参考に検討する（シミュレーションはしない） ○ チリ地震津波では長崎港で115センチであった。外国で起こっても長崎に影響があることを周知させることが必要である。
コ 山体崩壊や海底火山噴火などの地震以外の要因	□ 過去の結果を参考に検討する（シミュレーションはしない） ○ 代表的な例が1792年の眉山崩壊による津波で、これはマグニチュード6.4の地震で山が崩壊して、1万5,000名が亡くなった。 こういうことが起こり得るということを広く周知させていただき、啓発活動に生かしてほしい。
サ 平成17年度防災アセスメントでの想定地震（雲仙断層群等）	□ 前回防災アセス結果で検討する（シミュレーションはしない） ○ 前回のシミュレーションの結果で津波被害が起こるのは、諫早市の森山町の唐比のところだけであり、50メートルメッシュを12.5メートルメッシュにしたとしても、5倍、6倍という話にはならない。

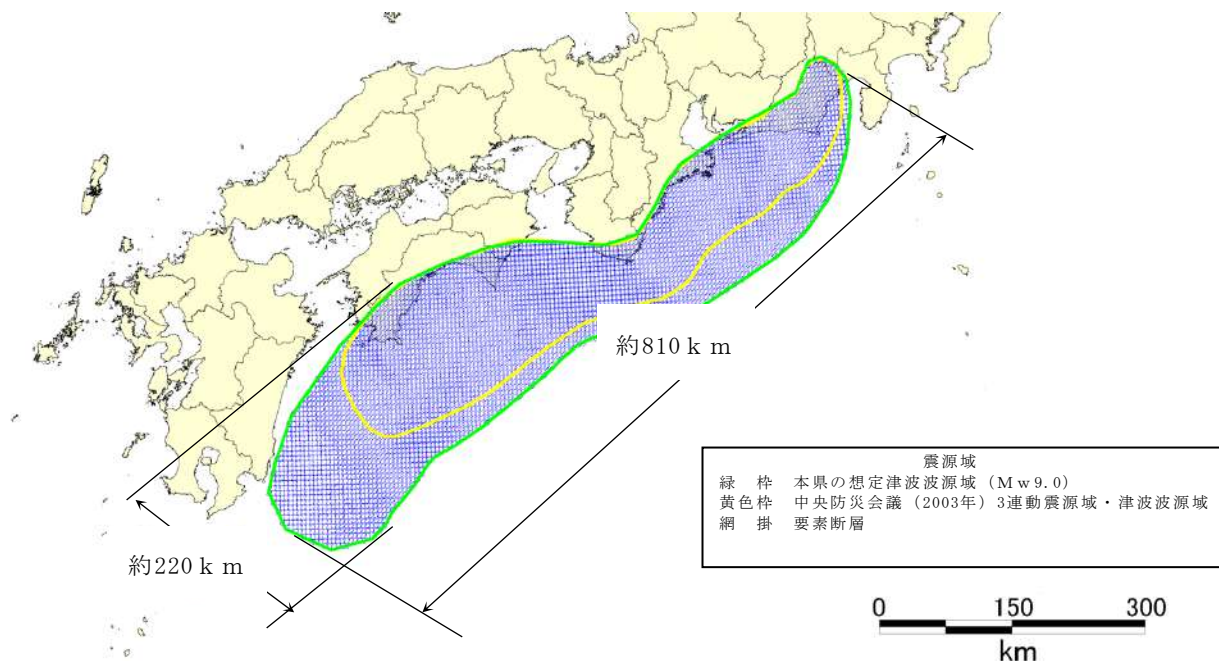
(2) 想定した津波波源

「長崎県地域防災計画見直し検討委員会」において想定した海溝型地震による想定津波の波源域は、中央防災会議（2003年）による東海地震、東南海地震、南海地震の「3連動」の場合の津波波源域に加え、南西側の日向灘の領域と南海トラフの海溝軸に近い領域を波源域として追加し、拡大した領域を津波波源域として想定した。

なお、中央防災会議で「3連動」地震で想定される波源（震源）断層内部のアスペリティや「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」の際に生じたとされている断層の破壊時間のずれについては、具体的なパラメータを設定するためのデータ及び根拠が不足しているため設定されていない。

以上の方針で設定された波源（震源）断層（4連動の地震）の諸元は、次のとおりである。

- ア 地震の規模（モーメントマグニチュードMW）：9.0
 イ 断層面積： $1.14 \times 10^5 (\text{k m}^2)$
 ウ 要素断層の大きさ：5 km×5 km、要素断層数：約4,300
 エ 要素断層のすべり量：平均8.51m（アスペリティを設定せず、均一なすべりで設定）



(3) 津波予測解析

「長崎県地域防災計画」においては、想定した津波波源により下表に示す条件で津波予測解析を行い、以下の4項目について整理されている。

- ア 津波高・最高津波高
 イ 津波の到達時間
 ウ 時刻歴波形
 エ 浸水予測

津波予測解析条件

初期潮位	堤防等施設の機能条件
既往最大潮位	機能する場合
既往最大潮位	機能しない場合
朔望平均満潮位	機能する場合
朔望平均満潮位	機能しない場合

※ 既往最大潮位（T.P.m）

過去50年間の潮位観測データをもとに、台風、高潮、あびきなどの発生を含めた最大の潮位をいう。

※ 朔望（さくぼう）平均満潮位（T.P.m）

大潮時（朔望）前後5日での最高潮位を1年以上にわたって平均した潮位。低気圧等、気象の影響も含まれるため、太陽や月の運行のみ考慮した満潮位（天文潮位）より高い潮位となり、厳しい条件を設定する場合に用いられる。

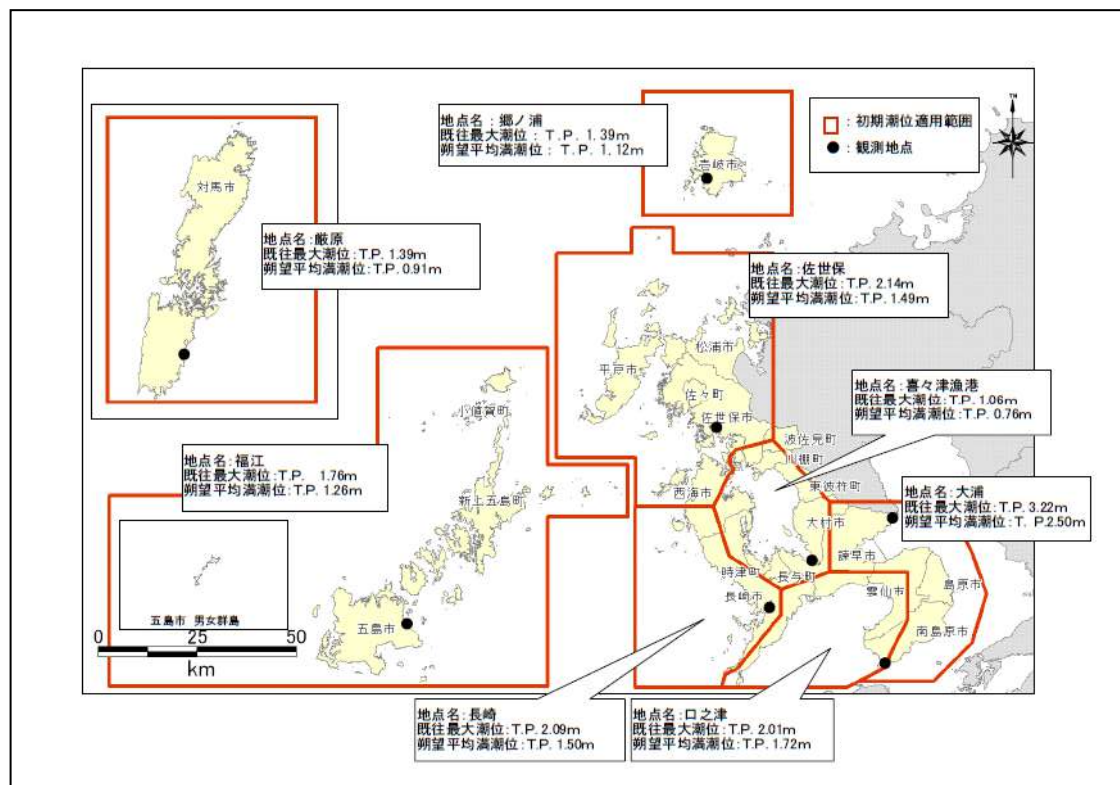
※ 堤防等施設の機能条件

東日本大震災を踏まえて、現在ある堤防等施設に過度の期待がされないようにするため、堤防等施設が機能しない場合についても計算されているが、堤防等施設の地震津波による耐震性評価はされていない。

(4) 最大水位、最大津波高、到達時間

「長崎県地域防災計画」においては、各自治体の市町庁舎に近く同じ自治体区域内で津波高が高いことや到達時間が早いことが予想される27地点の港を対象に、初期潮位、堤防等施設の機能条件別に最大津波高や到達時間の最速値が求められている。

【初期潮位設定範囲図】

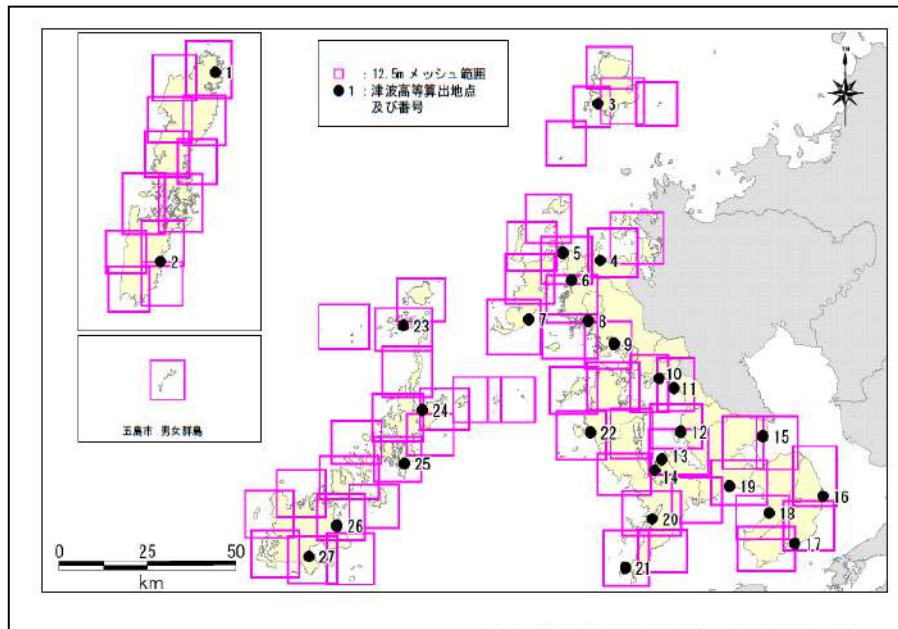


※ 初期潮位は、海水面を計算開始時の東京湾平均海面（T.P.）からの高さで表した海水位。一般に潮位は地域によって異なることから、同じ程度の潮位が観測されている地域をまとめ、範囲ごとに潮位が設定された。本市においては「松浦沿岸」及び「五島沿岸」が関係することとなる。

※ 本市に係わる初期潮位の設定は次のとおり。

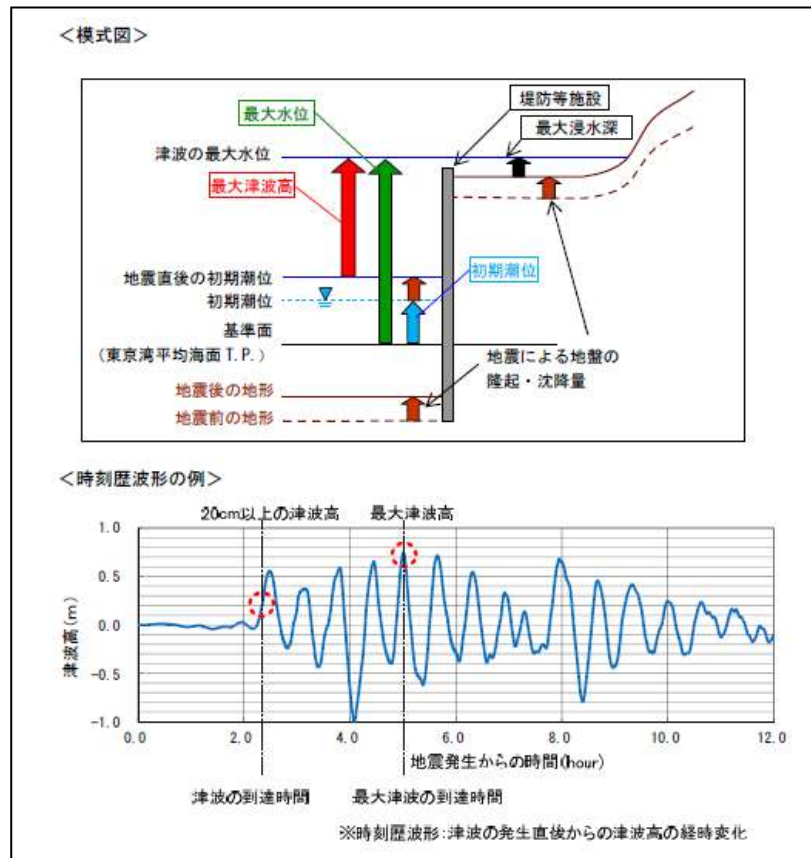
設定地点	既往最大潮位（T.P. m）		朔望平均満潮位（T.P. m）	
佐世保	2.14	海上保安庁H P 1959年9月17日8時35分	1.80	松浦沿岸海岸保全基本計画 平成27年12月 長崎県
福江	1.76	気象庁H P 1975年9月6日20時35分 大潮	1.26	気象庁H P 5か年（2006～2010）

【最大水位・最大津波高及び到達時間の算出地点図】



【津波予測解析による浸水予測】

沿岸部における最大津波高や陸域における最大浸水深の解析にあたっての概要及び津波発生以降の津波高の経時変化（時刻歴波形）は図のとおりである。



(5) 本市に係わる津波の予測（県のシミュレーションの数値）

ア 既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合の津波の予測

算出地点番号及び港名	初期潮位 T.P. (m)	地盤の隆起・沈降量 (m) ※1	津波の到達時間 (分) ※2	最大津波の到達時間 (分)	最大水位 T.P. (m) ※3	最大津波高(m) ※4
6 江迎港	2.14	0.00	170	187	3.06	0.92
9 佐世保港	2.14	0.00	167	182	2.67	0.53
23 小値賀漁港	1.76	0.00	167	167	1.99	0.23

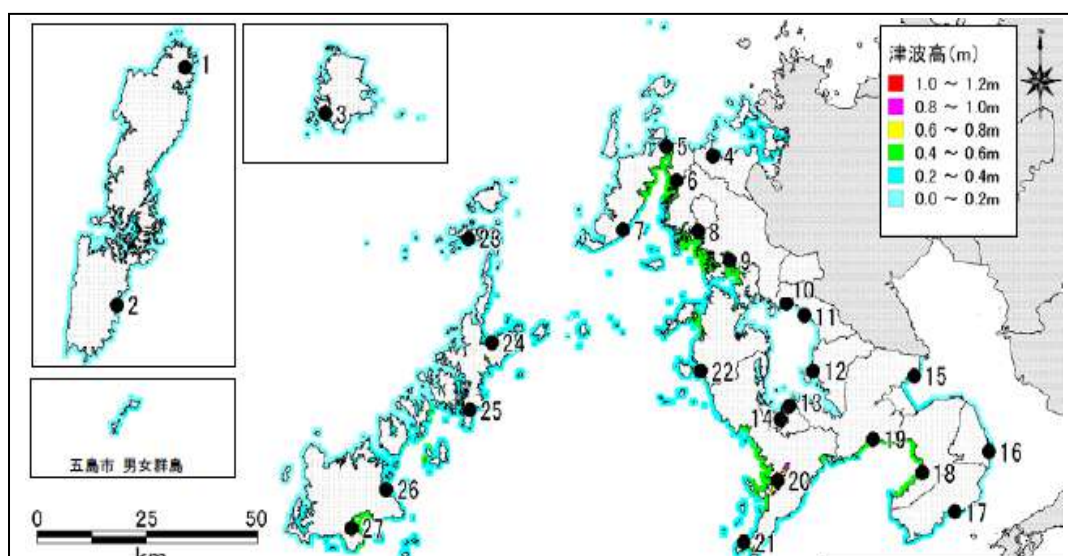
※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 最大水位は、津波の高さが最大となる海水面を東京湾平均海面（T.P.）からの高さで表した水位をいう。最大津波高とは異なる

※4 津波の高さが最大となる海水面を初期潮位からの高さで表したもの。

「最大津波高(m)」＝「最大水位（T.P. (m))」－「初期潮位（T.P. (m))」－「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。



イ 既往最大潮位において堤防等施設が機能しない場合の津波の予測

算出地点番号及び港名	初期潮位 T.P. (m)	地盤の隆起・沈降量 (m) ※1	津波の到達時間 (分) ※2	最大津波の到達時間 (分)	最大水位 T.P. (m) ※3	最大津波高(m) ※4
6 江迎港	2.14	0.00	170	187	3.03	0.89
9 佐世保港	2.14	0.00	167	182	2.67	0.53
23 小値賀漁港	1.76	0.00	168	168	2.03	0.27

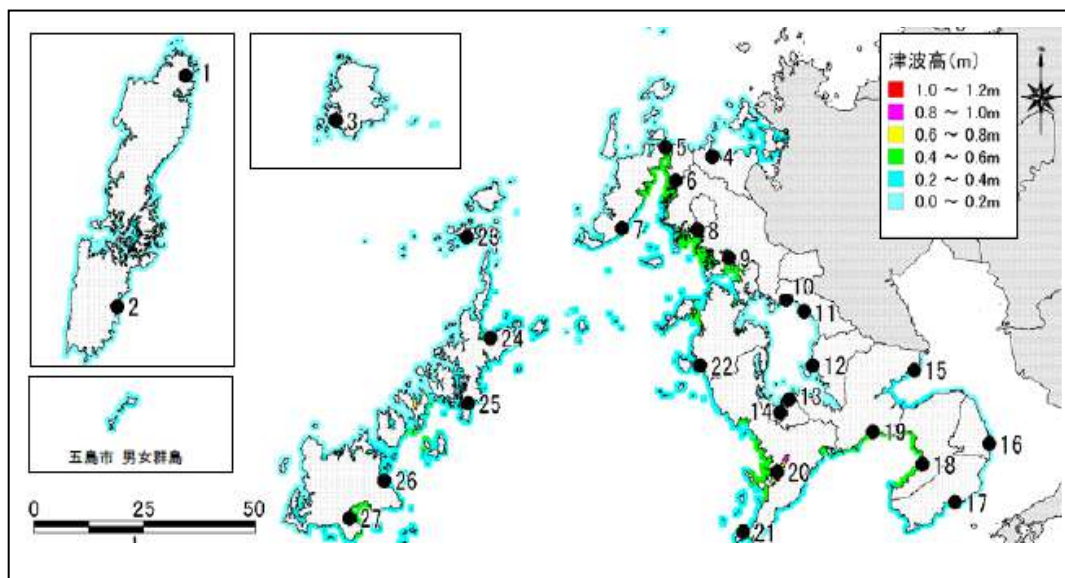
※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 最大水位は、津波の高さが最大となる海水面を東京湾平均海面（T.P.）からの高さで表した水位をいう。最大津波高とは異なる

※4 津波の高さが最大となる海水面を初期潮位からの高さで表したもの。

「最大津波高(m)」＝「最大水位（T.P. (m))」－「初期潮位（T.P. (m))」－「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。



ウ 朔望平均満潮位において堤防等施設が機能する場合の津波の予測

算出地点番号及び港名	初期潮位 T.P. (m)	地盤の隆起・沈降量 (m) ※1	津波の到達時間 (分) ※2	最大津波の到達時間 (分)	最大水位 T.P. (m) ※3	最大津波高(m) ※4
6 江迎港	1.49	0.00	170	182	2.17	0.68
9 佐世保港	1.49	0.00	168	183	2.03	0.54
23 小値賀漁港	1.26	0.00	169	170	1.52	0.26

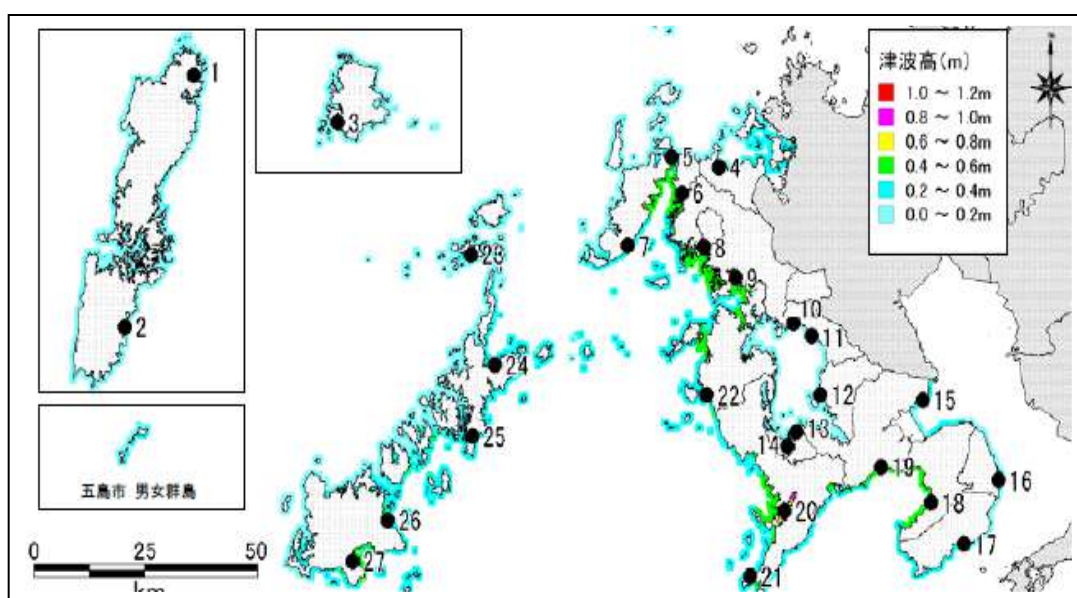
※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 最大水位は、津波の高さが最大となる海水面を東京湾平均海面（T.P.）からの高さで表した水位をいう。最大津波高とは異なる

※4 津波の高さが最大となる海水面を初期潮位からの高さで表したもの。

「最大津波高(m)」＝「最大水位（T.P. (m))」－「初期潮位（T.P. (m))」－「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。



エ 朔望平均満潮位において堤防等施設が機能しない場合の津波の予測

算出地点番号及び港名	初期潮位 T.P. (m)	地盤の隆起・沈降量 (m) ※1	津波の到達時間 (分) ※2	最大津波の到達時間 (分)	最大水位 T.P. (m) ※3	最大津波高(m) ※4
6 江迎港	1.49	0.00	170	182	2.17	0.68
9 佐世保港	1.49	0.00	168	183	2.03	0.54
23 小値賀漁港	1.26	0.00	169	170	1.51	0.25

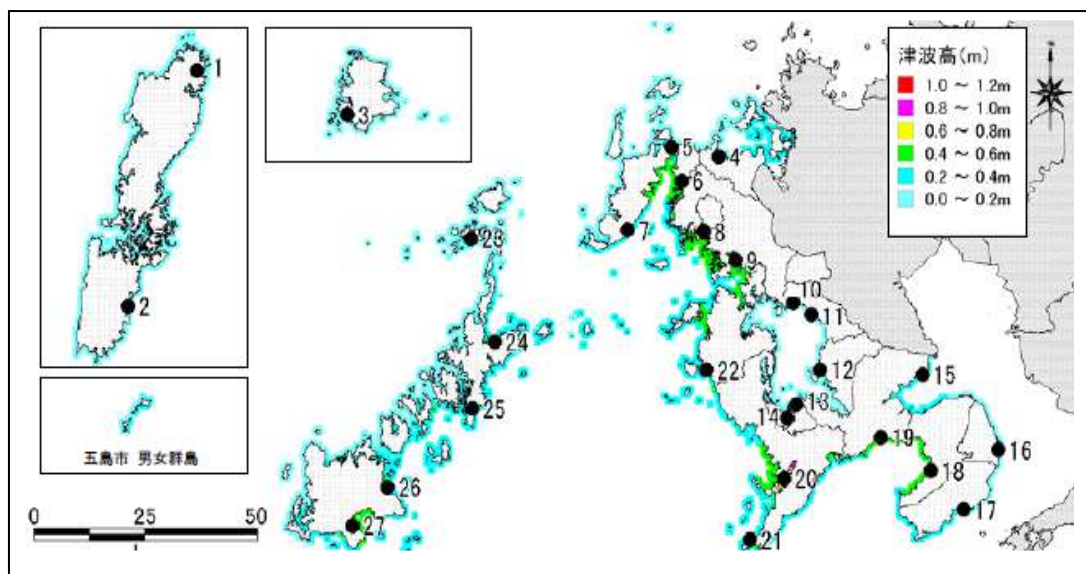
※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 最大水位は、津波の高さが最大となる海水面を東京湾平均海面（T.P.）からの高さで表した水位をいう。最大津波高とは異なる

※4 津波の高さが最大となる海水面を初期潮位からの高さで表したもの。

「最大津波高(m)」＝「最大水位（T.P. (m))」－「初期潮位（T.P. (m))」－「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。



(6) 津波予測解析による浸水予測

本市に係わる津波の陸域への遡上による浸水予測の状況は、下図のとおりである。

なお、初期潮位が既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合と機能しない場合の浸水予測である。

※ 浸水予測図

ア 江迎港・鹿町港付近

イ 小佐々浦付近

ウ 相浦港・鹿子前・佐世保港付近

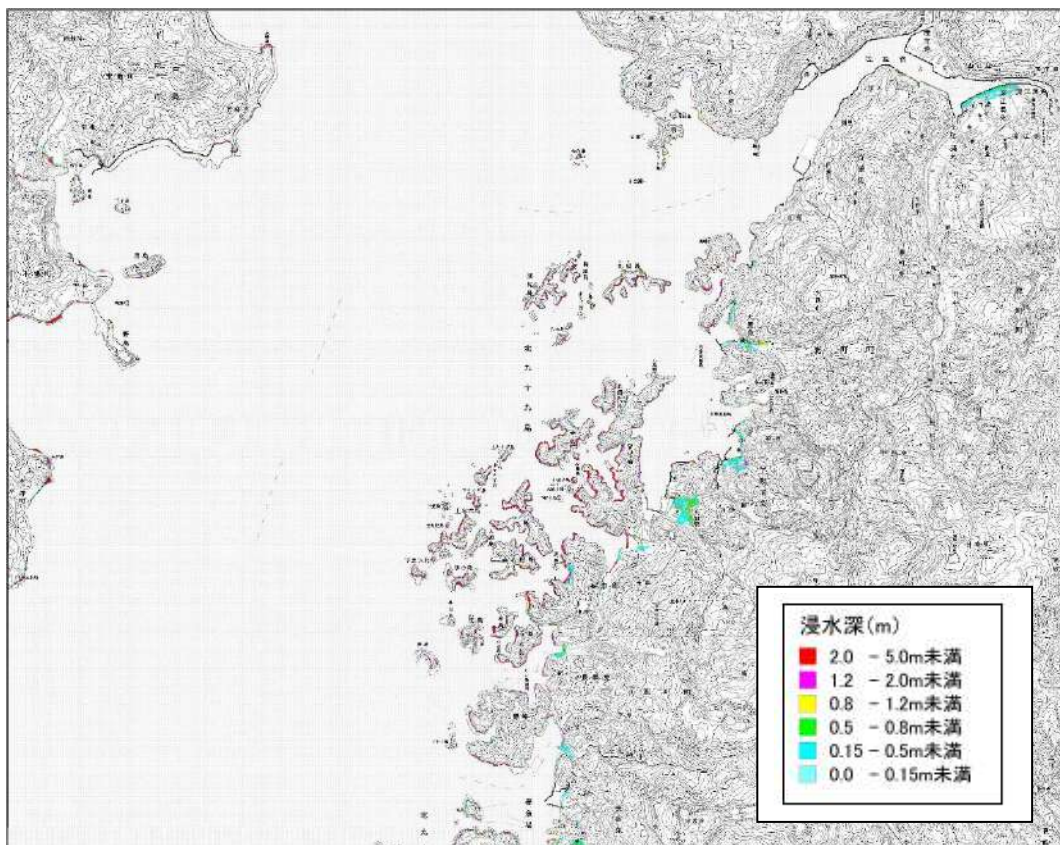
エ 佐世保湾付近

オ 江上浦付近

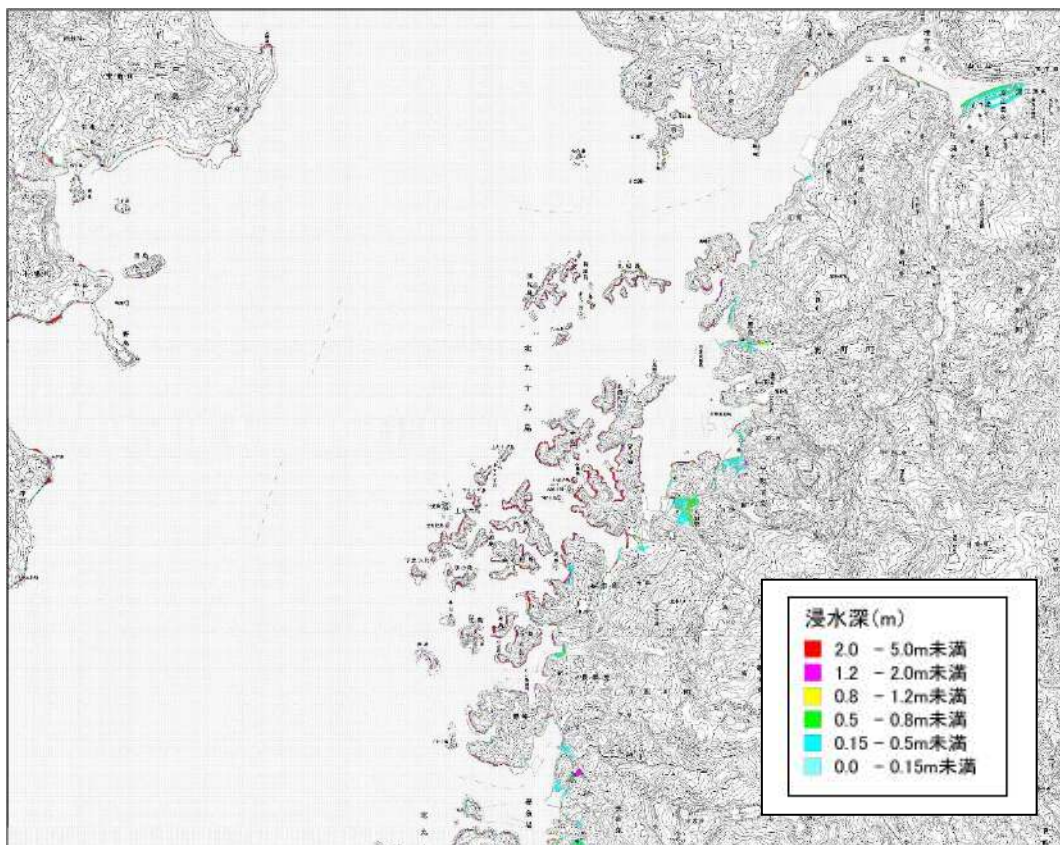
カ 黒島町付近

キ 宇久町付近

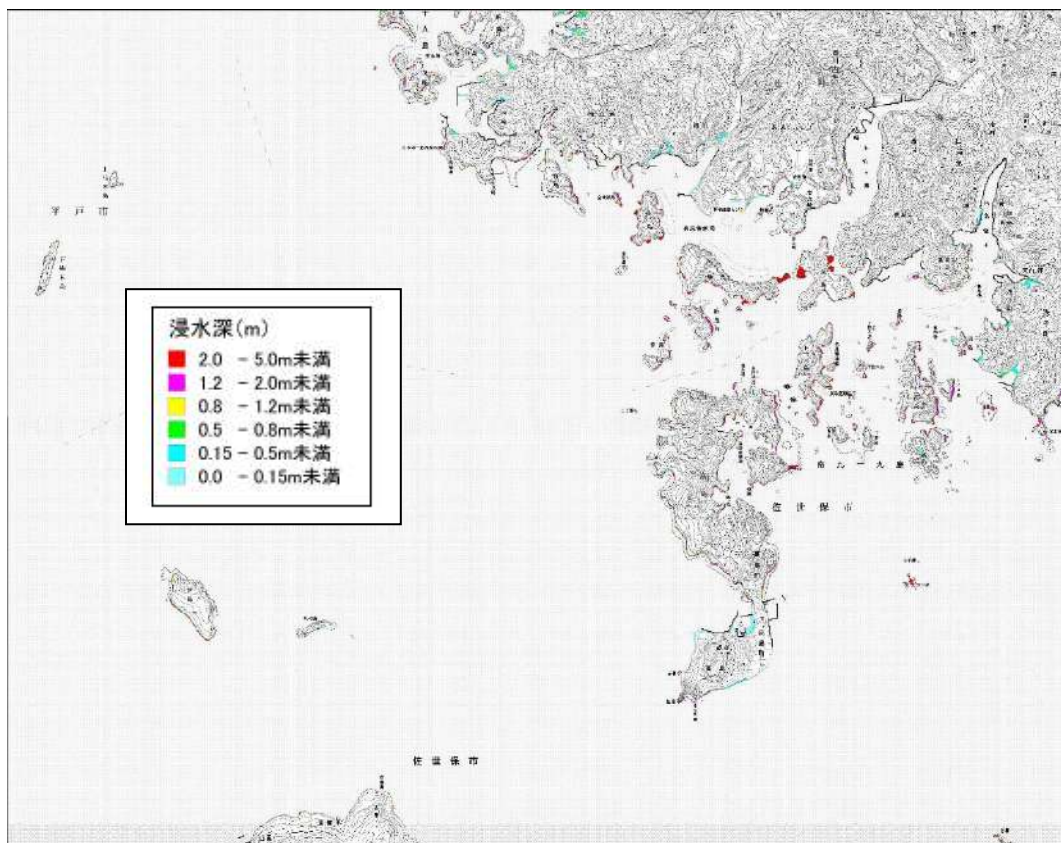
【ア 既往最大潮位・堤防施設等機能する場合（江迎港・鹿町港付近）】



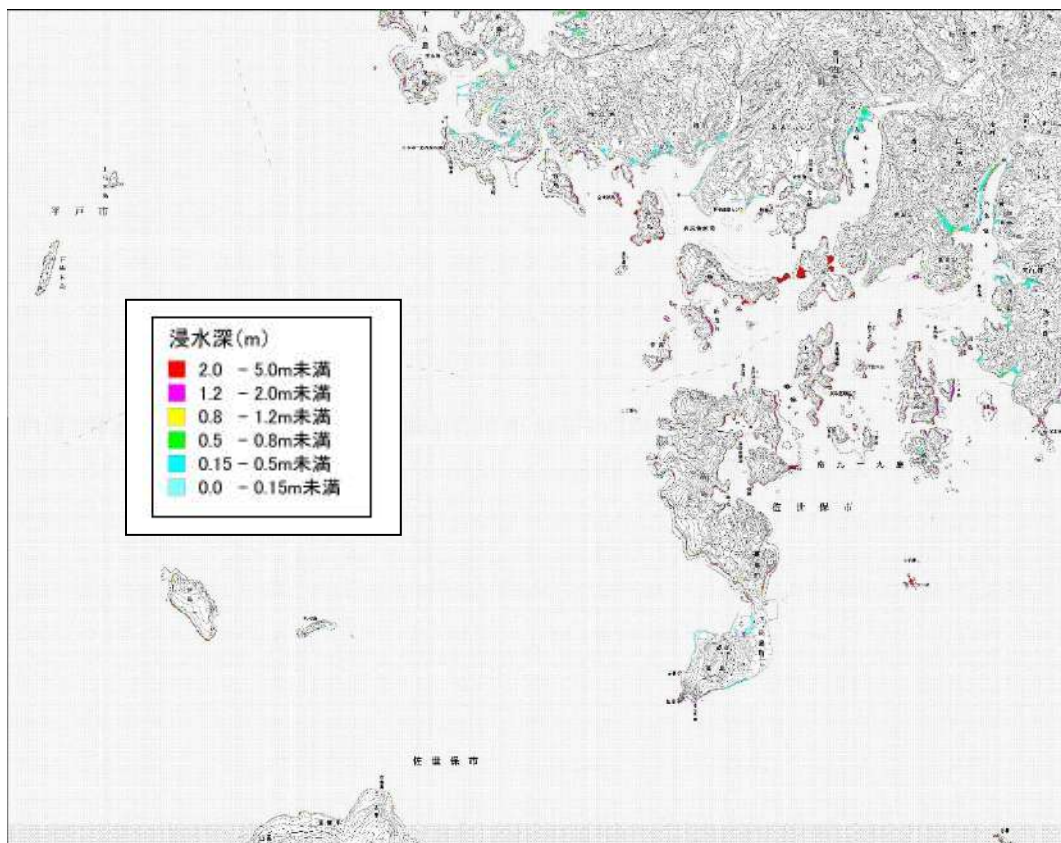
【ア 既往最大潮位・堤防施設等機能しない場合（江迎港・鹿町港付近）】



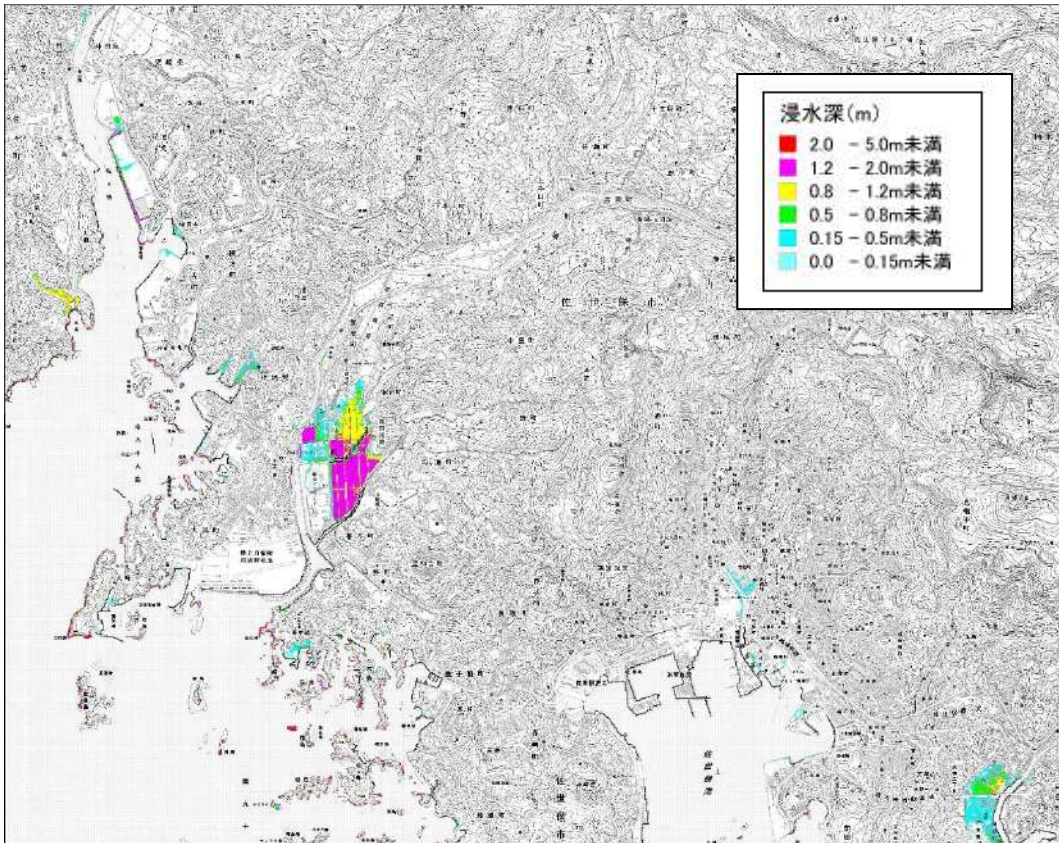
【イ 既往最大潮位・堤防施設等機能する場合（小佐々浦付近）】



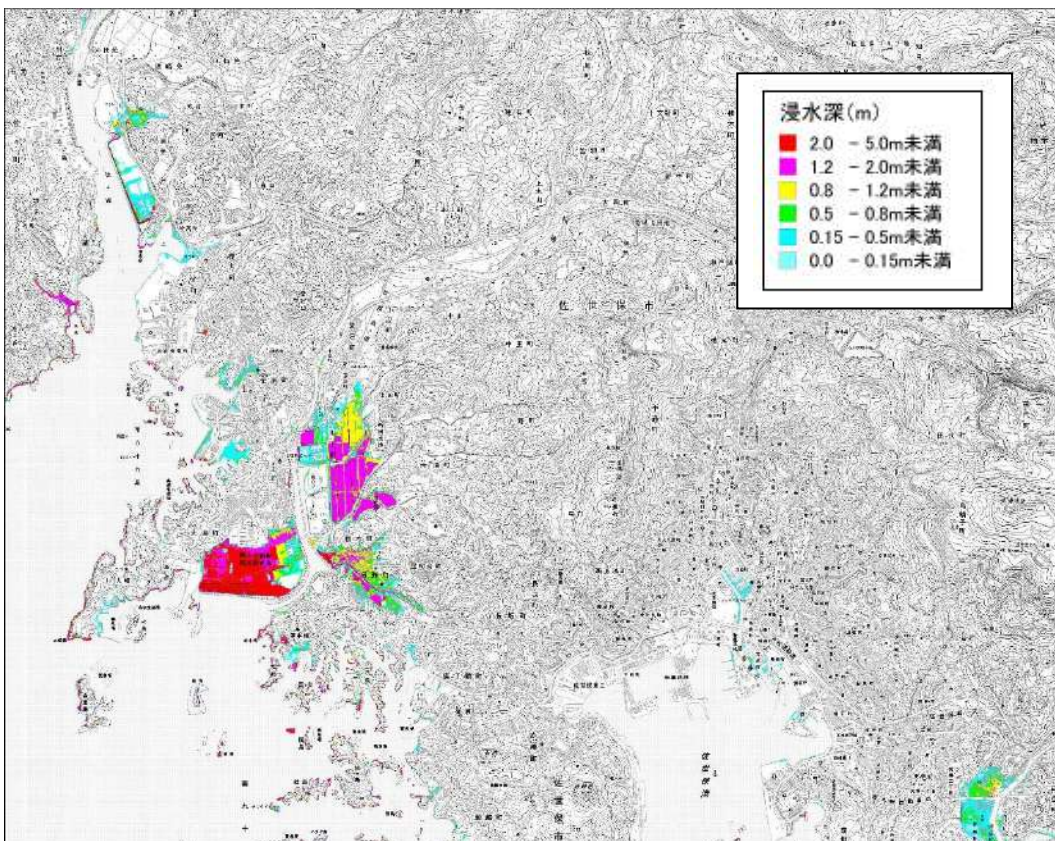
【イ 既往最大潮位・堤防施設等機能しない場合（小佐々浦付近）】



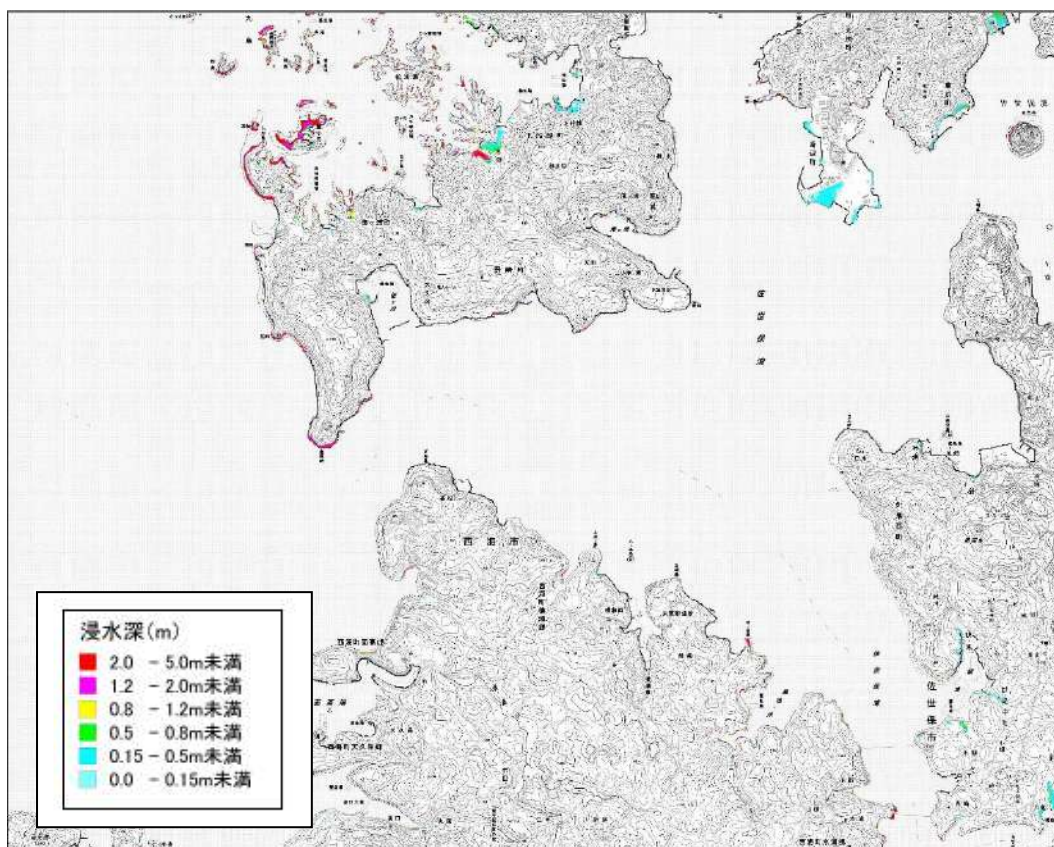
【ウ 既往最大潮位・堤防施設等機能する場合（相浦港・鹿子前・佐世保港付近）】



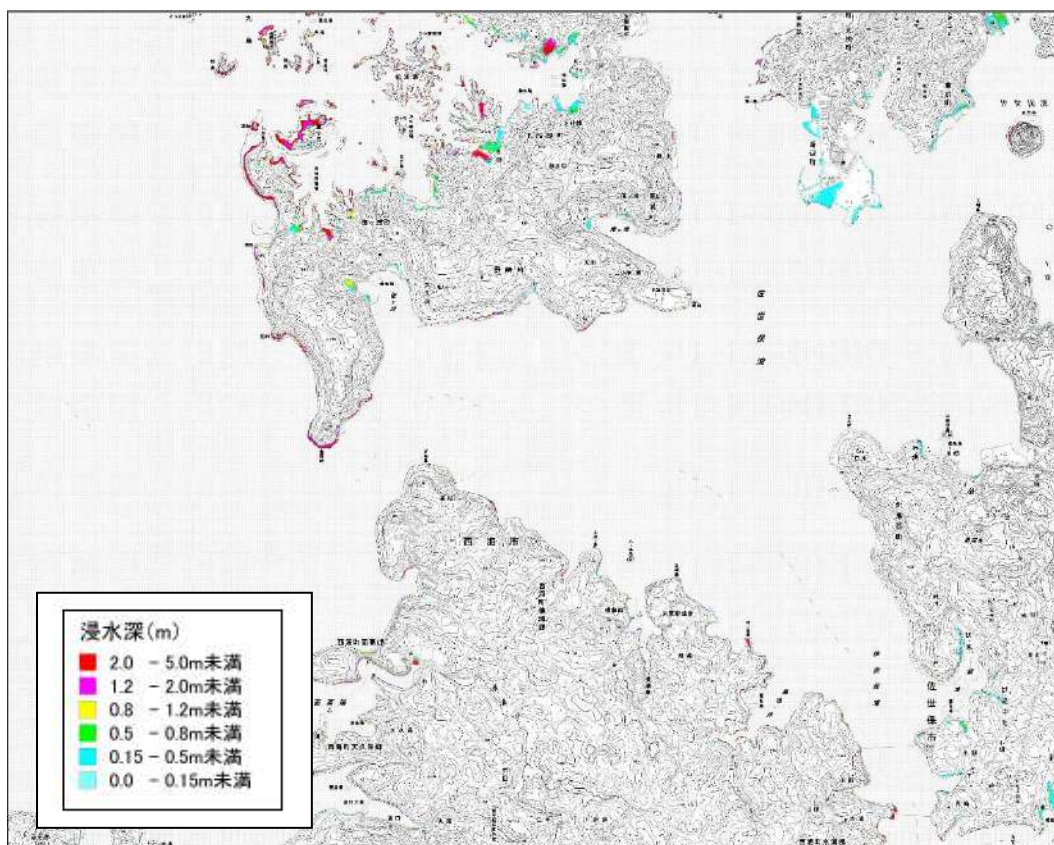
【ウ 既往最大潮位・堤防施設等機能しない場合（相浦港・鹿子前・佐世保港付近）】



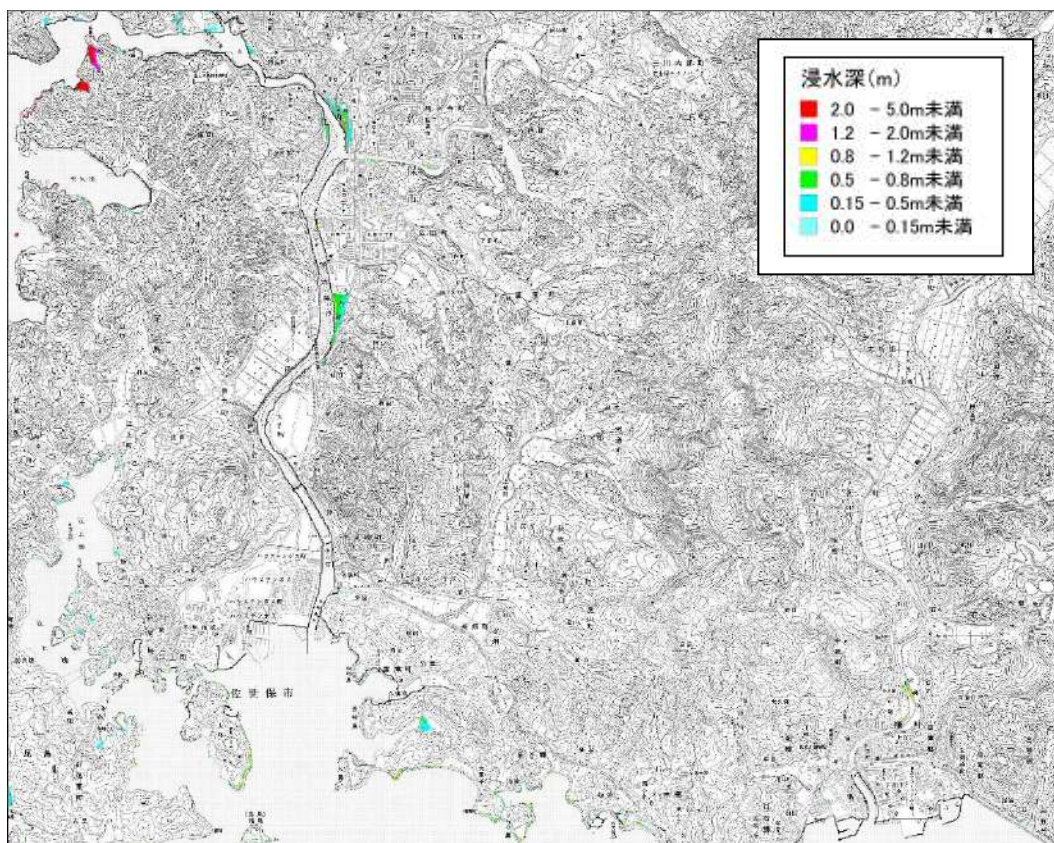
【エ 既往最大潮位・堤防施設等機能する場合（佐世保湾付近）】



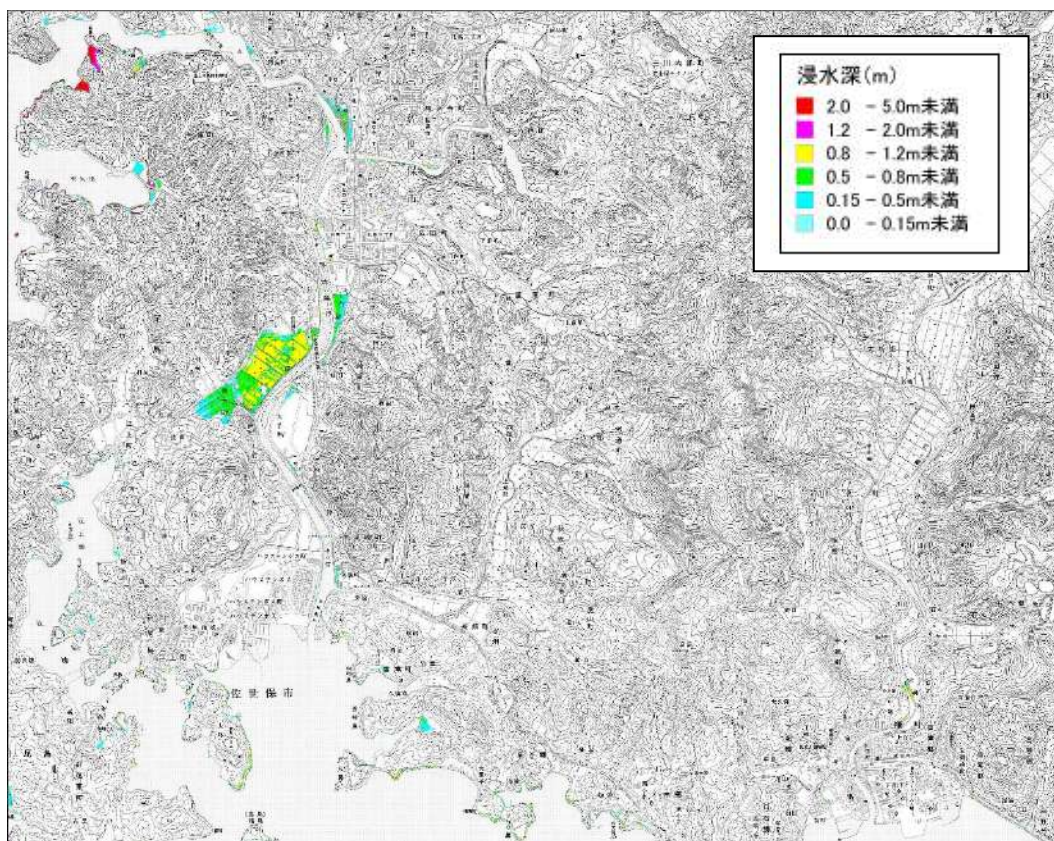
【エ 既往最大潮位・堤防施設等機能しない場合（佐世保湾付近）】



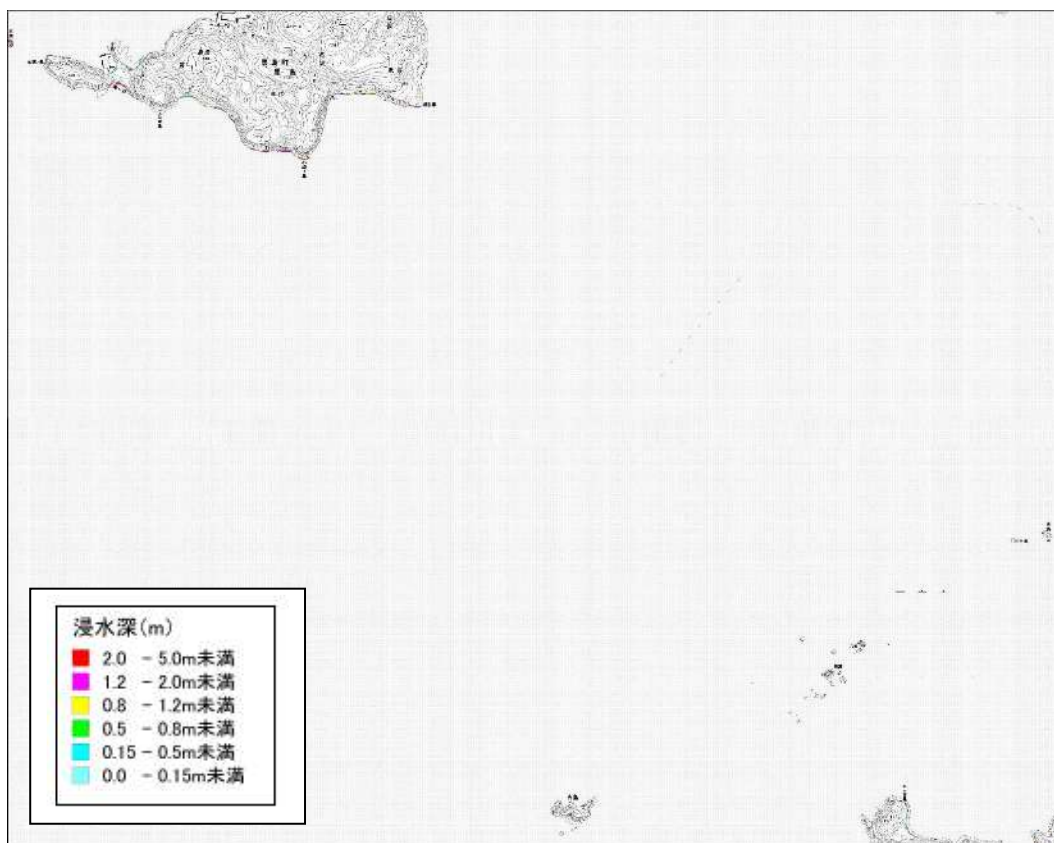
【オ 既往最大潮位・堤防施設等機能する場合（江上浦付近）】



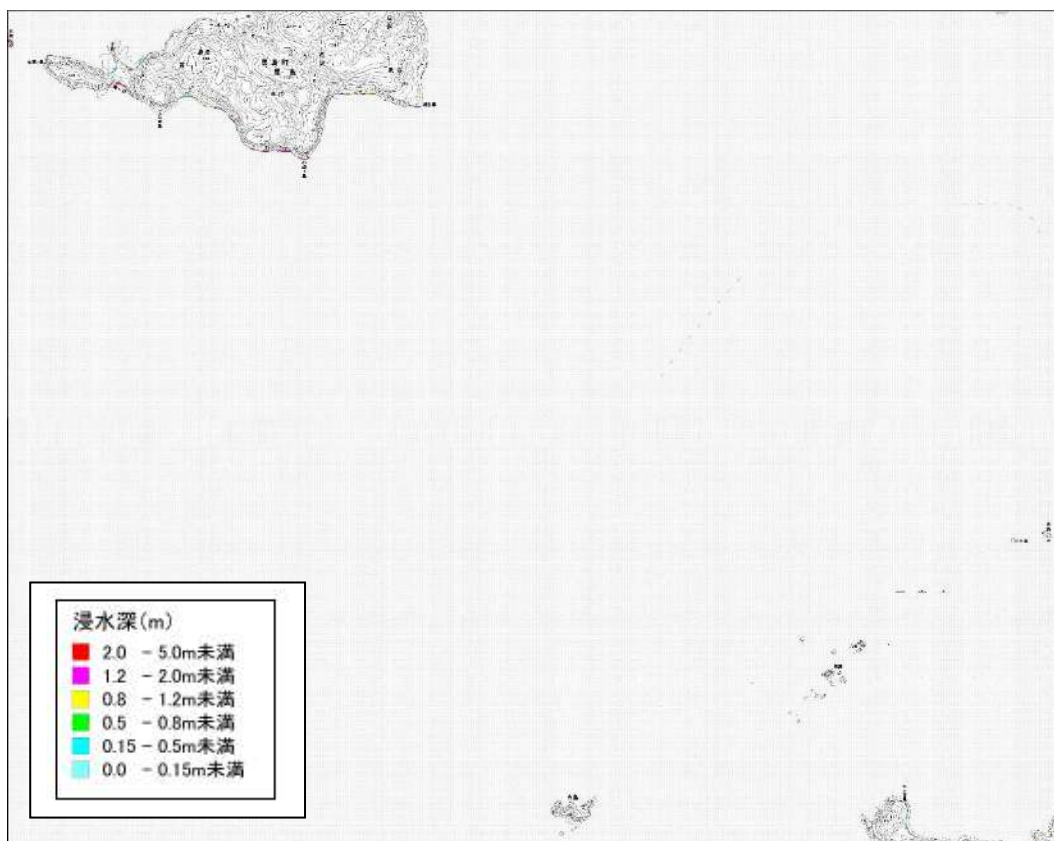
【オ 既往最大潮位・堤防施設等機能しない場合（江上浦付近）】



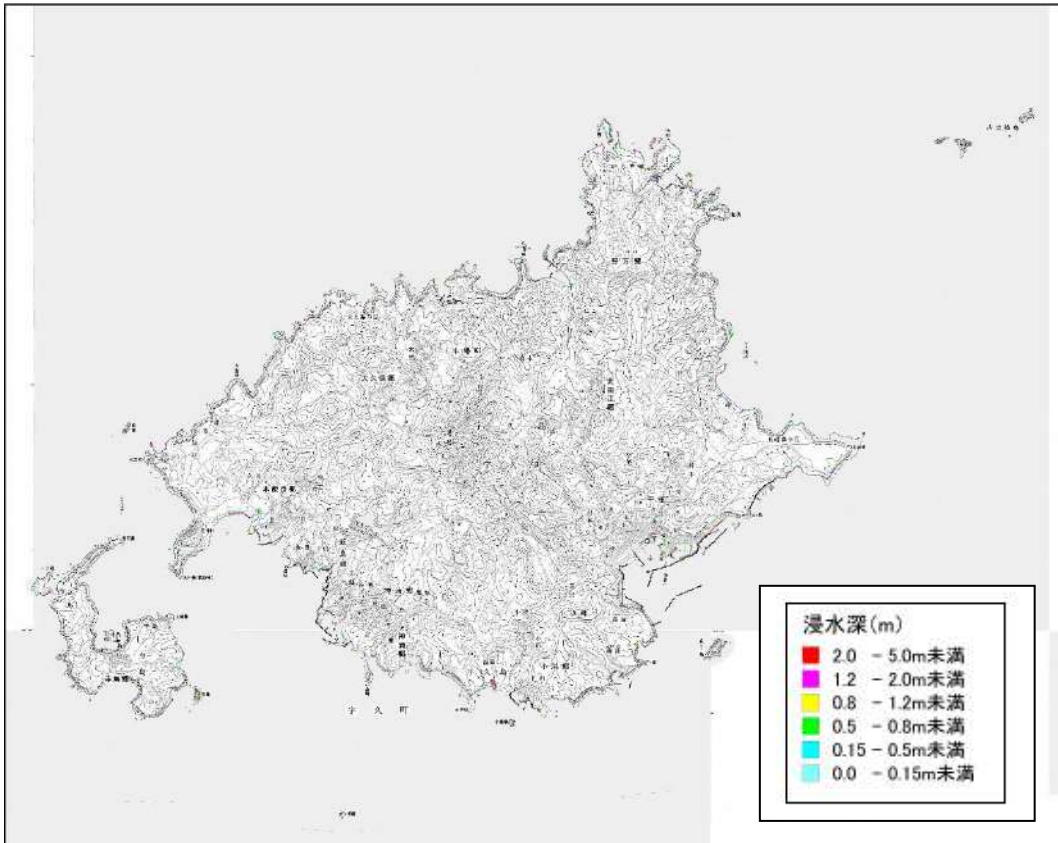
【カ 既往最大潮位・堤防施設等機能する場合（黒島町付近）】



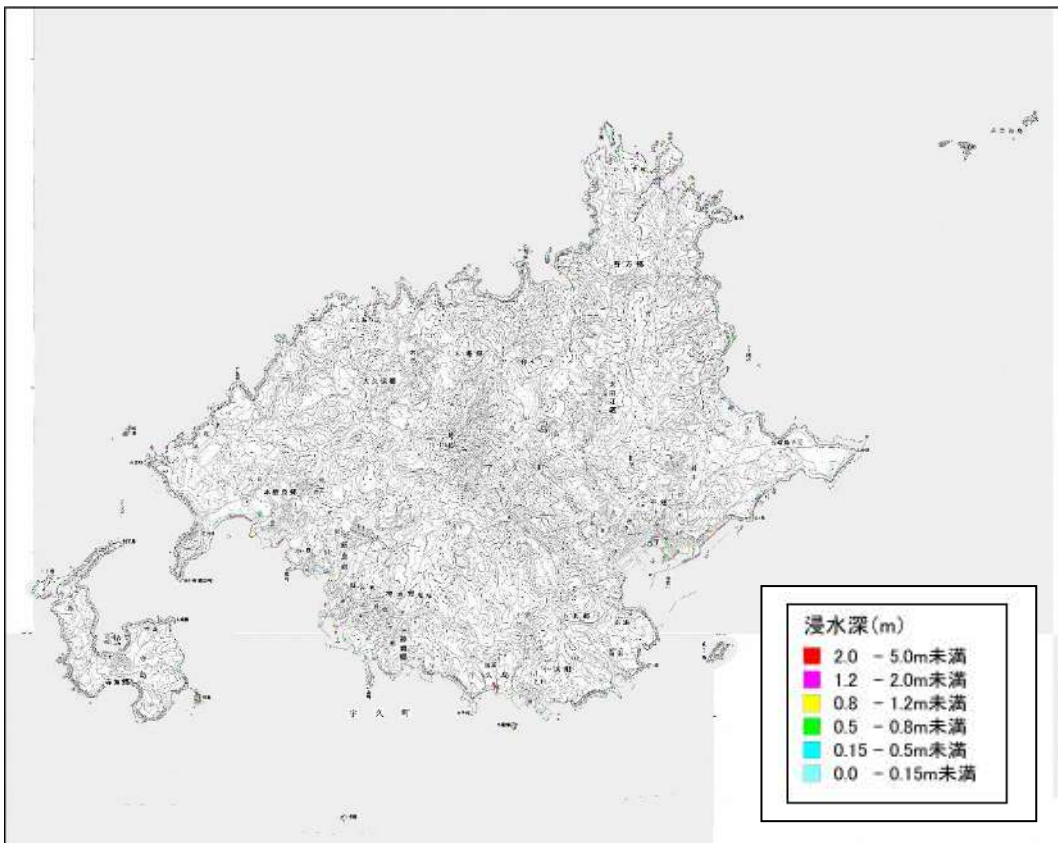
【カ 既往最大潮位・堤防施設等機能しない場合（黒島町付近）】



【キ 既往最大潮位・堤防施設等機能する場合（宇久町付近）】



【キ 既往最大潮位・堤防施設等機能しない場合（宇久町付近）】



(7) 津波予測解析による被害予測

津波の被害予測は、長崎県が既往最大潮位及び朔望平均満潮位を初期潮位として、堤防施設の機能条件別に建物・人的被害の推計を示している。

本市に係わる津波浸水による建物被害は、既往最大潮位の場合、堤防施設が機能する場合3,690棟、機能しない場合5,620棟と予測され、浸水被害軽減効果は35%になる。

朔望平均満潮位の場合の津波浸水による建物被害は、本市で1,000棟以上若しくは1,000棟前後の被害棟数が予測され、堤防等施設が機能しない場合1,480棟と予測されている。

津波浸水による人的被害は、五島沿岸あるいは西彼杵沿岸部の到達時間が最も早いですが、地震発生後約2時間経過後になるため、適切に安全な場所に避難すれば、死者0人と予測されている。

地震津波による被害予測は第1～4表のとおり。

第1表 既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合

市町名	木造建物(棟)				非木造建物(棟)		浸水建物 合計 (棟)	死亡者数(人)				堤防等施設による浸 水被害軽減効果 (%) ※3
	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≦H<1.0m	床上浸水 (半壊) 1.0m≦H<2.0m	床上浸水 (全壊) 2.0m≦H	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≦H		津波到達時間による補正後 ※1		津波到達時間による補正前 ※2		
								避難意識 通常	避難意識 低い	避難意識 通常	避難意識 低い	
長崎市※4	840	210	120	20	1050	430	2670	0	0	(300)	(920)	30%
佐世保市	1540	730	350	70	560	440	3690	0	0	(240)	(740)	35%
島原市	340	300	190	80	140	200	1250	0	0	(70)	(200)	5%
諫早市※5	40	10	10	10	100	50	220	0	0	(20)	(40)	95%
大村市	30	20	10	0	20	20	100	0	0	(10)	(20)	20%
平戸市	210	130	170	40	80	130	760	0	0	(40)	(110)	20%
松浦市	110	100	170	70	20	60	530	0	0	(30)	(90)	35%
対馬市	190	110	50	0	60	70	480	0	0	(30)	(70)	15%
壱岐市	10	10	10	0	10	20	60	0	0	(10)	(10)	15%
五島市	190	180	260	20	50	100	800	0	0	(30)	(90)	25%
西海市	240	220	290	150	70	170	1140	0	0	(60)	(170)	15%
雲仙市	150	130	260	320	40	150	1050	0	0	(70)	(180)	45%
南島原市	740	590	570	250	150	260	2560	0	0	(130)	(370)	10%
長与町	10	10	0	0	0	10	30	0	0	(0)	(0)	25%
時津町	10	10	0	0	10	10	40	0	0	(0)	(0)	0%
東彼杵町	20	10	0	0	10	10	50	0	0	(10)	(10)	20%
川棚町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)	0%
小値賀町	20	10	20	0	10	20	80	0	0	(10)	(10)	15%
佐々町	100	100	210	10	40	100	560	0	0	(40)	(130)	0%
新上五島町	170	150	230	10	40	110	710	0	0	(30)	(90)	20%

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値

津波の到達時間と補正率の関係より、本県の場合2 時間以上経過した後に津波が到達するため補正率0%

※2 避難行動に移る前(5分以内)に津波が到達した場合の死亡者数

津波の到達時間と補正率の関係より補正率100%

※3 堤防等施設による浸水被害軽減効果(%)

= {1- (堤防等施設が有る場合の浸水建物棟数) / (堤防等施設が無い場合の浸水建物棟数)} × 100

※4 長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※5 諫早湾の締切堤は堤防等施設としている

第2表 既往最大潮位において堤防等施設が機能しない場合

市町名	木造建物(棟)				非木造建物(棟)		浸水建物 合計 (棟)	死亡者数(人)			
	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≦H<1.0m	床上浸水 (半壊) 1.0m≦H<2.0m	床上浸水 (全壊) 2.0m≦H	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≦H		津波到達時間による補正後 ※1		津波到達時間による補正前 ※2	
								避難意識 通常	避難意識 低い	避難意識 通常	避難意識 低い
長崎市※3	1170	320	130	40	1320	740	3720	0	0	(450)	(1390)
佐世保市	2150	1240	680	120	730	700	5620	0	0	(460)	(1410)
島原市	360	290	200	70	140	200	1260	0	0	(70)	(200)
諫早市※4	220	220	550	270	490	1500	3250	0	0	(220)	(650)
大村市	30	40	10	0	20	20	120	0	0	(10)	(20)
平戸市	250	150	210	40	100	150	900	0	0	(50)	(140)
松浦市	150	150	270	90	30	100	790	0	0	(50)	(140)
対馬市	150	130	110	0	60	90	540	0	0	(30)	(80)
壱岐市	10	10	10	0	20	20	70	0	0	(10)	(10)
五島市	250	240	320	30	50	120	1010	0	0	(40)	(110)
西海市	300	270	350	160	70	190	1340	0	0	(70)	(200)
雲仙市	260	280	430	520	70	260	1820	0	0	(110)	(320)
南島原市	790	650	660	250	160	280	2790	0	0	(140)	(410)
長与町	10	10	0	0	10	10	40	0	0	(0)	(0)
時津町	10	10	0	0	10	10	40	0	0	(0)	(10)
東彼杵町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)
川棚町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)
小値賀町	20	20	20	0	10	20	90	0	0	(10)	(10)
佐々町	100	100	210	10	40	100	560	0	0	(40)	(130)
新上五島町	200	180	280	20	50	130	860	0	0	(40)	(110)

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値

津波の到達時間と補正率の関係より、本県の場合2 時間以上経過した後に津波が到達するため補正率0%

※2 避難行動に移る前（5分以内）に津波が到達した場合の死亡者数

津波の到達時間と補正率の関係より補正率100%

※3 長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※4 諫早湾の締切堤は堤防等施設としている

第3表 朔望平均満潮位において堤防施設等が機能する場合

市町名	木造建物(棟)				非木造建物(棟)		浸水建物 合計 (棟)	死亡者数(人)				堤防等施設による浸 水被害軽減効果 (%) ※3
	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≦H<1.0m	床上浸水 (半壊) 1.0m≦H<2.0m	床上浸水 (全壊) 2.0m≦H	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≦H		津波到達時間による補正後 ※1		津波到達時間による補正前 ※2		
								避難意識 通常	避難意識 低い	避難意識 通常	避難意識 低い	
長崎市※4	60	20	40	10	110	100	340	0	0	(40)	(100)	55%
佐世保市	240	80	110	10	110	120	670	0	0	(60)	(170)	55%
島原市	80	40	30	20	40	40	250	0	0	(20)	(40)	60%
諫早市※5	10	0	0	0	20	10	40	0	0	(10)	(10)	100%
大村市	30	10	0	0	20	10	70	0	0	(10)	(10)	25%
平戸市	90	70	80	0	40	80	360	0	0	(20)	(50)	25%
松浦市	80	70	110	0	20	40	320	0	0	(20)	(50)	40%
対馬市	100	90	10	0	40	40	280	0	0	(20)	(50)	20%
壱岐市	10	10	10	0	10	20	60	0	0	(10)	(10)	0%
五島市	160	130	130	10	40	80	550	0	0	(20)	(60)	25%
西海市	240	210	250	10	60	130	900	0	0	(50)	(140)	5%
雲仙市	150	140	360	140	40	140	970	0	0	(60)	(160)	25%
南島原市	420	250	320	50	80	130	1250	0	0	(60)	(170)	15%
長与町	10	10	0	0	0	0	20	0	0	(10)	(10)	0%
時津町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)	0%
東彼杵町	20	10	0	0	10	0	40	0	0	(10)	(10)	0%
川棚町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)	50%
小値賀町	10	20	10	0	10	0	50	0	0	(10)	(10)	0%
佐々町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)	25%
新上五島町	130	110	110	0	40	70	460	0	0	(20)	(60)	20%

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値

津波の到達時間と補正率の関係より、本県の場合2 時間以上経過した後に津波が到達するため補正率0%

※2 避難行動に移る前（5分以内）に津波が到達した場合の死亡者数

津波の到達時間と補正率の関係より補正率100%

※3 堤防等施設による浸水被害軽減効果 (%)

= {1- (堤防等施設が有る場合の浸水建物棟数) / (堤防等施設が無い場合の浸水建物棟数)} ×100

※4 長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※5 諫早湾の縮切堤は堤防等施設としている

第4表 朔望平均満潮位において堤防施設等が機能しない場合

市町名	木造建物(棟)				非木造建物(棟)		浸水建物 合計 (棟)	死亡者数(人)			
	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≦H< 1.0m	床上浸水 (半壊) 1.0m≦H< 2.0m	床上浸水 (全壊) 2.0m≦ H	床下浸水 H< 0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≦ H		津波到達時間による補正後 ※1		津波到達時間による補正前 ※2	
								避難意識 通常	避難意識 低い	避難意識 通常	避難意識 低い
長崎市※3	150	40	80	10	260	170	710	0	0	(120)	(360)
佐世保市	520	280	230	10	220	220	1480	0	0	(150)	(450)
島原市	230	90	90	20	90	70	590	0	0	(30)	(90)
諫早市※4	260	280	340	60	470	840	2250	0	0	(140)	(400)
大村市	50	10	0	0	20	10	90	0	0	(10)	(20)
平戸市	120	100	100	0	50	90	460	0	0	(30)	(70)
松浦市	130	130	150	10	30	60	510	0	0	(30)	(90)
対馬市	120	100	20	0	50	50	340	0	0	(20)	(50)
壱岐市	10	10	10	0	10	20	60	0	0	(10)	(10)
五島市	230	160	180	10	50	90	720	0	0	(30)	(80)
西海市	250	210	250	10	70	130	920	0	0	(50)	(140)
雲仙市	240	210	410	210	60	170	1300	0	0	(80)	(220)
南島原市	560	250	310	50	100	140	1410	0	0	(70)	(190)
長与町	10	10	0	0	0	0	20	0	0	(10)	(10)
時津町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)
東彼杵町	20	10	0	0	10	0	40	0	0	(10)	(10)
川棚町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)
小値賀町	10	20	10	0	10	0	50	0	0	(10)	(10)
佐々町	20	10	0	0	10	0	40	0	0	(10)	(10)
新上五島町	160	150	120	0	50	90	570	0	0	(30)	(70)

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値

津波の到達時間と補正率の関係より、本県の場合2 時間以上経過した後に津波が到達するため補正率0%

※2 避難行動に移る前（5分以内）に津波が到達した場合の死亡者数

津波の到達時間と補正率の関係より補正率100%

※3 長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※4 諫早湾の締切堤は堤防等施設としている。

5 地震防災対策の課題

本市域における地震の被害を軽減していくうえでの課題として、建物の耐震化、出火防止対策、斜面对策の強化、交通・海岸施設の整備、地域防災力の向上などが考えられる。

前述のとおり、平成１７年度の長崎県の地震等防災アセスメント調査における地震動の想定に加えて、平成２３年度の長崎県地域防災計画見直し検討委員会における地震動の想定を考慮しながら、まずは（１）想定活断層による震度・被害予測に基づく各種対策を推進することが必要であるが、近年、活断層が確認されていない地域においても、現に被害の大きな地震が発生していることから、（２）本市中心部直下の震源を想定した震度・被害予測に基づく対策についても、将来的に検討をしていく必要がある。

(参考) 各震度でどのような被害や現象が発生するかを示したもの

＜気象庁震度階級関連解説表＞

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
6 強	立っていることができず、 はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。 傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第２節 都市の防災化

【都市整備部】

大地震が発生しても建物の倒壊や火災が発生せず、住民が逃げまどうことのない街づくりが都市の防災化の基本である。このためには、市街地の耐震不燃化や公園緑地等による空間の確保等の都市生活環境の整備は欠くことができず、都市機能の充実と併せて都市計画を策定する際には防災についても十分考慮する必要がある。

佐世保市の地震被害は、長崎県地震等防災アセスメント調査報告書によると、本市中心部直下でマグニチュード6.9の地震が発生した場合、市域で大破及び中破の被害は約17,000棟と想定されている。このような被害を事前に防止することを目標として、建物の耐震不燃化、防災空間の確保、市街地の再開発、老朽危険空き家の解消等に取り組み地震に強い都市づくりを進める。

1 都市の防災構造化

安全な都市をつくる方策として、「都市の防災構造化」がある。

本市は平坦地が少なく丘陵斜面地が海に迫っている地形特性から、広域にわたる密集木造家屋の存在、道路公園等の公共オープンスペースの不足により、大規模な地震災害及びそれに伴う火災に対して、脆弱な都市構造となっており、都市の構造自体を災害に対して強くする防災構造化を推進する必要がある。

(1) 都市の防災構造化の具体的な手法として、次のことがあげられる。

ア 都市計画手法の活用等により、都市建築物の耐震不燃化を促進し、市街地大火による被害を減少させる。

イ 公園緑地等の整備により、地域住民のための避難場所を確保するとともに延焼防止のための遮断帯としても機能させる。

ウ 都市再開発や広幅員道路の整備により、震災時の安全な避難路の確保及び延焼拡大防止を図る。

エ 老朽危険空き家への適正管理の指導等や助成による除却を促進し、災害時の危険要因の排除を図る。

(2) 防火地域等の指定状況

本市の都市計画は、都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)に基づいて定められており、その地域指定は次のとおりとなっている。

令和5年4月1日現在

都市計画の種類	面積(ha)
1 市域面積	42,601
2 都市計画区域	29,257
(1) 市街化区域	4,471
(2) 市街化調整区域	19,505
(3) 非線引き都市計画区域	5,281
3 都市計画区域外	13,344
4 用途地域	4,471
(1) 第1種低層住居専用地域	993
(2) 第2種低層住居専用地域	25
(3) 第1種中高層住居専用地域	773
(4) 第2種中高層住居専用地域	26
(5) 第1種住居地域	1,046
(6) 第2種住居地域	126
(7) 準住居地域	60
(8) 近隣商業地域	153
(9) 商業地域	338
(10) 準工業地域	497
(11) 工業地域	225
(12) 工業専用地域	209
5 防火地域等	
(1) 防火地域	54
(2) 準防火地域	656

この中で、特に都市の防災化に関係の深いものは、上表による防火地域等である。防火地域・準防火地域は都市計画法で規定された地域での火災の延焼防止を目的として定めるものである。

これらの地域では、一定規模以上の建物は建築基準法によって、耐火建築物、準耐火建築物又は、一定の技術的基準に適合する建築物とすることが定められている。その他の建物工作物についても不燃化措置が義務づけられている。

本市では、防火地域は市街地の中心部で商業地域の特に容積率600%の全域と、同地区に隣接する容積率500%、400%の一部の区域に指定されており、その面積は54haである。準防火地域は、防火地域の周辺、近隣商業地域及び商業地域並びに密集度の高い住居系地域に指定し、面積は656haである。

(3) 防火地域及び準防火地域の指定の基本方針

都市の防災性のより一層の向上を図るため、次に掲げる指定方針に基づき、防火地域

及び準防火地域を指定する。

ア 防火地域

防火地域の計画は、建築物の密集した火災危険率の高い市街地の区域について指定する。

- (ア) 集団式の防火地域は、都市の重要施設が集合し、土地利用度、建築密度が高く、かつ、その経済力からみて、耐火建築物を建設しうる区域について、数街区を含む一団地として指定する。
- (イ) 路線式の防火地域は、集団的防火地域の設定が経済上困難な密集市街地に指定する。
- (ウ) 用途地域内の商業地域で容積率600%の区域は全区域。容積率500%、400%の区域については、路線式を指定する。

イ 準防火地域

- (ア) 防火地域としない商業地域及び近隣商業地域の大部分の区域
- (イ) 準工業地域及び住居地域のうち、既に過密している地域（建ぺい率60%以上の地域）
- (ウ) 住居系地域のうち将来過密地区になろうと予想される地区
- (エ) 建ぺい率が高く、消防水利の便が悪く火災上危険な業種の存在する区域

2 防災空間の確保

公園、緑地、広場は市民の憩いの場、スポーツレクリエーションの場であるとともに、大規模な火災が発生した場合には延焼遮断帯としての機能を果たす。又、震災時に避難場所、避難経路、給水給食物資の集積場所などの役目も併せ持つ防災上重要な空間である。このため、防災空間として、公有地の積極的活用や公園緑地等の整備に努める。

3 市街地の開発等

(1) 市街地再開発事業

低層の木造住宅が密集し、オープンスペースの不足している市街地は災害に対して脆弱であり、ひとたび火災が発生した場合は、大災害を被る可能性が高い。このような生活環境の悪化した市街地においては、細分化された宅地を共同化し、不燃建築物の建築、空地の確保等、防災性の高い空間を創造するため市街地の再開発を検討する。

(2) 土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善および宅地の利用増進を図るため、土地区画形質の変更や公共施設の新設又は変更を行うが、この際にも防災上の観点から、防災的効果を有した事業を推進する。

第3節 公共施設等の安全対策

【九州電力送配電、西部ガス、N T T西日本、J R九州、長崎県、土木部、都市整備部、港湾部、水道局】

阪神淡路大震災の検証により昭和56年以前の基準（旧基準）によって設計された建築物に甚大な被害が発生し、多くの人的被害をもたらされたことが判っている。つまり、旧基準による建築物は十分な耐震性を有しているとは言えない。耐震化すべき建築物としては、住宅のほか、学校、医療、社会福祉施設、防災拠点となる公共施設等が優先される。すべての建築物を耐震化することは難しいが、少しずつでも耐震化を進めて行くことが被害の軽減につながるという意識を持ち、耐震診断・調査、耐震補強を推進していく必要がある。

このような背景のもと、佐世保市においては、平成20年10月に『佐世保市耐震改修促進計画』を策定している。この計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づくもので、国の基本方針にならい、大地震時の人的被害等を半減することを目的とし、特定建築物などの耐震化率を平成27年度末までに90%とすることを目標としている。計画の期間が終期を迎えたことから、現在、計画の進捗と効果についての総括を行い、国の基本方針及び県の耐震改修促進計画と連携した次の期間の計画見直しを行っている。

また、平成22年度までに耐震診断を行った防災上重要な市有建築物のうち、耐震性を有しないと診断された建築物についても、各建築物の利活用方針や適正配置計画等も踏まえ、必要に応じ早急に耐震改修設計及び耐震改修工事を行うよう努めるものとする。

1 道路の災害予防対策

想定する震度5強の地震が発生した場合、道路・橋の被害は、盛土の地割れ、路肩部の崩れ、斜面部の崩れ及び橋台・橋脚に切断、相対ずれなどが生ずることがある。

対策としては、落石・崩壊の恐れのある道路については、道路パトロールによる定期的な点検を行い、年次的に整備を図っていく。又、橋梁等の道路施設については、長寿命化補修計画を策定し、計画的かつ効率的な維持管理に努める。

2 河川の災害予防対策

佐世保市を流れる川は、地形的に急峻な所を流れる河川が多く、地震によって崩壊した土砂等によりせき止められた水が越水・溢水し、浸水を招くような二次災害防止に重点を置き安全対策の推進を図り、震災を防止し、又、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため公共施設の維持管理を強化するとともに緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努めるものとする。

3 港湾・漁港の災害予防対策

佐世保港においては、大規模地震発生時における人員・緊急物資・復旧用資材等の海上輸送の機能を確保するため、中心市街地に隣接する三浦地区の耐震強化岸壁（水深10m、岸壁延長270m（取付部含む）×1バース）について、適正な維持管理を行う。

また、離島である宇久の平漁港平地区（県営漁港）において、耐震強化岸壁（水深5m、岸壁延長150m（取付部含む）×1バース）について、適正な維持管理を行う。

4 上下水道施設の整備

上下水道事業は、市民生活に欠くことのできない重要な施設である。基幹施設（水道：浄水場、ポンプ所、配水池 下水道：終末処理場、中継ポンプ場、マンホールポンプ等）は一部耐震設計されたものもあるが、市内を縦横に走る送配水管及び污水管も多く、地震時には被害が懸念される。市内の送配水管及び污水管のうち老朽管については、順次布設替え等を行っていくものとする。又、特に停電被害が最も憂慮されるため、関連機関と密接な連絡を保ち、早期復旧できる体制を図るものとする。

5 電力施設の対策

電力供給施設は、そのほとんどが耐震設計されており、被害はないものと考えられる。しかし、電線路（地中電線路含む）は、振動や火災による被害を受けやすいため、応急送電対策を整備し、常時復旧体制を整えている。

6 都市ガス施設の対策

ガス製造・供給施設は、そのほとんどが耐震設計されており、被害はないものと考えられる。しかし、一部の低圧管については、耐震性の低い管が残存しており、これらについては、順次敷設替えを行っている。非常に大きな災害が確認された地域では、2次災害防止のためのガス供給停止を即時に実施し、2次災害の拡大を防止している。また、導管網をブロック化し、ブロック単位でのガス供給停止を実施することにより、2次災害の発生及び供給停止が全体に拡大しないようにする。

7 電気通信設備の対策

電話等の通信設備は、そのほとんどが耐震設計されており、被害はないものと考えられる。しかし、電柱、電話線などの設備は振動や火災による被害を受けやすい。ケーブルの切断などに備えて、通信ケーブルのループ化の検討を進めている。

8 鉄道施設の対策

地震計を設置し、揺れの大きさによって、列車の徐行運転や運転中止等の運転規制を行う。

なお、上記の公共施設の整備にあたって、地震防災緊急事業五箇年計画に搭載した事業については、遅滞なく事業推進を図るものとする。

※参考 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法の施行により、都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して平成8年度以降の年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることになった。

県は計画対象事業として、避難場所、避難路、消防用施設、防災行政無線施設等を設定し、市町村が実施する事業については、市町村地域防災計画に定められたものと限定している。

第4節 津波災害の予防

【防災危機管理局・教育委員会・港湾部】

過去において県内に影響を及ぼした最大の地震津波は、1707年に紀伊半島沖で発生した宝永地震(M8.4)によるもので、これ以外に津波被害の記録は残されていない。

なお、1792年に島原半島で発生した地震に関連して有明海で大津波が発生したが、これは地震により誘発された眉山の崩壊によるもので、地震により発生したものではない。

本市は、大自然の長年の営みの中で形成された複雑なリアス式海岸を有しており、佐世保の海岸線の入江には多くの港湾や漁港が点在しており、古くから天然の良港と言われてきた。また、海水浴場や海洋性の大型リゾート施設も存在し、行楽に訪れる人々も多い。

津波は、震源が海底にある大きな地震では、海水が上下に振動し、波が四方に広がって津波として海岸に押し寄せてくる現象である。リアス式海岸は、津波に襲われると湾奥部に高い水位が集中するため大被害を受けやすい。遠くで発生した地震でも大きな津波が到来することがある。

前述のとおり、東海地震、東南海地震、南海地震及び日向灘地震が連動する4連動の海溝型地震が発生した場合、本市沿岸部においても低地については津波による浸水が想定されるため、被害を防止するための対策を計画的に推進する必要がある。

1 津波情報伝達体制の確立

津波警報等の迅速で確実な伝達を期するため、防災行政無線を活用した体制の確立を図る。

各防災機関は、情報伝達系統、伝達先等を再確認し、常に関係各機関との連携を密にする。特に、休日・夜間の情報伝達体制を明らかにし、周知徹底しておく。

2 津波予報文の周知

津波警報、注意報の正確な伝達を図るため、気象業務法で定める海域区分、予報の種類、標識について関係者に周知徹底を図る。

3 津波に関する知識の普及

住民自らが生命、身体または財産を守り、あわせて地域の地震・津波災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、広報紙、パンフレット、研修会などの機会を通じて、津波に関する正しい知識を普及するなど、必要な教育及び広報を行うものとする。

また、標高を示した防災マップ等を活用し、市のホームページ等により周知に努めるものとする。

4 津波避難体制の推進

市は、津波危険度の高い地域について、地域住民と協働して地域の特性に応じた安全な避難体制づくりを推進するものとする。

5 津波避難への公共施設の活用

市は、津波から市民等の避難を確保するため、沿岸部等の公共施設について、当該施設の構造や階層等を考慮して、津波避難のための施設として活用するものとする。

また、津波による浸水が予測される地域等においては、海拔（標高）表示等の整備に努めるものとする。

6 河川・海岸・港湾等の津波対策

市は、津波による被害に対処するため、河川・海岸・港湾施設等の整備を図るものとする。

7 職員の防災活動への参加

職員が地域における防災活動に率先して参加するような意識づけ・教育に努めるものとする。

8 学校における防災教育

校長は、児童生徒に対して災害の基礎的な知識、災害発生時の対処方法等の教育に努めるものとする。

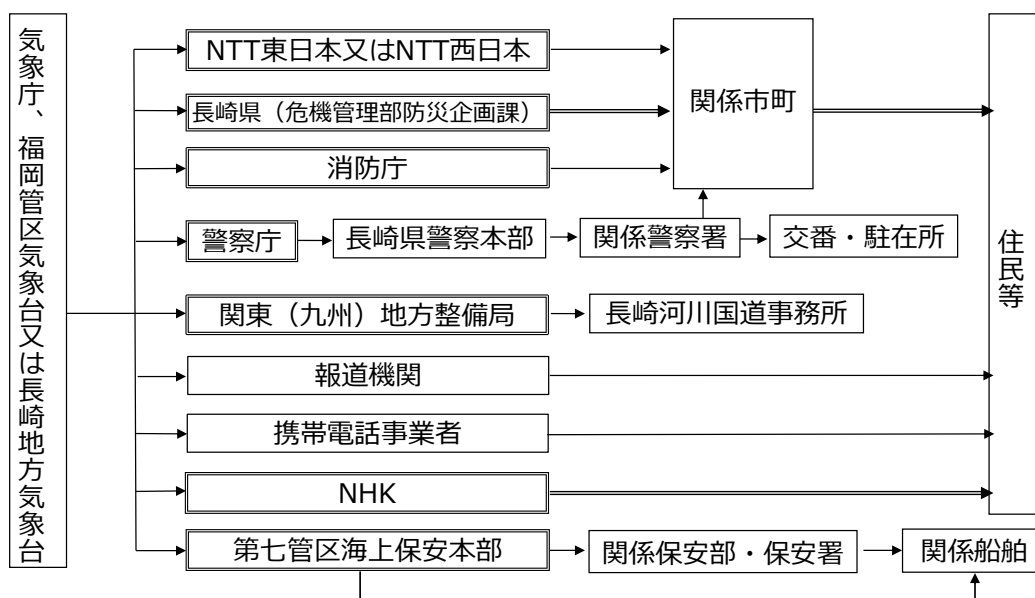
また、児童生徒が、学習した知識をもとに自ら判断して行動する力をつけるという観点に配慮して、防災訓練等の実施に努めるものとする。

9 企業に対する防災思想の普及

企業に対して、地域の防災訓練への積極的参加を呼びかけ、地域との連携強化を図るものとする。

【津波警報等の伝達系統図】

津波警報等の伝達系統図



注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

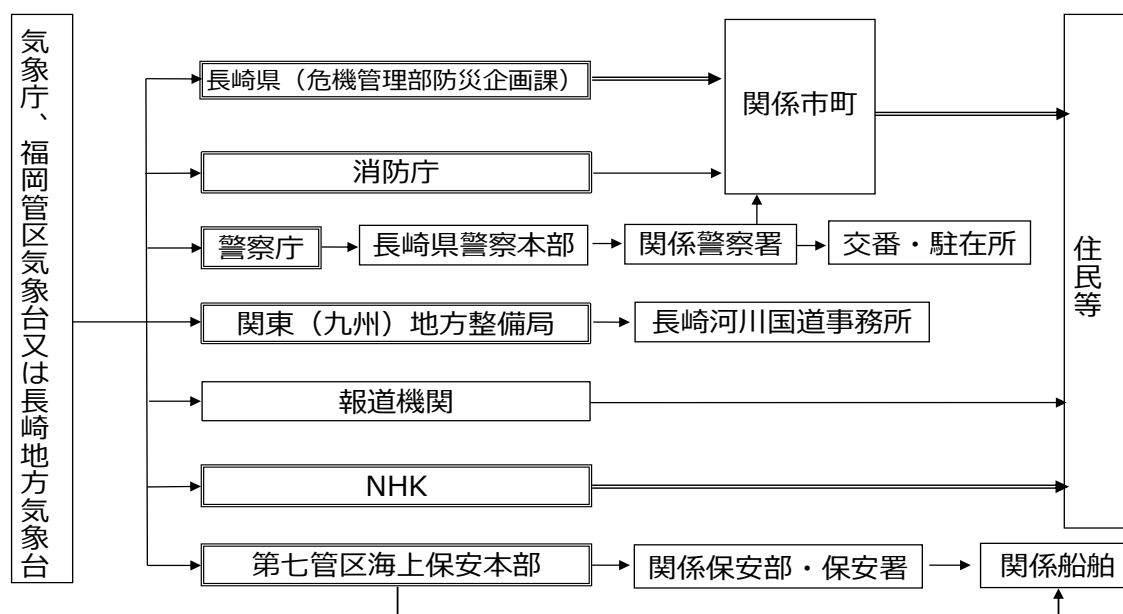
注2）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注3）長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表された場合。

注4）緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。

【地震・津波警報の伝達系統図】

地震・津波情報の伝達系統図



注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第3章 その他の災害予防に関する計画

第1節 風害予防に関する計画

第2節 雪害予防に関する計画

第3節 高潮災害予防に関する計画

第4節 土砂災害危険箇所等災害予防に関する計画

第5節 森林火災予防に関する計画

第6節 火災予防に関する計画

第1節 風害予防に関する計画

【農林水産部・港湾部】

夏期7、8月頃から9月中旬頃にかけて発生する台風は、一般に九州の西側海上又は東側内陸部を通過するとみなされている。このため本市を風害から防護するためには、次のような工事を推進する。

1 港湾漁港施設の防災対策

(1) 海岸高潮対策工事

海岸保全施設の新設、改良に関する工事で災害発生のおそれのある未整備の海岸又は老朽化等により整備水準が劣っている海岸で大規模なものは、高潮・波浪・津波等の海水による災害を防除するための工事を国の補助を受けて実施しており、今後も計画的に進める。

(2) 海岸局部改良工事

海岸保全施設、改良に関する工事で小規模なものについては、各々急を要する箇所から施工する。

2 農産物の防災対策

(1) 耐風性水稻栽培技術の指導

(2) 果樹枝の結束、古い支柱の更新、防風林や防風ネットの設置

(3) 種子及び種苗の確保

(4) 古いビニールハウス等の張替え及び資材の更新

第2節 雪害予防に関する計画

【土木部】

本市は、温暖地であるため降雪は比較的に少ないが、降雪によるライフラインの停滞、麻痺について留意する必要がある。平成28年1月には大雪（日最深積雪17cm）に見舞われ、道路、鉄道の交通麻痺、断水等の被害が市内全域で発生した。

1 道路の雪害予防対策

まず、路面の積雪や凍結による交通麻痺、スリップ事故が予想されることから、早急な融雪作業が必要である。対策として、毎年冬期前に融雪剤を確保して、関係機関への散布依頼と建設業者への委託を行う。

(1) 関係機関各警察署、西肥バス、消防署

(2) 建設業者を地区別に選定(約40社)

バス路線や主要幹線道路の融雪剤散布路線は次のとおり（84路線）

- ア 本庁管内（46路線） 相浦港連絡線、母ヶ浦中里線、石岳鹿子前線、船越白浜線、田原小川内町線、田原柚木町線、潜木徳道線、春日田代町線、下宇戸満場線、烏帽子岳線、鵜渡越観光通線、鵜渡越弓張線、佐世保相浦循環線、名切俵町通線、東山手線、小佐世保通線、新烏帽子岳線、福石天神町線、藤原崎辺町線、山祇黒髪町線、尼潟循環線、もみじが丘団地本線、船越石岳線、但馬越線、矢峰柚木線、上宇戸高花線、中越転石線、田代赤木町線、戸尾山祇町線、天神山手線、天神中部線、大和楠ヶ浦線、天神町2号線、赤崎陸橋線、烏帽子木風町線、高梨山手町線、東山手上部線、須田尾東部1号線、松尾橋通線、満場中木場線、もみじが丘団地線、大塔側道1号線、大塔側道2号線、西九州道側道1号線、新白岳橋線、左石柚木線
- イ 東部工事事務所管内（12路線） 上原黒髪町線、花高循環線、広田重尾町線、花高本線、花高団地本線、横手平松町線、日出心野線、心野平松線、心野開拓線、宮津循環線、南風崎萩坂線、長畑奥山線
- ウ 西部工事事務所管内（26路線） 牧の地乙石尾線、梶木場線、田原御橋線、国見山荘線、開作中央線、世知原中央線、下開作線、田原黒石線、田原下長田線、末橋線、梶ノ村支線、根引梶ノ村線、高岩白岳線、轟線、中尾中央線、中尾栗越線、長坂立道1号線、長坂立道2号線、江迎中央線、江迎鹿町駅前線、小森線、箆尾堤原線、猪調堤原線、二本山支線、岳ノ木場船ノ村線、土肥ノ浦口ノ里線

(3) 融雪剤の配布について

上記散布路線以外の市道のうち概ね標高300m以上の山間部や積雪や路面凍結が解消にくい地区において、地域での散布作業の協力が得られる路線については、地区の指定する場所へ融雪剤の事前配布を行う。配布地区は柚木支所、中里・皆瀬支所、吉井支所、世知原支所管内等の地区とする。

(4) 除雪作業について

山間部の生活道路（市道）において、相当量の積雪・残雪があり、融雪剤の散布では効果がなく日常生活に著しく影響を与えている場合は、必要に応じて除雪作業による対応を行う。

次に、積雪による道路への樹木の倒木は、交通を阻害するので、対策として道路に覆い被さっている樹木の定期的な伐採が必要である。

第3節 高潮災害予防に関する計画

【港湾部・農林水産部】

佐世保港の海岸線は大小の入江が多く、その延長は 200kmの長さにわたっており、このうち島の延長が約50kmである。

人工護岸81kmの殆んどが、旧海軍時代に要塞地帯として、軍秘に属し、管理及び維持は放置された状態であったため、相当に老朽化したものが多く、台風時等には大きい被害を被っている。

幸い昭和31年に海岸法が制定されて以来、海岸防災事業は年々強化されている。本港は昭和38年度より海岸の整備を行ってきており、令和3年度時点で約21km完了している。今後についても、毎年計画的に整備を進める。

(参考)

潮 位		
既往最高潮位 (観測基準面)	H・W・L	偏差
+3.69	+3.3	0.39

また、漁港においては、本市が管理している 11 漁港区域内の海岸線の延長は、約 15 km あるが、整備が完了している海岸は約 3 km である。

昭和38年度から水産庁の高潮対策事業を取り込み、逐次整備を進めている。(第1表)

第1表 漁港海岸保全施設整備事業実績及び計画(水産庁所管)

漁港	海岸延長(m)	整備済延長(m)	未整備延長(m)	海岸保全区域 指定年月日
高島	1,413	428.5	984.5	昭和34年3月30日
浅子	42	0.0	42	昭和34年8月10日
柿ノ浦	471	370.5	100.5	昭和34年3月30日
針尾	3,519	1,238.2	2,280.8	昭和52年4月1日
久津	1,706	779.9	926.1	昭和53年4月7日
小浜	853	505.0	348	昭和55年4月15日
寺島	595	0.0	595	昭和34年3月30日
木場	525	0.0	525	昭和34年3月30日
矢岳	1,815	0.0	1,815	昭和34年8月10日
神崎	2,142	45.0	2,097	昭和39年6月10日
鹿町	2,575	0.0	2,575	昭和34年3月30日
計	15,656	3,367.1	12,288.9	

第4節 土砂災害予防に関する計画

【土木部・都市整備部】

土砂災害とは、急傾斜地の崩壊、土石流、もしくは地すべり等を発生原因として住民の生命または身体に生ずる被害をいい、災害予防のために必要な事業及び整備についての計画である。

1 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの指定数の把握

土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定など「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき行われる土砂災害の防止のために必要な基礎調査を県が実施しており、令和5年11月現在、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの警戒区域が6,605箇所（急傾斜5,666箇所、土石流699箇所、地すべり240箇所）指定されている。

2 土砂災害警戒区域等の定義

(1) 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

(2) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

3 崩壊防止工事の促進

(1) 砂防事業

本市は、地形的に土石流の警戒区域が多く指定されており、土石流対策事業、都市対策砂防事業を重点的に進めていく必要がある。また長崎県と協力してハード面の整備による土砂災害予防を進めるとともに、土石流警報装置、レーダー雨量計等の整備により、地域住民の警戒体制と避難誘導の対策を確立する。

(2) 地すべり等防止事業

本市は、北部地区を中心として全国有数の地すべり地帯を有しており、地すべり等防止法に基づく、建設、林野、耕地等で防止対策が進められている。しかし、大地内の現象であり、原因究明、的確な対策は極めて困難な問題がある。対策工事の基本としては、地すべりの最大の原因と考えられる地下水の排除のためのボーリング工、遂道工、集水井、地すべり土塊の支持擁壁、地表水の地下浸透防止のための排水路工事等が主な工事であり、長崎県と協力して推進する。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

本市は、地形的に急傾斜地の崩壊が数多く指定されており、急傾斜地法に基づき、崩壊防止工事を実施してきた。今後は、長崎県と協力して崩壊防止工事の推進とともに、有害行為の規制、危険区域における工作物の制限、家屋の移転等の勧告、警戒避難体制の確立を図る。また、急傾斜地崩壊危険区域の指定があったときは、国土交通省令で定めるところにより、当該急傾斜地崩壊危険区域内にこれを表示する標識を設置するなど、土砂災害に関する防災意識の高揚を図る。

(4) 宅地造成工事規制区域

宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を市長が指定し、その区域内の宅地造成に関する工事等についての災害の防止のために必要な規制を行う。

4 情報の周知

「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第8条第3項に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難施設等に関する事項などについて住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布をおこなう。

第5節 森林火災予防に関する計画

【農林水産部】

森林火災を未然に防止し、又は火災による災害の拡大防止を図るため、次の通り実施する。

1 防火線整備作業

登山者等の多い烏帽子岳周辺について、防火線の手入作業を実施する。

2 森林火災の巡視

野焼、登山者の失火などによる森林火災を予防するため、保安林の保全と併せて林野火災予防の巡視に努める。

3 山火事防止のための啓発設備

火災危険の大なる地区内の林野内、道路等には目につき易いところに山火事防止標板を設置し、登山者の注意を喚起する。

4 防火水槽の整備点検

山火事に備え設置している防火水槽の整備点検をする。

設置箇所	烏帽子岳	2
	隠居岳	1
	石盛岳	2
	八尋岳	1
	黒髪地区	2
	針尾地区	1

第6節 火災予防に関する計画

【消防局】

火災予防計画は火災を未然に防止するとともに火災による被害の拡大防止を図るため、おおむね次に掲げる事項について実施する。

1 予防査察

- (1) 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数の者が勤務し、出入し、若しくは居住する消防対象物について、定期査察若しくは必要に応じ特別査察を実施し、位置構造、設備及び管理の状況について指導する。
- (2) 消防法令に定める危険物施設等について、定期査察若しくは必要に応じ特別査察を実施し、位置、構造、設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて指導する。
- (3) 個人の住宅については、全世帯を対象に法令上設置が義務づけられた住宅用防災機器の設置を徹底するとともに、適正な維持管理を推進し、火災による人命及び財産の被害の軽減を図る。

2 防火、防災管理等の指導及び育成

- (1) 各種防火対象物の防火管理者、防災管理者及び危険物施設の危険物取扱者等の資質向上を図るため、育成指導を強化する。
- (2) 防火管理者、防災管理者及び危険物保安監督者の選任並びに防火、防災管理に係る消防計画、予防規程その他の防火安全対策の樹立を指導する。
- (3) 民間防火組織による火災予防の推進
女性防火防災クラブ、少年消防クラブ、佐世保地区防災協議会など民間防火組織の育成強化を図り地域ぐるみの防火意識の普及高揚に努め火災の未然防止を期する。

3 消防用設備等の設置及び維持

- (1) 法令上設置が義務づけられている消火設備、警報設備、避難設備等の適正な設置及び維持管理について指導を強化する。
- (2) 消防用設備等の定期点検及び報告について、指導を徹底する。

4 危険物の規制

- (1) 危険物、指定可燃物の製造、貯蔵、取扱、運搬については、法令に基づく適正取扱い等の指導を行う。
- (2) 危険物施設等については、その位置、構造及び設備の適正な維持管理と法改正にあわせた早期改修を推進する。

5 火災気象通報及び火災に関する警報

- (1) 長崎県知事は消防法第22条第1項に基づく火災気象通報を受けたときは、消防法第22条第2項に基づき直ちにこれを佐世保市長に通報しなければならない。
- (2) 佐世保市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

※ 火災に関する警報の発令基準(佐世保市火災予防条例施行規則第8条)

- ・ 実効湿度60%以下で最低湿度40パーセントを下り、最大風速7メートルをこえる見込のとき。
- ・ 平均風速10メートル以上の風が、1時間以上連続して吹く見込のとき。
(降雨、降雪中は、発令しないことがある。)

(3) 火災警報発令中の火気の使用に関する制限及び広報

- ア 火災警報が発令されたときは、広報車を巡回する等積極的な広報活動を行い、市民へ火気取扱いについての注意を喚起する等の周知徹底に努め出火防止を図る。
- イ 火災警報発令中は屋外のたき火、林野の火入れ若しくは煙火の消費の禁止、その他火気使用制限について広報及び指導を強化する。
- ウ 火災警報発令条件に該当しないが、特に乾燥又は強風時等、気象状況が火災予防上警戒を要すると認められるときは、前(2)に準じた措置をとる。

6 特殊情勢下における特別措置

地震等による危険物の大量流出若しくは爆発危険その他大規模災害等の発生が予想されるような事態に至った特殊情勢下においては、地域住民に広報を実施し、周知徹底を図り避難誘導、火気の使用禁止その他必要な措置を示すとともに、防火安全対策を立て事故の防止と被害の軽減を図る。

第4章 資材器材等の整備に関する計画

【水道局・保健福祉部・土木部・消防局】

災害応急対策に必要な資材、器材を有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるように、常時それらの点検整備及び数量を確保するものとする。

主 要 資 器 材 等	掲 載 個 所
水防用資器材施設	第3編・第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第17節 水防計画
消防用資器材施設	第3編・第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第19節 消防活動計画 第25節 海上災害応急対策計画 第3編・第2章 地震災害応急対策に関する計画 第19節 消防活動計画 第25節 海上災害応急対策計画
上下水道用資器材	第3編・第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第7節 給水計画及び下水道応急対策計画 第3編・第2章 地震災害応急対策に関する計画 第7節 給水計画及び下水道応急対策計画
防疫用資器材、薬剤	第3編・第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第9節 医療救護、防疫に関する計画 第3編・第2章 地震災害応急対策に関する計画 第9節 医療救護、防疫に関する計画
救助用資器材施設	第3編・第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第11節 緊急輸送計画 第20節 救急業務計画 第25節 海上災害応急対策計画 第3編・第2章 地震災害応急対策に関する計画 第11節 緊急輸送計画 第20節 救急業務計画 第25節 海上災害応急対策計画

第5章 気象伝達に関する計画

【長崎地方気象台】

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

(2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(3) 警報・注意報の発表基準 佐世保市：令和5年6月8日現在

宇久地域：令和4年11月24日現在 発表官署 長崎地方気象台

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 長崎地方気象台

佐世保市 (宇久地域 を除く)	府県予報区	長崎県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	佐世保・東彼地区		
警 報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	23	
		土壌雨量指数基準	151	
	洪水	流域雨量指数基準	江迎川流域=16.5, 鹿町川流域=11.6, 佐々川流域=21.3, 相浦川流域=23.7, 佐世保川流域=11, 日宇川流域=12.2, 小森川流域=14.5, 金田川流域=9.2, 宮村川流域=10.4, 小川内川流域=8.7, 牟田川流域=7.4, 早岐川流域=8.9	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			外海	20m/s
			大村湾	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			外海	20m/s 雪を伴う
			大村湾	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	外海	6.0m
	高潮	潮位	大村湾側	1.1m
			九十九島側	2.4m
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	15	
		土壌雨量指数基準	87	
	洪水	流域雨量指数基準	江迎川流域=9.1, 鹿町川流域=9.2, 佐々川流域=17, 相浦川流域=18.9, 佐世保川流域=8.8, 日宇川流域=9.7, 小森川流域=11.6, 金田川流域=7.3, 宮村川流域=8.3, 小川内川流域=6.9, 牟田川流域=5.9, 早岐川流域=7.1	
		複合基準*1	江迎川流域=(7, 9.1)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			外海	10m/s
			大村湾	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			外海	10m/s 雪を伴う
			大村湾	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ3cm
			山地	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	外海	2.5m
	高潮	潮位	大村湾側	0.9m
			九十九島側	1.9m
	雷 融雪	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			外海	500m
			大村湾	500m
	乾燥	①最小湿度45%で、実効湿度65% ②実効湿度60%		

	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上	
	低温	夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が-3℃以下	
	霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下	
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度90%以上	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 長崎地方気象台

佐世保市 (宇久地域)	府県予報区	長崎県		
	一次細分区域	五島		
	市町村等をまとめた地域	上五島		
警 報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	27	
		土壌雨量指数基準	179	
	洪水	流域雨量指数基準		
		複合基準*1	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	2.2m		
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	16	
		土壌雨量指数基準	103	
	洪水	流域雨量指数基準		
		複合基準*1	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ3cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.7m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	最小湿度50%で、実効湿度65%			
なだれ				
低温	夏期：平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が-3℃以下			
霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下			
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度90%以上			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

<府県版、市町村版参考資料>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

詳細は土壌雨量指数の説明（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>）を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨

量指数の説明（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>）を参照。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>）を参照。

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
1km 四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。
主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている

場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

(4) 特別警報・警報・注意報の発表区域（北部、五島）

府県予報区名	1次細分区域名	市町村等を まとめた地域名	警報等の発表単位となる 市町・地域等名
			（2次細分区域名）
長崎県	北部	佐世保・東彼地区	佐世保市（宇久地域を除く）
			東彼杵町
			川棚町
			波佐見町
			佐々町
		平戸・松浦地区	平戸市
			松浦市
	五島	上五島	佐世保市（宇久地域）
			西海市（江島・平島）
			小値賀町
			新上五島町
		下五島	五島市

※ 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 発表の基準の欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査した上で決定する。

イ 警報・注意報はその種類に係わらず、これらの新たな警報・注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

ウ 警報・注意報には、防災上特に必要となる事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容は次の通りとし、簡明な記載を行う。

（い つ） 注意警戒すべき期間・・・具体的に示す

（どこで） 注意警戒すべき地域・・・現象の中心になると予想される地域

（何 が） 注意警戒すべき気象現象など・・・量的な予測

(5) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

警報の危険度分布等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(6) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県北部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県など）で発表される。大雨、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(7) 長崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの長崎県気象情報が発表される場合がある。

(8) 長崎県潮位情報

大潮による高い潮位、副振動（※1）や異常潮位（※2）などの潮位の変動により、被害の発生するおそれがある場合や、潮位の状況を解説する場合に発表される。

※1 副振動：湾などで観測される周期数分から数十分程度の海面の昇降現象

※2 異常潮位：潮位が比較的長期間（1週間から3ヶ月程度）継続して平常より高く（もしくは低く）なる現象

(9) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる佐世保市（宇久地域を除く）、佐世保市（宇久地域）を特定して警戒を呼びかけられる情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(10) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間 110ミリ以上の降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(11) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、佐世保市（宇久地域を除く）は長崎県北部で佐世保市（宇久地域）は五島で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が佐世保市（宇久地域を除く）は長崎県北部で、佐世保市（宇久地域）は五島で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(12) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長崎地方気象台が長崎県知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達される。

（通報区分）

概ね市町を単位とする「二次細分区域」単位で通報する。

（通報基準）

長崎地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

なお、「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

（通報内容及び時刻）

毎日5時頃（日本時間、以下同様）、翌日9時までの気象状況の概要を気象概要として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、これを以て火災気象通報とし注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる状況となった場合は、その旨を臨時通報する。

3 緊急地震速報

気象庁は、震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上もしくは長周期地震動階級 1 以上等と予測されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	備考
長崎県	長崎県対馬	
	長崎県壱岐	
	長崎県五島	佐世保市(宇久地域)
	長崎県北部	佐世保市(宇久地域を除く)
	長崎県南西部	
	長崎県島原半島	

注)

緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

4 津波警報等及び地震・津波に関する情報

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約 3 分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は 5 段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード 8 を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。なお、長崎県沿岸は「長崎県西方」「壱岐・対馬」「有明・八代海」に分けられており、佐世保市が属する津波予報区は「長崎県西方」である。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（予想される	巨大地震	

		津波の高さの区分)	震の場 合の発 表	
大津波警 報	予想される津波 の最大波の高さ が高いところで 3 mを超える場 合	10m超 (10m<予想される津波の 最大波の高さ) 10m (5 m<予想される津波の 最大波の高さ $\leq$ 10m) 5 m (3 m<予想される津波の 最大波の高さ $\leq$ 5 m)	巨大	巨大な津波が襲い、 木造家屋が全壊・流 失し、人は津波によ る流れに巻き込まれ る。沿岸部や川沿い にいる人は、ただち に高台や津波避難ビ ルなど安全な場所へ 避難する。警報が解 除されるまで安全な 場所から離れない。
津波警報	予想される津波 の最大波の高さ が高いところで 1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m<予想される津波の 最大波の高さ $\leq$ 3 m)	高い	標高の低いところで は津波が襲い、浸水 被害が発生する。人 は津波による流れに 巻き込まれる。沿岸 部や川沿いにいる人 はただちに高台や津 波避難ビルなど安全 な場所へ避難する。 警報が解除されるま で安全な場所から離 れない。
津波注意 報	予想される津波 の最大波の高さ が高いところで 0.2m以上、1 m 以下の場合であ って、津波によ る災害のおそれ がある場合	1 m (0.2m $\leq$ 予想される津波 の最大波の高さ $\leq$ 1 m)	(表 記 しない)	海の中では人は速い 流れに巻き込まれ、 また、養殖いかだが 流失し小型船舶が転 覆する。海の中にい る人はただちに海か ら上がって、海岸か ら離れる。海水浴や 磯釣りは危険なので 行わない。注意報が 解除されるまで海に 入ったり海岸に近付 いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- (ウ) 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- (エ) どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- (オ) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注1）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注2）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注3）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（注4）

（注1）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

（注2）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（注3）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m 超	数値で発表
	1 m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m 以上	数値で発表
	0.2 m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっ

ては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

- b 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- a 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

- b 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- a 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

- b 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報等の解除後も海面変動が継続するとき(注)(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

(4) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する	・震度3以上	「津波の心配がない」または「若干の海面

る情報	(津波警報または注意報を 発表した場合は発表しな い)	変動があるかもしれないが被害の心配はな い」旨を付加して、地震の発生場所(震源) やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度 情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表ま たは若干の海面変動が予 想された時 ・緊急地震速報(警報)発 表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグ ニチュード)、震度1以上を観測した地点 と観測した震度を発表。それに加えて、震 度3以上を観測した地域名と市町村毎の観 測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を 入手していない地点がある場合は、その市 町村名を発表。
推計震度分 布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を 図情報として発表。
長周期地震 動に関する 観測情報	・震度1以上を観測した地 震のうち長周期地震動階級 1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級 の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周 期地震動階級や長周期地震動の周期別階 級等を発表(地震発生から10分後程度で1回 発表)。
遠地地震に 関する情報	国外で発生した地震につ いて以下のいずれかを満 たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害 が発生する可能性がある 地域で規模の大きな地 震を観測した場合 ※国外で発生した大規模 噴火を覚知した場合にも 発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその 規模(マグニチュード)を地震発生から概 ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記 述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した 場合は噴火発生から1時間半～2時間程 度で発表
その他の情 報	・顕著な地震の震源要素を 更新した場合や地震が多 発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地 震が多発した場合の震度1以上を観測した 地震回数情報等を発表

※津波情報で用いる長崎県の津波観測点(9地点)

地点名称	地点名称の読み	津波予報区	所属
佐世保	させぼ	長崎県西方	海上保安庁
長崎	ながさき	長崎県西方	気象庁
口之津	くちのつ	長崎県西方	気象庁
福江島福江港	ふくえじまふくえこう	長崎県西方	気象庁
対馬市厳原	つしましいづはら	壱岐・対馬	海上保安庁
対馬比田勝	つしまひたかつ	壱岐・対馬	気象庁

長崎港皇后	ながさきこうこうご	長崎県西方	国土交通省港湾局
平戸市田平港	ひらどしたびらこう	長崎県西方	国土交通省港湾局
壱岐島郷ノ浦港	いきのしまごうのうらこう	壱岐・対馬	国土交通省港湾局

※震度情報で発表される震度観測点（長崎県北部、長崎県五島）

地域名称	情報用市町村名称	震度観測点名称	所属
長崎県北部	佐世保市	佐世保市千尽町	気象庁
	佐世保市	佐世保市八幡町	防災科学技術研究所
	佐世保市	佐世保市小佐々町	自治体
	佐世保市	佐世保市吉井町	〃
	佐世保市	佐世保市世知原町	〃
	佐世保市	佐世保市江迎町	〃
	佐世保市	佐世保市鹿町町	〃
	平戸市	平戸市岩の上町	気象庁
	平戸市	平戸市鏡川町	防災科学技術研究所
	平戸市	平戸市志々伎町	〃
	平戸市	平戸市大島村	自治体
	平戸市	平戸市生月町	〃
	平戸市	平戸市田平町	〃
	東彼杵町	東彼杵町蔵本	防災科学技術研究所
	川棚町	川棚町中組	自治体
	波佐見町	波佐見町宿	〃
	松浦市	松浦市福島町	〃
	松浦市	松浦市志佐町	防災科学技術研究所
	松浦市	松浦市鷹島町	自治体
	佐々町	佐々町本田原	〃
長崎県五島	佐世保市	佐世保市宇久町	防災科学技術研究所

(5) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・（長崎県西方で）津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（佐世保市宇久地域では長崎県五島、佐世保市宇久地域を除くでは長崎県北部）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資

	その都度の発表はしない。)	料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別にまとめた資料。
地震解説資料 （全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・（長崎県西方で）津波警報・注意報発表時 ・（佐世保市宇久地域では長崎県五島、佐世保市宇久地域を除くでは長崎県北部）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の長崎県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

5 防災気象情報の伝達

長崎地方気象台発表の特別警報・警報・注意報、情報並びに気象庁発表の津波警報・注意報、長崎県記録的短時間大雨情報及び長崎県竜巻注意情報は長崎地方気象台から防災気象情報システム等により各関係機関へ伝達・提供され、同時に長崎県危機管理課を通じ、消防局警防課及び防災危機管理局に伝達される。通知を受けた各機関は気象官署と十分な連絡の方法を講ずるとともに、速やかに情報組織網を通じて市内の一般住民に周知をはかり、さらに指定地方公共機関、市長その他の関係者へ防災気象情報を通知する。

6 異常現象を発見した者の措置（災害対策基本法54条）

同条第4項による市町村長が気象庁その他の機関に通報するもののうち、気象庁に通報するものについてはおおむね次によって行う。

(1) 対象になる現象名

ア 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、たとえば竜巻、強い降ひょう等

イ 地象に関する事項

火山関係：噴火現象・噴火以外の火山性異常現象

地震関係：群発地震

ウ 水象に関する事項

異常潮位

異常波浪

(2) 発生場所

(3) 発見した日時分

(4) その他参考になる情報

(5) 通報手段

市から気象官署に対する通報は、公衆電信による。ただし6の(1)のアおよびイについては、文書によってもよい。

(6) 通報に要する費用

発信市の負担とする。

(7) 気象官署への通報は長崎地方気象台とする。

長崎地方気象台 長崎市南山手町11-51 TEL095-811-4861（夜間土日休日留守番電話）

7 災害通信整備に関する計画

長崎地方気象台から発表される各種の気象通報は、直ちに所管の伝達系統によって、有線、あるいは無線通信施設を通じて下部機関に伝達されるとともに、被害情報の収集、及びその対策についても緊密な連絡を行うこととなっているが、有線による通信施設（公衆、専用）が途絶した場合は、地区非常通信連絡会会長（長崎県危機管理課長）は「非常無線通信」の発動を指令して非常通報を取扱うことにしている。

佐世保市内における無線局

免許人	設置場所	受付所	電話
J R 九州	佐世保市早岐 1 丁目 93	早岐駅構内	38－2030
行政無線	佐世保市木場田 3-25	県北振興局	23－4211
九州電力 送 配 電	佐世保市福石町 4-12	九州電力送配電(株)佐世保配電事業所	0800-777-9421
警 察	佐世保市天満町 4-1 佐世保市愛宕町 161 佐世保市勝海町 136 佐世保市江迎町長坂 120-11	佐世保警察署 相浦警察署 早岐警察署 江迎警察署	23－0110 47－5110 39－0110 66－3110
消 防	佐世保市平瀬町 9-2	佐世保市消防局	23－5121
九 地 建	佐世保市田の浦町 68	国土交通省長崎河川国道事務所 佐世保国道維持出張所	38－2174

第6章 訓練に関する計画

【消防局・防災危機管理局】

大規模な災害が発生した場合に、広範多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するためには、日頃から実践的な訓練を積み重ねておくことが必要である。

訓練は、非常災害時において災害関係諸機関が相互に緊密な連携を保ちながら迅速かつ適切な救助、救護活動、避難、水防作業又は消火作業などを円滑に行うために、次の要領で実施するものとする。

1 水防訓練

(1) 実施訓練

水防作業は、最悪の事態に直面した暴風雨の中において昼夜を問わず行われるので、次の各事項について訓練を行わなければならない。

ア 観測 イ 通報 ウ 動員 エ 輸送
オ 工法 カ 樋門等の開閉操作 キ 避難の誘導

(2) 実施の時期

7月末日までに行わなければならない。

2 消防訓練計画

(1) 自主的訓練

消防局（署）及び消防団は、活動の基本を徹底するため適宜に自主的訓練を行う。

(2) 非常招集訓練

消防局（署）及び消防団は適当な時期を選び非常招集訓練を行う。

(3) 消防訓練

消防局（署）及び消防団は春季、秋季に随時特殊建物、火災防御困難なる場所を選定し、消防訓練を行う。

(4) 避難訓練

消防局（署）員、消防団の一部をもって適当な時期を選び、特殊建築物又は地域毎の関係者に対する火災等による避難指示訓練を行う。

(5) 訓練項目

ア 消防用機械器具取扱訓練 エ 非常招集訓練 キ 通信連絡訓練 コ その他
イ 消防用機関運用訓練 オ 人命救助訓練 ク 破壊消防訓練
ウ 各種操法訓練 カ 飛火警戒訓練 ケ 出場訓練

3 非常無線通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果をあげられるよう、長崎地区非常無線通信協議会で計画する非常無線通信訓練計画に基づき、総合訓練及び各個訓練を定期及び臨時に実施する。

4 総合防災訓練・地域防災訓練

訓練は、地方行政機関、県、県警、消防団、地方公共機関、自衛隊、住民等の参加を求めて、原則毎年1回実施する。また、必要に応じ、地域防災訓練を実施する。

第7章 地域防災力の向上に関する計画

【防災危機管理局】

1 自治会等における自主防災組織について

災害発生直後において、防災機関の対応がまだ末端まで行き渡らない時点では、住民の自主防災活動に負うところが多い。また、災害の未然防止においても平常時の住民の研修、訓練及び近隣互助の体制の確立は大きな効果をもたらすと期待される。

したがって、地域住民が「自らの地域は自らが守る」という精神のもとに、自主防災会を結成し、組織的な活動をとることは非常に重要である。

本計画は、災害の未然防止や災害発生時に初動活動を円滑に行うため、地域ごとに自主的な防災組織の結成を促進し、その活動を支援するものである。

(1) 組織

ア 原則として、自治会、町内会等を単位として自主防災会を結成する。

イ 自主防災会を運営するうえでの必要事項は、規約で定める。

ウ 活動内容は、各地域に応じて防災計画で定める。

(2) 活動内容（例）

ア 防災知識の普及に関すること。

イ 防災訓練の実施に関すること。

ウ 情報の収集伝達に関すること。

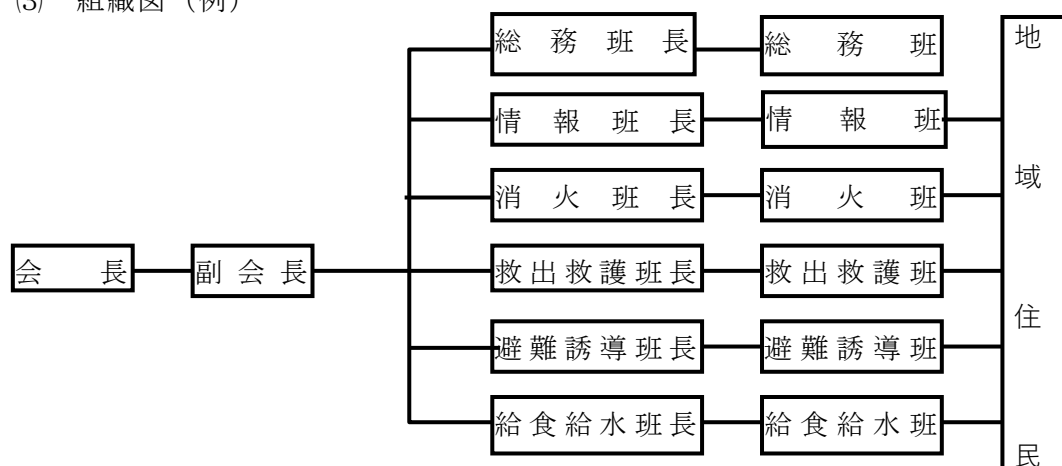
エ 出火防止及び初期消火に関すること。

オ 救出・救護に関すること。

カ 避難誘導に関すること。

キ 給食・給水に関すること。

(3) 組織図（例）



(4) 本市の支援

自主防災広報誌の発行及び自主防災研修会を開催するほか、自主防災会の要請に基づき、防災訓練や講習会へ講師を派遣するなど、支援を行うものとする。

毎年開催予定の総合防災訓練においては、自主防災会の参加を得て、自主防災にか

かる訓練を実施する。

2 地区防災計画について

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業所（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難に支援を必要とする者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成することができる。

佐世保市防災会議は、防災協働社会の実現に向けて、各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を尊重し、地域密着型の防災計画として災害対策基本法第42条第3項に基づき、地区自治協議会ごとに以下の地区防災計画を定めるほか、同法第42条の2に基づく地区居住者から提案を受け、必要があると認めるときは随時地域防災計画に定めることとする。

（地区防災計画策定地区一覧）

宮地区自治協議会	三川内地区自治協議会
針尾地区自治協議会	江上地区自治協議会
広田地区自治協議会	早岐地区自治協議会
日宇地区自治協議会	崎辺地区自治協議会
南地区自治協議会	山澄地区自治協議会
中部地区自治協議会	西地区自治協議会
愛宕地区自治協議会	九十九地区自治協議会
清水地区自治協議会	北地区自治協議会
大野地区自治協議会	柚木地区自治協議会
中里皆瀬地区自治協議会	相浦地区自治協議会
黒島地区自治協議会	吉井地区自治協議会
世知原地区自治協議会	宇久地区自治協議会
小佐々地区自治協議会	江迎地区自治協議会
鹿町地区自治協議会	

自主防災会 結成状況（令和6年10月1日現在 470組織）

■本庁管内（106／166）

名称	町名	名称	町名
俵町公民館	俵町	御船町2組公民館	御船町
神島町2組公民館	神島町	上京町自治会	上京町
西天神町公民館	天神町	峰坂町公民館	峰坂町
十郎新町町内会	十郎新町	三浦町一組公民館	三浦町
祇園町一組町内会	祇園町	若葉町4組公民館	若葉町
大宮町四組公民館	大宮町	潮見町公民館	潮見町
東小佐世保町公民館	小佐世保町	白南風町公民館	白南風町
御船町一組公民館	御船町	大宮町三組自治会	大宮町
トーカンマンション潮見町管理組合	潮見町	春日町二組公民館	春日町
若葉町1組公民館	若葉町	船越町公民館	船越町
名切町公民館	名切町	山祇公民館	山祇町
東今福公民館	今福町	保立町二組公民館	保立町
松山町自治会	松山町	稲荷町四組公民館	稲荷町
松川町一組自治会	松川町	藤原町2組公民館	藤原町
西小佐世保町自治会	小佐世保町	西今福公民館	今福町
稲荷町二組町内会	稲荷町	若葉町2組公民館	若葉町
須佐団地自治会	須佐町	万徳町公民館	万徳町
若葉龍神自治会	若葉町	稲荷町一組公民館	稲荷町
島瀬町自治会	島瀬町	東大久保町3の組町内会	東大久保町
春日町1組公民館	春日町	東大久保町2組町内会	東大久保町
上町町内会	上町	須田尾町二組公民館	須田尾町
三浦町二組公民館	三浦町	東大久保町1の組自治会	東大久保町
御船町3組公民館	御船町	稲荷町五組公民館	稲荷町
桜木団地町内会	桜木町	東鵜渡越町公民館	鵜渡越町
神島町1組公民館	神島町	大黒町三組町内会	大黒町
西高梨町公民館	高梨町	大黒団地自治会	大黒町
西鵜渡越公民館	鵜渡越町	ウィング稲荷町内会	稲荷町
折橋町三組公民館	折橋町	サンティレジデンスマンション自治会	三浦町
折橋町二組町内会	折橋町	若葉町3組公民館	若葉町
折橋町4組自治会	折橋町	西大久保町公民館	西大久保町
熊野町公民館	熊野町	野崎町公民館	野崎町
烏帽子町内会	烏帽子町	ウィング御船Ⅱ自治会	今福町
田代町内会	田代町	ビバシティ佐世保ベイト管理組合	三浦町
山手町公民館	山手町	木風町2組公民館	木風町
本島町公民館	本島町	下金比良町公民館	金比良町
折橋町一組町内会	折橋町	藤原町一組公民館	藤原町
松川町二組町内会	松川町	栄町公民館	栄町
石坂町公民館	石坂町	東大黒町内会	大黒町
常盤町町内会	常盤町	福石町公民館	福石町
白木町自治会	白木町	保立町一組公民館	保立町
船越町石岳町内会	船越町	弓有公民館	小野町
須田尾町一組公民館	須田尾町	小島町公民館	小島町
須佐町自治会	須佐町	浜田町1組町内会	浜田町
比良町1組公民館	比良町	天満町町内会	天満町
東高梨町公民館	高梨町	中通町自治会	中通町
藤原町3組公民館	藤原町	鹿子前町一組公民館	鹿子前町

プライムマンション伊予自治会	稲荷町	鹿子前町二組公民館	鹿子前町
赤木町町内会	赤木町	春日町中央公民館	春日町
桜木町県営アパート自治会	桜木町	梅田町公民館	梅田町
宮田町公民館	宮田町	東山町一組	東山町
東山町二組	東山町	木風一組自治会	木風町
宮地町自治会	宮地町	勝富町自治会	勝富町
横尾町公民館	横尾町	桜木町公民館	桜木町

■ 相浦支所管内（４５／４５）

名称	町名	名称	町名
川下町公民館	川下町	愛宕町町内会	愛宕町
日野新町公民館	日野町	日野緑町２組公民館	日野町
相浦ニュータウン町内会	棚方町	新田団地自治会	新田町
日野本町公民館	日野町	母ヶ浦町町内会	母ヶ浦町
相浦新町町内会	相浦町	相浦第２ニュータウン町内会	棚方町
浜町町内会	相浦町	日野緑町一組公民館	日野町
相浦本町町内会	相浦町	新田町公民館	新田町
相浦栄町町内会	相浦町	星和台公民館	星和台町
築町町内会	相浦町	上相浦町公民館	木宮町
相浦大黒町町内会	相浦町	大湊町一組町内会	大湊町
相浦蛭子町町内会	相浦町	大崎町町内会	大湊町
相浦柳町町内会	相浦町	美崎が丘町内会	大湊町
相浦川迎町町内会	相浦町	日野美鳥ヶ丘自治会	日野町
日野上町公民館	日野町	棚方緑町町内会	棚方町
金比羅町町内会	相浦町	小野町公民館	小野町
西浜町町内会	相浦町	川下団地公民館	相浦町
長坂町公民館	長坂町	県立大学公舎自治会	大湊町
高島町町内会	高島町	小野町２組町内会	小野町
ふじみ台自治会	棚方町	棚方町自治会	棚方町
竹辺町内会	竹辺町	光町公民会	光町
椎木町公民館	椎木町	浅子町公民館	浅子町
鹿子前町３組公民館	鹿子前町	大湊町２組町内会	大湊町
弓有公民館	小野町		

■ 黒島支所管内（８／８）

名称	町名	名称	町名
東堂平町内会	黒島町	蕨町内会	黒島町
名切町内会	黒島町	本村町内会	黒島町
田代町内会	黒島町	根谷町内会	黒島町
古里町内会	黒島町	日数町内会	黒島町

■ 中里皆瀬支所管内（２７／２７）

名称	町名	名称	町名
下楠木町公民館	楠木町	菰田町内会	菰田町
皆瀬３組自治会	皆瀬町	小川内町公民館	小川内町
踊石町内会	踊石町	上本山町３組公民館	上本山町
皆瀬１組町内会	皆瀬町	十文野町公民館	十文野町
皆瀬町２組公民館	皆瀬町	上本山１組町内会	上本山町

岳野町町内会	岳野町	吉岡町第三町内会	吉岡町
吉岡町第一公民館	吉岡町	野中下町内会	野中町
八の久保町内会	八の久保町	桧台自治会	上本山町
踊石新町町内会	踊石町	上本山町二組公民館	上本山町
吉岡町第2町内会	吉岡町	中里町上公民館	中里町
牧の地町内会	牧の地町	中里町下公民館	中里町
野中町公民館	野中町	下本山町公民館	下本山町
山住町内会	白仁田町	下本山団地自治会	下本山町
白仁田町内会	白仁田町		

■ 大野支所管内（28／29）

名称	町名	名称	町名
坂の上公民館	原分町	松原町2組公民館	松原町
矢峰町公民館	矢峰町	北池野公民館	松瀬町
四条橋公民館	田原町	南池野公民館	大野町
乙女橋公民館	大野町	峰公民館	松瀬町
上堺木公民館	瀬戸越町	大野公民館	松瀬町
下堺木公民館	瀬戸越町	石盛公民館	松瀬町
上の角公民館	瀬戸越4丁目	知見寺公民館	知見寺町
左石公民館	瀬戸越町	坂の下公民館	原分町
泉福寺1組公民館	瀬戸越3丁目	田原町公民館	田原町
泉福寺2組公民館	瀬戸越2丁目	上楠木公民館	楠木町
泉福寺3組公民館	瀬戸越2丁目	瀬戸越中央団地公民館	瀬戸越町
西泉福寺公民館	瀬戸越3丁目	春日の杜自治会	瀬戸越1丁目
紋珠公民館	瀬戸越4丁目	新泉福寺町内会	瀬戸越2丁目
松原町1組公民館	松原町	泉福寺住宅13号館自治会	瀬戸越2丁目

■ 柚木支所管内（22／25）

名称	町名	名称	町名
柚木新町公民館	柚木町	小舟町2組公民館	小舟町
柚木町3組公民館	柚木町	高花町2組公民館	高花町
柚木元町1組公民館	柚木元町	小舟町3組公民館	小舟町
柚木町1組公民館	柚木町	潜木町公民館	潜木町
筒井町自治会	筒井町	上柚木町3組公民館	上柚木町
柚木元町3組公民館	柚木元町	上柚木町4組公民館	上柚木町
川谷町公民館	川谷町	上柚木町5組自治会	上柚木町
柚木第2住宅	柚木町	上柚木町2組公民館	上柚木町
戸ヶ倉町自治会	戸ヶ倉町	上柚木町1組町内会	上柚木町
里美町公民館	里美町	高花町一組自治会	高花町
柚木町2組公民館	柚木町	小舟町1組公民館	小舟町

■ 日宇支所管内（21／31）

名称	町名	名称	町名
卸本町・陽光台自治会	卸本町	白岳町二組自治会	白岳町
日宇町3組自治会	日宇町	大塔町自治会	大塔町
黒髪町5組自治会	黒髪町	ウッディヒルもみじ自治会	もみじが丘町
日宇ヶ丘自治会	日宇町	黒髪町一組自治会	黒髪町

北大和町公民館	大和町	日宇町 2 組自治会	日宇町
黒髪町 2 の 1 組自治会	黒髪町	日宇町一組自治会	日宇町
黒髪町 3 組自治会	黒髪町	大塔町脇崎自治会	大塔町
白岳町一組自治会	白岳町	もみじが丘町自治会	もみじが丘町
黒髪町 2 の 2 組自治会	黒髪町	黒髪町桜ヶ丘公民館	黒髪町
東大和町公民館	大和町	大塔住宅自治会	大塔町
ひうみ町自治会	ひうみ町		

■ 早岐支所管内（４７／６８）

名称	町名	名称	町名
花高 1 丁目西部自治会	花高 1 丁目	中原町町内会	中原町
田の浦町自治会	田の浦町	花高二丁目二組自治会	花高 2 丁目
汐入町自治会	権常寺	広田 3 丁目自治会	広田 3 丁目
花高 4 丁目 2 組自治会	花高 4 丁目	中島町公民館	早岐 2 丁目
上原町公民館	上原町	早岐中央団地自治会	早岐 2 丁目
峰の前自治会	権常寺町	東下苗手自治会	早苗町
早苗町一組自治会	早苗町	花高 1 丁目 2 組自治会	花高 1 丁目
花高 4 丁目一組自治会	花高 4 丁目	築町自治会	早岐 1 丁目
公営崎岡住宅自治会	崎岡町	重尾町公民館	重尾町
旭町自治公民館	早岐 2 丁目	花高 2 丁目 A B 自治会	花高 2 丁目
昭和町自治会	権常寺町	重尾新町自治会	重尾町
下陣の内町自治会	陣の内町	東町自治会	早岐 2 丁目
立石原自治会	陣の内町	下宮崎自治会	広田 1 丁目
花高 3 丁目中央自治会	花高町 3 丁目	早苗町二組自治会	早苗町
花高 2 丁目 1 組自治会	花高 2 丁目	パールヒルズ田の浦自治会	田の浦町
権常寺皆瀬公民館	権常寺町	早苗町 4 組自治会	早苗町
西陣の内町自治会	陣の内町	早苗町三組公民館	早苗町
若竹台自治会	若竹台町	下陣の内町自治会	陣の内町
権常寺町自治会	権常寺町	日向町自治会	早岐 1 丁目
上宮崎自治会	広田町、1・3 丁目	勝海町公民館	勝海町
田中町自治会	早岐 3 丁目	早岐中町公民館	早岐 2 丁目
平松町町内会	平松町	グランド・ベルシティ花高	花高 3 丁目
小森自治会	広田町	広田花立自治会	広田 1 丁目
鶴ヶ丘自治会	広田町		

■ 江上支所管内（２５／３０）

名称	町名	名称	町名
上小島公民館	指方町	田ノ頭公民館	江上町
戸迎公民館	有福町	上浦公民館	江上町
神揚公民館	指方町	下有福公民館	有福町
堤山公民館	江上町	生島公民館	有福町
汐美台自治会	有福町	岩下公民館	指方町
伊勢川公民館	指方町	白毛ノ浦公民館	有福町
下小島公民館	指方町	ハウスデンボースヒルズⅠ管理組合	ハウスデンボース町
彼岸手町内会	江上町	ハウスデンボースヒルズⅡ管理組合	ハウスデンボース町
鳥越公民館	指方町	沖小島公民館	指方町
江上町里公民館	江上町	ハウスデンボースヒルズⅢ管理組合	ハウスデンボース町

上有福公民館	有福町	ハウスステンボ`スヒルス`Ⅳ管理組合	ハウスステンボ`ス町
中有福公民館	有福町	有福春陽台自治会	有福町
大浦公民館	江上町		

■ 針尾支所管内（２０／２０）

名称	町名	名称	町名
宮の浦公民館	針尾北町	畦津公民館	針尾西町
古里公民館	針尾東町	勝負越公民館	針尾東町
葉山公民館	針尾中町	名倉公民館	針尾中町
岳の田公民館	針尾中町	小鯛公民館	針尾中町
大崎公民館	針尾北町	船山公民館	針尾北町
口木公民館	針尾西町	高畑公民館	針尾東町
崎針尾公民館	針尾東町	浦頭公民館	針尾北町
太田町内会	針尾北町	柿ノ浦公民館	針尾西町
川畑公民館	針尾西町	昭和公民館	針尾西町
鯛の浦公民館	針尾西町	西海橋町公民館	針尾東町

■ 三川内支所管内（１９／１９）

名称	町名	名称	町名
馬責町内会	桑木場町	塩浸町内会	塩浸町
桑木場東区町内会	桑木場町	前平町内会	木原町
桑木場西区町内会	桑木場町	前田円常寺町内会	塩浸町
三川内町町内会	三川内町	心野町内会	心野町
吉福町内会	吉福町	新替町内会	新替町
江永町内会	江永町	横手町町内会	横手町
三川内本町南区町内会	三川内本町	下の原町町内会	下の原町
牛石町内会	新行江町	口の尾町町内会	口の尾町
木原町町内会	木原町	三川内本町西区町内会	三川内本町
新行江町町内会	新行江町		

■ 宮支所管内（８／８）

名称	町名	名称	町名
南風崎町二区町内会	南風崎町	奥山町町内会	奥山町
宮津町町内会	宮津町	城間町町内会	城間町
南風崎町一区町内会	南風崎町	瀬道町町内会	瀬道町
長畑町町内会	長畑町	萩坂町町内会	萩坂町

■ 吉井支所管内（２５／２８）

名称	町名	名称	町名
西立石区	吉井町立石	上吉田区	吉井町上吉田
御橋区	吉井町春明	風見台地区	吉井町吉元
立石新町区	吉井町立石	黒岩区	吉井町立石
松原区	吉井町直谷	下橋川内町内会	吉井町踊瀬
吉元区	吉井町吉元	草ノ尾区	吉井町草ノ尾
下直谷区	吉井町直谷	下福井区	吉井町直谷
上橋川内区	吉井町橋川内	田原地区	吉井町踊瀬

板樋自治会	吉井町板樋	峠地区	吉井町高峰
上直谷区	吉井町直谷	高峰区	吉井町高峰
樋口区	吉井町立石	梶木場	吉井町梶木場
東立石町内会	吉井町大渡	中立石区町内会	吉井町中立石
山手区	吉井町田原	内裏区	吉井町正谷
光風台	吉井町乙石尾		

■ 世知原支所管内（１２／２４）

名称	町名	名称	町名
開作自警団	世知原町開作	栗迎 7 区町内会	世知原町矢櫃
太田区	世知原町太田	上野原区	世知原町上野原
北川内区	世知原町北川内	かじか自治会	世知原町矢櫃
栗迎 6 区	世知原町栗迎	長田代区	世知原町長田代
城山区	世知原町檜巻	檜巻一区	世知原町檜巻
栗迎四区	世知原町栗迎	檜巻 3 区	世知原町中通

■ 宇久行政センター管内（２７／２７）

名称	町名	名称	町名
寺島地区	宇久町寺島	梅の木地区	宇久町木場
堀川地区	宇久町平	木場地区	宇久町木場
向江地区	宇久町平	大久保地区	宇久町大久保
佐賀里地区	宇久町平	蒲浦地区	宇久町小浜
旦の上地区	宇久町平	小浜（福浦）地区	宇久町小浜
船倉地区	宇久町平	小浜（長野）地区	宇久町小浜
川端地区	宇久町平	下山地区	宇久町小浜
松原地区	宇久町平	郷東地区	宇久町神浦
平 地区	宇久町平	郷西地区	宇久町神浦
山本地区	宇久町平	町東西地区	宇久町神浦
十川地区	宇久町平	町寿久居地区	宇久町神浦
針木地区	宇久町平	飯良地区	宇久町飯良
野方地区	宇久町野方	本飯良地区	宇久町本飯良
太田江地区	宇久町大田江		

■ 小佐々支所管内（９／１３）

名称	町名	名称	町名
黒石地区	小佐々町黒石	西川内地区	小佐々町西川内
小坂地区	小佐々町小坂	新田地区	小佐々町黒石
港町地区会	小佐々町臼ノ浦	岳ノ木場地区	小佐々町岳ノ木場
田原地区	小佐々町田原	矢岳地区	小佐々町矢岳
神崎自治会	小佐々町矢岳		

■ 江迎支所管内（１７／２８）

名称	町名	名称	町名
志戸氏地区	江迎町志戸氏	末橋地区	江迎町末橋
亀ノ子住宅地区	江迎町末橋	岩下地区	江迎町田ノ元
三浦地区	江迎町三浦	東江迎地区	江迎町長坂
西岩崎地区	江迎町長坂	小川内住宅地区	江迎町小川内
赤坂区	江迎町赤坂	開田自治会	江迎町田ノ元

根引地区	江迎町根引	中尾区	江迎町中尾
東ノ木地区	江迎町志戸氏	深川区	江迎町奥川内
猪調区	江迎町猪調	岩石区	江迎町三浦
栗越区	江迎町簔尾		

■鹿町支所管内（１６／１６）

名称	町名	名称	町名
深江地区	鹿町町深江	褥崎地区	鹿町町長串
御堂地区	鹿町町深江	長串地区	鹿町町長串
山手浦地区	鹿町町土肥ノ浦	曾辺ヶ崎地区	鹿町町下歌ヶ浦
北鹿町地区	鹿町町深江	大加勢地区	鹿町町下歌ヶ浦
南鹿町地区	鹿町町鹿町	加勢地区	鹿町町下歌ヶ浦
船ノ村地区	鹿町町船ノ村	歌ヶ浦地区	鹿町町下歌ヶ浦
木場地区	鹿町町上歌ヶ浦	大屋地区	鹿町町大屋
平原地区	鹿町町長串	口ノ里地区	鹿町町口ノ里

第8章 防災知識の普及に関する計画

【消防局・農林水産部・防災危機管理局】

本計画は、防災関係職員及び一般住民に対し、災害予防又は災害応急対策等の防災知識の普及徹底を図るためのものである。

1 普及事項

普及徹底を要する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 佐世保市地域防災計画の概要
- (2) 火災予防の心得
- (3) 農作物の災害予防事前措置
- (4) 災害気象及び注意報・警報の種別と対策
- (5) 台風、地震等災害時の心得
- (6) 避難予定場所及び避難時の注意事項
- (7) その他各種応急対策で住民に周知すべき事項

2 普及方法

防災知識の普及方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市政だより及びその他刊行物による普及
- (2) ラジオ、テレビ、インターネットによる普及
- (3) 広報車による普及
- (4) 講習会及び展示会による普及
- (5) 火災予防週間、海難防止運動、全国防災の日など各種防災運動期間を利用した普及
- (6) 出前講座による普及

第9章 避難行動要支援者に関する計画

【保健福祉部・子ども未来部・防災危機管理局】

市は、高齢者や障がい者等の災害時に特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努め、実効性のある避難支援を行うことが求められている。

1 避難行動の原則

災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則であり、避難行動要支援者も、自ら適切な避難行動をとる意思を持つことが原則である。

避難行動要支援者の安全に対しては特段の配慮が必要であるが、一方で、避難支援は避難行動要支援者の意思に基づいて行われるものであるということを、支援を要する者、支援を行う者の双方が認識するものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、避難行動要支援者に対しての避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿における避難行動要支援者は、市内に在宅で生活しかつ下記に掲げる範囲の者とする。なお、社会福祉施設及び医療機関等に長期で入所・入院している者は、当該施設の管理者等が基本的に避難支援するものとし、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者からは、除くものとする。

ア 要介護認定3～5を受けている者

イ 一人暮らしの高齢者（65歳以上）又は高齢者のみの世帯に属する者で、要介護認定1～2を受けている者

ウ 身体障害者手帳の交付を受け1級又は2級の者で、第1種を所持する肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい又は呼吸器機能障がいのある者

エ 療育手帳のA、A1又はA2を所持する者

オ 精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級を所持する者

カ 特定疾患医療受給者証所持者のうち、人工呼吸器等を使用している者

キ 本市の障がい福祉サービスを受けている難病患者

ク 従前の「佐世保市災害時要援護者支援制度」に登録されている者

ケ その他、自力での避難が難しいために避難の支援を希望する要配慮者

(2) 災害対策基本法第49条の11第2項に規定されている避難支援等関係者となる者

ア 佐世保市消防局、佐世保市消防団

イ 長崎県警察

ウ 民生委員

エ 佐世保市社会福祉協議会

オ 自主防災組織、町内会等その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する事項は、下記のとおりとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由

(キ) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ 避難行動要支援者名簿の作成にあたって必要な個人情報の入手方法は次のとおりとする。

(ア) 災害対策基本法第49条の10第3項の規定による市が保有する情報の利用又は同条の10第4項の規定による長崎県知事その他の者に対する情報提供要請

(イ) その他要配慮者本人からの申し出

(4) 名簿の更新に関する事項

名簿は、転入及び新規の申請により、新たに避難行動要支援者となった者、並びに死亡、転出及び入所など避難行動要支援者の要件を満たさなくなった者の情報は、随時更新することとする。

また、変更された情報は、関係する避難支援等関係者に対して、遅滞なく提供するものとする。

(5) 災害対策基本法第49条の11第2項又は第3項の規定により、避難支援等関係者に名簿情報を提供する際、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

ア 市は、情報の提供にあたっては、法第49条の13の規定に基づき避難支援等関係者に守秘義務が課せられることを明示する等、情報漏えいの防止のために十分な措置を講ずることを求めることとする。

イ 市は、名簿情報の不正な流出を防止するため、当該避難行動要支援者に関わることが想定される避難支援等関係者に限り提供することとする等、当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるものとする。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、要配慮者が災害情報を取得できるよう、多様な手段を活用した情報伝達体制の整備に努める。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援の実施にあたり、本人又はその家族などの生命及び身体の安全確保を最優先するものとし、市は、あらかじめ避難行動要支援者に対し、名簿提供は災害発生時に避難支援等関係者やその他支援者による避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではないことの周知を図るものとする。

3 避難行動要支援者名簿の提供

市は、平常時においては、災害対策基本法第49条の11第2項の規定により、避難行動要支援者からの同意を得て、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報の提供を行うことができるものとする。

市は、現に災害が発生、または発生の恐れがある場合には、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、提供することができるものとする。

4 個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、災害対策基本法第49条の14第1項の規定に基づき、避難行動要支援者の同意を得て、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、町内会、福祉専門職等の避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に努めるものとする。なお、作成に同意しない避難行動要支援者についても、必要な配慮を行うものとする。また、個別避難計画の作成に際しては、内閣府の取組指針等を踏まえ、自ら避難することが困難な者のうち、ハザード区域内に居住する者等を優先度が高い者として中心に取り組むものとし、優先度が高い対象者については、災害対策基本法の改正のあった令和3年度からおおむね5年程度で作成するよう努めるものとする。

(1) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に記載された事項に加え、下記の事項を記載する。

- (ア) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ 個別避難計画の作成にあたって必要な個人情報の入手方法は次のとおりとする。

- (ア) 災害対策基本法第49条の14第4項の規定による市が保有する情報の利用又は同条の14第5項の規定による長崎県知事その他の者に対する情報提供要請
- (イ) その他要配慮者本人からの申し出

(2) 個別避難計画の更新に関する事項

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿と定期的に照合し、適時適切に更新することとする。

(3) 災害対策基本法第49条の15第2項又は第3項の規定により、避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する際、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

ア 市は、情報の提供にあたっては、法第49条の17の規定に基づき避難支援等関係者に守秘義務が課せられることを明示する等、情報漏えいの防止のために十分な措置を講ずることを求めることとする。

イ 市は、個別避難計画情報の不正な流出を防止するため、当該避難行動要支援者に関わることが想定される避難支援等関係者に限り提供することとする等、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるものとする。

(4) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、要配慮者が災害情報を取得できるよう、多様な手段を活用した情報伝達体制の整備に努める。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援の実施にあたり、本人又はその家族などの生命及び身体の安全確保を最優先するものとし、市は、あらかじめ避難行動要支援者に対し、個別避難計画の情報提供は災害発生時に避難支援等関係者やその他支援者による避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではないことの周知を図るものとする。

5 個別避難計画情報の提供

市は、平常時においては、災害対策基本法第49条の15第2項の規定により、避難行動要支援者からの同意を得て、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に個別避難計画情報の提供を行うことができるものとする。

市は、現に災害が発生、または発生の恐れがある場合には、災害対策基本法第49条の15第3項の規定により、本人の同意の有無にかかわらず、個別避難計画情報を避難支援等関係者その他の者に対し、提供することができるものとする。

6 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等には、自力では歩行できない高齢者や障がい者、又は、児童が入所あるいは通所しており、これらの人々は、災害発生時に自力で行動することは困難であり介助が欠かせない。災害発生時にはこれらの人々の安全を確保するため、次の防災対策を図る。

(1) 防災設備等の整備

災害発生時に、要配慮者はとっさの自己防御がとれない可能性が高いことから、施設の建物の倒壊や火災などの被害を受けないようにするだけでなく、照明器具や備品などの転倒や落下などの危険がないように配慮する。

また、ライフライン等の機能停止の際にも、施設入所者の生活維持ができるよう必要に応じて、非常用給水タンク、非常食料、医薬品の設備、備蓄に努める。

(2) 災害時行動の迅速化

災害発生時には、施設職員の迅速で的確な行動が重要であり、このため、職員の任務分担、動員計画、避難方法等を定めた災害時行動マニュアルの作成に努める。

入所あるいは通所している人々の身体状況は様々であるためそれぞれの施設の実状に応じた迅速な行動を事前に把握するように努める。

地域社会の防災関連機関等との連携を考慮したマニュアルとなるよう努める。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

施設の職員が、防災に理解を深め、災害発生時に適切な行動をとれるよう定期的に防災教育を行う。また、職員や入所・通所者が災害時の切迫状況でも適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や、入所・通所者の状況に応じた防災訓練を行う。とくに自力歩行が困難な入所者がいる施設では、夜間における防災訓練を努めて実施するようにする。

(4) 緊急連絡体制の整備

災害発生時の関係機関への迅速な連絡が行えるよう、緊急時の情報伝達の手段、方法を定める等、緊急連絡体制の整備に努める。

(5) 地域社会との連携

社会福祉施設の入所、通所者は、自力で避難ができない場合が多く、サポートが必要

である。災害時における避難に際しては職員だけでは不十分であり、地域住民等によるボランティアの支援が望まれる。この点からも、日頃から地域にとけ込んだ施設となるように努め、住民との連携を強め、災害時には協力が得られるような体制づくりに努める。

第10章 要配慮者に関する計画

【経済部・地域未来共創部・防災危機管理局】

災害時に特に配慮を要する者（要配慮者）であって、避難行動要支援者以外の者への対応については、次の要領で実施するものとする。また、被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

1 観光客に関する対策

(1) 避難場所案内板等の整備

避難場所案内板等については、観光客が安全に避難活動を行えるよう整備を進める。
また、外国語や絵による標識をつけ加えるなど、外国人観光客にも配慮する。

(2) 避難場所の掲示

宿泊施設及び観光地にその近くの避難場所を掲示するように協力要請する。

(3) 責任者、従業員に対する指導・訓練

宿泊施設及び観光地の責任者や従業員に避難誘導やパニック防止等の指導・訓練を行い、国内外の観光客に対処する。

(4) 緊急放送

宿泊施設及び観光地において、災害等が発生した際には誘導を促す緊急放送等を行うこととし、外国語でもこれを行うよう指導する。

(5) 観光客に対する避難所の確保

大規模な災害時において、多くの観光客が滞在するおそれのある駅（JR佐世保駅、ハウステンボス駅など）やハウステンボス、九十九島パールシーリゾートなどの施設管理者と連携を密にし、連絡手段を確保しておく。

2 外国人に関する対策

本市には外国人市民が約2,000人居住しているほか、米軍関係者が多数居住している。外国人市民等に関しては、言語や防災知識の違いなどにより、必要な情報が届きにくいことから、適切な行動がとれず、被害が拡大する可能性があるため、次の対策を推進する。

(1) 防災パンフレットの作成

防災意識の啓発のため、パンフレット及び防災マップ等を作成する際には、外国語を併記するなど市内居住の外国人にも配慮した記載にするよう努める。

(2) 避難場所案内板等の整備

避難場所案内板等については、外国人にもわかりやすいデザイン及び外国語を付け加えるなど、安全に避難活動が行えるよう配慮する。

(3) 外国人が所属するコミュニティとの連携

外国人が所属するコミュニティ（職場、学校、教会、日本語教室、町内会等）と連携し、各コミュニティ内で外国人が集まる機会を活用して防災講座、防災訓練の実施に努める。

(4) やさしい日本語の普及

災害情報の伝達及びコミュニケーションの手段として、外国人のみならず、高齢者や子どもにも伝わりやすく、他言語への翻訳精度も上がるとされる「やさしい日本語」の普及に努める。

(5) 長崎県災害多言語支援センターとの連携

大規模災害発生時は、長崎県と公益財団法人長崎県国際交流協会が設置する長崎県災害多言語支援センターと連携し、多言語による情報発信や避難所に来た外国人との意思疎通に努める。

第 11 章 ボランティアに関する計画

【社会福祉協議会・保健福祉部・市民生活部】

近年の災害においては、発生直後から様々な局面で多くのボランティアが活躍しており、その役割は応急対策及び復興において大きな力となっている。

災害発生に際して、ボランティアが円滑に活動し、能力が十分発揮できるよう下記のとおり計画する。

1 NPO（民間非営利組織）・ボランティア等との連携

本市では、平成17年4月に開設し、社会福祉協議会ボランティアセンターも入居している「させば市民活動交流プラザ」を拠点として、平常時から保健、福祉をはじめとする多くのNPO（民間非営利組織）・ボランティア等が活躍している。

災害発生時にもこうした団体の活動が期待されるため、平常時から連携を深めておく必要がある。

社会福祉協議会、災害ボランティアネットワーク連絡協議会、日本赤十字社を通じて、各団体との連絡体制を確立するなどネットワーク化を図るものとする。

2 一般ボランティアの受入れ

日常的に活動しているボランティアのほか、災害発生時には被災地外から多くの一般ボランティアが応援に駆けつけることが予想される。

一般ボランティアは被災地の実情（地理、被災状況）を熟知していないことが多いため、円滑な活動を行うことができるよう、被災地の情報や要望を的確かつ正確に伝える必要がある。

そのため、災害発生時におけるボランティア受付窓口の設置やボランティアコーディネートについて、社会福祉協議会、災害ボランティアネットワーク連絡協議会を中心に各団体と協議するものとする。

第 1 2 章 情報収集伝達に関する計画

【防災危機管理局】

災害発生時に、被害情報を迅速に収集し、また、防災情報の伝達を円滑に行うため、平常時から情報収集伝達体制の強化を図る。

1 災害情報収集伝達システムに関する計画

市民等への情報伝達手段として、特に防災行政無線（戸別受信機を含む。）の更新整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備を図る。

また、無線通信網の多重化対策を強化するとともに、災害情報共有システムの構築を図る。

(1) 同報無線システムの整備

災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、耐災害性に優れたデジタル同報無線システムの整備を図る。

ア 到達性・建物浸透性の高い電波を利用した非常通信設備

イ 無線通信と衛星通信の導入による通信の二重化

ウ 屋外拡声機と戸別受信機の配備による防災情報の確実な伝達

(2) 災害情報共有システムの整備

災害時に被害の状況を把握し、迅速的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報等の収集、分析、意思決定支援ならびに情報発信機能を一元的に管理、運用する災害情報共有システムの整備を図る。

2 情報収集伝達体制に関する計画

防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、防災情報が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図るなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

また、勤務時間外における災害発生に備え、消防機関との連携により、情報収集伝達体制の確保に努める。

第 3 編 災 害 応 急 対 策 計 画

第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画

第 2 章 地震災害応急対策に関する計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 風水害等の一般災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害に際して、その機能を有効かつ適切に発揮し、市民の安全と被災者の救援を図ることを目的とする。

- 第1節 組織動員計画
- 第2節 通信及び情報収集伝達計画
- 第3節 災害広報計画
- 第4節 避難計画
- 第5節 食糧供給計画
- 第6節 衣料、生活必需品その他物資供給計画
- 第7節 給水計画及び下水道応急対策計画
- 第8節 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理計画
- 第9節 医療救護、防疫に関する計画
- 第10節 災害廃棄物処理計画
- 第11節 緊急輸送計画
- 第12節 交通応急対策計画
- 第13節 文教対策計画
- 第14節 避難行動要支援者対策計画
- 第15節 観光客対策計画
- 第16節 公安警備計画
- 第17節 水防計画
- 第18節 土砂災害警戒区域等の災害応急対策計画
- 第19節 消防活動計画
- 第20節 救急業務計画
- 第21節 自衛隊の災害派遣要請計画
- 第22節 電力施設災害応急対策計画
- 第23節 ガス施設災害応急対策計画
- 第24節 交通施設災害応急対策計画
- 第25節 海上災害応急対策計画
- 第26節 特殊重大災害対策計画
- 第27節 不発弾等の対応に関する計画
- 第28節 隣保互助と民間団体活用及び市民相談に関する計画
- 第29節 相互応援協力計画
- 第30節 ボランティアに関する計画
- 第31節 犬猫等愛護動物対策計画
- 第32節 公共施設の応急対策計画
- 第33節 その他災害応急対策に必要な事項

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するための組織及び編成について定めるものである。

1 防災組織

(1) 佐世保市災害警戒体制

災害が発生するおそれのある各種の気象警報が発表される見込みがあり、情報収集等が必要なときは、防災危機管理局長が所要の職員をもって、佐世保市災害警戒体制（以下「警戒体制」という。）を設置する。

(2) 佐世保市災害警戒本部

災害が発生するおそれのある各種の気象警報の発表、又は長雨期における大雨注意報等の発表により、各種災害の発生が予測されるときは、防災危機管理局長を本部長とし、各関係機関及び民間の協力を得て、災害情報の収集、応急対策等防災体制の一層の確立を図るため、佐世保市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）設置前の段階として、佐世保市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）を設置し、所要の職員をもって警戒配備を行う。

(3) 佐世保市特殊重大災害警戒本部

特殊重大災害に認定されるおそれのある危機事象の発生又は発生するおそれがある場合は、防災危機管理局長を本部長とし、各関係機関及び民間の協力を得て、災害情報の収集、応急対策等防災体制の一層の確立を図るため、佐世保市特殊重大災害対策本部設置前の段階として、佐世保市特殊重大災害警戒本部を設置し、所要の職員をもって警戒配備を行う。

(4) 佐世保市災害対策本部

この機関は、佐世保市災害対策本部条例に基づき、本市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において市長が設置するもので、市長を本部長とし、所要の職員をもって組織し、災害予防及び災害応急対策の実施を任務とするものである。

なお、集落の孤立、一定地域に限っての激しい災害等が生じた場合等において、本部長が必要と認めるときは、本部長が指名する者を現地本部長とする「佐世保市現地災害対策本部」を設置するものとする。

ア 佐世保市災害対策本部の組織図（第 1 表）

イ 佐世保市災害対策本部の編成及び分掌事務（第 2 表）

(5) 佐世保市特殊重大災害対策本部

市は、航空機災害、船舶災害、列車・自動車災害、大規模火災、危険物災害等の特殊重大災害が発生した場合は、「佐世保市危機対策会議設置規程」に基づき、危機管理担当副市長（佐世保市副市長事務分担規則（平成 19 年規則第 62 号）の規定により防災危機管理局の事務を分担する副市長）を議長とする危機対策会議をただちに開催し、初動措置の対応を図るとともに、危機管理担当副市長を本部長とする「佐世保市特殊重大災害対策本部」を設置する。

なお、災害が拡大し、統括的かつ統一的に処理する必要がある場合は、危機管理担当副市長が市長に具申し、「佐世保市特殊重大災害対策本部」から、市長を本部長とする「佐世保市災害対策本部」に切り替えるものとする。

(6) 佐世保市防災会議

この機関は、佐世保市防災会議条例に基づき、本市の地域に係る防災に関する基本方針の決定、並びに本市の業務及び本市域内の公共的団体、その他関係機関の業務を包括する地域防災計画を作成し、その推進、災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡調整を図ることなどを任務とするものである。

2 配備体制

(1)警戒体制

防災危機管理局の職員2名程度を配備する。

(2)災害警戒本部

市は、気象状況等により災害の発生が予想されるときには災害警戒本部を設置し、本計画に定める災害予防、災害応急対策活動を実施することにより、被害の未然防止及び軽減を図る。

- 災害警戒本部長 防災危機管理局長
- 災害警戒副本部長 防災危機管理局次長
又は警戒本部長が予め指名する防災危機管理局主幹
- 災害警戒本部員 消防局長、消防局次長、総務部長、土木部長、土木部副部長、土木部次長、地域未来共創部長、宇久行政センター所長及び警戒本部長が必要のつど指名する部長又は副部長、次長
- 配備基準 (第1段階)
・災害の発生のおそれのある各種気象警報等が発表された場合
(第2段階)
・大雨又は洪水警報が発表され、現に相当の降雨があり、災害の発生が予想されるとき
・その他の気象警報が発表され、災害の発生が予想されるとき

(災害警戒本部班編成)

班	班 長	副 班 長
本 部 対 策 班	防災危機管理局次長又は主幹	防災危機管理局主幹又は課長補佐
避 難 所 運 営 班	防災危機管理局主幹 市民安全安心課長 職員課長 広報広聴課長 保健福祉政策課長 コミュニティ・協働推進課長 教育総務部総務課長	防災危機管理局課長補佐又は係長 市民安全安心課長補佐 職員課長補佐 広報広聴課長補佐 長寿社会課長 障がい福祉課長 健康づくり課長 感染症対策課長 医療保険課長 保健福祉政策課長補佐 すこやか子どもセンター所長

		コミュニティ・協働推進課長補佐 教育総務部総務課長補佐
道 路 班	道路維持課長	道路整備課長
河 川 班	河川課長	河川課長補佐
土 木 庶 務 班	土木政策課長	土木管理課長
農 林 整 備 班	農林整備課長	農林整備課長補佐
公 園 班	公園緑地課長	公園緑地課長補佐
管 財 班	資産経営課長	資産経営課長補佐又は庁舎管理係長
消 防 班	警防課長	指令課長
宇 久 行 政 セ ン タ ー 班	宇久行政センター住民課長	宇久行政センター産業建設課長
港 湾 班	みなと振興・管理課長	みなと整備課長
水 産 班	水産課長 水産センター所長	水産課長補佐 水産センター副主幹又は主査

※ 上記のほか、災害警戒本部長は災害の種類・規模に応じ、災害対策本部に準じた班の編成を行うものとする。

(災害警戒本部分掌事務)

班	担当課	分掌事務
本部対策班	防災危機管理局 (最大9名)	①災害応急対策の指示及び本部員等への連絡調整に関する事 ②河川・水位・土砂災害情報等の情報収集・伝達に関する事 ③避難準備検討に関する事 ④防災行政無線伝達検討及び放送に関する事 ⑤避難所開設及び閉鎖の指示に関する事 ⑥災害対策本部への移行検討及び指示に関する事 ⑦災害情報の収集及び記録に関する事 ⑧県及び関係機関との連絡調整に関する事 ⑨避難所指定、運営マニュアル(基本編)作成に関する事 ⑩避難所運営班への指示、連絡調整・情報収集に関する事 ⑪各種災害情報収集・一元管理システムの構築に関する事
避難所運営班	【担当課共通】 (共同事務)	①本部対策班との連絡調整・情報収集に関する事 ②避難所との連絡調整・情報収集(備蓄状況、避難状況、保健・衛生等)に関する事 ③災害に係る各種問い合わせ対応に関する事 ④避難所内のルールや運営方針等に必要な事項の協議・決定に関する事
	(専任事務) 防災危機管理局 (1名)	①避難所管理・運営の統括に関する事 ②担当各課への避難所開設・閉鎖の連絡に関する事 ③避難所(施設)管理に関する事
	市民安全安心課 (1名)	①施設管理者との避難所備蓄品管理(配置・回収・補充)の調整に関する事

	職員課 (1名)	①職員の避難所動員配備計画に関すること
	広報広聴課 (1名)	①ホームページ等への災害情報掲載に関すること
	保健福祉政策課 長寿社会課 障がい福祉課 健康づくり課 感染症対策課 医療保険課 (最大31名) すこやか子ども センター (最大16名)	①避難行動要支援者への対応（民生委員との調整等）に関すること ②福祉避難所開設に係る関係団体との連絡調整に関すること ③要配慮者の避難所における支援等に関すること ④避難住民への保健指導及び心のケアに関すること
	コミュニティ・ 協働推進課 (1名)	①コミュニティセンター職員の避難所動員調整に関すること ②各地区自治協議会への避難所開設・閉鎖の連絡に関すること ③避難所（所管施設）管理に関すること
	教育委員会 総務課 学校教育課 (最大12名)	①学校職員（学校管理員）の避難所動員調整に関すること ②各学校への避難所開設・閉鎖の連絡に関すること ③避難所（所管施設）管理に関すること
道路班	道路維持課 道路整備課 東部工事事務所 西部工事事務所 (最大32名)	①土砂災害情報の収集に関すること ②道路・橋梁の被害状況把握及びその対策に関すること ③道路障害物の調査及び撤去に関すること ④道路付属物の災害調査及び復旧に関すること ⑤交通不能箇所の調査及び復旧に関すること ⑥避難行動道路状況の情報収集に関すること ⑦避難住民の輸送経路の確保に関すること
河川班	河川課 東部工事事務所 西部工事事務所 (最大22名)	①土砂災害情報の収集に関すること ②水防に関すること ③河川、急傾斜地等の被害状況把握及びその対策に関すること ④河川管理施設の情報収集とパトロールに関すること ⑤市管理施設の排水機場、ポンプ等の施設管理に関すること ⑥雨量、水位及び各種予報の情報収集に関すること ⑦個人災害応急対策の技術指導に関すること
土木庶務班	土木政策課 土木管理課 (最大23名)	①建設業者との災害対策のための連絡調整に関すること ②災害時の輸送経路の選定に関すること ③被災者及び避難者に対する救援物資の輸送に関すること ④道路情報の収集に関すること ⑤土砂災害情報の収集に関すること ⑥交通規制に関する連絡調整に関すること ⑦関係機関との連絡調整に関すること ⑧部内の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関すること
農林整備班	農林整備課 (最大21名)	①農地、林地及び農業用施設の被害状況の把握並びにその対策並びに連絡調整に関すること ②緊急輸送路並びに避難路となりうる農道及び林道の被害状況の把握並びにその対策に関すること ③障害物の除去及び処理に関すること
公園班	公園緑地課 (最大13名) (※3)	①公園及び都市施設の被害状況の把握並びにその対策並びに連絡調整に関すること ②公園施設の災害調査及びその復旧に関すること
管財班	資産経営課 (最大9名)	①本庁舎の各種設備（電気、機械、通信等）の被害状況の把握に関すること

消防班	消防局警防課 消防局指令課 (※4)	①消防配備体制に関すること ②関係機関との連絡及び調整に関すること ③被害状況の把握及び報告に関すること ④救急業務に関すること ⑤消防機械の修理整備、指導に関すること ⑥救助救出資機材の管理に関すること ⑦災害統計事務に関すること ⑧緊急消防援助隊の受援に関すること ⑨情報の収集及び気象警報の受信伝達に関すること ⑩災害出動指令に関すること ⑪消防通信の運用及び統制に関すること
宇久行政 センター班	宇久行政センター (最大4名)	①管内の災害応急対策に関すること ②管内の被害状況の把握及び報告に関すること ③管内の防災機関、自主防災組織等との連絡調整に関すること ④避難所設営及び運営に関すること ⑤水防倉庫の管理に関すること
港湾班 (※5)	みなと振興・管理課 みなと整備課 (最大6名)	①港湾施設の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関すること ②港湾区域内での災害による漂流物等の除去及び汚染の防除に関すること ③上記除去及び防除に必要な資機材の準備に関すること
水産班 (※5)	水産課 (最大3名) 水産センター (最大3名)	①水産物の被害状況の把握及びその対策に関すること ②漁港及び水産施設の被害状況の把握及びその対策に関すること

- ※1 各班分掌事務は災害対策本部設置時においても継続実施する。
- ※2 各班の分掌事務遂行に必要な予算は各々の責任により計上、調達するものとする。
- ※3 公園班は台風接近に伴う暴風警報発表時に連絡。
- ※4 消防班は当務職員の対応を原則とするが、消防局職員動員計画に基づくものとする。
- ※5 港湾班・水産班は台風接近に伴う暴風警報発表時に連絡。台風対策と海上保安部との連絡窓口となる。

(3)災害対策本部

市は、災害が発生し又は発生するおそれがあるとき災害対策本部を設置し、災害情報を一元的に把握、共有しつつ、本計画に定める災害予防及び災害応急対策活動を実施することにより、被害の軽減を図る。

- 災害対策本部長 市長
- 災害対策副本部長 副市長
- 災害対策本部員 各部局長

災害対策本部（第1配備）

[illegible]

(注) 市長は、災害種別、規模等から判断し、配備部局の増減等変更を行う。なお、この場合において、危機管理監(副市長)は市長に意見具申することができる。

災害対策本部（第2配備）

配備基準	配備部局	配備要員
局地的な災害又は相当な災害が発生し、もしくは発生のおそれがある場合	全部局	主査職以上の職員で部局長が指名する職員

(注) 市長は、災害種別、規模等から判断し、配備部局の増減等変更を行う。なお、この場合において、危機管理監(副市長)は市長に意見具申することができる。

災害対策本部（第3配備）

配備基準	配備部局	配備要員
佐世保市全地域に大きな災害が発生し、又は発生のおそれがある場合	全部局	全職員

ア 職員の招集

(ア) 職員は、配備体制に基づく動員指示を受けたときは、直ちに指定された場所に参加しなければならない。

(イ) 職員は、災害の発生を知ったとき若しくは災害対策本部の設置を知ったときは、動員指示がない場合であっても、各班長等と連絡のうえ、又は自らの判断で、速やかに指定された場所に参加しなければならない。

イ 幹部職員等の参加が困難な場合の対応

市の幹部職員及び防災危機管理局職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参加が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参加予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参加手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、次のとおりとする。

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
市長	西本副市長	田中副市長	防災危機管理局長
西本副市長	田中副市長	防災危機管理局長	消防局長
田中副市長	防災危機管理局長	消防局長	総務部長
防災危機管理局長	消防局長	総務部長	企画部長

4 佐世保市業務継続計画・受援計画の実行

大規模災害時において、最低限の行政サービスを維持しながら迅速に災害応急対策業務を開始するとともに、災害時の応援を可及的速やかに利活用を図る方針を定めることで、応援団体の協力を得ながら総力を結集し、早期に市の機能を復旧させるため策定した「佐世保市業務継続計画・受援計画」に基づき、市の機能が低下する中であっても、市民の生命・身体及び財産を保護し、市民生活への影響を最小限にすることを目指す。

5 関係機関との調整

本部対策部内に指定地方行政機関から派遣された職員との調整の場を設け、下記の内容について協議を行う。

- (1) 捜索・救出活動における活動範囲の調整
- (2) 各機関が保有する情報の共有及び災害対策本部からの情報提供

6 災害対策本部の解散

市長は、概ね次の基準により災害対策本部を解散する。

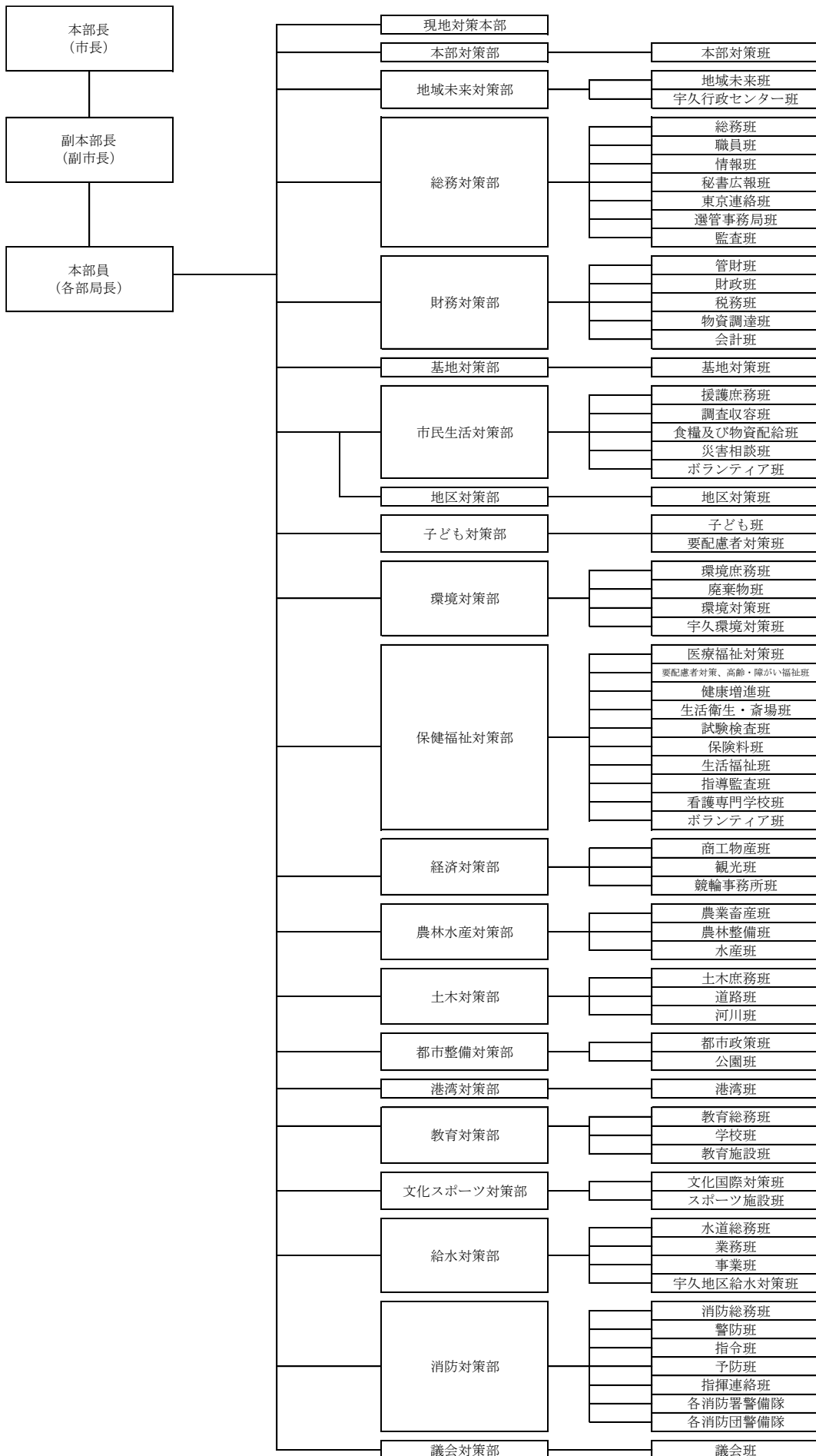
- (1) 当該災害における災害応急対策活動が概ね終了したとき。
- (2) 予想された災害における危険がなくなつたと認めるとき。

7 災害対策本部の代替機能の確保

市は災害被災等により、災害対策本部を市役所本庁舎内に設置できない場合に備え、予備施設は以下のとおりとする。なお、状況に応じ、市長の判断により順位を変更することを妨げないものとする。

- (1) 第1順位 消防局（消防本部）
- (2) 第2順位 消防局東消防署

第1表 佐世保市災害対策本部の組織図



第2表 佐世保市災害対策本部編成及び分掌事務

各対策部の動員については、各部各班の実情に応じて、各部局長は、あらかじめ配備要員を定め、所属職員の担当事務を周知徹底させ、各部班長の指示を受けて活動し得る体制を整えるとともに、要員招集のための連絡の方法などもあらかじめ定めておくものとする。

■災害対策本部の各対策部共通分掌事務

共通分掌事務	○ 部内の災害対応マニュアル（佐世保市職員参集ハンドブック）の策定に関する事 ○ 部関連に関する防災広報、広聴に関する事 ○ 災害応急対策に必要な人員の確保に関する事 ○ 災害対策本部への職員の派遣に関する事。 ○ 現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関する事。 ○ 職員の安否確認、参集状況及び参集時に収集した被害状況等の災害対策本部への報告に関する事 ○ 部内の災害状況に関する情報収集、調査及び災害対策本部への報告に関する事 ○ 災害対策本部、各対策部、部業務関係機関との連絡調整に関する事 ○ 災害救助法に基づく災害救助の実施に関する事 ○ 部関連の災害記録に関する事 ○ 他対策部への応援に関する事 ○ 非常時優先業務の選定及び見直しに関する事 ○ 外部からの人的及び物的支援の受入れ（受援）業務の選定及び見直しに関する事

■防災危機管理局 災害対策体制

災害警戒本部	第1段階：防災危機管理局（4名）		第2段階：防災危機管理局（9名）	
災害対策本部	第1配備：全職員	第2配備：全職員		第3配備：全職員

対策部名：本部対策部【部長：防災危機管理局長】	
班名：本部対策班【班長：防災危機管理局次長又は防災危機管理局主幹】	
分掌事務	○ 災害対策に関する総合調整に関する事。 ○ 災害対策本部等に関する事。 ○ 本部職員の招集に関する事。 ○ 避難の指示等の伝達の総括に関する事。 ○ 被災者及び要避難者の避難誘導の総括に関する事。 ○ 自衛隊との連絡調整に関する事。 ○ 災害情報の収集及び記録に関する事。 ○ 市対策本部の通信施設に関する事。 ○ 県及び関係機関との連絡調整に関する事。 ○ 部内の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関する事。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
●対策計画：第2節 通信及び情報収集伝達計画 【防災危機管理局・長崎県】 1. 災害発生時における各機関との情報伝達・相互連絡 2. 被害報告（基準、要領、認定基準（人的・住家等）、報告種別） 3. NTT西日本による通信確保（復旧順位、通信途絶回線（特設公衆・臨時電話・INS）復旧）	
●対策計画：第3節 災害広報計画 【総務部・市民生活部・消防局・防災危機管理局】	

1. 報道機関に対する情報提供 2. 市民等に対する情報提供（防災行政無線、HP・SNS、広報車等）→FMさせばとの災害緊急放送に関する協定
●対策計画：第4節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関係機関】 1. 避難の指示の基準（発令基準、避難種別：事前避難・緊急避難・収容避難） 2. 避難指示伝達（防災行政無線・サイレン・警鐘・車両巡回等） 3. 避難誘導（消防局・消防団・警察） 4. 避難所等の指定（緊急避難場所：災対法施行令基準適合、公園 1,000 m²以上、避難所：災対法施行令基準適合） 5. 避難所の開設（開設選定、職員配置等） 6. 避難所の運営（安全管理、物資補給、生活環境確保、避難状況記録、要支援者等把握） 7. 避難者名簿作成（被災者氏名、性別、支援必要性の有無等の把握） 8. 安否情報提供：権利侵害配慮（根拠：災対法第86条） 9. 避難事前準備と留意事項（住民及び関係機関行動周知） 10. 避難場所一覧（緊急避難場所 124 箇所、緊急避難場所兼避難所 145 箇所、福祉避難所 42 箇所）
●対策計画：第21節 自衛隊の災害派遣要請計画 【防災危機管理局】 1. 災害派遣要請基準（市で事態収拾不可能時又は緊急時） 2. 派遣要請方法 ①市長（文書又は口頭）→知事へ申し出 ②知事への要求が困難な場合→市長は陸自第16普通科連隊へ直接通知 ③通知受領自衛隊→緊急時は知事要請を待たずに部隊等派遣可能 3. 派遣要請書記載事項（災害状況・要請理由、派遣期間、派遣区域及び活動内容等） 4. 派遣部隊受入態勢（①現場責任者設置、②災対本部で必要資器材準備、③宿営場所・建物準備、④部隊到着後、県災対本部へ報告等） 5. 撤収要請（派遣部隊との協議→県知事要請（口頭→撤収要請書提出）
●対策計画：第26節 特殊重大災害対策計画 【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・港湾部・農林水産部・地域未来共創部】 1. 特殊重大災害の種類（航空機、海上、列車・自動車、大規模、危険物、その他） 2. 特殊重大災害の認定基準（死者：約10人以上、死傷者：約30人以上、重傷者：約50人以上、負傷者：約70人以上、その他社会的影響が高い場合） 3. 特殊重大災害対策本部編成及び事務分掌：災害種別により主管対策部編成 4. 初動措置（危機発生）及び特殊重大災害認定判断 ①所管部局明確→所管部局初動対応→所管部局対応 ②所管部局不明確→防災危機管理局初動対応（一時的）→危機管理対策会議→所管部局対応 5. 特殊重大災害認定：危機対策会議開催（佐世保市危機対策会議設置規定）→特殊重大災害対策本部設置（本部長：危機管理監）※災害対策本部事務分掌準用 6. 災害発生時の情報連絡系統：執務時間中連絡系統、夜間・休日連絡系統 7. 避難所の開設等 ①基準：火災、爆発等の発生により市民の安全及び生活に影響を及ぼすと認められる場合 ②選定：第1段階（災害発生施設を有する中学校区の避難所）、第2段階（第1段階の校区に隣接する中学校区の避難所）、第3段階（第2段階の校区周辺の中学校区の避難所） ③避難対策及び応急対策上配慮事項：安全避難対策、地形や風向き、警戒区域設定等 8. 長崎県への災害即報、自衛隊等への派遣要請（様式1～3）
●対策計画：第27節 不発弾等の対応に関する計画 【陸上自衛隊・海上自衛隊・海上保安部・長崎県・長崎県警察・基地政策局・港湾部・農林水産部・消防局・防災危機管理局】 1. 不発弾等情報収集体制、不発弾警戒本部、不発弾等対策本部の配備体制
●対策計画：第29節 相互応援協力計画 【防災危機管理局・総務部・行政経営改革部】 1. 長崎県知事に対する要請：災害対策基本法第68条 2. 他の市町長に対する要請：災害対策基本法第67条 3. 職員派遣要請：災害対策基本法第29条及び第30条
●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 土砂災害警戒区域等の点検、状況把握：危険箇所の住民に対する警戒避難体制通知 2. 応急対策：異常発生時における避難指示等の迅速な情報伝達
●対策計画：第33節 その他災害応急対策に必要な事項 【防災危機管理局】

1. 応急公用負担（物的・人的）：災害対策基本法第 64 条、第 65 条、第 71 条、第 78 条、水防法第 21 条 ① 物的公用負担：地域内の他人の土地、建物、その他工作物の一時使用又は収用・保管命令 ② 人的公用負担：地域内の住居又は応急措置現場にいる者の応急措置業務従事命令 ③ 公用負担の変更及び取消：処分変更令書、取消令書の交付 2. 災害対策本部従事者腕章：左上腕に腕章着用（様式 6） 3. 災害応急対策使用車両：車両全面左側窓に標示（様式 7）

■地域未来共創部 災害対策体制

災害警戒本部	第 1 段階：宇久行政センター（2 名）	第 2 段階：宇久行政センター（4 名）
災害対策本部	第 1 配備：課長補佐以上	第 2 配備：主査以上 第 3 配備：全職員

対策部名：地域未来対策部【部長：地域未来共創部長 副部長：企画部長】	
班名：地域未来班【班長：地域交通課長 副班長：政策経営課長、地域政策課長、若者活躍・未来づくり課長、I R 対策課長、市史編さん室長】	
分掌事務	○ バス及び鉄道による被災者、避難者、旅客等の運送の確保の調整に関すること。
●対策計画：第 1 節 組織動員計画 【全部局】	1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
●対策計画：第 11 節 緊急輸送計画 【西肥自動車・させばバス・地域未来共創部・港湾部・経済部】	1. 車両：市の所有車両に不足発生 バス、貨物自動車及び自動車→バス会社、運送業者等に協力を求める 特殊自動車→運送業者、土木業者へ協力を求める 2. 鉄道：鉄道による輸送必要の発生→鉄道機関と協議、対応協力要請
●対策計画：第 24 節 交通施設災害応急対策計画 【J R 九州・松浦鉄道・土木部・地域未来共創部】	1. 相互連絡：鉄道事業者の被災状況、応急復旧措置内容報告等の緊密な連絡体制構築
班名：宇久行政センター班 【班長：宇久行政センター所長 副班長：宇久行政センター住民課長、産業建設課長】	
分掌事務	○ 管内の災害応急対策に関すること。 ○ 管内の被害情報の把握及び報告に関すること。 ○ 管内の防災機関、自主防災組織等との連絡調整に関すること。 ○ 被災者及び避難者の収容、食糧の供給並びに物資の配給に関すること。 ○ 水防倉庫の管理に関すること。 ○ 市民生活対策部・土木対策部・都市整備対策部の支援に関すること。
●対策計画：第 1 節 組織動員計画 【全部局】	1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
●対策計画：第 4 節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・総務部・保健福祉部・その他関係機関】	1. 避難所の開設（開設選定、職員配置等） 2. 避難所の運営（安全管理、物資補給、生活環境確保、避難状況記録、要支援者等把握）

■総務部 災害対策体制

災害警戒本部	第 1 段階：職員課（1 名） 広報広聴課（1 名）	第 2 段階：職員課（1 名） 広報広聴課（1 名）
災害対策本部	第 1 配備：課長補佐以上	第 2 配備：主査以上 第 3 配備：全職員

対策部名：総務対策部【部長：総務部長 副部長：行政経営改革部長】	
班名：総務班【班長：総務課長】	
分掌事務	○ 災害関係文書、物品等の郵送受理、配布及び発送に関する事。 ○ 法令等の適用解釈及び訟務に関する事。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
●対策計画：第26節 特殊重大災害対策計画 【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・港湾部・農林水産部・地域未来共創部】 1. 特殊重大災害の認定基準（死者：約10人以上、死傷者：約30人以上、重傷者：約50人以上、負傷者：約70人以上、その他社会的影響が高い場合） 2. 特殊重大災害対策本部編成及び事務分掌：災害種別（航空機災害、海上災害、列車・自動車災害、大規模火災、危険物災害等） 3. 災害発生時の情報連絡系統：執務時間中連絡系統、夜間・休日連絡系統	
班名：職員班【班長：職員課長 副班長：行政マネジメント課長】	
分掌事務	○ 非常時における人員の配置及び調整に関する事。 ○ 職員の参集に関する事。 ○ 職員の被災状況調査及び健康管理に関する事。 ○ 災害時の他都市への応援職員要請及び受入れ（受援）に関する事。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
●対策計画：第4節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・総務部・保健福祉部・その他関係機関】 1. 避難所の開設（職員配置等） 2. 避難所の運営（避難状況記録）	
●対策計画：第29節 相互応援協力計画 【防災危機管理局・総務部・行政経営改革部】 1. 長崎県知事に対する要請：災害対策基本法第68条 2. 他の市町長に対する要請：災害対策基本法第67条 3. 職員派遣要請：災害対策基本法第29条及び第30条	
班名：情報班【班長：DX推進課長】	
分掌事務	○ 災害時の情報システムの管理に関する事。 ○ 市の情報ネットワークの確保に関する事。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保	
班名：秘書広報班【班長：広報広聴課長 副班長：秘書課長】	
分掌事務	○ 対策本部長及び副本部長の秘書及び視察に関する事。 ○ インターネット等を利用した広報に関する事。 ○ 災害見舞及び視察者の応対に関する事。 ○ 災害関係の広報に関する事。 ○ 災害写真の撮影及び収集に関する事。 ○ 報道機関との連絡調整並びに資料及び情報の提供に関する事。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
●対策計画：第3節 災害広報計画 【総務部・市民生活部・消防局・防災危機管理局】 1. 報道機関に対する情報提供 2. 災害記録：写真等に記録保管（広報活動資料）	

3. 市民等に対する情報提供（防災行政無線、HP・SNS、広報車等）	
班名：東京連絡班【班長：東京事務所長】	
分掌事務	○ 中央官庁等との連絡調整、情報収集及び情報提供に関すること。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】	
1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
班名：選管事務局班【班長：選挙管理委員会事務局長】	
分掌事務	○ 現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関すること。 ○ 避難所派遣の応援に関すること。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】	
1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
班名：監査班【班長：監査事務局主幹】	
分掌事務	○ 現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関すること。 ○ 避難所派遣の応援に関すること。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】	
1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	

■財務部 災害対策体制

災害警戒本部	第1段階：－	第2段階：資産経営課（最大9名）
災害対策本部	第1配備：課長補佐以上	第2配備：主査以上 第3配備：全職員

対策部名：財務対策部【部長：財務部長 副部長：会計管理室長】	
班名：管財班【班長：資産経営課長】	
分掌事務	○ 公用財産(庁舎及び各課かに属しない市有財産)の被害状況の把握及びその対策に関すること。 ○ 施設の使用許可に関すること。 ○ 庁舎被災時における代替施設に関すること。 ○ 庁舎のライフライン（各部局所管施設等は除く）の寸断に対する計画に関すること。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】	
1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】	
1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保	
班名：財政班【班長：財政課長】	
分掌事務	○ 災害対策に係る予算措置に関すること。 ○ 災害措置に要する諸経費の経理に関すること。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】	
1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
班名：税務班【班長：市民税課長、副班長：資産税課長、収納推進課長】	
分掌事務	○ 災害に伴う市税の減免等に関すること。 ○ 被災住家等の調査、実施に関すること。 ○ 罹災証明等に関すること。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】	
1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	

班名：物資調達班【班長：契約課長、副班長：技術監理課長】	
分掌事務	○ 災害応急物資の調達に関すること。 ○ 災害応急復旧用資材の調達に関すること。 ○ 庁用車両以外の車両の借り上げに関すること。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】	1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
●対策計画：第5節 食糧供給計画 【市民生活部・農林水産部・財務部】	1. 食糧調達 ①原則：財務対策部、農林水産対策部等と協議により決定 ②緊急：流通備蓄協定締結業者、学校給食納入指定業者、物品指名競争入札参加資格業者等から調達
班名：会計班【班長：会計管理室課長補佐】	
分掌事務	○ 義捐金等の保管に関すること。 ○ 災害時に必要な物品の出納に関すること。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】	1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制

■基地政策局 災害対策体制

災害警戒本部	第1段階：－		第2段階：－	
災害対策本部	第1配備：－	第2配備：主査以上		第3配備：全職員

対策部名：基地対策部【部長：基地政策局長】	
班名：基地対策班【班長：基地政策局次長】	
分掌事務	○ 在日米海軍及び自衛隊との連絡調整に関すること。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】	1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
●対策計画：第27節 不発弾等の対応に関する計画 【陸上自衛隊・海上自衛隊・海上保安部・長崎県・長崎県警察・基地政策局・港湾部・農林水産部・消防局・防災危機管理局】	1. 米海軍佐世保基地及び自衛隊敷地内に係る事案についての情報共有
●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】	1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保

■市民生活部 災害対策体制

災害警戒本部	第1段階：市民安全安心課（1名） ：コミュニティ・協働推進課（1名）		第2段階：市民安全安心課（1名） ：コミュニティ・協働推進課（1名）	
災害対策本部	第1 配備：課長補佐以上	第2 配備：主査以上	第3 配備：全職員	

対策部名：市民生活対策部【部長：市民生活部長】	
班名：援護庶務班【班長：市民安全安心課長 副班長：コミュニティ・協働推進課長】	
分掌事務	○ 災害救助法及び被災者生活再建支援法に関すること。 ○ 災害救護資金貸付等に関すること。

●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	●対策計画：第3節 災害広報計画 【総務部・市民生活部・消防局・防災危機管理局】 1. 市民等への情報提供：町内会長等への連絡・協力依頼による市民への情報提供
	●対策計画：第6節 衣料、生活必需品その他物資供給計画 【市民生活部】 1. 災害救助法関係：被服、寝具、炊事用具等生活必需品の給与又は貸与 2. 災害弔慰金支給条例関係：(ア)災害弔慰金500万等、(イ)災害障害見舞金(250万等) 3. 被災者生活再建支援法関係：住宅被害(全壊100万、半壊50万)、住宅再建(建設200万、補修100万等) 4. 佐世保市小災害見舞金支給要綱関係：(ア)見舞金(住宅全壊・流失、傷病、移転避難等)、(イ)弔慰金(死亡)、(ウ)毛布等支給 5. その他機関の救護措置：社会福祉協議会、共同募金会、日本赤十字社、児童救済基金
	●対策計画：第26節 特殊重大災害対策計画 【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・港湾部・農林水産部・地域未来共創部】 1. 特殊重大災害の認定基準(死者：約10人以上、死傷者：約30人以上、重傷者：約50人以上、負傷者：約70人以上、その他社会的影響が高い場合) 2. 特殊重大災害対策本部編成及び事務分掌：災害種別(航空機災害、海上災害、列車・自動車災害、大規模火災、危険物災害等)
	●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保
	班名：調査収容班【班長：戸籍住民窓口課長】
分掌事務 ○被災者及び避難者の安否情報に関すること。 ○災害時における遺体の収容(遺体安置所の確保及び管理)に関すること。	
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	●対策計画：第4節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関係機関】 1. 安否情報の提供：災対法第86条の15(被災者又は第三者の権利権益に係る不当侵害に配慮)
	班名：食糧及び物資配給班 【班長：コミュニティ・協働推進課長、副班長：人権男女共同参画課長、市民安全安心課長補佐】
分掌事務 ○被災者及び長期避難者に対する食糧の供給及び炊き出しに関すること。 ○救援物資の受入及び配給に関すること。	
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	●対策計画：第5節 食糧供給計画 【市民生活部・農林水産部・財務部】 1. 食糧調達 ①原則：財務対策部、農林水産対策部等と協議により決定 ②緊急：流通備蓄協定締結業者、学校給食納入指定業者、物品指名競争入札参加資格業者等から調達 2. 給食方法：コミュニティセンター(炊き出し(町内会等))、学校(給食施設活用) 3. 備蓄供給：炊き出し前の初動対応として備蓄品供給 ※民間事業者との流通備蓄協定締結
	●対策計画：第15節 観光客対策計画 【経済部・市民生活部】 1. 応急食糧・飲料水・生活必需品の供給：観光客の状況把握による
	班名：災害相談班【班長：市民安全安心課長補佐 副班長：コミュニティ・協働推進課課長補佐】
分掌事務 ○個人災害等の市民相談に関すること。 ○災害時の消費者の保護に関すること。	
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】	

	1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第28節 隣保互助と民間団体活用及び市民相談に関する計画 【市民生活部】
	1. 市民相談：被災者相談、市民相談室設置、行政相談委員への協力依頼
班名：ボランティア班【班長：コミュニティ・協働推進課長補佐】	
分掌事務	○ 災害ボランティアセンター及び NPO(民間非営利組織)・ボランティア関係者との連絡調整に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】
	1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第30節 ボランティアに関する計画 【市民生活部・保健福祉部・社会福祉協議会】
	1. 佐世保市災害ボランティアセンター設置・運営（佐世保市社会福祉協議会が設置）、日赤奉仕団への協力依頼

対策部名：地区対策部【部長：市民生活部長】	
班名：地区対策班【班長：各支所長】	
分掌事務	○ 管内の災害応急対策に関すること。 ○ 管内の被害情報の把握及び報告に関すること。 ○ 管内の防災機関、自主防災組織等との連絡調整に関すること。 ○ 被災者及び避難者の収容、食糧の供給並びに物資の配給に関すること。 ○ 水防倉庫の利用に関すること。 ○ 市民生活対策部・土木対策部・都市整備対策部の支援に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】
	1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】
	1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保

■子ども未来部 災害対策体制

災害警戒本部	第1段階：すこやか子どもセンター (最大16名)	第2段階：すこやか子どもセンター (最大16名)
災害対策本部	第1配備：課長補佐以上	第2配備：主査以上 第3配備：全職員

対策部名：子ども対策部【部長：子ども未来部長】	
班名：子ども班【班長：子ども政策課長 副班長：保育幼稚園課長】	
分掌事務	○ 乳幼児施設の被害状況の把握、情報の提供・収集等に関すること。 ○ 関係機関との連絡調整に関すること。 ○ 乳幼児施設の災害対策に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】
	1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】
	1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保
班名：要配慮者対策班【班長：すこやか子どもセンター所長 副班長：子ども支援課長、子ども発達センター課長補佐】	
分掌事務	○ 避難行動要支援者の把握及び避難誘導に関すること。

	○ 要配慮者の避難所における支援等に関すること。 ○ 要配慮者の被害状況の収集及びその対策に関すること。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】	1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
●対策計画：第17節 水防計画 【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】	1. 要配慮者利用施設 ① 病院、診療所又は助産所（病床を有する施設） ② 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設等 ④ 幼稚園、小・中学校、盲学校、聾学校又は養護学校
●対策計画：第18節 土砂災害警戒区域等の災害応急対策計画 【土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会、消防局】	1. 要配慮者利用施設（第2表） ① 病院、診療所又は助産所（病床を有する施設） ② 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設等 ⑤ 幼稚園、小・中学校、盲学校、聾学校又は養護学校

■環境部 災害対策体制

災害警戒本部	第1段階：－	第2段階：－
災害対策本部	第1配備：－	第2配備：主査以上 第3配備：全職員

対策部名：環境対策部【部長：環境部長】	
班名：環境庶務班【班長：環境政策課長】	
分掌事務	○ 全体総括、総合調整に関すること。 ○ 渉外・連絡に関すること。 ○ 他対策部との連携に関すること。 ○ 災害廃棄物処理実行計画策定に関すること。 ○ 仮置場設置（場所の選定、事業者の選定・契約、市民広報）に関すること。 ○ 災害廃棄物処理に係る補助金に関すること。 ○ 佐世保市災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理に係る環境部職員初動マニュアルの運用に関すること。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】	1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
●対策計画：第10節 災害廃棄物処理計画 【環境部】	1. 災害廃棄物の収集、分別、運搬、処理
●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】	1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保
班名：廃棄物班 【収集対策班長：廃棄物減量推進課長、副班長：廃棄物指導課長、クリーン推進課長、処理班長：施設課長】	
分掌事務	○ 災害廃棄物収集業務に関すること。 ○ 廃棄物搬入調整に関すること。 ○ 廃棄物処理施設の管理に関すること。 ○ 被災地区の実情に応じた仮置場の選定に関すること。 ○ 仮置場のレイアウトに関すること。 ○ 仮置場の管理に関すること。 ○ 災害廃棄物等についての市民からの問い合わせ対応に関すること。 ○ 災害廃棄物処理に係る補助金に関すること。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】	

	1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第10節 災害廃棄物処理計画 【環境部】
	1. 災害廃棄物の収集、分別、運搬、処理
	●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】
	1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保
班名：環境対策班【班長：環境保全課長】	
分掌事務	○被災地区の汚染調査及び対策に関すること。 ○緊急時モニタリングの実施に関すること。 ○災害時における浄化槽の指導に関すること。 ○廃棄物処理現場（建設解体現場や仮置場等）におけるモニタリングに関すること。 ○モニタリングに係る市民広報に関すること。 ○災害廃棄物処理に係る補助金に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】
	1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第10節 災害廃棄物処理計画 【環境部】
	1. 災害廃棄物の収集、分別、運搬、処理
	●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】
	1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保
班名：宇久環境対策班【班長：宇久環境センター所長】	
分掌事務	○宇久地区における環境対策に関すること。 ○災害廃棄物処理に係る補助金に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】
	1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第10節 災害廃棄物処理計画 【環境部】
	1. 災害廃棄物の収集、分別、運搬、処理
	●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】
	1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保

■保健福祉部 災害対策体制

災害警戒本部	第1段階：保健福祉政策課・長寿社会課・障がい福祉課・健康づくり課・感染症対策課・医療保険課（最大31名）		第2段階：保健福祉政策課・長寿社会課・障がい福祉課・健康づくり課・感染症対策課・医療保険課（最大31名）	
災害対策本部	第1配備：課長補佐以上	第2配備：主査以上	第3配備：全職員	

対策部名：保健福祉対策部【部長：保健福祉部長、副部長：保健所長】	
班名：医療・福祉対策班【班長：医療政策課長、副班長：保健福祉政策課長】	
分掌事務	○救急医療体制の整備に関すること。 ○関係機関との連絡調整に関すること。 ○医療機関の被害状況の把握、情報の提供・収集等に関すること。 ○市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会及び県看護協会県北支部との連絡調整に関すること。 ○保健所機能の確保に関すること。

○ 医薬品等の調達、配分及び輸送に関すること。	
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第9節 医療救護、防疫に関する計画 【保健福祉部】 1. 医療救護 ① 保健所の役割：災害医療情報収集、病院災害対応計画作成、医療・消防機関との連携強化 ② 市の役割：医療救護所設置、歯科医療救護班派遣、災害時医療情報広報、継続医療対応 2. 医薬品等供給：災害時調達、医療資機材調達、医薬品仕分け及び管理
	●対策計画：第26節 特殊重大災害対策計画 【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・港湾部・農林水産部・地域未来共創部】 1. 特殊重大災害の認定基準（死者：約10人以上、死傷者：約30人以上、重傷者：約50人以上、負傷者：約70人以上、その他社会的影響が高い場合） 2. 特殊重大災害対策本部編成及び事務分掌：災害種別（航空機災害、海上災害、列車・自動車災害、大規模火災、危険物災害等） 3. 県医師会医療救護班派遣要請（別紙第3）
	●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保
班名：要配慮者対策、高齢・障がい福祉班【班長：保健福祉政策課長、副班長：長寿社会課長、障がい福祉課長】	
分掌事務	○ 避難行動要支援者の把握及び避難誘導に関すること。 ○ 要配慮者の避難所における支援等に関すること。 ○ 要配慮者の被害状況の収集及びその対策に関すること。 ○ 福祉避難所の設置・運営に関すること。 ○ 各福祉施設の災害対策に関すること。 ○ 各福祉避難所への要配慮者の受入れに関すること。 ○ 高齢者・障がい者への支援体制に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第4節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関係機関】 1. 避難所等の指定：福祉避難所（福祉施設等の一部を協定に基づき指定） 2. 避難所の運営（要支援者等把握） 3. 避難場所一覧（福祉避難所42箇所）
	●対策計画：第14節 避難行動要支援者対策計画 【保健福祉部】 1. 避難情報伝達（対象：避難行動要支援者に迅速かつ的確な情報の伝達実施） 2. 避難誘導（避難行動要支援者の避難場所安全到達） 3. 状況把握（名簿把握、健康状態・介護要否把握、不利益・孤立化防止、集団生活融合配慮） 4. 仮設住宅入居等配慮（避難長期化による仮設住宅優先的入居） 5. 支援体制充実（介護サービス提供、ホームヘルパー派遣、カウンセラー配置等）
	●対策計画：第17節 水防計画 【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】 1. 要配慮者利用施設 ① 病院、診療所又は助産所（病床を有する施設） ② 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設等 ③ 幼稚園、小・中学校、盲学校、聾学校又は養護学校
	●対策計画：第18節 土砂災害警戒区域等の災害応急対策計画 【土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会、消防局】 1. 要配慮者利用施設（第2表） ① 病院、診療所又は助産所（病床を有する施設） ② 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設等 ③ 幼稚園、小・中学校、盲学校、聾学校又は養護学校
班名：健康増進班【班長：健康づくり課長 副班長：感染症対策課長】	

分掌事務	○ 避難住民への保健指導及び心のケアに関すること。 ○ 患者の収容に関すること。 ○ 予防接種（臨時）に関すること。 ○ 感染症の調査に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
班名：生活衛生・斎場班【班長：生活衛生課長、副班長：食肉衛生検査所長、斎場長】	
分掌事務	○ 飲料水（上水道を除く）及び食品の衛生確保に関すること。 ○ 食肉の衛生確保に関すること。 ○ 災害時の埋葬・火葬に関すること。 ○ 狂犬病予防関連動物（愛護動物）の保護に関すること。 ○ 屋外等の消毒に関すること。 ○ 斎場の災害対策に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第9節 医療救護、防疫に関する計画 【保健福祉部】 1. 防疫計画：防疫活動のための機器等の整備、感染症発生時等の消毒、食品・環境衛生対策
	●対策計画：第31節 犬猫愛護動物対策計画 【保健福祉部】 1. 被災地域における動物保護：長崎県獣医師会等との連携 2. 避難所における動物の適正飼育：飼育状況把握、資材提供、獣医師派遣等 3. 動物愛護活動方針：県動物救護本部参加、長崎県獣医師会等関係団体への支援、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づく要請等
班名：試験検査班【班長：試験検査課長】	
分掌事務	○ 各種試験検査に関すること。 ○ 食品等のモニタリングに関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
班名：保険料班【班長：医療保険課長】	
分掌事務	○ 国民健康保険税、介護保険料等の減免等に関すること。 ○ 被災住家等の調査、実施に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
班名：生活福祉班【班長：生活福祉課長】	
分掌事務	○ 被災世帯に対する生活保護法の適用に関すること。 ○ 被保護世帯の被害状況の把握及びその対策に関すること
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
班名：指導監査班【班長：指導監査課長】	
分掌事務	○ 災害時の社会福祉施設の運営管理に係る指導に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
班名：看護専門学校班【班長：看護専門学校長】	
分掌事務	○ 学校施設の災害対策に関すること。 ○ 学生の災害救助活動の協力に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】

	1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
班名：ボランティア班【班長：保健福祉政策課長補佐】	
分掌事務	○ 災害ボランティアセンター及び NPO(民間非営利組織)・ボランティア関係者との連絡調整に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第30節 ボランティアに関する計画 【市民生活部・保健福祉部・社会福祉協議会】 1. 佐世保市災害ボランティアセンター設置・運営（佐世保市社会福祉協議会との協議調整）

■経済部 災害対策体制

災害警戒本部	第1段階：－		第2段階：－	
災害対策本部	第1配備：－	第2配備：主査以上		第3配備：全職員

対策部名：経済対策部【部長：経済部長】	
班名：商工物産班【班長：商工労働課長、副班長：企業立地推進室長、ふるさと物産振興課長】	
分掌事務	○ 商工業の被害状況の把握及びその対策に関すること。 ○ 被災中小企業者等に対する融資に関すること。 ○ 避難住民等に対する雇用情報の提供に関すること。 ○ 民間企業の事業継続支援に関すること。 ○ 災害救助物資の確保及び運搬に関すること。 ○ 民間企業における事業継続計画の促進に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第11節 緊急輸送計画 【西肥自動車・させぼバス・地域未来共創部・港湾部・経済部】 1. 緊急物資輸送拠点の確保：させぼつくす99
	●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保
班名：観光班【班長：観光課長】	
分掌事務	○ 観光・宿泊施設及び観光客の被害状況の把握及びその対策に関すること。 ○ 観光客の対応（帰宅困難者等）に関すること。 ○ 他都市からの救援物資受入れの応援に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第15節 観光客対策計画 【経済部・市民生活部】 1. 宿泊施設等における避難誘導 2. 外国人観光客に対する情報提供 3. 観光客の安否確認 4. 観光客の食糧・飲料水・生活必需品の状況把握
班名：競輪事務所班【班長：競輪事務所長】	
分掌事務	○ 競輪場の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関すること。 ○ 競輪場内の被災者及び避難者の対応に関すること
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制

■農林水産部 災害対策体制

災害警戒本部	第1段階：農林整備課（1名） ：水産課、水産センター（気象（台風）情報等により必要数動員）	第2段階：農林整備課（5名） 水産課、水産センター（気象（台風）情報等により必要数動員）
災害対策本部	第1配備：課長補佐以上	第2配備：主査以上 第3配備：全職員

対策部名：農林水産対策部【部長：農林水産部長】	
班名：農業畜産班【班長：農政課長、副班長：卸売市場管理事務所長】	
分掌事務	○ 農業の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関する事。 ○ 被災農業者に対する融資の斡旋に関する事。 ○ 災害時における種苗生産資材、肥料等の対策に関する事。 ○ 災害時における病害虫の発生予防及び防除に関する事。 ○ 家畜の災害対策に関する事。 ○ 死亡家畜の処理対策に関する事。 ○ 家畜の診療、防疫対策に関する事。 ○ 家畜資材及び生産物の流通対策に関する事。 ○ 卸売市場施設の災害対策に関する事。 ○ 卸売市場内業者の被害調査に関する事。 ○ 災害時における生産物等の入荷対策に関する事。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第5節 食糧供給計画 【市民生活部・農林水産部・財務部】 1. 食糧調達 ①原則：財務対策部、農林水産対策部等と協議により決定 ②緊急：流通備蓄協定締結業者、学校給食納入指定業者、物品指名競争入札参加資格業者等から調達
	●対策計画：第26節 特殊重大災害対策計画 【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・港湾部・農林水産部・地域未来共創部】 1. 特殊重大災害の認定基準（死者：約10人以上、死傷者：約30人以上、重傷者：約50人以上、負傷者：約70人以上、その他社会的影響が高い場合） 2. 特殊重大災害対策本部編成及び事務分掌：災害種別（航空機災害、海上災害、列車・自動車災害、大規模火災、危険物災害等）
	●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 土砂災害危険区域等の点検、状況把握：危険箇所の住民に対する警戒避難体制通知 2. 応急対策：異常発生時における避難指示等の迅速な情報伝達
班名：農林整備班【班長：農林整備課長、副班長：農業委員会事務局長】	
分掌事務	○ 農地、林地及び農業用施設の被害状況の把握並びにその対策並びに連絡調整に関する事。 ○ 緊急輸送路並びに避難路となりうる農道及び林道の被害状況の把握並びにその対策に関する事。 ○ 被災林業者に対する融資の斡旋に関する事。 ○ 障害物の除去及び処理に関する事。 ○ 災害時における病害虫の発生予防及び防除に関する事。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第17節 水防計画 【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】

	1. ため池等の巡視 2. 決壊の通報 3. 防災重点農業用ため池（94箇所）
	●対策計画：第18節 土砂災害警戒区域等の災害応急対策計画 【土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会、消防局】
	1. 地すべり等危険地域調査（農林水産省所管）
	班名：水産班【班長：水産課長】
	分掌事務 ○ 水産物の被害状況の把握及びその対策に関すること。 ○ 被災漁業者に対する融資の斡旋に関すること。 ○ 漁港及び水産施設の災害対策に関すること。 ○ 非常時対策用船艇の斡旋に関すること。 ○ 漁業協同組合との連絡調整に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】
	1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第27節 不発弾等の対応に関する計画 【陸上自衛隊・海上自衛隊・海上保安部・長崎県・長崎県警察・基地政策局・港湾部・農林水産部・消防局・防災危機管理局】
	1. 漁港区域に係わる事案についての情報共有

■土木部 災害対策体制

災害警戒本部	第1段階：土木管理課（1名） 道路維持課（1名） 河川課（1名） 東部工事事務所（1名） 西部工事事務所（1名）		第2段階：土木政策課・土木管理課（3名） 道路維持課（6名） 河川課（3名） 東部工事事務所（3名） 西部工事事務所（3名）	
	災害対策本部	第1配備：課長補佐以上	第2配備：主査以上	第3配備：全職員

対策部名：土木対策部【部長：土木部長】	
班名：土木庶務班【班長：土木政策課長、副班長：土木管理課長】	
分掌事務	○ 部内の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関すること。 ○ 救援物資の輸送経路の確保に関すること ○ 関係機関との連絡調整に関すること。 ○ 建設業者との災害対策のための連絡調整に関すること。 ○ 災害時の輸送経路の選定に関すること。 ○ 道路情報の収集に関すること。 ○ 土砂災害情報の収集に関すること。 ○ 交通規制に関する連絡調整に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第12節 交通応急対策計画 【陸上自衛隊、長崎県、長崎県警察、土木部、消防局】 1. 実施機関：道路管理者（国、県、市）による交通規制（道路法第46条） 2. 支障箇所の通報連絡：管理道路、橋梁等の支障箇所通報及び連絡 3. 交通規制実施要領：道路管理者（交通安全のための規制、緊急通行車両通行確保のための措置（災対法第76条の6）） 4. 迂回路等：交通規制→適当な迂回路設定
	●対策計画：第26節 特殊重大災害対策計画 【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・港湾部・農林水産部・地域未来共創部】 1. 特殊重大災害の認定基準（死者：約10人以上、死傷者：約30人以上、重傷者：約50人以上、負傷者：約70人以上、その他社会的影響が高い場合）

2. 特殊重大災害対策本部編成及び事務分掌：災害種別（航空機災害、海上災害、列車・自動車災害、大規模火災、危険物災害等） 3. 避難道路の選定：国道、県道、市道 ●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 土砂災害警戒区域等の点検、状況把握：危険箇所の住民に対する警戒避難体制通知 2. 応急対策：異常発生時における避難指示等の迅速な情報伝達	班名：道路班【班長：道路維持課長、副班長：道路整備課長、東部工事事務所長、西部工事事務所長】
分掌事務 ○ 道路状況の情報収集にすること。 ○ 道路・橋梁の被害状況の把握及びその対策にすること。 ○ 避難住民の輸送経路の確保にすること。 ○ 土砂災害情報の収集にすること。 ○ 交通不能箇所の調査及び復旧対策にすること。 ○ 道路障害物の調査及び撤去にすること。 ○ 道路付属物の災害調査及び復旧にすること。	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 ●対策計画：第17節 水防計画 【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】 1. 輸送路の確保：水防資材器具、人員、応援確保 ●対策計画：第24節 交通施設災害応急対策計画 【JR九州・松浦鉄道・土木部・地域未来共創部】 1. 道路対策：道路パトロール監視強化、応急措置、交通路確保、関係機関への要請
班名：河川班【班長：河川課長】	分掌事務 ○ 河川、急傾斜地等の被害状況の把握及びその対策にすること。 ○ 水防にすること。 ○ 個人災害応急対策の技術指導にすること。 ○ 河川管理施設の情報収集とパトロールにすること。 ○ 市管理の排水機場、ポンプ等の施設管理にすること。 ○ 雨量、水位及び各種予報の情報収集にすること。 ○ 土砂災害情報の収集にすること。 ●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 ●対策計画：第17節 水防計画 【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】 1. 水防機関（消防局及び消防団）：相互連絡により水災被害軽減にあたる 2. 水防警報河川（水防法第16条）：相浦川（水防警報発表：県北振興局長） 3. 水位情報周知河川（水防法第13条）：相浦川、宮村川、早岐川、江迎川（水防情報発表：県北振興局長） 4. 対象量水標と指定水位：水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位 5. 水防警報等の伝達方法及び避難場所 6. 水防警報等に伴う活動：河川等巡視、出動、水防警報種類・発表基準等 7. 決壊の通報 8. 協力及び応援：長崎県（河川管理者）、近隣水防管理者、警察、自衛隊、建設業協力会 9. 水防倉庫及び備蓄資材器具 10. 重要防潮水門調書、雨量計設置箇所等 ●対策計画：第18節 土砂災害危険区域等の災害応急対策計画 【土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会、消防局】 1. 指定区域：砂防指定地（国）、地すべり防止区域（国）、急傾斜地崩壊危険区域（県）、土砂災害（特別）警戒区域（県） 2. 警戒配備及び応急対策：警戒配備基準雨量、警戒配備体制（第1・第2）、情報収集、緊急避難、緊急対策 3. 砂防指定地一覧、急傾斜地崩壊危険区域一覧、地すべり防止区域一覧（国交省所管）、土砂災害（特別）警戒区域一覧表等

■都市整備部 災害対策体制

災害警戒本部	第1段階：公園緑地課（最大13名）	第2段階：公園緑地課（最大13名）
災害対策本部	第1配備：課長補佐以上	第2配備：主査以上 第3配備：全職員

対策部名：都市整備対策部【部長：都市整備部長】	
班名：都市政策班 【班長：都市政策課長、副班長：住宅課長、営繕課長、建築指導課長、まち整備課長、地籍調査課長】	分掌事務 ○ 市営住宅及び所管市有建物の被害状況の把握及び連絡調整に関すること。 ○ 応急仮設住宅の管理に関すること。 ○ 応急仮設住宅の計画及び建設に関すること。 ○ 民間建築物の被害状況の調査に関すること。 ○ 建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。 ○ 既存市営住宅への特定入居に関すること。 ○ 市有建築物の応急修理に関すること。 ○ 再開発事業地、土地区画整理区域内等の災害対策に関すること。 ○ 屋外広告物の災害対策に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第8節 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理計画 【都市整備部】 1. 応急仮設住宅 ① 仮設住宅収容者：全焼、全壊又は流失等し、自己資本で住宅確保ができない者 ② 建築基準：規模（1戸29.7㎡）、費用（1戸5,610千円以内） ③ 建築方法：建築基準に基づく ④ 建築予定場所：県又は市有地（私有地又は国有地も検討） ⑤ 供与：入居選考（民生委員意見等を徴する）、供与期間（建築工事完了後2か年以内） 2. 住宅応急処置 ① 住宅応急修理対象者：半焼又は半壊し、日常の生活が困難（自己資力で仮設住宅と同様の住宅確保が不可能） ② 修理基準：修理範囲（居室、炊事場、便所等）、費用（1戸584千円以内）、修理期間（災害発生から1か月以内） ③ 修理方法：修理基準に基づく（市設計）
	●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 土砂災害危険区域等の点検、状況把握：危険箇所の住民に対する警戒避難体制通知 2. 応急対策：異常発生時における避難指示等の迅速な情報伝達
班名：公園班【班長：公園緑地課長】	
分掌事務	○ 公園施設の災害対策に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第4節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関係機関】 1. 緊急避難場所：公園等オープンスペース（概ね1,000㎡以上）→公園124箇所

■港湾部 災害対策体制

災害警戒本部	第1段階：気象（台風）情報等により 必要数動員	第2段階：気象（台風）情報等により 必要数動員
災害対策本部	第1配備：課長補佐以上	第2配備：主査以上 第3配備：全職員

対策部名：港湾対策部【部長：港湾部長】	
班名：港湾班【班長：みなと振興・管理課長、副班長：みなと整備課長】	
分掌事務	○ 港湾施設の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関すること。 ○ 水難救護、流失物及び浮遊物に関すること。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】	1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
●対策計画：第11節 緊急輸送計画 【西肥自動車・地域未来共創部・港湾部】	1. 船艇：市有防災船による輸送、海運業者及び漁業協同組合への協力要請
●対策計画：第17節 水防計画 【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】	1. 港湾に対する監視、警戒、通信、連絡
●対策計画：第25節 海上災害応急対策計画 【海上保安部・港湾部】	1. 緊急輸送の実施：市等から海保へ要員、物資、資材等の海上輸送要請 2. 通信の確保：市等から海保へ災害に関する重要通報発信依頼 3. 海上流出油事故対策 ① 油防除資機材備蓄 ② 情報収集並びに関係機関等への連絡 ③ 漂流油等の流入防止 ④ 漂流油等の防除及び協力要請 ⑤ 県及びその他機関への汚染に係る必要検査依頼
●対策計画：第26節 特殊重大災害対策計画 【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・港湾部・農林水産部・地域未来共創部】	1. 特殊重大災害の認定基準（死者：約10人以上、死傷者：約30人以上、重傷者：約50人以上、負傷者：約70人以上、その他社会的影響が高い場合） 2. 特殊重大災害対策本部編成及び事務分掌：災害種別（航空機災害、海上災害、列車・自動車災害、大規模火災、危険物災害等） 3. 避難道路の選定：国道、県道、市道
●対策計画：第27節 不発弾等の対応に関する計画 【陸上自衛隊・海上自衛隊・海上保安部・長崎県・長崎県警察・基地政策局・港湾部・農林水産部・消防局・防災危機管理局】	1. 佐世保港湾区域に係わる事案についての情報共有
●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】	1. 土砂災害危険区域等の点検、状況把握：危険箇所の住民に対する警戒避難体制通知 2. 応急対策：異常発生時における避難指示等の迅速な情報伝達

■教育委員会 災害対策体制

災害警戒本部	第1段階：総務課・学校教育課 (最大12名)		第2段階：総務課・学校教育課 (最大12名)	
災害対策本部	第1配備：課長補佐以上	第2配備：主査以上		第3配備：全職員

対策部名：教育対策部【部長：教育長、副部長：教育総務部長、学校教育部長】	
班名：教育総務班【班長：総務課長、副班長：総務課庶務係長、総務課経理係長】	
分掌事務	○ 教育・文化財関係の被害調査の報告取りまとめに関すること。 ○ 教育関係義援物品の受付対策に関すること。 ○ 教科書、学用品の被害対策に関すること。 ○ 学校の避難所開設及び運営管理に関すること。

	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第4節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関係機関】 1. 避難所等の指定：学校等が緊急避難場所兼避難所として指定
	●対策計画：第13節 文教対策計画 【教育委員会】 1. 文教施設の応急対策：災害状況、応急措置概要報告、被災校職員派遣、他校応援協力要請 2. 教材、学用品の調達及び給与の方法：学用品等調達、給与あるいは購入の斡旋方法計画策定
	●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保
	班名：学校班 【班長：学校教育課長、副班長：学校保健課長、教育施設課長、学校給食センター所長】
	分掌事務 ○ 児童生徒の被害状況の把握、健康管理及び安否情報に関すること。 ○ 児童生徒の避難及び措置に関すること。 ○ 学校施設（給食センターを含む。）の被害状況の把握、情報の提供・収集等に関すること。 ○ 被災者及び避難者の学校施設の応急的利用に関すること。 ○ 学校の休校及び再開に関すること。 ○ 教職員の被災状況の把握及びその対策並びに教職員の健康管理に関すること。 ○ 学校施設の災害対策に関すること。 ○ 災害時の授業困難な場合の応急教育対策に関すること。 ○ 児童生徒の災害活動の指導に関すること。 ○ 災害時における学校給食の対策及び実施に関すること。 ○ 健康増進班との連絡調整に関すること。 ○ 学校施設の衛生管理に関すること。 ○ 学校施設の避難確保計画策定に関すること。 ○ 災害時の授業実施に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第4節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関係機関】 1. 学校等の避難対策：校長の指示、避難順序に従った児童生徒の誘導
	●対策計画：第13節 文教対策計画 【教育委員会】 1. 応急教育実施の予定場所及び教職員の確保：災害程度で予定場所選定 2. 教科書、学用品等の損失の応急措置 3. 教育の低下防止（学習方法を予め通知） 4. 教材教具等の収集整備 5. 学校給食費補助金特別申請、被害給食用物資報告
	●対策計画：第17節 水防計画 【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】 1. 要配慮者利用施設 ① 病院、診療所又は助産所（病床を有する施設） ② 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設等 ④ 幼稚園、小・中学校、盲学校、聾学校又は養護学校

●対策計画：第18節 土砂災害警戒区域等の災害応急対策計画
【土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会、消防局】

1. 要配慮者利用施設（第2表）

- ① 病院、診療所又は助産所（病床を有する施設）
- ② 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設等
- ③ 幼稚園、小・中学校、盲学校、聾学校又は養護学校

●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画
【全部局】

	1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保
班名：教育施設班【班長：社会教育課長、副班長：総合教育センター課長、文化財課長】	
分掌事務	○ 教育・文化財関係の被害調査及び報告書の作成に関すること。 ○ 文化財の保護に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第13節 文教対策計画 【教育委員会】 1. 文化財対策：被害文化財復旧対策の指示、指導
	●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保

■文化スポーツ部 災害対策体制

災害警戒本部	第1段階：－	第2段階：－
災害対策本部	第1配備：課長補佐以上	第2配備：主査以上 第3配備：全職員

対策部名：文化スポーツ対策部【部長：文化スポーツ部長】	
班名：文化国際班【班長：文化国際課長、副班長：図書館長】	
分掌事務	○ 文化施設の災害対策に関すること ○ 災害時の在住及び滞在外国人の対策に関すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保
班名：スポーツ施設班【班長：スポーツ振興課長】	
分掌事務	○ スポーツ施設の被害状況の把握に関すること ○ スポーツ施設の被害対策に関すること ○ スポーツ施設内の被災者及び避難者の対応に関すること ○ 被災者及び避難者のスポーツ施設の応急的利用に関すること
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保

■水道局 災害対策体制

災害警戒本部	第1段階：－	第2段階：－
災害対策本部	第1配備：課長補佐以上	第2配備：主査以上 第3配備：全職員

対策部名：給水対策部【部長：水道局長、副部長：経営管理部長、事業部長】	
班名：水道総務班【班長：総務課長、副班長：財務課長、経営企画課長】	

分掌事務 ○ 応急活動等に必要な資源（人・物・資金・情報等）の確保に関すること。 ○ 関係機関との連絡に関すること。 ○ 給水対策の広報に関すること。 ○ 給水対策の市民相談に関すること。 ○ 災害関係費の出納に関すること。	
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
●対策計画：第7節 給水計画及び下水道応急対策計画 【水道局】 1. 水道防災組織と機構：給水対策部の設置	
●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保	
班名：業務班【班長：営業課長】	
分掌事務 ○ 水道料金の減免に関すること。	
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
班名：事業班 【給水部門班長：水道維持課長、下水道部門班長：下水道事業課長、副班長：下水道施設課長、水道施設課長、水質管理センター長、水道管路整備課長、水道計画建設課長、北部管理事務所長】	
分掌事務 ○ 送・配水施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ○ 飲料水の応急給水活動に関すること。 ○ 水源、浄水及び送水施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ○ 水道水及び下水道放流水の水質検査に関すること。 ○ 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。	
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
●対策計画：第7節 給水計画及び下水道応急対策計画 【水道局】 1. 水道：断水対策マニュアル対応（断水規模確定、給水復旧対応、応急給水対応） 2. 下水道：終末処理場、中継ポンプ場（非常用自家発電機有無）、マンホールポンプ施設	
班名：宇久地区給水対策班【班長：宇久営業所長】	
分掌事務 ○ 宇久地区における給水対策業務に関すること。	
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
●対策計画：第7節 給水計画及び下水道応急対策計画 【水道局】 1. 水道：断水対策マニュアル対応（断水規模確定、給水復旧対応、応急給水対応）	

■消防局 災害対策体制

災害警戒本部	第1段階：消防局職員動員計画に基づくものとする	第2段階：同左	
災害対策本部	第1配備：消防局職員動員計画に基づくものとする	第2配備：同左	第3配備：同左

対策部名：消防対策部【部長：消防局長、副部長：消防局次長】
班名：消防総務班【班長：総務課長】

	分掌事務 ○ 消防対策の総合調整に関すること。 ○ 災害対策の広報に関すること。 ○ 消防団との連絡調整に関すること。	
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
	●対策計画：第12節 交通応急対策計画 【陸上自衛隊、長崎県、長崎県警察、土木部、消防局】 1. 交通規制実施要領：損失補償（消防吏員の措置による破損）	
	●対策計画：第17節 水防計画 【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】 1. 河川等の巡視・水位通報の受信 2. 協力及び応援：水防上緊急応援確保→近隣水防管理者との応援協定締結推進	
	●対策計画：第19節 消防活動計画 【消防局】 1. 消防活動計画 ① 消防隊の組織（消防職員及び消防団員） ② 消防活動に係る対策（情報収集・伝達体制強化、消防活動拠点整備、消防活動困難地域解消、消防団体制及び消防水利の整備、消防活動体制の強化、消防活動基準及び消防車両整備） ③ 非常招集（消防職員及び消防団員） ④ 出動計画（出動の種類、複数の出動要請への対応） ⑤ 他の機関への応援出動要請（応援協定等→市町村長等、緊急消防援助隊災害派遣要請→都道府県知事） ⑥ 消防活動（現場指揮本部設置、人命救助優先、消防活動要領、警戒区域等設定、資機材収用、避難措置、災害拡大通報、他機関協力、緊急輸送車両確認、報告） ⑦ 他機関との協力（緊急路確保等の充実） 2. 消防災害警備実施計画 ① 警備体制の充実（警戒配備、第1～第3配備） ② 配備体制の計画（別掲） ③ 配備招集（非常招集：第1～第3配備、消防団） ④ 危険箇所把握（災害危険地域調査、警備対策事前検討、資機材準備） ⑤ 警備実施に関する事項（第1～第3配備非常体制）	
	●対策計画：第26節 特殊重大災害対策計画 【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・港湾部・農林水産部・地域未来共創部】 1. 特殊重大災害の認定基準（死者：約10人以上、死傷者：約30人以上、重傷者：約50人以上、負傷者：約70人以上、その他社会的影響が高い場合） 2. 特殊重大災害対策本部編成及び事務分掌：災害種別（航空機災害、海上災害、列車・自動車災害、大規模火災、危険物災害等） 3. 災害発生時の情報連絡系統：執務時間中及び夜間・休日	
	●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 土砂災害危険区域等の点検、状況把握：危険箇所の住民に対する警戒避難体制通知 2. 応急対策：異常発生時における避難指示等の迅速な情報伝達 3. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保	
班名：警防班【班長：警防課長】		
	分掌事務 ○ 消防配備体制に関すること。 ○ 関係機関との連絡及び調整に関すること。 ○ 被害状況の把握及び報告に関すること。 ○ 災害統計事務に関すること。 ○ 消防相互応援に関すること。 ○ 緊急消防援助隊の受援に関すること。 ○ 救急業務に関すること。 ○ 消防機械の修理整備、指導に関すること。 ○ 救助救出資機材の管理に関すること。	
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
	●対策計画：第17節 水防計画	

【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】 1. 水位情報周知河川（水防法第 13 条）：相浦川、宮村川、早岐川、江迎川（水防情報発表：県北振興局長） 2. 対象量水標と指定水位：水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位 3. 水防警報の種類、内容及び発表基準 ① 水防警報発表基準（待機、準備、出動、警戒、解除） ② 避難判断水位、氾濫危険水位（内容：避難指示等の目安、発表基準）	
●対策計画：第18節 土砂災害警戒区域等の災害応急対策計画 【土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会、消防局】 1. 警戒配備応急対策：第 1 及び第 2 警戒配備（警戒巡視及び住民広報等実施） 2. 緊急対策：シート等による保護、水流変更	
●対策計画：第19節 消防活動計画 【消防局】 1. 消防活動計画 ① 消防隊の組織（消防職員及び消防団員） ② 消防活動に係る対策（情報収集・伝達体制強化、消防活動拠点整備、消防活動困難地域解消、消防団体制及び消防水利の整備、消防活動体制の強化、消防活動基準及び消防車両整備） ③ 非常招集（消防職員及び消防団員） ④ 出動計画（出動の種類、複数の出動要請への対応） ⑤ 他の機関への応援出動要請（応援協定等→市町村長等、緊急消防援助隊災害派遣要請→都道府県知事） ⑥ 消防活動（現場指揮本部設置、人命救助優先、消防活動要領、警戒区域等設定、資機材収用、避難措置、災害拡大通報、他機関協力、緊急輸送車両確認、報告） ⑦ 他機関との協力（緊急路確保等の充実） 2. 消防災害警備実施計画 ① 警備体制の充実（警戒配備、第 1～第 3 配備） ② 配備体制の計画（別掲） ③ 配備招集（非常招集：第 1～第 3 配備、消防団） ④ 危険箇所把握（災害危険地域調査、警備対策事前検討、資機材準備） ⑤ 警備実施に関する事項（第 1～第 3 配備非常体制）	
●対策計画：第20節 救急業務計画 【消防局】 1. 救護体制の強化：各応急救護機関との定期的な意見交換実施 2. 応援派遣要請：応援協定等→市町村長等、緊急消防援助隊災害派遣要請→都道府県知事 3. 応援派遣要請通報事項：被害状況、応援派遣期間、応援人員・車両等概数、応援区域等 4. 救急資機材等調達：救急隊員技能管理、救急高度資機材整備等	
●対策計画：第27節 不発弾等の対応に関する計画 【陸上自衛隊・海上自衛隊・海上保安部・長崎県・長崎県警察・基地政策局・港湾部・農林水産部・消防局・防災危機管理局】 1. 不発弾等発見時における、現場確認、情報収集及び警戒等の初動体制	
班名：指令班【班長：指令課長】	
分掌事務	○ 災害情報の収集及び気象情報の受信伝達に関すること。 ○ 災害出動指令に関すること。 ○ 消防通信の運用及び統制に関すること。
●対策計画：第 1 節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
班名：予防班【班長：予防課長】	
分掌事務	○ 災害予防宣伝及び避難の指導に関すること。 ○ 災害現場の写真撮影及び記録に関すること。 ○ 災害の調査及び情報収集に関すること。
●対策計画：第 1 節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
●対策計画：第 3 節 災害広報計画 【総務部、市民生活部、消防局、防災危機管理局】 1. 市民等に対する情報提供：消防局職員・団員による広報車による広報 2. 災害記録：災害状況写真記録→広報活動資料	

●対策計画：第4節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関係機関】 1. 避難指示伝達（防災行政無線・サイレン・警鐘・車両巡回等）	
班名：指揮連絡班【班長：消防訓練所長】	
分掌事務	○ 各地区災害活動との連絡・報告に関すること。 ○ 災害対策本部との連絡に関すること。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
班名：各消防署警備隊【班長：各消防署長】	
分掌事務	○ 住民の避難誘導に関すること。 ○ 災害の予防警戒、救助・救急及び鎮圧等現場活動に関すること。 ○ 災害の情報収集及び被害調査報告に関すること。 ○ 消防施設の災害対策に関すること。 ○ 災害時における行方不明者の捜索に関すること。 ○ 現場指揮本部の設置に関すること。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
●対策計画：第4節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関係機関】 1. 避難誘導（消防局・消防団、警察）	
●対策計画：第12節 交通応急対策計画 【陸上自衛隊、長崎県、長崎県警察、土木部、消防局】 1. 交通規制実施要領：消防吏員の措置命令及び措置（警察官がいない場合に限り、消防緊急通行車両の円滑な通行確保の措置命令又は自ら移動等の措置可能）	
●対策計画：第17節 水防計画 【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】 1. 水防機関（消防局及び消防団）：相互連絡により水災被害軽減にあたる 2. 水防警報等に伴う活動：河川等巡視、出動、警戒出動、水防巡視 3. 決壊の通報	
●対策計画：第19節 消防活動計画 【消防局】 1. 現場指揮本部の設置	
●対策計画：第20節 救急業務計画 【消防局】 1. 出動救急隊の編成：別掲 2. 救急隊の任務：医療機関及び救護所への搬送、被災状況等報告、応急救護等	
班名：各消防団警備隊【班長：消防団長】	
分掌事務	○ 住民の避難誘導に関すること。 ○ 消防団の出動に関すること。 ○ 災害の予防警戒、救助及び鎮圧等現場活動に関すること。 ○ 災害の情報収集及び報告に関すること。 ○ 災害時における行方不明者の捜索に関すること。
●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制	
●対策計画：第3節 災害広報計画 【総務部、市民生活部、消防局、防災危機管理局】 1. 市民等に対する情報提供：消防局職員・団員による広報車による広報	
●対策計画：第4節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関係機関】 1. 避難誘導（消防局・消防団、警察）	

●対策計画：第17節 水防計画 【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】 1. 水防機関（消防局及び消防団）：相互連絡により水災被害軽減にあたる 2. 水防警報等に伴う活動：河川等巡視、出動、警戒出動、水防巡視 3. 決壊の通報
●対策計画：第20節 救急業務計画 【消防局】 1. 消防団の任務：救急救助支援、現場警戒及び避難誘導、負傷者搬送等

■議会事務局 災害対策体制

災害警戒本部	第1段階：－	第2段階：－
災害対策本部	第1配備：課長補佐以上	第2配備：主査以上 第3配備：全職員

対策部名：議会対策部【部長：議会事務局長】	
班名：議会班【班長：議会運営課長】	
分掌事務	○ 議員への情報提供に關すること。 ○ 議員からの情報収集に關すること。 ○ 議員の安否情報に關すること。
	●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制
	●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保

備考

- 1 災害発生初期においては、人命救助・生命の安全を最優先するものとする。
- 2 次長職は副本部長又は各対策部長の指示した事務を行うものとする。
- 3 理事及び副理事並びに課かいに所属しない主幹及び副主幹は、各対策部長の指示した事務を行うものとする。
- 4 災害対策本部編成に記載のない課かい（準課かい）の職員は、所属する施設の災害対策を行うものとする。
- 5 災害現場において、動員の必要が生じた場合は、分掌事務にかかわらず副本部長又は各対策部長の指示に従うものとする。
- 6 災害警戒本部又は災害対策本部等の設置にかかわらず、分掌事務に掲げる事務処理が必要となった場合は、該当対策部及び対策班が対応する。

第2節 通信及び情報収集伝達計画 【防災危機管理局・長崎県・NTT西日本】

大災害発生後は、まず被害規模等の情報の収集伝達を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備し、あわせて人命の救助・救急・医療・消火活動を進めなければならない。被害情報や関係機関が実施する活動情報は効果的な応急対策を実施するうえで不可欠である。

ここでは、災害発生時における各機関との情報伝達・相互連絡について計画する。

1 佐世保市防災行政無線

佐世保市全域に防災行政無線を用い情報伝達を行う。

2 長崎県防災行政無線

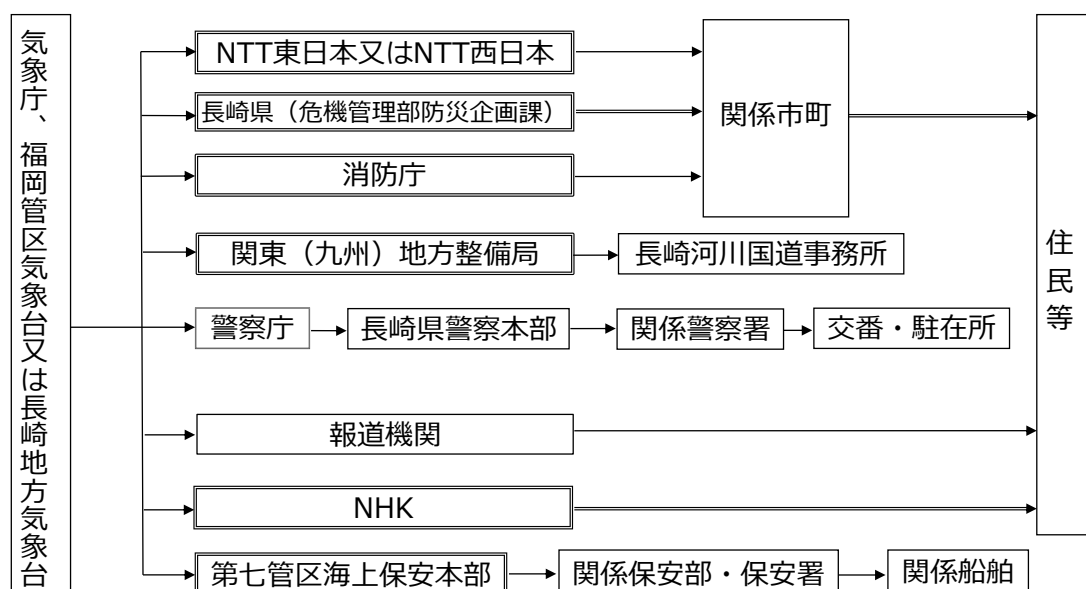
長崎県災害対策本部及び災害対策地方本部等との情報伝達通信を行う。

3 非常無線通信体制

加入電話が使用できず、防災行政無線にも障害が発生し、使用不能になった場合には、九州地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する無線通信設備を使用して、災害に関する通信を確保するものとする。

4 気象警報の伝達系統図

気象警報等の伝達系統図



注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注2）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注3）気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほか、気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ提供。

5 被害報告の要領

(1) 総合被害報告等の基準

被害状況等の報告にあたって、大体次に掲げる事項に該当する場合に通報する。

- ア 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- ウ 災害に対し、国・県の財政的援助を要すると思われるもの
- エ 災害が当初に軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがあるもの
- オ その他とくに報告の指示があったもの

(2) 被害報告の要領

- ア 被害時の報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、全体の被害状況が判明してからの報告では、災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず、災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともに、災害に対してとられた措置を報告するものとする。
- イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き原則として、電話等をもって行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行うものとする。
- ウ 被害報告は、災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。

(3) 被害の認定基準

ア 人的被害

- (ア) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔意金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (イ) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (ウ) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (エ) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。

イ 住家被害

- (ア) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (イ) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再利用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (ウ) 「半壊」とは、住家がその居住のため基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用することができる程度の

もので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合の20%以上50%未満のものとする。

(エ) 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床上浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

(オ) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

(カ) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

ウ 非住家被害

(ア) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(イ) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎・公民館・公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(ウ) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫・土蔵・車庫等の建物とする。

(エ) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

エ その他

(ア) 「田の流失・埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

(イ) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(ウ) 「畑の流失・埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(エ) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

(オ) 「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(カ) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川・運河等に上に架設された橋とする。

(キ) 「河川」とは、河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防・護岸・水利・床上その他の施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(ク) 「港湾」とは、港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

(ケ) 「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(コ) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(サ) 「鉄道不通」とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

- (シ) 「船舶被害」とは、櫓権のみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (ス) 「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
- (セ) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (ソ) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (タ) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (チ) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀または石塀の個所数とする。
- (ツ) 「り災世帯」とは、災害により全壊・半壊および床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
- 例えば、寄宿舍・下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子・夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (テ) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

(4) 被害報告等の種別

報告の種別等は次の表のとおりとする。

災害対策基本法第53条及び同法施行令第21条による。

種別	様式	摘要
災害概況即報	別紙様式 1	災害（人的被害または住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
被害状況報告	別紙様式 2	市本部から地方本部への報告様式である。 原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については省略することができる。
	別紙様式 3	災害対策地方本部から県本部への報告様式である。
事業別被害報告		他の法令または通達に基づき、市町村長が知事に対して行うものである。

別紙様式 1

(災害概況即報)

										報告日時		年 月 日 時 分			
										都道府県					
										市町村 (消防本部名)					
										報告者名					
消防庁受信者氏名															
災害名										(第 報)					
災害の概況	発生場所									発生日時		月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟	
		うち 災害関連死者		人		半壊				棟	床下浸水		棟		
		不明		人	軽傷		人		一部損壊		棟	未分類		棟	
		119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)						(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、												
	自衛隊派遣要請の状況														
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

別紙様式 2

被害状況報告

(市町→地方本部)

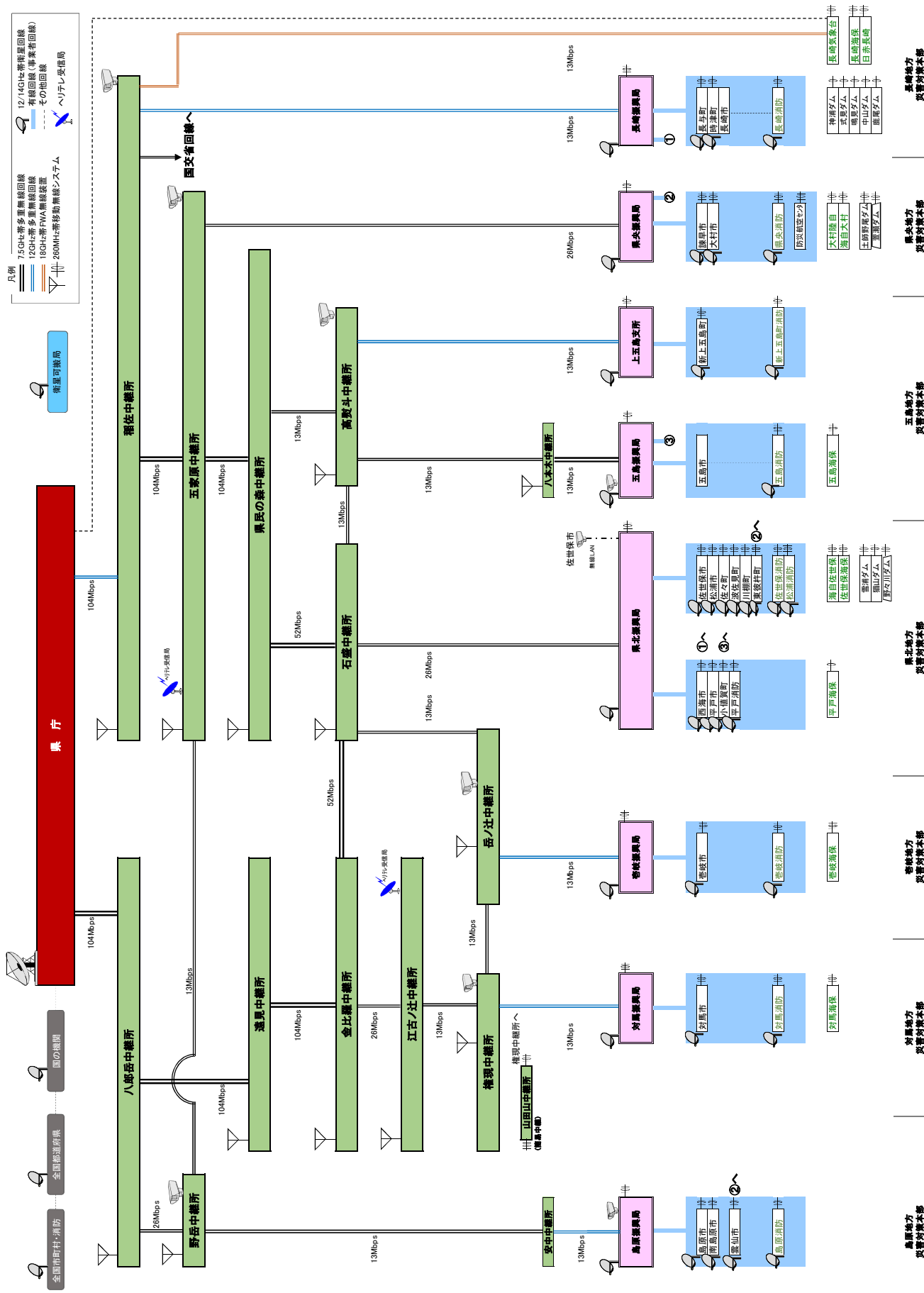
市町名		月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在
報告者名		即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定
区	分	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害
人的被害	死者	1 人												
	行方不明者	2 人												
	負傷者	3 人												
	重傷 軽傷	4 人												
住家被害	全壊	5 棟												
		6 世帯												
		7 人												
	半壊	8 棟												
		9 世帯												
		10 人												
	一部破損	11 棟												
		12 世帯												
	床上浸水	13 棟												
		14 世帯												
床下浸水	15 棟													
		16 世帯												
		17 人												
計	18 棟													
	19 世帯													
	20 千円													
非住家	公共建物	21 棟												
	その他	22 棟												
その他	田	流出・埋没	23 ha											
	畑	冠水	24 ha											
		流出・埋没	25 ha											
	その他	冠水	26 ha											
		学校	27 箇所											
		病院	28 箇所											
		道路	29 箇所											
		橋りょう	30 箇所											
		河川	31 箇所											
		港湾	32 箇所											
		砂防	33 箇所											
		清掃施設	34 箇所											
		産くずれ	35 箇所											
		鉄道不通	36 箇所											
		被害船舶	37 隻											
		水道	38 戸											
		電話	39 回線											
		電気	40 戸											
ガス		41 戸												
ブロック塀等	42 箇所													
り災世帯数	43 世帯													
り災者数	44 人													
火災発生	建物	45 件												
	危険物	46 件												
	その他	47 件												
公立文教施設	48 千円													
農林水産業施設	49 千円													
公共土木施設	50 千円													
その他の公共施設	51 千円													
小計	52 千円													
公共施設被害市町村数	53 団体													
その他	農産被害	54 千円												
	林業被害	55 千円												
	畜産被害	56 千円												
	水産被害	57 千円												
	商工被害	58 千円												
その他	59 千円													
被害総額	60 千円													
災害対策本部	設置													
	解散													
災害救助法適用														
消防職員出動延人数	人													
消防団員出動延人数	人													

被害状況報告

速報
確定月 日 時 分現在
(地方本部→県本部)

地方本部 ()

市町村名			被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害
区分			被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害
人的被害	死者	1 人												
	行方不明者	2 人												
	負傷者	3 人												
	重傷 軽傷	4 人												
住家被害	全壊	5 棟												
		6 世帯												
		7 人												
	半壊	8 棟												
		9 世帯												
		10 人												
	一部破損	11 棟												
		12 世帯												
		13 人												
	床上浸水	14 棟												
		15 世帯												
		16 人												
床下浸水	17 棟													
	18 世帯													
	19 人													
計	20 千円													
非住家	公共建物	21 棟												
	その他	22 棟												
その他の被害	田	流出・埋没	23 ha											
		冠水	24 ha											
	畑	流出・埋没	25 ha											
		冠水	26 ha											
	学 校	27 箇所												
	病 院	28 箇所												
	道 路	29 箇所												
	橋りょう	30 箇所												
	河 川	31 箇所												
	港 湾	32 箇所												
	砂 防	33 箇所												
	清掃施設	34 箇所												
	産くずれ	35 箇所												
	鉄道不通	36 箇所												
	被害船舶	37 隻												
	水 道	38 戸												
	電 話	39 回線												
	電 気	40 戸												
ガ ス	41 戸													
ブロック塀等	42 箇所													
り災世帯数	43 世帯													
り災者数	44 人													
火災発生	建 物	45 件												
	危 険 物	46 件												
	そ の 他	47 件												
公立文教施設	48 千円													
農林水産業施設	49 千円													
公共土木施設	50 千円													
その他の公共施設	51 千円													
小 計	52 千円													
公共施設被害市町村数	53 団体													
その他の被害	農産被害	54 千円												
	林業被害	55 千円												
	畜産被害	56 千円												
	水産被害	57 千円												
	商工被害	58 千円												
そ の 他	59 千円													
被害総額	60 千円													
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	
災害救助法適用		月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	
消防職員出動延人数		人												
消防団員出動延人数		人												



長崎県防災行政無線回線系統図

NTT西日本における通信の確保

1 通信サービス確保の基本方針

電気通信施設に災害等が発生した場合は、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信施設の被害状況に応じ、下記の復旧順位を参考として適切な措置をもって復旧に努める。

『復旧順位』

(第1順位) 気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関・通信の確保に直接関係のある機関・電力の供給に直接関係のある機関。

(第2順位) ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関・選挙管理機関・預貯金業務を行う金融機関・新聞社・通信社・放送事業者・第1順位以外の国又は地方公共団体。

(第3順位) 第1順位・第2順位に該当しないもの。

2 防災対策機器

ポータブル衛星

(1) 目的

災害及び異常故障により通信が途絶した場合に早急に回線を作成し、通信の確保を行うことを目的とする。

(2) 使用方法

ア 作成する回線

(ア) 特設公衆電話

(イ) 臨時電話回線

(ウ) INS回線

イ 常設場所

ポータブル衛星 NTTフィールドテクノ長崎設備部

フィールドサービスセンタ長崎ユニット

連絡先：NTTフィールドテクノ長崎設備部

エリアマネジメント部門 エリアマネジメント担当 095-893-8059

第3節 災害広報計画

【総務部・市民生活部・消防局・防災危機管理局】

災害広報計画は、報道機関に対する情報発表と直接市民等に対する広報活動を行うための計画である。

1 報道機関に対する情報提供

災害対策本部又は災害警戒本部が設置された場合、広報担当班は各班と緊密な連絡を取り、災害の状況等を速やかに報道機関に連絡するものとする。

2 市民等に対する情報提供

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害対策本部又は災害警戒本部は、下記の要領によるものとする。

- (1) 同報系防災行政無線による屋外拡声子局及び戸別受信機への一斉放送を行い、市民等への情報提供を行う。
- (2) 報道機関による広報及び消防職員・団員による広報車での広報、ホームページや民間SNS、テレビのデータ放送等による情報発信を適宜行い、市民等への情報提供を行う。
なお、FMさせぼについては、災害緊急放送に関する協定により、本市域に災害（定義による）が発生し又は発生のおそれがある場合に他の放送に優先して臨時放送を行うことができるため、有効に活用する。
- (3) 地域の防災拠点である支所・コミュニティセンター連絡網により町内会長等へ連絡・協力依頼し、町内会等が屋外拡声器を設置している場合は、それを活用してもらうなどして、市民等への情報提供を行う。
- (4) 上記(1)～(3)の情報提供において避難等の指示が必要になった場合、第3編第1章第4節「避難計画」に基づき、特に指示を徹底する。
- (5) 災害情報配信サービス、消防情報配信サービスの登録を推進する。

3 災害時の流言ひ語対策

災害が発生すると交通マヒ、有線通信の途絶、停電による放送の中絶などによって、民心が必要以上に不安と焦燥にかられ、真相がつかめないために流言ひ語が飛び、デマが発生しやすいので、住民に対して短時間の内に的確に被害状況や対策の状況等を知らせることが大切である。

4 災害記録

災害の状況を写真等に記録し、広報活動の資料とする。

第4節 避難計画

【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関連機関】

災害が発生し、又は発生するおそれがある危険地域の居住者、滞在者、その他の者の生命、身体の安全を確保するための計画とする。

1 避難の指示等

(1)対象及び措置等

状況	指示者	対象	措置
(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において人の生命、身体、財産を災害から保護し、災害の拡大防止を図るため特に必要な場合 (基本法第60条、第61条)	ア 市長 (知事に報告) イ 警察官、海上保安官 (市長に通知)	必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者	ア 立退きの指示 イ 屋内での退避指示
(2) 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (水防法第29条)	水防管理者（市長） (管轄警察署長に通知)	必要と認める区域の居住者	立退きの指示

(参考) その他の災害関係法規に基づく指示権者

- ※1 水防法第29条に基づく知事、知事の命を受けた県職員
- ※2 地すべり等防止法第25条に基づく知事、その命を受けた事務員
- ※3 警察官職務執行法第4条に基づく警察官
- ※4 自衛隊法第94条に基づく自衛官

(2)避難情報の種別

避難情報	状況	住民等が取るべき行動
高齢者等避難	災害のおそれあり	<u>危険な場所から高齢者等は避難</u> ア 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する存在又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 イ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

避難指示	災害のおそれ高い	<u>危険な場所から全員避難</u> ア 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保	災害発生又は切迫	<u>命の危険 直ちに安全確保</u> ア 立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

2 避難の指示の基準

各種災害発生の状況は、気象、地象、水象条件により異なるが、避難指示の基準は次のとおりとし、危険が切迫する前に余裕を持って避難できるよう避難指示を行うよう努めるとともに、必要に応じて自主避難を促すものとする。

なお、避難指示の詳細な基準については、別途定めるものとする。

(1) 発令の基準

ア 知事等関係機関から豪雨、台風、地震、津波等に関する予報又は警報の通知を受け、危険地域の避難を要すると判断されるとき。

イ 市長が豪雨、台風、地震、津波等災害に関する注意報若しくは警報を知り、又は警報を発令し、危険地域の避難を要すると判断されるとき。

ウ 指定河川の水位が氾濫危険水位に達し、さらに増水が予想され、水位情報等から総合的に判断し、洪水の起こるおそれが非常に高いとき。指定河川以外の河川については、指定河川の場合に準じ、洪水の起こるおそれが予想される段階に至ったとき。

エ 地すべり、がけ崩れ、土石流等の土砂災害については、土砂災害警戒情報や補足情報、前兆現象や災害状況などを総合的に判断して災害発生危険が非常に高いとき。

オ 上流地域で河川災害が発生したため、その下流地域で災害発生のおそれがあるとき。

カ 火災が風下に拡大する恐れがあるとき。

キ その他の自然的、人為的な災害により人の生命又は身体に被害を受けるおそれがあるとき。

(2) 避難の種別及び発令責任者

種別	発令責任者	状況
事前避難	市長	災害発生のおそれがあり、事前避難の必要がある地域に対して、県その他関係機関の意見を聞いて発令する。

緊急避難	市長 市長において立退きの指示ができないとき又はそのいとまがないと認めるときは、消防長は市長の権限を代行することができる。 ただし、この場合速やかに市長に報告しなければならない。	災害発生による危険が切迫し、緊急に避難の必要がある地域に対して発令する。
収容避難	市長	避難後において、その避難所が更に危険な状態になったため、他の安全な場所に集団で緊急避難させる必要がある場合に発令する。

3 避難の指示の伝達

(1) 伝達方法

ア 警報の伝達は、第1表の伝達系統による。

イ 避難警報は、防災行政無線によるサイレン及び放送、警鐘による信号、有線放送、テレビ、ラジオによる放送又は消防車、広報車による広報等によって関係者に周知徹底する。

ウ その他状況に応じ消防職員・団員を派遣し、携帯マイク等によって戸別毎に警報の周知徹底を期する。

(2) 伝達事項

ア 警報等の伝達は、関係住民に正確かつ迅速に伝達するとともに、避難すべき事態その他必要な事項を簡潔に理解させなければならない。

イ 主な伝達内容は次のとおりとする。

(ア) 予想される災害及び避難立退きの理由

(イ) 避難場所及び避難経路

(ウ) 避難時の留意事項

(3) 避難信号

避難信号は、次のとおりとする。

種別	サイレン信号	
高齢者等避難	チャイム	音声
避難指示	サイレン	音声
緊急安全確保	サイレン	音声
備考	収容避難は口頭指示とする。 信号継続時間は適宜とする。	

4 避難の誘導

- (1) 避難者の誘導は、消防職員・団員が中心となり、警察官等と緊密な連絡体制のもとに安全かつ迅速に行うこと。
- (2) 避難場所に誘導する場合は、万全の安全を考えてその地域の実情に応じ、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。
 - ア 暴風の場合は、できるだけ山かげや堅ろうな建物にそって経路を選ぶようにする。
 - イ 豪雨の場合は、がけ下や低地帯、災害発生のおそれのある場所はできるだけさけるようにする。
- (3) 避難立退きは避難者が各個に行うことを原則とするが、自力により立退不可能の場合は担架、車両、船艇等によって移送及び輸送を行う。

5 避難の順位

- (1) 避難の順位はいかなる場合においても乳幼児、一人暮らしの高齢者、ねたきりの高齢者、病人、身体障がい者等の避難行動要支援者を優先して行うものとする。

なお、これらの者に対しては、早めの自主的な避難を呼びかけるものとする。
- (2) 地域的避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内の住居者の避難を優先するものとする。

6 避難所等の指定

災害時に住民の生命及び身体の安全を確保するため、下記のとおり指定し、住民に周知する。

(1) 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない公園等の場所又は施設を、洪水、津波等の災害の種類ごとに指定する。

指定基準は、次のとおりとする。

ア 災害対策基本法施行令に定める基準に適合するもの

イ 公園等オープンスペースについては、一定の広さを有するもの（概ね 1,000 m²以上）。

(2) 指定避難所（長期）

被災者が一定期間滞在する場として、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、コミュニティセンターや学校等の公共施設を指定する。

ア 指定基準

災害対策基本法施行令に定める基準に適合するもの。

イ 指定緊急避難場所との関係

指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

(3) 避難所等の周知

指定緊急避難場所及び指定避難所等について、避難者が迅速かつ確実に避難できるよう防災マップの作成、避難所表示板の整備、ホームページへの掲載等により、平素から周知に努めるものとする。

(4) 福祉避難所

一般の避難所では生活することが困難な避難行動要支援者等が、状態に応じて安心して生活できることを目的とし、福祉施設等の一部を協定に基づき指定する。

(5) その他

町内公民館等については、避難所として開設の必要があれば、町内公民館長等の代表者と協議し、当該災害の特性を勘案のうえ、安全性の確保に十分配慮を行い開設するものとする。

7 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

ア 施設等の避難所については、災害種別・規模・状況に応じて、適宜選定し開設する。

イ 施設等に避難所を開設した場合は、当該避難所に市の職員（避難所運営責任者及び運営要員）を置き運営にあたる。

ウ 避難所運営責任者及び運営要員は自治会、消防職（団）、警察官と緊密な連絡体制のもとに避難者の収容及び対策本部との連絡にあたる。

(2) 避難所の運営

ア 避難所運営責任者及び運営要員は、避難者の不安又は二次的災害を防止するため避難所の安全管理に万全を期するものとする。

イ 避難所運営責任者及び運営要員は災害対策本部との連絡調整を行うとともに、避難所における物資の供給、生活環境の確保、その他避難生活に関わる状況について記録し、関係者で共有するよう努める。

ウ 避難者等の協力を得つつ、負傷者、災害による遺児、要支援者の所在把握に努め、必要な保健福祉サービスが受けられるように連絡調整を行う。

エ 避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営の手引（マニュアル）を作成し、避難所の運営基準や取組方法を明確にしておくものとする。

オ 避難所となる施設管理者は、平時より避難者の安全確保のための施設管理及び避難所運営に必要な資機材管理への協力を行うものとする。

カ 被災者が一定期間滞在する避難所の運営にあたっては、関係職員、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに、避難者の良好な生活環境が確保されるよう努めるものとする。また、運営方針決定に女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。

キ 市は、災害の発生時において、N T T西日本の協力の下、被災者等の通信の確保を目的として、事前に設置している特設公衆電話の利用を開始する。

(3) 避難所の感染症対策

避難所におけるインフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行拡大を防止するため、以下の点に留意して感染症対策に努めるものとする。

ア 発災した災害や避難者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、可能な限り多くの避難所開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

イ 避難者の健康状態の確認については、保健福祉対策部と適切な対応を事前に検討しておくとともに、「避難所開設時における感染症対策マニュアル」の内容も参考として、避難所到着時に実施する。また、避難生活開始後も定期的に避難者の健康状態を確認する。

ウ 避難者や、避難所運営に関わるスタッフは、頻繁に流水と石鹸を用いた手洗いや、手指消毒を行うとともに、咳エチケット等の基本的な感染防止対策を徹底する。

エ 避難所内では、密閉・密集・密接の3条件に該当しないよう配慮し、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。

オ 避難所における複数の人の手が触れる場所・物品等の清掃消毒については、定期的に洗浄、消毒するなど、避難所の衛生環境を可能な限り整える。

カ 避難中、発熱等の症状が出た者に対する専用スペースを確保する。また、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレの確保に努める。その際、専用のスペースやトイレまでの動線については、一般の避難者と分けるよう努める。

(4) 避難者名簿の作成

避難所運営責任者及び運営要員は避難所に避難した被災者の氏名、性別、支援の必要性の有無等を把握し、避難者名簿を作成する。

(5) 安否情報の提供

被災者の安否に関する情報について照会があったときは、災害対策基本法第86条の15の規定に基づき、安否情報を回答することができるものとする。この場合においては、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

8 避難所に収容する者の範囲

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者
- (3) 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

9 避難の事前準備と留意事項

(1) 事前準備

ア 火気の取扱いに常に注意し、避難に際しては必ず火気その他危険物の始末を完全に行うこと。

イ 台風期には、風水害に備えて家屋の補強を行い、浸水の予想される場合には、家財を高所に移動させること。

ウ 会社、工場等にあつては、平素綿密な防災計画を樹立し、これに基づく万全の準備を行うこと。

エ 浸水による油脂類の流出防止、カーバイト、生石灰、放射性物質等危険物の安全管理及び電気、ガス等の保安措置を講じておくこと。

オ 病院、福祉施設及び宿泊施設等多数の者を収容している施設にあつては、平素綿密な計画を樹立し、消防その他関係機関との連絡のもとに訓練を実施し、避難体制の万全を期すること。

(2) 避難時の留意事項

ア 避難にあつては食糧、水筒、手袋、チリ紙、必要最小限度の着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ等携帯すること。

イ 服装は軽装とし、素足をさけ、必ず帽子・頭巾等をつけ、大量の荷物は持ち出さないこと。

10 学校等の避難対策

引率者は、校長の指示を的確に把握して、校舎配置別又は学年別を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。

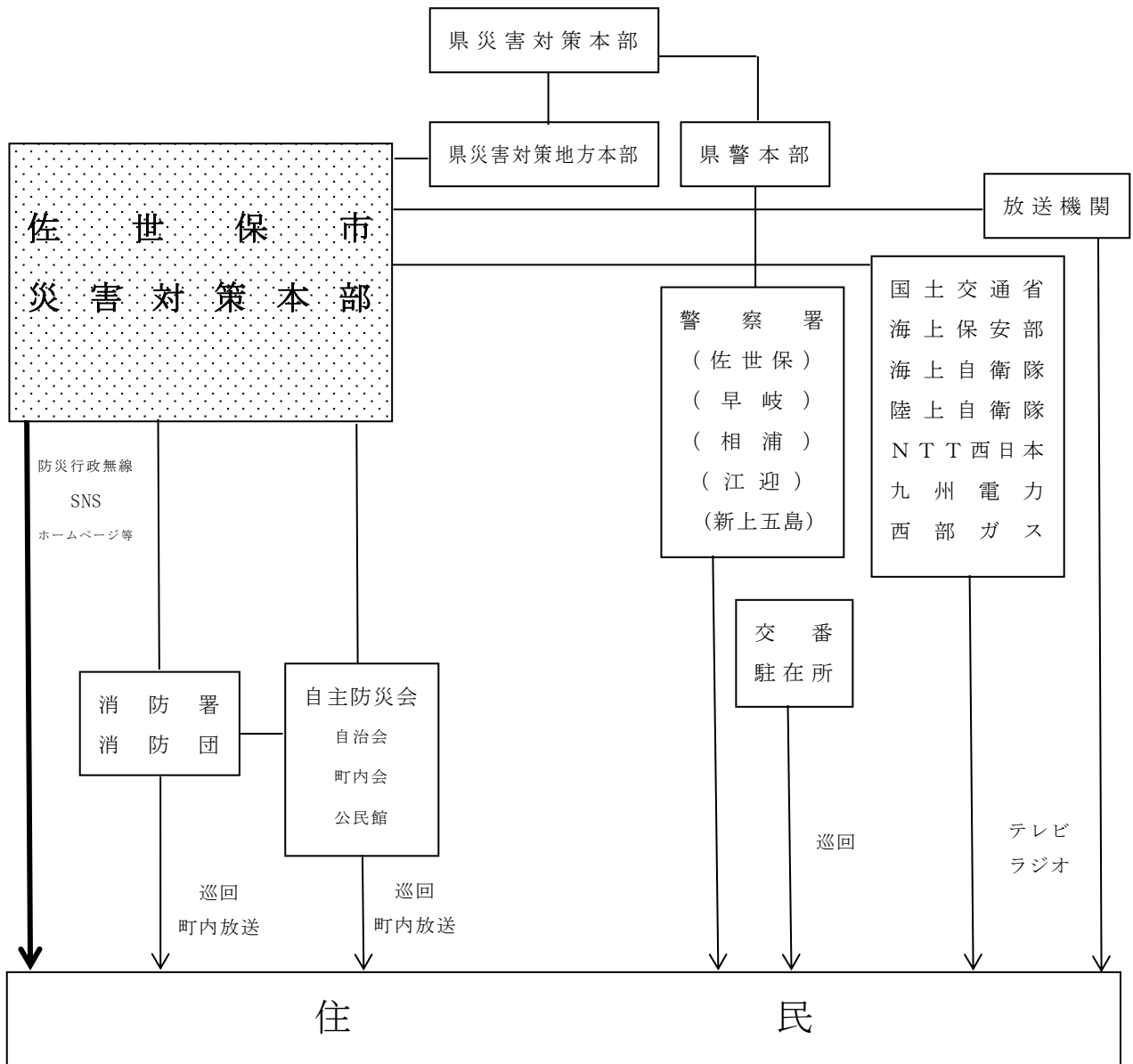
11 船舶の避難対策

- (1) 船舶の避難対策については、海上保安部で行う。
- (2) 船舶の避難を必要とする場合は、海上保安部において早急に関係者に対して安全な海域に避難するよう周知・指導を行い、荒天準備の指導と避難状況を把握する。
- (3) 佐世保港長は、特に必要があると認めるときは、特定港（佐世保港）内に停泊する船舶に移動を命ずる。

12 避難所以外の避難者への対応

車中泊避難者や避難所に滞在することができない在宅避難者など避難場所以外の避難者に対しても、食糧・物資等の提供や情報の提供など必要な支援に努めるとともに、車中泊の避難者に対しては、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

第1表 災害情報・警報伝達系統図



第2表 避難場所一覧表

(1) 指定緊急避難場所(124箇所)

災害種別：地震・津波・大規模火災

①公園

番号	名称	位置	面積 (ha)	津波
1	須佐公園	須佐町 57	0.42	
2	妙見公園	高梨町 446	0.23	
3	勝富公園	勝富町 1000-9	0.16	
4	島瀬公園	島瀬町 1000-14	0.39	×
5	松浦公園	松浦町 1000-5	0.30	×
6	新公園	光月町 1000-9	1.10	
7	佐世保公園	平瀬町 13	4.10	×
8	烏帽子岳高原リゾートスポーツの里	烏帽子町 128	20.90	
9	松山公園	松山町 300-2 外	0.60	
10	中央公園	谷郷町、八幡町外 6 町	13.70	
11	浜田公園	浜田町 1000-5	0.24	×
12	比良公園	比良町 1000-5	0.21	
13	木場田公園	木場田町 1000-6	0.18	
14	梅田公園	梅田町 166-1	0.37	
15	春日公園	春日町 318	0.23	
16	春日第二公園	春日町 476-2	0.48	
17	桜木公園	桜木町 694-1	0.19	
18	桜木やまんだ公園	桜木町 918-6	0.15	
19	大黒公園	大黒町 62-6	0.16	
20	東公園	東山町 182-1	1.10	
21	天神公園※	天神町 1131	3.70	
22	干尽公園	干尽町 6-21	12.60	
23	東浜公園	東浜町 10-2	1.10	
24	大宮公園	稲荷町 190	0.18	
25	稲荷公園	稲荷町 165-8	0.35	
26	神島公園	神島町 99-1	0.27	
27	琴平公園	御船町 370-1	0.25	
28	赤崎公園	赤崎町 857	0.16	
29	赤崎台第一公園	赤崎町 1450-1	0.29	
30	鹿子前園地	鹿子前町 918-1	うち 9.0	×
31	小島公園	小島町 167-1	0.24	
32	泉水田公園	赤崎町 630	0.21	
33	船越第二公園	下船越町 306-3	0.65	×
34	長坂公園	長坂町 662-1	0.22	
35	俵ヶ浦公園	俵ヶ浦町 623-1	0.12	
36	三川内山公園	三川内町 1092-1	0.50	
37	平松公園	桑木場町 1840-1	0.38	
38	江永公園	江永町 610-1	0.32	
39	三川内運動広場	三川内町 987	0.46	
40	テクノパーク第一公園	三川内新町 1-20 外	0.93	
41	三川内中央運動公園	三川内本町 380-1	4.40	
42	汐見台第一公園	有福町 4169-68	0.19	
43	汐見台第四公園	有福町 4149-31	0.51	×
44	有福第一公園	有福町 589-2	0.26	
45	江上公園	指方町 2230-2	0.14	×
46	東明公園	江上町 926-3	0.56	×

番号	名称	位置	面積 (ha)	津波
47	岩下公園	指方町 3788-141	0.17	×
48	枇杷坂公園	指方町 766-5	0.29	×
49	西海橋公園	針尾東町 2678 外	12.60	
50	大崎公園	針尾北町 2157-9	5.00	
51	浦頭引揚記念平和公園	針尾北町 824 外	3.30	
52	小森公園	広田一丁目 129	0.21	×
53	崎岡第一公園	広田三丁目 396	0.23	×
54	崎岡西公園	崎岡町 971-1	0.22	×
55	広田公園	広田三丁目 119	1.00	
56	早岐公園	早岐一丁目 377-1	0.25	×
57	花高中央公園	花高三丁目 98-11	0.90	
58	花高第一公園	花高一丁目 269-9	0.26	
59	花高第二公園	花高三丁目 20-3	0.25	
60	花高第三公園	花高四丁目 110-142	0.32	
61	権常寺公園	権常寺一丁目 20	0.20	×
62	陣の内公園	陣の内町 883	0.34	
63	若竹台中央公園	若竹台町 312	0.56	
64	若竹台北公園	若竹台町 265	0.13	
65	早苗公園	早苗町 771	0.41	
66	黒髪第一公園	黒髪町 6361-1	0.30	
67	黒髪第二公園	黒髪町 4899-116	0.16	
68	椿ヶ丘公園	黒髪町 6233-3	0.18	
69	白岳公園	白岳町 104	0.19	×
70	大岳台第二公園	大岳台町 2-389	0.21	
71	大岳台第三公園	大岳台町 2-605	0.93	
72	陽光台第一公園	大塔町 648-187	0.18	
73	日字ヶ丘第二公園	日字町 2810-255	0.19	
74	上木場公園	黒髪町 2406	0.33	
75	大塔公園	大塔町 2394-9	1.80	×
76	卸本町第二公園	卸本町 174	0.45	
77	もみじが丘中央公園	もみじが丘町 2	2.90	
78	もみじが丘第一公園	もみじが丘町 28-1	0.11	
79	もみじが丘第三公園	もみじが丘町 47-60	0.16	
80	もみじが丘第四公園	もみじが丘町 6-4	0.18	
81	ひうみの丘公園	大和町 545-1	0.24	
82	ひうみ第一公園	ひうみ町 1879 番 24 外	0.24	
83	ひうみ第二公園	ひうみ町 1 番 250 外	0.19	
84	ひうみ第四公園	ひうみ町 304 番 233 外	0.18	
85	ひうみ第五公園	ひうみ町 1474 番 20 外	0.14	
86	池野公園	大野町 166-3	0.35	
87	矢峰公園	矢峰町 100-2	0.19	
88	瀬戸越公園	瀬戸越三丁目 1666-4	0.24	
89	眼鏡岩公園	瀬戸越町 1266-1	1.10	
90	楠木公園	楠木町 619	0.25	
91	知見寺公園	知見寺町 1143-2 外	0.16	
92	日野東公園	日野町 80-1	0.17	
93	日野第二公園	日野町 52-176	0.10	
94	星和第一公園	星和台町 1460-332	0.14	
95	大潟公園	大潟町 135	0.21	
96	美崎が丘第二公園	大潟町 254-46	0.28	
97	棚方中央公園	棚方町 675	0.41	

番号	名称	位置	面積 (ha)	津波
98	棚方第一公園	棚方町 405-122	0.19	
99	棚方第三公園	棚方町 424-223	0.33	
100	真申中央公園	棚方町 207-21	0.42	×
101	上相浦公園	新田町 67-4	0.12	×
102	新田公園	新田町 403-7	0.19	
103	浅子公園	浅子町 188-14	0.18	×
104	吉岡第二公園	吉岡町 1023-1	0.52	
105	野中東公園	野中町 560 外	0.70	
106	桧台第一公園	上本山町 1-460	0.33	
107	桧台第二公園	上本山町 1-465	0.18	
108	下宇戸公園	下宇戸町 802-1	1.01	
109	牧の岳公園	吉井町前岳 158-1	3.00	
110	吉井親水公園	吉井町立石 227-3	0.24	
111	板山公園	世知原町上野原 2395-7 外	2.30	
112	古里公園	宇久町本飯良 1307	0.75	
113	エビスが丘中央公園	宇久町平 2253	1.60	
114	宇久町総合公園	宇久町小浜 3096-48 外	8.50	
115	冷水岳園地	小佐々町矢岳 1618-12 外	7.94	
116	江迎中央公園	江迎町長坂 320	0.86	
117	岩下公園	江迎町田ノ元 1008-6	0.68	
118	猪調公園	江迎町猪調 1312	0.16	
119	高岩公園	江迎町北平 3-10	0.20	
120	才木公園	江迎町末橘 1206-1	2.70	
121	白岳自然公園	江迎町奥川内 253-6	18.10	
122	戸石川公園	鹿町町深江 553-10	0.33	
123	明星公園	鹿町町上歌ヶ浦 219-2	0.40	
124	長串山公園	鹿町町長串 174-12 外	18.50	

※天神公園は工事のため令和12年3月末まで使用中止（予定）

②その他のオープンスペース

番号	名称	位置	面積 (ha)	津波
1	西海国立公園九十九島動植物園(駐車場)	船越町 2172	0.53	
2	北部ふれあいスポーツ広場	原分町 1578	1.82	
3	旧庵浦小学校	庵浦町 1446	0.53	×
4	旧俵浦小学校	俵ヶ浦町 442	0.35	

(2) 指定緊急避難場所兼避難所(145箇所)

屋内 災害種別:土砂災害・洪水

屋外 災害種別:地震・津波・大規模火災

【災害種別欄の記号の見方】

×… 災害発生の危険性があるため、当該災害においては使用しない緊急避難場所

洪水	×	浸水想定区域内
土砂	△	土砂災害警戒区域に全部または一部が含まれる緊急避難場所
土砂	×	土砂災害特別警戒区域内
津波	×	津波災害警戒区域内

①コミュニティセンター(36箇所)

No	施設・場所名	住所	電話	標高 (m)	施設 区分	災害種別			面積 (㎡)	想定収容人数(人) (屋外)2㎡/人 (屋内通常時)3㎡/人 (屋内感染症禍)6㎡/人
						洪水	土砂	津波		
1	まちなかコミュニティセンター	常盤町6-1	24-5571	3.0	建物	×	○	×	713	(屋内通常時) 230 (屋内感染症禍) 110
2	早岐地区コミュニティセンター	早岐一丁目6-38	38-0336	2.8	建物 体育室	×	○	×	1,087	(屋内通常時) 360 (屋内感染症禍) 180
3	早岐地区コミュニティセンター 花高体育室	花高3丁目98-11		42.8	体育室	○	×	○	437	(屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70
4	相浦地区コミュニティセンター	川下町209-5	47-5775	0.8	建物	×	○	×	1,628	(屋内通常時) 540 (屋内感染症禍) 270
5	日宇地区コミュニティセンター	日宇町675-2	33-0564	9.5	建物	○	△	○	462	(屋内通常時) 150 (屋内感染症禍) 70
6	日宇地区コミュニティセンター 体育室	もみじが丘町42-1		75.7	体育室	○	○	○	583	(屋内通常時) 190 (屋内感染症禍) 90
7	三川内地区コミュニティセン ター	三川内本町289-1	30-7545	26.3	建物	○	△	○	755	(屋内通常時) 250 (屋内感染症禍) 120
8	三川内地区コミュニティセン ター体育室	三川内本町358-1		27.9	建物	×	△	○	384	(屋内通常時) 120 (屋内感染症禍) 60
9	大野地区コミュニティセンター	田原町13-29	49-6589	62.3	建物 体育室	○	△	○	1,107	(屋内通常時) 360 (屋内感染症禍) 180
10	宮地区コミュニティセンター	城間町345	59-2676	4.0	建物	×	△	○	359	(屋内通常時) 110 (屋内感染症禍) 50
11	宮地区コミュニティセンター 体育室	萩坂町1782-1		4.0	体育室	×	△	○	474	(屋内通常時) 150 (屋内感染症禍) 70
12	針尾地区コミュニティセンター	針尾中町1538-5	58-3884	44.5	建物	○	○	○	377	(屋内通常時) 120 (屋内感染症禍) 60
13	針尾地区コミュニティセンター 体育室	針尾北町756		16.3	体育室	○	○	○	509	(屋内通常時) 160 (屋内感染症禍) 80
14	柚木地区コミュニティセンター	柚木町2088-2	46-1031	132.9	建物	○	△	○	341	(屋内通常時) 110 (屋内感染症禍) 50
15	柚木地区コミュニティセンター 体育室	柚木町1434-1		122.8	体育室	×	△	○	429	(屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70
16	中里皆瀬地区コミュニティセン ター	上本山町1228-1	40-7135	29.3	建物 体育室	×	△	○	1,035	(屋内通常時) 340 (屋内感染症禍) 170
17	南地区コミュニティセンター	稲荷町2-5	33-7144	12.0	建物 体育室	○	○	○	828	(屋内通常時) 270 (屋内感染症禍) 130
18	江上地区コミュニティセンター	指方町1759	58-4638	2.1	建物	○	△	×	639	(屋内通常時) 210 (屋内感染症禍) 100
19	江上地区コミュニティセンター 体育室	有福町827		11.7	体育室	○	△	○	438	(屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70
20	中部地区コミュニティセンター	光月町6-17	25-2360	6.2	建物	○	△	○	417	(屋内通常時) 130 (屋内感染症禍) 60
21	西地区コミュニティセンター	金比良町1-7	24-3711	25.7	建物	○	△	○	1,058	(屋内通常時) 350 (屋内感染症禍) 170
22	九十九地区コミュニティセン ター	下船越町306-7	28-0216	2.6	建物	○	△	×	275	(屋内通常時) 90 (屋内感染症禍) 40
23	北地区コミュニティセンター	春日町18-9	25-6552	63.3	建物	○	△	○	319	(屋内通常時) 100 (屋内感染症禍) 50
24	黒島地区コミュニティセンター	黒島町3175	56-2765	74.8	建物	○	○	○	173	(屋内通常時) 50 (屋内感染症禍) 20
25	広田地区コミュニティセンター	重尾町63	39-2737	8.6	建物	×	△	○	501	(屋内通常時) 160 (屋内感染症禍) 80

No	施設・場所名	住所	電話	標高 (m)	施設 区分	災害種別			面積 (㎡)	想定収容人数(人) (屋外)2㎡/人 (屋内通常時)3㎡/人 (屋内感染症禍)6㎡/人
						洪水	土砂	津波		
26	山澄地区コミュニティセンター	潮見町14-14	31-2045	16.2	建物	○	○	○	610	(屋内通常時) 200 (屋内感染症禍) 100
27	愛宕地区コミュニティセンター	赤崎町596-26	28-7822	51.3	建物	○	△	○	467	(屋内通常時) 150 (屋内感染症禍) 70
28	吉井地区コミュニティセンター	吉井町立石473	64-2100	39.3	建物	×	△	○	457	(屋内通常時) 150 (屋内感染症禍) 70
29	吉井地区コミュニティセンター 吉田乃館	吉井町田原625-1		131.0	駐車場	○	△	○	750	(屋外) 370
					建物	○	△	○	282	(屋内通常時) 90 (屋内感染症禍) 40
30	世知原地区コミュニティセンター	世知原町栗迎246-1	76-2516	141.8	建物	○	△	○	560	(屋内通常時) 180 (屋内感染症禍) 90
31	宇久地区コミュニティセンター	宇久町平2691	0959 57-2607	11.8	建物	○	○	○	388	(屋内通常時) 120 (屋内感染症禍) 60
32	小佐々地区コミュニティセンター	小佐々町西川内172-3	68-3228	47.3	建物	○	○	○	524	(屋内通常時) 170 (屋内感染症禍) 80
33	江迎地区コミュニティセンター	江迎町長坂263	66-2175	3.0	建物	×	○	○	357	(屋内通常時) 110 (屋内感染症禍) 50
34	鹿町地区コミュニティセンター	鹿町町下歌ヶ浦8-37	77-5251	5.3	建物	○	△	○	879	(屋内通常時) 290 (屋内感染症禍) 140
35	清水地区コミュニティセンター	保立町12-31	76-7333	40.5	建物	○	△	○	521	(屋内通常時) 170 (屋内感染症禍) 80
36	崎辺地区コミュニティセンター	十郎新町3-7	27-2170	72.0	建物	○	△	○	446	(屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70

②小学校(44箇所)

1	宮小学校	荻坂町1715	(校長室) 59-2014 (職員室) 59-2122	7.6	運動場	○	△	○	6,846	(屋外) 3,420
					校舎	○	△	○	504	(屋内通常時) 160 (屋内感染症禍) 80
					体育館	○	×	○	623	(屋内通常時) 200 (屋内感染症禍) 100
2	三川内小学校	口の尾町698	(校長室) 30-7841 (職員室) 30-8200	41.6	運動場	○	△	○	9,500	(屋外) 4,750
					校舎	○	△	○	507	(屋内通常時) 160 (屋内感染症禍) 80
					体育館	○	△	○	697	(屋内通常時) 230 (屋内感染症禍) 110
3	広田小学校	広田一丁目25-4	(校長室) 38-2065 (職員室) 38-2076	7.0	運動場	○	○	○	5,898	(屋外) 2,940
					校舎	○	○	○	1,565	(屋内通常時) 520 (屋内感染症禍) 260
					体育館	○	○	○	810	(屋内通常時) 270 (屋内感染症禍) 130
4	花高小学校	花高三丁目4-1	(校長室) 38-5109 (職員室) 38-8814	24.2	運動場	○	△	○	13,745	(屋外) 6,870
					校舎	○	△	○	1,139	(屋内通常時) 370 (屋内感染症禍) 180
					体育館	○	○	○	876	(屋内通常時) 290 (屋内感染症禍) 140
5	早岐小学校	早岐二丁目32-12	(校長室) 38-3376 (職員室) 38-3375	5.4	運動場	×	△	○	4,661	(屋外) 2,330
					校舎	×	×	○	1,242	(屋内通常時) 410 (屋内感染症禍) 200
					体育館	×	○	○	561	(屋内通常時) 180 (屋内感染症禍) 90
6	江上小学校	指方町2382	(校長室) 58-3248 (職員室) 58-2118	4.5	運動場	○	△	○	6,232	(屋外) 3,110
					校舎	○	△	○	770	(屋内通常時) 250 (屋内感染症禍) 120
					体育館	○	○	○	682	(屋内通常時) 220 (屋内感染症禍) 110
7	針尾小学校	針尾中町1863	(校長室) 58-2045 (職員室) 58-2013	50.6	運動場	○	△	○	3,522	(屋外) 1,760
					校舎	○	△	○	411	(屋内通常時) 130 (屋内感染症禍) 60
					体育館	○	△	○	439	(屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70
8	大塔小学校	もみじが丘町6745	(校長室) 33-8116 (職員室) 33-8125	49.2	運動場	○	△	○	8,781	(屋外) 4,390
					校舎	○	△	○	1,162	(屋内通常時) 380 (屋内感染症禍) 190
					体育館	○	○	○	748	(屋内通常時) 240 (屋内感染症禍) 120

No	施設・場所名	住所	電話	標高 (m)	施設 区分	災害種別			面積 (㎡)	想定収容人数(人) (屋外)2㎡/人 (屋内通常時)3㎡/人 (屋内感染症禍)6㎡/人
						洪水	土砂	津波		
9	黒髪小学校	黒髪町52-1	(校長室) 31-7016 (職員室) 31-7091	39.5	運動場	○	○	○	13,883	(屋外) 6,940
					校舎	○	△	○	990	(屋内通常時) 330 (屋内感染症禍) 160
					体育館	○	○	○	792	(屋内通常時) 260 (屋内感染症禍) 130
10	日宇小学校	日宇町284	(校長室) 31-6905 (職員室) 31-6904	71.2	運動場	○	△	○	6,449	(屋外) 3,220
					校舎	○	△	○	858	(屋内通常時) 280 (屋内感染症禍) 140
					体育館	○	△	○	708	(屋内通常時) 230 (屋内感染症禍) 110
11	天神小学校	天神一丁目11-13	(校長室) 31-7724 (職員室) 31-7722	102.3	運動場	○	△	○	5,831	(屋外) 2,910
					校舎	○	△	○	806	(屋内通常時) 260 (屋内感染症禍) 130
					体育館	○	×	○	720	(屋内通常時) 240 (屋内感染症禍) 120
12	港小学校	天神町1603	(校長室) 32-9164 (職員室) 32-9100	46.3	運動場	○	△	○	6,821	(屋外) 3,410
					校舎	○	△	○	764	(屋内通常時) 250 (屋内感染症禍) 120
					体育館	○	△	○	684	(屋内通常時) 220 (屋内感染症禍) 110
13	福石小学校	大宮町32-1	(校長室) 31-6524 (職員室) 31-5710	34.8	運動場	○	○	○	3,098	(屋外) 1,540
					校舎	○	○	○	610	(屋内通常時) 200 (屋内感染症禍) 100
					体育館	○	○	○	549	(屋内通常時) 180 (屋内感染症禍) 90
14	木風小学校	木風町180	(校長室) 31-5985 (職員室) 31-5984	90.2	運動場	○	△	○	5,732	(屋外) 2,860
					校舎	○	△	○	558	(屋内通常時) 180 (屋内感染症禍) 90
					体育館	○	△	○	680	(屋内通常時) 220 (屋内感染症禍) 110
15	潮見小学校	須田尾町19-44	(校長室) 31-8017 (職員室) 31-8016	63.3	運動場	○	△	○	5,117	(屋外) 2,550
					校舎	○	△	○	408	(屋内通常時) 130 (屋内感染症禍) 60
					体育館	○	△	○	439	(屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70
16	白南風小学校	山祇町387	(校長室) 31-7222 (職員室) 31-7221	92.0	運動場	○	△	○	5,191	(屋外) 2,590
					校舎	○	△	○	734	(屋内通常時) 240 (屋内感染症禍) 120
					体育館	○	△	○	696	(屋内通常時) 230 (屋内感染症禍) 110
17	小佐世保小学校	小佐世保町18-1	(校長室) 23-9305 (職員室) 25-6755	74.8	運動場	○	×	○	7,013	(屋外) 3,500
					校舎	○	△	○	613	(屋内通常時) 200 (屋内感染症禍) 100
					体育館	○	△	○	585	(屋内通常時) 190 (屋内感染症禍) 90
18	祇園小学校	祇園町18-18	(校長室) 24-5771 (職員室) 24-5770	23.2	運動場	○	×	○	6,149	(屋外) 3,070
					校舎	○	△	○	1,053	(屋内通常時) 350 (屋内感染症禍) 170
					体育館	○	△	○	696	(屋内通常時) 230 (屋内感染症禍) 110
19	山手小学校	山手町16-38	(校長室) 24-7448 (職員室) 24-7444	83.4	運動場	○	△	○	5,620	(屋外) 2,810
					校舎	○	△	○	432	(屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70
					体育館	○	△	○	561	(屋内通常時) 180 (屋内感染症禍) 90
20	春日小学校	瀬戸越三丁目19-1	(校長室) 23-9445 (職員室) 22-5362	83.5	運動場	○	△	○	16,789	(屋外) 8,390
					校舎	○	○	○	1,028	(屋内通常時) 340 (屋内感染症禍) 170
					体育館	○	△	○	910	(屋内通常時) 300 (屋内感染症禍) 150
21	清水小学校	保立町10-1	(校長室) 23-5531 (職員室) 22-4648	38.7	運動場	×	△	○	4,500	(屋外) 2,250
					校舎	○	△	○	795	(屋内通常時) 260 (屋内感染症禍) 130
					体育館	○	△	○	671	(屋内通常時) 220 (屋内感染症禍) 110

No	施設・場所名	住所	電話	標高 (m)	施設 区分	災害種別			面積 (㎡)	想定収容人数(人) (屋外)2㎡/人 (屋内通常時)3㎡/人 (屋内感染症禍)6㎡/人
						洪水	土砂	津波		
22	大久保小学校	東大久保町9-10	(校長室) 25-2669 (職員室) 22-4034	62.1	運動場	×	△	○	4,695	(屋外) 2,340
					校舎	×	△	○	423	(屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70
					体育館	×	△	○	612	(屋内通常時) 200 (屋内感染症禍) 100
23	金比良小学校	金比良町1-5	(校長室) 25-8719 (職員室) 22-8300	15.3	運動場	○	○	○	7,727	(屋外) 3,860
					校舎	○	○	○	542	(屋内通常時) 180 (屋内感染症禍) 90
					体育館	○	○	○	741	(屋内通常時) 240 (屋内感染症禍) 120
24	赤崎小学校	鹿子前町330	(校長室) 28-0310 (職員室) 28-5543	31.0	運動場	○	×	○	6,920	(屋外) 3,460
					校舎	○	○	○	764	(屋内通常時) 250 (屋内感染症禍) 120
					体育館	○	○	○	696	(屋内通常時) 230 (屋内感染症禍) 110
25	船越小学校	船越町759	(校長室) 28-5786 (職員室) 28-0050	39.6	運動場	○	△	○	3,818	(屋外) 1,900
					校舎	○	△	○	423	(屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70
					体育館	○	△	○	429	(屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70
26	日野小学校	日野町1308	(校長室) 28-4326 (職員室) 28-4358	2.3	運動場	×	△	×	10,998	(屋外) 5,490
					校舎	○	△	○	1,058	(屋内通常時) 350 (屋内感染症禍) 170
					体育館	○	△	○	634	(屋内通常時) 210 (屋内感染症禍) 100
27	相浦小学校	上相浦町3-9	(校長室) 47-2145 (職員室) 47-2144	3.3	運動場	×	○	×	8,697	(屋外) 4,340
					校舎	×	○	○	1,027	(屋内通常時) 340 (屋内感染症禍) 170
					体育館	×	○	○	800	(屋内通常時) 260 (屋内感染症禍) 130
28	相浦小学校高島分校	高島町336	47-3786	23.7	運動場	○	△	○	4,851	(屋外) 2,420
					校舎	○	×	○	78	(屋内通常時) 20 (屋内感染症禍) 10
					体育館	○	△	○	365	(屋内通常時) 120 (屋内感染症禍) 60
29	相浦西小学校	相浦町794	(校長室) 47-6611 (職員室) 47-6610	36.9	運動場	○	○	○	16,437	(屋外) 8,210
					校舎	○	△	○	1,167	(屋内通常時) 380 (屋内感染症禍) 190
					体育館	○	○	○	608	(屋内通常時) 200 (屋内感染症禍) 100
30	相浦西小学校大崎分校	大湊町467	47-2719	38.7	運動場	○	×	○	6,448	(屋外) 3,220
					校舎	○	○	○	194	(屋内通常時) 60 (屋内感染症禍) 30
					体育館	○	○	○	374	(屋内通常時) 120 (屋内感染症禍) 60
31	中里小学校	中里町356	(校長室) 47-6738 (職員室) 47-2204	21.7	運動場	○	○	○	5,673	(屋外) 2,830
					校舎	○	○	○	1,002	(屋内通常時) 330 (屋内感染症禍) 160
					体育館	○	○	○	570	(屋内通常時) 190 (屋内感染症禍) 90
32	皆瀬小学校	皆瀬町207	(校長室) 49-9400 (職員室) 49-2039	37.0	運動場	○	△	○	6,837	(屋外) 3,410
					校舎	○	△	○	787	(屋内通常時) 260 (屋内感染症禍) 130
					体育館	○	△	○	696	(屋内通常時) 230 (屋内感染症禍) 110
33	大野小学校	原分町1	(校長室) 49-3112 (職員室) 49-3111	74.2	運動場	×	△	○	8,567	(屋外) 4,280
					校舎	×	△	○	1,396	(屋内通常時) 460 (屋内感染症禍) 230
					体育館	×	△	○	775	(屋内通常時) 250 (屋内感染症禍) 120
34	柚木小学校	上柚木町3204	(校長室) 46-0991 (職員室) 46-0009	212.6	運動場	○	△	○	5,776	(屋外) 2,880
					校舎	○	△	○	411	(屋内通常時) 130 (屋内感染症禍) 60
					体育館	○	△	○	661	(屋内通常時) 220 (屋内感染症禍) 110

No	施設・場所名	住所	電話	標高 (m)	施設 区分	災害種別			面積 (㎡)	想定収容人数(人) (屋外)2㎡/人 (屋内通常時)3㎡/人 (屋内感染症禍)6㎡/人
						洪水	土砂	津波		
35	吉井南小学校	吉井町前岳27-3	(校長室) 64-3506 (職員室) 64-3222	46.1	運動場	○	×	○	9,532	(屋外) 4,760
					校舎	○	△	○	528	(屋内通常時) 170 (屋内感染症禍) 80
					体育館	○	×	○	621	(屋内通常時) 200 (屋内感染症禍) 100
36	吉井北小学校	吉井町直谷1030	(校長室) 64-6501 (職員室) 64-2054	80.8	運動場	×	×	○	13,580	(屋外) 6,790
					校舎	×	×	○	379	(屋内通常時) 120 (屋内感染症禍) 60
					体育館	×	△	○	623	(屋内通常時) 200 (屋内感染症禍) 100
37	世知原小学校	世知原町栗迎194-1	(校長室) 78-2276 (職員室) 76-2014	149.9	運動場	○	△	○	6,534	(屋外) 3,260
					校舎	○	△	○	482	(屋内通常時) 160 (屋内感染症禍) 80
					体育館	○	△	○	640	(屋内通常時) 210 (屋内感染症禍) 100
38	宇久小学校	宇久町平2690	0959 (校長室) 57-3920 (職員室) 57-3141	14.4	運動場	○	○	○	4,804	(屋外) 2,400
					校舎	○	○	○	227	(屋内通常時) 70 (屋内感染症禍) 30
					体育館	○	○	○	694	(屋内通常時) 230 (屋内感染症禍) 110
39	小佐々小学校	小佐々町田原290-1	(校長室) 68-3387 (職員室) 68-2012	1.5	運動場	×	△	×	5,294	(屋外) 2,640
					校舎	×	△	×	467	(屋内通常時) 150 (屋内感染症禍) 70
					体育館	×	○	×	684	(屋内通常時) 220 (屋内感染症禍) 110
40	楠栖小学校	小佐々町楠泊526	(校長室) 69-2043 (職員室) 69-2513	9.0	運動場	○	△	○	6,081	(屋外) 3,040
					校舎	○	△	○	388	(屋内通常時) 120 (屋内感染症禍) 60
					体育館	○	△	○	714	(屋内通常時) 230 (屋内感染症禍) 110
41	江迎小学校	江迎町中尾126	(校長室) 65-3220 (職員室) 65-2031	10.7	運動場	○	△	○	11,113	(屋外) 5,550
					校舎	○	△	○	532	(屋内通常時) 170 (屋内感染症禍) 80
					体育館	○	△	○	644	(屋内通常時) 210 (屋内感染症禍) 100
42	猪調小学校	江迎町猪調1000	(校長室) 66-9401 (職員室) 66-9400	55.0	運動場	○	×	○	4,275	(屋外) 2,130
					校舎	○	△	○	525	(屋内通常時) 170 (屋内感染症禍) 80
					体育館	○	×	○	486	(屋内通常時) 160 (屋内感染症禍) 80
43	鹿町小学校	鹿町町深江730-1	(校長室) 65-2338 (職員室) 65-2050	38.7	運動場	○	△	○	8,770	(屋外) 4,380
					校舎	○	△	○	379	(屋内通常時) 120 (屋内感染症禍) 60
					体育館	○	△	○	640	(屋内通常時) 210 (屋内感染症禍) 100
44	歌浦小学校	鹿町町下歌ヶ浦791-11	(校長室) 77-5145 (職員室) 77-5146	2.3	運動場	×	△	×	13,390	(屋外) 6,690
					校舎	×	△	×	386	(屋内通常時) 120 (屋内感染症禍) 60
					体育館	×	△	×	517	(屋内通常時) 170 (屋内感染症禍) 80

③中学校(24箇所)

1	宮中学校	城間町338	(校長室) 59-2939 (職員室) 59-2054	3.1	運動場	×	△	○	7,588	(屋外) 3,790
					校舎	×	△	○	184	(屋内通常時) 60 (屋内感染症禍) 30
					体育館	×	△	○	865	(屋内通常時) 280 (屋内感染症禍) 140
2	三川内中学校	新行江町957	(校長室) 30-8447 (職員室) 30-8001	28.2	運動場	×	△	○	10,965	(屋外) 5,480
					校舎	×	△	○	252	(屋内通常時) 80 (屋内感染症禍) 40
					体育館	×	△	○	889	(屋内通常時) 290 (屋内感染症禍) 140
3	広田中学校	重尾町188	(校長室) 39-2848 (職員室) 39-2926	10.3	運動場	×	△	○	14,850	(屋外) 7,420
					校舎	×	△	○	756	(屋内通常時) 250 (屋内感染症禍) 120
					体育館	×	△	○	1,003	(屋内通常時) 330 (屋内感染症禍) 160

No	施設・場所名	住所	電話	標高 (m)	施設 区分	災害種別			面積 (㎡)	想定収容人数(人) (屋外)2㎡/人 (屋内通常時)3㎡/人 (屋内感染症禍)6㎡/人
						洪水	土砂	津波		
4	早岐中学校	陣の内町100	(校長室) 38-2166 (職員室) 38-2165	11.5	運動場	×	△	○	12,045	(屋外) 6,020
					校舎	×	△	○	1,182	(屋内通常時) 390 (屋内感染症禍) 190
					体育館	×	△	○	920	(屋内通常時) 300 (屋内感染症禍) 150
5	東明中学校	江上町814	(校長室) 58-3708 (職員室) 58-3937	5.6	運動場	○	△	○	14,589	(屋外) 7,290
					校舎	○	△	○	431	(屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70
					体育館	○	△	○	865	(屋内通常時) 280 (屋内感染症禍) 140
6	日宇中学校	日宇町2181	(校長室) 31-2256 (職員室) 31-2255	72.6	運動場	○	△	○	15,153	(屋外) 7,570
					校舎	○	△	○	1,116	(屋内通常時) 370 (屋内感染症禍) 180
					体育館	○	△	○	862	(屋内通常時) 280 (屋内感染症禍) 140
7	崎辺中学校	天神町1706	(校長室) 31-8533 (職員室) 31-8576	42.2	運動場	○	○	○	11,478	(屋外) 5,730
					校舎	○	○	○	492	(屋内通常時) 160 (屋内感染症禍) 80
					体育館	○	△	○	918	(屋内通常時) 300 (屋内感染症禍) 150
8	福石中学校	千尽町2-10	(校長室) 31-5786 (職員室) 31-5708	9.0	運動場	○	○	○	12,397	(屋外) 6,190
					校舎	○	○	○	409	(屋内通常時) 130 (屋内感染症禍) 60
					体育館	○	○	○	850	(屋内通常時) 280 (屋内感染症禍) 140
9	山澄中学校	須田尾町232	(校長室) 31-3439 (職員室) 31-3366	87.4	運動場	○	△	○	7,792	(屋外) 3,890
					校舎	○	△	○	616	(屋内通常時) 200 (屋内感染症禍) 100
					体育館	○	△	○	901	(屋内通常時) 300 (屋内感染症禍) 150
10	祇園中学校	祇園町14-12	(校長室) 24-8685 (職員室) 24-8686	21.8	運動場	○	△	○	15,490	(屋外) 7,740
					校舎	○	×	○	736	(屋内通常時) 240 (屋内感染症禍) 120
					体育館	○	△	○	792	(屋内通常時) 260 (屋内感染症禍) 130
11	清水中学校	万徳町9-7	(校長室) 24-8547 (職員室) 24-8483	18.5	運動場	×	△	○	15,786	(屋外) 7,890
					校舎	×	△	○	530	(屋内通常時) 170 (屋内感染症禍) 80
					体育館	×	△	○	838	(屋内通常時) 270 (屋内感染症禍) 130
12	光海中学校	金比良町1-15	(校長室) 22-2804 (職員室) 22-2468	5.4	運動場	○	○	○	7,603	(屋外) 3,800
					校舎	○	○	○	259	(屋内通常時) 80 (屋内感染症禍) 40
					体育館	○	○	○	865	(屋内通常時) 280 (屋内感染症禍) 140
13	愛宕中学校	赤崎町483-2	(校長室) 28-0117 (職員室) 28-0116	12.1	運動場	○	×	○	15,069	(屋外) 7,530
					校舎	○	△	○	406	(屋内通常時) 130 (屋内感染症禍) 60
					体育館	○	△	○	871	(屋内通常時) 290 (屋内感染症禍) 140
14	日野中学校	日野町2079	(校長室) 28-0188 (職員室) 28-0111	19.0	運動場	○	○	○	13,216	(屋外) 6,600
					校舎	○	○	○	642	(屋内通常時) 210 (屋内感染症禍) 100
					体育館	○	△	○	838	(屋内通常時) 270 (屋内感染症禍) 130
15	相浦中学校	川下町277	(校長室) 48-2523 (職員室) 48-2522	2.3	運動場	×	○	×	10,152	(屋外) 5,070
					校舎	×	○	×	844	(屋内通常時) 280 (屋内感染症禍) 140
					体育館	×	○	×	975	(屋内通常時) 320 (屋内感染症禍) 160
16	中里中学校	中里町905	(校長室) 47-3890 (職員室) 47-2217	30.9	運動場	×	△	○	11,521	(屋外) 5,760
					校舎	×	△	○	721	(屋内通常時) 240 (屋内感染症禍) 120
					体育館	×	×	○	744	(屋内通常時) 240 (屋内感染症禍) 120

No	施設・場所名	住所	電話	標高 (m)	施設 区分	災害種別			面積 (㎡)	想定収容人数(人) (屋外)2㎡/人 (屋内通常時)3㎡/人 (屋内感染症禍)6㎡/人
						洪水	土砂	津波		
17	大野中学校	松瀬町838	(校長室) 49-5420 (職員室) 49-5158	72.8	運動場	×	△	○	8,202	(屋外) 4,100
					校舎	×	△	○	974	(屋内通常時) 320 (屋内感染症禍) 160
					体育館	×	△	○	918	(屋内通常時) 300 (屋内感染症禍) 150
18	柚木中学校	柚木町2063	(校長室) 46-0082 (職員室) 46-0053	140.1	運動場	○	△	○	8,347	(屋外) 4,170
					校舎	○	△	○	308	(屋内通常時) 100 (屋内感染症禍) 50
					体育館	○	△	○	871	(屋内通常時) 290 (屋内感染症禍) 140
19	吉井中学校	吉井町前岳3-2	64-3245	37.9	運動場	×	△	○	13,918	(屋外) 6,950
					校舎	×	△	○	458	(屋内通常時) 150 (屋内感染症禍) 70
					体育館	×	△	○	800	(屋内通常時) 260 (屋内感染症禍) 130
20	世知原中学校	世知原町栗迎132-1	(校長室) 78-2249 (職員室) 76-2035	146.1	運動場	○	△	○	8,143	(屋外) 4,070
					校舎	○	△	○	258	(屋内通常時) 80 (屋内感染症禍) 40
					体育館	○	△	○	800	(屋内通常時) 260 (屋内感染症禍) 130
21	宇久中学校	宇久町平2303	0959 (校長室) 57-3921 (職員室) 57-2007	16.5	運動場	○	○	○	3,350	(屋外) 1,670
					校舎	○	○	○	160	(屋内通常時) 50 (屋内感染症禍) 20
					体育館	○	○	○	588	(屋内通常時) 190 (屋内感染症禍) 90
22	小佐々中学校	小佐々町西川内132	(校長室) 68-3388 (職員室) 68-3044	45.6	運動場	○	○	○	10,544	(屋外) 5,270
					校舎	○	○	○	417	(屋内通常時) 130 (屋内感染症禍) 60
					体育館	○	△	○	871	(屋内通常時) 290 (屋内感染症禍) 140
23	江迎中学校	江迎町乱橋584	(校長室) 65-2156 (職員室) 65-2155	11.5	運動場	×	○	○	18,531	(屋外) 9,260
					校舎	×	△	○	316	(屋内通常時) 100 (屋内感染症禍) 50
					体育館	×	△	○	1,015	(屋内通常時) 330 (屋内感染症禍) 160
24	鹿町中学校	鹿町町下歌ヶ浦1-16	(校長室) 77-4821 (職員室) 77-5121	14.2	運動場	○	○	○	14,792	(屋外) 7,390
					校舎	○	○	○	345	(屋内通常時) 110 (屋内感染症禍) 50
					体育館	○	○	○	957	(屋内通常時) 310 (屋内感染症禍) 150

④義務教育学校(2箇所)

1	黒島小中学校	黒島町2608-10	(校長室) 56-2763 (職員室) 56-2005	118.1	運動場	○	○	○	6,637	(屋外) 3,310
					校舎	○	○	○	210	(屋内通常時) 70 (屋内感染症禍) 30
					体育館	○	○	○	841	(屋内通常時) 280 (屋内感染症禍) 140
2	浅子小中学校	浅子町58	(校長室) 68-3577 (職員室) 68-2052	2.5	運動場	○	○	×	3,015	(屋外) 1,500
					校舎	○	△	○	231	(屋内通常時) 70 (屋内感染症禍) 30
					体育館	○	△	○	498	(屋内通常時) 160 (屋内感染症禍) 80

No	施設・場所名	住所	電話	標高 (m)	施設 区分	災害種別			面積 (㎡)	想定収容人数(人) (屋外)2㎡/人 (屋内通常時)3㎡/人 (屋内感染症禍)6㎡/人
						洪水	土砂	津波		

⑤高等学校(14箇所)

1	県立佐世保中央高等学校	梅田町10-14	22-7719	29.0	運動場	×	×	○	6,168	(屋外) 3,080
					体育館	×	△	○	1,709	(屋内通常時) 560 (屋内感染症禍) 280
2	県立佐世保南高等学校	日宇町2526	31-4373	17.5	運動場	○	△	○	22,673	(屋外) 11,330
					体育館	○	△	○	2,367	(屋内通常時) 780 (屋内感染症禍) 390
3	県立佐世保北中学校・佐世保北高等学校	八幡町6-31	22-5361	23.8	運動場	○	△	○	13,916	(屋外) 6,950
					体育館他	○	△	○	4,028	(屋内通常時) 1,340 (屋内感染症禍) 670
4	県立佐世保西高等学校	田原町130-1	49-2301	59.6	運動場	×	△	○	11,573	(屋外) 5,780
					体育館	×	△	○	2,662	(屋内通常時) 880 (屋内感染症禍) 440
5	県立佐世保商業高等学校	吉岡町863-3	49-3988	108.0	運動場	○	×	○	26,404	(屋外) 13,200
					体育館	○	△	○	1,808	(屋内通常時) 600 (屋内感染症禍) 300
6	県立佐世保工業高等学校	瀬戸越3丁目3-30	49-5684	68.0	運動場	×	△	○	32,228	(屋外) 16,110
					体育館	×	△	○	1,987	(屋内通常時) 660 (屋内感染症禍) 330
7	県立佐世保東翔高等学校	重尾町425-3	38-2196	56.3	運動場	○	△	○	28,422	(屋外) 14,210
					体育館他	○	△	○	2,284	(屋内通常時) 760 (屋内感染症禍) 380
8	県立宇久高等学校	宇久町平1042	0959 57-3155	14.1	運動場	○	○	○	8,332	(屋外) 4,160
					体育館	○	○	○	992	(屋内通常時) 330 (屋内感染症禍) 160
9	県立鹿町工業高等学校	鹿町町土肥ノ浦110	65-2539	1.5	運動場	×	△	×	24,200	(屋外) 12,100
					体育館	×	△	×	1,569	(屋内通常時) 520 (屋内感染症禍) 260
10	西海学園高等学校	春日町29-22	23-6161	80.2	運動場	○	×	○	26,078	(屋外) 13,030
					体育館	○	△	○	1,160	(屋内通常時) 380 (屋内感染症禍) 190
11	久田学園佐世保女子高等学校	比良町21-1	22-4349	69.9	運動場	○	△	○	13,242	(屋外) 6,620
					体育館	○	×	○	524	(屋内通常時) 170 (屋内感染症禍) 80
12	聖和女子学院高等学校	松山町495	22-7380	106.1	運動場	○	△	○	6,052	(屋外) 3,020
					体育館	○	△	○	2,080	(屋内通常時) 690 (屋内感染症禍) 340
13	九州文化学園高等学校	椎木町600	26-2323	13.6	運動場	○	○	○	6,499	(屋外) 3,240
					体育館	○	△	○	1,456	(屋内通常時) 480 (屋内感染症禍) 240
14	佐世保実業高等学校	母ヶ浦町888-1	48-8881	37.6	運動場	○	×	○	34,057	(屋外) 17,020
					体育館	○	△	○	3,640	(屋内通常時) 1,210 (屋内感染症禍) 600

⑥大学・その他学校(6箇所)

1	長崎県立大学佐世保校	川下町123	47-2191	2.4	運動場	×	○	×	28,400	(屋外) 14,200
					建物	×	○	×	8,208	(屋内通常時) 2,730 (屋内感染症禍) 1,360
2	長崎国際大学	ハウステンボス町2825-7	39-2020	1.5	運動場	○	△	×	47,377	(屋外) 23,680
					体育館	○	○	×	1,603	(屋内通常時) 530 (屋内感染症禍) 260
3	長崎短期大学	椎木町600	47-5566	13.5	運動場	○	○	○	1,804	(屋外) 900
					体育館	○	△	○	1,312	(屋内通常時) 430 (屋内感染症禍) 210
4	国立佐世保工業高等専門学校	沖新町1-1	34-8406	2.4	運動場	○	△	×	10,200	(屋外) 5,100
					体育館	○	△	×	1,550	(屋内通常時) 510 (屋内感染症禍) 250
5	県立ろう学校佐世保分教室	小舟町60	46-0881	118.5	運動場	×	△	○	10,692	(屋外) 5,340
					体育館	×	△	○	494	(屋内通常時) 160 (屋内感染症禍) 80
6	県立佐世保特別支援学校	竹辺町810	47-6474	6.7	運動場	×	△	○	10,961	(屋外) 5,480
					体育館	○	○	○	448	(屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70

No	施設・場所名	住所	電話	標高 (m)	施設 区分	災害種別			面積 (㎡)	想定収容人数(人) (屋外)2㎡/人 (屋内通常時)3㎡/人 (屋内感染症禍)6㎡/人
						洪水	土砂	津波		

⑦その他施設(19箇所)

1	体育文化館	光月町6-17	22-1522	10.4	屋外	○	△	○	3,008	(屋外) 1,500
					体育館	○	△	○	2,150	(屋内通常時) 710 (屋内感染症禍) 350
2	旧戸尾小学校跡	戸尾町5-1	25-9373	12.9	運動場	○	△	○	3,879	(屋外) 1,930
					体育館	○	△	○	558	(屋内通常時) 180 (屋内感染症禍) 90
3	九州文化学園小中学校	花園町10-1	37-8100	32.2	運動場	○	△	○	7,517	(屋外) 3,750
					体育館	○	×	○	685	(屋内通常時) 220 (屋内感染症禍) 110
4	県立佐世保青少年の天地	烏帽子町376	23-9616	466.6	運動場	○	△	○	10,000	(屋外) 5,000
					体育館	○	△	○	1,449	(屋内通常時) 480 (屋内感染症禍) 240
5	佐世保競輪場	干尽町2-5	31-4797	11.6	屋外	○	○	○	24,725	(屋外) 12,360
					建物	○	○	○	8,564	(屋内通常時) 2,850 (屋内感染症禍) 1,420
6	東部スポーツ広場	浦川内町無番地	39-5855	16.5	屋外	○	△	○	32,000	(屋外) 16,000
					体育館	○	○	○	1,961	(屋内通常時) 650 (屋内感染症禍) 320
7	総合グラウンド	椎木町無番地	47-2748	2.7	屋外	×	○	×	159,760	(屋外) 79,880
					体育館	×	○	×	789	(屋内通常時) 260 (屋内感染症禍) 130
8	総合教育センター	保立町12-31	76-7330	40.5	建物	○	△	○	2,848	(屋内通常時) 680 (屋内感染症禍) 340
9	県立武道館	熊野町90	22-2194	15.3	建物	○	×	○	1,406	(屋内通常時) 460 (屋内感染症禍) 230
10	三川内焼伝統産業会館	三川内本町343	30-8311	29.5	建物	○	△	○	749	(屋内通常時) 240 (屋内感染症禍) 120
11	日宇スポーツセンター	日宇町522-1	33-6669	19.2	体育館	○	△	○	648	(屋内通常時) 210 (屋内感染症禍) 100
12	小佐々スポーツセンター	小佐々町黒石523-1	68-3787	3.4	体育館	○	○	×	1,088	(屋内通常時) 360 (屋内感染症禍) 180
13	江迎地区文化会館	江迎町田ノ元265-1	73-7000	80.1	建物	○	△	○	2,143	(屋内通常時) 710 (屋内感染症禍) 350
14	道の駅「させぼくす 99」	愛宕町11	42-6077	14.3	駐車場	×	○	○	4,482	(屋外) 2,240
					建物	○	○	○	104	(屋内通常時) 30 (屋内感染症禍) 10
15	旧ポリテクセンター体育館	指方町692-1	55-8608	3.5	体育館	○	○	×	614	(屋内通常時) 200 (屋内感染症禍) 100
16	旧野崎中学校	野崎町2916		77.6	運動場	○	○	○	7,128	(屋外) 3,560
					体育館	○	○	○	464	(屋内通常時) 150 (屋内感染症禍) 70
17	佐世保拘置支所(鍛錬場)	浦川内町1	38-4211	37.8	駐車場	○	○	○	1,037	(屋外) 510
					建物	○	○	○	432	(屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70
18	デイサービスセンター老福荘	江迎町赤坂282-24	66-2607	34.3	建物	○	△	○	118	(屋内通常時) 30 (屋内感染症禍) 10
19	早岐児童センター	花高1丁目6-45	38-1152	30.8	建物	○	○	○	288	(屋内通常時) 90 (屋内感染症禍) 40
20	野崎町公民館	野崎町2931		84.8	建物	○	△	○	190	(屋内通常時) 60
										(屋内感染症禍) 30

屋内通常時 60,010

屋内感染症禍 29,530

洪水避難場所

「●」がついている施設は町内会等が自主的に開設・運営する避難所

相浦川

名 称	住 所	電話番号	避難対象区域（参考）
皆瀬小学校（体育館）	皆瀬町207	49-2039	皆瀬町・上本山町
佐世保商業高校	吉岡町863-3	49-3988	吉岡町
道の駅「させぼつくす 99」	愛宕町11	42-6077	愛宕町
中里小学校（体育館）	中里町356	47-2204	中里町、下本山町
県立佐世保特別支援学校 （体育館）	竹辺町810	47-6474	愛宕町・竹辺町・木宮町 上相浦町・新田町・川下町
九州文化学園高校（体育館）	椎木町600	26-2323	椎木町・母ヶ浦町
長崎短期大学（体育館）	椎木町600	47-5566	椎木町・母ヶ浦町・新田町
佐世保実業高校（体育館）	母ヶ浦町888-1	48-8881	椎木町・母ヶ浦町
日野小学校（体育館）	日野町1308	28-4358	日野町
日野中学校（体育館）	日野町2079	28-0111	日野町・椎木町
相浦西小学校（体育館）	相浦町794	47-6610	相浦町・大潟町・川下町
上本山一組公民館●	上本山町437	－	上本山町
竹辺町公民館●	竹辺町98	－	竹辺町・中里町
新田団地集会所●	新田町352	－	新田町
母ヶ浦町公民館●	母ヶ浦町163		母ヶ浦町
大潟町一組公民館●	大潟町135-11	47-4398	大潟町
美崎が丘公民館●	大潟町290-7	－	大潟町

宮村川

名 称	住 所	電話番号	避難対象区域（参考）
宮小学校（図書室）	萩坂町1715	59-2122	萩坂町・長畑町 南風崎町一区・南風崎町二区
清水公民館●	南風崎町2661-1		南風崎町一区
萩坂町公民館●	萩坂町668-3		萩坂町
奥山町公民館●	奥山町1654-3		奥山町
城間町集落センター●	城間町743、745		城間町
寺辺田公民館●	城間町302-5		城間町
茅原公民館●	長畑町39		長畑町（瑞穂住宅）
尾崎公民館●	長畑町496-1		長畑町
旧瀬道町公民館●	瀬道町1105-1		瀬道町

早岐川・小森川

《三川内地区》

名 称	住 所	電話番号	避難対象区域（参考）
三川内小学校	口の尾町698	30-8200	口の尾町、吉福町、横手町、江永町、木原町
三川内焼伝統産業会館	三川内本町343	30-8080	三川内本町、塩浸町、新行江町
三川内地区コミュニティセンター	三川内本町289-1	30-7545	
口の尾町公民館●	口の尾町251		口の尾町
新行江町今福東公民館●	新行江町1357-2		新行江町
牛石公民館●	新行江町526		
木原町公民館●	木原町1832		木原町
前平公民館●	木原町429		
桑木場西区公民館●	桑木場町2619-44		桑木場町、新替町
下の原公民館●	下の原町		下の原町

《広田地区》

名 称	住 所	電話番号	避難対象区域（参考）
広田小学校	広田1丁目25-4	38-2076	広田町、広田1丁目、広田2丁目、中原町、権常寺1丁目、権常寺町
県立佐世保東翔高等学校	重尾町425-3	38-2196	広田町、広田1丁目、広田2丁目
広田中学校	重尾町188	39-2926	広田町、広田1丁目、広田2丁目、権常寺1丁目、権常寺町
東部スポーツ広場	浦川内町無番地	39-5855	
中原町公民館●	中原町168		中原町

《早岐地区》

名 称	住 所	電話番号	避難対象区域（参考）
早岐児童センター	花高1丁目6-45	38-1152	早苗町
花高小学校	花高3丁目6-45	38-8814	早岐1丁目、権常寺町、花高4丁目、中原町、桑木場町、上原町、下の原町、新替町、権常寺1丁目
早苗町二組公民館●	早苗町208-2		早苗町
権常寺町公民館●	権常寺町1172		権常寺町
峰の前公民館●	権常寺町786-3		
梶ノ川公民館●	権常寺町522-1		

江迎川

名 称	住 所	電話番号	避難対象区域（参考）
鹿町小学校	鹿町町深江730-1	65-2050	深江・御堂・山手浦
江迎小学校	江迎町中尾126	65-2031	西江迎・東江迎・長坂 西岩崎・中尾
デイサービスセンター	江迎町赤坂282-24	66-2607	三浦・岩石・小川内住宅

老福荘			小川内・東岩崎・赤坂
猪調小学校（図書室）	江迎町猪調1000	66-9400	志戸氏・東ノ木・猪調 平野・丸尾・新丸尾・東丸尾
江迎地区文化会館	江迎町田ノ元265-1	73-7000	田ノ元・岩下

佐世保川

名 称	住 所	電話番号	避難対象区域（参考）
西海学園高等学校	春日町29-22	23-6161	横尾町・春日町・桜木町
北地区コミュニティセンター	春日町18-9	25-6552	
春日小学校	瀬戸越三丁目19-1	22-5362	
聖和女子学院高等学校	松山町495	22-7380	松山町・折橋町・花園町・ 名切町・俵町・宮田町
山手小学校	山手町16-38	24-7444	
総合教育センター	保立町12-31	76-7330	梅田町・保立町・石坂町・ 清水町・中通町・万徳町
清水小学校	保立町10-1	22-4648	
清水地区コミュニティセンター	保立町12-31	76-7333	
県立佐世保北高等学校	八幡町6-31	22-4105	城山町・八幡町・高砂町・天満 町・相生町・浜田町・谷郷町・ 福田町・木場田町・比良町
祇園中学校	祇園町14-12	24-8686	光月町・祇園町・高梨町
祇園小学校	祇園町18-18	24-5770	松浦町・常盤町・宮地町・熊野町
体育文化館	光月町6-17	22-1522	本島町・山県町・島瀬町・湊 町・栄町・島地町・上京町・ 下京町
中部地区コミュニティセンター	光月町6-17	25-2360	
旧戸尾小学校	戸尾町5-1	25-9373	塩浜町
金比良小学校	金比良町1-5	22-8300	比良町・東大久保町・ 西大久保町・園田町・上町・ 元町・浜田町・矢岳町
西地区コミュニティセンター	金比良町1-7	24-3711	
光海中学校	金比良町1-15	22-2468	
山澄地区コミュニティセンター	潮見町14-14	31-2045	三浦町・万津町・新港町・干尽町
松山町公会堂●	松山町571-2		松山町
東高梨町公民館●	高梨町22-2		高梨町
名切町公民館●	名切町14		名切町
中通町公会堂●	中通町473-2	25-2992	中通町
俵町公民館●	俵町5-20	24-7517	俵町
比良町2組公民館●	比良町16-25		比良町
福田町二組公民館●	福田町14-16		福田町

佐々川

名 称	住 所	電話番号	避難対象区域（参考）
小佐々地区コミュニティセンター	小佐々町西川内143-1	68-3228	黒石地区会、新田地区
小佐々スポーツセンター	小佐々町黒石523-1	68-3787	
小佐々小学校	小佐々町田原290-1	68-2012	

名 称	住 所	電話番号	避難対象区域（参考）
吉井南小学校	吉井町前岳27-3	64-3222	立石新町区・中立石区・西立石区・黒岩区・樋口区・東立石町内会・下橋川内町内会・御橋地区
吉井地区コミュニティセンター吉田乃館	吉井町田原625-1		下橋川内町内会・上橋川内区
世知原地区コミュニティセンター	世知原町栗迎246-1	76-2516	木浦原区・春日区・太田区 筥瀬区・栗迎2区・栗迎3区 栗迎4区町内会・栗迎7区町内会 かじか自治会・槍巻3区
世知原小学校	世知原町栗迎194-1	76-2014	
世知原小学校体育館			
世知原中学校	世知原町栗迎132	76-2035	
サンパーク 吉井●	吉井町吉元453	64-4060	樋口区・東立石町内会
吉元公民館●	吉井町吉元534-10		樋口区・東立石町内会・下橋川内町内会
権現町集会所●	世知原町槍巻413-1		かじか自治会・槍巻3区・槍巻2区
上野原営農集会所●	世知原町上野原1199-3		槍巻2区・上野原住宅区・槍巻1区・上野原区
槍巻集落センター●	世知原町槍巻264-2		

福祉避難所

	施設名	住所	電話
1	養護老人ホーム しかまち	鹿町町下歌ヶ浦109番地7	73-2500
2	養護老人ホーム 清風園	大和町898番地	31-6980
3	特別養護老人ホーム あいのうら	相浦町606番地 1	48-6001
4	特別養護老人ホーム あそかのもり	松瀬町1150番地	49-6070
5	特別養護老人ホーム 音羽の浜	東浜町123番地	33-0108
6	特別養護老人ホーム 海南荘	俵ヶ浦町210番地	28-3038
7	特別養護老人ホーム 啓寿園	宇久町平1904番地3	0959-57-3888
8	特別養護老人ホーム 佐世保福寿園	針尾西町267番地	58-2386
9	特別養護老人ホーム サンフラワー	吉井町直谷368番地6	64-4516
10	特別養護老人ホーム サンホーム江上	江上町4847番地6	58-3707
11	特別養護老人ホーム たけんの	岳野町107番地 1	49-2020
12	特別養護老人ホーム チューリップ	黒髪町3729番地2	20-8800
13	特別養護老人ホーム 白寿荘	鹿子前町904番地1	28-1181
14	特別養護老人ホーム 博仁荘	花高2丁目1番35号	39-1511
15	特別養護老人ホーム 花ぞ野	折橋町54番34号	29-3001
16	特別養護老人ホーム パールホーム	世知原町栗迎1番地	76-2315
17	地域密着型特別養護老人ホーム 日野の里 芙蓉	日野町1993番地1	76-7011
18	特別養護老人ホーム やまづみ荘	山祇町388番地	34-8000
19	小規模特別養護老人ホーム ゆうあいホーム横尾	横尾町2395番地1	59-8152
20	特別養護老人ホーム ゆずの里	上柚木町2515番地	46-0505
21	特別養護老人ホーム 黎明館	小佐々町西川内175番地 1	68-3550
22	特別養護老人ホーム 老福荘	江迎町赤坂282番地24	65-2607
23	ケアハウス あかりさき	赤崎町1042番地	28-1616
24	ケアハウス ガーデンハイツはいき	桑木場町159番地	30-8633
25	ケアハウス 天神ベイヒルズ	天神町1205番地5	33-8115
26	ケアハウス とうめい	江上町935番地1	58-4016
27	ケアハウス 光の子	上原町749番地1	39-3230
28	ケアハウスフォレスト 四季の里	柚木町2409番地	41-8585
29	介護老人保健施設 コスモス	上柚木町2515番地	46-0988
30	介護老人保健施設 サクラ	八幡町1番2号	23-1802
31	介護老人保健施設 サン	大和町30番地	33-7771
32	介護老人保健施設 松寿園	小佐世保町2番1号	26-0678
33	介護老人保健施設 すいざん荘	赤崎町74番地2	26-0555
34	介護老人保健施設 長寿苑	日宇町2835番地	32-3800
35	介護老人保健施設 つつじの郷	鹿町町下歌ヶ浦109番地1	73-2004
36	介護老人保健施設 ひまわり	指方町5040番地3	20-2100
37	障害者支援施設 赤木学園	赤木町549番地	24-1011
38	障害者支援施設 桜が丘学園	柚木町1279番地1	46-0123
39	障害者支援施設 佐世保祐生園	針尾西町267番地	58-2139

40	障害者支援施設 潤心	吉井町直谷372番地2	64-3741
41	障害者支援施設 白岳学園	江迎町奥川内300番地1	66-8433
42	障害者支援施設 にじいろ	大潟町50番地1	59-5552

※ 福祉避難所は、あくまでも2次避難所として位置付けており、コミュニティセンター等の1次避難所での生活が困難で、市が福祉避難所への入所が必要と判断した避難行動要支援者の受入れを、施設の設置者に要請。

第5節 食糧供給計画

【市民生活部・農林水産部・財務部】

災害により日常の食事に支障を生じた者及び災害応急対策に従事する者に対し、備蓄食糧の配布、炊出しその他の方法により必要な食糧の確保とその供給の安定を図るため、次のとおり計画する。

1 食糧供給を行う場合

災害救助法が適用され、あるいは災害救助法が適用されないが市長が必要と認めた場合は、災害箇所、被災内容、被災世帯数、被災人員により次の場合に実施する。

- (1) 避難所開設等により、被災者に給食を行う必要がある場合
- (2) 全市域的な災害により食品販売業者等が通常の販売を行うことができない場合
- (3) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

2 食糧の調達

食糧の調達先は、原則として財務対策部及び農林水産対策部等と協議して決定するものとするが、急を要する場合は、流通備蓄協定締結業者及び炊出し拠点の近隣又は学校給食納入指定業者、物品指名競争入札参加資格業者等から調達するものとする。

大規模災害により調達困難な場合又は災害救助法が発動された場合は、長崎県地域防災計画に基づき、供給を受けるものとする。

3 供給対象

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者

4 給食の方法

- (1) 食品の給与は、罹災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (2) 給食に際しては、実施責任者を定めるものとする。
- (3) 炊出しは原則として地区コミュニティセンターで行うものとし、地区の町内会等の協力が得られるよう協力体制の整備を図るものとする。
- (4) 災害時において市教育長が必要と認めた場合は、炊出し場所として学校の給食施設を使用することができるものとする。
- (5) 供給品目は、主食及び副食品とする。

5 備蓄

炊き出しが開始されるまでの初動対応として、必要最小限の食糧及び飲料水を市内及び離島（黒島、高島、宇久）に備蓄することとする。併せて、民間事業者と流通備蓄協定を締結し、優先的な物資供給を受ける体制づくりを行う。

6 期間

備蓄食糧の配布、炊出しその他の方法による食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とし、必要に応じて延長するものとする。

第6節 衣料、生活必需品その他物資供給計画

【市民生活部】

災害によって、日常生活に欠くことのできない衣料品及び必需品を喪失し、又はき損し、災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することができない状態にある者に対しては、一時の急場をしのご程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し応急的な保護の措置をとるものとする。

1 災害救助法の適用を受ける災害の場合

(1) 対象者

ア 災害により住家に被害を受けた者

住家の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水であって床下浸水又は非住家に被害を受けただけの者は対象としない。

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者で、日常生活を営むことが困難な者

ウ 被服寝具その他生活必需品がないため日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与又は貸与の方法及び品目

世帯構成員別被害状況等に基づき被害別及び世帯の構成員数に応じ被服、寝具、炊事用具など生活上必要な品目について、給与又は貸与するものとする。

2 災害救助法の適用を受ける災害の場合（本市の「災害弔慰金の支給等に関する条例」の適用を受けるもの）

(1) 対象者

ア 災害弔慰金

死亡した者の死亡当時における配偶者（内縁関係を含み、事実上離婚と同様の者を除く。）、子、父母、孫、祖父母に対し、災害弔慰金の支給を行う。ただし、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡していた者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して支給を行う。

イ 災害障害見舞金

災害による負傷、疾病が治ったときに、法に掲げる障がいがあるときは、災害見舞金の支給を行う。

(2) 支給の方法

ア 災害弔慰金（遺族の順位）

(ア) 死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(イ) 上記の場合、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順とする。

(ウ) 同順序の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

(3) 支給の基準

ア 災害弔慰金

(ア) 生計を主として維持していた者の死亡	500万円
(イ) その他の者の死亡	250万円

イ 災害障害見舞金

(ア) 生計を主として維持していた者の障がい	250万円
(イ) その他の者の障がい	125万円

3 被災者生活再建支援法の適用を受ける災害

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 自然災害の種類

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流、火砕流等

(2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令に該当する被害

イ これに準ずる被害

(ア) 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害

(イ) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害

(3) 対象者

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半数の補修を含む相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給限度額及び支給の対象となる経費

支援金の支給額は以下の2つの支給金の合計額

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害の程度	全壊、解体、長期避難 (対象世帯アイウに該当)	大規模半壊 (対象世帯エに該当)	中規模半壊 (対象世帯オに該当)
支給額	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)	なし

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸
全壊及び大規模半壊 支給額	200万円 (150万円)	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)
中規模半壊 支給額	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)	25万円 (18.75万円)

※ () 内は世帯人数が1人の世帯（以下「単身世帯」という。）

※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。

※ 特定長期避難世帯には、特例として、法で規定する額に70万円（単数世帯は57.5万円）を加算する。ただし、支援金額の合計は300万円（単数世帯は225万円）を超えることはできない。

4 長崎県・市町被災者生活再建支援制度の適用を受ける被害

自然災害により、住宅に著しい被害を受けたが国の被災者生活再建支援金の対象とならない世帯に対し、長崎県・市町被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 自然災害の種類

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流、火砕流等

(2) 対象となる自然災害

ア 長崎県又は隣接県（福岡県、熊本県、佐賀県）で国の被災者生活再建支援法が適用される自然災害

イ 長崎県又は隣接県（福岡県、熊本県、佐賀県）で災害救助法が適用される自然災害

(3) 対象者

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半数の補修を含む相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給限度額及び支給の対象となる経費

支援金の支給額は以下の2つの支給金の合計額

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害の程度	全壊、解体、長期避難 （対象世帯アイウに該当）	大規模半壊 （対象世帯エに該当）	中規模半壊 （対象世帯オに該当）
支給額	100万円（75万円）	50万円（37.5万円）	なし

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸
全壊及び大規模半壊 支給額	200万円（150万円）	100万円（75万円）	50万円（37.5万円）
中規模半壊 支給額	100万円（75万円）	50万円（37.5万円）	25万円 （18.75万円）

※ （ ）内は世帯人数が1人の世帯（以下「単数世帯」という。）

※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。

※ 加算支援金は、災害発生時において市内に引き続き居住する世帯の世帯主に限る。

5 災害救助法及び国、長崎県・市町被災者生活再建支援制度の適用を受けない場合

(1) 「佐世保市小災害見舞金支給要綱」による場合

ア 対象

火災、風水害、その他の自然災害による次の罹災者

(ア) 住家の全焼（壊）、全流失业帯

(イ) 住家の半焼（壊）、半流失业帯

(ウ) 水損及び床上浸水

(エ) 死者

(オ) 重傷者

(カ) 引越

(キ) 家賃

イ 見舞金の交付基準

(ア) 見舞金は、被災者に対し、次の区分により支給する。

被災区分	世帯区分	見舞金	寄宿舍等に居住
全焼・全壊・全流失	1人世帯	50,000円	1人につき5,000円
	1人増すごと	5,000円増額	
半焼・半壊・半流失	1人世帯	30,000円	1人につき3,000円
	1人増すごと	5,000円増額	
水損及び床上浸水	1世帯	20,000円	1人 2,000円

(イ) 重傷者（概ね1週間以上の入院者をいう。）に対しては、前項に定める金額のほかに1人につき10,000円の見舞金を支給する。

(ウ) 自然災害の発生により、法令に基づく立入制限、禁止、退去命令等または、これらに準ずる措置により避難した場合は次に定める見舞金を支給する。

- a 日常の生活の本拠を他に移したとき 100,000円を支給するものとし、世帯員が1人増す毎に5,000円を加算する。（ただし、一世帯につき1回限りとする。）
- b 他の市内の住居へ移転し、家賃を支払う必要が生じたとき。ただし、やむを得ない理由により市外の住居へ移転し市長が認める場合は対象とする。
持家の場合 25,000円（住居1戸につき1回限りとする）
借家の場合 15,000円（住居1戸につき1回限りとする）
- c 他の市内の住居へ移転し、1カ月分以上の家賃を支払う必要が生じたとき。ただし、やむを得ない理由により市外の住居へ移転し市長が認める場合は対象とする。
持家の場合 月額 25,000円（住居1戸につき支給する）
（2カ年を限度とする。ただし、月のうち16日以上は1月とする。）
借家の場合 月額 15,000円（住居1戸につき支給する）
（3カ月を限度とする。ただし、月のうち16日以上は1月とする。）

ウ 弔慰金

弔慰金は災害により死亡した場合、死者 1 人につき 70,000 円、ただし死亡者が主として生計を維持していた場合は 140,000 円を遺族又は葬祭を行う者に支給する。

エ 毛布等の支給等

住宅が全焼、全壊、流失、半焼、半流失及び著しい水損を受けたときは、その住居に居住している世帯に対し、1 人につき毛布 1 枚を支給する。なお、このほかに市長が特に必要と認める被災者に対して、寝具等を貸与又は支給する。

オ 被害程度の基準

(ア) 全焼（壊）、流失とは、住家の損壊（流失）若しくは流失部分の床面積が、その住家の延面積の 7 割以上に達した場合、又は損壊（焼失）若しくは流失の程度が 7 割に達しないが、改築しなければ再び住家として使用することができない程度のものをいう。

(イ) 半焼（壊）、半流失とは、住家の損壊又は流失した部分の延面積が、その住家の延面積の 2 割以上 7 割に達しない場合であって、その残存部分に補修を加えることによって、再び住家として使用できる程度のものをいう。

(ウ) 床上浸水とは、その住家の床上以上に浸水し、一時的に居住することができないものをいう。

(エ) 水損とは、防災活動のため住家が著しく水をかぶり、畳、衣類、寝具等が一時的に日常の用に供することができない場合をいう。

(2) その他からの救護措置

見舞金品の支給基準

機関名	被災区分	給付内容		
佐世保市社会福祉協議会		1 人～2 人	3 人～4 人	5 人以上
	全焼（壊）	10,000 円	15,000 円	20,000 円
	半焼（壊）	10,000 円	15,000 円	20,000 円
	水 損	床上浸水以上 5,000 円		
	死 亡	1 人につき 10,000 円		
長 崎 県 共 同 募 金 会	全焼（壊）	1 世帯につき 10,000 円		
	死 亡	1 人につき 10,000 円		

日本赤十字社長崎県支部	全焼（壊）	1人につき毛布1枚、日用品セット1組
	半焼（壊）	
	床上浸水	
長崎県児童救済基金	保護者の 死 亡	小・中・高校生、大学生等一人につき、年間 33,000円～ 371,000円の範囲内
	全焼（壊）	3～6歳の幼稚園、保育所等に通う児童、小・ 中・高校生、大学生等一人につき、35,000円 ～110,000円の範囲内

第7節 給水計画及び下水道応急対策計画

【水道局】

水道及び下水道防災計画

水道及び下水道の防災については、次の計画により災害を最小限に止めると共に水道水の確保について万全を期するものとする。

特に、水道施設及び下水道施設はライフラインとして重要な位置づけから、関連機関との密接な連絡を保ち、最短時間での復旧を行うものとする。

1 水道防災組織と機構

水道施設について災害の発生のおそれのあるときは、災害による影響を最小限に止めるとともに、円滑かつ迅速な対応を図るため、佐世保市災害対策本部の給水対策部を設置する。

（注）佐世保市災害対策本部の設置が無い場合は災害状況に応じて水道局内の対策本部を設置する。

2 水道

水道施設の損傷により給水が不能になった場合の応急給水については、水道局の「断水対策マニュアル」を基本として対応する。

(1) 断水規模の確定

水道施設の損傷又はそれに伴う断水の情報を得た時は、直ちに実地調査を行い、必要な情報を入手し、分析する。（災害発生場所、災害の状況、施設破損の状況、断水の区域、等）

(2) 給水復旧への対応

配水系統の損傷への対応は、可能な限り断水区域の縮小に努める。

取・導水系統施設（浄水する前の原水を河川やダムから取水し浄水場まで運ぶ施設）の損傷の場合は、可能であれば他の取水系統の選択取水にて対応する。また、旧市内においては南部水系と北部水系の配水系統の切り替えにて配水量を調整し対応する。

施設への損傷の対応は、給水の復旧を最優先として行う。ただし、復旧作業にあたっては作業の安全確保を第一とする。

また、「緊急支援業務に関する協定書」に基づき、佐世保管工事協同組合と連携して復旧作業に対応する。

(3) 給水車による応急給水の対応

既存施設の操作による応急給水が不可能であり、かつ、給水車による給水対応が必要な範囲が小規模な場合は、基本的に水道局配備の給水車で応急給水対応を行う。水道局配備の給水車のみでの対応が不可能な大規模災害の場合には、県等を通じ他自治体水道事業者への応援を依頼するとともに、災害規模によっては自衛隊の災害派遣を依頼する。

断水地域の人口等を基に、応急給水所に配置する給水車の配置計画を策定する。

給水車配置地域住民団体の責任者等と地域防災計画における避難場所を基本として状況に応じて給水箇所を選定し、応急給水を行う。

また、配水池への直接補水による対応が可能な場合は、給水車による配水池への浄水の直接運搬にて対応する。

(4) 広報対応

応急給水所の場所、応急給水時間及び復旧見込み等については、報道機関・広報車・

水道局H P等活用可能なあらゆる媒体を利用して広報を行う。

3 下水道

下水道管渠の災害についてはその管布設地区を監視し、復旧作業については必要に応じ佐世保管工事協同組合等の協力を要請するとともに、上水道と同時復旧を期す。

下水道の終末処理場、中継ポンプ場及びマンホールポンプ施設の防災計画は、次のとおりとする。

(1) 終末処理場

ア 24時間常駐体制の終末処理場（中部下水処理場）

イ 非常駐体制（夜間無人）の終末処理場（西部下水処理場・針尾下水処理場・江迎浄化センター）

下水処理場は、下水道の根幹を担う重要施設であり、主要な設備を電動機によって運転しているため、停電による運転停止が最も憂慮される。そのため、停電の際は各処理場に配置された非常用自家発電機を自動始動させ、水処理を継続させることを第一とし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、冷却水の断水等による不慮の発電機停止に備え、電力会社と密接な連携を保ち、必要に応じて移動式発電機車の出動を要請するなど適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水と処理を継続させるものとする。

(2) 中継ポンプ場

ア 非常用自家発電機を有する中継ポンプ場（平瀬P、大塔P、立神P、鹿子前P、天神P、船越P、相浦P）

非常用自家発電機を有する中継ポンプ場は、排水区域が広く汚水流入量が多いため、停電による運転停止が最も憂慮される。そのため、停電の際は非常用自家発電機を自動始動させ、揚水を継続させることを第一とし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、冷却水の断水等による不慮の発電機停止に備え、電力会社と密接な連携を保ち、必要に応じて移動式発電機車の出動を要請するなど適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水を継続させるものとする。

イ 非常用発電機を有しない中継ポンプ場（クレールの丘1号P、クレールの丘2号P、長坂P、北平P）

非常用自家発電機を有しない中継ポンプ場は、比較的汚水流入量は少ないものの、停電によりただちに運転が停止することが憂慮される。そのため、停電の際は施設優先度に応じて可搬式発電機を巡回設置し、揚水を断続的に行うこととし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、電力会社と密接な連携を保ち、必要に応じて移動式発電機車の出動を要請するなど、適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水を継続させるものとする。

(3) マンホールポンプ施設（東浜M.Pほか）

小規模の排水区域を担うマンホールポンプ施設は、汚水流入量が少ないものの、非常用自家発電機がないため、停電により運転がただちに停止することが最も憂慮される。そのため、停電の際は施設優先度に応じて可搬式発電機を巡回設置し、または民間と連

携しながらバキューム車での水替を行うなどの対策により、揚水を断続的に行うこととし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、電力会社と密接な連携を保ち、適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水を継続させるものとする。

第8節 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理計画

【都市整備部】

災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、救助法が適用された際に、自己の資力では住宅を確保することができない者を収容するための応急仮設住宅を一時的に設置するとともに、住宅の応急修理を行い、罹災者の居住安定を図るものとする。

1 応急仮設住宅

(1) 実施責任者

救助法が適用された場合は、原則として市長が行う。

(2) 入居対象者

次の各号に該当するものであること。

ア 住家が全壊、全焼、流失し居住する住家が無い者

イ 自らの力では住家を得ることができない者

(3) 供与の方法

応急仮設住宅は建設し供与する建設型応急住宅、民間賃貸住宅を借り上げて供与する賃貸型応急住宅、またはその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

(ア) 規模

1戸当たりの規模は地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

(イ) 国庫負担限度額

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。

(ウ) 着工

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。

(エ) 貸与期間

建設完了の日から建築基準法85条第3項又は第4項及び5項に規定する期限までとする。

イ 賃貸型応急住宅

(ア) 規模

世帯の人数に応じてアの(ア)に定める規模に準じる。

(イ) 国庫負担限度額

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額。

(ウ) 借上

災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供するものとする。

(エ) 貸与期間

アの(エ)の基準に準じて定める期間とする。

(4) 建築方法

ア 前項（供与の方法）にあげる応急仮設住宅は建築基準法に基づいて設計する。

イ 工事は、市の定める指定業者を指名し、請負工事とする。

ウ 県又は市有地に建てるのが最もよいが、ないときは他の適当な私有地または国有地

とする。

(5) その他

ア 入居の選考にあたっては民生委員の意見等を徴し、罹災者の資力、その他の生活条件等を十分調査のうえ決定する。

イ 長崎県災害救助法施行細則（昭和35年6月15日長崎県規則第42号）を参照

2 住宅の応急修理

(1) 実施責任者

救助法が適用された場合は、原則として市長が行う。

(2) 応急修理の対象者

次の各号に該当するものであること。

ア 災害のため住家が半壊半焼、若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理できない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(3) 修理の範囲

居間、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分

(4) 修理期間

災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項の特定災害対策本部、同法第24条第1項の非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了

(5) 費用

国庫負担限度額 1世帯当たり次に掲げる額以内

ア イに掲げる世帯以外の世帯 706,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
343,000円

(6) その他

応急修理は応急仮設住宅の基準に準じて行う。

第9節 医療救護、防疫に関する計画

【保健福祉部】

1 医療救護

災害のため医療機関が混乱し、り災地の住民が医療の途を失った場合、応急的に医療を実施し、り災者の保護を図る必要がある。

このため、関係機関と緊密に連携・協力して、迅速かつ効果的な医療救護を実施できるよう努めるものとし、次の項目について促進していく。

- (1) 保健所の役割として、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、長崎県災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターの下に、地域医療とりわけ救急医療の量的及び質的な提供状況を把握し評価するとともに、地域の医療救護、防疫に係る関係機関との調整を行うことにより、地域における医療提供体制の確保に努める。

ア 災害医療情報収集

(ア) 医療機関等の被災状況の把握

情報（病院、診療所、歯科診療所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の被災状況）の把握を行う。

(イ) 医療機関等の活動状況の把握

- a 医師をはじめとする医療スタッフの稼働状況
- b 医薬品の状況
- c 医療資機材の状況
- d 使用可能ベッドの状況

イ 医療機関が自ら被災することを想定して、「BCPの考え方に基づいた病院災害対応計画作成の手引き」の活用を図る。

ウ 大規模災害発生直後における災害拠点病院（佐世保市総合医療センター、北松中央病院、長崎労災病院）、救命救急センター（佐世保市総合医療センター、国立病院機構長崎医療センター：大村市）、医師会等の医療救護スタッフと救急隊等との連携活動の実施など、災害時における医療機関及び消防機関との連携強化を図る。

災害救助法に基づき、県本部が医療救護班を派遣した場合、又は日本赤十字社が県本部の委託により救護活動を実施した場合は、連携して活動にあたる。

なお、救護班が不足する場合は、被災地以外の病院及び開業医の協力を得て、救護員の派遣及び患者の収容にあたる。

- (2) 市の役割として、保健所の調整機能を効果的に発揮させるため、佐世保市医師会との「災害時等の医療救護活動に関する協定書」や佐世保市歯科医師会との「災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護への支援など、実働的活動を行うことにより医療提供体制の確保に努める。

ア 医療救護所の設置

(ア) 被害状況に応じて医療救護所を設置する。

(イ) 設置に必要な医療スタッフは、佐世保市医師会が手配し、その他の人員及び器材の手配は、佐世保市が行う。

(ウ) 佐世保市医師会会員が医療救護活動を行う医療救護所の運営管理は、佐世保市医師会と連携し行う。

イ 歯科医療救護班の派遣

- (ア) 被害状況に応じて歯科医療救護班を派遣する。
- (イ) 派遣に必要な医療スタッフは、佐世保市歯科医師会が手配し、その他の人員及び器材の手配は、佐世保市が行う。
- (ウ) 佐世保市歯科医師会員が歯科医療救護活動を行う歯科医療救護班の運営管理は、佐世保市歯科医師会と連携し行う。
- ウ 災害時医療情報の広報
災害時医療情報を迅速に広報できる体制を整える。
- エ 継続医療への対応
人工透析等、継続医療の必要な人が適切な医療を受けられるよう、各医療機関の要請に基づき、佐世保市医師会等関係機関と災害り災地域外への搬送手段の確保等について検討する。

2 医薬品等の供給

災害のために医療機関が混乱し、り災地の住民が医療の途を失ったような場合、応急的に医療を実施し、り災者の保護を図る必要がある。このため、主要薬品を緊急に確保できるよう、あらかじめその流通状況を把握しておくものとする。

(1) 災害時の調達

医療救護活動用の医薬品の調達は、長崎県本部（薬務行政室）に調達要請を行い、県からの支援により対応する。

(2) 医療資機材の調達

医療救護活動用の医療資機材の調達は、長崎県本部（薬務行政室）に調達要請を行い、県からの支援により対応する。

(3) 医薬品の仕分け及び管理

救護所、医薬品等集積所、避難所等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導の実施については、佐世保市薬剤師会と連携し行う。

3 防疫計画

感染症の予防及びまん延防止のため、感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずるものとする。

(1) 防疫活動のための薬剤・機器・機材等の整備

災害の発生が予想される時にあっては、薬剤・機器・機材を整備し、あらかじめ周知な計画を立てておくものとする。

(2) 感染症発生防止の指導

被災者の生活環境の把握を行い、必要に応じた衛生上の指導を行う。

(3) 感染症発生時の対応

ア 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染症への対応については、佐世保市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき各部局が対応するものとする。

イ その他、患者等に対する健康診断・就業制限・入院等の措置を行う。

ウ 必要に応じ、患者等に対する健康診断・就業制限・入院等の措置を行う。

(4) 第二種感染症指定医療機関

二次医療圏	医療機関	病床数
長崎	長崎みなとメディカルセンター	6
佐世保・県北	佐世保市総合医療センター	4
	北松中央病院	2
県央	市立大村市民病院	4
県南	長崎県島原病院	4
五島	長崎県五島中央病院	4
上五島	長崎県上五島病院	4
壱岐	長崎県壱岐病院	4
対馬	長崎県対馬病院	4
合計		36

(5) 食品・環境衛生対策

- ア 災害発生現場及びその周辺の飲食店、食品製造所や販売店、給食施設等の衛生指導を行う。
- イ 災害発生現場及びその周辺の旅館、理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場等の衛生指導を行う。

第10節 災害廃棄物処理計画

【環境部】

本市において発生が想定される大規模災害等に伴う災害廃棄物の処理について、基本的な流れを整理し、災害時における廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保するために「佐世保市災害廃棄物処理計画」を策定した。

災害廃棄物は、地震や大雨等の災害により発生する廃棄物と、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物のことで、一般廃棄物に位置づけられるものであり、本市が包括的な処理責任を負う。

本市は、自区域内で発生した災害廃棄物について、本市が管理する廃棄物処理施設や民間が運営する処理施設を活用し、主体的に処理を行う。

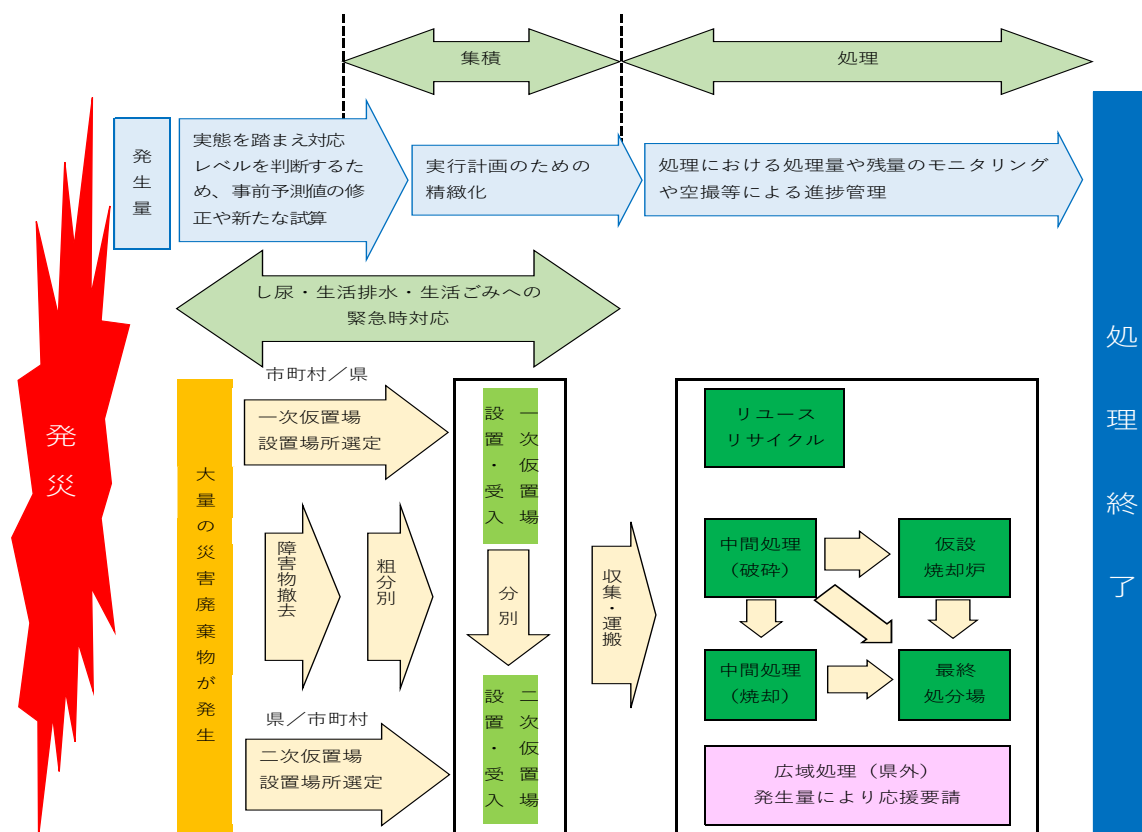
1 災害廃棄物処理の流れ

本市は、発生した災害廃棄物を一次仮置場に搬入させ、粗選別を行った後、二次仮置場で破碎・選別等の処理を行い、出来る限りリサイクルに努める。その後、焼却処理など減量化を図り、埋立処分を行う。

避難所等から排出されるごみやし尿については、本市の既存施設での処理を前提するが、これらの処理施設が被災した場合等処理が困難な場合は、長崎県及び大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会に調整を依頼し、広域的な処理を行う。

処理にあたっては、本市や民間の既存施設を最大限活用し、災害廃棄物発生量が膨大な場合には、仮設焼却炉の設置や長崎県等との調整を行い、計画期間内の処理完了を目指す。

図1 災害廃棄物処理の流れ



2 水害廃棄物について

大規模な水害が発生した場合、一時に大量の水害廃棄物が発生し、また、道路の通行不能等によって、平常時と同じ収集・運搬・処分では対応が困難となる。本市は、事前に組織体制の整備や処理計画を策定する等の対策を取り、水害発生時には迅速な対応を行う。

3 仮置場

仮置場は大きく一次仮置場と二次仮置場に分けられ、一次仮置場は、被災の現場から発生した災害廃棄物を速やかに撤去するために設けるものであり、被災した住民が自ら災害廃棄物を持ち込むことができる。

一次仮置場では、可能な範囲で重機及び手選別により、柱材・角材、コンクリートがら、金属くず及びその他危険物等を抜き出し、二次仮置場における作業効率の向上を図る。

二次仮置場は、一次仮置場から運搬された災害廃棄物を処分先に応じて細かく破碎・選別するほか、処理前後の災害廃棄物の保管を行う。

4 本市の一般廃棄物処理施設の現状

本市は、災害時の処理可能量を推計するにあたり、平時から各地域の廃棄物処理施設の処理能力等を把握しておく必要がある。

以下の表 1 から表 3 に各施設の処理能力を示す。

表 1 焼却施設

施設名称	日処理能力（t／日）
西部クリーンセンター	110
東部クリーンセンター	200

※日処理能力は公称能力

表 2 最終処分場

施設名称	残余容量（m ³ ）
一般廃棄物最終処分場	60,511
宇久一般廃棄物最終処分場	5,722

※残余容量は令和 4 年度実績

表 3 し尿処理施設

施設名称	日処理能力（kℓ／日）
クリーンピュアとどろき	260
宇久衛生センター	8

※日処理能力は公称能力

第11節 緊急輸送計画

【西肥自動車・させばバス・地域未来共創部・港湾部・経済部】

災害における被災者の避難、応急災害対策要員の移送及び災害救助、災害応急に要する資材並びに緊急物資の輸送等の確実を期するため、車両・船舶及び船艇等をもって輸送を行うものとする。有事の際はこれらを有効適切に利用し、各作業の万全を図る。

ただし、本市の区域内で処理できないときは、県北地方本部を通じて県本部に応援又は幹旋の要請を行なう。

1 車両

市が所有する車両に不足が生じた場合は、適宜次の方法により所要の措置を講じるものとする。

- (1) バス、貨物自動車及び乗用車―バス会社、運送業者等に協力を求める。
- (2) 特殊自動車―運送業者、土木業者等に協力を求める。

※ 参考 バスによる輸送

ア 車両数

区分	車両		計
	乗合	貸切	
させばバス(株)	6	15	21
西肥自動車(株)	179	18	197

上記車両は、車体検査、定期整備等の関係で稼働率は63.9%である。

イ 輸送可能人員

(ア) させばバス(株)	1台 34人×	4台=	136人	(小型車)
	1台 54人×	8台=	432人	(中型車)
	1台 75人×	9台=	675人	(大型車)
(イ) 西肥自動車(株)	1台 34人×	3台=	102人	(乗合小型車)
	1台 24人×	2台=	48人	(貸切中型車)
	1台 54人×	53台=	2,862人	(乗合中型車)
	1台 28人×	1台=	28人	(貸切中型車)
	1台 75人×	123台=	9,225人	(乗合大型車)
	1台 52人×	15台=	780人	(貸切大型車)

2 船艇

- (1) 船舶 市所有の防災船「つくも」で輸送するほか、海運業者に協力を求める。
- (2) 漁船 農林水産部（水産課）を通じ、漁業協同組合に協力を求める。

3 船舶

離島における災害救助の実務に必要な人員、資器材、生活必需物資等の輸送については、

海上自衛隊（知事による要請）、海上保安部又は九州運輸局佐世保海事事務所にそれぞれ協力を求める。

なお、災害対策本部に属する各部や、市所有の車両、船艇で輸送力に不足をきたす場合は、各部の責任において調達し、事後速やかに本部対策班に連絡するものとする。

4 鉄道

鉄道による輸送の必要が生じた場合は、鉄道機関と協議し、対応について協力を要請するものとする。

5 緊急物資輸送拠点の確保

緊急物資輸送路の接点となる相浦中里IC用地（道の駅「させぼつくす99」）を緊急物資の集積及び輸送の拠点として活用を図るものとする。

第12節 交通応急対策計画 【陸上自衛隊・長崎県・長崎県警察・土木部・消防局】

本計画は、災害時における陸上交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な資器材等の緊急輸送を行うため、交通規制等について定めるもので、「長崎県地域防災計画」に準じるものである。

1 実施機関

交通規制は、次の区分により実施する。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 県 知 事 市 長	(道路法第46条) 1 道路の破損欠壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合。
警察機関	公安委員会 警察署長 警察官	(基本法第76条第1項、第76条の3第1項) 1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める場合。 (道路交通法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項) 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。(公安委員会又は警察署長) 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合(警察官の行う一時的なもの)。

2 支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所について必要に応じ関係機関に通報又は連絡する。

3 交通規制の実施要領

(1) 道路管理者

ア 交通安全のための規制

道路管理者は、災害時において道路、橋りょう等交通施設の危険な状況を予想し又は発見した時、若しくは通報等により知った時は、異常災害時における道路通行規制要領により速やかに必要な交通の規制を行う。

イ 緊急通行車両の通行の確保のための措置（災害対策基本法第76条の6）

道路管理者は、放置車両や立ち往生が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、対象とする区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行うものとする。

(2) 公安委員会

ア 交通安全のための規制

県公安委員会は、災害時において交通の危険が生じるおそれがある場合に、これが危険を防止するため必要と認めたときは、速やかに必要な交通規制を行う。

イ 緊急通行車両の通行の確保のための交通規制

県公安委員会は、本県又は本県に隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行う。

この場合、県公安委員会は、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した標示（基本法施行規則別記様式第2）を必要な場所に設置する。

ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により、交通規制を行う。

警察官、自衛官、消防吏員の措置命令及び措置

(ア) 警察官の措置命令及び措置

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置を命じることができ、措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命じることができないときは、自ら移動等の措置を行うことができる。

この場合において、警察官は移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(イ) 自衛隊の措置命令及び措置

自衛隊法第83条第2項の規定〔災害派遣〕により派遣を命じられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は移動等の措置をとることができる。

(ウ) 消防吏員の措置命令及び措置

消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら移動等の措置をとることができる。

(エ) 自衛官及び消防吏員の警察署長への通知

自衛官及び消防吏員は、前記措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(オ) 損失補償

警察官、自衛官、消防吏員の措置による破損については、損失補償をしなければならない。

4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付

(1) 緊急通行車両について

ア 道路交通法第39条第1項規定の緊急自動車

イ その他災害応急対策に使用される車両

(ア) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づ

き、基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次の a ～ i に掲げる事項について行うものとされている。

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(ア) (イ)のいずれにも該当すること。

(2) 災害発生前における緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付事務（以下「確認等の事務」という。）等

ア 道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車については、以下に規定する知事又は公安委員会における確認等の事務を必要としない。

イ その他災害応急対策に使用される車両については、車両の使用者又は管理責任者は、緊急通行車両であることの確認をうけるために、知事又は公安委員会に対し、自動車検査証又は軽自動車届出済証の写しの提示並びに災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類（防災業務計画、輸送協定書の写し等）を添付の上、基本法施行規則別記様式第 3 の緊急通行車両確認申出書により申請し、確認標章（基本法施行規則別記様式第 4）及び緊急通行車両確認証明書（基本法施行規則別記様式第 5）の交付をうけるものとする。なお、これらの確認等の事務は次の部局等で行う。

(ア) 知事

地域振興部（交通対策課）、県北振興局（総務課）

(イ) 公安委員会

県警察本部交通部交通規制課、各警察署（交通課）

ウ 交付を受けた確認標章は、使用する緊急通行車両の前面の見えやすい箇所に掲示するとともに、確認証明書は当該車両に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ 標章及び証明書の交付を受けた後に記載事項の変更が生じた場合は、受領した標章及び証明書とともに、緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（基本法施行規則別記様式第 6）及び変更した事項を確かめるに足る書類を提出する。

オ 標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した

場合は、残存する標章又は証明書とともに、緊急通行車両確認標章・証明書再交付申請書（基本法施行規則別記様式第7）を提出する。

カ 次の場合は標章及び証明書を返納する。

- (ア) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき
- (イ) 標章及び証明書の有効期限が到来したとき
- (ウ) 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき

5 基本法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

(1) 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施する。

(2) 事前届出の対象とする車両

公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(3) 規制除外車両の事前届出

ア 上記(2)に規定される規制除外車両の事前届出は、緊急通行車両の確認等の事務手続きに準用する。

イ 届出については、規制除外車両事前届出書（別記様式第3）に必要な事項を記載して、疎明書類を添付の上、申請するが、手続きは緊急通行車両の確認等の事務を準用する。

ウ 県公安委員会は、規制除外車両に該当するか審査を行い、該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証（別記様式第3）を発行する。

(4) 事前届出車両の確認事務

ア 上記(3)の手続きで除外届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署、又は交通検問所に当該届出済証を提示して、規制除外車両である旨の確認を受けることができる。

イ この場合、公安委員会は確認審査を省略して、規制除外車両確認申請書（別記様式第5）に必要な事項を記載させるとともに規制除外車両確認証明書（別記様式第6）及び確認標章の交付をする。

ウ 交付を受けた確認標章は、当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

6 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとるとともに、交通を規制しようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を相互に通知する。

ただし、緊急を要する場合で通知するいとまがないときは、事後速やかにこれらの事項を

通知する。

7 発見者等通報（基本法 5 4 条）

災害時に、道路、橋りょう等交通施設の危険な状況、又は、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、すみやかに市長または警察官に通知するものとする。

通報を受けたときは、警察官にあっては市長へ、市長にあっては、その路線の管理者又はその地域を管轄する警察機関へそれぞれ通知する。

8 迂回路等

実施機関が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定するとともにその旨必要な地点に標示し、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

別記様式第2（第5条関係）



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び棒を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

別記様式第4(第6条の2関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第3(第6条関係)

		年 月 日
知事・公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊 急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第5(第6条の2関係)

第 号		年 月 日
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		
		知 事 印
		公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第6（第6条の3関係）

年 月 日	
知事・公安委員会 殿	
緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書	
申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第7（第6条の4関係）

年 月 日	
知事・公安委員会 殿	
緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書	
申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
再 交 付 申 出 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第 5

公安委員会 殿 年 月 日 規制除外車両確認申出書 申出者 住所 氏名		
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号		
車 両 の 用 途 （ 緊 急 輸 送 を 行 う 車 両 に あ っ て は 、 輸 送 人 員 又 は 品 名 ）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
緊 急 連 絡 先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 3

整理番号 (署 課 号)

☐ 災害対応策用 ☐ 原子力災害 ☐ 国民保護措置用		☐ 災害対応策用 ☐ 原子力災害 ☐ 国民保護措置用		第 号
規制除外車両等事前届出書 令和 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請機関所在地番号 所 在 番 号 電 話 番 号 取極責任者役職氏 名		規制除外車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 令和 年 月 日 東京都公安委員会		第 号
番号標に表示されている番号		備 考		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警備隊、交通検問所又は警視庁本部(交通規制課)に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、東京都公安委員会(届出をした警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が陸車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)				
使用者機関所在地番号 所 在 番 号 電 話 番 号 使用責任者役職氏 名				
活動地域				
※ この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類等を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 6

第 号		年 月 日
規制除外車両確認証明書		
公安委員会 印		
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号		
車 両 の 用 途 (緊 急 輸 送 を 行 う 車 両 に あ っ て は 、 輸 送 人 員 又 は 品 名)		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第13節 文教対策計画

【教育委員会】

1 文教施設の応急対策

- (1) 災害が発生した場合、その被害の多少にかかわらず市立の学校にあっては、遅滞なく災害の状況及びこれに対する応急措置の概要を本部に報告しなければならない。

この報告の方法は書類報告の前に電信、電話等により最も速やかに連絡できる方法によるものとする。

- (2) 上記の被害報告を速やかに収集し、県災害対策本部をはじめ、関係各機関へ報告し、必要な措置を要請する。
- (3) 被災校に職員を派遣し、被災状況の資料作成を促進するとともに、直ちに授業が再開できるように措置する。
- (4) 他校等に応援協力を求める必要があるときは、適宜連絡し、その調整指導を行う。

2 応急教育実施の予定場所及び教職員の確保

- (1) 市教育委員会は、予め災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、学校教育活動が災害のため、中断することのないよう応急教育の実施の予定場所を選定し、教職員、住民に対して周知徹底を図るものとする。

災害の程度	応急教育実施の予定場所	教員確保の措置
学校の一部の校舎が災害を受けた程度の場合	① 特別教室、屋内運動場等を利用する ② 2部授業を実施する。	教職員の欠勤者（欠席者）が多数で授業の実施が困難な場合は、速やかに補充配置の措置を県教委に要請する。
学校の校舎が全部災害を受けた場合	① コミュニティセンター、公共施設等を利用する ② 隣接学校の校舎を利用する	
特定の地区全体について	住民、避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、コミュニティセンター、公共施設等を利用する	
県内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、コミュニティセンター、公共施設等を利用する	

- (2) 被害の程度に応じ、教育の場がコミュニティセンター、公共施設等に変更され、又は逆に学校が避難所として学校施設の目的外に使用される場合が少なくないと予想され、さらに教科書、学用品等の損失も当然に生ずるものと思われるので、次の点に留意して応急教育を実施しなければならない。

ア 教科書、学用品等の損失については当該児童生徒の世帯のみの負担にならないように応急措置をとるとともに、関係方面に協力を求める。

イ 授業が不可能になる事態が予想される場合は、教育の低下をきたさないよう学習の方法等をあらかじめ通知する。

ウ 授業不能が長期にわたるときは、教材教具等を収集整備し、地域の公共施設等を応急的な教育実施場所として授業再開に努め、教育の低下を最小限に食い止めるよう努力する。

3 教材、学用品の調達及び給与の方法

災害救助法に定める基準外の学用品等の調達、給与あるいは購入の斡旋方法については、市教育委員会において計画をたてておくものとする。

4 給食時の措置

(1) 児童、生徒の対策

災害状況報告に基づいて学校給食費補助金の特別申請を行い、国からの補助金の交付を受け、速やかに被害状況を勘案して被災学校に給食を実施させること。

(2) 物資対策

被害を受けた給食用物資に対して、被災状況を県本部に速やかに報告し、その物資の処分方法等について県の指示をあおぐ。

5 文化財対策

被災文化財については、現況を維持するよう被害文化財個々につき復旧対策を当該文化財の所有又は管理者に指示、指導するものとする。

6 その他

県立高等学校生徒の被災者に対しては、授業料の減免、育英資金による学資の特別貸与等の措置が県において講じられる。

第14節 避難行動要支援者対策計画

【保健福祉部・防災危機管理局】

1 避難情報の伝達

市、地域の防災関連機関及び町内会組織等は、避難指示等の緊急情報の伝達に関して、避難行動要支援者に対し、避難指示等に係る発令の判断基準や伝達方法等を定めた「佐世保市避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、迅速、かつ的確な情報の伝達に努めるものとする。

2 避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、避難支援等関係者が連携協力し、避難行動要支援者が安全に避難場所に到達できるよう特段の配慮をするものとする。

3 避難所における支援対策

避難所においては、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が強いので、避難行動要支援者には特段の配慮を行うものとする。

また、避難行動要支援者の不利益、孤立化を防止し、可能な範囲において集団生活に融合し、災害復旧までの間、心身共に安定した状態で生活できるよう心がける。

(1) 避難行動要支援者の状況把握

避難行動要支援者の名簿による把握に加え、各人の健康状態、介護の要否等について把握し、不利益及び孤立化の防止のため必要な支援体制を整備し、集団生活への融合を図るため特段の配慮を行うものとする。

(2) 仮設住宅入居等の配慮

避難所での生活環境、仮設住宅への収容に当たっては十分配慮することとし、特に仮設住宅への優先的入居を図る等避難の長期化等必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

(3) 支援体制の充実

避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ介護サービスの提供、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配及び各分野におけるカウンセラーの配置等について、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、避難行動要支援者に向けた情報の提供についても、意思伝達方法等を把握し十分配慮するものとする。

第15節 観光客対策計画

【経済部・市民生活部】

災害時に、地理に不案内な観光客、また言葉に不自由な外国人観光客に対し、情報や応急物資の提供を行うとともに迅速に安否確認を行う。

1 宿泊施設等における避難誘導

宿泊施設及び観光地において被害が拡大する場合、宿泊施設の責任者や観光地の従業員が、放送施設や拡声器等により、速やかに最寄りの避難地、避難所に誘導する。

2 外国人観光客に対する情報提供

経済対策部は、言葉に不自由な外国人観光客に対しては、観光施設や宿泊施設の責任者に対し、避難行動マニュアルなど、必要な情報を提供する。

3 観光客の安否確認

警察・消防局と情報を交換し、宿泊施設や観光施設の責任者等を通じて、発災時の宿泊客や観光客及び修学旅行等の団体の人数確認、負傷者数等、詳しい状況を把握する。

4 応急食糧・飲料水・生活必需品の供給

観光客の状況を把握して市の担当対策部を通じ、必要量の応急食糧、飲料水、毛布等を提供する。

1 災害警備実施方針

各警察署長は、関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を最優先とした災害警備活動等に努めるものとする。

2 災害発生時における措置

(1) 警備体制

ア 署員の招集・参集

各警察署長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められたところにより署員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

イ 応援体制

各警察署長は、被害の規模に応じて、速やかに応援部隊の派遣要請を行うものとする。

ウ 災害警備本部等の設置

各警察署長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各警察署に所要の規模の現地災害警備本部、又は現地災害警備連絡室等を設置するものとする。

(2) 救出救助活動

ア 部隊編成

各警察署長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合は、速やかに所属職員をもって部隊の編成を行うほか、必要により、警察本部長に対し応援部隊の派遣を要請するものとする。

また、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動等に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮するものとする。

イ 避難誘導

各警察署長は、地域住民等の避難誘導にあたり、次の点に留意するものとする。

(ア) 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定し避難誘導を行う。

(イ) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等について可能な限り車両等を活用するなど、避難行動要支援者に十分配慮する。

(3) 緊急交通路の確保

ア 交通状況の把握

各警察署長は、現場の警察官、関係機関等からの情報等により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

イ 交通規制の実施

各警察署長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど緊急交通路の確保にあたるものとする。

緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確

かつ円滑な実施等に配慮して行うものとする。また被災地への流入車両を抑制するために必要があるときは、被災地周辺の関係警察署とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(4) 運転者のとるべき措置の周知徹底

各警察署長は、災害発生時、運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 可能な限り避難のため車両を使用しないこと。

イ 走行中に災害に遭遇した場合には、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により、車両を道路の左側端に停止させること。

(イ) 停止後は、カーラジオ等により、災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

(エ) やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしないこと。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制時における運転者の措置

通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ）における一般車両の通行は禁止又は制限されていることから、同区域等内にある運転者は次の措置をとること。

(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

第17節 水防計画

【長崎地方気象台・土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】

1 総則

本計画は、洪水又は高潮並びに津波による水災を警戒し、防除するため河川、港湾、ため池等に対する監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、消防機関の活動、他の水防管理団体との協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用を図る。

2 水防の機関

- (1) 水防法（昭和24年、法律第193号）第5条の規定による水防事務を処理する機関として、消防機関（消防局及び消防団をいう。以下同じ）がこれにあたる。
- (2) 消防機関と土木部等は、相互に連絡を図り洪水又は高潮による水災被害の軽減にあたる。

3 知事が水防警報を行う河川、水位情報を通知及び周知する河川

(1) 知事が水防警報を行う河川（水防法第16条）「水防警報河川」

河川名	水防警報の区間	基準量水標及び水位基準	水防警報発表者	関係水防管理団体
相浦川	（左右岸）小川内川合流点～海	「(3)対象量水標及び指定水位」のとおり	県北振興局長	佐世保市

(2) 知事が水位情報を通知及び周知する河川（水防法第13条）「水位情報周知河川」

河川名	水位情報周知区間	基準量水標及び水位基準	水位情報発表者	関係水防管理団体
相浦川	左右岸：小川内川合流点～海 6,810m	「(3)対象量水標及び指定水位」のとおり	県北振興局長	佐世保市
宮村川	左岸：佐世保市萩坂町～海 右岸：佐世保市城間町～海 3,151m			
早岐川	左右岸：佐世保市上原町～海 2,692m			
江迎川	左右岸：佐世保市江迎町田ノ元～海 9,451m			
佐世保川	左右岸：佐世保市桜木町～海 5,220m			
小森川	左右岸：佐世保市横手町～海			
佐々川	左岸：佐世保市世知原町矢櫃～海 右岸：佐世保市世知原町槍巻～海			

(3) 対象量水標と指定水位

		量水標名	地先名	水防団 (消防団) 待機水位	氾 濫 注意水位	避 難 判断水位	氾 濫 危険水位
相浦川	水防警報河川 水位周知河川	中里堰	佐世保市 中里町	3.1m	3.4m		4.0m
		相浦橋	佐世保市 相浦町	2.8m	3.1m	3.5m	4.1m
宮村川	水位周知河川	朝日橋	佐世保市 城間町	2.1m	2.3m	2.3m	2.9m
早岐川	水位周知河川	花高バイ パス橋	佐世保市 早苗町	1.0m	1.7m	1.7m	2.1m
江迎川	水位周知河川	高岩橋	佐世保市 江迎町小川内	1.2m	1.8m	1.8m	3.0m
佐世保川	水位周知河川	県北振興局	佐世保市 木場田町	2.0m	2.3m	2.6m	3.2m
小森川	水位周知河川	小森橋	佐世保市 権常寺町	2.0m	2.6m	3.2m	4.0m
佐々川	水位周知河川	長生橋	佐世保市世知 原町栗迎	1.0m	1.4m	1.7m	2.2m
佐々川	水位周知河川	新佐々橋	佐々町本田原 免	3.4m	3.9m	4.8m	5.7m

※ 水防警報とは、指定された河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めた場合に行うものである。（水防法16条）

※ 水位情報周知河川とは、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずる恐れがある河川において、住民の皆様が安全な場所への避難及びその準備を行う目安となる水位「氾濫危険水位」に達した時、その旨を関係機関に通知するとともに、一般に周知しなければならない指定した河川のことである。（水防法13条）

※ 氾濫危険水位とは、はん濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位（水防法第13条1項）であり、避難時の目安になるものである。

4 水防警報等の伝達方法及び避難場所

(1) 水防警報等の伝達方法

県からの水防警報、水位情報〔特別警戒水位（氾濫危険水位）〕及び避難情報（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）の伝達方法は、第1表のとおりとする。

(2) 避難場所

対象河川の避難予定場所は、本編第1章第4節の洪水避難場所による。

5 水防警報等に伴う活動

(1) 河川等の巡視

消防機関は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡回し、洪水、高潮の恐れがある箇所があるときは、直ちに県河川担当課又は港湾部等の河川、堤防等の管理者に必要な措置を求

める。

(2) 水防警報及び水位情報に係る出動等

対象河川に水防警報が発せられたとき又は水位が氾濫注意水位に達したときは、市関係部局及び消防局・消防団は所要の増員及び増隊を行い、出動の準備をする。

(3) 水防警報の種類、内容及び発表基準

ア 洪水時の河川に関する水防警報発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合には、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動は中止できない。	基準量水標において、「水防団待機水位」に達し、なお増水の恐れがあるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防器材の整備、点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動、通信及び輸送の確保等に努めることとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	基準量水標において、「水防団待機水位」を超え、「氾濫注意水位」を突破する恐れがあるとき。
出動	水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの。	基準量水標において、「氾濫注意水位」に達し、なお増水の恐れがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等の河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	基準量水標において、すでに「氾濫注意水位」を超え、災害がおこる恐れがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報が解除する旨を通告するもの。	基準量水標において、「氾濫注意水位」以下に降下し、再び増水の恐れがないとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

イ 避難判断水位、氾濫危険水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）の内容及び発表基準

内容	発表基準
市長の避難指示等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考	基準量水標において、「避難判断水位」に到達した場合
	基準量水標において、「氾濫危険水位」に到達した場合

(4) 警戒出動等

(2)によるほか、雨量、潮位等により水防上必要があると認められるときは、消防機関は必要に応じ出動又は出動の準備をする。

(5) 水防巡視

水防警報が発令されたときは、直ちに河川の受持ち区域の消防機関にその旨を通知し、河川及び水門、樋門等の巡視を行わせる。

また、河川水位が通報水位（水防団待機水位）又は警戒水位（氾濫注意水位）に達したときは、関係消防機関に通知するとともに、「水防信号」及び広報車等により周知し、必

要な人員を招集し警戒、水防活動等に当たらせる。

ア 水防信号は、長崎県水防信号規則による。

イ 信号の種類は次のとおり

信号の種類	発するとき	措置事項
第 1 信号	河川の水位が警戒水位に達したとき	一般市民に周知するとともに必要な人員を招集し、河川の警戒にあたる
第 2 信号	消防機関より洪水のおそれがある旨の報告があったとき	消防機関を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第 3 信号	堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したとき	消防機関のほか、必要により一般市民の出動を求める。
第 4 信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認められたとき	関係警察機関に通報し、市民を避難場所に誘導する。

(6) 水位の通報

ア 防災危機管理局は、水位情報の通知を受けたときはその旨を消防機関に速やかに連絡する。また、必要に応じて消防機関に水位の確認を依頼する。

イ 依頼を受けた消防機関は確認した水位を防災危機管理局へ連絡する。

6 要配慮者利用施設

水防法第 15 条第 1 項第 4 号に定める施設とは、次に定める施設とする。

なお、対象河川の要配慮者利用施設は、第 2 表のとおりとする。

要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの）

(1) 社会福祉施設等

ア 高齢者施設

入所系高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム、有料老人ホームなど）、通所系高齢者福祉施設（通所介護、小規模多機能型居宅介護など）

イ 保護施設

ウ 障害児・者施設等

障がい福祉サービス事業の用に供する施設、障がい者支援施設、障がい児通所支援施設、地域活動支援センター、身体障害者社会参加支援施設、福祉ホーム

エ 児童福祉施設等

児童福祉施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、認可外保育施設、子育て支援センター

(2) 学校

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校

(3) 医療施設

病院、診療所、助産所

7 潮位の通報

- (1) 高潮に関する予・警報の通知を受けたときで高潮の危険が予想されるときは、変動を監視し、波浪の最高波高を10cm単位で県北振興局に報告する。
- (2) 観測、連絡等は、水位の通報に準ずる。

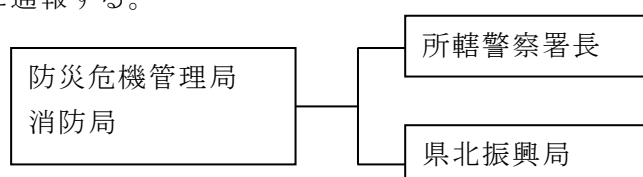
8 ため池等の巡視

農林水産部は、大雨特別警報発表及び震度5以上の地震発生時には、防災重点農業用ため池の緊急点検を行う。

防災危機管理局は、災害の発生する恐れがあるとき、又は気象の状況から必要があると認めたときは、防災重点農業用ため池を除くため池等から指定し、農林水産部、消防機関に巡視を要請する。

9 決壊の通報

堤防その他の施設が決壊したときは、地域住民に周知するとともに、下記の関係機関に直ちに通報する。



※決壊とは、通常施設の全部又は一部の損壊を意味する。したがって、報告する場合は「表のり崩れ」、「裏のり崩れ」、「漏水」、「天端亀裂」、「破堤」、「氾濫」という具合に具体的な用語を用いる。

10 通信施設の確保

水防時の通信を確保するため、公衆通信施設、鉄道通信施設、気象官署通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設の関係機関と積極的に調整を図る。

11 協力及び応援

(1) 河川管理者の協力

河川管理者（長崎県）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 河川に関する情報（県が管理する河川の情報）の提供

具体的な項目及び伝達方法については下記のとおり

項目	伝達方法
河川水位情報、雨量情報	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」
氾濫危険水位情報	F A X
水防警報	F A X
河川管理施設の操作状況	・ダム情報：インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 ・水門（樋門）：電話、F A X、電子メール等 ・ダム：電話、F A X、電子メール等

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 市が行う水防訓練への参加

エ 市の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、県の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与

(2) 近隣水防管理者からの応援

水防上緊急の必要があるときの応援を確保するため、近隣水防管理者との間に消防機関、水防団の応援協定の締結を推進する。

(3) 警察官の出動要請

水防上必要があるときは、警察官の出動を所轄警察署長に要請する。

(4) 自衛隊の派遣

河川の決壊等緊急を要するときは、県を通じて自衛隊の派遣要請を行う。

(5) 建設業協力会の応援

水防活動の応援を受けるため、建設業協力会との間に協定の締結を図る。

12 水防倉庫及び備蓄資材器具

河 川 名			宮村川	小森川	小森川	日宇川	佐世保川	相浦川	相浦川	相浦川	相浦川	佐々川	佐々川	高峰川	福井川	小佐々川	鹿町川	江迎川	福浦川	計
所 在 地			城間町	三川内本町	広田三丁目	黒髪町	高天町	相浦町	上本山町	大野町	柚木町	世知原町栗迎	吉井町橋川内	吉井町吉元	吉井町直谷	小佐々町臼ノ浦	鹿町町下歌ヶ浦	江迎町長坂	宇久町平	
水防倉庫名			宮地区水防倉庫	三川内地区水防倉庫	早岐地区水防倉庫	日宇地区水防倉庫	中央水防倉庫	相浦地区水防倉庫	中里皆瀬地区水防倉庫	大野地区水防倉庫	柚木地区水防倉庫	世知原地区水防倉庫	吉井東部地区水防倉庫	吉井南部地区水防倉庫	吉井北部地区水防倉庫	小佐々地区水防倉庫	鹿町地区水防倉庫	江迎地区水防倉庫	宇久地区水防倉庫	
資 材	杉 丸 太	本	54	147	135	94	98	85	83	96	90	19	120	0	88	47	0	0	20	1,176
	鉄 筋	本	368	252	1,172	700	909	2,430	562	220	241	825	238	230	232	720	800	1,600	500	11,999
	土のう袋	枚	1,340	600	3,400	2,400	3,850	11,249	1,600	350	660	2,800	800	720	649	2,023	2,800	3,600	1,400	40,241
	ブルーシート	枚	55	36	60	29	480	23	33	25	29	25	35	39	13	23	32	29	15	981
	縄 (又はビニロープ)	巻	16	20	43	13	5	30	18	22	26	43	35	21	33	37	20	12	18	412
	ホゲ又はザル	個	21	20	20	23	20	20	22	27	20	19	30	21	18	30	34	19	4	368
	鉄 線	K	30	10	30	30	50	30	35	30	0	25	20	40	10	25	10	10	20	405
器 具	ス コ ッ プ	丁	21	21	22	24	18	21	19	20	18	23	18	20	20	43	12	17	17	355
	モッコ	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	15
	唐 鋏	〃	5	5	5	5	4	5	5	5	10	3	0	0	0	7	5	11	0	75
	片ツル・両ツル	〃	8	5	8	11	5	6	5	5	9	7	9	3	6	15	10	4	4	120
	斧	個	4	4	7	5	5	5	5	3	8	4	3	4	4	5	4	4	1	75
	鎌	丁	10	10	13	10	16	10	9	10	8	10	10	10	14	10	10	15	4	179

片手ハンマ	個	10	10	19	12	9	8	14	10	11	12	8	9	9	7	13	6	10	177
ペンチ	本	4	5	5	5	5	6	5	5	3	5	4	4	4	3	5	3	3	74
鋸	丁	4	3	4	3	3	3	3	3	4	3	3	2	2	2	4	1	2	49
掛矢	本	6	7	9	8	6	6	8	7	8	5	9	2	6	7	3	1	4	102

13 資材器具の調達

- (1) 多量の水防用資材器具を必要とするときに備え、調達先と協議を図っておく。
- (2) 車両を調達するときは、市において緊急車両の確認事務を行う。

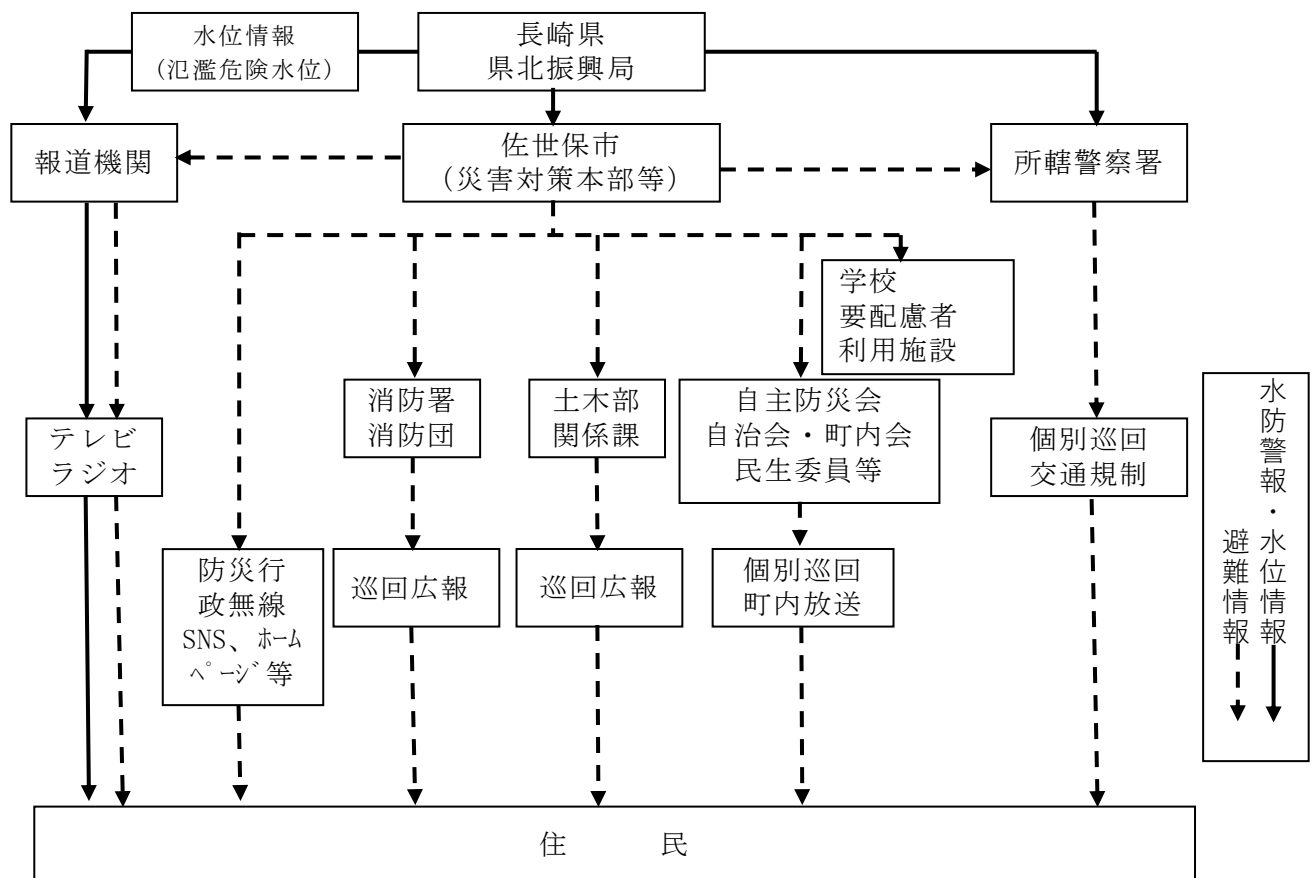
14 輸送路の確保

水防資材器具、人員、応援の確保を図るため、市道について輸送路の確保を図る。

15 その他

上記のほか、水防法、長崎県水防計画、長崎県地域防災計画による。

第1表（水防警報等の伝達方法）



第2表(要配慮者利用施設)

相浦川

No	施設種別	施設名	階数	所在地	連絡先(電話)
1	診療所	あずま眼科医院	地上2階	竹辺町845-5	47-8810
2	診療所	大石医院	地上2階	木宮町5-31	48-4396
3	診療所	宮原医院	地上3階	日野町1872-1	28-5216
4	診療所	たかひら外科	地上3階	日野町1901-4	28-6388
5	診療所	井上産科婦人科医院	地上3階	新田町707-5	48-4800
6	診療所	一步会山下医院	地上3階	川下町449	47-5510
7	診療所	たかき内科胃腸科	地上2階	椎木町206-2	48-6388
8	診療所	今里耳鼻咽喉科医院	地上2階	川下町444-1	48-7711
9	診療所	かんべ小児科医院	地上2階	木宮町4-8	47-5711
10	診療所	上田歯科医院	地上3階	上相浦町8-8	29-1211
11	診療所	中村泌尿器科	地上2階	上相浦町10-1	48-3900
12	診療所・通所リハ	愛健医院	地上3階	上本山町1059	40-8488
13	診療所	かえで歯科クリニック	地上2階	上本山町808-13	59-6855
14	診療所	土田医院	地上2階	上本山町848-5	40-6600
15	診療所・通所リハ	まつお内科医院	地上3階	下本山町1316-4	48-6500
16	診療所	ながた歯科クリニック	地上2階	竹辺町849-1	76-9170
17	診療所	いけまつ歯科	地上2階	新田町271-1	48-5680
18	診療所	林歯科医院	地上1階	椎木町354-3	48-4832
19	診療所	こにし歯科医院	地上1階	椎木町148-1	47-3410
20	診療所	松添歯科医院	地上3階	日野町1190	28-2423
21	診療所	田淵医院	地上3階	日野町1183-1	28-2217
22	有料老人ホーム	ナーシングホーム日野	地上5階	日野町856-10	28-5399
23	通所介護	デイサービスセンター日野	地上5階	日野町856-10	28-3865
24	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者向け住宅 葵荘	地上2階	日野町1993-1	76-7011
25	小規模多機能型居宅介護	芙蓉	地上3階	日野町1993-1	76-7720
26	地域密着型介護老人福祉施設	日野の里 芙蓉	地上3階	日野町1993-1	76-7011
27	通所介護	早稲田イーライフ相浦	地上1階	椎木町436-1	76-9415
28	地域密着型通所介護	トレーニング・リハ相浦	地上1階	川下町165-1	37-6220
29	認知症対応型通所介護	デイサービス和み庵	地上2階	母ヶ浦町77	80-4180
30	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームサクラ相浦	地上1階	愛宕町179-1	42-6001
31	グループホーム	グループホームあいけん	地上4階	上本山町1092-1	40-8522
32	共同生活援助	上本山ホーム(カイゼ事業所)	地上4階	上本山町864-1 C103	49-4049
33	共同生活援助	べるずホームⅠ、Ⅱ、Ⅲ	地上3階	上本山町808-4	59-8770
34	就労継続支援B型	麦わら帽子	地上2階	上本山町927	40-5600
35	共同生活援助 就労継続支援B型	べるずフラッツⅠ、Ⅱ 多機能事業所りんりん	地上2階	下本山町1421	59-8770
36	共同生活介護	竹辺ホーム(カイゼ事業所)	地上2階	竹辺町859-15	47-2950
37	児童発達支援 放課後等デイサービス	キッズすてっぷあいのうら	地上2階	上相浦町9-7	59-6936
38	共同生活介護	川下ホーム(カイゼ事業所)	地上2階	川下町281	47-5120
39	共同生活援助	カイゼホーム202、302(カイゼ事業所)	地上3階	皆瀬町30	40-7751

No	施設種別	施設名	階数	所在地	連絡先(電話)
40	生活介護	多機能事業所りんりん	地上2階	上本山町808-5	59-8770
41	就労継続支援B型	ストローハット	地上1階	下本山町1340-8	40-5600
42	生活介護 共同生活援助	おおきな木、木かげ	地上2階	木宮町4-12	59-8822
43	共同生活援助	第2川下ホーム(カイゼ事業所)	地上2階	川下町283-1	48-2670
44	生活介護 就労継続支援B型	生活介護事業所のびのび(相浦) 就労継続支援事業所のびのび	地上2階	相浦町350	47-6645
45	老人福祉センター	あたご荘	地上1階	中里町9-2	48-2877
46	児童クラブ	相浦児童クラブ	地上1階	上相浦町3-9	47-8420
47	児童クラブ	Happyあいのうら児童クラブ	地上3階	木宮町3-6	55-4431
48	児童クラブ	信愛児童クラブ	地上2階	新田町254-10	47-6047
49	児童クラブ	日野きのこ学童クラブ	地上1階	日野町1308	080-8589-4671
50	児童クラブ	Happyひの児童クラブ	地上2階	日野町858-9	55-3404
51	保育所	市立上相浦保育所	地上2階	上相浦町5-13	47-2476
52	幼稚園型認定こども園	相浦幼稚園	地上3階	上相浦町7-11	48-3594
53	幼稚園型認定こども園	東相浦幼稚園	地上2階	新田町618-13	47-3400
54	認可外保育施設	ベビーセンター信愛	地上2階	新田町254-10	47-6047
55	保育所	みどり保育園	地上1階	吉岡町1494	49-2858
56	保育所	椎木保育園	地上2階	椎木町300-2	47-4990
57	幼稚園型認定こども園	日野幼稚園	地上2階	日野町1005	28-1478
58	小学校	相浦小学校	地上4階	上相浦町3-9	47-2144
59	中学校	相浦中学校	地上4階	川下町277	48-2522
60	中学校	中里中学校	地上3階	中里町905	47-2217

宮村川

No	施設種別	施設名	階数	所在地	連絡先(電話)
1	診療所	梶田医院	地上3階	南風崎町133-2	59-2818
3	グループホーム	ほほえみ	地上2階	萩坂町1750-1	59-2242
4	介護医療院	介護医療院みのりの里	地上3階	南風崎町133-2	59-2818
5	グループホーム	みのりの里コスモス	地上3階	南風崎町119-4	59-2455
6	幼保連携型認定こども園	昭徳こども園	地上2階	長畑町396-1	59-2015
7	幼稚園型認定こども園	深信幼稚園	地上2階	城間町305-2	59-2515
8	中学校	宮中学校	地上3階	城間町338	59-2054

早岐川・小森川

No	施設種別	施設名	階数	所在地	連絡先(電話)
1	病院	村上病院	地上5階、地上4階(2棟)	早岐1丁目6-22	38-5555
2	診療所	早岐眼科	地上4階	早岐1丁目5-37	38-6700
3	診療所	さいくさ小児科医院	地上2階	権常寺1丁目10-8	39-3193
4	病院	西海病院	地上2階	権常寺町1500	38-3156
5	診療所	特別養護老人ホームファミリー医務室	地上4階	権常寺町1400	59-5111
6	診療所	迎歯科クリニック	地上2階	早苗町446-3	39-4488
7	診療所	かわじり耳鼻咽喉科クリニック	地上2階	早岐1丁目1-17	38-2565

No	施設種別	施設名	階数	所在地	連絡先(電話)
8	診療所	森山小児科内科医院	地上3階	早岐1丁目13-17	38-2345
9	診療所	荒木整形外科医院	地上3階	早岐1丁目15-8	39-3600
10	診療所	平川整形外科医院	地上4階	早岐1丁目16-29	38-1177
11	診療所	わたなべ歯科	地上2階	早岐1丁目1-10	38-2003
12	診療所	いずみ歯科	地上2階	早岐1丁目5-17	38-3311
13	診療所	とよむら歯科医院	地上2階	早岐1丁目6-45	38-3121
14	診療所	松本脳神経外科医院	地上4階	広田1丁目10-7	39-1157
15	診療所	谷口眼科	地上3階	広田1丁目6-19	39-1341
16	病院	三川内病院	地上3階、地上2階(2棟)	三川内本町290	30-8011
17	診療所	かわはら歯科	地上1階	権常寺1丁目10-31	38-9570
18	診療所	中村内科	地上4階	権常寺町1491-7	38-1166
19	診療所	養護老人ホームソレイユ	地上2階	権常寺町1400	27-5151
20	診療所	救護施設あじさい	地上3階	権常寺町1465-5	38-1191
21	診療所	村上医院	地上4階	広田1丁目5-25	38-1026
22	診療所	はちや歯科	地上3階	広田1丁目7-9	38-8839
23	診療所	岡本歯科診療所	地上2階	三川内本町138-3	30-8758
24	地域密着型通所介護	デイサービスセンター輪	地上2階	早岐1丁目5-10	55-4103
25	通所リハビリテーション	三川内病院 通所リハビリ ひだまり	地上1階	三川内本町293-1	30-8011
26	グループホーム	グループホーム菜の花の家	地上1階	三川内本町308-6	26-3720
27	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ファミージュ	地上4階	権常寺町1400	59-5111
28	養護老人ホーム	養護老人ホーム ソレイユ	地上4階	権常寺町1400	27-5151
29	有料老人ホーム	シルバーホーム希望の家 権常寺	地上3階	権常寺1丁目12-24	56-6170
30	通所リハビリテーション	村上医院 通所リハビリテーション	地上1階	広田1丁目4-7	27-5710
31	地域密着型通所介護	デイサービスセンターひろた	地上1階	広田1丁目4-7	27-5710
32	グループホーム	グループホームひろた	地上3階	広田1丁目4-7	27-5711
33	地域密着型通所介護	デイサービスゆうゆう	地上1階	広田1丁目8-27	39-4333
34	認知症対応型通所介護	デイサービスゆうゆう椿	地上1階	広田1丁目8-26	39-4333
35	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム サクラ早岐	地上1階	早岐1丁目14-42	27-5222
36	地域密着型通所介護	デイサービスセンター輪	地上1階	早岐1丁目5-10	55-4103
37	共同生活介護	グループホーム夢民(チームこもれび)	地上2階	早苗町472-2	59-9420
38	共同生活援助	ハウスフリーデ	地上2階	広田1丁目2-14	27-5770
39	生活介護	生活介護支援事業所 てとて	地上2階	権常寺町1444-1	55-7108
40	放課後等デイサービス	いろえんぴつ	地上2階	権常寺1丁目4-20	80-3515
41	放課後等デイサービス	ひまわりのもりしーず	地上1階	権常寺1丁目9-13	59-8542
42	就労継続支援B型	アビリティ	地上2階	権常寺1丁目1-6	39-5938
43	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童デイサービスみかわち	地上1階	三川内本町358-4	30-7000
44	就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型	就労移行支援事業所 洗濯ざぶざぶ 就労継続支援A型事業所三川内の里 就労継続支援B型事業所三川内の里	地上1階	木原町7-1	30-7201

No	施設種別	施設名	階数	所在地	連絡先(電話)
45	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援	BLUE PLANETS はいき	地上3階	広田1丁目2-8 富田ビル1F	39-2828
46	児童クラブ	光の子第一・第二学童クラブ	地上2階	上原町11-5	37-8361
47	児童クラブ	こばと学童クラブ	地上2階	早岐1丁目3-6	55-6396
48	児童クラブ	そらいろ早岐	地上2階	早岐2丁目41-65	090-6292-4508
49	幼保連携型認定こども園	光の子グレースこども園	地上2階	上原町12-5	39-3000
50	幼保連携型認定こども園	光の子グレースこども園	地上3階	上原町17-1	39-3000
51	保育所	こばと幼稚園	地上1階	早岐1丁目4-12	55-6396
52	保育所	市立早岐保育所	地上2階	広田二丁目1-1	38-2342
53	保育所	江永保育園	地上2階	江永町580	30-8802
54	幼稚園	早岐くりのみ幼稚園	地上2階	権常寺1丁目9-7	38-2453
55	小学校	早岐小学校	地上4階	早岐二丁目32-12	38-3375
56	中学校	三川内中学校	地上3階	新行江町957	30-8001

江迎川

No	施設種別	施設名	階数	所在地	連絡先(電話)
1	診療所	棚橋歯科	地上2階	鹿町町新深江18	66-2566
2	診療所	山部歯科医院	地上3階	江迎町長坂180-9	65-2101
3	診療所	たいら内科	地上1階	江迎町三浦51-1	73-1050
4	グループホーム	グループホーム泰葉	地上1階	江迎町北平6-1	66-3881
5	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームさくらプレイス江迎	地上1階	江迎町三浦22-19	73-1500
6	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅さくらプレイス江迎	地上1階	江迎町三浦22-19	73-1501
7	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅さくらプレイス江迎2番館	地上1階	江迎町三浦22-19	73-1501
8	共同生活援助	ぼたんホーム(北松事業所)	地上2階	江迎町三浦76-3	73-1001
9	就労継続支援B型	匠工房	地上1階	江迎町長坂188-4	66-3434
10	共同生活援助	ダイバーズホーム	地上4階	江迎町長坂164-29	65-2205
11	共同生活援助	サン江迎C,D	地上2階	江迎町長坂169-2	080-1760-8806
12	就労継続支援B型	サンブロード江迎	地上2階	江迎町三浦52-7	65-3552
13	就労継続支援B型	かたる会共同作業所	地上2階	江迎町三浦56-4	65-2012
14	就労継続支援A型	江迎ひかりステーション	地上2階	江迎町三浦8-1	65-3165
15	就労継続支援A・B型	オンリーOne ま心	地上2階	江迎町乱橋570-1	73-1556
16	共同生活介護	富陽202ホーム、102ホーム(北松事業所)	地上2階	江迎町猪調1625	66-9866
17	共同生活介護	岩下ホーム(北松事業所)	地上2階	江迎町田ノ元503-18	66-8292
18	生活介護	えむかえサクラ	地上5階	江迎町長坂168-25	65-2530
19	共同生活援助	共同生活援助アンナ	地上2階	鹿町町土肥ノ浦185-44	65-2530
20	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス えむかえサクラ	地上1階	鹿町町新深江8-4	65-2530
21	児童クラブ	江迎青い実幼稚園児童クラブ	地上2階	江迎町猪調915	66-8822
22	幼保連携型認定こども園	江迎青い実幼稚園	地上2階	江迎町猪調915	66-8822

No	施設種別	施設名	階数	所在地	連絡先(電話)
23	幼稚園	潜竜聖母幼稚園	地上2階	江迎町田ノ元503-6	66-9427
24	中学校	江迎中学校	地上3階	江迎町乱橋584	65-2155

佐世保川

No	施設種別	施設名	階数	所在地	連絡先(電話)
1	診療所	えんどうファミリークリニック	地上3階	相生町2-27	23-7007
2	診療所	おおつぼ内科クリニック	地上2階	相生町2-5	25-0888
3	診療所	やまさき歯科医院	地上5階	相生町2-5	25-0648
4	診療所	丸山朋彦歯科医院	地上2階	梅田町3-3	24-0088
5	診療所	藤瀬歯科医院	地上3階	上町1-8	22-3332
6	診療所	本村歯科医院	地上1階	上町2-13 ロードビル1F	42-0606
7	診療所	はらだDentalCareClinic	地上1階	折橋町3-7	76-8127
8	診療所	山口医院	地上3階	春日町29-14	22-8610
9	診療所	吉本内科医院	地上3階	春日町30-39	24-2701
10	診療所	犬塚歯科診療所	地上4階	上京町4-16	22-7006
11	診療所	シティ眼科	地上2階	上京町5-9 メルクールビル2階	76-8670
12	診療所	アイメディッククリニック	地上4階	上京町5-9 メルクールビル4F	22-1667
13	医務室	長崎県赤十字血液センター西海出張所	地上5階	上京町6-16 オレンジアベニュービル5階	25-2440
14	診療所	オオツ歯科クリニック	地上4階	木場田町6-33	76-7882
15	診療所	高田外科医院	地上3階	木場田町6-26	23-8111
16	診療所	森山クリニック	地上3階	光月町1-9	22-0033
17	診療所	徳富歯科医院	地上4階	栄町5-17	22-6479
18	診療所	まきの整形外科医院	地上2階	栄町5-9 サンクル2番館2F	59-5777
19	診療所	原眼科医院	地上1階	栄町6-18リファレンス栄町パーク1号室	24-9411
20	診療所	佐々木歯科医院	地上2階	栄町1-5 エクセレンス鴨川201	23-1765
21	診療所	野田内科循環器科	地上4階	塩浜町3-8	23-1020
22	診療所	スヲヤ耳鼻咽喉科医院	地上4階	塩浜町6-22	22-5413
23	診療所	山本歯科医院	地上5階	塩浜町8-15	22-7066
24	診療所	ひふ科しまのせクリニック	地上1階	島瀬町3-14	23-3030
25	診療所	なかた耳鼻咽喉科	地上1階	島瀬町4-13 ビカデリービル1F	23-3341
26	診療所	いづか消化器科・内科クリニック	地上5階	島瀬町9-2	22-0022
27	診療所	アキラデンタルオフィス	地上2階	島瀬町9-17-2F	22-7980
28	診療所	橋川内科医院	地上1階	島瀬町1-7	22-5356
29	診療所	山下レディースクリニック	地上3階	島瀬町4-19	25-5001
30	診療所	橋川デンタルクリニック	地上1階	島瀬町1-6クリアージュ島瀬102	22-7881
31	診療所	安西歯科医院	地上5階	島瀬町2-2	24-5581
32	診療所	かなでクリニック	地上2階	下京町7-18	56-7001
33	診療所	のもと歯科医院	地上2階	下京町7-21	22-6919
34	診療所	村上内科	地上4階	城山町3-21	24-3508
35	診療所	梅津歯科医院	地上2階	城山町4-1	24-0666

No	施設種別	施設名	階数	所在地	連絡先(電話)
36	診療所	池永外科医院	地上2階	俵町1-9	23-6821
37	病院	俵町浜野病院	地上7階	俵町22-1	22-6548
38	診療所	小西外科脳神経外科	地上5階	天満町3-1	22-2387
39	診療所	まつみ内科クリニック	地上3階	天満町2-3	37-1234
40	診療所	山村みなこスキンクリニック	地上4階	常盤町4-7 Tビル 4F	22-2515
41	病院	京町病院	地上6階	常盤町4-15	25-2255
42	診療所	糸山ともこ歯科クリニック	地上2階	常盤町4-23たつみ ビル2F	22-7120
43	診療所	まさこクリニック	地上2階	常盤町7-13	59-6868
44	診療所	松村耳鼻咽喉科	地上4階	八幡町3-5	37-3200
45	診療所	とくだ矯正歯科	地上2階	八幡町4-3 八幡ビ ル201	25-8941
46	診療所	かしわぎ心療内科クリニック	地上2階	八幡町4-3八幡ビル 2F	23-6121
47	診療所	重野医院	地上2階	花園町1-7	22-7712
48	診療所	まるやま歯科医院	地上3階	花園町1-7	24-2718
49	病院	佐世保国際通り病院	地上6階	浜田町1-6	29-4181
50	診療所	くろき医院	地上2階	浜田町2-10	22-8765
51	診療所	しながわ小児歯科医院	地上1階	浜田町2-17	24-6010
52	診療所	西諫早病院サテライトクリニックPET/ CT佐世保	地上2階	浜田町2-7	59-7777
53	病院	佐世保市総合医療センター	地上8階 地上6階	平瀬町9-3	24-1515
54	診療所	海上自衛隊佐世保衛生隊診療所	地上1階(2 棟)、地上2階	平瀬町無番地	23-0486
55	診療所	村上きんしろう循環器内科	地上3階	松浦町2-21 九十 九島ビル3階	56-7060
56	診療所	森皮膚科	地上3階	松浦町2-6	22-5514
57	診療所	原口消化器内科	地上2階	松浦町5-28	37-3777
58	診療所	兵働歯科医院	地上1階	万徳町1-8	25-8135
59	診療所	増元内科	地上2階	万徳町8-11	22-1181
60	診療所	いけだ小児科	地上3階	万徳町8-15	24-6981
61	診療所	野口内科	地上4階	湊町2-8石井海陸 興業ビル4F	23-3100
62	診療所	小林矯正歯科	地上2階	湊町5-27 ハピネス 湊2F	23-8227
63	診療所	中村歯科医院	地上1階	湊町7-5	25-1184
64	診療所	金子内科医院	地上2階	宮田町3-14	24-5780
65	診療所	朝村歯科	地上7階	宮田町2-18	25-8866
66	診療所	いけだ歯科医院	地上4階	宮田町3-18	25-4976
67	診療所	一瀬診療所	地上5階	本島町1-11	22-8082
68	診療所	田中医院	地上4階	本島町2-11	23-5308
69	診療所	マツナガ歯科	地上2階	本島町3-30	23-8211
70	医務室	ゆうあい診療所	地上3階	横尾町2395-1	59-8152
71	診療所	増田整形外科	地上5階	高砂町4-21	24-0056
72	診療所	佐世保市保健所	地上8階	高砂町5-1	24-1111
73	診療所	佐世保市立急病診療所	地上1階	高砂町5-1	25-3352
74	地域密着型介護老人 福祉施設	小規模特別養護老人ホーム ゆうあい ホーム横尾	地上3階	横尾町2395-1	59-8152

No	施設種別	施設名	階数	所在地	連絡先(電話)
75	地域密着型通所介護	トレーニング特化型 元気になるデイサービス	地上2階	横尾町2395-1	59-8686
76	グループホーム	グループホーム春日スプリングガーデン	地上1階	春日町716-8	25-5088
77	通所リハビリテーション	俵町浜野病院 デイケアセンター	地上2階	俵町22-1	22-6548
78	グループホーム	グループホームわかば	地上3階	俵町22-1	22-6548
79	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム折橋	地上2階	折橋町2-2	59-6288
80	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 幸の里	地上2階	折橋町2-2	59-6155
81	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 幸の里2番館	地上2階	折橋町2-2-1	59-6363
82	介護老人保健施設	マハロ倶楽部	地上3階	城山町3-21	24-3508
83	グループホーム	ハナレイ倶楽部グループホーム	地上3階	城山町3-21	37-1511
84	通所リハビリテーション	ハナレイ倶楽部	地上1階	城山町3-21	37-1511
85	通所リハビリテーション	デイケア オリーブ	地上2階	高砂町4-21	59-8125
86	地域密着型通所介護	リハプライド佐世保天満	地上1階	天満町3-23-101	76-7450
87	通所介護	デイサービスセンター ナイスケアみなとまち	地上2階	湊町5-5	23-2880
88	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 ナイスケアみなとまち	地上6階	湊町5-5	23-2880
89	有料老人ホーム	ケアインファースト栄	地上11階	栄町5-9	59-8222
90	グループホーム	グループホームスマイル	地上3階	光月町4-11	25-4825
91	共同生活援助	社会福祉法人つばさ会 山の田荘	地上2階	春日町10-1	49-7087
92	就労継続支援B型	JSPカレッジ	地上4階	宮田町6-4 202号	76-8840
93	就労継続支援B型	ハッピーワーク	地上2階	城山町6-18	76-7016
94	共同生活援助	エクラス石坂(エクラス石坂)	地上2階	石坂町3-1	59-9958
95	共同生活援助	エクラス福田(エクラス石坂)	地上2階	福田町667	59-9958
96	放課後等デイサービス	子ども発達支援 やまびこ学苑佐世保校 子ども発達支援 やまびこ学苑第二佐世保校 就労支援 やまびこ農苑えぼし	地上5階	谷郷町2-4	59-5067 59-7736 37-1797
97	就労継続支援B型	NEUTRAL	地上4階	相生町2-29	37-6056
98	就労継続支援B型	エンポート佐世保	地上4階	相生町2-35	37-6302
99	就労継続支援B型	オードリー祇園事業所	地上2階	祇園町2-7	24-9533
100	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童デイ ゆめ ときわ 児童デイ ゆめ ときわ2	地上3階	常盤町1-8	37-9602
101	児童発達支援 放課後等デイサービス	チャイルドハートときわ チャイルドハート名切	地上3階	常盤町3-9 ダイセイ 常盤ビル	24-4505
102	就労継続支援B型	Fresh Strawberries	地上7階	常盤町7-14	23-5766
103	就労移行支援 就労継続支援B型	就労支援事業所 ホットライフ MINATOMACHI FACTORY	地上5階	本島町4-26	23-7565
104	就労継続支援B型	ぼくきみ。	地上5階	本島町3-27	56-3384
105	児童発達支援 放課後等デイサービス	BLUE PLANETS	地上5階	万津町5-8 東洋ビル2F	88-7613
106	共同生活援助	山の田荘	地上2階	春日町10-1	22-6335
107	児童クラブ	くすのき児童クラブ	地上2階	保立町12-9 1階	090-8834-4502
108	児童クラブ	みらいキッズ 第1教室	地上3階	祇園町2-11 ICCさ せぽビル1階	22-0086

No	施設種別	施設名	階数	所在地	連絡先(電話)
109	児童クラブ	児童クラブ いちにのさん 山手	地上3階	折橋町3-11	80-3802
110	保育所	佐世保中央保育園	地上2階	梅田町7-20	23-0777
111	保育所	太陽の子保育園	地上2階	湊町7-5	76-7775
112	幼稚園型認定こども園	桜の聖母幼稚園	地上2階	俵町22-12	22-8718
113	保育所型認定こども園	塩浜青い実幼児園	地上5階	塩浜町7-6	22-2211
114	幼保連携型認定こども園	CANDYこども園	地上3階	上町3-16	22-8055
115	幼稚園	進徳幼稚園	地上2階	元町5-24	25-8885
116	認可外保育施設	愛和幼稚舎	地上2階	矢岳町5-3-2F	25-1520
117	認可外保育施設	きららキッズ	地上1階	平瀬町9-3	24-1515
118	子育て支援拠点	親子ひろば よんぶらこ	地上3階	本島町4-15	080-1730-0181
119	診療所 児童発達支援 地域子育て支援センター	佐世保市子ども発達センター	地上2階	常盤町6-1	23-3945
120	小学校	清水小学校	地上4階	保立町10-1	24-8445
121	中学校	清水中学校	地上3階	万徳町9-7	24-8483
122	小学校	大久保小学校	地上3階	東大久保町9-10	22-4034

佐々川

No	施設種別	施設名	階数	所在地	連絡先(電話)
1	診療所	はらだ医院	地上2階	小佐々町黒石354-3	41-3322
2	地域密着型通所介護	デイサービス てるてるぼうず	地上1階	吉井町橋川内405-8	64-2655
3	認知症対応型通所介護	ドリームケア吉井	地上1階	吉井町橋川内26-5	64-2230
4	通所介護	佐世保市社協吉井通所介護事業所	地上1階	吉井町橋川内570-4	64-3117
5	グループホーム	グループホームよしいの郷	地上1階	吉井町橋川内570-4	64-4001
6	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム パールホーム	地上2階	世知原町栗迎1	76-2315
7	養護老人ホーム	養護老人ホーム グリーンホーム	地上3階	世知原町栗迎1	76-2450
8	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム 竹の子	地上1階	世知原町栗迎89-48	73-9000
9	通所介護	佐世保市社協世知原通所介護事業所	地上1階	世知原町栗迎83-5	76-2279
10	共同生活介護	グループホームせちばる	地上2階	世知原町栗迎1	73-3232
11	保育園	ゆりかご保育園	地上1階	世知原町栗迎89-9	76-2246
12	幼稚園	吉井中央幼稚園	地上1階	吉井町大渡245-1	64-3800
13	中学校	吉井中学校	地上3階	吉井町前岳3-2	64-3245

(参考)

重要防潮水門調書

河川(海岸)名	樋門名	所在地	形状		管理者	摘要
			高(m)	幅(m)		
飯盛川	大塔	大塔町	2.0	2.0	佐世保市	1 か所 (4連)
真申川	真申	棚方町	3.9	4.4	佐世保市	1 か所 (3連)
相浦川	敷島	川下町	2.0	2.5	長崎県	1 か所 (2連)
相浦川	川下	川下町	2.0	2.5	長崎県	4 か所
相浦川	新田川	椎木町	2.8	4.0	長崎県	2 か所
相浦川	小野川	椎木町	6.16	12.9	長崎県	1 か所 (2連)
相浦川	日野川	椎木町	4.82	13.0	長崎県	1 か所 (2連)
日宇川	天神	白岳町	4.3	2.5	長崎県	1 か所 (1連)
浜の川	上船越	船越町	2.0	1.5	佐世保市	2 か所
次郎田川	次郎田	大塔町	3.0	4.2	佐世保市	1 か所
江迎湾	深江	鹿町町土肥ノ浦	2.0	2.0	佐世保市	1 か所 (3連)
鹿町湾	大加勢	鹿町町下歌ケ浦	1.5	1.5	佐世保市	1 か所

防災重点農業用ため池 (94箇所)

【選定基準】 (平成31年 農林水産省)

- ①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
 ②ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
 ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの
 ④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

ため池名	所在地	貯水量 (m ³)	ため池名	所在地	貯水量 (m ³)
六郎堤	萩坂町	74,900	牟田原池 (烏帽子)	烏帽子町	46,100
弥太郎堤	瀬道町	12,300	横溜池	烏帽子町	16,300
柳ノ本堤	瀬道町	53,400	福田溜池 (知見寺)	知見寺町	72,300
宮ノ浦溜池	浦川内町	30,200	動石池	原分町	31,400
大谷溜池 (重尾)	重尾町	2,800	下牟田池	知見寺町	44,000
小豆田溜池 (横手)	横手町	11,400	下田溜池	知見寺町	25,400
白山下溜池	桑木場町	7,100	二反田溜池	松原町	2,000
本谷溜池 (三川内)	三川内町	3,100	岳牟田溜池 (小舟)	小舟町	15,270
黒坊溜池 (チルガ谷)	桑木場町	45,500	大里見溜池	楠木町	107,100
心野第2溜池	心野町	14,100	戈牟田溜池	楠木町	66,700
郷美谷池	里美町	304,900	岳野2号溜池	岳野町	23,200
焼山溜池	里美町	12,000	岳野3号溜池	岳野町	21,300
南瀬替溜池	潜木町	44,400	地藏木場溜池	吉岡町	31,000
岳下池	小舟町	43,700	宇坪田溜池	牧の地町	8,600
赤新田池	筒井町	27,900	福田溜池 (野中)	野中町	4,500
犬造池	筒井町	1,500	新堤 (野中)	野中町	5,800
小木原溜池	上柚木町	5,200	大久保溜池	上本山町	10,100
正本田溜池	上柚木町	7,400	八の久保1号溜池	八の久保町	9,300
大牟田溜池 (潜木)	潜木町	44,000	八の久保2号溜池	八の久保町	6,800
ため池名	所在地	貯水量	ため池名	所在地	貯水量

		(m3)
前岳溜池（横尾）	横尾町	29,300
平山溜池	中里町	2,400
前原溜池	中里町	3,400
平床溜池	小川内町	6,000
高筈溜池	中里町	5,600
打越新堤	十文野町	7,600
山ノ田堤	吉岡町	11,100
山口谷溜池	竹辺町	7,300
流矢溜池	小野町	3,200
鳥越溜池	指方町	17,500
小田堤	指方町	27,000
大牟田溜池（針尾西）	針尾西町	25,500
山本溜池	宇久町平	80,000
平溜池	宇久町平	45,000
道清溜池（江迎）	江迎町北平	30,400
瀬尻溜池	江迎町奥川内	49,200
大平溜池	江迎町奥川内	50,800
堤原溜池	江迎町七腕	60,000
御堂溜池	鹿町町深江	72,859
二つ石ため池	鹿町町上歌ヶ浦	67,000
甲頭ため池	鹿町町口ノ里	6,000
三浦越溜池	鹿町町深江	14,000
小坂口溜池	小佐々町臼ノ浦	7,260
法内溜池	吉井町板樋	30,000
海寺法内溜池	吉井町板樋	78,244
長田溜池（梶木場）	吉井町梶木場	65,000
道清田溜池（吉井）	吉井町吉元	8,300
追勢原溜池	吉井町田原	8,100
大蜂溜池	吉井町乙石尾	39,638
高峰溜池	吉井町高峰	80,465

		(m3)
立花溜池	世知原町太田	38,780
平川原溜池	世知原町西ノ岳	156,000
牟田ため池（赤木場）	世知原町赤木場	60,100
黒石溜池	世知原町栗迎	76,080
新兵衛溜池	世知原町上野原	37,000
熊ノ木溜池	世知原町木浦原	30,000
堂出溜池	世知原町木浦原	40,000
竹ノ田第一溜池	世知原町木浦原	24,000
竹ノ田第二溜池	世知原町木浦原	12,560
牟田溜池（長田代）	世知原町長田代	30,000
ひえだ溜池	野中町	5,300
牛ノ坂溜池	竹辺町	1,900
下の堤	日野町	4,780
又堤池	船越町	7,400
池ノ田堤	早苗町	4,300
上原第1	上原町	3,000
三川内本1号池	三川内本町	3,390
城ノ谷第2溜池	上原町	5,300
福万寺溜池	江迎町北平	34,500
松野尾溜池	江迎町長坂	2,400
中尾溜池	江迎町栗越	93,000
谷山溜池	鹿町町深江	2,400
鎌投溜池	小佐々町葛籠	144,460
串田第1溜池	吉井町梶木場	16,060
内裏池	吉井町直谷	4,940
前岳ため池（吉井）	吉井町前岳	3,510
(94箇所)		

雨量計設置箇所

河川名	観測所名	位置	雨量計 種別	管理者	連絡先	電話番号
佐世保川	山の田水源地	桜木町	自記	水道局長	佐世保市桜木町山の田水源地内	22-4033
相浦川	相当水源池	上柚木町	〃	〃	佐世保市上柚木町相当水源池内	46-0114
〃	転石水源池	小舟町	〃	〃	佐世保市小舟町転石水源池内	46-0111
〃	川谷水源池	川谷町	〃	〃	佐世保市川谷町川谷水源池内	46-0113
〃	菰田水源池	菰田町	〃	〃	佐世保市菰田町菰田水源池内	49-2420
小森川	広田浄水場	広田町	〃	〃	佐世保市広田町広田浄水場構内	38-2442
〃	佐世保工務 センター	早岐町	〃	九州旅客鉄道 株式会社 長崎支社	佐世保工務センター	38-2512
佐世保川	海自佐世保 地方総監部	平瀬町	〃	総監部	海自佐世保地方総監部	23-7111
	佐世保特別地域気 象観測所	千尽町	自動	長崎地方 気象台	長崎地方気象台	(095) 811-4861
相浦川	相浦雨量 観測所	相浦町	自記	長崎県	相浦町（民間委託）	
	県北振興局	木場田町	〃	〃	県北振興局建設部	23-4211
	佐世保川	八幡町	〃	佐世保市	佐世保市役所土木部	24-1111
	佐世保国道 維持出張所	田の浦町	〃	国土交通省	国土交通省佐世保国道維持出張所	38-3174
	県北ダム 管理事務所	黒髪町	〃	長崎県	県北ダム管理事務所	32-6935
	宇久行政 センター	宇久町 平	〃	佐世保市	佐世保市宇久行政センター	(0959) 57-3111

検潮儀設置箇所

佐世保海上保安部検潮所	千尽町	フース式長期巻	管理者 海上保安部

過去10年間にける本市年間降水量 【長崎地方気象台調べ】

(佐世保特別地域気象観測所) (単位：ミリ)

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	年合計
2014	42.5	111.0	142.5	79.5	129.0	123.5	432.0	754.0	136.5	103.5	90.0	78.5	2222.5
2015	86.5	44.5)	141.5	234.5	191.0	322.0	227.5	324.5	158.0	107.0	160.5	145.0	2142.5
2016	84.0	77.0	68.0	247.5	246.5	569.0	286.5	109.5	607.5	198.0	132.0	140.0	2765.5
2017	40.5	78.0	39.0	212.0	112.5	143.0	328.0	136.5	191.5	271.5	21.0	34.0	1607.5
2018	73.5	57.5	174.5	103.5	178.5	293.5	503.0	111.0	251.5	78.5	70.5	92.5	1988.0
2019	29.5	68.0	96.0	124.5	77.5	137.5	312.5	570.0	155.5	66.0	34.0	182.0	1853.0
2020	141.0	116.0	174.5	88.5	207.5	664.0	836.5	132.5	283.5	58.5	58.5	42.0	2803.0
2021	38.0	102.5	126.5	94.0	295.0	171.0	67.0	989.5	165.0	6.0	108.5	60.0	2223.0
2022	48.5	21.5	147.0	198.5	33.0	171.5	143.0	329.5	371.0	46.0	28.5	43.0	1581.0
2023	96.5	104.0	105.0	220.5	267.0	226.0	190.0	186.0	317.0	29.0	73.5	37.5	1852.0

<データに付加する記号の意味>

- ・ 値以外に何も付加していない場合は、正常値であることを示している。
- ・ 値の後の“()”は、準正常値を意味し、品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容範囲内で欠けている場合であることを示している。

過去10年間にける雨量と被災額（土木関係）

年別	降雨量（単位：ミリ）		被 害		
	最大日雨量	最大時雨量	件数	被害額 (単位：千円)	適 用 (単位：千円)
21	170.5	79.5	231	213,494	公災 98,112 単災 115,382
22	110.5	60.5	84	49,472	公災 16,319 単災 33,153
23	178.5	44.0	156	97,000	公災 31,000 単災 66,000
24	144.0	55.5	62	43,327	単災 43,327
25	116.5	79.0	127	77,147	公災 6,444 単災 70,703
26	197.0	63.5	252	180,592	公災 16,327 単災 164,265
27	119.0	53.5	95	89,040	公災 6,567 単災 82,473
28	244.5	59.5	278	236,628	公災 43,975 単災 192,653
29	161.0	63.0	82	45,973	公災 2,863 単災 43,110
30	344.5	85.5	190	185,643	公災 58,675 単災 126,968

第18節 土砂災害警戒区域等の災害応急対策計画

【土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会・消防局】

この計画は、土砂災害警戒区域等の災害応急対策に関する事項を定めるものとする。

1 指定区域

- (1) 砂防指定地（国指定）
- (2) 地すべり防止区域（国指定）
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域（県指定）
- (4) 土砂災害（特別）警戒区域（県指定）

2 予想される災害

連続的降雨又は集中豪雨、地震等による山崩れ、地すべり、がけ崩れに伴う家屋の倒壊・埋没及び人的災害の発生

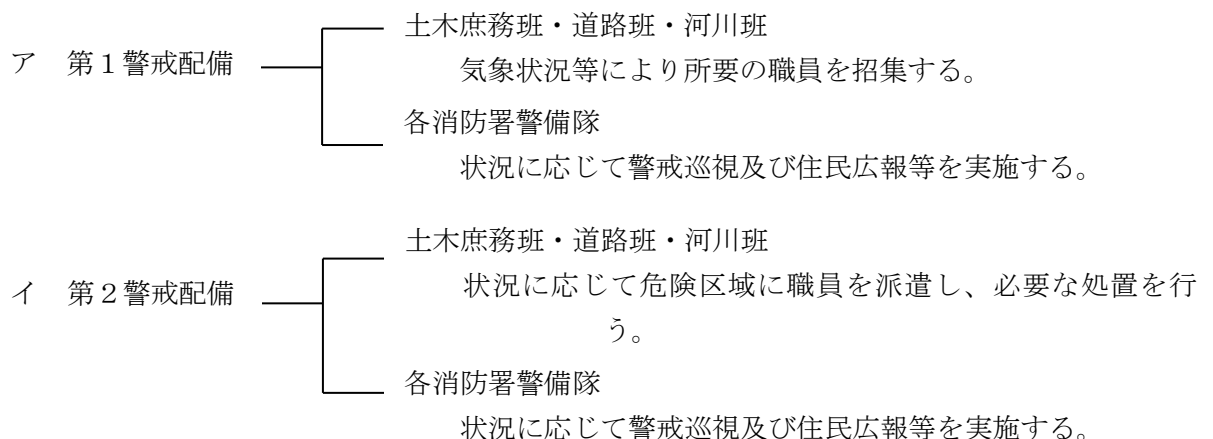
3 警戒配備及び応急対策

気象注意報及び警戒配備基準雨量により、危険区域内に災害発生のおそれがあると認められた場合、警戒本部本部対策班に内申し災害警戒本部を設置する。

(1) 警戒配備基準雨量

区 分	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40mm～100mmあった場合	前日までの降雨がなかった場合
第1警戒配備	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超えたとき
第2警戒配備	当日の日雨量が50mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

(2) 警戒配備体制



(3) 情報収集及び伝達

気象注意報、警報、危険区域の状況等警戒体制に必要な情報の収集、伝達及び報告を迅速かつ確実に実施する。

なお、土砂災害警戒区域における避難情報（高齢者等避難・避難指示）の伝達方法は、第1表のとおりとする。

(4) 緊急避難

災害発生又は発生のおそれがある場合は、第3編第1章第4節避難計画に基づき、必要な措置を講じる。

(5) 緊急対策

ア 前兆現象による斜面の亀裂等を発見した場合、各消防署警備隊は雨水により促進しないようシート等による保護や水流の変更を行うなど未然防止に努める。

イ 対策措置に必要な資材は、水防倉庫備蓄資材を使用する。（第3編第1章第17節）

ウ 災害発生に際して、公共施設等の機能保全とともに二次災害防止に努める。

4 土砂災害時の避難場所

土砂災害時の避難場所については、第3編第1章第4節第2表避難予定場所一覧表による。

5 要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（「土砂災害防止法」という。）第8条第1項第4号に定める施設とは、次に定める施設とする。

なお、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、第2表のとおりとする。

要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの）

(1) 社会福祉施設等

ア 高齢者施設

入所系高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム、有料老人ホームなど）、通所系高齢者福祉施設（通所介護、小規模多機能型居宅介護など）

イ 保護施設

ウ 障害児・者施設等

障がい福祉サービス事業の用に供する施設、障がい者支援施設、障がい児通所支援施設、地域活動支援センター、身体障害者社会参加支援施設、福祉ホーム

エ 児童福祉施設等

児童福祉施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、認可外保育施設、子育て支援センター

(2) 学校

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校

(3) 医療施設

病院、診療所、助産所

6 その他

ぼた山の崩壊や浅所陥没が発生又は発生するおそれがある場合についても、上記に準じて必要な措置を講じる。

砂防指定地一覧表

番号	河川名		所在地	指定関係事項			着工 竣工 年度
	幹川名	溪流名		告示年月日	告示番号	面積(ha)	
1	福石川	福石川	木風町	S41. 5. 26	第1596号	0. 83	S39～S40
2	〃	〃	〃	S24. 12. 2	第 907号	0. 06	S24～S25
3	〃	〃	〃	S25. 9. 15	第1048号	0. 45	S26～S26
4	日字川	本川	黒髪町	S25. 9. 15	第1048号	0. 12	S25～S27
5	〃	黒髪川	〃	S37. 11. 14	第2864号	4. 90	S36～S36
6	〃	西龍川	木風町	S39. 9. 17	第2687号	4. 46	
7	相浦川	本川	柚木町	S25. 9. 15	第1048号	16. 85	S25～S28
8	〃	本川	〃	S29. 3. 29	第 281号	10. 51	S29～S29
9	〃	高尾川	柚木岡免	S32. 11. 13	第1408号	1. 69	S32～S32
10	〃	牟田川	潜木町	S37. 11. 14	第2864号	2. 90	S36～S36
11	〃	小野川	小野町	S37. 11. 14	第2864号	24. 35	S36～S37
12	〃	石ヶ倉川	里美町	S41. 8. 30	第2989号	4. 34	S41～S42
13	〃	弥佐山川	〃	S41. 8. 30	第2989号	0. 89	S41～S41
14	〃	流合川	上宇戸免	S42. 3. 22	第 711号	4. 50	S42～S43
15	小佐世保川	小佐世保川	小佐世保町	S31. 3. 3	第 356号	0. 30	S23～S31
16	佐世保川	佐世保川	春日町	S36. 9. 29	第2210号	4. 14	S35～S35
17	〃	赤木川	赤木町	S32. 9. 6	第1085号	7. 33	S32～S32
18	宮村川	宮村川	宮町	S34. 9. 5	第1653号	7. 10	S34～S35
19	〃	宮田川	瀬道町	S42. 3. 22	第 711号	1. 66	
20	相浦川	大野川	松瀬町	S42. 11. 30	第3938号	1. 48	
21	日字川	西龍川	木風町	〃	〃	1. 25	S42～S43
22	〃	太田川	黒髪町	〃	〃	4. 23	
23	御船川	御船川	鵜渡越町	〃	〃	1. 28	S42～S43
24	小佐世保川	小佐世保川	小佐世保町	〃	〃	1. 75	S42～S
25	相浦川	相浦川	上宇戸町	〃	〃	20. 40	S45～S
26	牟田川	潜木川	潜木町	〃	〃	5. 70	
27	〃	谷川	下岳免	〃	〃	6. 30	
28	日字川	犬尾川	黒髪町	S43. 2. 16	第 198号	6. 58	S42～S43

番号	河川名		所在地	指定関係事項			着工 竣工 年度
	幹川名	溪流名		告示年月日	告示番号	面積(ha)	
29	〃	猫山川	〃	〃	〃	4.68	
30	小森川	日出川	桑木場町	〃	〃	6.30	
31	相浦川	久保仁田川	下宇戸町	S44. 3.13	第 553号	9.80	S44～S45
32	〃	臼木川	上柚木町	〃	〃	5.30	S44～S45
33	〃	赤瀬川	高花町	〃	〃	5.50	
34	〃	小川内川	菰田町	〃	〃	1.40	S44～S
35	〃	矢峰川	矢峰町	S47. 3.29	第 604号	2.08	S47～S
36	〃	池野川	松瀬町	〃	〃	1.50	S47～S47
37	金田川	金田川	重尾町	〃	〃	7.60	S47～S48
38	日宇川	猫山川	黒髪町	S50. 5.27	第 898号	2.28	S50～S52
39	相浦川	高尾川	柚木元町	〃	〃	2.29	S50～S54
40	日宇川	西龍川	大和町	S54. 4.18	第 886号	0.63	S54～S
41	佐々川	鍋田川	世知原町長田代	S29. 3.29	第 281号	10.51	S28～S28
42	〃	〃	世知原町太田	S31. 12.17	第2008号	10.41	S31～S31
43	〃	北川内川	世知原町北川内	S31. 3. 3	第 356号	2.45	S30～S31
44	〃	佐々川	世知原町開作	〃	〃	2.98	S30～S31
45	〃	龍の氏川	世知原町上野原	S42. 3.22	第 711号	4.5	S42～S43
46	〃	南谷川	世知原町開作	S42. 11.30	第3938号	12.6	S45～S46
47	〃	佐々川	世知原町上野原	S42. 11.30	第3938号	1.26	S42～S43
48	〃	〃	世知原町開作	S42. 11.30	第3938号	6.0	S45～S46
49	〃	猿谷川	世知原町太田	S42. 11.30	第3938号	6.0	
50	〃	路木場川	世知原町栗迎	S44. 3.13	第 553号	11.76	S44～S45
51	〃	佐々川	世知原町檜巻・ 上野原	H 8. 3.21	第 729号	2.06	H 7～H16
52	〃	路木場川	世知原 栗迎・筥瀬	H11. 7. 2 H12. 10.18	第1455号 第2027号	4.84 2.02	H11～H16
53	竹田川	竹田川	小佐々町西川内	S43. 2.16	第198号	4.5	S43
54	大石川	大石川	小佐々町西川内	S43. 2.16	第198号	2.75	S44～S45
55	竹田川	東ノ木川	小佐々町西川内	S47. 2.14	第190号	2.08	S46～S47
56	上矢岳川	上矢岳川	小佐々町矢岳	S47. 2.14	第190号	2.42	S45～S46

番号	河川名		所在地	指定関係事項			着工 竣工 年度
	幹川名	溪流名		告示年月日	告示番号	面積(ha)	
57	宮田川	宮田川	小佐々町楠泊	S47. 3. 29	第604号	2. 86	S47～S48
58	福井川	橋川原川	吉井町直谷	H19. 3. 8	第291号	0. 95	H18～H20
59	江迎川	小川内川	江迎町	S44. 3. 13	第553号	7. 47	S44～S44
60	〃	嘉例川	江迎町	S47. 3. 29	第604号	14. 19	S46～S47
61	〃	小迎川	江迎町猪調	S48. 5. 22	第1099号	10. 30	S48～S50
62	〃	野田川	江迎町	S34. 12. 14	第2460号	16. 68	S34～S35
63	〃	本川	江迎町	S37. 11. 14	第2864号	5. 00	S36～S38
64	歌ヶ浦川	歌ヶ浦川	鹿町町	S47. 3. 29	第604号	3. 60	S47～S49
65	鹿町川	鹿町川支川	鹿町町	S42. 3. 2	第711号	8. 80	S42～S43
66	福井川	堂ノ前川	江迎町	H19. 11. 5	第1469号	0. 53	S19～
67	小佐世保川	小佐世保川	小佐世保町	S24. 12. 2	第 907号		
68	宮村川	寺辺田川	城間町	H23. 7. 20	第 762号	2. 7	
69	福石川	福石川	福石町	R2. 9. 15	第 867号	1. 09	
70	松山川	松山川	松山町	R3. 3. 16	第 198号	2. 42	
71	江迎川	野田川	江迎町	S38. 11. 14	第2831号	7. 52	
72	小森川	中原川	中原町	R3. 12. 13	第1513号	0. 57	
73	小森川	中原川	中原町	R5. 6. 28	第610号	0. 02	
計						369. 55	

急傾斜地法指定箇所一覧表

番号	地区名	位置	地 形						区域の指定長崎県告示番号 年月日	備 考	施工区分	
			勾配 (度)	長さ (m)	高さ(m)	急傾斜 面の面積 (ha)	急傾斜地 崩壊危険 区域面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物	公共的施設		
1	真申	棚方町	60	550	20.0	1.4	5.7	62	神社 1	市道 550m	概成	〇
2	松山	松山町	58	480	26.0	1.4	3.1	80	通産事務所 1	市道 320m	宅地規制区域 一部概成	〇
3	清水	清水町	50	200	15.0	0.5	1.6	66			宅地規制区域 概成	〇
4	宮田	宮田町	45	430	30.0	1.8	3.1	58			宅地規制区域 概成	〇
5	高梨(2)	高梨町	70	210	20.0	0.5	1.7	50	市営アパート2	市道 215m	宅地規制区域 一部概成	〇
6	大和	大和町	37	400	28.0	1.5	2.5	68	公民館 1	国道 市道 330m	概成	〇
7	柳町	相浦町	45 52	800 36.4	25 11.5	2.8 0.16	4.6 0.11	53 6			概成	〇
8	西ノ浜	相浦町	45	1192	30.0	4.8	9.6	105	公民館 1	市道 230m	一部概成 R4年度から拡大事業中	〇
9	蛭子第1	相浦町	40	900	35.0	4.5	8.3	70	公民館 1		概成	〇
10	築町	相浦町	45	330	38.0	1.7	4.4	50		市道 190m	概成	〇
11	蛭子第2	相浦町	45	640	25.0	2.2	4.9	52			概成	〇
12	高梨	高梨町	43	320	20.0	0.9	2.3	52			宅地規制区域 概成	〇
13	大黒	大黒町	40	230	20.0	0.6	1.5	51			宅地規制区域 概成	〇
14	棚方	棚方町	45	310	20.0	5.4	7	32		市道 60m	一部概成 (監視中)	〇
15	鵜渡越	鵜渡越町	40	120	20.0	1.2	1.6	9		市道 120m	宅地規制区域 概成	〇
16	原分	原分町	60	150	20.0	0.7	1.5	24			監視中	〇
17	瀬戸越	瀬戸越町	50	520	25.0	1.4	2.7	56	公民館 1		宅地規制区域 監視中	〇
18	保立	保立町	50 53	140 55	20.0 28.1	0.6 0.02	0.9 0.19	9 14			宅地規制区域 一部概成 (監視中)	〇
19	名切	名切町	45	90	20.0	0.3	0.47	8			宅地規制区域拡大 概成	〇

番号	地区	区名	位置	地形						公共的建物	公共的施設	区域の指定長崎県告示番号	備考	施工区分	
				勾配 (度)	長さ (m)	高さ (m)	急傾斜 面の面 積 (ha)	急傾斜 地 崩壊危険 区域面積 (ha)	人家 (戸)					県	市
20	福石		福石町	70	70	11.0	0.07	0.29	10	公民館 1 神社 1		第 381号 S46. 5. 11	概成		○
21	三川内		三川内本町	50	520	30.0	3.8	7.2	11	支所 1 病院 1 交番 1 消防 分団 1 神社 1		第 381号 S46. 5. 11	概成	○	
22	福田		福田町	40	145	16.0	0.26	0.68	23	病院 1		第 137号 S48. 2. 20	宅地規制区域 概成		○
23	山祇		山祇町 須田尾町	50	40	12.0	0.06	0.23	14			第 144号 S51. 2. 27	宅地規制区域 概成	○	
24	小島		小島町	45	50	14.0	0.09	0.28	5	簡易郵便局 1	県道 50m	第 728号 S50. 9. 23	概成	○	
25	大和(2)		大和町	60	120	17~23	0.2	0.91	13	公衆浴場 1	市道 50m 普通河川 80m	第 143号 S51. 2. 27	宅地規制区域 概成	○	
26	三川内(2)		三川内町	40	170	10.0	0.17	1.05	15			第 842号 S52. 9. 24	拡大 概成	○	○
27	長坂		長坂町	50	70	10.0	0.07	0.62	6			第 843号 S52. 9. 24	概成	○	
28	柿の浦		針尾西町	60	150	20.0	0.33	1.2	26	公民館 1		第 233号 S54. 3. 27	概成	○	○
29	大潟(1)		大潟町	70	140	18.0	0.25	0.76	16			第 233号 S54. 3. 27	概成	○	
30	御船		御船町	60	60	16.0	0.1	0.6	10	寺院 1 公民館 1	県道 70m 市道 70m	第 477号 S55. 6. 6	宅地規制区域 概成	○	
31	大潟(2)		大潟町	60 65	200 38	20~45 15~21	0.65 0.87	1.05 1.23	11 43	教会 1 幼稚園 1	市道 130m	第 477号 S55. 6. 6 第 759号 S60. 8. 23	概成	○	
32	今福(16)		今福町	85	55	19.0	0.05	0.24	7	寺院 1	市道 60m	第 477号 S55. 6. 6	宅地規制区域 R4年度から拡大事業中	○	
33	鹿子前		鹿子前町	40	60	40.0	0.22	0.37	5			第 477号 S55. 6. 6	概成	○	
34	椎木		椎木町	40	30	16.0	0.09	0.3	6			第1028号 S55. 12. 23	概成	○	
35	白仁田		白仁田町	50	92	26.0	0.37	0.5	12			第 584号 S56. 6. 9	概成	○	
36	鹿子前(2)		鹿子前町	45	200	23.0	0.6	1.3	14		市道 220m	第1007号 S55. 12. 19	概成	○	○
37	今福(2)		今福町	40	110	14.5	0.21	0.45	13			第 951号 S56. 10. 9	宅地規制区域 概成	○	
38	若葉		若葉町	70	60	13.0	0.08	0.3	11			第1204号 S56. 12. 25	宅地規制区域 概成	○	
39	相浦本町		相浦町	70	110	12.5	0.18	0.52	12	保育園 1		第 147号 S57. 2. 16	概成	○	

番号	地区	名位	地形						区域の指定長崎県告示番号	年	月	日	備考	施工区分	
			置勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜地崩壊危険区域面積(ha)	人家(戸)	公共的建物	公共的施設				県	市
40	稲荷	稲荷町	70	80	14.5	0.13	0.45	10		市道 30m		第 873号 S57. 10. 8	宅地規制区域 概成	○	
41	須佐	須佐町	80	94	18.5	0.16	0.4	57				第 116号 S58. 2. 4 第 680号 H 2. 7. 6	宅地規制区域 概成		○
42	大和(4)	大和町	50	130	10.0	0.15	0.54	15		河川 100m		第 328号 S58. 4. 1	宅地規制区域 概成	○	
43	白木	白木町	40	100	21.5	0.23	0.48	28		河川 35m		第1379号 H10. 12. 22 第 728号 S60. 8. 16	宅地規制区域 概成	○	
44	比良	比良町	75	85	5 ~ 7	0.05	0.21	6	校舎 1	水路 75m		第 729号 S60. 8. 16	宅地規制区域 概成		○
45	三浦	三浦町	90	57	12.0	0.07	0.13	10	教会 1	国道 51m		第1012号 S62. 11. 6	概成		○
46	名切(2)	名切町	80	60	8 ~ 13	0.054	0.28	13				第 601号 S61. 7. 11	宅造規制区域 概成	○	
47	金比良	金比良町	60	40	10 ~ 15	0.055	0.15	8				第 601号 S61. 7. 11	宅造規制区域 概成		○
48	春日(1)	春日町	38	52	21.0	0.12	0.13	12				第1007号 S62. 11. 6	宅造規制区域 概成	○	
49	春日(2)	春日町	54	35	6.5	0.03	0.08	8		市道45m		第1008号 S62. 11. 6	宅造規制区域 一部概成 (監視中)	○	
50	赤崎	赤崎町 小島町	47	120	30.0	0.35	0.42	10		県道60m		第1025号 S62. 11. 13	概成	○	
51	大和(5)	大和町	49	40	8.0	0.04	0.09	7				第1009号 S62. 11. 6	宅造規制区域 概成		○
52	天神	天神町	49	80	12.1	0.13	0.22	13				第1026号 S62. 11. 13	宅造規制区域 一部概成 H31年度から拡大事業中	○	
53	名切(3)	名切町	52	70	10.2	0.08	0.13	9				第1027号 S62. 11. 13	宅造規制区域 概成	○	
54	早岐	早岐三丁目 陣の内町	38 45	50 120	10.2 16.3	0.07 0.14	0.14 0.23	8 9				第1011号 S62. 11. 6 第 802号 H11. 7. 30	一部概成 監視中	○	
55	大和(6)	大和町	38	68	17.0	0.14	0.28	11				第1010号 S62. 11. 6	宅造規制区域 概成	○	
56	矢岳	矢岳町	58	120	20.0	0.28	0.4	28		県道50m市道40m普通 通河川 110m		第1128号 S62. 12. 15	宅造規制区域 概成	○	
57	鹿子前(3)	鹿子前町	40	190	18.0	0.54	0.89	22				第1129号 S62. 12. 15	概成	○	
58	祇園	祇園町	47	218	11.0	0.16	0.42	31				第 469号 H 1. 4. 18	宅造規制区域 概成	○	
59	鯛ノ浦	針尾西町	56	376. 6	12.2	0.56	0.86	30				第 657号 H 1. 6. 30	概成	○	

番号	地区	名位	位置	地形						区域の指定長崎県告示番号	備考	施工区分	
				勾配 (度)	長さ (m)	高さ (m)	急傾斜 面の面 積 (ha)	急傾斜地 崩壊危険 区域面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物	公共的施設	県	市
60	大崎		針尾北町	42	189	12.3	0.41	0.61	13		概成	○	
61	西今福		今福町	51	187	28.7	0.44	0.65	28		宅造規制区域 概成	○	○
62	白南風		白南風町	51	61	10.6	0.09	0.15	8		宅造規制区域 概成	○	
63	若葉(2)		若葉町	57 58	35 75	13.1 16.0	0.05 0.4	0.08 0.12	6 11		宅造規制区域 概成	○	
64	中今福		今福町	57	110	17.0	0.22	0.27	16		宅造規制区域 概成	○	○
65	木場田		木場田町 比良町	38	160	26.0	0.56	0.57	26	診療所 1	宅造規制区域 概成	○	
66	大和(7)		大和町	37	185	16.1	0.49	0.67	28	市道 100m	宅造規制区域 概成	○	○
67	東大久保		東大久保町 比良町	43	120	19.6	0.24	0.35	37		宅造規制区域 概成	○	
68	黒髪		黒髪町	45	71	11.5	0.15	0.26	7		宅造規制区域 概成	○	
69	白岳(1)		白岳町	47	45	22.7	0.14	0.18	5		概成	○	
70	白岳(2)		白岳町	45	65	24.0	0.19	0.26	5		宅造規制区域 概成	○	
71	勝海		勝海町	59	84	25.0	0.15	0.2	5		概成	○	
72	西今福(2)		今福町	58 46	62 58	7.9 13.8	0.12 0.07	0.15 0.12	6 8		宅造規制区域 概成	○	
73	大潟(3)		大潟町	36	75	14.0	0.09	0.18	6		概成	○	
74	梅田		梅田町	40	14.2	7.0	0.015	0.02	6		宅造規制区域 概成	○	
75	棚方(2)		棚方町	35	110	21.0	0.44	1.13	5		概成	○	
76	名切(4)		名切町	53	228	11.6	0.21	0.85	38	市道 80m	宅地規制区域 概成	○	
77	須佐(2)		須佐町	85	55	14.7	0.01	0.09	12		宅地規制区域 概成	○	
78	稲荷(2)		稲荷町	65	32	9.2	0.03	0.08	7		宅地規制区域 概成	○	
79	椎木(2)		椎木町	48	300	22.6	0.62	0.94	51		概成	○	

番号	地区	位置	地形						区域の指定長崎県告示番号	備考	施工区分	
			勾配 (度)	長さ (m)	高さ (m)	急傾斜 面の面 積 (ha)	急傾斜 崩壊危険 区域面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物	公共的施設		
80	瀬戸越(2)	瀬戸越町	63	214	18.9	0.2	0.49	32			概成	○
81	大和(8)	大和町	49 45 46	95 165 88	16.0 23.0 185.0	0.3 0.33 0.13	0.63 0.43 0.20	17 38 6		市道 203m 市道 151m	宅地規制区域 拡大概成	○ ○
82	祇園(2)	祇園町	56	50	15.0	0.05	0.08	5			概成	○
83	戸尾	戸尾町	72	43	10.4	0.02	0.05	6			宅地規制区域 概成	○
84	勝富	勝富町	55	15	11.8	0.01	0.04	7		市道 15m	宅地規制区域 概成	○
85	天神(2)	天神四丁目	35	68	16.1	0.14	0.19	9			宅地規制区域 概成	○
86	天神(3)	天神四丁目	52	101	17.7	0.12	0.22	10			宅地規制区域 概成	○
87	神島	神島町	44	80	20.7	0.14	0.24	20	公民館 1		宅地規制区域 概成	○
88	大塔(1)	大塔町	50	145	19.4	0.2	0.54	25		公園 1 市道 210m	宅地規制区域 一部概成 (監視中)	○
89	大塔(2)	大塔町	38	100	21.5	0.17	0.26	13		市道 160m	概成	○
90	南風崎	南風崎町	35	190	23.9	0.36	0.63	10		河川 50m 市道 90m	一部概成 監視中	○
91	瀬戸越(3)	瀬戸越町	46	85	22.4	0.16	0.27	12			概成	○
92	有福	有福町	45	185	10.3	0.25	0.6	10			概成	○
93	八幡	八幡町	37	54	16.5	0.07	0.1	10			一部概成 監視中	○
94	長坂(2)	長坂町	48	230	27.3	0.56	0.74	42		河川 200m 市道 85m	一部概成 監視中	○
95	有福(2)	有福町	55	64	11.0	0.07	0.12	8		市道 65m	概成	○
96	潮見	潮見町	78	48	12.8	0.02	0.06	6			宅地規制区域 概成	○
97	須佐(3)	須佐町	79	50	10.5	0.02	0.08	8		市道 50m	宅地規制区域 概成	○
98	大渦(4)	大渦町	48 45	52 34	11.2 17.9	0.04 0.04	0.12 0.08	6 3			一部施工済 概成	○ ○
99	熊野	熊野町	56	26	24.0	0.1	0.25	11			一部概成 監視中	○

番号	地区	区名	位置	地形						区域の指定長崎県告示番号	年	月	日	備考	施工区分	
				勾配 (度)	長さ (m)	高さ (m)	急傾斜 面の面 積 (ha)	急傾斜地 崩壊危険 区域面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物	公共的施設				県	市
100	花園		花園町	45	83	5.0	0.08	0.18	25		市道 90m		第 764号 H 5. 7. 23	一部概成 監視中	○	
101	折橋(1)		折橋町	43	280	19.4	0.54	0.85	75	公民館 1	河川 295m 市道 230m		第 839号 H10. 6. 26	宅地規制区域 概成	○	○
102	三川内(3)		三川内町	52	28	6.3	0.01	0.08	6				第 288号 H 5. 3. 23	一部概成 監視中 拡大 (R3から事業中)	○	○
103	赤崎(2)		赤崎町	42	110	18.2	0.14	0.22	21				第 284号 H 5. 3. 23	概成	○	
104	長坂(3)		長坂町	42	106	11.2	0.11	0.29	9				第 541号 H 6. 5. 2	概成		○
105	山手		山手町	50	97.5	10.8	0.03	0.15	9				第 565号 H 6. 5. 20	宅地規制区域 概成		○
106	松山(2)		松山町	42	28	14.0	0.04	0.07	5		市道 37m		第 629号 H 5. 6. 1	宅地規制区域 概成		○
107	高島		高島町	47	67.5	16.3	0.06	0.16	5				第 627号 H 5. 6. 1	概成		○
108	折橋(2)		折橋町	53	157	25.0	0.39	0.47	20		河川 100m 市道 20m		第 912号 H10. 7. 24	概成	○	
109	赤崎(3)		赤崎町	64	55	10.2	0.03	0.17	10				第 853号 H10. 7. 7	概成		○
110	長尾		長尾町	52	24	10.7	0.01	0.05	7		市道 13m		第 855号 H10. 7. 7	宅地規制区域 概成		○
111	今福(5)		今福町	50	16	10.3	0.01	0.07	5				第 854号 H10. 7. 7	宅地規制区域 概成	○	
112	瀬戸越(4)		瀬戸越町	49	168	17.4	0.13	0.33	22		国道 85m		第 856号 H10. 7. 7	宅地規制区域 概成	○	
113	赤崎(18)		赤崎町	39	220	16.1	0.35	0.49	15		県道 53m		第1050号 H10. 9. 18	概成	○	○
114	船越		船越町	50	330	14.0	0.86	1.04	19		市道 88m		第 130号 H10. 2. 6	概成	○	
115	瀬戸越(5)		瀬戸越町	56	88.5	21.0	0.08	0.14	7		市道 84m		第1132号 H10. 10. 2	概成		○
116	須佐(4)		須佐町	54	55.6	12.8	0.04	0.1	9		市道 39m		第 530号 H11. 4. 2	概成		○
117	塩浸		塩浸町	48	90	8.2	0.05	0.11	6	公民館 1	市道 47m		第 860号 H 9. 6. 24	概成		○
118	八幡(2)		八幡町	81	41.7	16.4	0.01	0.06	12				第1051号 H10. 9. 18	宅地規制区域 概成		○
119	俵町		俵町	63	60	8.2	0.05	0.16	9		市道 20m		第 931号 H10. 8. 4	概成		○

番号	地区名	位置	地形							公共的建物	公共的施設	区域の指定長崎県告示番号	年月日	備考	施工区分	
			勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜地崩壊危険区域面積(ha)	人家(戸)	県						市	
120	城間	城間町	62	65	12.0	0.04	0.17	5		市道 60m	第1052号	H10. 9. 18	概成		○	
121	日宇	日宇町	43	26	22.7	0.03	0.08	7		市道 34m	第 857号	H 9. 6. 24	一部概成 監視中	○		
122	椎木(3)	椎木町	58	65	6.1	0.03	0.1	6		市道 河川 10m	第1040号	H10. 9. 16	概成		○	
123	母ヶ浦	母ヶ浦町	62	68	14.3	0.09	0.13	8		河川 67m	第1056号	H 9. 8. 12	概成		○	
124	口の尾	口の尾町	43	80	17.4	0.13	0.21	5		市道 102m	第1057号	H 9. 8. 12	概成		○	
125	神島(2)	神島町	60	60	12.0	0.06	0.14	23			第 57号	H10. 1. 16	概成	○		
126	赤崎(13)	赤崎町	55	80	16.0	0.07	0.16	10			第 58号	H10. 1. 16	概成	○		
127	木風	木風町	60	200	32.0	0.7	1.20	28		河川 150m	第1162号	H14. 10. 11	概成	○		
128	大宮(5)	大宮町	70	84	10.0	0.04	0.12	13	病院 1		第 801号	H11. 7. 30	概成		○	
129	三川内(4)	三川内町	50	127	16.1	0.13	0.26	8	神社 1		第 460号	H13. 3. 30	概成		○	
130	東今福	今福町	37	120	15.0	0.18	0.36	12			第 67号	H11. 1. 18	概成	○		
131	日野	日野町	48	120	20.0	0.24	0.25	13		市道 100m	申請予定		概成	○		
132	松川	松川町	50	35	12.0	0.03	0.1	6			第1251号	H11. 12. 21	概成		○	
133	折橋(3)	折橋町	56	45	8.8	0.03	0.1	7			第1250号	H11. 12. 21	概成		○	
134	黒髪(2)	黒髪町	50	50	6.2	0.03	0.1	5			第 887号	H11. 8. 31	概成		○	
135	東浜	東浜町	45	900	30.0	2.35	0.98	20	職業訓練校 1	市道 240m	第352の21号	H17. 3. 31	概成	○		
136	名切(5)	名切町	45	130	18.0	0.4	0.38	20		市道 130m	第 266号	H15. 3. 7	概成	○		
137	保立(2)	保立町	45	80	16.0	0.17	0.29	13		市道 河川 80m	第1161号	H14. 10. 11	概成	○		
138	日宇(3)	日宇町	50	50	17.0	0.08	0.1	6		河川 50m	第 696号	H16. 4. 30	概成		○	
139	鯛の浦(2)	針尾西町	55	55	10.0	0.15	0.33	6	公民館 1	市道 100m	第352の22号	H17. 3. 31	概成		○	

番号	地区名	位置	地 形						公共的施設	区域の指定長崎県告示番号	年 月 日	備考	施工区分	
			勾配 (度)	長さ (m)	高さ (m)	急傾斜 面の面 積 (ha)	急傾斜 地 区域面積 (ha)	人家 (戸)					県	市
140	名切(6)	名切町	43	54	23.0	0.88	1.32	7		申請予定		概成		○
141	祇園(3)	祇園町	80	25.5	12.4	0.02	0.03	6	市道 33m	第 523号H26. 5. 2		概成		○
142	黒髪(3)	黒髪町	57	103	8.0	0.08	0.19	8	市道 120m	第352の20号H17. 3. 31		一部概成 事業休止		○
143	八幡(3)	八幡町	55	19	8.0	0.02	0.03	6	市道 30m	第 799号 H14. 6. 21		概成		○
144	日字(2)	日字町	30	60	30.0	0.18	0.32	5	市道 80m	第1159号 H14. 10. 11		概成		○
145	藤原	藤原町	60	40	13.0	0.05	0.07	6		第 892号 H14. 7. 23		概成		○
146	大和(1)	大和町	35	80	13.0	0.1	0.12	13	市道 100m	申請予定		一部概成		○
147	母ヶ浦(2)	母ヶ浦町	50 41	269 120	26.8 30.0	0.54 0.36	0.88 0.46	22 7	市道 130m	第 264号 H15. 3. 7 第 687号 H21. 7. 10		概成		○
148	梅田(2)	梅田町	45	60	10.0	0.06	0.14	5 高校 1		第 891号 H14. 7. 23		概成		○
149	庵浦(2)	庵浦町	40	63	20.0	0.13	0.37	6		第1160号 H14. 10. 11		概成		○
150	鹿子前(15)	鹿子前町	37	140	16.0	0.22	0.81	22		第 695号 H16. 4. 30		概成		○
151	東浜(2)	東浜町	75	205	22.0	0.77	0.73	24		第 603号 H20. 6. 20		概成		○
152	小野	小野町	37 60	135 51	16.5 11.2	0.54 0.42	0.99 1.01	31 1	市道 116m	第 384号 H18. 3. 17 第 439号 H21. 3. 13		概成		○
153	椎木(4)	椎木町	43	114	24.5	0.26	0.33	7	市道 88m	第 698号 H20. 7. 22		概成		○
154	山手(2)	山手町	55	33.8	7.9	0.02	0.04	6	里道 38.0m 河川 41.0m	申請予定		概成		○
155	城山	世知原町槍巻	35	180	20.0	0.645	1.5695	15		第 781号 S55. 10. 11		概成		○
156	矢櫃	世知原町矢櫃	45	122	17.0	0.23	0.31	9		第1108号 H10. 9. 25		概成		○
157	太田	世知原町太田	33	190	14.8	0.3	0.4	9 消防詰所公民館1	市道 17m	第 932号 H10. 8. 4		概成		○
158	楠泊	小佐々町楠泊	74	122	18.0	0.224	0.422	10		第 851号 S57. 10. 1		概成		○
159	矢岳	小佐々町矢岳	72	205	11.0	0.248	0.74	13		第 246号 S61. 3. 22		概成		○

番号	地区名	位置	地						形			区域の指定長崎県告示番号	年月日	備考	施工区分	
			勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜地崩壊危険区域面積(ha)	人家(戸)	公共的建物	公共的施設						
160	西郷	小佐々町小坂	45	184	25.4～27.8	0.5	0.66	7		市道	190m		第 100号 H18. 1. 24	H31年度から事業中	○	○
161	平	宇久町平	50	383	10.0	0.4022	0.92	63		市道	169m		第 961号 S46.12. 7	概成	○	
162	神浦	宇久町神浦	69	136	5.5～8.3	0.66	0.43	15					第 531号 S60. 6. 11	概成	○	
163	門平	宇久町平	42	25	7.6～9.1	0.019	0.0541	7					第 26号 H 2. 1. 12	概成	○	
164	下山	宇久町小浜	49	32	7.3	0.024	0.06	5					第1125号 H 4.12. 8	概成	○	
165	屋敷	宇久町神浦	45	126	17.0	0.47	1.01	16		市道	220m		第 203号 H 8. 2. 27	概成	○	
166	早苗	早苗町	45	72	14.0	0.1	0.16	9					第1087号 H20.12.19	一部概成 事業休止	○	
167	東山	東山町	40	30	6.2	0.02	0.06	5					申請予定	概成	○	
168	大潟(5)	大潟町												事業休止	○	
169	陣の内	陣の内町	35	140	18.2	0.11	0.19	12		市道	85m		第1088号 H20.12.19	概成	○	
170	日字(4)	日字町	45	102	12.0	0.11	0.18	17		市道 里道	36m 102.2m		第 549号 H23. 5. 20	概成	○	○
171	新田(5)	新田町	38 68	270 91.6	21.0 34.1	2.70 0.06	5.40 0.13	15 14					第 805号 H21. 9. 4 第 880号 H23.10. 7	概成	○	
172	日野(1)	日野町	45	160	20～40	1.6	3.2	17		公園	1		第 682号 H21. 7. 7	概成	○	
173	小佐世保	小佐世保町	55	76	24.0	0.12	0.18	13			小佐世保川78m		第 550号 H23. 5. 20	概成	○	
174	瀬戸越2丁目(2)	瀬戸越二丁目	50 70	115 255	17.9 14.9	0.16 0.62	0.26 1.46	23 19	派出所 1	国道 国道	115m 210m		第 681号 H21. 7. 7 第 860号 H24.10. 2	概成	○	○
175	白岳(3)	白岳町	50～80	140	22.0	0.56	1.12	22		市道	150m		第 718号 H21. 7. 24	概成	○	
176	東臼ノ浦(1)	小佐々町小坂	70	59.5	30.3	0.11	0.14	6		市道	70m		第 8号 H22. 1. 8	概成	○	
177	松原(3)	吉井町直谷	35	96	13.0	0.16	0.22	8		市道	30m		第 869号 H21.10.16	概成	○	
178	瀬戸越(7)	瀬戸越一丁目	52	159	19.1	0.29	0.56	22		市道	260m		第 769号 H27. 7. 31	概成	○	
179	早岐(2)	早岐二丁目	60	160	14.7	0.32	0.34	11					第 879号 H23.10. 7	概成	○	

番号	地区名	位置	地形						備考	施工区分			
			勾配 (度)	長さ (m)	高さ(m)	急傾斜 面の面 積 (ha)	急傾斜地 崩壊危険 区域面積 (ha)	人家 (戸)			公共的建物	公共的施設	
180	上川内	江迎町上川内	45	325	30.0	0.91	1.46	24	旅館 1	国道 297m 鉄道 40m	概成	○	
181	志戸氏	江迎町志戸氏	43~44	62	13.5 ~13.9	0.08	0.14	5		国道 74m	概成		○
182	猪調	江迎町猪調	30~80	226	30.6 ~35.0	0.34	0.74	23	公民館 1	国道 220m	概成	○	
183	岩下	江迎町田ノ元	40	300	30.0	0.9	1.4	22			概成	○	
184	杉谷	鹿町町鹿町	30	120	34.0	0.34	0.69	8			一部概成、地域防災がけ崩れ (H29年度)		○
185	永田	鹿町町下歌ヶ浦	35~64	350	9.2 ~21.9	0.6	0.87	13		市道 301m	概成	○	
186	朝地露	鹿町町長串	34	100	50.0	0.52	1.72	5		市道 90m	概成	○	○
187	大加勢	鹿町町下歌ヶ浦	45	225	32.0	0.51	0.78	21	公民館 1	県道 130m 市道 143m	概成	○	
188	猪調(1)	江迎町猪調	38	134	25.5	0.35	0.44	21		市道 170m 普通河川 25m	概成	○	
189	日宇(5)	日宇町	35~50	126	15.0 ~19.0	0.16	0.24	25			概成	○	
190	日野(8)	日野町	45 44	173 73	34.1 38.8	0.55 0.19	1.27 0.24	12 3		市道 95m, 73m 里道 80m	概成	○	
191	長畑(1)	長畑町	70	103	28.0	0.39	0.45	12	公民館 1		概成	○	
192	日野(15)	日野町	50	130	16.25	0.13	0.19	5		市道 85m 河川 85m	概成		○
193	折橋(4)	折橋町	50	33	6.0	0.02	0.03	5			概成		○
194	吉福	吉福町	50	110	30.6	0.24	0.35	5		市道 78m	概成		○
195	勘場(2)	吉井町直谷	54	80	19.2	0.1	0.18	7		県道 60m	概成		○
196	長坂(16)	小島町	42	270	16.0	0.56	0.73	8		県道 30m	概成		○
197	大潟(10)	大潟町	33	114	11.8	0.15	0.19	6			概成		○
198	三川内(11)	三川内町									概成		○
199	相浦(13)	相浦町	54	82	12.7	0.06	0.1	6			概成		○

番号	地区名	位置	地 形						公共的建物	公共的施設	区域の指定長崎県告示番号	年	月	日	備考	施工区分	
			勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜地崩壊危険区域面積(ha)	人家(戸)								県	市
200	日宇(7)	日宇町	53	44	17.4	0.04	0.25	4	病院2	市道 39m	第 625号	H28.	8.	19	概成		○
201	石坂(2)	石坂町	45	110	15.0	0.2	0.25	14			第 530号	H28.	7.	1	H26年度から事業中	○	○
202	陣の内(2)	陣の内町	40 40	138 162	30 40	0.78 0.72	0.90 0.79	18 12	中学校 1	市道 125.8m 市道 108.0m	第 516号 第 896号	H26. H27.	4. 9.	30 25	概成	○	
203	有福(3)	有福町									申請予定				H24年度から事業中	○	
204	白岳(11)	白岳町									申請予定				H25年度から事業中	○	
205	黒髪(4)	黒髪町									申請予定				R4事業休止	○	
206	梅田(3)	梅田町									申請予定				H26年度から事業中	○	○
207	針尾北(4)	針尾北町									申請予定				概成		○
208	瀬戸越3丁目(1)	瀬戸越三丁目	65	84	10.0	0.07	0.12	14		市道 68m	第 20号	H30.	1.	12	概成		○
209	鹿子前	鹿子前町	30	54	15.0	0.10	0.14	5			第 733号	H26.	7.	25	概成 災関事業	○	
210	松瀬(2)	松瀬町	32	203	25.0	0.70	0.80	31		市道300m 里道70m 二級河川1220m	第842号	H30.	12.	11	H27年度から事業中	○	
211	瀬戸越(6)	瀬戸越町	48	171	22.0	0.35	0.44	25		市道 70m 里道 80m	第489号	H30.	6.	29	H27年度から事業中	○	
212	山手(15)	山手町	44	30	23.0	0.13	0.16	13	山手小学校(体育館)	市道 30m	第503号	R2.	7.	10	概成	○	
213	矢岳(5)	矢岳町	30~75	122	10~20	0.26	0.36	23	矢岳町公民館	市道 60m	第 64号	R2.	2.	4	H27年度から事業中	○	
214	日宇(9)	日宇町	45	109	17.6	0.22	0.08	9		市道 35m	第469号	R1.	12.	24	概成		○
215	幸和(1)	江迎町猪調	40	82.4	14.7	0.13	0.19	7		国道 53m	第 224号	H29.	3.	17	概成		○
216	勝海(5)	勝海町	30~67	270	10~32	0.59	0.70	23		国道85m 市道360m	第 478号	R3.	6.	25	H27年度から事業中	○	
217	小島(9)	小島町	45	226	26.0	0.35	0.21	20		県道137m 市道29m	第778号	R2.	12.	11	H27年度から事業中	○	
218	名切(16)	名切町									申請予定				H27年度から事業中	○	
219	相浦(2)	相浦町	37	218	18.0	0.44	0.62	16		市道 175m 二級河川 140m	第 725号	H30.	11.	6	H27年度から事業中	○	

番号	地区名	位置	地形							区域の指定 示番号	備考	施工区分	
			勾配 (度)	長さ (m)	高さ (m)	急傾斜 面の面 積 (ha)	急傾斜 崩壊危険 区域面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物	公共的施設		県	市
220	小西浦	小佐々町楠泊	54	76	16.0	0.08	0.13	32	保育所 1	第867号	H30.12.18	概成	○
221	神島(3)	神島町	55	76	13.1	0.07	0.09	16		第182号	R6.3.22	概成	○
222	針尾西(1)	針尾西町	32	107	9.7	0.17	0.23	7		第279号	R4.3.29	概成	○
223	長坂(15)	長坂町	46	96.3	21.4	0.10	0.14	14		第240号	H31.3.19	概成	○
224	折橋(11)	折橋町								申請予定		H28年度から事業中	○
225	藤原(9)	藤原町	46	47	6.2	0.03	0.04	6		第340号	R4.5.10	概成	○
226	鹿子前(15)	鹿子前町	44	56	13.8	0.08	0.12	8		第504号	R2.7.10	概成	○
227	花高(4)	権常寺町								申請予定		H31年度から事業中	○
228	大和(1)(3)	大和町	41	18.7	5.3	0.011	0.003	5		第44号	R5.1.20	概成	○
229	有福(55)	有福町								申請予定		一部概成、地域防災がけ崩れ(H29年度)	○
230	白岳(5)	白岳町								申請予定		H30年度から事業中	○
231	大黒(2)	大黒町								申請予定		H30年度から事業中	○
232	黒髪(122)	黒髪町								申請予定		H30年度から事業中	○
233	有福(4)	有福町	43	45.5	23.2	1.2	1.3	6		第468号	R1.12.24	概成	○
234	戸尾	戸尾町								申請予定		H30年度から事業中	○
235	鹿子前(6)	鹿子前町	57	83.6	16.0	0.11	0.14	16		第733号	R3.11.2	H31年度から事業中	○
236	折橋(5)	折橋町								申請予定		H31年度から事業中	○
237	勝海(2)	勝海町	45	30	12.2	0.03	0.06	9		第89号	R4.2.15	概成	○
238	熊野(9)	熊野町								申請予定		概成	○
239	平第二	宇久町平								申請予定		R1年度から地域防災がけ崩れ事業中	○

※地がけのみの場合指定不要

番号	地区名	位置	地形						区域の指定長崎県告示番号	年	月	日	備考	施工区分	
			勾配 (度)	長さ (m)	高さ (m)	急傾斜 面の面 積 (ha)	急傾斜地 崩壊危険 区域面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物	公共的施設				県	市
240	日野	日野町										申請予定	R2年度から事業中	○	
241	吉福 (2)	吉福町										申請予定	R2年度から事業中	○	
242	庵浦 (1)	庵浦町										申請予定	R2年度から事業中	○	
243	有福 (76)	有福町										申請予定	R2年度から事業中	○	
244	赤崎 (8)	赤崎町										申請予定	R2年度から事業中	○	
245	権常寺	権常寺町										申請予定	R2年度から事業中	○	
246	白南風 (7)	白南風町										申請予定	R3年度から事業中	○	
247	黒髪 (67)	黒髪町										申請予定	概成	○	
248	日宇 (19)	日宇町										申請予定	概成	○	
249	長坂 (9)	長坂町	31~46	244	30.8	0.86	0.98	25		県道68m 市道146m		第335号 R6. 6. 4	R2年度から事業中	○	
250	指方	指方町										申請予定	R2年度から事業中	○	○
251	東浜 (11)	東浜町										申請予定	R2年度から事業中	○	
252	浦の田	宇久町平										概成		○	
253	鹿子前 (4)	鹿子前町										申請予定	R3年度から事業中	○	
254	陣の内 (13)	陣の内町										申請予定	R3年度から事業中	○	
255	日宇 (25)	日宇町										申請予定	R3年度から事業中	○	
256	下歌ヶ浦 (11)	鹿町町										申請予定	R4年度から事業中	○	
257	田ノ元 (4)	江迎町										申請予定	R4年度から事業中	○	
258	赤崎 (57)	赤崎町										申請予定	R4年度から事業中	○	
259	大和 (9)	大和町										申請予定	R4年度から事業中	○	

※地がけのみの場合指定不要

番号	地区名	位置	地形							区域の指定長崎県告示番号	備考	施工区分		
			勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜地崩壊危険区域面積(ha)	人家(戸)	公共的建物			公共的施設	県	市
260	早苗(22)	早苗町									申請予定	R4年度から事業中	○	
261	早苗(31)	早苗町									申請予定	R4年度から事業中	○	
262	白岳(16)	白岳町									申請予定	R4年度から事業中	○	
263	権常寺(9)	権常寺町									申請予定	R4年度から事業中	○	
264	須田尾(13)	須田尾町									申請予定	R4年度から事業中	○	
265	松瀬(16)	松瀬町									申請予定	R4年度から事業中	○	
266	日宇(79)	日宇町									申請予定	R4年度から事業中	○	
267	杉谷	鹿町町									申請予定	R4年度から事業中	○	
268	鹿子前(20)	鹿子前町									申請予定	R4年度から事業中	○	
269	長坂(33)	長坂町									申請予定	R4年度から事業中	○	
270	日宇(23)	日宇町									申請予定	R4年度から事業中	○	
271	白木(16)	白木町									申請予定	R4年度から事業中	○	
272	平原	小佐々町 平原									申請予定	R4年度から事業中	○	
273	棚方(10)	棚方町									申請予定	R4年度から事業中	○	
274	棚方(29)	棚方町									申請予定	R4年度から事業中	○	
275	棚方(42)	棚方町									申請予定	R4年度から事業中	○	
276	日野(46)	日野町									申請予定	R4年度から事業中	○	
277	日野(77)	日野町									申請予定	R4年度から事業中	○	
278	柚木(2)	柚木町									申請予定	R4年度から事業中	○	
279	木風(44)	木風町									申請予定	R4年度から事業中	○	

番号	地区名	位置	地形						区域の指定長崎県告示番号	備考	施工区分	
			勾配 (度)	長さ (m)	高さ (m)	急傾斜 面の面 積 (ha)	急傾斜地 崩壊危険 区域面積 (ha)	人家 (戸)			県	市
280	中原(1)	中原町							申請予定	R4年度から事業中	○	
281	白岳(1)	白岳町							申請予定	R4年度から事業中	○	
282	石坂(3)	石坂町							申請予定	R4年度から事業中	○	
283	白岳(18)	白岳町							申請予定	R5年度から事業中		○
284	白岳(44)	白岳町							申請予定	R4年度から事業中	○	
285	陣の内(20)	陣の内町							申請予定	R5年度から事業中	○	
286	相浦(66)	相浦町							申請予定	R5年度から事業中	○	
287	白岳(2)	白岳町							申請予定	R5年度から事業中	○	
288	大野(1)	大野町							申請予定	R5年度から事業中	○	
289	権常寺(1)	権常寺町							申請予定	R5年度から事業中	○	
290	江永(1)	江永町							申請予定	R5年度から事業中	○	
291	江上 (39)(40)	江上町							申請予定	R5年度から事業中	○	
292	江上(28)	江上町							申請予定	R5年度から事業中	○	
293	折橋(4)(18)	折橋町							申請予定	R5年度から事業中	○	
294	大和(21)	大和町							申請予定	R5年度から事業中	○	
295	山祇(13)	山祇町							申請予定	R5年度から事業中	○	
296	上川内(12)	江迎町 長坂							申請予定	R5年度から事業中	○	
297	保立(3)	保立町							申請予定	R5年度から事業中	○	
298	長坂(24)	長坂町							申請予定	R5年度から事業中	○	
299	白岳(12)	白岳町							申請予定	R5年度から事業中	○	

番号	地区	名	位置	地 形							区域の指定長崎県告示番号 年月日	備考	施工区分		
				勾配 (度)	長さ (m)	高さ(m)	急傾斜 面の面 積 (ha)	急傾斜地 崩壊危険 区域面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物			公共的施設	県	市
300	瀬戸越2丁目 (2)		瀬戸越2丁目									申請予定	R5年度から事業中		○
301	大和(49)		大和町									申請予定	R5年度から事業中		○
302	日野(29)		日野町									申請予定	R5年度から事業中		○
303	松川(1)		松川町									申請予定	R5年度から事業中		○

地すべり防止区域一覧表（国土交通省所管）

番号	地 区 域 名	区域 面積 (ha)	家屋 戸数 (戸)	区 域 の 指 定		地 区 域 の 概 要
				告示年月日	告示番号	
1	大 野	54.09	42	S. 35. 9. 13	第1940号	昭和28年6月活動 H8より防止工事施行中
2	東 下 岳	10.10	2	S. 35. 9. 13	第1940号	昭和28年6月活動 39～41年施工 63～監視中
3	柚 木 小 舟	66.32 33.84	110 22	S. 35. 3. 4 S. 51. 2. 27	第 313号 第 200号	昭和47年7月活動 S47～H6年施工 概成 監視中
4	松 山	7.68	44	S. 36. 5. 17	第1063号	昭和28年頃より活動 S31年施工
5	塔 の 崎	16.43	10	S. 36. 5. 17	第1063号	昭和28年頃より活動 S32年施工
6	潜 木	8.84	6	S. 36. 5. 17	第1063号	昭和28年頃より活動 S31～32年施工
7	徳 道	10.20	6	S. 36. 5. 17	第1063号	昭和28年頃より活動 S30年施工
8	白 岳 町	5.01	36	H. 19. 10. 1	第1254号	昭和31年頃より活動 現在静止
9	新 行 江	11.25	8	S. 36. 5. 17	第1063号	昭和28年頃より活動 現在静止
10	三 川 内 桑 木 場	9.03	3	S. 36. 5. 17	第1063号	昭和32年頃より活動 現在静止
11	坊 の 上	14.57	27	S. 36. 5. 17	第1063号	大正末期より活動 S36～38年施工
12	奥 山	10.88	17	S. 36. 5. 17	第1063号	昭和28年頃より活動 現在静止
13	寺 辺 田	11.95	16	S. 36. 5. 17	第1063号	昭和28年頃より活動 現在静止
14	須 田 尾	6.62	97	S. 37. 11. 14	第2854号	大正12年頃より活動 S36～37年施工
15	三 本 木	29.37 35.36	5 11	S. 37. 12. 6 S. 51. 2. 27	第2999号 第 200号	大正14年頃より活動 36～37年施工 S42～45 年施工 昭和47年7月 活動 S61～H4年施工 概成 監視中
16	上 浦	24.83 9.70	23 13	S. 39. 9. 30 H. 3. 3. 30	第2783号 第 943号	昭和23年頃より活動 現在活動中 39～43年施工 S55～H4年施工 概成
17	烏 帽 子 岳	16.43	10	S. 43. 9. 17	第2710号	昭和35年 2月, 昭和37年 2月, 一部崩壊 S41～45年施工
18	横 尾	14.40	193	S. 52. 10. 13	第1371号	昭和49年7月亀裂発生 概成 監視中
19	野 崎	6.39 17.51	47 81	S. 61. 3. 25 H. 3. 3. 30	第 807号 第 915号	昭和60年6月活動 S60～H9年施工 概成
20	小 舟	64.20	53	S. 62. 3. 16	第 703号	昭和61年7月活動 S62～H9年施工 概成 監視中 H28年災害関連緊急地すべり対策事業
21	原 分	2.21	44	H. 3. 3. 30	第 914号	H2～H8年施工 概成 監視中
22	三 川 内	8.15	43	H. 4. 4. 9	第 986号	平成3年 6月活動 H3年施工 概成 監視中
23	柚 木 元	5.09	0	H. 7. 11. 24	第1856号	平成5年8月活動 H3～H10年施工 概成 監視中
24	高 花	54.98	28	H. 7. 11. 24	第1856号	一部崩壊 H7～H9年施工 概成
25	原 分 (2)	2.19	33	H. 10. 5. 29	第1299号	平成9年7月活動 平成9年施工 概成 監視中

番号	地 区 域 名	区域面積 (ha)	家屋戸数 (戸)	区 域 の 指 定		地 区 域 の 概 要
				告示年月日	告示番号	
26	日 野	2.15	36	H. 14. 3. 25	第 230号	平成12年6月活動 H12～H13年施工 概成
27	長 田 代	205.66	142	S35. 8. 25	第1714号	南部昭和28年、北部昭和31年9月 (保安林と重複)
28	木 浦 原	55.60	17	S35. 9. 13	第1940号	昭和26年、平成30年7月
29	筥 瀬	14.85	16	S35. 9. 13	第1940号	昭和17年 (保安林と重複)
30	念 田	24.94	14	S35. 9. 13	第1940号	昭和26年
31	上 吉 田	21.41	0	S35. 9. 13	第1940号	大正12年 昭和7年、8年8月
32	楠 泊	5.16	29	S36. 5. 17	第1063号	昭和26年
33	平 原	5.13	3	S43. 9. 17	第2710号	昭和40年
34	臼 の 浦	6.91	19	H 3. 3. 30	第 918号	
35	東 奥 川 内	11.05	6	H 4. 4. 9	第 986号	平成3年
36	田 の 元	8.63	0	H 7. 11. 24	第1856号	平成5年
37	末 橋	37.04	51	S35. 9. 13	第1940号	昭和23年7月、28年6月、33年8月
38	鷺 尾 岳	69.00	27	S34. 11. 15	第2216号	昭和26年、32年 (保安林と重複)
		21.50	14	H13. 4. 17	第 502号	平成11年8月
39	長 坂	9.76	32	S38. 10. 11	第2604号	昭和28年6月
40	長 串	10.37	131	S36. 5. 17	第1063号	昭和26年
		11.04	0	H 3. 2. 8	第143号	
41	大 屋	16.81	204	S36. 5. 17	第1063号	大正10年
42	牧 の 地	11.23	2	R 4. 9. 14	第986号	

ボタ山調書

番号	ボタ山名	位置	人家 (戸)	公共施設の種類
1	柚木炭鉱 (池野)	松瀬町	1 3	道路 100m
2	烏帽子炭鉱 (本坑)	小佐世保町	0	山林 0.28ha 道路 100m
3	潜竜炭鉱 潜竜 (松原)	吉井町直谷	7 0	道路 50m 河川 100m
		江迎町田ノ元	2 0 0	山林 5ha 耕地 2ha 鉄道1000m 河川 100m
4	潜竜炭鉱 前岳 (前岳)	吉井町前岳	7	道路 50m 河川 50m 鉄道 50m
5	高峰炭鉱 高峰 (高峰)	吉井町高峰	0	道路 30m 河川100m 墓 10
6	日鉄御橋炭鉱 御橋一坑 (橋川内)	吉井町橋川内	1 0 0	墓 1

番号	ボタ山名	位置	人家 (戸)	公共施設の種類
7	鹿町炭鉱 (小佐々水選)	小佐々町平原	8	道路100m 河川 200m
8	江迎炭坑 (砂ばん坑)	江迎町七腕	2 2	山林10ha 耕地5ha 宅地 1ha 道路1000m 鉄道500m 河川1000m
9	中里炭坑 (本坑)	上本山町 下本山町	0	河川110m

山崩れ災害一覧表

(農林水産省所管)

番号	山崩れ 地域名	位置	被害予想区域の現状		備考
			住家戸数	公共施設等の名称	
1	高尾地区	柚木元町	1		監視中
2	横浦地区	小佐々町 横浦	4	市道臼ノ浦長崎山線L=500m	概成 (H18, H20) 監視中
3	西川内地区	小佐々町 西川内	4 5	主要地方道 佐々鹿町江迎線L=500m	概成 (H19～H20) 監視中
4	前平地区	吉井町 福井	1 2	主要地方道佐世保吉井松浦線 二級河川 (福井川) 市道内裏馬場川線L=500m	概成 (H20～H21) 監視中
5	寺島地区	宇久町 寺島	5	地区公民館	概成 (H21) 監視中
6	池ノ谷地区	浅子町 池ノ谷	8	保育所 市道浅子池ノ谷線L=300m	施工中 (H21～H30) 監視中
7	網屋地区	浅子町 網屋	5	市道浅子池ノ谷線L=100m	概成 (H22) 監視中
8	楠泊地区	小佐々町 楠泊	1 1	市道中祝浦線L=110m 祝ヶ浦川 (普通)	概成 (H22) 監視中
9	立石地区	吉井町 立石	7 0	国道204号L=800m 市道上立石線・田原線L=800m	施工中 (H23～H32) 監視中
10	山の田地区	烏帽子町 田代町	6 7	道路L=12, 410m	概成 (H19～H22) 監視中
11	川谷地区	里美町 下宇戸町	7 0	道路L=12, 460m	概成 (H19～H22) 監視中
12	八尋地区	折橋町		折橋配水池 市道野広線	概成 (H18～H22) 監視中
13	猪調地区	江迎町 猪調	3 0	猪調小学校南東 500m	H5～H7年度対策工事 概成 (監視中)

14	赤坂地区	江迎町 赤坂	2	国道204号線L=200m	H11～H12年度対策工事 概成（監視中）
15	白林地区	江迎町 末橋	1		H12年度対策工事 概成（監視中）
16	志戸氏地区	江迎町 志戸氏	7	国道204号線L=200m	監視中
17	大屋谷地区	鹿町町 大屋	2 0		監視中
18	下山地区	鹿町町 鹿町	5 0		監視中
19	山ノ上地区	鹿町町 長串	3		監視中
20	芳ノ元地区	鹿町町 上歌ヶ浦	5 0		監視中
21	葉江ノ本地区	鹿町町 上歌ヶ浦	3 0		監視中
22	大加勢地区	鹿町町 下歌ヶ浦	2 0		監視中
23	深江地区	鹿町町 深江	2		監視中
24	下歌ヶ浦地区	鹿町町 下歌ヶ浦	0		監視中
25	橋ノ本地区	鹿町町 鹿町	1 9		H13～H14年度対策工事 概成（監視中）
26	歌ヶ浦地区	鹿町町 歌ヶ浦	1	地区公民館	H25～H27年度対策工事 概成（監視中）
27	松山地区	松山町	5		監視中
28	春明地区	吉井町 春明	5 3	市道春明線 地区公民館	監視中
29	高島地区	高島町	3 2		H23～H28年度対策工事 概成（監視中）
30	直谷地区	吉井町 直谷	9	主要地方道佐世保吉井松浦線 吉井北小学校	H24～H25年度対策工事 概成（監視中）
31	中通地区	中通町	1		H28年度対策工事 概成（監視中）
32	新行江地区	新行江町	1		H30年度対策工事 概成（監視中）
33	其川地区	白仁田町	1		H30年度対策工事 概成（監視中）
34	直谷地区	吉井町 直谷	1		R1年度対策工事 概成（監視中）

35	橋ノ元地区	鹿町町 鹿町	1		R1年度対策工事 概成（監視中）
36	下歌ヶ浦地区	鹿町町 下歌ヶ浦	2		R1年度対策工事 概成（監視中）

地すべり等危険地域（小規模地すべり）

番号	地すべり 地域名	区域 面積 (ha)	家屋 戸数 (戸)	区域の指定		地すべりの概要 発生年月日その他
				告示年月日	告示番号	
1	早岐	0.13	2	S. 63. 3. 22	長崎県告示 第277号	昭和61年 7月亀裂発生 概成 監視中
2	重尾(4)	2.94	4	S. 63. 3. 22	長崎県告示 第278号	昭和61年 7月亀裂発生 概成 監視中
3	陣ノ内	1.39	13	S. 63. 3. 22	長崎県告示 第279号	昭和61年 7月亀裂発生 概成 監視中
4	南風崎	2.19	8			昭和62年 8月亀裂発生 監視中
5	新行江(2)	3.59	8	H. 2. 7. 6	第682号	過年の降雨で亀裂発生 H1～H8年施工 概成 監視中
6	重尾(5)	1.52	3			過年の降雨で亀裂発生 概成 監視中
7	鳥越	0.39	3			概成 監視中
8	神島	0.35	12	H26年度申請予 定		平成11年 6月地すべり原因で一部斜面が 崩壊。概成 監視中
9	指方	0.48	5			平成11年 8月 豪雨により亀裂拡大。概 成 監視中

地すべり等危険地域調書

（次の県条例適用）

1～8「地滑り等危険地域における家屋の移転の助成に関する条例」（昭和32年長崎県条例第32号）

9～11「長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例」（昭和47年長崎県条例第57号）

番号	地区名	所在地	地区面積 (ha)	指定年月日	家屋数
1	桑木場	桑木場	0.22	S33. 3. 4 長崎県告示第114号	1戸
2	白岳	白岳町	0.77	〃	2
3	須佐	須佐町	0.19	〃	3
4	松瀬岡	松瀬町	4.07	〃	10
5	柚木岡	柚木町	10.7	〃	35
6	上浦	江上町	8.1	S40. 10. 15 長崎県告示第791号	25
7	牧の地	牧の地町	5.63	S43. 4. 5 長崎県告示第215号	9
8	江上	江上町	5.24	S45. 6. 9 長崎県告示第376号	16

9	黒島	黒島町	0.97	S47. 12. 5 長崎県告示第832号	6
10	白仁田	白仁田町	1.5	S47. 12. 19 長崎県告示第864号	4
11	矢峰	矢峰町	0.1	S51. 9. 17 長崎県告示第745号	1

(農林水産省所管)

番号	地すべり名	地区面積	指定年月日	摘要
1	元触地区地すべり	34.58	S33. 6. 農林省告示第504号	概成 監視中
2	筒井地区 "	24.50	S34. 6. 農林省告示第504号	" "
3	賞観岳地区 "	78.00	S34. 8. 農林省告示第1010号	微動 監視中
4	筒井西地区 "	29.78	S38. 6. 農林省告示第716号	概成 監視中
5	牧の地地区 "	74.20	S37. 11. 農林省告示第1447号	微動 施工中 (H29～H31)
6	知見寺地区 "	110.00	S37. 8. 農林省告示第1010号	概成 監視中
7	八尋地区 "	60.00	S38. 5. 農林省告示第688号	" " (H18～H23)
8	平松地区 "	46.10	S37. 2. 14 農林省告示第199号	" " (H19～H24)
9	菰田小川内地区 "	190.65	S45. 3. 10 農林省告示第287号 S59. 1. 14 農林水産省告示第89号	" " (H19, H22～H23, H31～R2)
10	上本山地区 "	100.08	S45. 3. 31 農林省告示第458号	概成 監視中
11	馬責地区 "	42.70	S52. 3. 26 農林省告示第309号	" "
12	瀬戸越地区 "	12.04	S61. 3. 17 農林省告示第408号	" "
13	皆瀬地区 "	11.38	S63. 6. 23 農林省告示第861号	" "
14	西下岳地区 "	17.30	S59. 12. 13 農林水産省告示第2402号	監視中 災害復旧事業一部施工済
15	八の久保地区 "			微動 監視中
16	白仁田地区 "			" "
17	岳野地区 "			" "
18	毛谷地区 "	25.47	H9. 2. 21 農林水産省告示第291号	概成 監視中
19	相当地区 "	15.00	H15. 3. 11 農林水産省告示第328号	概成 監視中
20	北川内地区 "	23.30	S55. 3. 17 農林水産省告示第363号	" "
21	太田地区 "	17.16	S41. 5. 18 農林水産省告示第611号	" "
22	平山地区 "	64.00	S38. 11. 9 農林省告示第1,422号	施工中 微動 (H 8～H31)
23	樽川内地区 "	47.00	S37. 8. 4 農林省告示第1,010号	" " (H22～H31)
24	五蔵地区 "	173.50	S38. 11. 9 農林省告示第1,422号	概成 監視中
25	牧の岳地区 "	37.57	S37. 11. 19 農林省告示第1,447号	" "
26	内裏地区 "	6.11	H11. 7. 21 農林水産省告示第931号	" "
27	梶木場地区 "	71.64	H13. 3. 26 農林水産省告示第465号	" "
28	上野原地区 "	141.09	S50. 3. 22 農林省告示第307号	" "
29	粕山地区 "	44.86	S59. 4. 5 農林水産省告示第782号	" "
30	檜巻地区 "	49.40	S49. 5. 10 農林水産省告示第386号	" "
31	田原地区 "	6.46	S41. 9. 28 農林水産省告示第1149号	" "

32	大瀬地区	〃	61.86	S34. 6. 5 農林水産省告示第504号 S61. 1. 24 農林水産省告示第156号	概成 監視中 (H20～H29, R2～R6)
33	中尾地区	〃	14.30	S37. 11. 19 農林水産省告示第1447号	H9～H13対策工事実施済 (排水ボーリング・アンカー擁壁工) 監視中
34	奥川内地区	〃	102.50	S39. 4. 27 農林省告示第445号 S44. 3. 31 農林省告示第466号	S39～S54対策工事実施 H5県単地すべり工事実施 (監視中)
35	宮ノ前地区	〃	236.70	S41. 5. 18 農林省告示第609号 S45. 3. 31 農林省告示第467号	監視中

※1～7, 9, 12, 13, 18, 22～33は林野庁所管

土砂災害（特別）警戒区域一覧表

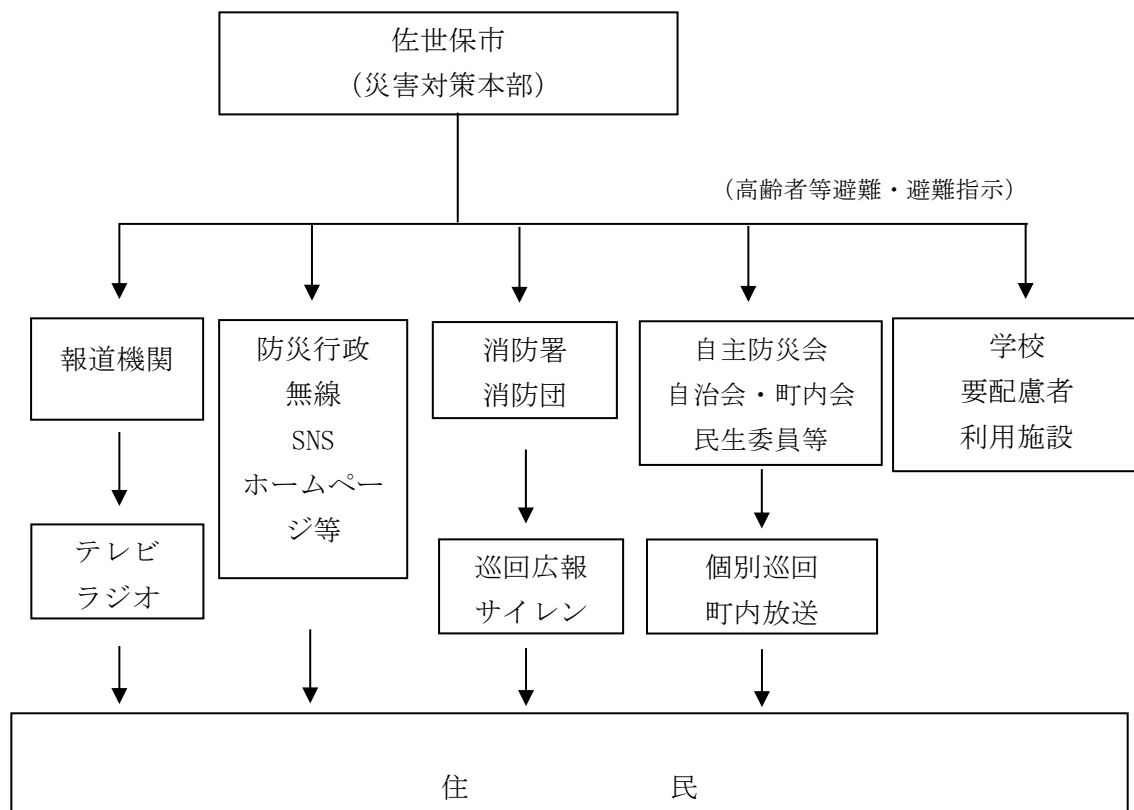
所在地	土石流 (箇所)		急傾斜地崩壊 (箇所)		地すべり		区域の指定	
	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	指定告示 年月日	告示番号
瀬戸越一、二、三、四丁目、瀬戸越町、矢峰町、楠木町、松原町、知見寺町、原分町、松瀬町、大野町	18	17	131	129	0	0	H21. 3. 31	長崎県告示 第441号
俵町、宮田町、八幡町、中通町、保立町、石坂町、清水町、福田町、比良町、木場田町、谷郷町、東大久保町、西大久保町	5	5	87	82	0	0	H22. 3. 12	長崎県告示 第234号
赤木町、梅田町、春日町、桜木町、横尾町	8	8	94	94	0	0	H22. 3. 19	長崎県告示 第261号
峰坂町、山祇町、白南風町、須田尾町、潮見町、若葉町、福石町、干尽町、田代町、山手町、名切町、高梨町、小佐世保町、須佐町、白木町、松川町、戸尾町、三浦町、松山町、折橋町、花園町、熊野町、祇園町、島瀬町、本島町、島地町、宮地町、高天町	19	19	309	280	0	0	H23. 2. 18	長崎県告示 第162号
日字町、大和町、白岳町、黒髪町、大塔町、卸本町、大岳台町、もみじが丘町	38	37	576	548	0	0	H24. 3. 23	長崎県告示 第364号
塩浸町、下の原町、桑木場町、三川内新町、三川内町、三川内本町、新行江町、新替町、心野町、横手町、木原町、江永町、吉福町、口の尾町	70	69	254	252	0	0	H24. 3. 30	長崎県告示 第401号
柚木町、柚木元町、上柚木町、筒井町、小舟町、潜木町、高花町、川谷町、下宇戸町、里美町、戸ヶ倉町	28	26	301	288	0	0	H24. 4. 10	長崎県告示 第441号
有福町、江上町、指方町、ハウステンボス町	28	28	287	284	0	0	H26. 3. 14	長崎県告示 第377号
平松町、上原町、陣の内町、勝海町、田の浦町、早苗町、早岐二丁目、早岐三丁目、花高一丁目、花高二丁目、花高三丁目、花高四丁目、権常寺町、重尾町、浦川内町、広田町、広田一丁目、広田二丁目、広田三丁目、中原町、崎岡町	41	40	320	313	0	0	H26. 3. 25	長崎県告示 第427号
南風崎町、城間町、瀬道町、萩坂町、奥山町、宮津町、長畑町	31	29	146	146	0	0	H26. 3. 28	長崎県告示 第442号

所在地	土石流 (箇所)		急傾斜地崩壊 (箇所)		地すべり		区域の指定	
	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	指定告示 年月日	告示番号
稲荷町、藤原町、木風町、大宮町、大黒町、東山町、天神町、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、天神五丁目、十郎新町、東浜町	4	4	242	224	0	0	H26. 6. 24	長崎県告示 第640号
松原町	0	0	1	1	0	0	H26. 6. 27	長崎県告示 第656号
松原町（解除）	0	0	-1	-1	0	0	H26. 6. 27	長崎県告示 第657号
針尾東町、針尾西町、針尾北町、針尾中町	5	5	344	339	0	0	H27. 3. 20	長崎県告示 第362号
鹿子前町（平成25年災害関連事業地区）	0	0	1	0	0	0	H27. 4. 24	長崎県告示 第512号
勝海町	0	0	1	1	0	0	H27. 10. 27	長崎県告示 第995号
勝海町（解除）	0	0	-1	-1	0	0	H27. 10. 27	長崎県告示 第996号
長坂町、矢岳町、今福町、鶴渡越町	13	12	105	101	0	0	H28. 3. 22	長崎県告示 第268号
御船町、金比良町、神島町	0	0	31	27	0	0	H29. 1. 6	長崎県告示 第3号
大和町	0	0	2	2	0	0	H29. 1. 6	長崎県告示 第4号
大和町（解除）	0	0	-2	-2	0	0	H29. 1. 6	長崎県告示 第5号
大塔町	0	0	3	3	0	0	H29. 1. 6	長崎県告示 第6号
大塔町（解除）	0	0	-4	-4	0	0	H29. 1. 6	長崎県告示 第7号
小島町、赤崎町、鹿子前町	15	15	255	250	0	0	H29. 2. 28	長崎県告示 第159号
船越町、下船越町、庵浦町、野崎町、俵ヶ浦町	12	12	223	211	0	0	H29. 3. 3	長崎県告示 第175号
光町、棚方町	13	13	55	55	0	0	H31. 3. 15	長崎県告示 第227号
宇久町	2	2	59	56	0	0	R1. 8. 23	長崎県告示 第241号

所在地	土石流 (箇所)		急傾斜地崩壊 (箇所)		地すべり		区域の指定	
	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	指定告示 年月日	告示番号
鹿町町、黒島町、高島町	36	34	157	157	0	0	R2. 1. 21	長崎県告示 第40号
大宮町	0	0	1	0	0	0	R2. 2. 14	長崎県告示 第93号
大宮町（解除）	0	0	-1	-1	0	0	R2. 2. 14	長崎県告示 第94号
浅子町、相浦町、大潟町、中里町、吉岡町、下本山町、岳野町、上本山町、牧の地町、踊石町、八の久保町、皆瀬町、菰田町、十文野町、小川内町、白仁田町、野中町	31	30	462	453	0	0	R2. 3. 10	長崎県告示 第184号
竹辺町、新田町、小野町、母ヶ浦町、椎木町、星和台町、日野町、小佐々町、吉井町、世知原町、江迎町	211	201	663	656	0	0	R2. 3. 17	長崎県告示 第225号
旧佐世保市、江迎町、鹿町町、小佐々町、世知原町、吉井町	0	0	0	0	240	0	R2. 3. 27	長崎県告示 第260号
白岳町（解除）、大岳台町（解除）、天神二丁目（解除）、大和町（解除）	0	0	-11	-11	0	0	R4. 1. 14	長崎県告示 第25号
白岳町、大岳台町、卸本町、日宇町			4	4			R4. 7. 22	長崎県告示 第500号
白岳町（解除）、大岳台町（解除）、卸本町（解除）、日宇町（解除）			-4	-4			R4. 7. 22	長崎県告示 第501号
大岳台町（解除）			-1	-1			R4. 7. 22	長崎県告示 第502号
白岳町（解除）	-2	-2	-1	-1			R4. 10. 11	長崎県告示 第641号
世知原町、吉井町	35	30	252	252			R5. 7. 7	長崎県告示 第487号
船越町			-2	-2			R5. 6. 23	長崎県告示 第441号
小佐々町	38	38	328	328			R5. 11. 10	長崎県告示 第699号
椎木町			-1	-1			R6. 1. 30	長崎県告示 第49号
鹿町町	42	42	282	282			R6. 4. 26	長崎県告示 第290号
瀬戸越 2 丁目、瀬戸越 4 丁目、椎木町、日野町、長坂町			10	6	1		R6. 5. 7	長崎県告示 第295号

所在地	土石流 (箇所)		急傾斜地崩壊 (箇所)		地すべり		区域の指定	
	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	指定告示 年月日	告示番号
瀬戸越 2 丁目（解除）、瀬戸越 4 丁目 （解除）、椎木町（解除）、日野町 （解除）、長坂町（解除）			-8	-8			R6. 5. 7	長崎県告示 第296号
ひうみ町			5	5			R6. 6. 28	長崎県告示 第386号
ひうみ町（解除）			-4	-4			R6. 6. 28	長崎県告示 第387号
ひうみ町（解除）			-2	-2			R6. 6. 28	長崎県告示 第388号
母ヶ浦町（解除）			-1	-1			R6. 8. 2	長崎県告示 第439号
母ヶ浦町			1	1			R6. 8. 2	長崎県告示 第440号

第 1 表（土砂災害警戒区域における避難情報の伝達方法）



第2表（土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設）

〔本庁管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先（電話）
1	診療所	高田外科医院	木場田町6-26	23-8111
2	診療所	長富歯科医院	若葉町7-34	31-4530
3	診療所	泉歯科	若葉町24-24	33-2955
4	病院	耀光リハビリテーション病院	山手町855-1	25-3210
5	診療所	兵働歯科医院	万徳町1-8	25-8135
6	診療所	増元内科	万徳町7-21	22-1181
7	診療所	いけだ小児科	万徳町8-15	24-6981
8	診療所	佐世保重工業株式会社佐世保造船所診療	立神町1	25-9115
9	診療所	犬塚内科循環器医院	神島町1-1	22-4075
10	病院	佐世保記念病院	鹿子前町104	28-1111
11	支援センター（子）	佐世保こども・女性・障害者支援センター	万徳町10-3	24-5080
12	高校	久田学園佐世保女子高等学校	比良町21-1	22-4349
13	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム花ぞ野	折橋町54-34	29-3001
14	介護老人保健施設	松寿園	小佐世保町2-1	26-0678
15	グループホーム	サポートピア花水木	藤原町5-1	34-8251
16	デイサービス	デイサービスきかぜ	木風町1281-1	34-3003
17	介護老人保健施設	介護老人保健施設 すいざん荘	赤崎町74-2	26-0555
18	有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム あすなろ	赤崎町80-1	76-8888
19	グループホーム	グループホーム咲花多	赤崎町1018-2	28-0022
20	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 白寿荘	鹿子前町904-1	28-1181
21	福祉施設（障）	社会福祉法人つばさ会 赤木学園	赤木町549	24-1011
22	福祉施設（障）	あすなろ作業所、あおぞら作業所	干尽町3-101	33-1223
23	福祉施設（障）	ゆいホーム	須佐町16-33	22-1945
24	福祉施設（障）	生活介護事業所のびのび	熊野町 177-1	25-8112
25	老人福祉センター	やすらぎ荘	花園町10-35	22-9257
26	有料老人ホーム	幸の里	折橋町2-2	59-6155
27	有料老人ホーム	幸の里 2番館	折橋町2-2-1	23-3250
28	有料老人ホーム	フレンズ花ぞ野	折橋町54-34	29-3001
29	有料老人ホーム	ハッピーライフ小佐世保	小佐世保町415-8	42-5151
30	地域密着型通所介護	デイサービスセンター 千ノ花	天神三丁目600-20	46-5516
31	有料老人ホーム	ゆうあいホームれんげ	長坂町684-30	29-2288
32	有料老人ホーム	ゆうあいホーム長坂	長坂町681-24	29-2233
33	老人福祉	やすらぎ荘	花園町10-35	22-9257
34	通所介護	デイサービス ことひら	御船町411-3	37-0555
35	グループホーム	グループホーム ことひら	御船町411-3	37-0555
36	介護医療院	佐世保記念病院介護医療院	鹿子前町104	28-1111
37	看小規模多機能型居宅介護	白寿荘 看護小規模多機能ホーム ドリームステイツばさ	鹿子前町904-1	28-1181
38	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 白寿荘	鹿子前町904-1	28-1181
39	通所介護	白寿荘 通所介護事業所	鹿子前町904-1	28-1181
40	地域密着型通所介護	デイサービス 澄海	小佐世保町415-8	42-5252
41	小規模多機能型居宅介護	多機能ホーム 澄海(すかい)	小佐世保町415-8	42-5151
42	グループホーム	グループホーム 咲花多	赤崎町1018-2	28-0022
43	ケアハウス	ケアハウス あかりさき	赤崎町1042	28-1616
44	グループホーム	グループホーム めくもり	赤崎町74-2	26-0775

45	老人保健施設	介護老人保健施設 すいざん荘	赤崎町74-2	26-0555
46	有料老人ホーム	あすなろ	赤崎町80-1	76-8888
47	グループホーム	グループホーム なかよし	赤崎町81-3	42-5566
48	認知症対応型通所介護	認知症デイサービス 花ぞ野	折橋町54-34	29-3001
49	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム 花ぞ野	折橋町58-1	29-3121
50	グループホーム	グループホーム 花ぞ野	折橋町58-1	29-3111
51	通所介護	デイサービス みどり	中通町17-22	37-2002
52	グループホーム	グループホーム みどり	中通町17-22	37-2002
53	介護付有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム みどり	中通町17-22	37-2001
54	通所介護	デイサービス 音羽の浜	東浜町123	33-0108
55	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 音羽の浜	東浜町123	33-0108
56	有料老人ホーム	シーサイドヴィラ音羽の浜	東浜町139	33-0110
57	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ケア 音羽の浜	東浜町142-1	33-1234
58	地域密着型通所介護	デイサービス なごやか	藤原町12-19	20-1156
59	グループホーム	グループホーム 団欒(だんらん)	梅田町110-12	26-0771
60	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム 風の森	矢岳町571-1	37-1353
61	児童クラブ	山手児童クラブ	折橋町10-25	23-0832
62	児童クラブ	ぼちぼちくらぶ	小佐世保町18-1	22-9898
63	児童クラブ	あおぞらランド（教育センター内）	保立町12-31	24-7811
64	児童クラブ	くすのき児童クラブ	保立町12-9 1階	090-8834-4502
65	児童クラブ	桜山児童クラブ	東大久保町212	23-3336
66	児童クラブ	赤崎児童クラブ	鹿子前町330	28-7887
67	児童クラブ	赤崎さんさんクラブ	鹿子前町917-1	070-2412-5910
68	保育園	天竜保育園	折橋町10-25	23-0832
69	保育園	アトム保育園	花園町205-2	25-0415
70	保育所型認定こども園	島地シティ夜間保育園	島地町5-10	23-0030
71	保育所型認定こども園	森のほいくえん	小佐世保町428-10	24-6887
72	保育園	天神保育園	天神二丁目272-49	31-2664
73	保育園	ひばり保育園	十郎新町80-1	31-0963
74	保育園	御船保育園	御船町1-13	22-8637
75	幼稚園型認定こども園	いしだけ幼稚園	船越町1892-1	28-4528
76	児童発達支援センター	すぎのこ園	干尽町3-101	32-7791

〔相浦支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先（電話）
1	診療所	なんり歯科医院	相浦町186	47-2447
2	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅ゆうあいホーム長坂	長坂町681-24	29-2233
3	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅ゆうあいホームれんげ	長坂町684-30	29-2288
4	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム あかりの里	日野町731-2	42-2800
5	有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム あかり	日野町731-2	80-1285
6	認知症対応型通所介護	ドリームケア 大潟	大潟町149-7	47-4003
7	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム あいのうら	相浦町606-1	48-6001
8	通所介護	デイサービス あいのうら	相浦町606-1	48-6001
9	グループホーム	グループホーム あたご	相浦町138-2	26-2288

10	福祉施設（障）	通所生活介護事業所ハート・らんど にじいろ	大湊町50-1	59-5552
11	福祉施設（障）	グループホーム ここな	大湊町725-87	59-4059
12	福祉施設（障）	生活支援事業所のびのび 就労継続支援事業所のびのび	相浦町350	47-6645
13	福祉施設（障）	ゆめホーム	新田町515-1	56-3858
14	介護老人福祉施設	あいのうら	相浦町606-1	48-6001
15	通所介護	ハート・らんど	大湊町50-1	59-5552
16	グループホーム	グループホーム 彩葉(いろは)	棚方町424-272	47-7300
17	介護老人福祉施設	日野の里 芙蓉	日野町1993-1	76-7011
18	小規模多機能型居宅介護	芙蓉(ふよう)	日野町1993-1	76-7720
19	有料老人ホーム	あかり	日野町731-2	80-1285
20	児童クラブ	相浦ひまわり学童クラブ	相浦町1889番地	47-3950
21	保育所	日野保育園	日野町780-5	28-3264
22	保育所	相浦保育園	相浦町153-1	472338
23	保育所	椎木保育園	椎木町300-2	474990
24	幼稚園型認定こども園	東相浦幼稚園	新田町618-13	47-3400

〔早岐支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先（電話）
1	診療所	吉田歯科	勝海町1	39-1188
2	ケアハウス	ケアハウス光の子	上原町749-1	39-3230
3	サービス付き高齢者向け住宅	エルダーガーデン早岐壱番館	勝海町140-1	38-5525
4	サービス付き高齢者向け住宅	エルダーガーデン早岐貳番館	勝海町140-1	76-7740
5	小規模多機能型居宅介護	光の子 小規模多機能ホーム	上原町749-1	39-3230
6	グループホーム	ケアハウス 光の子	上原町749-1	39-3230
7	児童センター	佐世保市立広田児童センター	重尾町63	39-5366
8	児童クラブ	学童教室 花高コスモスクラブ	花高2丁目7-1	090-7449-2416
9	幼稚園	広田幼稚園	広田一丁目34-52	38-3998

〔日宇支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先（電話）
1	診療所	日宇記念医院	日宇町2107	31-4606
2	診療所	横尾内科医院	日宇町2564	31-7788
3	グループホーム	グループホーム胡桃	黒髪町4522	34-8833
4	介護老人保健施設	介護老人保健施設 長寿苑	日宇町2835	32-3800
5	地域密着型通所介護	つくも福祉グループ みはらし	大和町1507-2	32-7337
6	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム ドリームステイ サンガーデン大塔	大塔町1703	31-3311
7	地域密着型通所介護	みはらし	大和町1507-2	32-7337
8	養護老人ホーム	養護老人ホーム 清風園	大和町898	31-6980
9	診療所	日宇記念医院	日宇町2107	31-4606
10	児童クラブ	学童くらぶふらっと	大和町205-7	59-6441

〔大野支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先（電話）
1	病院	長崎労災病院	瀬戸越2丁目12-5	49-2191

2	診療所	尾崎脳神経外科	瀬戸越町1299	49-4328
3	グループホーム	ゆうあいホームさわやか	瀬戸越2丁目1788	37-8835
4	グループホーム	グループホームやみね	矢峰町82-1	40-5345
5	有料老人ホーム	ハッピーライフ原分	原分町1798-5	42-8080
6	通所介護	デイサービス ピース	原分町1798-5	42-8080
7	小規模多機能型居宅介護	多機能ホーム ピース	原分町1798-5	42-8080
8	児童クラブ	第1がんばりクラブ	田原町7-20	49-3006
9	児童クラブ	きくのか学童クラブ	瀬戸越4丁目1401	22-0737
10	児童クラブ	きくのか第2学童クラブ	瀬戸越4丁目1401	22-0737
11	児童クラブ	ちあふるキッズぽっぽ	大野町225-3	59-6710
12	児童クラブ	第2がんばりクラブ	田原町7-20	49-3006
13	保育園	大野保育所	瀬戸越2丁目3-6	49-3825
14	保育所型認定こども園	ぽっぽこども園	大野町231-1	49-4380
15	幼稚園型認定こども園	大野幼稚園	田原町7-20	49-3006
16	幼稚園型認定こども園	東大野幼稚園	松原町15	49-5644
17	幼稚園型認定こども園	菊の香幼稚園	瀬戸越4丁目1401	22-0737

〔中里・皆瀬支所管内〕

No	施設種別	施 設 名	所 在 地	連絡先（電話）
1	診療所	井上脳神経外科医院	吉岡町1005 - 1	41-0033
2	グループホーム	ゆうあいホーム ひだまりの家	吉岡町1005-1	40-5737

〔柚木支所管内〕

No	施設種別	施 設 名	所 在 地	連絡先（電話）
1	高校	県立ろう学校佐世保分教室	小舟町60	46-0881
2	児童クラブ	柚木児童クラブ	柚木町2372	46-0484
3	幼稚園型認定こども園	柚木幼稚園	柚木町2372	46-0484

〔三川内支所管内〕

No	施設種別	施 設 名	所 在 地	連絡先（電話）
1	病院	三川内病院	三川内本町290	30-8011
2	通所介護	デイサービスセンターガーデンハイツは	桑木場町159	30-8633
3	ケアハウス	ガーデンハイツはいき	桑木場町159	30-8633
4	通所リハビリテーション	三川内病院	三川内本町293-1	30-8011
5	児童クラブ	三川内児童クラブ	口の尾町698	30-8501
6	保育園	江永保育園	江永町580	30-8802
7	保育園	三川内保育園	塩浸町13-2	30-8740

〔針尾支所管内〕

No	施設種別	施 設 名	所 在 地	連絡先（電話）
1	診療所	麻生胃腸科外科医院	針尾東町29-5	58-4360
2	有料老人ホーム	介護付有料老人ホームかもん	針尾東町1072-1	58-2530
3	福祉施設（障）	佐世保祐生園	針尾西町267	58-2139

〔江上支所管内〕

No	施設種別	施 設 名	所 在 地	連絡先（電話）
1	小規模多機能型居宅介護	希望の家	有福町 536-44	27-3232

2	有料老人ホーム	有福ホーム	有福町90-6	27-1212
3	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム 希望の家	有福町536-44	27-3232
4	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム 有福	有福町90-6	27-1212

〔宮支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先（電話）
1	診療所	さとう医院	城間町961	59-3111
2	福祉施設（障）	鐘のなる丘サービス事業所 鐘のなる丘障害者生活介護サービスセンター グループホーム鐘のなる丘	南風崎町559	26-9855
3	福祉施設（障）	チームまるしえ	瀬道町1145	55-8666
4	福祉施設（障）	チームハーベストキッチン	瀬道町1146	59-3500
5	福祉施設（障）	チームわらびの里	瀬道町1197	59-2102
6	通所介護	鐘のなる丘 通所介護サービスセンター	南風崎町559	26-9855
7	児童クラブ	Youキッズクラブ	城間町305-2	59-2515
8	幼稚園型認定こども園	深信幼稚園	城間町305-2	59-2515

〔吉井支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先（電話）
1	診療所	まつせ耳鼻咽喉科クリニック	吉井町立石246-5	64-3511
2	診療所	医療法人智松会 松瀬診療所	吉井町直谷1202-6	64-4177
3	診療所	医療法人ウェルネス おおさと整形外科 科リハビリテーション科	吉井町直谷1260	64-3110
4	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム サンフラワー	吉井町直谷368-6	64-4516
5	通所介護	サンフラワー デイサービスセンター	吉井町直谷368-6	64-4517
6	グループホーム	グループホーム ゆたんぼ・喜笑	吉井町直谷1278-1	64-4712
7	福祉施設（障）	潤心	吉井町直谷372-2	64-3741
8	福祉施設（障）	高岩ホーム（北松事業所）	吉井町直谷1007-200	64-2565
9	福祉施設（障）	くにみ	吉井町直谷246-3	64-3741
10	福祉施設（障）	アシタバ	吉井町直谷1249-4	64-3386
11	有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム さくらプレイス	吉井町直谷1242-2	64-3888
12	児童クラブ	しいのき児童クラブ	吉井町直谷798-1 (しいのきの館内)	64-3230
13	児童クラブ	放課後児童クラブよしいのき	吉井町前岳27番の3 (吉井南小学校内)	80-1150
14	保育所	吉井北保育園	吉井町直谷1065-1	64-2027
15	保育所	ひとみ保育園	吉井町立石290-1	64-2324

〔世知原支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先（電話）
1	診療所	ななえ歯科クリニック	世知原町栗迎105 - 7	73-9030
2	病院	医療法人敬仁会 松浦病院	世知原町栗迎9-1	76-2201
3	通所介護	佐世保市社協 せちばる通所介護事業所	世知原町栗迎83-5	76-2279
4	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム パールホーム	世知原町栗迎1	76-2315
5	養護老人ホーム	グリーンホーム	世知原町栗迎1	76-2450
6	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム たんぼぼ	世知原町栗迎41-13	78-2080

7	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム 竹の子	世知原町栗迎89-48	73-9000
8	有料老人ホーム	高齢者住宅 竹の子ホーム	世知原町栗迎89-48	73-9000
9	グループホーム	グループホーム あじさい	世知原町筥瀬778-3	73-3077
10	福祉施設（障）	グループホームせちばる	世知原町栗迎1	73-3232
11	福祉施設（障）	就労継続支援B型事業所 ハートピア工	世知原町筥瀬778-3	73-3200
12	福祉施設（障）	グループホームみらい	世知原町筥瀬777-4	73-3232
13	福祉施設（障）	グループホームやなせ	世知原町筥瀬777-8	73-3232
14	児童クラブ	世知原児童クラブ	世知原町栗迎104-17 （世知原健康館内）	76-2144
15	保育所	世知原保育園	世知原町栗迎263	76-2062
16	保育所	ゆりかご保育園	世知原町栗迎89-9	76-2246

〔小佐々支所管内〕

No	施設種別	施 設 名	所 在 地	連絡先（電話）
1	通所介護	佐世保市社協 こさざ通所介護事業所	小佐々町楠泊1530-3	41-5050
2	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム こさざ	小佐々町黒石579	68-3550
3	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム ひかり	小佐々町小坂254-4	41-3888
4	サービス付き高齢者向け住宅	シーサイドハウス	小佐々町小坂254-4	41-3888
5	通所介護	社協 小佐々通所介護事業所	小佐々町楠泊1530-3	41-5050
6	児童クラブ	くすっ子クラブ	小佐々町楠泊526 (楠栖小学校内)	090-9577-8450
7	保育所	楠栖保育所	小佐々町楠泊591	69-2619
8	保育所	純心保育園	小佐々町楠泊411-5	69-2657
9	幼保連携型認定こども園	小佐々幼稚園・保育園	小佐々町臼ノ浦73-5	68-2066

〔江迎支所管内〕

No	施設種別	施 設 名	所 在 地	連絡先（電話）
1	病院	地方独立行政法人 北松中央病院	江迎町赤坂299	65-3101
2	病院	医療法人十全会 潜竜徳田循環器科内科 整形外科病院	江迎町田の元467	66-9221
3	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 老福荘	江迎町赤坂282-24	65-2607
4	生活支援ハウス	江迎高齢者生活福祉センター 槇の木	江迎町赤坂282-24	65-2607
5	グループホーム	グループホーム まさき	江迎町猪調1062-3	66-9388
6	福祉施設（障）	潜竜ホーム（北松事業所）	江迎町猪調1044-6	66-8512
7	福祉施設（障）	たんぼぼホーム（北松事業所）	江迎町猪調1044-7	66-8806
8	福祉施設（障）	岩下ホーム（北松事業所）	江迎町田ノ元503-18	66-8292
9	福祉施設（障）	ぼたんホーム（北松事業所）	江迎町三浦76-3	73-1001
10	児童クラブ	江迎青い実幼児園児童クラブ	江迎町猪調915	66-8822
11	児童クラブ	江迎児童クラブ	江迎町長坂50番地1	65-2415
12	幼保連携型認定こども園	江迎青い実幼児園	江迎町猪調915	66-8822
13	幼稚園	潜竜聖母幼稚園	江迎町田ノ元503-6	66-9427
14	認可外保育施設	なでしこ保育所	江迎町小川内34-4	65-3104

〔鹿町支所管内〕

No	施設種別	施 設 名	所 在 地	連絡先（電話）
1	ケアハウス	ケアハウスかしの木	鹿町町下歌ヶ浦109-2	73-2006
2	養護老人ホーム	養護老人ホームしかまち	鹿町町下歌ヶ浦109-7	73-2500
3	グループホーム	グループホーム輝	鹿町町土肥ノ浦21-7	73-1010
4	介護老人保健施設	つつじの郷	鹿町町下歌ヶ浦109-1	73-2004
5	グループホーム	九十九の里	鹿町町下歌ヶ浦802-8	73-2555
6	有料老人ホーム	さくら	鹿町町下歌ヶ浦109-1	73-2005
7	介護老人保健施設	介護老人保健施設 つつじの郷	鹿町町下歌ヶ浦109-1	73-2004
8	養護老人ホーム	養護老人ホーム しかまち	鹿町町下歌ヶ浦109-7	65-3578
9	グループホーム	グループホーム 九十九の里	鹿町町下歌ヶ浦802-8	73-2555

〔黒島支所管内〕

No	施設種別	施 設 名	所 在 地	連絡先（電話）
1	地域密着型通所介護	デイサービス くろしま	黒島町1137	56-2026

1 消防活動計画

風水害等における被害を軽減するため、次の消防活動対策を図る。

(1) 消防隊の組織

ア 消防隊の組織

佐世保市消防職員及び消防団員をもって消防隊を組織する。

イ 消防隊の組織は第1表のとおりとする。

(2) 消防活動に係る対策

ア 情報収集体制の充実強化

災害発生直後の情報の空白域を解消し、効率的な消防活動等に必要な災害情報の収集を行うため、消防署・消防団の情報体制等の強化を図る。

イ 情報伝達体制の充実強化

収集した災害情報を迅速的確に伝達するため、防災関係機関との連携、充実強化を図る。

ウ 消防活動拠点の整備

消防活動の中核となる消防署所は、消防力の弱い地域及び消防行政需要の増大している地域のうち、原則として浸水想定等区域外に消防署所の適正配置・整備を図る。

エ 消防活動困難区域の解消

災害時の進入道路の状況等により、消防活動が困難となる地域に対し、消防水利、道路の整備等を強く働きかけ、消防活動困難地域の解消を図る。

オ 消防団体制の整備

消防団の活動体制を充実強化し、災害対応能力の向上を図るとともに、消防隊との連携強化を進める。

また、活動の拠点となる格納庫の適正配置化を推進するとともに、老朽化した格納庫の更新整備を図る。

カ 消防水利の整備

既存消防水利の機能維持を図るほか、市街地の進展や地域の火災危険等を考慮し、消防活動に有効な消防水利を整備するとともに、他用途水源の活用など多角的な消防水利の確保を図る。

キ 消防活動体制の整備強化

消防機動力、装備資機材等の充実を図り、地域の特性に応じた消防力を整備、増強するとともに、広域災害に備え他の防災機関との連携を強化し、活動体制の充実を図る。

ク 消防活動基準の整備

風水害等の被害予想に対応した消防活動要領の基準等を整備し、職員の教育訓練を徹底し活動要領の習熟を図る。

ケ 消防車両の整備

消防活動に必要となる消防車両は、車両更新基準に基づき計画的に整備を図る。なお、更新にあたっては、地域の特性及び社会情勢の変化等を考慮する。

コ 消防用資機材の整備

消火、救急、救助活動に必要となる消防用資機材は、地域の特性及び社会情勢の変化等を考慮し、計画的に整備を図る。

(3) 非常招集

消防職員・団員の非常招集は、次により発令する。

- ア 災害が発生し大きな被害がでる恐れがある場合は、事前計画に基づき非番職員の非常招集を行い、消防隊の増強を図る。
- イ 職員は、予め定められた所属部署に参集するものとする。
- ウ 消防団員は、予め定められた分団詰所に参集するものとする。
- エ 災害により、電気、有線通信等が広域にわたって途絶している場合は、第3配備非常招集が発令されたものとする。

(4) 出動計画

ア 出動の種類

消防隊は、災害の規模及び進展等に応じ出動する。また、災害の状況等により特殊車両その他の車両を出動させる必要がある場合には特命出動とする。

- イ 複数の出動要請に消防隊数が不足をきたすときは、災害実態、場所及び人命危険等を勘案して出動事案のトリアージを行う。

(5) 他の機関に関する応援出動要請

災害が著しく拡大し、現有消防力のみでは、消防活動が困難であると判断したときは、応援協定等に基づく市町村長等及び県内消防相互応援隊又は緊急消防援助隊派遣のため都道府県知事等に直ちに応援出動を要請する。

(6) 消防活動

ア 現場指揮本部の設置

災害状況から判断して、消防隊の適切な指揮運用を図るため必要があるときは、現場指揮本部を設置する。現場指揮本部の設置に関する事項は別に定める。なお、現場指揮本部の指揮者は、災害現場全体にわたり、次に掲げる情報収集に努め、その状況を消防対策部に逐次速報する。また、必要に応じて、電気、ガス、水道事業者その他関係機関と連絡を密にし、災害防除の方法を決定するとともに、作業分担等を明確にする。

災害状況から判断して、消防隊の適切な指揮運用を図るため必要があるときは、現場指揮本部を設置する。

(ア) 現場指揮本部は、旗をもって示し、その様式は別に定める。

(イ) 現場指揮本部の指揮者は、災害現場全体にわたる情報収集に努め、その状況を消防対策部に逐次速報する。

- a 災害現場の状況
- b 災害の被害状況
- c 二次災害の危険性
- d 応援隊の要否
- e 死傷者の有無
- f 出動消防隊数及び活動状況
- g その他必要な事項

イ 人命救助の優先

各級指揮者は、人命に危険があると認められる災害に対し時機を失せず人命救助を最優先に活動を行う。

ウ 警戒区域等の設定

(ア) 消防法に定める火災警戒区域及び消防警戒区域、水防法第14条の警戒区域（以下「警戒区域等」という。）の設置は次による。

a 警戒区域等の範囲は、災害の規模に応じた適切なものであること。

b 警戒区域等の設定を行った時は、関係者以外の者の立ち入りを禁止し若しくは制限し又は退去等の措置をとること。

c 警戒区域等の設定の期間は、災害の危険がなくなるまでとする。

(イ) 前(ア)の警戒区域等を設定したときは、火気使用の禁止等に関する広報その他必要な措置を講ずる。

(ウ) 警戒区域等は、消防活動の円滑、災害拡大防止のため積極的に設定し、警察機関等の協力を最大限に求める。

エ 資機材の収用等

現場指揮本部の指揮者は、災害現場において土地の使用、使用制限その他工作物等の処分等、公用負担の措置をとるときは、消防対策部に速やかにその状況を報告するとともに、必要な措置を実施する。

オ 避難措置

災害の状況により住民の安全確保が困難であると判断されるときは、一時避難の措置をとり、災害対策本部及び警察機関に通報し、避難について協議を行う。

カ 災害拡大の通報

災害の著しい拡大が認められるときは、自己隊の取りえる措置を付加して、状況を消防対策部へ直ちに通報する。

キ 他機関からの協力

排水、給水等の活動について、他機関からの協力要請があったときは、直ちに消防対策部を経由して災害対策本部へ報告し、必要な指示を受ける。

ただし、緊急の場合で指示を受ける暇がないときは、事後に報告するものとする。

ク 緊急輸送車両の確認

災害応急対策のため緊急輸送等の要務に使用する車両は、災害対策基本法第76条に規定する確認を受け、標章及び確認証明書を備えておく。

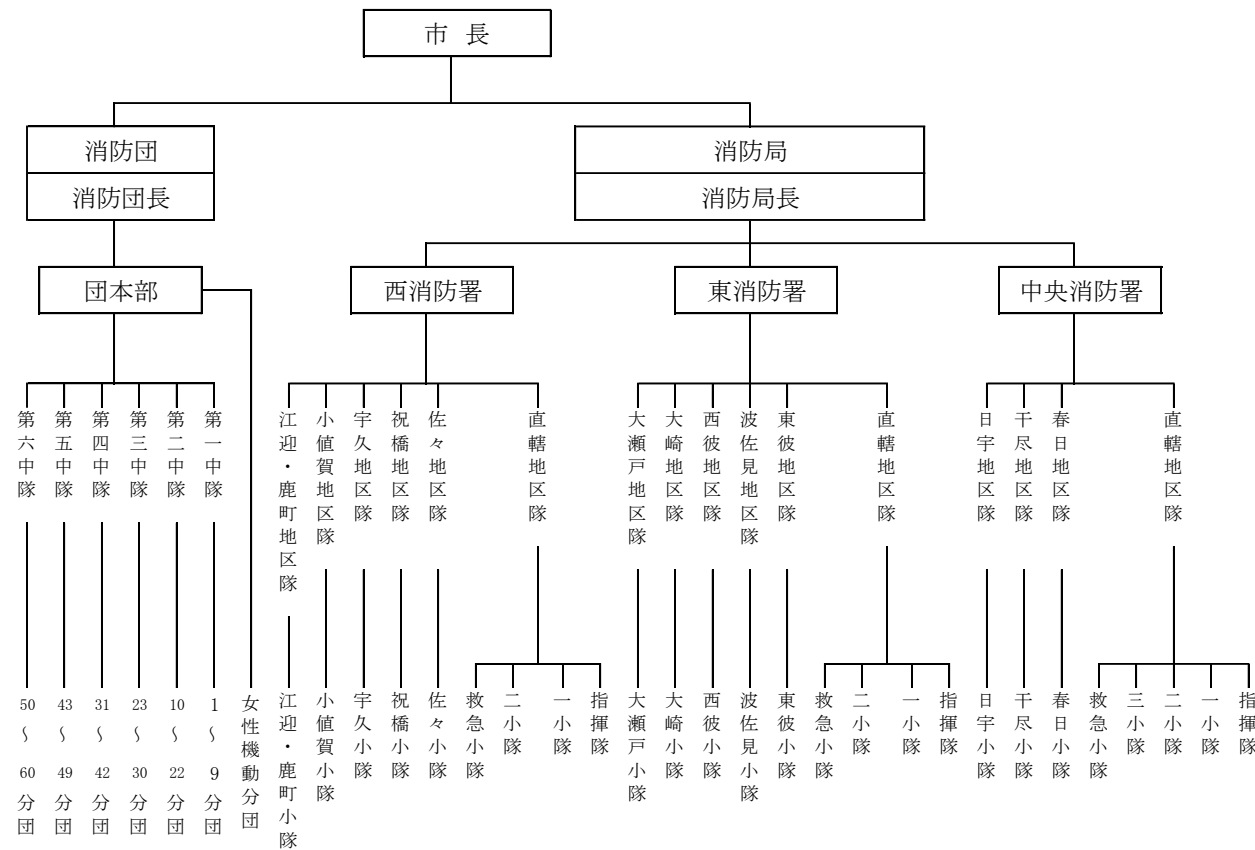
ケ 報告

一現場での災害活動を行い又は終了するときは、消防対策部に必ず報告し、活動部隊の行動を明確にする。

(7) 他機関との協力

消防活動時の緊急路の確保、規制道路の必要等に応じ、警察機関、道路管理者と連絡協調を図り、関係協力機関と協定を結ぶ等、緊急措置の充実を推進する。

第 1 表 消防隊組織表



2 消防災害警備実施計画

消防の警備体制を確立するため、次の措置を図る。

(1) 警備体制の充実

風水害等の状況に応じ、事前に職員の配備を行う。

ア 警戒配備

気象警報が発令され第 1 配備非常招集がなされるまでの招集（第 1 段階、第 2 段階）

イ 第 1 配備

災害が発生するおそれのある場合又は軽易な災害が発生した場合

ウ 第 2 配備

局地的な災害又は相当な災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合

エ 第 3 配備

広域にわたる大きな災害が発生し、又は発生のおそれがある場合

(2) 配備体制の計画

配備体制は、予想される災害規模等に応じ、別に定める。

(3) 配備招集

配備招集は、次の人員を確保する。

ア 第 1 配備非常招集

情報連絡その他必要な人員を招集する。

イ 第 2 配備非常招集

アのほか非番職員の半数以上を招集する。

ウ 第3 配備非常招集

職員の全員を招集する。

エ 消防団の招集

風水害等により必要があるときは、次の各号に定めるところにより消防団の招集を行う。

(ア) 第1 配備非常招集

各中隊で定める人員枠を目安に、必要な人員を招集する。

(イ) 第2 配備非常招集

前号のほか班長以上の団員を全て招集する。

(ウ) 第3 配備非常招集

前号のほか、団員の全員を招集する。

オ 招集の伝達

(ア) 招集が発令された場合は、直ちに各課、署、団に一斉伝達（エマコール等）により通知する。

(イ) 招集が発令が通知された場合各課、署、消防団等は、有線連絡により、所要の職団員に招集を行う。

(ウ) 各職団員は、気象情報に注意し、警備体制が発令されることを予測して自ら連絡を行うようにする。

(4) 災害危険箇所の把握

災害危険箇所の把握は、次により推進する。

ア 災害危険地域の調査

災害時における避難誘導、被害の軽減等、災害整備に資するため防災関係機関と協力して、地すべり、がけくずれ、河川、溜め池、ボタ山、海岸等の災害が発生するおそれのある危険箇所を把握する。

イ 警備対策事前検討

降雨期、台風期その他必要な場合は、関係機関と警備対策について事前協議を行い警備対策の確立を図る。

ウ 資機材の準備

災害用資機材について定期的に点検を行うとともに、災害の発生が予想される時は関係部局と連絡を密にし、水防倉庫の備蓄資機材等の活用を確保を図る。

(5) 警備実施に関する事項

災害警備は、配備体制に応じ次により行う。

ア 第1 配備非常体制

第1 配備非常体制をとったときは、おおむね次の各号による。

(ア) 情報収集と伝達

- a 気象台、県市等、関係機関からの気象情報等の収集
- b 気象情報及びその他の予報、警報等の部内及び関係機関への連絡
- c 命令、指示事項の伝達の徹底
- d その他警備実施上必要と認められる事項の報告及び伝達

(イ) 警備実施体制の確立

災害の状況に応じ、警備要員の招集、警備隊の編成等警備実施体制の確立を図る。

(ウ) 通信機関の点検整備

災害時における通信連絡の確保を図るため、有線、無線、通信機器等の点検整備を行う。

(エ) 車両及び装備資機材の点検整備

災害警備活動に備えて車両及び災害用装備資機材の点検整備を行う。

イ 第2 配備非常体制

第2 配備非常体制をとったときは、(1)に掲げるほか、おおむね次の各号による。

(ア) 警備要員の招集及び編成配置

第2 配備非常招集を発令し、非番職員の半数以上及び所要の消防団員を招集して警備隊を編成配置する。

(イ) 監視警戒の実施

気象状況及び災害情報等により災害の発生のおそれのある危険地域等に監視警戒員を配置して、特に次の事項について重点的にパトロールを実施して実態の把握につとめる。

- a 河川、海等の水位、潮位の状況
- b 堤防、地すべり、がけくずれ、海岸線等の危険地域の状況
- c 道路、橋梁等消防隊の出動に関係ある状況
- d 災害を被るおそれのある重要施設、建築物等の状況
- e 水防施設の状況
- f その他警備上必要な事項

ウ 第3 配備非常体制

第3 配備非常体制をとったときは(1)及び(2)に掲げるほか、次の各号による。

(ア) 警備要員の招集及び増強編成

第3 配備非常招集を発令し、非番職員の全員及び所要の消防団員を招集して各班警備要員の増強を行い、臨時的部隊編成を行う。

(イ) 警報及び防災信号の伝達

災害の発生のおそれのある場合は法令の規定により発せられる警報及び避難の指示等のため使用される防災に関する信号の伝達は、迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線のサイレンを吹鳴し、又は広報伝達の方法により地域住民に周知徹底を図り、適切な防災措置の実施を図る。

(ウ) 住民の緊急避難

- a 災害が発生するおそれがある場合において、緊急の必要があるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを促す。
- b 避難のため、立ち退くべきことを促そうとする場合においては避難すべき理由、及び必要ある場合はその避難先を示す。
- c 避難のため立ち退きを促そうとするときは、災害対策本部にその旨を報告する。
なお、報告のいとまがないときは事後直ちに報告する。

エ 損壊時の通報

道路、水防施設等の損壊、決壊等が確認された時は、直ちに道路管理者等に通報し、関係機関との連絡協調を確立する。

オ 通信機器の配備

災害時における通信連絡体制の確保を図るため警備実施上重要な地域に移動無線局、携帯無線機を重点的に配備する。

(6) 災害情報の収集体制の強化

災害警備に必要な情報は、警察機関、気象官署、河川管理者、道路管理者等を通じて収集するほか、相互の支援体制を強化する。

第20節 救急業務計画

【消防局・保健福祉部】

1 目的

この計画は、風水害等による救急事故の発生にともない、救急業務を迅速、円滑に行い、救急体制の強化を確立する。

2 現場指揮本部の設置

- (1) 災害による死傷者の状況から必要があると認めるときは、現場指揮本部を設け消防対策部の任務の一部を行わせることができる。
- (2) 現場指揮本部の編成、組織等は第19節1消防活動計画に準ずる。

3 現場指揮本部の任務

現場指揮本部は、次の措置を行う。

- (1) 被災情報の収集連絡
- (2) 受入れ医療機関の選定
- (3) 消防対策部及び災害対策本部との連絡
- (4) 救急応援部隊の要請連絡
- (5) 救急資機材等の調達要請
- (6) 応急救護所の設置
- (7) その他必要な事項

4 出動救急隊の編成

- (1) 救急隊の編成は、別に定める。
- (2) (1)の救急隊は、災害の状況により非番等の職員を招集して増強する。

5 救急隊の任務

救急隊の任務は、次のとおりとする。

- (1) 医療機関、救護所その他の場所への傷病者の搬送
- (2) 消防対策部及び現場指揮本部への被災状況等の報告
- (3) 応急救護所での応急救護（トリアージ等を含む。）
- (4) その他救急活動上必要な事項

6 消防団の任務

消防団の任務は、次のとおりとする。

- (1) 現場における救急、救助の支援
- (2) 現場の警戒及び避難誘導等
- (3) 災害規模が大きい場合の負傷者搬送
- (4) その他救急活動上必要な事項

7 応援派遣要請

災害の状況により多数の負傷者が発生し、消防機関だけでは対応が困難であると認められるときは、応援協定等に基づく市町村長等及び県内消防相互応援隊又は緊急消防援助隊派遣のため都道府県知事等に直ちに応援出動を要請する。

8 応援派遣要請の通報事項

救急応援を要請するときは、概ね次の事項を通報する。

- (1) 被害の状況、程度及び範囲
- (2) 応援派遣を要する期間
- (3) 応援を必要とする人員、車両、船舶、航空機等の概数
- (4) 応援を希望する区域及び活動の内容
- (5) その他参考事項

9 救急資機材等の調達

第19節の資機材の準備を準用する。

10 救急体制の整備

現場救護、搬送体制等を充実するため、救急隊員の技能管理、救急用資機材の整備、その他救急資機材の改善等を図る。

11 保健福祉部との連携

- (1) 多数の負傷者が生じた場合は、医療機関の協力要請を迅速に行うため、保健福祉部等と連携を密にして病院前救護体制が確立するよう協力体制を構築する。
- (2) 災害による負傷者の発生状況から、救急用資機材等を現場、その他の場所に輸送・供給できる体制を推進する。

12 応急手当普及啓発業務

(1) 普及啓発業務

負傷者（病者を含む）を応急に救護するために必要な知識、技術の普及啓発を効果的に推進する。

(2) 普及啓発業務の指針

普及啓発業務を計画的、効果的に推進するため普及啓発指針を策定し、地域の特性に応じた業務の推進を確立する。

(3) 広報業務

普及啓発業務の効果的推進を図るため、市広報、マスコミ等を活用し、救急に関する広報を行う。

13 救護体制の強化

災害時の応急救護体制を確立するため、医療機関、民間患者搬送事業者、自衛隊救護班等の応急救護機関と定期的な情報交換の機会を設ける。

第21節 自衛隊の災害派遣要請計画

【陸上自衛隊・防災危機管理局】

災害に際し、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する場合の計画である。

1 災害派遣要請の基準

災害に際し、人命又は財産の保護及び災害の応急措置を市の組織等を活用しても、なお、事態を収拾することができない場合又は緊急を要する場合、自衛隊の災害派遣を要請する。

2 派遣要請の要領

(1) 派遣要請方法

ア 市長が自衛隊の災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした文書をもって知事に申し出をする。ただし、急を要する場合は、口頭又は電話等で要請する。この場合、事後手続きとして、速やかに文書を知事に提出する。

イ 市長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。

ウ 通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

(2) 「派遣要請書」記載事項

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

3 派遣部隊の受入態勢

(1) 現場に責任者をおき、派遣部隊指揮官と協議して作業の推進をはかる。

(2) 派遣部隊の救援活動が迅速に実施できるよう、作業に必要な資材、器材は災害対策本部で準備する。

(3) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の準備をする。

(4) 班は部隊到着後及び必要に応じ、次の事項を県災害対策本部の総務対策班（危機管理課）に報告する。

ア 派遣部隊長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業の内容及び進捗状況

オ その他参考となる事項

4 撤収要請

(1) 市長は、災害の救援が、市の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の長と協議し部隊の撤収について文書をもって知事に要請する。

要請はとりあえず電話で行い、事後速やかに撤収要請書を提出する。

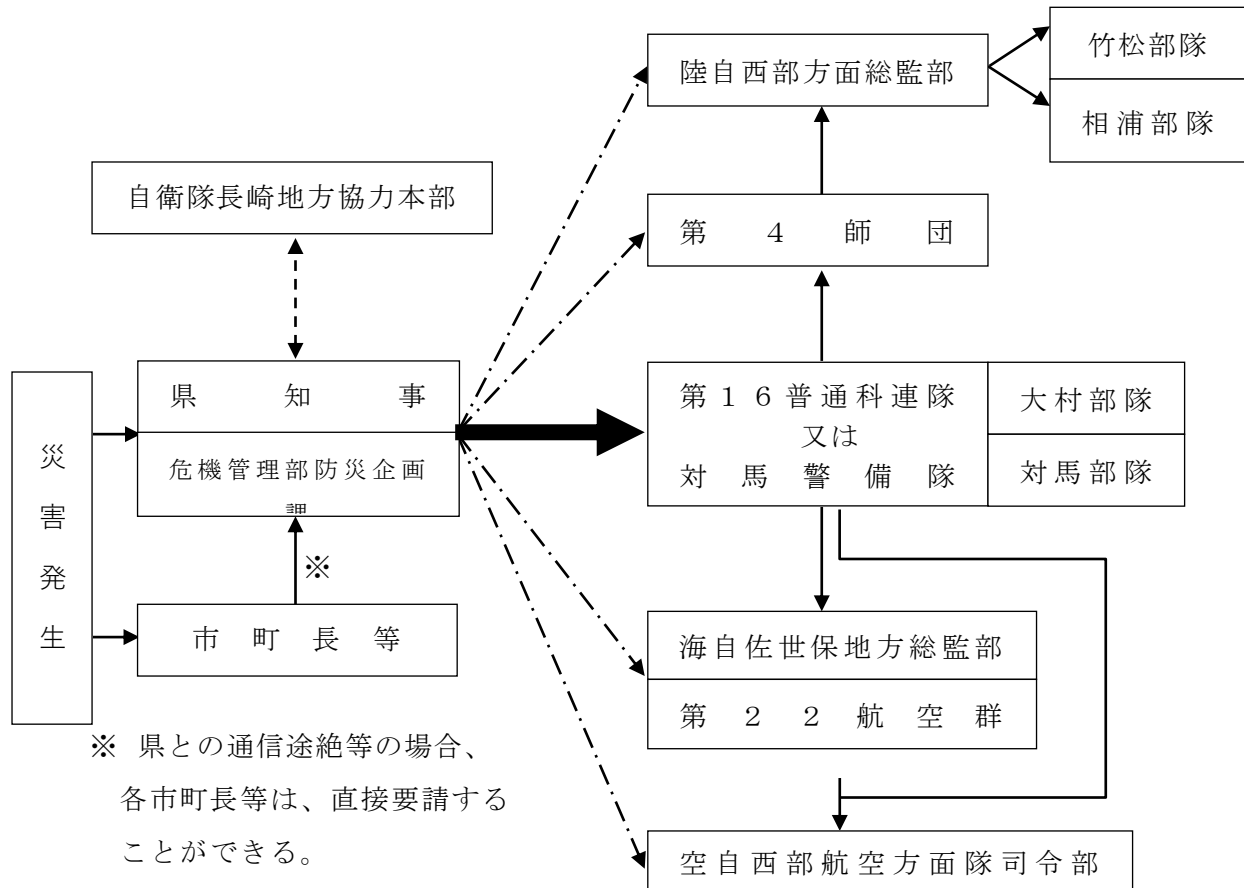
(2) 撤収要請事項

- ア 撤収日時
- イ 撤収要請の事由
- ウ その他

5 自衛隊派遣要請の際の連絡先

区分	所在地（電話）	担当	備考
第16普通科連隊	大村市西乾馬町416 (0957)52-2131	第 3 科 (内 2 3 8)	派遣要請
		第 2 科 (内線226)	情報連絡
		当直司令 (内 2 0 2)	夜間・休日当直
水陸機動団	佐世保市大湊町678 (0956)47-2166	第 3 科 (内2098)	防衛班長
佐世保地方総監部	佐世保市平瀬町 (0956)23-7111	第3幕僚室 (内3222)	
自衛隊長崎地方協力本部	長崎市出島町2-25防衛省合同庁舎内 (095)826-8844	総 務 課	
第22航空群	大村市今津町9 (0957)52-3131	運用幕僚	

自衛隊派遣要請系統図



凡例

法令による系統

——→ 県（市町）部隊間の連絡

---→ 災害の状況に応じ要請

-.-→

第22節 電力施設災害応急対策計画

【九州電力送配電・九州電力】

電力施設災害応急対策については、九州電力送配電株式会社佐世保配電事業所・九州電力株式会社佐世保営業センターが主体となり応急対策にあたるものとする。

その具体的事項については、九州電力送配電株式会社佐世保配電事業所・九州電力株式会社佐世保営業センターの非常災害対策部運営基準によるものとする。

1 目的及び規定区分

この基準は、非常災害対策措置要則（系技則第1号）及び長崎エリア非常災害対策本部運営基準（送配長支則第1号）に基づき、非常災害時における対策活動の円滑な推進を図るため、佐世保配電事業所・営業センター非常災害対策部（以下対策部）の運営に関する細部取扱に定め、非常災害時における対策活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

本規定区分は2社共通規程（九州電力送配電株式会社及び九州電力株式会社に適用）とする。

2 適用の範囲

この基準は、非常災害の発生が予想される場合の事前準備及び対策部設置後の対策部の運営に関して適用する。非常災害とは、次に掲げる事項に伴う大規模な供給支障、発電支障及び主要設備等の被害が予想される場合又は発生した場合に適用する。

- (1) 暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震、火山噴火等異常な自然現象
- (2) 災害、爆発、油流出等重大な事故

3 非常災害に関する心得

非常災害対応時は、佐世保配電事業所、営業センターが連携して対策部を組織し、非常災害の予防及び復旧等、電力の安定供給に万全を期すこととする。

- (1) 対策要員は非常災害に当り、いかなる場合においても人身安全の確保を第一義として行動する。
- (2) 対策要員は、社会生活における電気の果たす役割の重要性を認識し、それぞれの任務に応じ、非常災害対策活動に全力を尽くすものとする。
- (3) 対策要員は、非常災害対策活動において相互協力を旨とし、各対策組織及び組織間の応援業務に円滑に当たるものとする。
- (4) 対策要員は、別紙1「非常災害に関する対策要員の行動指針」を念頭におき、行動するものとする。

4 対策組織

4-1 対策組織の名称

機関	対策組織の名称
本店	非常災害対策総本部（総本部）
九電長崎支店／九電送配長崎支社	非常災害対策本部（対策本部）
佐世保配電事業所・営業センター※	非常災害対策部（対策部）

※対策部には、Q S S 佐世保 S C および Q N X 佐世保営業所を含む

4-2 対策部の構成と役割

- (1) 対策部の構成は、別表 1 「佐世保配電事業所・営業センター非常災害対策部構成表」のとおり、対策部長及び総括班（情報チーム含む）、復旧班、広報班、支援班の 4 班で構成する。
- (2) 各班には班長、必要により副班長をおくものとする。
- (3) 各対策組織の役割は、別表 2（省略）「対策組織の役割」のとおりとする。
- (4) 対策部長及び各班長は、対策活動従事できない場合に備え、職務を代行する者をあらかじめ定めておく。（別表 5 「非常災害対策部設置前及び設置後における各長不在代行一覧表」）

4-3 対策部会議

対策部には、重要な災害対策活動に関する事項を協議するための組織として、災害対策部会議を置く。

対策部会議は対策部長（配電事業所長）及び各班長等〔営業センター長、配電制御グループ長、

託送業務グループ長、運営担当（管理副長）、指令担当（制御副長）、S C 長、営業所長、情報チームリーダー（営業センター副長）〕をもって構成する。

4-4 対策組織の要員

各対策班は、要員を発令体制に応じて定め、かつ要員の住所、氏名、連絡方法を把握しておく。

各対策班標準要員

発令 班	総括	総括（情報チーム）	支援	広報	復
旧					
準備体制	1 名	1 名	1 名	2 名	7

5 防災体制の区分

非 常 事 態 の 情 勢	防災体制の区分
災害が予想される場合	準 備 体 制
災害が数時間以内に発生することが予想される場合又は発生した場合	非 常 体 制

6 防災体制の措置（省略）

7 突発災害時の措置（省略）

8 対策部の運営（省略）

9 停電等に対する復旧見込み等の社外公表（省略）

10 事業所建屋被災時の対策部の運営（省略）

11 指令の使用区分及び指令者（省略）

12 指令伝達及び情報連絡ルート（省略）

- 13 事故、被害状況の報告（省略）
- 14 非常災害に備えたその他の対策（省略）
- 15 防災体制の教育及び訓練の実施（省略）

配電事業所・営業センター一災害対策部構成表

[illegible]

＊副長には文部課長職を含む

第 23 節 ガス施設災害応急対策計画

【西部ガス】

都市ガス施設災害応急対策については西部ガス株式会社長崎供給部が主体となっており、その対策内容については、西部ガス株式会社の定める「防災業務計画」によるものとする。

西部ガス株式会社「防災業務計画」（抜粋）

第 1 章 総 則

第 1 節 防災業務計画の目的

この防災業務計画（以下「この計画」という。）は、災害対策基本法第 39 条第 1 項に基づき、ガス施設等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧のための諸施策の基本を定めることにより、円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とする。

第 2 節 防災業務計画の基本構想

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

1. 防災体制の確立
2. 災害予防対策
3. 災害応急対策
4. 災害復旧対策

第 3 節 防災業務計画の運用

1. 他の計画等との関連

この計画は、災害対策基本法、ガス事業法、消防法、石油コンビナート等災害防止法等関係法令に基づく諸計画等との調整を図り運用する。

2. 防災業務計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 非常体制

非常体制は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合とし、その種別及び基準は次の表の通りとする。

体制種別	基 準
第1 非常体制	(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度又は局地の場合 (2) 供給区域に大雨、洪水等の気象警報が発令され、被害又は被害予想が軽度又は局地の場合 (3) 事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生した場合 (4) 供給エリアの沿岸に大津波警報が発令された場合 (5) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合
第2 非常体制	(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合 (2) 供給区域に大雨、洪水、大津波等の気象警報が発令され、被害又は被害予想が中程度の場合 (3) 供給区域に震度5弱の地震が発生し、漏えい又は供給支障等の被害が発生した場合
第3 非常体制	(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想がはなはだしい場合 (2) 事業所の所在する地域に大雨、洪水、大津波等の気象警報が発令され、被害又は被害予想がはなはだしい場合 (3) 供給区域に震度5強以上の地震が発生した場合 (4) ガス漏えい及びガス事故等処理要領に定める特別出動体制では処理することが困難な事故が発生した場合又は予想される場合
総合非常体制	(1) ガス施設の損壊等により広域、大規模な災害が発生した場合 (2) 供給区域に大雨、洪水、大津波等の気象警報が発令され、広域、大規模な災害が発生した場合 (3) 供給区域に震度5強以上の地震が発生し、広範囲に被害が発生した場合 (4) 供給区域に震度6弱以上の地震が発生した場合

2. 災害対策組織及び分担業務

本社及び各事業所等は、非常体制に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）及び分担業務をあらかじめ別図1から別図9の通り定める。

第2節 対策組織の運営

1. 非常体制の発令と解除

- (1) 各非常体制の責任者は発令基準に則り、当該所管内の非常体制を発令することができる。また、災害の発生のおそれなくなった場合または災害復旧が進行して必要が無くなった場合には、全部又は一部を解散する。

各非常体制の責任者は別表1に定める。

- (2) 第3非常体制が発令されたときは、直ちに「地区災害対策本部」を設置する。地区災害対策本部長は災害の状況に応じて、体制種別を変更することができる。

なお、福岡の体制については、各部門を被災地域の復旧活動に携わる地区災害対策本部と地区災害対策本部の支援及び災害対策に関する総括管理を行う災害対策連絡会議に分割する。また、被災地以外の各地区は災害派遣連絡部会を設置し、災害情報の収集及び要員派遣等の準備をする。

- (3) 総合非常体制が発令されたときは、直ちに「総合災害対策本部」を設置する。なお、福岡の体制については、復旧活動を統括する「総合災害対策本部」、被災地域の復旧活動に携わる「現地災害対策本部」並びに現地災害対策本部の支援及び災害対策に関する総括管理を行う「本社災害対策本部」に分割する。また、被災地以外の各地区は災害派遣連絡部会を設置し、災害情報の収集及び要員派遣等の準備をする。

2. 権限の行使

- (1) 対策本部が設置された場合、災害対策活動に関する一切の業務は対策本部のもとで行う。
- (2) 対策本部が設置された場合、対策本部長は職務上の権限を行使して活発に災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては臨機の措置をとることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとる。
- (3) 対策本部長が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合、別表2に定める代行者が対策本部長に代わって指揮をとるものとする。

3. 動員

- (1) 各非常体制の責任者は非常体制を発令後、直ちにあらかじめ定める防災要員の動員を指令する。
- (2) 地震が発生し気象庁が発表した供給区域の震度が5弱以上の場合は、あらかじめ定めた社員の自動出動とする。

ただし、地震等災害による被災、傷病等の事情により出動困難な者はこの限りではない。

4. 指令伝達及び情報連絡の経路

各非常体制の指令伝達及び情報連絡の経路は、別図1から別図4の通りとする。

第3節 災害対策連絡会議等の設置

1. 災害対策連絡会議

- (1) 台風、洪水、高潮、地震、津波等により、ガスの供給に大きな影響を及ぼす被害が発生した場合もしくは予想され第3非常体制の発令を受けたときは、総務広報部長を議長とする関係各部門による「災害対策連絡会議」を直ちに設置する。
- (2) 「災害対策連絡会議」は、災害情報の収集及び外部対応を図ると共に「地区災害対策本部」の防災活動に対して全面的に支援、補佐する。

2. 災害対策連絡部会

- (1) 地区で災害が発生もしくは発生が予想され、第1又は第2非常体制の発令の連絡を受けた場合、防災保安部長（工場での被害の場合には生産部長）は「災害対策連絡部会」を設置する。
- (2) 「災害対策連絡部会」は、災害情報の収集及び外部対応を図ると共に、現地の防災活動に対して全面的に支援、補佐する。

3. 災害派遣連絡部会

- (1) 地区で災害が発生もしくは発生が予想され、第3又は総合非常体制の発令の連絡を受けた場合、被災地以外の地区の支配人は「災害派遣連絡部会」を設置する。
- (2) 「災害派遣連絡部会」は、災害情報の収集及び要員派遣等、現地の防災活動に対して全面的に支援、補佐する。

4. 動員

- (1) 地震が発生し気象庁が発表した供給区域の震度が5弱以上の場合は、あらかじめ定めた社員の自動出動とする。
ただし、地震等災害による被災、傷病等の事情により出動困難な者はこの限りではない。

5. 指令伝達及び情報連絡の経路

災害対策連絡会議等が設置された場合の指令伝達及び情報連絡の経路は、別図5から別図9の通りとする。

第4節 社外機関との協調

1. 地方防災会議等への参加と協力

平常時には、担当部署（事業所）が地方自治体の防災会議等と、また災害時には対策本部等が地方自治体の災害対策本部等と緊密な連絡を保ち、この計画が円滑、適切に行われるよう努める。

(1) 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には、委員を推薦し参加させる。

(2) 地方自治体災害対策本部との協調

この計画が円滑かつ適切に行われるよう次の事項に関し協調を図る。

①災害に関する情報の提供及び収集

②災害応急対策及び災害復旧対策の推進

2. 防災関係機関との協調

- (1) 経済産業省、九州産業保安監督部、地方気象台、消防署、警察署等防災関係機関とは平常時から協調し、防災関係情報の提供、収集等相互連携体制を整備するよう努めるものとする。
- (2) 災害発生時には、内閣府、内閣情報調査室、経済産業省等の防災関係機関との連絡が相互に迅速にかつ確実に行えるよう情報伝達のルート及び情報交換の為の収集・連絡体制を整備しておく。

3. 他ガス事業者等との協調

他ガス事業者等と協調し、要員及び資材等の相互融通等災害時における相互応援態勢の整備に努める。

第4章 災害応急対策

第1節 通報及び連絡

1. 通報・連絡の経路

- (1) 社内及び社外機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。
- (2) 社内及び社外機関に対する通報・連絡の経路は、別図4及び別図10の通りとする。

2. 通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行うこととする。

第2節 災害発生時における情報の収集、連絡

1. 情報の収集、報告

対策本部は、次に掲げる各号の情報を巡回点検、出社途上の調査等により把握する。

(1) 一般情報

① 気象情報

② 一般被害情報：一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報並びにガス施設等を除く、電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該供給区域内全般の被害情報

③ 対外対応状況：地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況

④ その他災害に関する情報：交通状況等

(2) 地震計情報

(3) ガス施設等の被害状況

(4) 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項

(5) 社員の被災状況

(6) その他災害に関する情報

第3節 災害時における広報

1. 広報活動

① 災害発生時、または災害の発生が予想される場合においては発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた適切な広報活動を行う。

② 災害発生後、ガス供給を継続する地区のお客さまに対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

2. 広報の方法

広報活動については、災害発生時に即応できるように、報道機関・警察・消防等関係機関に協力を要請するほか、広報車等により実施する。また、状況に応じて地方自治体とも連携を図る。

第4節 対策本部等の要員の確保

1. 対策要員の確保

- (1) 地震が発生し供給区域内の気象庁発表震度階が5弱以上の場合、自動出社する社員をあらかじめ定めておく。
- (2) 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策本部等の要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。
- (3) 非常体制が発令された場合は、対策本部等の要員はあらかじめ定められた要領に基づき速やかに対策本部等の指定された場所へ出動する。

2. 他事業者等との協力

- (1) 関係工事会社等との間に災害発生時に出勤要請できる体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。
- (2) 自社のみでは、早期復旧が困難であると考えられる場合には、被害を免れたガス事業者からの協力を得るため、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救済措置要綱」に基づき日本ガス協会へ応援を要請する。

第5節 災害時における緊急工事

1. 緊急工事の基本方針

災害に伴う緊急工事は、緊急度を勘案して迅速かつ適切な措置を講じる。

2. 緊急工事における安全確保等

緊急工事に際しては二次災害の発生防止に万全を期すとともに、対策要員の安全に十分配慮する。

第6節 地震以外の自然災害時の供給停止判断

- (1) ガス施設の被害による二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を速やかに停止する。
- (2) 広範囲にわたる供給停止の判断は、第3非常体制が発令されたときは地区災害対策本部長、総合非常体制が発令されたときは現地災害対策本部長が行う。
- (3) 地区災害対策本部長又は現地災害対策本部長が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に備え、その職務を代行する者をあらかじめ指名しておく。
- (4) 供給継続地区については、保安巡回等の保安確保のための必要な対策を行う。

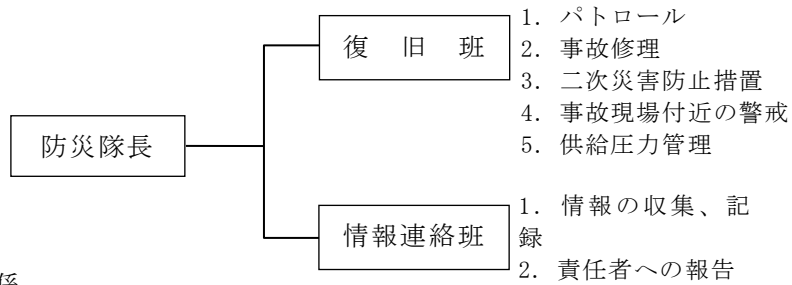
第7節 地震時の供給停止判断

- (1) 地震が発生した場合、次の各号に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、供給停止を行う。
 - ① S I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した地域及び製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な地域については、直ちにガス供給停止を決定する。
 - ② S I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準未満となった地域については、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況等から経時的に得られる被害状況により、二次災害の発生が予測される場合は、速やかにガス供給を停止する。
- (2) 供給継続地区については、保安巡回等の保安確保のための必要な対策を行う。

(別図 1) 第 1 非常体制の標準組織・分担業務

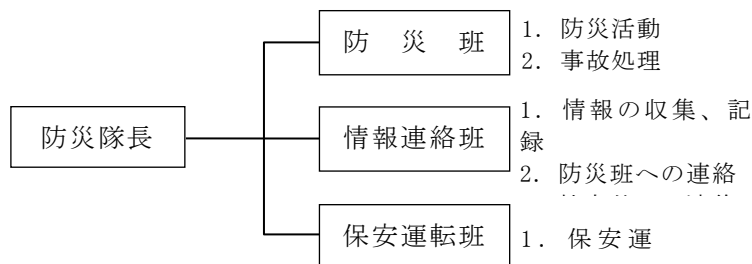
① 供給関係

関係者の一部動員によるパトロール又は事故処理ができる体制



② 製造関係

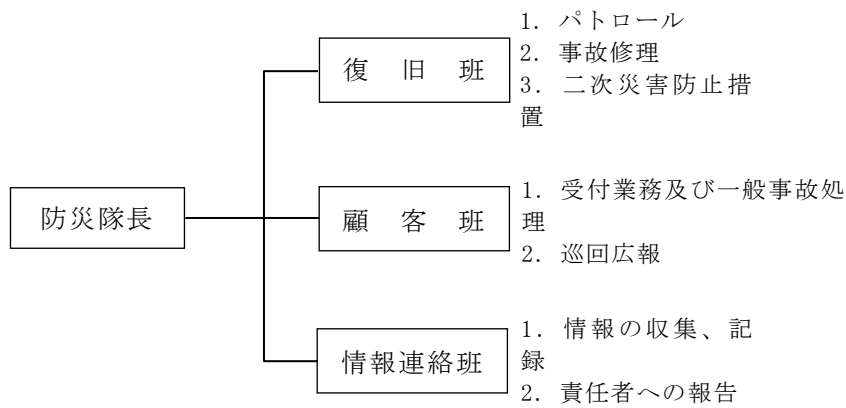
通常勤務担当者で処理できる体制



(別図 2) 第 2 非常体制の標準組織・分担業務

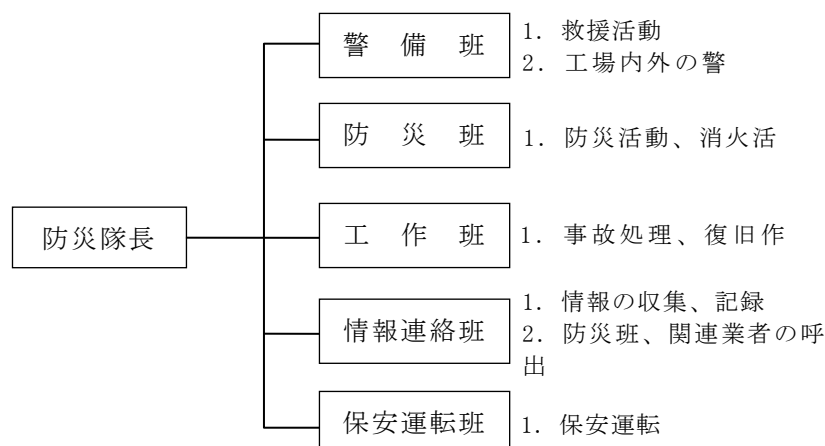
① 供給関係

関係者の動員によるパトロール又は事故処理及び広報ができる体制

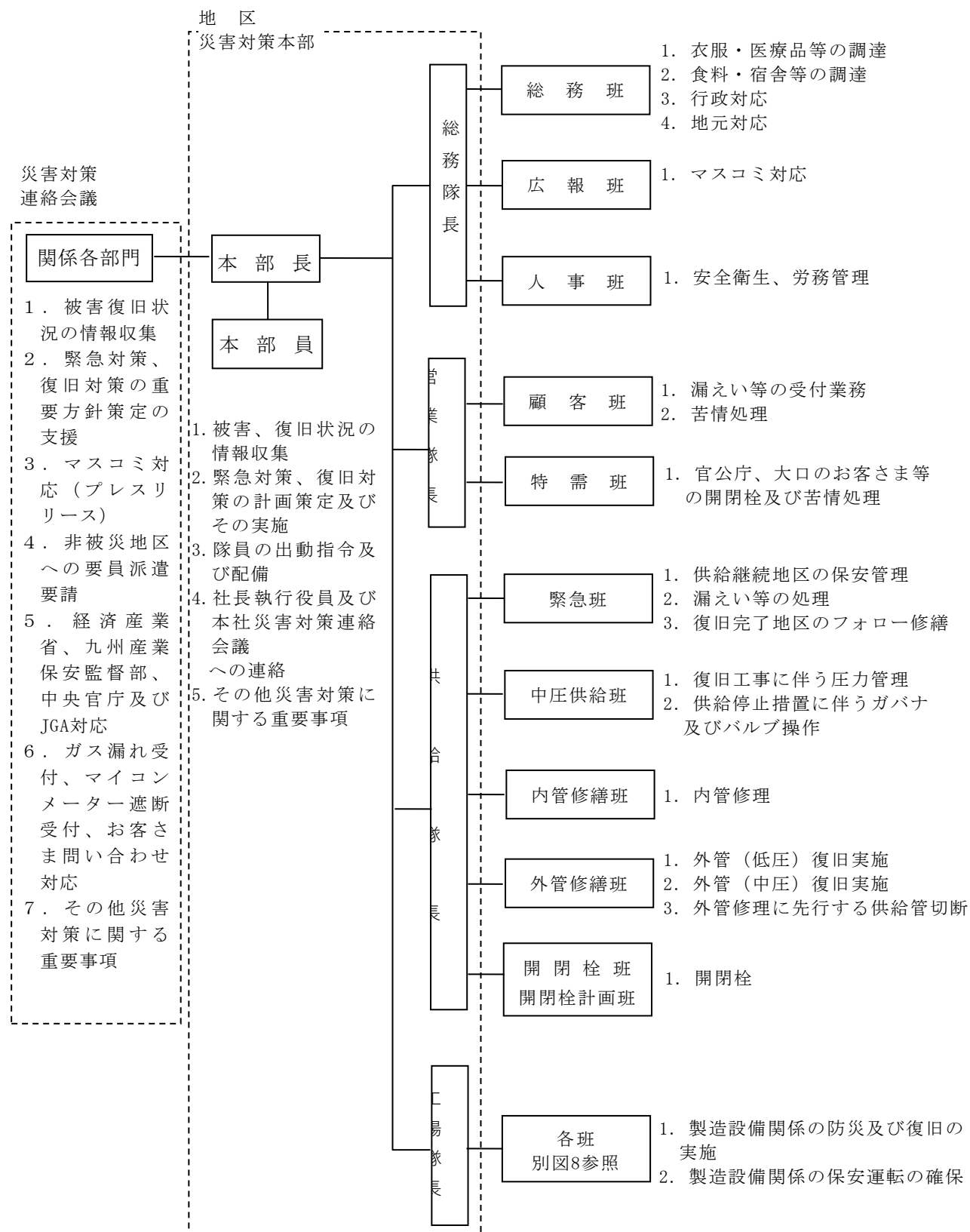


② 製造関係

関係者の動員により処理できる防災及び災害復旧体制



(別図3) 第3非常体制の標準組織・分担業務



(注1) 上記の体制は標準とし、各班の編成は必要に応じて統合できるものとする。

(注2) 地区災害対策本部において、本部長と各隊長を兼ねることができる。

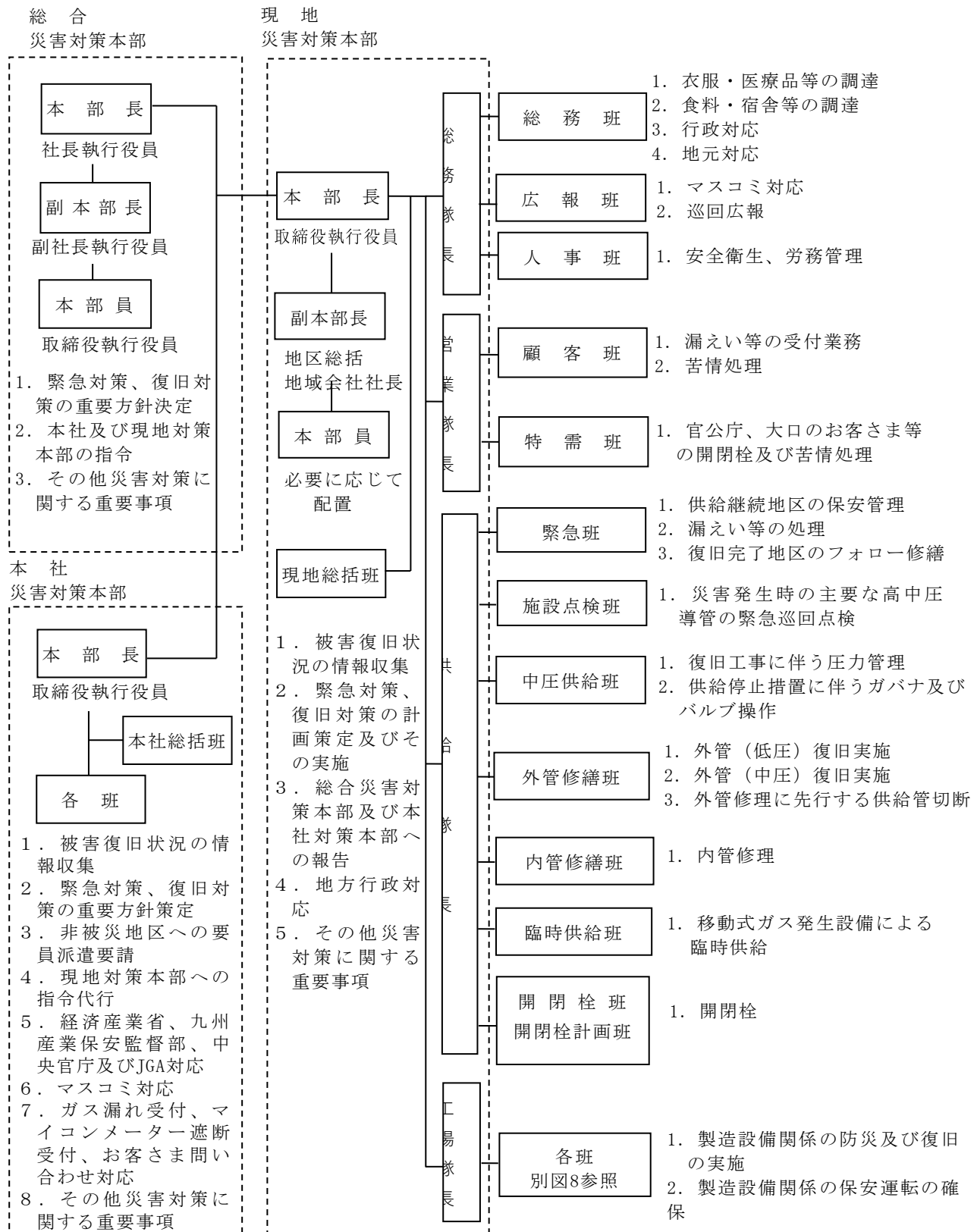
(注3) 災害対策連絡会議の体制は別図6参照

(注4) 工場隊の体制は、別図8参照

(注5) 災害対策連絡会議は、災害対策連絡部会と連携し対応にあたる。

(別図4) 総合非常体制の標準組織・分担業務

総合災害対策本部、本社災害対策本部、現地災害対策本部を設置し、社内外の応援の下に総合的な災害対策を効果的に実施できる



(注1) 総合災害対策本部及び本社災害対策本部の体制は別図7参照

(注2) 上記の体制は標準とし、各班の編成は必要に応じて統合できる。

(注3) 現地災害対策本部において、本部員と各隊長を兼ねることができる。

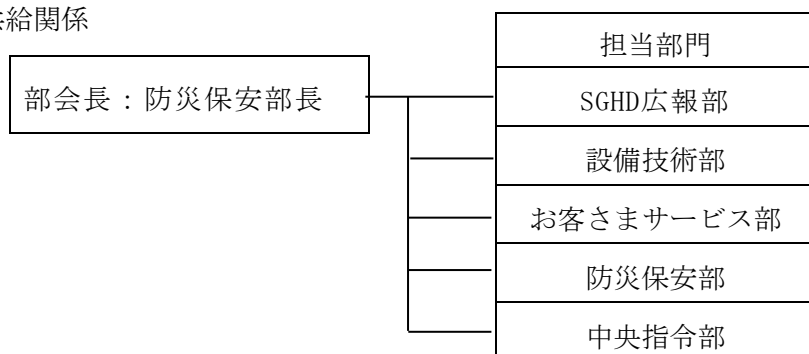
(注4) 災害派遣連絡部会は、本社災害対策本部と連携し対応にあたる。

（別図５）災害対策連絡部会（本社）の構成

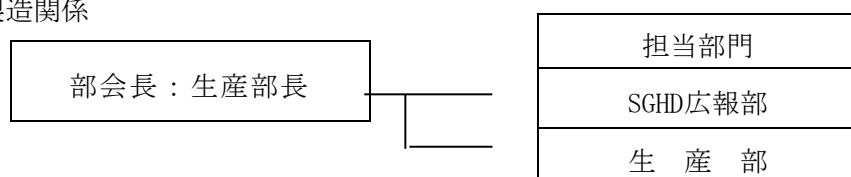
被害情報の収集及び外部対応を図ると共に、地区の防災活動に対して全面的に支援、補佐する。

【第１非常体制が発令された場合】

①供給関係



②製造関係

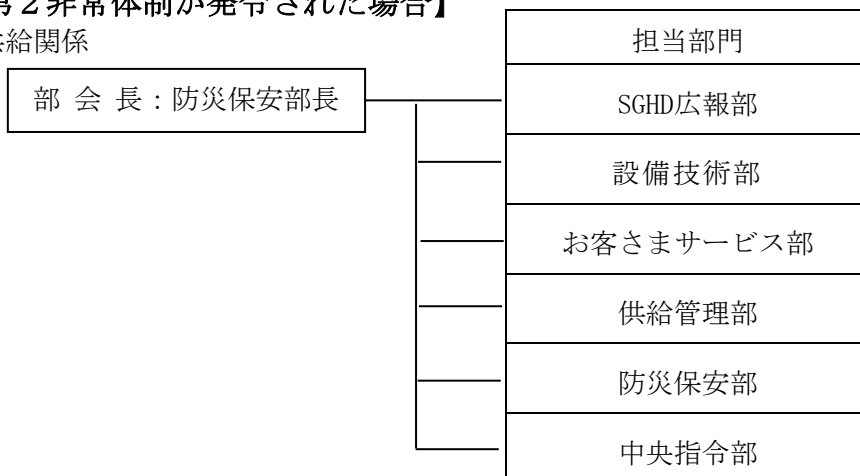


（注１）部会長の判断により、必要に応じて他部門が部会スタッフとして参画する場合がある。

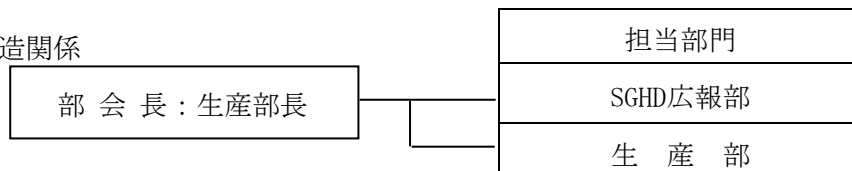
（注２）地震発生時は防災保安部長を部会長、生産部長を副部会長とした一つの災害対策連絡部会とする。

【第２非常体制が発令された場合】

①供給関係



②製造関係



（注１）部会長の判断により、各班の編成は災害の規模に応じて変更できるものとする。

（注２）災害対策連絡部会の分担業務は災害対策連絡会議と同じとする

（注３）地震発生時は防災保安部長を部会長、生産部長を副部会長とした一つの災害対策連絡部会とする。

(別図6) 災害対策連絡会議(本社)の構成(第3非常体制時)

災害情報の収集及び外部対応を図ると共に、地区災害対策本部の災害対策活動に対して全面的に支援、補佐する。

議 長		本 部 班	分 担 業 務
防災保安部長		広 報 班	・マスコミ等対応 ・災害発生時の広報(お客さま・マスコミ) ・ガス供給停止時の広報(お客さま・マスコミ) ・復旧時の広報 ・復旧活動の記録 ・地区災害対策本部総務隊との連携、支援
		総 務 班	・勤務時間内における社員等の避難誘導 ・災害対策連絡会議設置に係る庶務事項 ・全社建物等被害状況の収集 ・地区災害対策本部総務隊への要員派遣を非被災地区と調整 ・食料及び宿舍等の調達 ・前進基地、資材ヤード、駐車場等用地の確保 ・外部に対する総務的事項(協力要請等) ・地区災害対策本部総務隊との連携、支援
【本社総括班】 [担当業務] ・災害対策室の設営及び関係部門との連絡体制確立 ・経済産業省、九州産業保安監督部(常駐対応含む)、JGA等への報告及び対応 ・本部班各班情報の収集及び集計表作成 ・諸会議の開催 ・災害対応方針策定支援 ・各班へ議長の指示伝達 ・本部班間の連携調整 ・他地区、関係会社等、他社ガス小売事業者への応援要請 ・役員への報告 ・社内、関係会社等への情報等の提供 ・全社復旧要員管理		人 事 班	・社員及び家族被災状況の把握 ・安全衛生管理対策の実施 ・被服等の調達 ・社員の出勤状況等の把握
		情報通信班	・情報システム(コンピュータ、ネットワーク、業務アプリケーションシステム)及び電話の被害状況の収集 ・モバイル千代の被害状況の収集 ・情報システム及び電話の復旧計画等の策定 ・情報システム及び電話等の機器の調達 ・お客さまデータ出力等の電算機処理業務
		経 理 班	・資金調達 ・資金調達計画
		資 材 班	・復旧資機材の調達 ・資機材搬送 ・現地への資材班派遣 ・代替熱源の調達
		原 料 班	・原燃料供給会社被害状況の把握、原燃料の確保
		営 業 班	・現地営業隊の統括 ・お客さま対応 ・お客さま対応状況の把握 ・受電本数に応じた受付体制の検討、確立 ・営業隊への他地区社員及び関連、協力会社要員等の派遣 ・調整 ・応援費用の積算
		供 給 班	・現地供給隊の統括 ・供給設備の被害状況の把握 ・緊急対策策定支援 ・復旧対策策定支援 ・臨時供給設備の数量調整 ・開閉栓の復旧計画の策定支援 ・開閉栓進捗状況の把握 ・応援費用の積算
		中央司令部	・供給設備、製造設備の被害状況の把握 ・供給系監視制御システムの通信状況の把握 ・関係会社との生産調整 ・緊急対策(製造・供給)の策定、実施 ・ガス漏えい電話受付
		生 産 班	・製造設備(関係会社含む)の被害状況の把握 ・緊急対策、復旧対策の方針策定 ・現地工場隊への応援計画の策定 ・LNGローリ輸送ルートの情報把握
		電 力 班	・停電、復電状況の把握 ・電力需給調整

(注) 各班の編成は災害の規模に応じて変更できるものとする。

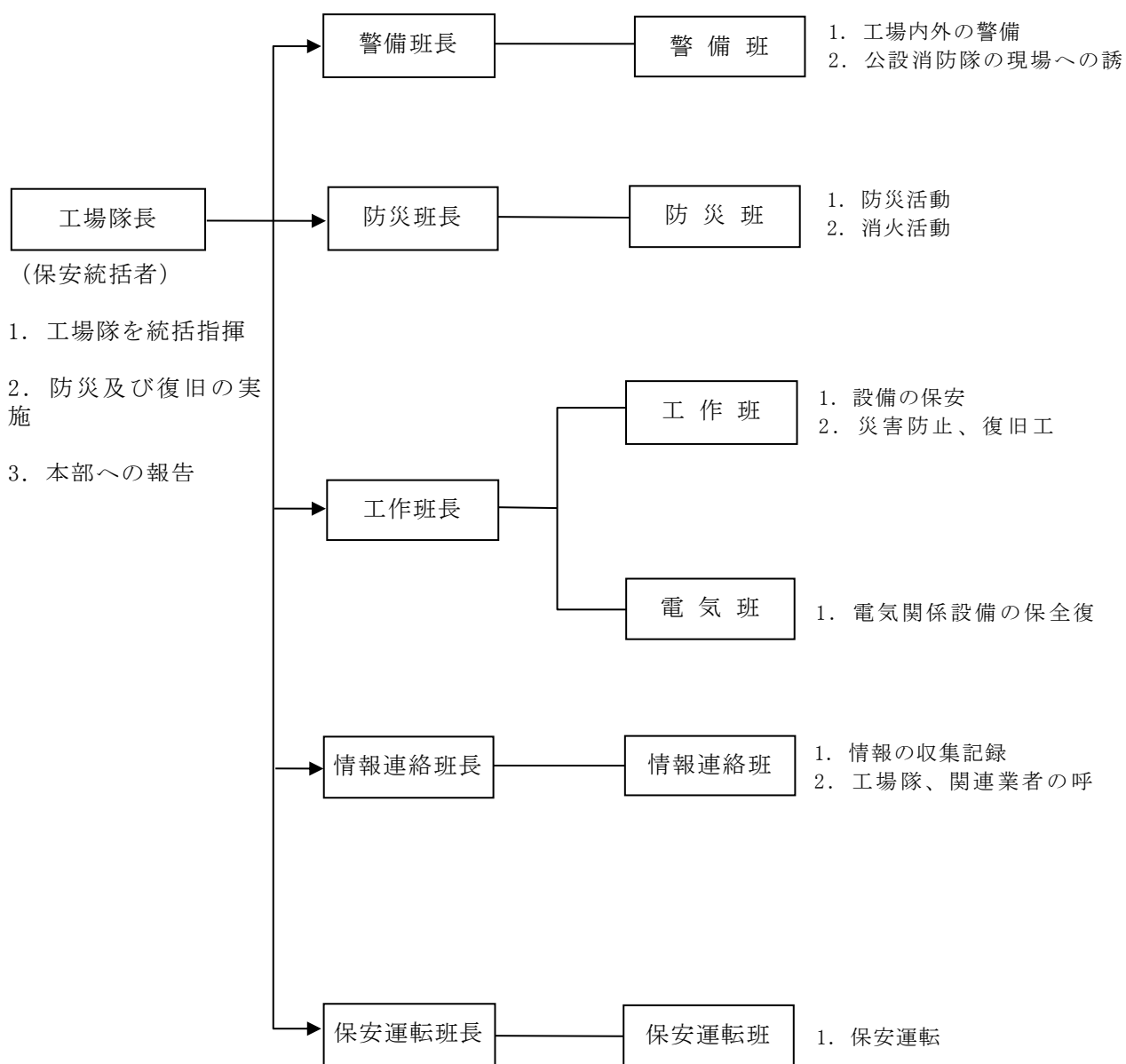
(別図 7) 総合災害対策本部及び本社災害対策本部（本社）
の標準組織・分担業務



(注1) 本部長は本部員部長の内、災害内容に応じて隊長を指名する。

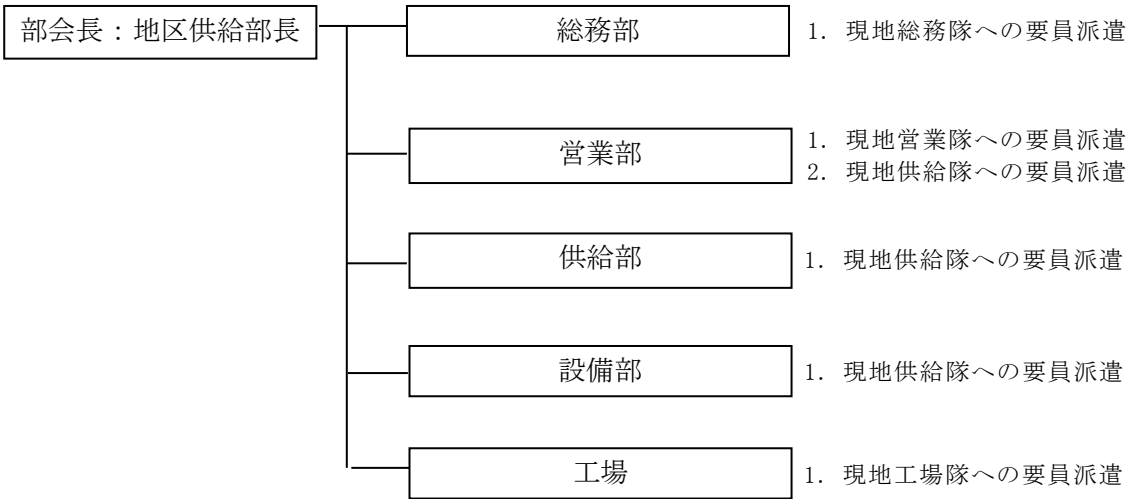
(注2) 各班の編成は災害の規模に応じて変更できるものとする。

(別図8) 工場隊の標準組織・分担業務



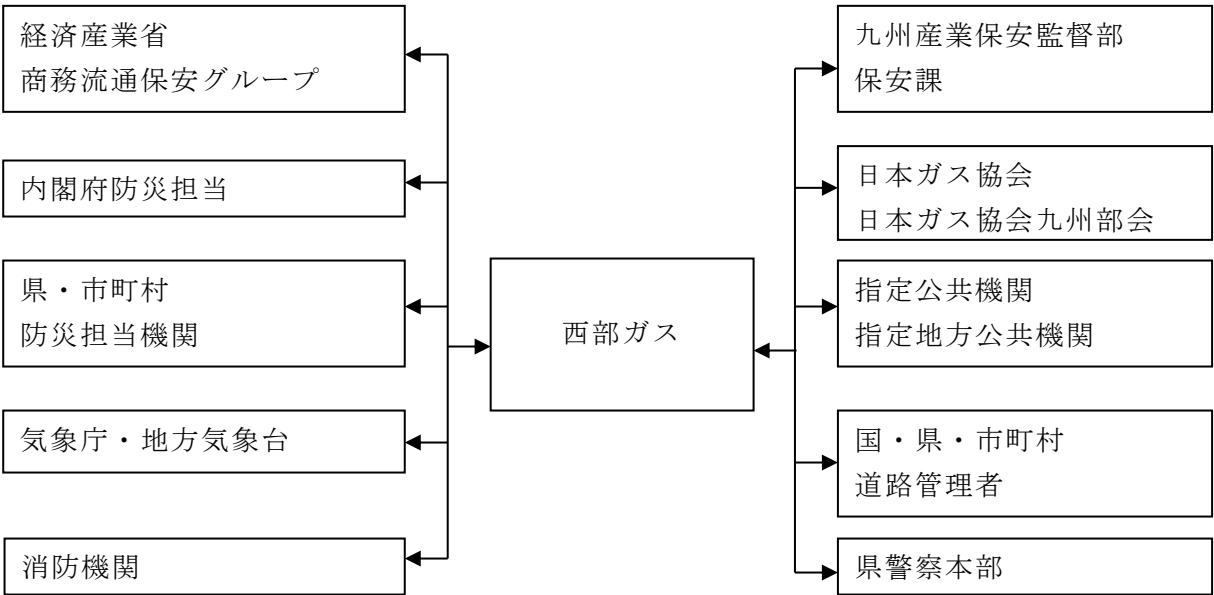
(注1) 上記の体制は標準とし、各班の編成は工場の規模や必要に応じて統合できるものとする。

（別図 9）災害派遣連絡部会の標準組織・分担業務



（注 1）上記の体制は標準とし、各部門の編成は地区の組織に応じて編成する。

（別図 10）防災関係機関との連携関係図



(別表 1) 各非常体制の責任者

	第 1 非常体制	第 2 非常体制	第 3 非常体制	総合非常体制
福岡地区	福岡供給部保安G マネージャー	福岡供給部長	保安総括担当 執行役員	社長執行役員
北九州地区	北九州供給部保安G マネージャー	北九州供給部長	保安総括担当 執行役員	
熊本地区	熊本供給部保全G マネージャー 熊本工場長※	熊本供給部長 熊本工場長※	保安総括担当 執行役員	
長崎地区	長崎供給部保全G マネージャー 長崎工場長※	長崎供給部長 長崎工場長※	保安総括担当 執行役員	
佐世保	長崎供給部佐世保供給G マネージャー 佐世保工場長※	長崎供給部長 佐世保工場長※	保安総括担当 執行役員	
島原地区	長崎供給部島原事業所 長	長崎供給部長	保安総括担当 執行役員	

※製造設備の損壊等により、ガス供給に影響を及ぼす場合又は及ぼす可能性がある場合

(注 1) 第 3 非常体制の責任者は地区災害対策本部長であり、総合非常体制の責任者は総合災害対策本部長である。

(別表 2) 本部長代行者

総合災害対策本部	副社長執行役員
福岡地区災害対策本部	福岡供給部長
北九州地区災害対策本部	北九州供給部長
熊本地区災害対策本部	熊本供給部長
長崎地区災害対策本部	長崎供給部長
佐世保地区災害対策本部	長崎供給部長
島原地区災害対策本部	長崎供給部長

第24節 交通施設災害応急対策計画【ＪＲ九州・松浦鉄道・土木部・地域未来共創部】

被災地における交通物資輸送等を確保するため、それぞれ次の対策を講ずる。

1 道路対策

- (1) 異常豪雨又は長期にわたる降雨等では、地すべり、崩土、落石又は路線の陥没や流失等の災害の発生が予想される。このため、予め予想される危険箇所については、道路パトロールによる監視を強化する。
災害の発生の場合は、速やかに現地の被害状況を本部へ調査報告し、応急措置を実施する。
- (2) 交通の確保が最重点であるので、災害の復旧には全力をあげて迅速に処理を行う。この場合迂回路等の有無を充分調査し、迂回路がある場合はこれを利用して、交通の確保を図る。迂回路がない場合は、できるだけ短時間に復旧できるように処置を行う。
- (3) 被災の程度により、応急工事が不可能な場合や大規模な対策が必要な場合、又は、長大橋の流失等の場合は、自衛隊の派遣要請を知事に申請し、応急復旧に当たる。

2 鉄道対策

(1) ＪＲ関係

ＪＲ九州は異常気象時における列車運行の安全を確保するため、線路設備等の警備を行うとともに、必要な運転規制を行う。

また、災害発生時においては、早期復旧を図るため次のように対処する。

ア 災害警備

異常気象の情報を受けたとき又は気象観測機器が異常を検知したときは、必要な運転規制を行うとともに、災害の発生が予測される場合は、関係部長は関係社員を、風、雨、雷、その他の災害に対する線路、建造物、電力設備、信号保安設備等の警備に従事させる。

災害の発生が予想される箇所は、重点箇所に指定し、各箇所ごとに監視上の注意事項を定め、警備員に周知させる。

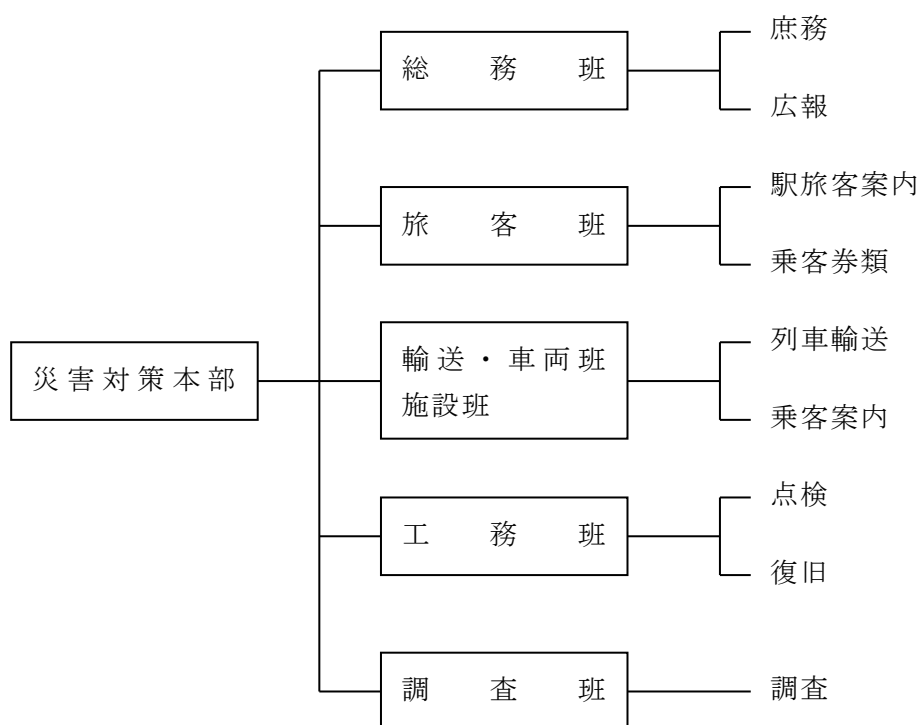
気象観測機器配備表

	雨 量 計	風 速 計
長 崎 工 務 所	早 岐	早 岐

イ 災害応急体制

災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに列車の早期開通を図るため、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の分担は次のとおり

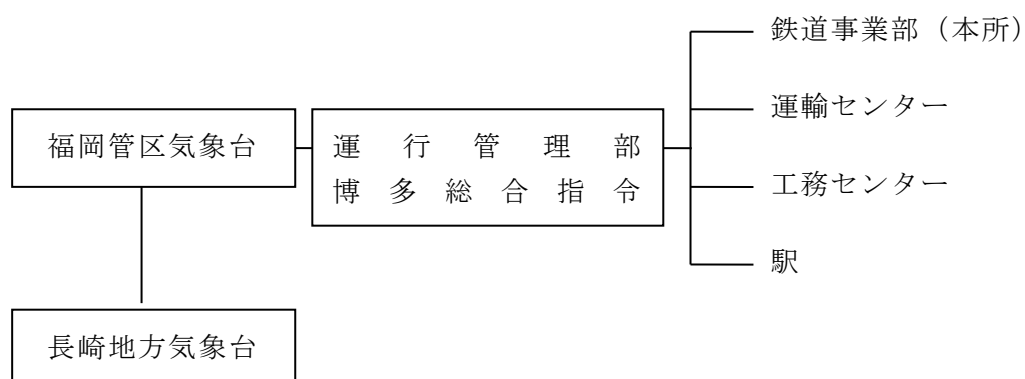


ウ 災害応急復旧工事

J R 九州の災害応急復旧工事は、災害の規模に応じて、請負工事とする場合がある。

エ 鉄道気象通報の伝達系統

J R 九州の鉄道気象通報の伝達系統は次のとおりである。



(2) 松浦鉄道株式会社関係

ア 災害警備

異常気象の伝達を受けたとき又は気象観測機器が異常を検知したときは、列車運行の安全を図るため必要な運転規制を行うとともに、必要に応じ線路設備等の警備を行う。

イ 災害応急

災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じ、線路の早期開通に努める。

松浦鉄道株式会社における災害応急復旧体制は、別紙のとおりである。

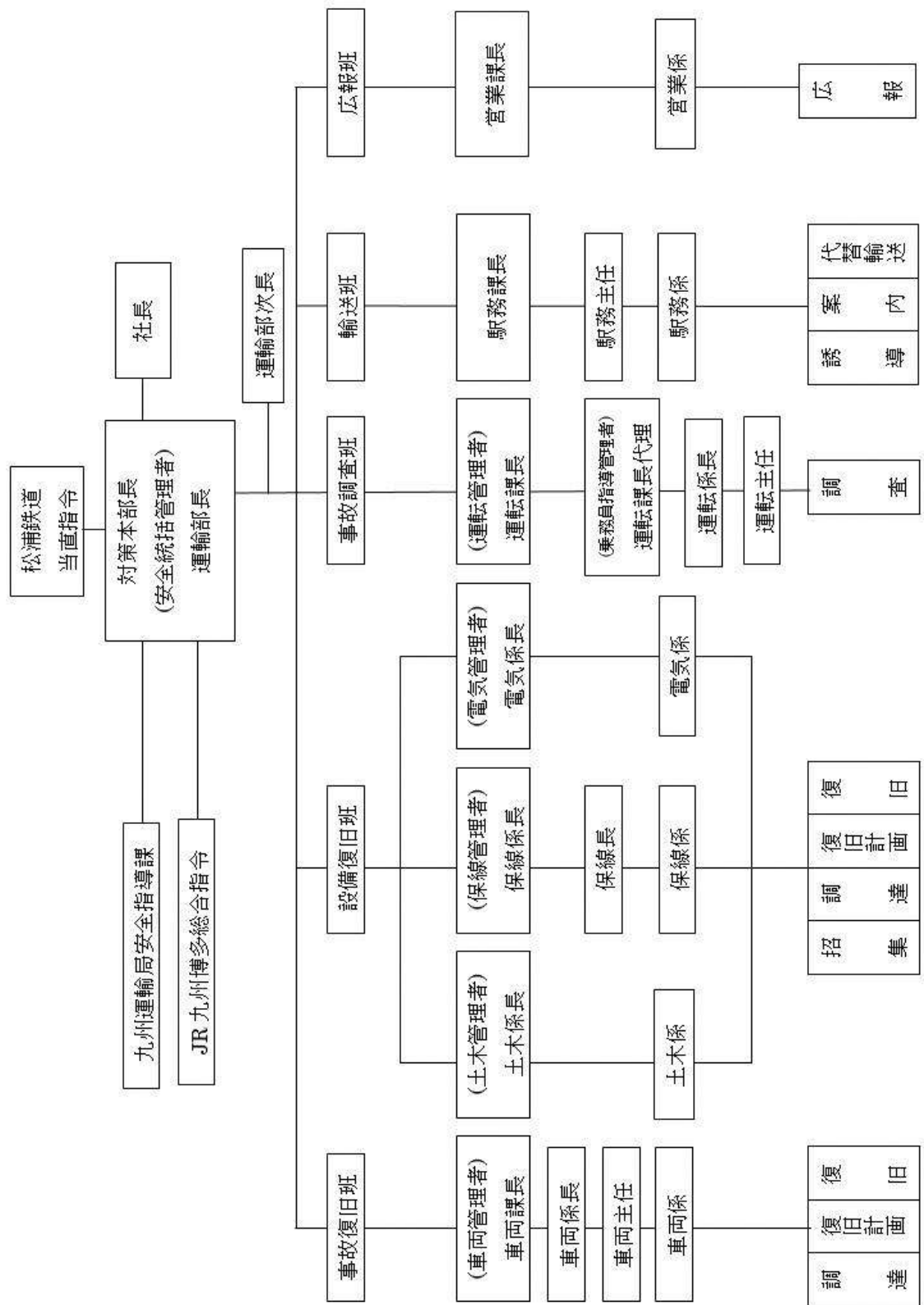
ウ 災害応急工事

松浦鉄道株式会社の災害応急工事は、災害の規模に応じ対策本部を設置し復旧に努める。

3 相互連絡

鉄道事業者と市は相互に緊密な連絡を取ることとし、鉄道事業者は被災状況や応急復旧措置の内容について、市に対し速やかに通知する。

連絡及び復旧体制表



第25節 海上災害応急対策計画

【海上保安部・港湾部】

本市における海上応急対策は、下記により実施するものとする。

1 被災地変等応急対策

海上保安部においては、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、非常配備を発令し、必要ある場合は、対策本部を設置する。

(1) 非常配備

ア 職員を非常呼集し、非常配備に就ける。

イ 所属巡視船艇等の緊急出動態勢を整え状況に応じ現場に派遣、対応させる。

ウ 佐世保市、その他関係機関との連絡を緊密にし相互協力を図る。

エ 一般船舶の動静を把握し、必要な場合避難勧告、航路経路の変更、出入港の制限等を行う。

(2) 情報の収集、伝達

海上保安部は、次のとおり情報収集・伝達を行う。

ア 佐世保市その他の関係機関との連携を密にし、災害に関する情報の収集交換を行う。

イ 巡視船艇等を災害地に派遣し、情報収集に当てる。

ウ 民間からの災害情報は、災害対策本部その他関係機関に連絡する。

2 警報等の伝達周知

(1) 海上保安部は、船舶及び臨時諸施設等に対する警報等は次により伝達する。

ア 気象業務法による警報（地方海上警報、気象警報、高潮警報、波浪警報、津波警報）

イ 本部通信施設により無線通信、電話により放送

ウ 巡視船艇による巡回通報

エ 気象警報伝達網による通報

(2) 海上保安部は、船舶の避難を必要と認める場合は、関係機関と連携し、安全な海域に避難するよう周知、指導を行う。

3 船舶、人命の救助

海上保安部は、海上において、遭難した人命、船舶等の救助及び陸上災害により海上に流出した行方不明者等の搜索救助を実施する。また遺体の収容、検視、引渡しをあわせて行う。

4 海上交通の安全確保

海上保安部は、海上交通の安全確保のため、次の措置をとる。

(1) 漂流物、沈没物、その他航路障害物については、直ちに必要な応急措置をとると共に、その場所が港内、又は港の境界付近にあっては、その所有者又は占有者に対し、除去を命じ、その他の海域にあっては除去の勧告を行う。

(2) 漂流物、沈没物等の所有者等が不明の場合は、水難救護法の規定により市と協議し引継ぎを行う。

(3) 船舶の交通に危険があると思われる場合は、港内において航路又は区域を指定して、船舶交通の制限又は禁止を行う。

(4) 必要に応じ航行警報等により、一般船舶への周知を図る。

5 緊急輸送の実施

海上保安部は、市等から災害救助関係要員、物資、資材等の海上輸送につき要請があった場合は、巡視船艇等により緊急輸送を行う。

6 治安の確保

海上保安部は、治安を維持するため、巡視船艇等を災害地域に派遣し、付近の警戒各種事犯の取締りを行う。

7 通信の確保

海上保安部は、次のとおり通信を確保する。

- (1) 市等から、災害に関する重要な通報の発信を依頼された場合は、速やかに本部通信へ伝達する。

また、通信途絶の場合は、巡視船による通信代行を実施し、連絡の確保に努める。

- (2) 防災活動を実施する場合に必要なときは、職員を派遣し、携帯無線機器等により、関係先との相互の通信確保に努める。

8 海上流出油事故対策

- (1) 海上保安部は、油等による大規模な災害の発生に備え海上保安庁法並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、港湾管理者及び関係機関と緊密な連絡をとり、事故発生の際は必要に応じ、次の措置をとる。

ア 関係機関等への情報の速報

イ 応急的な油等の拡散防止及び施設の管理者及び船舶所有者等に対する防除指導・命令等

ウ 火災の発生防止

エ 付近船舶等の避難勧告

オ 港内においては、船舶交通の制限又は禁止、その他の海域においては、船舶進行の停止、航行経路の変更等の指導

カ 佐世保港内においては、船舶の危険物荷役の制限又は禁止

キ 関係機関等に対し、労務、設備、資材の確保について要請を行う。

ク 魚類養殖施設の緊急避難勧告

- (2) 港湾部の流出油事故対策は、以下のとおりである。

ア 港湾管理者は港湾法に基づき、港湾区域内に流出した油の防除に必要な資機材（油吸着マット等）を備える。

イ 海上保安部と協力し、情報収集を行い関係機関及び関係住民へ連絡する。

ウ 漂流油等の流入防止

海上保安部から漂流油等の通報を受け、また自ら発見したときは、沿岸、港内、湾内、定置網、養殖施設等（以下「港内等」という。）への流入を防止するため、速やかに長崎県北部排出油等防除協議会（会長 佐世保海上保安部長）と連携を密にし、警戒体制に入り、いつでも流入防止対策が講じられるよう措置する。

エ 漂流油等の防除及び協力要請

前項の港内等への流入を防止することが出来ない場合、関係機関へ防除のために必要

な資機材（油吸着マット等）の提供、応援を依頼し、被害が最小限に止まるよう努力する。

オ 県及びその他の機関への汚染に係る必要な検査の依頼

油濁を受けた区域の水質調査等を実施し、二次的災害拡大の防止を図る。

9 在港船舶対策

港内にある船舶の災害防止と救助について、海上保安部においては次のとおり対策を講じる。

- (1) 災害が予想されるときは、関連情報の伝達、早期避難の勧告、荒天準備の指導等を行い、避難状況を把握する。
- (2) 災害により人命、船舶の救助を要するときは、速やかに巡視船艇等あるいは、海上保安官を派遣して救助作業を実施する。

第26節 特殊重大災害対策計画

【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・農林水産部・港湾部・地域未来共創部】

この計画は、風水害等における災害だけでなく、事件、事故等に起因し、被害規模が一定以上のもので、緊急事態が発生した場合の対応措置についてあらかじめ定めるものである。

1 特殊重大災害の種類及び認定基準

(1) 特殊重大災害の種類

災害種別	災害の態様
航空機災害	ア 旅客機墜落による大規模事故 イ 人家密集地域への航空機墜落による大規模事故
船舶災害	ア 旅客船の衝突、沈没による大規模事故 イ 漁船、貨物船等の転覆、衝突等による大規模事故 ウ 重油等の大規模流出事故
列車・自動車災害	ア 交通事故による大規模事故 イ 列車衝突、転覆による大規模事故
大規模火災	ア 人口密集地域における大規模火災 イ 大型店舗、学校等多数人の往来する建物等における火災 ウ 広範囲における山林火災
危険物災害	ア ガス、火薬類等の爆発による大規模事故
その他災害	ア その他発生原因を問わず、事故、事件により大規模な被害が生じた場合

(2) 特殊重大災害の認定基準

- ア 死者がおおむね10人以上となるおそれがある場合(行方不明者を含む)
- イ 死傷者がおおむね30人以上となるおそれがある場合(行方不明者を含む)
- ウ 重傷者がおおむね50人以上となるおそれがある場合
- エ 負傷者がおおむね70人以上となるおそれがある場合
- オ その他事故の発生形態、被害の様態から社会的影響の高いと認められる場合

2 特殊重大災害対策の体制

特殊重大災害が発生した場合又発生するおそれがある場合は、関係機関からの情報及び市民からの通報内容等を集約し、災害種別に応じて、特殊重大災害警戒本部又は特殊重大災害対策本部を設置して、災害応急対策を実施する。

(1) 災害種別毎の特殊重大災害警戒本部及び対策本部の編成については以下のとおりとする。

災害種別	主管対策部
航空機災害	総務対策部、市民生活対策部、保健福祉対策部、消防対策部
船舶災害	総務対策部、市民生活対策部、港湾対策部、農林水産対策部、保健福祉対策部、消防対策部
列車・自動車災害	総務対策部、市民生活対策部、保健福祉対策部、地域未来対策部、消防対策部

大規模火災	同上
危険物災害	同上
その他災害	同上及び関係対策部

(2) 特殊重大災害警戒本部及び対策本部の主管対策部の編成は、前表のとおりとし、各対策本部分掌事務は、災害対策本部分掌事務を準用する。

なお、特殊重大災害警戒本部については、災害状況に応じて、本部長が指名する関係課の課長等をもって編成し初動措置を実施する。

(3) 本部長は、災害の状況により、対策部・班編成の増減、配備要員の増減を行うことができる。

3 初動措置（情報収集、整理及び分析）

各部局等は、所管する事件・事故等が発生又は、発生する恐れがある場合、第一報を迅速に市長及び危機管理担当副市長に報告するとともに、防災危機管理局長を本部長とする特殊重大災害警戒本部を設置し、継続して情報の収集、整理及び分析を行う。

特に、事件・事故等発生時は、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で重要であることから、断片的な情報であっても速報し、詳細な情報は追加情報として報告・連絡する。所管が不明確な場合は防災危機管理局長から市長及び危機管理担当副市長に報告する。

4 特殊重大災害認定の判断

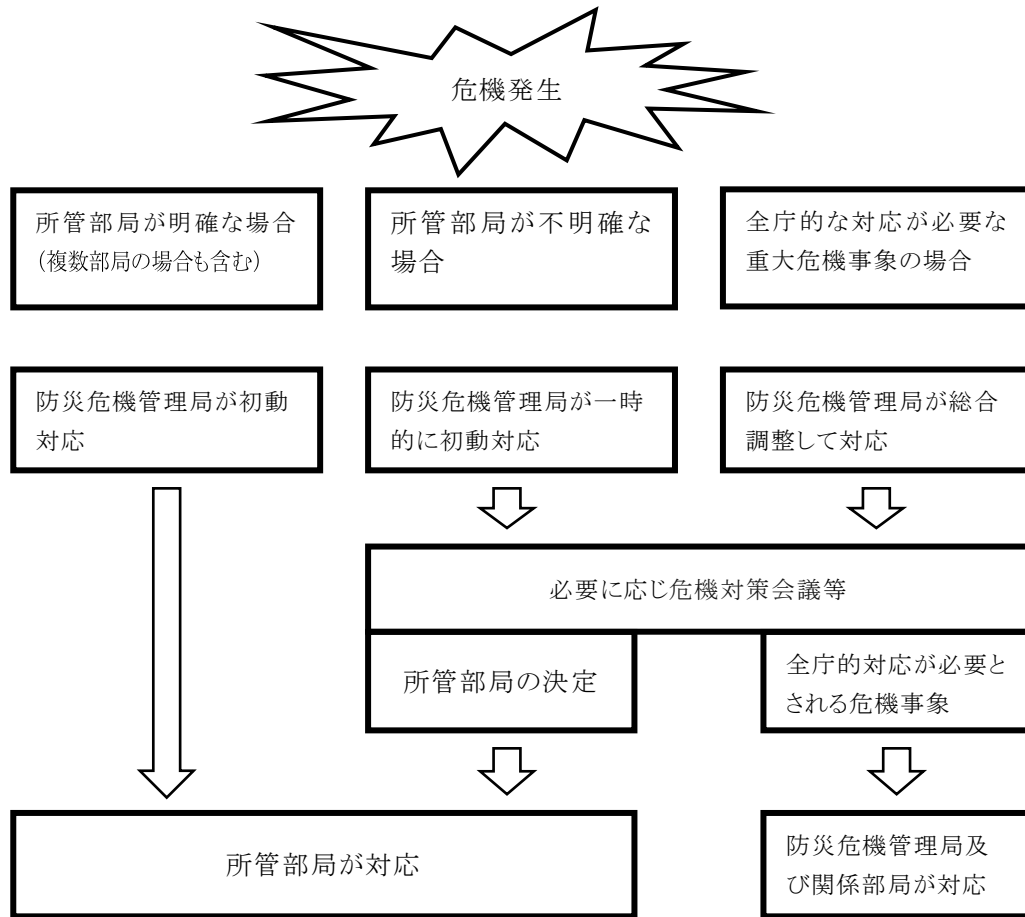
所管部局長又は防災危機管理局長は、事件・事故等の状況と認定基準を勘案して市長及び危機管理担当副市長に報告し、認定の判断を仰ぐものとする。

特殊重大災害に該当しないときは、所管部局が明確な場合は当該所管部局が対応し、所管部局が不明確な場合は防災危機管理局が総合調整を行い関係部局と連携して一時的に初動対応を行い、所管が明確になった時点で、所管部局へ事務を引き継ぎ対応する。

5 特殊重大災害認定

特殊重大災害と認定した場合は、初動措置の迅速適正化を図るため、「佐世保市危機対策会議設置規程」に基づき、危機管理担当副市長（佐世保市副市長事務分担規則（平成19年規則第62号）の規定により防災危機管理局の事務を分担する副市長）を議長とする危機対策会議をただちに開催し、初動措置の対応を図るとともに、危機管理担当副市長を本部長とする「特殊重大災害対策本部」を設置する。

危機事象発生時の危機対応フロー図

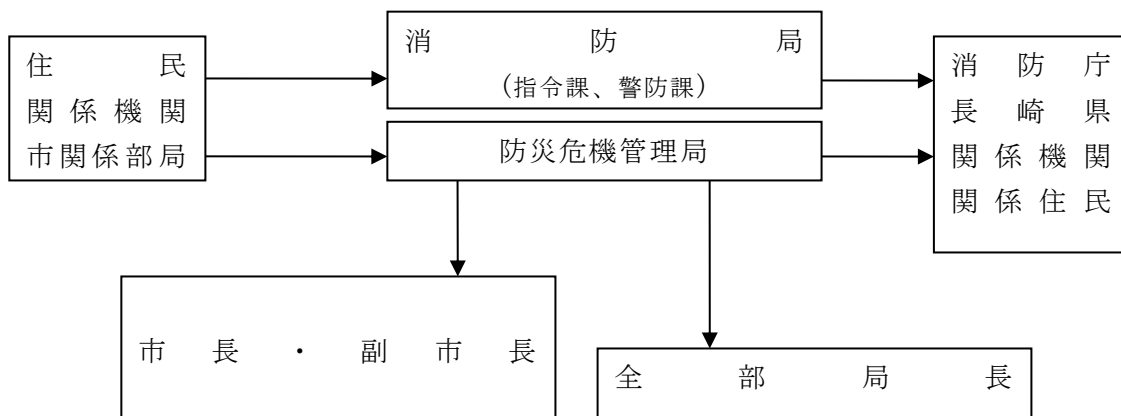


6 国民保護対策本部への移行

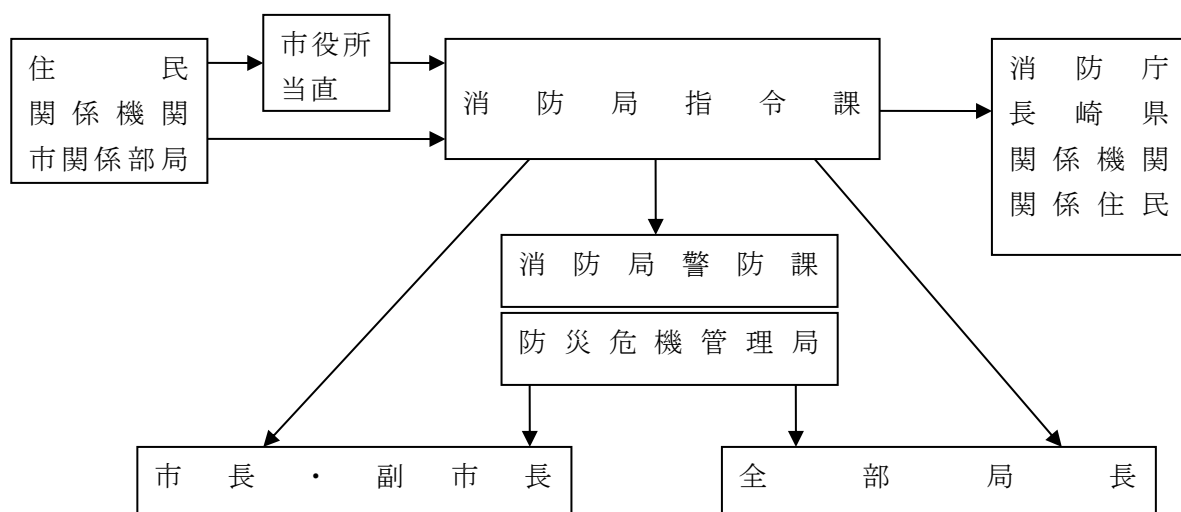
特殊重大災害が、武力攻撃事態等によるものであると国による事態認定が行われ、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び県知事を通じて、市国民保護対策本部を設置すべき自治体として指定通知を受けた場合は、直ちに国民保護対策本部へ体制を移行し、国民保護計画に基づく対応を実施する。

7 災害発生時の情報連絡系統

(1) 執務時間中の連絡系統



(2) 夜間・休日連絡系統



8 救急・救助、救護活動

消防、警察、県及び関係機関と連携して、被害者の救急・救助、救護活動を実施するとともに、必要に応じて、医療救護チームを派遣要請し活動を実施する。

救急・救助活動については「第1章 第19節 消防活動計画」に、救護活動については「第1章 第20節 救急業務計画」に準じて、それぞれ実施する。

9 避難道路の確保

本市においては、大規模な石油・火薬類貯蔵施設・ガス製造・貯蔵施設（以下「大規模危険物施設」という）があることから、万一の災害発生時における主要な避難道路として、路線を選定し、住民の安全を図るものとする。

(1) 避難道路としての条件等

ア 石油・火薬類貯蔵施設の万一の災害発生時に周辺住民が速やかに避難できること。

イ 一般車両の離合ができる幅員が確保されること。

(2) 避難道路の選定

上記(1)の条件を満たす路線として次の路線を選定する。

1	国道 35号
2	国道 202号
3	国道 205号
4	国道 384号
5	主要地方道 佐世保日野松浦線
6	県道 佐世保・鹿町線
7	県道 俵ヶ浦日野線
8	県道 平瀬佐世保線
9	市道 赤崎中部線
10	市道 赤崎川谷線
11	市道 尼瀉循環線
12	市道 指方安久の浦線

13	市道 田の頭安久の浦線
14	市道 宮の浦西の平線
15	市道 稗の坂線
16	市道 宮の浦線
17	市道 浦頭埠頭線・浦頭臨港線・針尾循環線
18	市道 干尽線
19	市道 棚方鬼塚線・棚方中瀬戸線
20	市道 赤崎住宅循環線
21	市道 赤崎陸橋線
22	市道 愛宕団地線
23	市道 愛宕中学校線
24	市道 庵浦柚木原線
25	市道 稲荷大宮町線
26	市道 稲荷公園線
27	市道 稲荷町 3 号線
28	市道 大崎線
29	市道 金山線
30	市道 光海中学校線
31	市道 佐世保相浦循環線
32	市道 椎の木庵浦線
33	市道 椎木大潟町線
34	市道 潮見白南風町線
35	市道 十郎新町本線
36	市道 白南風須田尾町線
37	市道 九十九地区公民館線
38	市道 天神循環線
39	市道 戸尾三浦町線
40	市道 戸尾山祇町線
41	市道 野崎西の久保線
42	市道 花高循環線
43	市道 花高二丁目 2 号線
44	市道 東浜沖新町線
45	市道 干尽稲荷町線
46	市道 干尽町 2 号線
47	市道 福石天神町線
48	市道 藤原崎辺町線
49	市道 船越白浜線
50	市道 宮の浦循環線
51	市道 大和楠ヶ浦線
52	市道 大和天神町線
53	市道 若竹台団地本線

8 避難所の開設等

大規模危険物施設における火災、爆発及び危険物の漏洩、流出、飛散等が発生した場合で、近隣市民等の避難が必要と認められる場合には、避難所を開設するものとする。

(1) 避難所の開設基準

火災、爆発、漏洩、流出、飛散等が発生し、市民の安全又は市民生活に影響を及ぼすと認められる場合又はそのおそれがある場合

(2) 避難所の選定基準

大規模危険物施設における災害の規模に応じて、第3編・第1章・第4節・第2表に定める避難所の中から、次の基準で段階的に選定を行う。

段階別	災害の程度	避難所の選定基準
第1段階	施設近隣の市民生活等に影響を及ぼす場合	災害が発生した施設を有する地区の避難所
第2段階	災害が拡大し又は収容者が多いため上記避難所では対応できない場合	第1段階の校区に隣接する地区の避難所
第3段階	大規模な災害が発生し又は人口密集地で災害が発生し第2段階までの避難所で対応できない場合	安全性等総合的に判断し第2段階の校区周辺に位置する地区の避難所

(3) 避難対策及び応急対策上の配慮事項

ア 大規模危険物施設の災害は、一挙に拡大するおそれがあるため、余裕をもった安全な避難対策を講じる。

イ 避難所の選定及び避難誘導に当たっては、地形や風向等に特に配慮する。

ウ 必要な場合は、警戒区域等を設定し、市民の避難・退避等の管理及び避難指示を行う。

9 長崎県への災害即報、自衛隊及び県医師会医療救護班派遣要請

(1) 長崎県への災害即報様式は、別紙第1のとおりとする。

(2) 自衛隊派遣要請については、別紙第2のとおりとする。

(3) 県医師会医療救護班派遣要請については、別紙第3のとおりとする。

特 殊 重 大 災 害 即 報						
1	報 告 日 時	年 月 日 時 分				
2	報 告 市 町 村		①	TEL	() -	
			②	担当	送	
					受	
3	発 生 日 時					
4	発 生 場 所					
5	災 害 種 別					
6	概 況					
7	被 害 状 況	① 死 亡			⑥ 物 的 損 害	
		② 行方不明				
		③ 重 傷				
		④ 軽 傷				
		⑤ 合 計				
8	応 急 措 置	① これまで にとった措 置				
		② 今後の見 とおし				
		③ 応援の必 要性につい て				

特殊重大災害発生時における災害派遣要請書

受 理	月 日 時 分	市 町 村 名		担 当 者 名		TEL () -
	災 害（ 事 故 ） 発 生 日 時	年 月 日 時 分				
	災 害（ 事 故 ） 発 生 場 所					
	災 害（ 事 故 ）名					
	派 遣 を 要 請 す る 事 由					
派 遣 を 希 望 す る 期 間		年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで （ 日間）				
派 遣 を 要 請 す る 区 域 及 び 活 動 内 容						

大規模災害時における長崎県医師会医療救護班派遣要請書

受 理	月 時 日 分	市 町 村 名		担 当 者 名		TEL () -
災 害 事 故 の 状 況	災 害 (事 故) 発 生 日 時	年 月 日 時 分				
	災 害 (事 故) 発 生 場 所					
	災 害 (事 故) 名					
	派遣を要請する 事 由					
派遣を希望する期間		年 月 日 () から 年 月 日 () まで (日間)				
派遣を要請する場所						

第27節 不発弾等の対応に関する計画

【陸上自衛隊・海上自衛隊・海上保安部・長崎県・長崎県警察・基地政策局・港湾部・農林水産部・消防局・防災危機管理局】

この計画は、住民等からの通報や工事現場等において、偶発的に発見された不発弾等に係る対応等について定めるものである。

1 用語の意義

(1) 不発弾等

火砲から発射された砲弾や航空機から投下された爆弾等で、地上等に落下したが発火せず不発となったもの、または爆弾、砲弾（艦砲弾、各種火砲弾及び迫撃砲弾）、ロケット弾、地雷、機雷、手榴弾、小火器弾、ガス弾（火薬が充填されているもの）、その他の未使用の爆発物あるいはその疑いのあるものをいう。

(2) 不発弾等情報収集体制

不発弾等が発見された場合に、防災危機管理局内で組織する体制とする。なお、自衛隊による「不発弾」との判定がなされるまでの間の情報の収集等に当たっては、消防、警察、自衛隊と連携を図り、共有を行うものとする。

(3) 不発弾警戒本部

発見された物体が不発弾と判定され、その処理に関して警戒対応を実施する必要がある場合において防災危機管理局長が設置するものであり、防災危機管理局長を本部長として編成する。編成については防災危機管理局、その他関係課等をもって構成する。

(4) 不発弾対策本部

危険性が高く移動困難な不発弾と判定され、不発弾の処理に伴う諸活動を円滑に実施するため必要がある場合に危機管理担当副市長が設置するものであり、危機管理担当副市長を本部長として編成する。編成及び事務分掌については、特殊重大災害対策本部の編成及び事務分掌を準用する。なお、不発弾の処理に伴う住民対応等の範囲が広範囲に及ぶ場合は、危機管理担当副市長が市長に具申し、市長を本部長とする佐世保市災害対策本部に切り替えるものとする。

2 陸域における不発弾等の処理要領

陸域の工事現場等における偶発的な不発弾等の処理要領は次のとおりとする。

- (1) 一般市域で発見された場合の連絡先は所轄の警察署であるが、防災危機管理局が通報等により覚知した場合は、直ちに不発弾等情報収集体制をとり関係機関等と情報共有を図る。情報収集の結果、不発弾と判定され警戒対応が必要な場合は、不発弾警戒本部を設置し対応にあたる。なお、沿岸部における事案については、佐世保海上保安部へも連絡し連携する。
- (2) 発見情報に基づき、必要に応じて所轄の警察署、消防局等の関係機関に連絡するものとする。なお、不発弾警戒本部を設置し避難対応等が必要な場合は、議会及び自治会、町内会等へ連絡するものとする。
- (3) 米海軍佐世保基地及び自衛隊敷地に係る事案については、基地政策局を窓口として不発弾警戒本部等と連絡を密に情報共有に努める。
- (4) 防災危機管理局は、災害発生に備えて消防局と情報共有するとともに、必要に応じて現

場確認を依頼し、情報収集及び警戒等の初動体制をとるものとする。

- (5) 不発弾等の除去及び処理については、国（自衛隊）の責務によって実施されるが、住民の安全対策等の対応については、市の責務として実施する。
- (6) 危険性が高く移動困難なものと判定され、不発弾の処理に伴い住民対応等の範囲が広範囲に及ぶ場合、または諸活動を円滑に実施するため必要がある場合は、不発弾対策本部を設置して関係機関と協議し、撤去計画等を立て対策を行うものとする。
- (7) 市長は、不発弾の処理に伴い、住民等の生命と安全を確保するため、災害対策基本法に基づく「避難指示」の発令または「警戒区域」を設定し、住民及び車両等の退避と立入りを禁止するものとする。
- (8) 情報の伝達
 - ア 不発弾等の処理作業の進行状況
 - イ 避難所における避難者の状況
 - ウ 交通機関停止及び道路交通規制等の状況
 - エ 駅等における乗客等の滞留状況
 - オ その他必要な情報
- (9) 報道機関に対しては、不発弾警戒本部等が取りまとめて対応するものとする。

3 海域における不発弾等の処理要領

海域の工事現場等における偶発的な不発弾等の処理要領は、次のとおりとする。

- (1) 海域で発見された場合の連絡先は佐世保海上保安部であるが、防災危機管理局が通報等により覚知した場合は、直ちに不発弾等情報収集体制をとり関係機関等と情報共有を図る。情報収集の結果、不発弾と判定され警戒対応が必要な場合は、不発弾警戒本部を設置し対応にあたる。

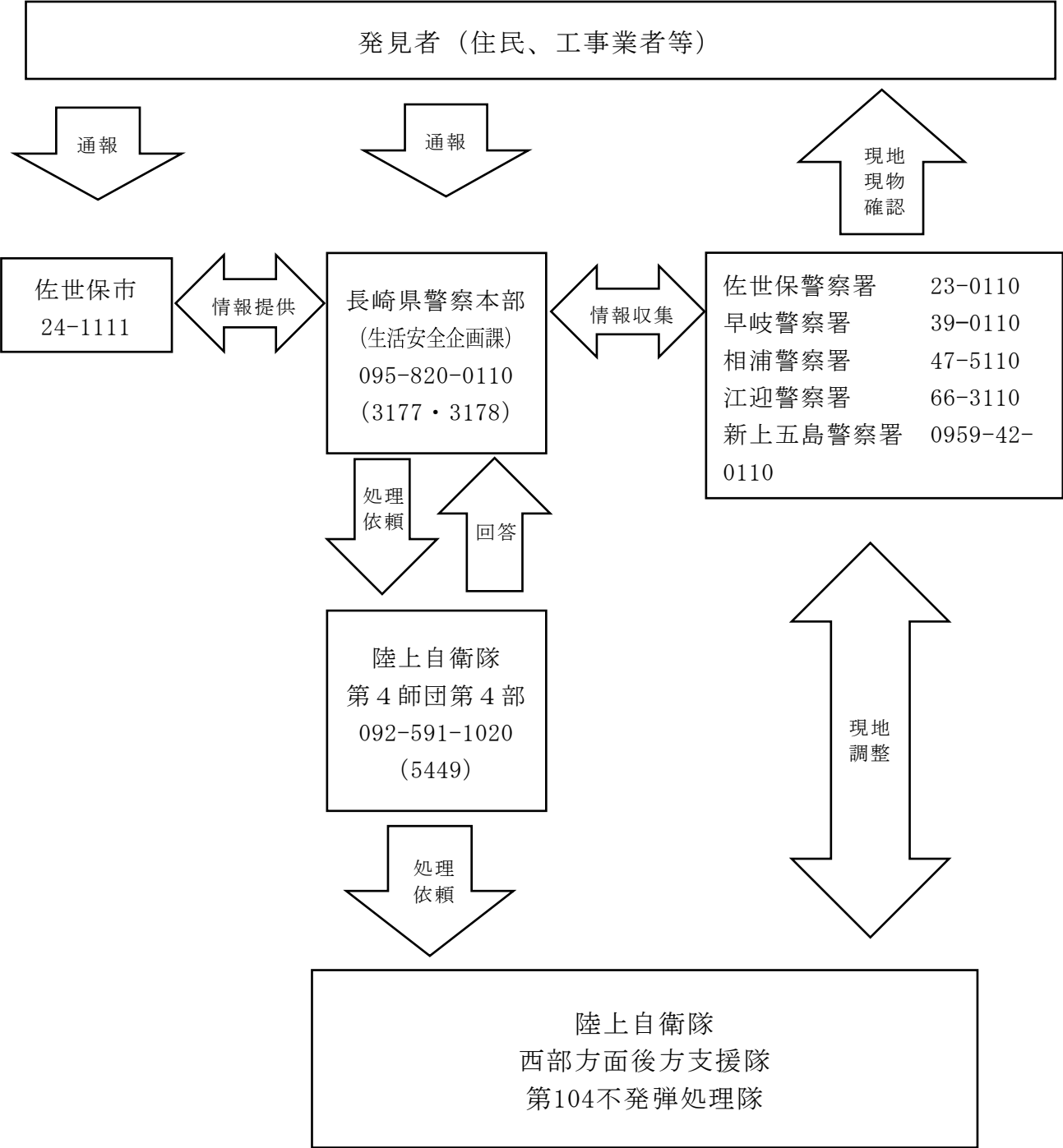
ただし、佐世保港港湾区域に係わる事案については港湾部、漁港区域に係わる事案については農林水産部、県管理水域については長崎県に係わるものとし、これら関係機関と連絡を密にし、情報共有に努める。また、佐世保港港湾区域のうち、西海市側一部の水域に係わる事案については、不発弾警戒本部等が西海市と調整を図るものとする。
- (2) 発見情報に基づき、必要に応じて所轄の警察署、消防局等の関係部局に連絡するものとする。なお、不発弾警戒本部を設置し避難対応等が必要な場合は、当該本部から議会及び自治会、町内会等へ連絡するものとする。
- (3) 米海軍佐世保基地及び自衛隊敷地に係る事案については、基地政策局を窓口として不発弾警戒本部等と連絡を密にし情報共有に努める。
- (4) 防災危機管理局は、処理に伴う危険区域の範囲が陸上にも影響し、住民等への対応が必要と判断される場合は、消防局へ依頼し消防隊による情報収集及び初動体制をとるものとする。
- (5) 不発弾等の除去及び処理については、国（自衛隊）の責務によって実施されるが、住民の安全対策等の対応については、市の責務として実施する。
- (6) 危険性が高く移動困難なものと判定され、不発弾の処理に伴い住民対応等の範囲が広範囲に及ぶ場合、または諸活動を円滑に実施するため必要がある場合は、不発弾対策本部を設置して関係機関等と協議し、撤去計画等を立て対策を行うものとする。
- (7) 上記のほか、海域から陸域に移動させた場合の不発弾等の処理については、陸域における不発弾等の処理要領を準用するものとする。

(8) 報道機関に対しては、不発弾警戒本部等が取りまとめて対応するものとする。

4 その他

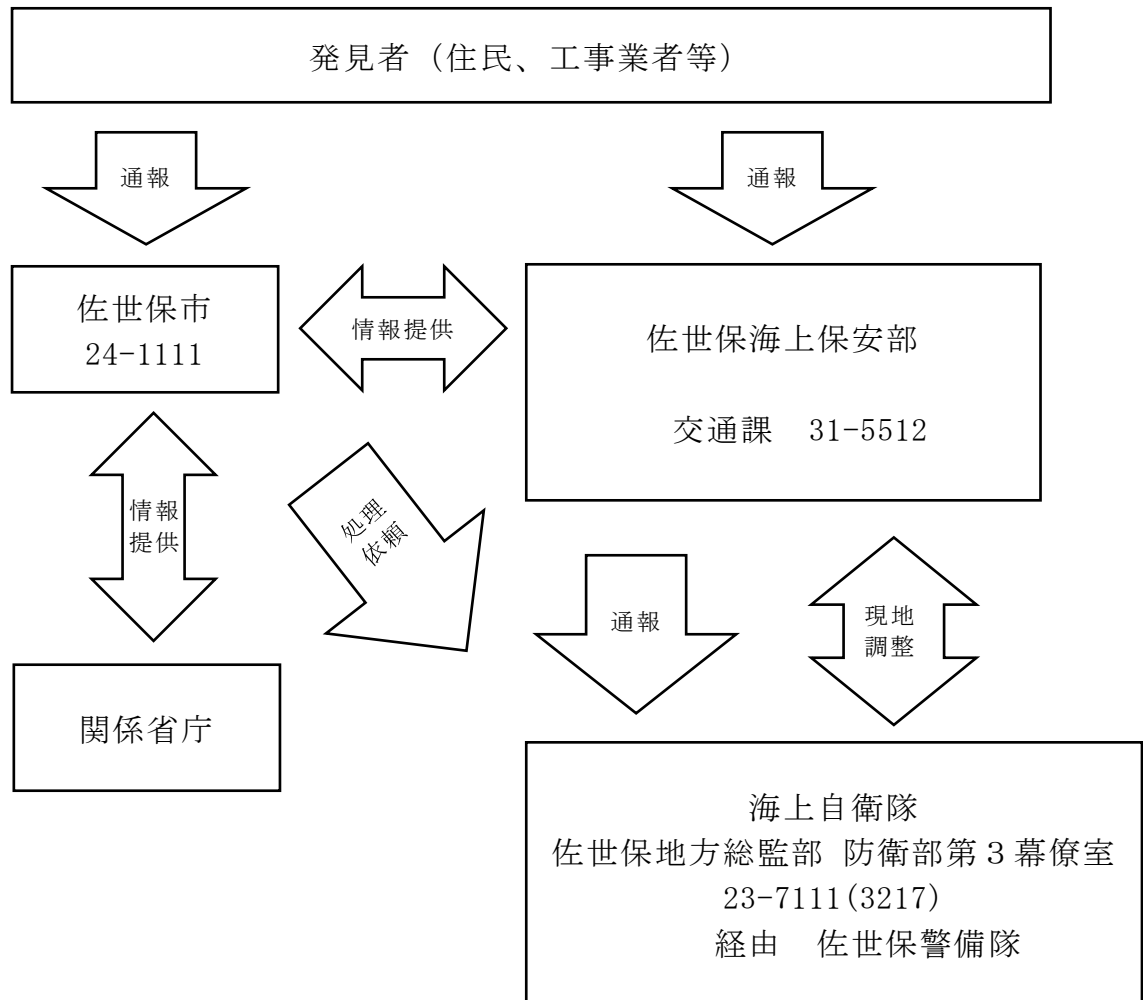
各関係機関の連絡網など不発弾等の対応に必要な事項に関しては、各関係機関において別途定めるものとする。

陸域における不発弾等事案の連絡系統図



※ 発見者から佐世保市へ通報があった場合は、直ちに警察機関へ連絡する。

海域における不発弾等事案の連絡系統図



※ 発見者から佐世保市へ通報があった場合は、直ちに佐世保海上保安部へ連絡する。

第28節 隣保互助と民間団体活用及び市民相談に関する計画

【市民生活部】

災害応急対策実施の万全を期するため、民間組織の協力体制を整備し、確立し、その活用をはかるため、下記のとおり計画する。

1 町内代表者（自治会長、町内会長、公民館長など）

災害時の救助活動を円滑に図るために必要に応じて、町内代表者の協力を要請する。

協力内容

- (1) 被災世帯の調査に対する協力
- (2) 救助物資の配布に対する協力
- (3) 避難の周知徹底及び避難者の炊出しに対する協力
- (4) その他災害応急対策の実施に対する協力

2 被災者の市民相談

- (1) 被災者の市民相談については、災害応急対策の一環として、住民からの各種相談、問い合わせ等に迅速かつ的確に対応する。
- (2) 災害対策本部と緊密な連絡をとり、必要に応じて、臨時の市民相談室を設置する。
- (3) 臨時の相談員は、市民生活部を通じて、行政相談委員の協力を要請する。

第29節 相互応援協力計画

【防災危機管理局・総務部・行政経営改革部】

災害が発生した場合において、災害対策本部長は応急対策、災害復旧対策を実施するために必要があると認める場合には、各機関に応援を要請する。

1 長崎県知事に対する要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、県知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施について要請する。

2 他の市町長に対する要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは災害対策基本法第67条に基づき、他の市町の長に対し職員の応援を求めるものとする。

なお、他の市町長から応援を求められた場合には、特別の理由がない限り、所要の職員を派遣するものとする。

県北振興局管内においては、市町が相互の防災力を活用して、災害による被害の防止又は軽減を図るため、市町相互の応援について必要な事項を定めた「長崎県県北区域防災相互応援協定」を締結している。

3 職員の派遣要請

(1) 指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する要請

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要なときは、災害対策基本法第29条に基づき、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し職員の派遣要請を行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣の斡旋要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、災害対策基本法第30条に基づき、次の事項を記載した文書をもって、県知事に対し、指定地方行政機関もしくは他の地方公共団体の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

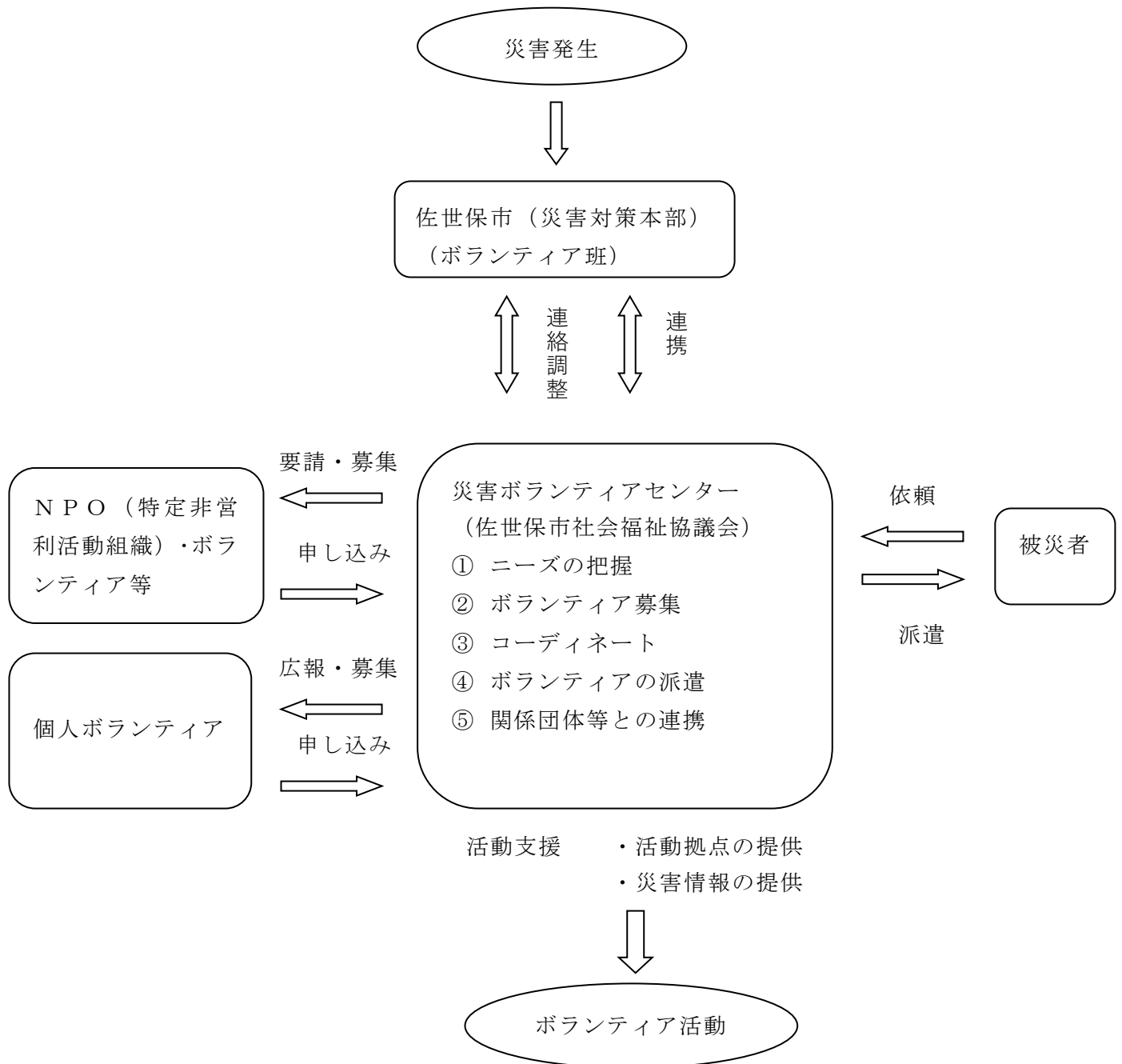
- ア 派遣の斡旋を求める理由
- イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

第30節 ボランティアに関する計画 【社会福祉協議会・保健福祉部・市民生活部】

災害の応急対策におけるボランティアの円滑な活動を支援するため、次のとおり計画する。

- 1 社会福祉協議会は災害の状況に応じて、ボランティア受付窓口の設置を市と協議検討し、窓口設置の場合は、連携してボランティアの受付業務や調整等にあたる。
- 2 ボランティアの活動状況に応じて、公共施設等を活動拠点として提供する。
- 3 災害情報を提供するなど円滑なボランティア活動を支援するとともに、ボランティアの自主的活動を尊重する。
- 4 多くのボランティアを必要とする場合は、ボランティア募集の広報を実施する。
- 5 災害時のボランティア活動については、「佐世保市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」及び「佐世保市社会福祉協議会災害時対応マニュアル」に基づくものとする。
- 6 日赤奉仕団
日赤奉仕団の協力を必要とするときは、日赤佐世保市地区事務局又は日赤長崎県支部若しくは日赤奉仕団委員長を通じて要請する。
協力内容については、次のとおりとする。
 - (1) 被災地の炊出しに対する協力
 - (2) その他救護活動の協力

ボランティア活動フロー図



第31節 犬猫等愛護動物対策計画

【保健福祉部】

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は、環境衛生の維持及び動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、長崎県獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、原則飼い主が実施するものであるが、安全性確保及び迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、長崎県獣医師会等関係団体と連携し、必要な動物の保護を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

市は、飼い主とともに避難した動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるとともに、動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、環境衛生の維持及び動物の愛護に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
- (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整

3 動物愛護の活動方針

- (1) 長崎県災害時動物救護対応ガイドラインに基づき県動物救護本部が設置された場合、市は本部に参加し、連絡調整等の必要な業務を行う。
- (2) 長崎県獣医師会等関係団体を中心となり、被災動物の保護、救護を行う。
- (3) 市は、長崎県獣医師会等関係団体を支援する立場から、情報の提供、動物の保護及び医療の援護活動への応援並びに活動の拠点としての場の提供を行う。
- (4) 動物の保護及び動物医療に従事するものは、被災市民への動物援護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での動物医療に携わる。
- (5) 市は、市単独では愛玩動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、県を通じて九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき幹事県に応援を要請する。

1 実施方針

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先とした施設復旧を行う。

2 実施内容

(1) 道路施設の応急対策

① 応急対策

道路管理者は、災害発生後速やかに、道路パトロール等により管理する道路の被害状況を調査し、緊急輸送道路など主要（幹線）道路を優先的に車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

② 応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するため路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊及び建設業者等の協力を得て実施する。

(2) 河川施設の応急対策

河川等の管理者は、第17節水防計画に基づき、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害の状況に応じた適切な応急対策に努める。

(3) 土砂災害防止施設の応急対策

① 土砂災害警戒区域等の点検、状況把握

土木部は、県と協力して、土砂災害警戒区域等のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。また、防災危機管理局は土木部と連携し、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知する。

② 応急対策

土木部は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所はビニールシートで覆う等応急処置を行う。また、被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器の設置に努める。なお、異常が発生した場合には、防災危機管理局は土木部と連携し、避難指示が迅速に発令できるよう情報伝達を図る。

(4) 治山施設の応急対策

① 応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害のおそれのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

② 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため土木工業会、土木建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

③応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮する。

(5) 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の拠点施設や避難施設などとしての利用が想定されることから、各施設管理者は、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

(6) 港湾漁港の応急対策

①応急対策

港湾及び漁港管理者は、管理施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害のおそれのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く、緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

②応援要請

港湾及び漁港管理者は、応急のため、長崎県建設業協会佐世保支部等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

第33節 その他災害応急対策に必要な事項

【防災危機管理局】

1 応急公用負担（災害対策基本法第64条、第65条、第71条、第78条、水防法第21条）

(1) 公用負担を行使できる者

ア 物的公用負担

(ア) 知事 (イ) 市長 (ウ) 指定行政機関又は指定地方行政機関の長

イ 人的公用負担

(ア) 知事 (イ) 市長 (ウ) 警察官 (エ) 海上保安官

(2) 物的公用負担

応急措置を実施するため、緊急を要する場合当該地域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を公用令書（様式1）をもって使用し、若しくは収用することができる。また物資の保管命令については公用令書（様式2）をもって行うことができる。

(3) 人的公用負担

応急措置を実施するため緊急を要する場合、当該地域内の住居又は当該応急措置を実施すべき現場にいる者を公用令書（様式3）をもって応急措置の業務に従事させることができる。

(4) 公用負担の変更及び取消

公用令書を交付した後当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取り消したときは、公用変更令書（様式4）又は公用取消令書（様式5）を交付しなければならない。

2 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は左上腕に（様式6）の腕章を着用する。

3 災害応急対策に使用する車両の標示

災害応急対策に使用する車両は、当該車両の前面左側窓に（様式7）の標示をする。

様式 1

公 用 令 書						件名番号	
住所 氏名 管理							
災害対策基本法第71条、第78条第1項の規定に基づき、次のとおり使用する。							
令和 年 月 分						収用	
処分権者氏名						印	
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

様式 2

公 用 令 書						件名番号	
住所 氏名							
災害対策基本法第71条、第78条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。							
令和 年 月 分						印	
処分権者氏名						印	
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考			

様式 3

件名番号	
公 用 令 書	
住所	
氏名	
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり	
従事 協力	を命ずる。
処分権者氏名	
印	
従 事 す べ き 業 務	
従 事 す べ き 場 所	
従 事 す べ き 期 間	
出 頭 す べ き 日 時	
出 頭 す べ き 場 所	
備 考	

様式 4

件名番号	
公 用 変 更 令 書	
住所	
氏名	
災害対策基本法第71条、第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定 により、これを交付する。	
令和 年 月 日	
処分権者氏名	
印	
変更した処分の内容	

様式 5

件名番号	
公 用 取 消 令 書	
住所	
氏名	
災害対策基本法第71条、第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分を取消したので、同法施行令第34条第1項の規定によ り、これを交付する。	
令和 年 月 日	
処分権者氏名	印

様式 6

← 38cm →	
○	○
佐 世 保 市	
災 害 対 策 本 部	
○	○
↑ 3 4 10cm 3 ↓	

様式 7

佐世保市災害対策本部	
↑ 30cm ↓	
← 15cm →	

第2章 地震災害応急対策に関する計画

大規模な地震が発生した場合、あるいは規模が小さくても本市の直下で発生した場合など、激しい振動が本市を襲った場合、本市は地形的に軟弱な地盤の箇所が多く、がけ崩れや地すべりなどの自然災害やライフラインの被害、さらに火災の発生などに伴う後続被害など各種の被害の発生が予想される。

地震被害は、一瞬のうちに多大な被害が同時多発的に発生することが、風水害等の他の一般災害と大きく異なることが特徴である。この地震災害応急対策に関する計画は、被害が発生した場合の本市及び各防災機関がとるべき応急対策について計画したものである。

- 第1節 組織動員計画（初動体制）
- 第2節 通信及び情報収集伝達計画
- 第3節 災害広報計画
- 第4節 避難計画
- 第5節 食糧供給計画
- 第6節 衣料、生活必需品その他物資供給計画
- 第7節 給水計画及び下水道応急対策計画
- 第8節 応急仮設住宅建設、住宅応急修理及び建築物応急危険度判定計画
- 第9節 医療救護、防疫に関する計画
- 第10節 災害廃棄物処理計画
- 第11節 緊急輸送計画
- 第12節 交通応急対策計画
- 第13節 文教対策計画
- 第14節 避難行動要支援者対策計画
- 第15節 観光客対策計画
- 第16節 公安警備計画
- 第17節 水防計画
- 第18節 土砂災害危険箇所等災害応急対策計画
- 第19節 消防活動計画
- 第20節 救急業務計画
- 第21節 自衛隊の災害派遣要請計画
- 第22節 行方不明者の捜索及び遺体の処置、埋火葬対策計画
- 第23節 電力施設災害応急対策計画
- 第24節 ガス施設災害応急対策計画
- 第25節 交通施設災害応急対策計画
- 第26節 海上災害応急対策計画
- 第27節 隣保互助と民間団体活用及び市民相談に関する計画
- 第28節 相互応援協力計画
- 第29節 ボランティアに関する計画
- 第30節 犬猫等愛護動物対策計画
- 第31節 公共施設の応急対策計画
- 第32節 その他災害応急対策に必要な事項

この計画は、突発的な地震が発生した場合において、市及び防災関係機関が、被害の拡大防止と応急対策に、万全を期するための組織及び編成について定めるものである。

1 初動体制

(1) 勤務時間内の体制

地震が発生した場合は、防災危機管理局が消防局警防課と調整を行うとともに、県危機管理課、警察、およびその他の機関との情報連絡を行って情報の収集・分析を行い、防災危機管理局長は市長に報告及び配備体制について具申する。

(2) 夜間・休日等の体制

地震が発生した場合は、予め指名された初動班は自主参集し、防災危機管理局と調整を行うとともに、警察、およびその他の機関との情報連絡を行って情報の収集・分析を行い、防災危機管理局長に報告する。防災危機管理局長は市長に報告及び配備体制について具申する。

2 佐世保市災害警戒本部の設置

本市に震度4の地震が発生した場合で、比較的平静であり、市内にほとんど被害が認められないときは、災害警戒本部を設置し、情報収集・被害状況の把握にあたる。

また、本市に地震が発生していない場合で、津波予報区（長崎県西方）に津波注意報が発表されたときは、必要に応じて災害警戒本部を設置し、情報収集・被害状況の把握にあたるものとする。

災害警戒本部の組織については、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第1節 組織動員計画」に準ずる他、情報の収集、伝達及び連絡を円滑に実施するために、必要に応じ警戒本部長は、災害対策本部に準じた班の編成を行うものとする。

3 災害対策本部の設置

佐世保市災害対策本部の設置

市長は、地震により災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害応急対策を実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づき佐世保市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

なお、災害対策本部の組織及び事務分掌は「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第1節 組織動員計画」に準ずる。

(1) 災害対策本部の設置基準

ア 本市に震度4以上の地震が発生した場合で、目に見える建物損傷や地形変化等があり、住民に混乱等が認められたとき。

イ 気象庁が津波予報区（長崎県西方）に大津波警報・津波警報を発表したとき。

(2) 災害対策本部の解散

市長は、災害の発生するおそれがなくなったと認められたとき、又は災害応急対策が完了したときは、災害対策本部を解散する。

(3) 各機関への通報

災害対策本部を設置、または解散したときは、次に掲げる者に通報する。

ア 県知事

イ 警察署長（佐世保警察署、相浦警察署、早岐警察署、江迎警察署、新上五島警察署）

ウ 長崎地方気象台長

4 地区災害対策本部の設置

(1) 地区災害対策本部の設置

市長は、災害対策本部を設置したときは、情報の収集・伝達及び災害復旧等を円滑に実施するため、必要に応じ支所等に「地区災害対策本部」を設置する。

(2) 配備要員

ア 地区災害対策本部となる施設に勤務する職員

イ 初動班職員

地区災害対策本部の近隣に居住する職員の中から予め指名された職員

ウ 非常動員職員

ア・イの職員だけでは対応困難と災害対策本部が判断した場合に動員される職員

(3) 地区災害対策本部の任務

ア 消防団及び自治会（町内会）等との連携協調

イ 災害情報等の本部への報告

ウ 本部からの指示・命令、その他の情報の住民への伝達

エ 避難所及び、収容施設の開設・管理運営並びに本部との連絡調整等に関すること。

オ 飲料水・救援物資等の供給に関すること。

カ 救助・救護活動

キ 臨時市民相談室の開設に関すること。

ク その他の災害活動に関すること。

※その他詳細は災害時行動マニュアルに定めるものとする。

5 佐世保市業務継続計画・受援計画の実行

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第1節 組織動員計画」に準ずる。

6 災害対策本部の配備体制

本部は本部長の指令により、次の配備区分にしたがい、職員を配備し活動する。

	配備区分	配備基準	配備内容	配備要員
災害警戒本部	警戒配備	震度4の地震が発生した場合で、比較的平静であり、市内にほとんど被害が認められないとき	災害に対する警戒態勢	佐世保市災害対策本部規程第10条に係る要員の配備
災害対策本部	第1配備	震度4の地震が発生し、かつ局地的な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	各部、本庁及び各地区災害対策本部に連絡要員を配備し、情報収集及び応急対策活動にあたる。	課長補佐以上の管理職で、部局長が指名する職員
	第2配備	(1) 災害が発生し、または相当な災害が発生するおそれがある場合 (2) 震度5弱以上の地震が発生した場合	各部、本庁及び各地区災害対策本部に応急対策のための要員を配備し、応急対策活動にあたる。	主査職以上の職員で部局長が指名する職員（各対策部のおよそ1／3を基準とし班ごとに指定する。）
	第3配備	(1) 大災害が発生し、または大災害が予想される場合 (2) 震度6弱以上の地震が発生した場合	全職員を配備し、本部の全活動にあたる。	全職員

7 職員の動員指令

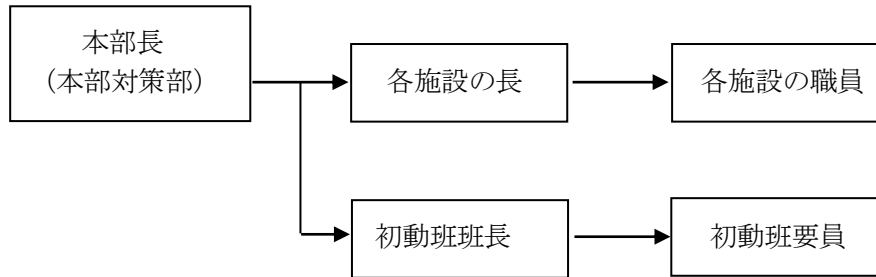
(1) 指示伝達系統

災害応急対策に必要な指示等に関しては、庁内放送または電話等その他の方法で迅速かつ確実に伝達する。

〔災害対策本部〕



〔地区災害対策本部〕



(2) 指示によらない参集

職員は勤務時間外、休日において、災害の発生を知ったとき若しくは災害対策本部の設置を知ったときは、動員指示を待つことなく、速やかに指定された場所に自主参集しなければならない。

ただし、交通機関の不通、通行不能などにより、指定された場所へ参集できない場合は、最寄りの各地区災害対策本部又は本庁へ参集しなければならない。

8 動員の対象者

本市に所属する全職員を対象とする。ただし次に掲げる職員については対象から外す。

- (1) 平常時における病弱者、身体不自由者等で応急活動を実施することが困難な職員
- (2) 発震時において、急病、負傷などで参集不能となった職員
- (3) 居住する家屋が延焼するおそれのある職員
- (4) 家族が被災した職員

9 職員の派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関の職員の派遣協力を求めることができる。

10 関係機関との調整

本部対策部内に指定地方行政機関から派遣された職員との調整の場を設け、下記の内容について協議を行う。

- (1) 搜索・救出活動における活動範囲の調整
- (2) 各機関が保有する情報の共有及び災害対策本部からの情報提供

第2節 通信及び情報収集伝達計画

【防災危機管理局・長崎県・NTT西日本】

大災害発生後は、まず被害規模等の情報の収集伝達を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備し、あわせて人命の救助・救急・医療・消火活動を進めなければならない。被害情報や関係機関が実施する活動情報は効果的な応急対策を実施するうえで不可欠である。ここでは、災害発生時における各機関との情報伝達・相互連絡について計画する。

1 佐世保市防災行政無線

佐世保市全域に防災行政無線を用いて情報伝達を行う。

2 長崎県防災行政無線

長崎県災害対策本部及び災害対策地方本部等との情報伝達通信を行う。

3 非常無線通信体制

加入電話が使用できず、防災行政無線にも障害が発生し、使用不能になった場合には、九州地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する無線通信設備を使用して、災害に関する通信を確保するものとする。

4 地震情報等の受理、伝達、周知

(1) 地震情報等の受理

長崎地方気象台から伝達される地震情報は県災害対策本部において、受理した後、県防災無線によって本市災害対策本部（災害対策本部設置前においては、警戒本部または防災担当課）に伝達される。

(2) 地震情報等の伝達

情報の伝達は、次の手段を活用して、周知徹底を図る。

ア 広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。

イ 防災行政無線及びインターネット等を活用し、情報伝達を行う。

ウ 広報車（委託業者、消防、警察等）の活用を図る。

エ 非常用無線、消防無線等のあらゆる無線通信を用いる他、有線電話、携帯電話等も活用し、情報の伝達を行う。

オ 町内放送設備を有する地域では、防災行政無線の補完手段として活用を図る。

5 情報の収集

(1) 市の被害調査

市は、災害対策本部組織に基づき、人員・車両等の資機材を活用して被害状況の調査を実施し、被害状況を把握するとともに、災害対策本部において24時間体制で各方面からの情報を整理・集約して、防災関連各機関に情報の提供を行う。

(2) 情報収集事項

ア 地震発災直後の場合

- (ア) 津波警報、津波注意報が発表されている場合は、沿岸水位の状況
- (イ) 火災の発生状況、延焼状況
- (ウ) 急傾斜地の被災状況、崩壊危険性
- (エ) 救助を要する人的被害状況
- (オ) 建築物の被災状況
- (カ) 道路、鉄道の被災状況
- (キ) 避難の必要性、避難状況
- (ク) ライフラインの被災状況
- (ケ) 観光客の状況
- (コ) 避難指示または計画区域設定状況

イ 地震発災直後の混乱が終了した後

- (ア) 被害状況の集約
- (イ) 被災者の状況
- (ウ) 後方救護の必要性
- (エ) 避難所の設置状況及び避難生活の状況
- (オ) 災害応急対策実施状況
- (カ) 生活必需物資の在庫及び供給状況
- (キ) 医療救護施設及び病院の活動状況
- (ク) 交通規制等道路状況
- (ケ) 緊急輸送実施状況
- (コ) 自衛隊活動状況
- (サ) 緊急要請事項など災害に対して取られた手段
- (シ) 災害に対してこれから取ろうとする措置
- (ス) 物資の価格、役務の対価動向
- (セ) 復旧見込など

(3) 情報収集手段

市災害対策本部は、防災行政無線、消防無線及び自主防災組織などを通じて、迅速な情報収集に努めるものとする。

また、インターネットを活用して広く情報収集する。

6 地震発生直後の情報等の連絡

市は、人的被害状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等について、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

7 応急対策活動情報の連絡

市は、県に対して「被害状況」「応急対策の活動状況」「対策本部設置状況」等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

また、市は、応急対策活動情報に関して、必要に応じて県と緊密に情報交換を行うものとする。

8 災害対策本部に対する報告及び要請

市災害対策本部は、県地方本部を通じて、必要な情報について速やかに災害対策本部に対し報告し、又は、要請するものとする。

報告及び要請すべき事項：①緊急要請事項 ②被害状況 ③市の災害応急対策実施状況

9 その他

報告の種類、要領及び内容については、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第2節 通信及び情報収集伝達計画」に準ずる。

N T T西日本における通信の確保

1 通信サービス確保の基本方針

電気通信施設に災害等が発生した場合は、重要通信の確保に留意し、災害の現況、電気通信設備の被害状況に応じ、下記の復旧順位を参考として適切な措置をもって復旧に努める。

『復旧順位』

- (第1順位) 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給に直接関係のある機関。
- (第2順位) ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体。
- (第3順位) 第1順位・第2順位に該当しないもの。

2 耐震対策（目標）

- (1) N T T西日本の耐震対策は次の通信確保の指針に基づく

震 度 階	通 信 確 保 の 指 針
5弱、強	通信の運用上全く支障を与えないようにする。
6弱、強	通信の質の劣化が起こっても、途絶はさせないようにする。
7	通信網の大幅な機能低下を防ぐ。

- (2) (1)の通信確保の指針に基づき、次の被災規模を想定し各設備の耐震対策を実施

震 度 階	所 外 設 備	所 内 設 備	建 物 等
5弱、強	一部の架空設備以外は 損傷を生じない	ほとんど損傷せず、地震 後も機能劣化を生じない	ほとんど損傷せず、通信 運用上支障を与えない
6弱、強	損傷を受けるが、地下 設備は軽微な損傷にと どまる	軽微な損傷にとどまり、 地震後は容易に正常な機 能に回復できる	修理可能な軽微な損傷に とどまり、通信に重大な 影響を及ぼさない
7	随所で損傷を受ける が、とう道は崩壊しな い	損傷を受けるが、主要設 備は早期に正常な機能に 回復できる	損傷を受けるが、倒壊、 崩壊しない

3 防災対策機器

ポータブル衛星

(1) 目的

災害及び異常故障により通信が途絶した場合に早急に回線を作成し、通信の確保を行うことを目的とする。

(2) 使用方法

ア 作成する回線

(ア) 特設公衆電話

(イ) 臨時電話回線

(ウ) I N S 回線

イ 常設場所

ポータブル衛星 NTTフィールドテクノ長崎設備部

フィールドサービスセンタ長崎ユニット

連絡先：NTTフィールドテクノ長崎設備部

エリアマネジメント部門 エリアマネジメント担当 095-893-8059

第3節 災害広報計画

【総務部・市民生活部・消防局・防災危機管理局】

災害広報計画は、報道機関に対する情報発表と直接市民等に対する広報活動を行うための計画である。

1 報道機関に対する情報提供

災害対策本部又は災害警戒本部が設置された場合、広報担当班は各班と緊密な連絡をとり、災害の状況等を速やかに報道機関に連絡するものとする。

2 市民等に対する情報提供

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害対策本部又は災害警戒本部は、下記の要領によるものとする。

(1) 同報系防災行政無線による屋外拡声子局及び戸別受信機への一斉放送を行い、市民等への情報提供を行う。

(2) 報道機関による広報及び消防職員・団員による広報車での広報、ホームページや民間SNS、テレビのデータ放送等による情報発信を適宜行い、市民等への情報提供を行う。

なお、FMさせぼについては、災害緊急放送に関する協定により、本市域に災害（定義による）が発生し又は発生のおそれがある場合に他の放送に優先して臨時放送を行うことができるため、有効に活用する。

(3) 地域の防災拠点である支所・地区コミュニティセンター連絡網により町内会長等へ連絡・協力依頼し、町内会等が屋外拡声器を設置している場合は、それを活用してもらうなどして、市民等への情報提供を行う。

(4) 上記(1)～(3)の情報提供において避難等の指示が必要になった場合、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第4節 避難計画」に基づき、特に指示を徹底する。

(5) 佐世保市防災情報メール、消防情報配信サービスの登録を推進する。

3 災害時の流言ひ語対策

災害が発生すると交通まひ、有線通信の途絶、停電による放送の中絶などによって、地域住民が必要以上に不安と焦燥にかられ、真相がつかめないために流言ひ語が飛び、デマが発生しやすいので、住民に対して短時間の内に的確に被害状況や対策の状況等を知らせることが大切である。

4 広報事項

(1) 地震発災直後の広報

ア 地震・津波に関する情報

ウ 避難指示・誘導

オ 人命救助協力の呼びかけ

キ 応急対策に関する状況

ケ 安否に関する情報

イ 混乱防止の呼びかけ

エ 火災情報・出火防止の呼びかけ

カ 被害状況

ク 避難場所等の情報

コ 二次災害の防止に関する情報

(2) その後の広報

ア 地震・津波に関する情報

ウ 応急対策実施状況

イ 被害状況

エ 交通機関の状況

オ 道路交通・河川被害状況

カ ライフラインの状況

キ 物資の供給状況

ク 防疫に関する事項

ケ 医療・給水実施状況

コ 一般的な住民生活に関する情報

5 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じて発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応できるような相談所を設置するものとする。

6 災害記録

被災地の状況を写真等の記録に残し、広報活動の資料とする。

第4節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関連機関】

災害が発生し、又は発生するおそれがある危険地域の居住者、滞在者、その他の者の生命身体の安全を確保するための計画とする。

なお、本節に記載のない事項については、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第4節 避難計画」に準ずる。

1 避難の指示誘導

地震等災害時、以下のような状況が認められる場合、当該地域の住民に対して、避難のための指示を行う。

- (1) 津波の発生により、住民等の生命及び身体に対する危険が予測される場合。
- (2) 同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合。
- (3) ガス等の流失拡散により広域的に人命の危険が予想される場合。
- (4) 崖崩れ、津波等が発生した場合、余震あるいは降雨等により二次的な水害、土砂災害等の危険が予想される場合。
- (5) その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められる場合。

2 避難の種別及び発令責任者

種別	発令責任者	状況
事前避難	市長	災害発生のおそれがあり、事前避難の必要がある地域に対して、県その他関係機関の意見を聞いて発令する。
緊急避難	市長 市長において立退きの指示ができないとき又はそのいとまがないと認めるときは、消防長は市長の権限を代行することができる。 ただし、この場合速やかに市長に報告しなければならない。	災害発生による危険が切迫し、緊急に避難の必要がある地域に対して発令する。
収容避難	市長	避難後において、その避難所が更に危険な状態になったため、他の安全な場所に集団で緊急避難させる必要がある場合に発令する。

3 その他の実施者

- (1) 警察官または海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条など）
市長が避難の指示をすることができないと認められるとき、または市長からの要請があったときは、警察官または海上保安官は住民等に対して避難の指示を行う。
- (2) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で警察官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している者に対し、避難の措置を講ずる。

(3) 県知事又はその命を受けた職員（災害対策基本法第60条）

災害の発生により、本市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難の指示をする。

また、洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりの危険が著しく切迫していると認められる場合は、水防法第22条または地すべり等防止法第25条に基づき、知事またはその命を受けた職員が避難の措置を講じる。

4 避難の指示の伝達

(1) 伝達方法

ア 警報の伝達は、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第4節 避難計画第1表」の伝達系統による。

イ 避難警報は、防災行政無線によるサイレン及び放送、警鐘による信号、有線放送、テレビ、ラジオによる放送又は消防車、広報車による広報等によって関係者に周知徹底する。

ウ その他状況に応じ消防職員・団員を派遣し、携帯マイク等によって戸別毎に警報の周知徹底を期する。

(2) 伝達事項

ア 警報の伝達は、関係住民に正確かつ迅速に伝達するとともに避難すべき事態その他必要な事項を簡潔に理解させなければならない。

イ 主な伝達内容は次のとおりとする。

(ア) 予想される災害及び避難立退きの理由

(イ) 避難場所及び避難経路

(ウ) 避難時の留意事項

(3) 避難信号

避難信号は、次のとおりとする。

種別	サイレン信号	
高齢者等避難	チャイム	音声
避難指示	サイレン	音声
緊急安全確保	サイレン	音声
備考	収容避難は口頭指示とする。 信号継続時間は適宜とする。	

5 避難の誘導

(1) 避難者の誘導は、地区対策本部及び消防職員・団員が中心となり、警察官等と緊密な連絡体制のもとに安全かつ迅速に行うこと。

- (2) 避難場所等に誘導する場合は、万全の安全を考えてその地域の実情に応じ、避難経路を2ヶ所以上選定しておき安全度及び道路の状況を適宜判断して、できるだけ広い道路を選び、がけ下や河の土堤、石垣等崩壊しやすい経路は避け、安全な経路を誘導する。
- (3) 避難の際の心得を平素から自主防災活動やリーフレット等により、一般に周知徹底を図る。

6 避難の順位

- (1) 避難の順位はいかなる場合においても乳幼児、一人暮らしの高齢者、ねたきりの高齢者、病人、身体障がい者等の要配慮者を優先して行うものとする。
- (2) 地域的避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内の住居者の避難を優先するものとする。

7 避難所等の指定

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第4節 避難計画」参照

8 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

- ア 施設等の避難所については、災害種別・規模・状況に応じて、適宜選定し開設する。
- イ 施設等に避難所を開設した場合は、当該避難所に市の職員（避難所運営責任者及び運営要員）を置き運営にあたる。
- ウ 避難所運営責任者及び運営要員は自治会、消防職（団）、警察官と緊密な連絡体制のもとに避難者の収容及び対策本部との連絡にあたる。

(2) 避難所の運営

- ア 避難所運営責任者及び運営要員は、避難者の不安又は二次的災害を防止するため避難所の安全管理に万全を期するものとする。
- イ 避難所運営責任者及び運営要員は災害対策本部との連絡調整を行うとともに、避難所における物資の供給、生活環境の確保、その他避難生活に関わる状況について記録し、関係者で共有するよう努める。
- ウ 避難者等の協力を得つつ、負傷者、災害による遺児、要支援者の所在把握に努め、必要な保健福祉サービスが受けられるように連絡調整を行う。
- エ 避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営の手引（マニュアル）を作成し、避難所の運営基準や取組方法を明確にしておくものとする。
- オ 避難所となる施設管理者は、平時より避難者の安全確保のための施設管理及び避難所運営に必要な資機材管理への協力を行うものとする。
- カ 被災者が一定期間滞在する避難所の運営にあたっては、関係職員、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに、避難者の良好な生活環境が確保されるよう努めるものとする。また、運営方針決定に女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。
- キ 市は、災害の発生時において、NTT西日本の協力の下、被災者等の通信の確保を目的として、事前に設置している特設公衆電話の利用を開始する。

(3) 避難所の感染症対策

避難所におけるインフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行拡大を防止するため、以下の点に留意して感染症対策に努めるものとする。

ア 発災した災害や避難者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、可能な限り多くの避難所開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

イ 避難者の健康状態の確認については、保健福祉対策部と適切な対応を事前に検討しておくとともに、「避難所開設時における感染症対策マニュアル」の内容も参考として、避難所到着時に実施する。また、避難生活開始後も定期的に避難者の健康状態を確認する。

ウ 避難者や、避難所運営に関わるスタッフは、頻繁に流水と石鹼を用いた手洗いや、手指消毒を行うとともに、咳エチケット等の基本的な感染防止対策を徹底する。

エ 避難所内では、密閉・密集・密接の3条件に該当しないよう配慮し、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。

オ 避難所における複数の人の手が触れる場所・物品等の清掃消毒については、定期的に洗浄、消毒するなど、避難所の衛生環境を可能な限り整える。

カ 避難中、発熱等の症状が出た者に対する専用スペースを確保する。また、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレの確保に努める。その際、専用のスペースやトイレまでの動線については、一般の避難者と分けるよう努める。

(4) 避難者名簿の作成

避難所運営責任者及び運営要員は避難所に避難した被災者の氏名、性別、支援の必要性の有無等を把握し、避難者名簿を作成する。

(5) 安否情報の提供

被災者の安否に関する情報について照会があったときは、災害対策基本法第86条の15の規定に基づき、安否情報を回答することができるものとする。この場合においては、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

9 避難所に収容する者の範囲

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者
- (3) 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

10 避難の事前準備と留意事項

(1) 事前準備

ア 火気の取扱いに常に注意し、避難に際しては必ず火気その他危険物の始末を完全に行うこと。

イ 会社、工場等にあつては、平素綿密な防災計画を樹立し、これに基づく万全の準備を行うこと。

ウ 浸水による油脂類の流出防止、カーバイト、生石灰、放射性物質等危険物の安全管理及び電気、ガス等の保安措置を講じておくこと。

エ 病院、福祉施設及び宿泊施設等多数の者を収容している施設にあつては、平素綿密な計画を樹立し、消防その他関係機関との連絡のもとに訓練を実施し、避難体制の万全を期すること。

(2) 避難時の留意事項

ア 避難にあつては食糧、水筒、手袋、チリ紙、必要最小限度の着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ等も携帯すること。

イ 服装は軽装とし、素足をさけ、必ず帽子・頭巾等をつけ、大量の荷物は持ち出さないこと。

11 帰宅困難者対策

市は、交通機関等の途絶等による帰宅困難者、徒歩帰宅者に対しては、次のようなことに配慮して安全確保及び帰宅支援に努める。

- (1) 交通機関運行状況、道路被災状況等の情報提供
- (2) 事業所に対して従業員の無理な帰宅の抑制、事業所残留者に対する食糧、飲料水の備蓄、就寝場所の提供等の支援の指導
- (3) 徒歩帰宅者に対して協定に基づく食糧、飲料水、トイレの提供等の支援要請

12 津波に対する避難対策

- (1) 津波浸水予測地域内の住民等は、津波浸水予測地域外の避難所、または高台等の安全な場所へ迅速に避難することを基本とする。なお、津波浸水予測地域外への避難が遅れた住民、避難する時間的猶予がない住民等については、近くの高台地または堅牢な高い建物内に一時的に緊急避難するものとする。
- (2) 市は、津波による被害から住民等の安全を守るため、津波予測高さから余裕をもった海拔に位置する場所に、避難所等を開設するものとする。

13 学校等の避難対策

引率者は、校長の指示を的確に把握して、校舎配置別又は学年別を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。

14 船舶の避難対策

- (1) 船舶の避難対策については、海上保安部で行う。
- (2) 船舶及び港湾施設において避難を必要とする場合は、海上保安部において早急に関係者に対して避難の勧告を行い、荒天準備の指導と避難状況を把握する。
- (3) 佐世保港長は、特に必要があると認めるときは特定港（佐世保港）内に停泊する船舶に移動を命ずる。

15 避難所以外の避難者への対応

車中泊避難者や避難所に滞在することができない在宅避難者など避難場所以外の避難者に対しても、食糧・物資等の提供や情報の提供など必要な支援に努めるとともに、車中泊の避難者に対しては、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

第5節 食糧供給計画

【市民生活部・農林水産部・財務部】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第5節 食糧供給計画」に準ずる。

第6節 衣料、生活必需品その他物資供給計画

【市民生活部】

大地震の発生による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品不足をきたした場合、市は一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し応急的な保護の措置をとるものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法に基づき県知事の指示により実施するものとする。

実施については、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第6節 衣料、生活必需品その他物資供給計画」に準ずる。

第7節 給水計画及び下水道応急対策計画

【水道局】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第7節 給水計画及び下水道応急対策計画」に準ずる。ただし、下記の項目を除く。

3 下水道

下水道管渠の災害についてはその管布設地区を監視し、復旧作業については必要に応じ佐世保管工事協同組合等の協力を要請するとともに、上水道と同時復旧を期す。

下水道の終末処理場、中継ポンプ場及びマンホールポンプ施設の防災計画は、次のとおりとする。

(1) 終末処理場

ア 停電に対する応急対策

(ア) 24時間常駐体制の終末処理場（中部下水処理場）

(イ) 非常駐体制（夜間無人）の終末処理場（西部下水処理場・針尾下水処理場・江迎浄化センター）

下水処理場は、下水道の根幹を担う重要施設であり、主要な設備を電動機によって運転しているため、停電による運転停止が最も憂慮される。そのため、停電の際は各処理場に配置された非常用自家発電機を自動始動させ、水処理を継続させることを第一とし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、冷却水の断水等による不慮の発電機停止に備え、九州電力(株)と密接な連携を保ち、必要に応じて移動式発電機車の出動を要請するなど適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水と処理を継続させるものとする。

イ 施設損壊に対する応急対策

水処理施設、汚泥処理施設のコンクリート構造物の接続箇所の破損により、地下構造物内に地下水・土砂等が侵入し、揚水ポンプや電動機の運転に支障をきたすことが考えられるため、既設排水ポンプを使用し、さらに必要に応じてサンドポンプ、発電機等を設置し、維持管理受託者及び地元協力業者の協力を得て排除するものとする。また各種機械設備は、配管接続部等の破損により一時的に運転停止することが考えられるが、軽微な被害に対しては、維持管理受託者及び地元協力業者の協力を得て速やかに復旧し、早期の運転再開を図るものとする。

(2) 中継ポンプ場

ア 停電に対する応急対策

(ア) 非常用自家発電機を有する中継ポンプ場（平瀬P、大塔P、立神P、鹿子前P、天神P、船越P、相浦P）

非常用自家発電機を有する中継ポンプ場は、排水区域が広く汚水流入量が多いため、停電による運転停止が最も憂慮される。そのため、停電の際は非常用自家発電機を自動始動させ、揚水を継続させることを第一とし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、冷却水の断水等による不慮の発電機停止に備え、九州電力(株)と密接な連携を保ち、必要に応じて移動式発電機車の出動を要請するなど適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水を継続させるものとする。

(イ) 非常用発電機を有しない中継ポンプ場（クレールの丘1号P、クレールの丘2号P、長坂P、北平P）

非常用自家発電機を有しない中継ポンプ場は、比較的汚水流入量は少ないものの、停電によりただちに運転が停止することが憂慮される。そのため、停電の際は施設優先度に応じて可搬式発電機を巡回設置し、揚水を断続的に行うこととし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、九州電力㈱と密接な連携を保ち、必要に応じて移動式発電機車の出動を要請するなど、適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水を継続させるものとする。

イ 施設損壊に対する応急対策

ポンプ場のコンクリート構造物の接続箇所の破損により、地下構造物内に地下水・土砂等が侵入し、揚水ポンプや電動機の運転に支障をきたすことが考えられるため、既設排水ポンプを使用し、さらに必要に応じてサンドポンプ、発電機等を設置し、維持管理受託者及び地元協力業者の協力を得て排除するものとする。また汚水ポンプ送水管の接続部分の破損による漏水が考えられるが、軽微な被害に対しては、維持管理受託者及び地元協力業者の協力を得て速やかに復旧し、早期の運転再開を図るものとする。

(3) マンホールポンプ施設（東浜M.Pほか）

ア 停電に対する応急対策

小規模の排水区域を担うマンホールポンプ施設は、汚水流入量が少ないものの、非常用自家発電機がないため、停電により運転がただちに停止することが最も憂慮される。そのため、停電の際は施設優先度に応じて可搬式発電機を巡回設置し、または民間と連携しながらバキューム車での水替を行うなどの対策により、揚水を断続的に行うこととし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、九州電力㈱と密接な連携を保ち、適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水を継続させるものとする。

イ 施設損壊に対する応急対策

コンクリートマンホールや汚水ポンプ送水管の接続部分の破損による漏水が考えられるが、軽微な被害に対しては、維持管理受託者及び地元協力業者の協力を得て速やかに復旧し、早期の運転再開を図るものとする。

第8節 応急仮設住宅建設、住宅応急修理及び建築物応急危険度判定計画

【都市整備部】

災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住宅を確保することができない者を収容するための応急仮設住宅を一時的に設置するとともに、公営住宅の応急修理を行い罹災者の居住安定を図るものとする。

また、余震等の二次災害による人的被害の発生を防止するため、県と連携を図りながら建築技術者等を活用し、被災建築物等の応急危険度の判定を速やかに行い、安全性を確認する。

1 応急仮設住宅

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第8節 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理計画」に準ずる。

2 住宅の応急処理

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第8節 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理計画」に準ずる。

3 建築物応急危険度判定

(1) 建築物応急危険度判定

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことを言う。

(2) 応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として都道府県知事が定める者を言う。

(3) 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

4 被災宅地危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定

災害対策本部が設置されるような規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図るため、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地の危険度の判定表示等を行うことを言う。

(2) 被災宅地危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として都道府県知事が登録したものを言う。

第9節 医療救護、防疫に関する計画

【保健福祉部】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第9節 医療救護、防疫に関する計画」に準ずる。

第10節 災害廃棄物処理計画

【環境部】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第10節 災害廃棄物処理計画」に準ずる。
ただし、「2 水害廃棄物について」は、下記のとおりとする。

2 水害廃棄物について

甚大な地震災害では、人命救助活動が初動となり、次に、避難所対応へと移り、特に、仮設トイレの手配、避難所ごみ対応が必要となる。概ね、発災1か月後から災害廃棄物処理業務が始まる。

第11節 緊急輸送計画

【西肥自動車・させばバス・長崎県・地域未来共創部・土木部・港湾部・経済部】

災害における被災者の避難、応急災害対策要員の移送及び災害救助、災害応急に要する資材並びに緊急物資の輸送等の確実を期するため、車両・船舶及び船艇等をもって輸送を行うものとする。有事の際はこれらを有効適切に利用し、各作業の万全を図る。

ただし、本市の区域内で処理できないときは、県北地方本部を通じて県本部に応援又は斡旋の要請を行なう。

1 車両

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第11節 緊急輸送計画」に準ずる。

2 船艇

(1) 船舶

災害救助の実務に必要な人員、救援・復旧資器材、緊急物資等の輸送については、海上自衛隊（知事による要請）へ佐世保地区在籍補給艦及び輸送艦の派遣協力を要請する。また、海上保安部又は九州運輸局佐世保海事事務所にそれぞれ協力を求める。

加えて、市所有防災船「つくも」で輸送するほか、海運業者等にも協力を求める。

(2) 漁船

農林水産部（水産課）を通じ、漁業協同組合に協力を求める。なお、災害対策本部に属する各部や、市所有の車両、船艇で輸送力に不足をきたす場合は、各部の責任において調達し、事後速やかに本部対策班に連絡するものとする。

3 緊急輸送車両の確保

災害対策基本法第76条に基づき、交通規制が行なわれた場合、災害応急対策の実施責任者は緊急輸送車両として、県知事又は公安委員会へ申し出て、その確認を受け、緊急輸送車両確認証明書・同標章の交付を受ける。

4 緊急道路の確保

(1) 避難道路の確保

避難場所に至る道路について、家屋の密集地域を通過するものが多く、幅員も狭い場所が多い。また、急傾斜地の近くを通過するものもあり、地震による家屋の倒壊や崖崩れ、落石等による道路閉塞が予測される。

震度4以上の地震が発生した場合、これらの箇所に職員を派遣し、被害情報の収集にあたり、通行不能と判断される場合は、迂回路を指定し、直ちに佐世保市登録業者に復旧について要請する。

(2) 緊急物資輸送路の確保

ア 緊急物資輸送路としての条件等

- (ア) 市域外の地域、他の市町村と本市を有機的に連絡できること。
- (イ) 著名な道路であること。
- (ウ) 有効幅員が広いこと。

(エ) 正常な都市機能の早期回復に便利であること。

イ 緊急物資輸送路の選定

上記アの条件を満たす路線として次の路線を選定する。

1	国道35号
2	国道202号
3	国道205号
4	国道204号
5	国道498号
6	国道384号
7	国道497号（西九州自動車道）
8	主要地方道 佐世保吉井松浦線
9	主要地方道 佐世保日野松浦線
10	主要地方道 佐世保港線
11	主要地方道 佐々鹿町江迎線
12	主要地方道 栗木吉井線
13	主要地方道 柚木三川内線
14	一般県道 佐世保世知原線
15	一般県道 松浦江迎線
16	一般県道 志方江迎線
17	臨港道路 倉島線
18	市道 潮見町12号線
19	市道 佐世保相浦循環線
20	市道 椎木大潟町線
21	市道 大塔側道一号線
22	市道 大塔側道二号線
23	市道 尼潟循環線
24	市道 尼潟循環支線
25	市道 大和楠ヶ浦線
26	市道 西九州道側道一号線
27	市道 労災病院線
28	市道 万津町二号線

ウ 緊急物資輸送路の確保

上記②において、緊急物資輸送路として選定された路線については、その路線の管理機関と協力して、人員・物資の輸送に支障がないよう他の路線に優先し、復旧を図るものとする。

5 緊急物資輸送拠点の確保

緊急物資輸送路の接点となる相浦中里 I C 用地（道の駅「させぼつくす 99」）を、緊急物資の集積及び輸送の拠点として活用を図るものとする。

6 臨海部における緊急輸送体制の確保

臨海部における緊急輸送体制については、佐世保港三浦地区及び平漁港平地区（県営漁港）の各耐震強化岸壁と背後の埠頭用地のほか、周辺の広場などと機能連携させ、一体的な対策を講じるものとする。

なお、佐世保港における具体的運用については、別途「佐世保港における大規模地震対策に関する基本方針」に定める。

第 12 節 交通応急対策計画

【陸上自衛隊・長崎県・長崎県警察・土木部・消防局】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 1 2 節 交通応急対策計画」に準ずる。

第 13 節 文教対策計画

【教育委員会】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 1 3 節 文教対策計画」に準ずる。

第 14 節 避難行動要支援者対策計画

【保健福祉部・防災危機管理局】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 1 4 節 避難行動要支援者対策計画」に準ずる。

第 15 節 観光客対策計画

【経済部・市民生活部】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 1 5 節 観光客対策計画」に準ずる。

第 16 節 公安警備計画

【長崎県警察】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 1 6 節 公安警備計画」に準ずる。

第17節 水防計画

【長崎地方気象台・土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】

震災時水防計画は、河川、溜め池等の堤防等に大きな被害が広範囲に発生することが予想される為、引き続き大雨等への二次災害防止が必要である。

したがって、これには震災直後からの復旧工事の迅速化が要求されることから、復旧計画を作成して対処する。

これを行うためには、震災直後の徹底的な巡視調査を行う。

その他については、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第17節 水防計画」に準ずる。

なお、応急対策用資機材の整備については、現行の水防倉庫等を活用し、地震被害にも対応できるよう資機材の充実を図っていく。

第18節 土砂災害危険箇所等災害応急対策計画

【土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会・消防局】

大規模な地震あるいは規模は小さくても本市の直下で地震が発生した場合、数多くのがけ崩れや陥没等が発生することが想定される。

1 警戒・避難・誘導対策

がけ地等の崩壊により、危険が予想される地区の住民に対しては、人命の安全を第一として、迅速かつ沈着に避難を行えるよう誘導を行なう。また、乳幼児、高齢者、身体障がい者などの自力避難が困難な要配慮者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力も得て、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

2 災害防止対策

(1) 崩壊地点の立ち入り制限

安全が確認されるまで、崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り制限などの必要な措置をとる。

(2) 捜索活動時の警戒

行方不明者の捜索活動、応急復旧活動工事にあたっては特に十分な注意、監視を行うものとする。

(3) 応急対策

安全が確認された後、直ちに二次災害防止のための土砂除去などの応急対策を行う。

その他については、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 18節 土砂災害危険箇所等災害応急対策計画」に準ずる。

1 消防活動の準備

(1) 震災消防活動対策の目標

震災に対処するため、次に掲げる事項を計画、整備し、消防力を強化し、消防職員・団員の活動能力の向上を図るとともに、自衛消防隊及び住民に対する防災行動力の高揚等の施策を推進し、消防力の全機能を動員して震災活動の万全を期する。

ア 消防体制の総合化

市民組織、自衛消防隊、消防団等の協力体制を推進するとともに、消防機関との連携を確保し、消防体制の総合化を図る。

イ 消防団体制の強化

震災時における消火、人命検索及び救助活動などの消防技術の高度化を図るとともに、車両や装備品及び資機材を計画的に整備し、より機能性に富んだ消防団体制を構築する。

ウ 消防水利の整備

震災時には、消火栓による給水能力の低下が危惧されるため、河川や海水等の自然水利の活用のほか、重要な消防水利資源であり消防力強化の基盤となる耐震性防火水槽の計画的な整備促進に努め、強固な災害対応能力を保持する。

エ 消防活動体制の整備強化

消防活動の機動力を図るため、装備資機材等を充実し、広域応援体制の強化充実を確立する。

オ 救助体制の整備

多数の救助事象に対応するため、高度の知識、技術を有する救助隊員を指導育成し、救助救護資機材を整備し、人命救助体制の充実強化を図る。

カ 市民指導の推進

市民の自主救護能力の向上を図るため、応急救護知識、技術の普及活動を推進するとともに、救急資機材の備蓄を奨励する。

キ 消防団等の救護活動能力の向上

消防団や市民組織等における応急的な救護活動を促進するため、教育訓練等を充実・強化し、組織的な活動能力の向上を図る。

ク 要配慮者に対する救護体制の確立

心身障がい者や寝たきりの高齢者等要配慮者の安全を確保するため、地域協力体制づくりを推進するとともに、社会福祉施設等に対する指導を強化し、救護体制の充実を図る。

ケ 消防車両の整備

震災発生時に予想される火災等から、人命及び財産を保護するため、消防車両の整備を図る。

コ 消防用資機材の整備

震災発生時に予想される火災等から人命及び財産を保護するため、消火、救急、救助に活用する消防用資器材の整備を図る。

(2) 防災機関との連携

所掌事務の遂行にあたり、県、警察機関その他の防災関係機関と平素から密接に強調を保ち、震災消防対策及び活動の万全を期すよう努める。

(3) 資機材の調達等

震災時に使用し又は収用できる消防資機材及び車両等については、十分に調査し調達可能なものについては、権限を有する者と協議して迅速円滑な調達ができるように計画する。

2 消防活動の基本

(1) 消防活動の基本

ア 初動措置

震災時活動の指令が発令された場合は、別に定める初動措置を実施し、速やかに活動を開始する。

イ 活動の原則

同時火災、救急、救助事案が発生していることを前提に出動し、消防力を最大限に発揮して効果的な消火、救急、救助活動を行う。

ウ 情報収集及び伝達

(ア) 公共施設、通信機能及び民間連絡網等あらゆる手段により迅速に情報を収集し、情報の多ルート化を図る。

(イ) 収集した情報は、災害対策本部及び消防対策部へ必ず通報するとともに、必要に応じて各消防署及び消防団本部へ適宜伝達する。

(ウ) 災害情報を迅速的確に伝達するため防災関係機関と連携を図り、広報体制の強化に努める。

エ 通信統制等

(ア) 震災時における通信の効率性を高めるために、必要に応じ速やかに通信統制を行う。

(イ) 震災時における消防機関相互の連絡は、原則として有線通信を原則とする。

(ウ) 有線通信が不通の場合及び出場隊との通信は、無線通信とする。

(2) 消防活動の基準

ア 消防活動基準等の整備

震災時には、毒物、劇物、危険物、放射性物質等の漏洩、流出が予想されるため、これらの施設の安全化を図るとともに、効率的な消防活動を行うため、震災時活動の活動要領の基準等を地域の被害予想に対応して整備し、教育訓練等を徹底して職員等に活動要領の習熟を図る。

イ 基準等の適正化

消防活動に関する基準等は、消防力の態様及び防災力の総合的な充実等を考慮して、定期に適正な見直しを行う。

3 震災時の消防活動組織、編成等

(1) 震災時の消防活動組織、編成、任務

震災時の消防活動組織、編成及び任務等は、別に定める。

(2) 震災時の非常招集

震災時の非常招集は次による。

ア 震度5強の地震が発生したときは、近火信号サイレンを吹鳴し、第3配備非常招集を発令する。

イ 団員は、電気、通信等が広範にわたって途絶していると認められるときは、第3配備体制に入っているものとして行動する。

ウ 職員は、予め指定された者を除き付近の署所に、団員はそれぞれの詰所に参集する。

(3) 出動計画

震度５強の地震が発生したときは、初動時から臨機に対応し、火災消火体制を確立する。

(4) 他機関の応援出動要請

当市の消防力では対応が困難と認められるときは、相互応援協定、緊急消防援助、自衛隊派遣等を積極的に活用する。

4 活動計画の準用

震災時の消防活動計画は上記に定めるもののほか、「本編 第１章 風水害等の一般災害応急対策計画 第１９節 消防活動計画」に準ずる。

第 20 節 救急業務計画

【消防局・保健福祉部】

1 救急業務の基本

震災時の救急業務計画は、次により行う。

(1) 現場医療の充実

消火体制の確立により、震災初期の救急体制に係る不足を補うため、医師、看護師その他救急機関の要員及び搬送車両等を災害現場へ投入する体制を推進する。

(2) 応急救護体制の整備

多数発生が予想される救急・救護事象に対応するため、救急救護資機材の充実を図り、医療機関と連携した応急救護体制の強化を図る。

(3) 傷病者搬送体制の整備

傷病者の搬送の円滑化を確立するため、医療機関等と密接な連携強化を図り、効率的な搬送体制の整備を図る。

(4) 住民との協力体制

応急救護の知識の普及にあわせ、住民が救護所等で救急隊等との協同で応急活動に従事できるシステムを構築する。

(5) 震災時救急・救護体制の充実

震災時の多様な負傷に対応するため、救急隊員の技術の向上を図り、多数負傷者の発生に対応する救急・救護体制の充実を図る。

2 準用

本計画は、「本編 第１章 風水害等の一般災害応急対策計画 第２０節 救急業務計画」を準用する。

第 21 節 自衛隊の災害派遣要請計画

【陸上自衛隊・防災危機管理局】

地震災害に際し、自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する場合の計画である。

下記の項目を除き、「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 2 2 節 自衛隊の災害派遣要請計画」に準ずる。

5 自衛隊の自主派遣

要請を受けて行なう災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行なうことができる。

- (1) 大規模な地震が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行なう必要があると認められる場合。
- (2) 大規模な地震が発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (3) 大規模な地震が発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (4) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。
- (5) その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合。

第 22 節 行方不明者の搜索及び遺体の処置、埋火葬対策計画

【長崎県・長崎県警察・陸上自衛隊・海上保安部・消防局・市民生活部・保健福祉部・防災危機管理局】

この計画は、大規模地震発生時には、多数の行方不明者、死亡者が発生する可能性があり、長崎県地震等防災アセスメント調査による本市の被害推計は、建物大破棟数を 6,006 棟、死亡者数を 350 名と想定していることから、関係機関相互の連携体制の整備を図り、行方不明者の搜索、遺体の処置・収容・埋火葬等の一連の業務を遅滞なく行うための計画である。

1 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、警察、自衛隊、消防、海上保安部等の協力の下に行う。

2 遺体の収容・処置

搜索等により発見された遺体について、収容、身元確認、遺族等への引き渡しを行うとともに火葬等の措置を行う。

3 遺体が発見されたときの取扱い

通常、病死の場合は医師によって死因を明確にするが、異状死（病死以外の死因）の場合は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第 4 条若しくは、刑事訴訟法第 229 条により、警察等が対応する。そのため自然災害で亡くなられた方については、すべての遺体を異状死として取り扱う。

(1) 遺体発見時の措置

遺体を発見した場合は、警察官、海上保安官等に引き継ぎ、引継を受けた警察官等は、遺体の調査又は検視を実施し、身元確認のための調査を行う。

(2) 身元の確認

身元が不明な遺体については、医療機関・安否不明者の家族等の協力を得て、身元確認を行う。

4 遺体の処置及び安置

(1) 遺体の収容場所

遺体の収容場所は、公共施設のほか、寺院、葬祭業者その他の施設管理者の協力を得て、収容場所を確保する。なお、多数の死者が集中的に発生した場合の遺体安置所は、警察、関係機関と協議のうえ、収容場所を確保する。

(2) 遺体の検視及び検案

収容された遺体については、警察官等の遺体の調査又は検視等の手続きを経て、医師により検案が行われる。警察等による身元確認がなされた後に医師が死体検案書を作成する。

(3) 遺体の処置

死体検案書が作成された遺体については、必要に応じて医療関係者、葬祭業者等の協力を得て、洗浄、縫合、消毒、保存に必要な措置を施す。

遺体の保存にあたっては、遺族感情及び公衆衛生の確保に鑑み、市がドライアイス等の継続的な補充に努めることとする。

(4) 遺体の引き渡し

身元が確認された遺体については、速やかに遺族等に引き渡すものとし、身元が確認されない場合には、所定の手続きを経て、行旅病人又は行旅死亡人取扱法の手続きにより処置する。

また、遺体の身元が判明したものの、引取り者がこれを拒否した場合には、死亡地を管轄する市長がこれを引取り、墓地、埋葬に関する法律の手続きにより処置する。

(5) 遺体の収容・安置に必要な資機材の調達等

多数の死者が集中的に発生した場合の遺体の収容、安置に必要な資機材の調達や遺体搬送等について、市内の葬儀業者のみで確保できない場合は、災害時における協力に関する協定書に基づき、一般社団法人全日本葬祭互助協会に協力を要請する。

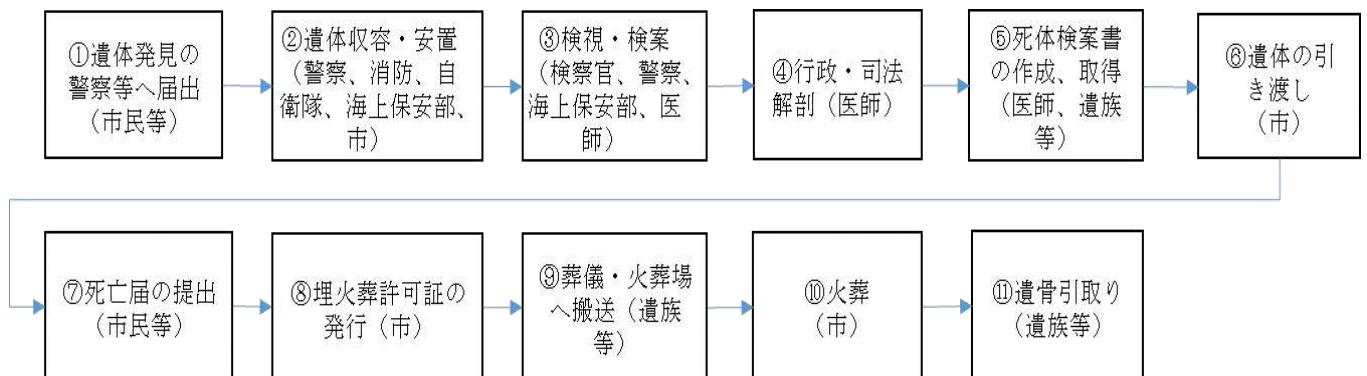
5 遺体の火葬等

火葬場の被害状況の把握及び応急復旧のため、発災後、火葬施設の安全及び機能の確保を行うものとする。

(1) 遺体の火葬は、火葬場で行い、施設の処理能力を超える場合は、長崎県県北地域防災相互応援協定及び長崎県広域火葬計画に基づき、周辺市町等の協力を得る。

(2) 災害による混乱のため、遺族による火葬ができない場合は、市が火葬を行うほか、棺、納体袋、骨つば等を支給するものとする。

異状死の場合における遺体発見から遺体引き渡しまでのスキーム図



第 23 節 電力施設災害応急対策計画

【九州電力送配電・九州電力】

電力施設災害応急対策については、九州電力送配電株式会社佐世保配電事業所・九州電力株式会社佐世保営業センターが主体となり応急対策にあたるものとする。

その具体的事項については、九州電力送配電株式会社佐世保配電事業所・九州電力株式会社佐世保営業センターの非常災害対策部運営基準によるものとする。

1 目的

この基準は、非常災害対策措置要則（系技則第 1 号）及び長崎エリア非常災害対策本部運営基準（送配長支則第 1 号）に基づき、佐世保配電事業所・営業センター非常災害対策部（以下対策部）の運営に関する細部取扱について定め、非常災害時における対策活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

本規定区分は、2 社共通規定（九州電力送配電株式会社及び九州電力株式会社に適用）とする。

2 適用の範囲

この基準は、非常災害の発生が予想される場合の事前準備及び対策部設置後の対策部の運営に関して適用する。

非常災害とは、次に掲げる事項に伴う大規模な供給支障、発電支障及び主要設備等の被害。

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、火山噴火等異常な自然現象
- (2) 災害、爆発、油流出等重大な事故

3 非常災害に関する心得

非常災害対応時は、佐世保配電事業所、営業センターが連携して対策部を組織し、非常災害の予防及び復旧等、電力の安定供給に万全を期すこととする。

- (1) 対策要員は非常災害に当り、いかなる場合においても人身安全の確保を第一義として行動する。
- (2) 対策要員は、社会生活における電気の果たす役割の重要性を認識し、それぞれの任務に応じ、非常災害対策活動に全力を尽くすものとする。
- (3) 対策要員は非常災害対策活動において相互協力を旨とし、各対策組織及び組織間の応援業務に円滑に当たるものとする。
- (4) 対策要員は、別紙 1 「非常災害に関する対策要員の行動指針」を念頭におき、行動するものとする。

4 対策組織

4-1 対策組織の名称

機 関	対策組織の名称
本 店	非常災害対策総本部（総本部）
九州電力長崎支店／九電送配長崎支社	非常災害対策本部（対策本部）
佐世保配電事業所・営業センター※	非常災害対策部（対策部）

※対策部には、Q S S 佐世保 S C および Q N X 佐世保営業所を含む

4-2 対策部の構成と役割

- (1) 対策部の構成は、別表 1 「佐世保配電事業所・営業センター非常災害対策部構成表」のとおり、対策部長及び総括班、復旧班、広報班、支援班の 4 班で構成する。
- (2) 各班には班長、必要により副班長をおくものとする。
- (3) 各対策組織の役割は、別表 2 「対策組織の役割」のとおりとする。
- (4) 対策部長及び各班長は、対策活動に従事できない場合に備え、職務の代行するものをあらかじめ定めておく。（別表 5 「非常災害対策部設置前及び設置後における各長不在代行一覧表」）

4-3 対策部会議

対策部には、重要な災害対策活動に関する事項を協議するための組織として、災害対策部会議を置く。

対策部会議は対策部長（配電事業所長）及び各班長等〔営業センター長、配電制御グループ長、託送業務グループ長、運営担当（管理副長）、指令担当（制御副長）、SC 長、営業所長、営業センター副長〕をもって構成する。

4-4 対策組織の要員

各対策班は、要員を発令体制に応じて定め、かつ要員の住所、氏名、連絡方法を把握しておく。

各対策班標準要員

班 発令	総括	支援	広報	復旧
準備体制	1 名	1 名	2 名	7 名
非常体制	全員	全員	全員	全員

5 防災体制の区分

非常事態の情勢	防災体制の区分
災害が予想される場合	準備体制
災害が数時間以内に発生することが予想される場合、又は発生した場合	非常体制

6 防災体制発令措置（省略）

7 突発災害時の措置（省略）

8 対策部の運営（省略）

9 停電等に対する復旧見込み等の社外公表（省略）

10 事業所建屋被災時の対策部の運営（省略）

11 指令の使用区分及び指令者（省略）

- 12 指令伝達及び情報連絡ルート（省略）
- 13 事故、被害状況の報告（省略）
- 14 非常災害に備えたその他の対策（省略）
- 15 防災体制の教育及び訓練の実施（省略）

第 24 節 ガス施設災害応急対策計画

【西部ガス】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 23 節 ガス施設災害応急対策計画」に準ずる。

第 25 節 交通施設災害応急対策計画

【土木部・J R 九州・松浦鉄道・地域未来共創部】

被災地における交通物資輸送等を確保するため、それぞれ次の対策を講ずる。

1 道路対策

- (1) 地震が発生すると盛土部の地割れ、路肩・斜面の崩壊、橋台・橋脚に切断、相対ずれなどの被害が生じることがある。

対策としては、速やかに被害状況を調査して本部へ報告するとともに、応急措置を講じる。

- (2) 交通の確保が最重点であるので、応急手当て、仮復旧に全力をあげて迅速に処理する。
この場合、迂回路等の有無を十分に調査して、交通の確保に最善の方策を講ずる。

2 鉄道対策

(1) J R 関係

J R 九州は地震が発生したときは、異常気象時における列車運行の安全を確保するため、線路設備等の警備を行うとともに、必要な運転規制を行う。

また、災害発生時には、早期復旧を図るため次のように対処する。

ア 災害警備

地震が発生したとき、異常気象の情報を受けたとき又は気象観測機器が異常を検知したときは、必要な運転制限を行うとともに、災害の発生が予測される場合は、関係部長は関係社員を、地震その他の災害に対する線路、建造物、電力設備、信号保安設備等の警備に従事させる。

災害の発生が予想される箇所は、重点箇所に指定し、各箇所ごとに監視上の注意事項を定め、警備員に周知させる。

気象観測機器配備表

	地震計
長崎工務所	早岐

※地震時の運転規制

計測震度が基準値を記録した場合は、列車の徐行運転を行なう。

計測震度が基準値以上を記録した場合は、列車の運転を中止する。

イ 災害応急体制

災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに列車の早期開通を図るため、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の分担は「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第25節 交通施設災害応急対策計画」参照。

ウ 災害応急復旧工事

J R九州の災害応急復旧工事は、災害の規模に応じて、請負工事とする場合がある。

エ 鉄道気象通報の伝達系統

J R九州の鉄道気象通報の伝達系統は「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第24節 交通施設災害応急対策計画」参照。

(2) 松浦鉄道株式会社関係

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第24節 交通施設災害応急対策計画」に準ずる。

3 相互連絡

鉄道事業者と市は相互に緊密な連絡を取ることとし、鉄道事業者は被災状況や応急復旧措置の内容について、市に対し速やかに通知する。

第26節 海上災害応急対策計画

【海上保安部・港湾部】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第25節 海上災害応急対策計画」に準ずる。

第27節 隣保互助と民間団体活用及び市民相談に関する計画

【市民生活部】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第27節 隣保互助と民間団体活用及び市民相談に関する計画」に準ずる。

第28節 相互応援協力計画

【防災危機管理局・総務部・行財政改革推進局】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第28節 相互応援協力計画」に準ずる。

第29節 ボランティアに関する計画

【社会福祉協議会・保健福祉部・市民生活部】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第29節 ボランティアに関する計画」に準ずる。

第 30 節 犬猫等愛護動物対策計画

【保健福祉部】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 30 節 犬猫等愛護動物対策計画」に準ずる。

第 31 節 公共施設の応急対策計画

【全部局】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 31 節 公共施設の応急対策計画」に準ずる。

第 32 節 その他の災害応急対策に必要な事項

【防災危機管理局】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 32 節 その他の災害応急対策に必要な事項」に準ずる。

第 4 編 災 害 復 旧 計 画

第 1 章	災害復旧事業促進計画
第 2 章	被災者支援計画
第 3 章	災害関係融資計画

第4編 災害復旧計画

第1章 災害復旧事業促進計画

本計画は、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業の対策についての計画である。

災害復旧事業計画の具体的実施方法については、次に掲げる計画によるものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共土木施設復旧計画
 - (2) 海岸公共土木施設復旧計画
 - (3) 港湾公共土木施設事業復旧計画
 - (4) 漁港公共土木施設事業復旧計画
 - (5) 砂防施設事業復旧計画
 - (6) 道路公共土木施設事業復旧計画
 - (7) 林地荒廃防止施設事業復旧計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 住宅災害復旧事業計画
- 5 公立文教施設災害復旧事業計画
- 6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設災害復旧事業計画
- 8 その他公営企業施設災害復旧事業計画
- 9 公用財産災害復旧事業計画
- 10 上下水道災害復旧事業計画
- 11 特定鉱害復旧事業等基金事業（事業主体は(財)長崎県産炭地域振興財団）

第2章 被災者支援計画

【財務部・防災危機管理局】

災害応急対策期から災害復旧期にわたって行われる被災者の援護に関する業務について、被災者に対し制度の案内を適切に実施し、公平な支援を効率的に実施するため、以下のとおり定めるものとする。

1 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができるものとする。

市長は、災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

市長は、災害対策基本法第90条の4の規定に基づき、被災者の援護の実施に必要な限度で、被災者台帳に記載し、または記録された情報を内部で利用できるものとする。

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、または記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 罹災証明書

罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による被災者支援措置を適切かつ円滑に実施するにあたり必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法に定める防災に関する事務の一環として、被災者の救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものである。

(1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明をおこなうものとする。なお、住家以外のものが罹災した場合等、必要がある場合は罹災届出証明書で対応するものとする。

- ア 全壊
- イ 大規模半壊
- ウ 中規模半壊
- エ 半壊
- オ 準半壊
- カ 準半壊に至らない

(2) 罹災証明を行う者

罹災証明の発行は、市長が行う。

(3) 罹災証明書の発行

ア 被害家屋調査の実施

災害発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、被害家屋調査を実施する。住家の被害認定に関しては、「災害の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号）」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき判定を行う。

イ 罹災台帳の作成

被害認定結果に基づき、罹災台帳を作成する。罹災台帳には、認定結果、地番、住居表示、住民基本台帳等の情報を集約する。（罹災証明に係る事務への基本台帳の利用は個人情報の利用目的の範囲内）

ウ 罹災証明書の発行

被災者から罹災証明の申請があった場合、罹災台帳に基づき罹災証明書を発行する。また、被災者台帳を作成していない場合には、罹災証明書の交付状況を管理するため、罹災証明書交付台帳を整備する。

エ 再調査

罹災証明発行後に、被災者が罹災証明の判定結果に不服であった場合及び周囲の被災状況により被害調査が十分にできなかった家屋については、被災者等からの申し出により再調査を実施する。

(4) 実施体制の整備

罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、平常時から専門的な知識・経験を有する職員の育成に努める。

(5) その他

火災に起因する証明は、消防長及び消防署長が行うものとする。

第3章 災害関係融資計画

【市民生活部・農林水産部・経済部・社会福祉協議会】

災害直後、被災者、中小企業及び農林漁業者等に対し、次の生産資金の融資の斡旋を行い災害復旧を図るものとする。

1 生活福祉資金〔福祉資金・福祉費（災害臨時）〕【県社会福祉協議会（窓口は市社会福祉協議会）】

(1) 貸付対象者

災害により住家等に被害を受けた世帯で下記に適合する世帯であること。

低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯のいずれかであること。（借入申込人は原則として世帯主で65歳以下とする。高齢者世帯は、日常生活上療養または介護を要する（要介護1以上の）65歳以上の要介護者がいる世帯）

(2) 貸付の条件

最高貸付額 150万円 7年以内償還（据置期間は6カ月以内）

連帯保証人 原則1名

貸付利子 連帯保証人がいる場合は無利子

〃 いない場合は年利1.5%

(3) 借受の方法

借受者は、市社会福祉協議会を通じ、県社会福祉協議会へ生活福祉資金借入申込書に世帯全員の住民票と罹災証明書、必要な経費のわかる見積書、建物の修繕にかかる場合は、建物改修等計画及び経費見積書、計画図面、工事対象箇所の写真、申込人の世帯・連帯保証人の所得証明書、民生委員調査書などを添えて申請する。

2 災害援護資金貸付

【佐世保市（窓口は市民安全安心課）】

災害救助法に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、条例に基づき災害援護資金の貸付を行う。

(1) 貸付限度額

ア 世帯主に1ヵ月以上の療養を要する負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

(ア) 住居の被害がなく、家財の損傷がその家財の価格のおおむね3分の1未満の損害がある場合
150万円

(イ) 住居の被害がなく、家財の損傷がその家財の価格のおおむね3分の1以上の損害がある場合
250万円

(ウ) 住居が半壊した場合 270万円

(エ) 住居が全壊した場合 350万円

イ 世帯主に1ヵ月以上の療養を要する負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

(ア) 住居の被害がなく、家財の損傷がその家財の価格のおおむね3分の1以上の損害がある場合
150万円

(イ) 住居が半壊した場合 170万円

(ウ) 住居が全壊した場合 250万円

(エ) 住居の全体が滅失した場合 350万円

(2) 償還期間利率

ア 償還期間は10年（うち、3年据置）とし、年賦償還・元利均等償還とする。

イ 利率は、無利子とする。

3 中小企業災害復旧融資

- (1) 災害発生の場合は、政府関係金融機関の特別融資並びに一般金融機関の協力を得て、被災中小企業に対する復旧融資の促進を図るとともに、本市独自の緊急特別融資を行う。

なお、信用力の不足する被災企業に対しては信用保証協会の活用を図る。

(2) 融資方法

ア 政府関係金融機関

中小企業政府関係金融機関としては、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫などがあり、暴風豪雨、地震や大規模火災などの災害で各公庫が適用を認めた場合、次のような融資条件となっているが、災害の場合、融資期間の延長、融資優先取り扱いがなされるほか「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による地域指定がなされた場合、その都度一定期間、一定金額につき金利引き下げの措置が講じられる。

(ア) 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）（災害貸付）

- a 融資限度 通常の各融資制度の限度額に1災害あたり3,000万円上乗せした額
- b 利率 基準利率（時期により異なる）
ただし、特に異例の災害の場合、限度額及び利率はその都度決定する。
- c 期間 各融資制度の返済期間以内

(イ) 株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）（災害復旧貸付）

- a 融資限度 1.5億円（ただし、代理店申込の場合は7,500万円）
- b 利率 基準利率（時期により異なる）
ただし、閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。
- c 期間 運転資金10年以内（うち据置期間2年以内）
設備資金15年以内（うち据置期間2年以内）

(ウ) 株式会社商工組合中央金庫（災害復旧資金）

災害により、被害を受けた事業者が災害の復旧に伴い必要となる設備資金・運転資金の融資を行う。

- a 利率 商工中金所定の利率
- b 期間 運転資金10年以内（うち据置期間3年以内）
設備資金20年以内（うち据置期間3年以内）

イ 佐世保市（緊急経営対策資金融資）

セーフティネット保証制度の指定を受けた災害等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者で、市内で同一事業を1年以上営んでいるものに対し、融資を行う。

ただし、保証協会の対象業種で保証協会の保証を受け、かつ市税を完納していることが必要。

- (ア) 融資限度 3,000万円
- (イ) 金利 年1.2%
- (ウ) 期間 10年以内
- (エ) 保証料率 0.45%～1.14%

ウ 信用保証協会（災害関係保証）

中小企業者が信用力の不足を補い金融円滑化のため、中小企業者が金融機関から資金借入れを行う際、信用保証協会が保証を行っている。

激甚災害に指定された災害により、直接の被害を受けた中小企業者は、普通保証と別枠で利用できる。

(ア) 保証限度

- a 個人・法人 28,000万円
- b 協同組合 48,000万円

(イ) 保証料率 年0.8%

(ウ) 保証期間 10年以内（うち据置期間1年以内）

4 農林漁業者等に対する資金の融通（政府系金融機関等が行うもの）

(1) 天災資金

ア 天災融資制度は「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和30年法律第136号「天災融資法」）に基づき暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、降霜、低温、降ひょう、津波、干ばつ等の天災による被害が著しく、かつ国民経済に及ぼす影響が大であるか、又は当該天災による被害が特に著しいと認められる場合に国の援助等により農林漁業者等に経営資金等が融通されるもので、法が適用される天災については、その都度政令で指定される。

イ 貸付対象者

天災融資法の規定に基づき、市町村長又は知事の被害認定を受けた者

ウ 貸付限度額

(ア) 一般農業者

【個人】市長が認定した損失額の45%(60%)又は200万円(250万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の45%(60%)又は2,000万円(2,000万円)の何れか低い額

(イ) 果樹栽培者、家畜等飼養者

【個人】市長が認定した損失額の55%(80%)又は500万円(600万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の55%(80%)又は2,500万円(2,500万円)の何れか低い額

(ウ) 一般漁業者

【個人】市長が認定した損失額の50%(60%)又は200万円(250万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の50%(60%)又は2,000万円(2,500万円)の何れか低い額

(エ) 漁具被害漁業者

【個人】市長が認定した損失額の80%(80%)又は5,000万円(5,000万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の80%(80%)又は5,000万円(5,000万円)の何れか低い額

(オ) 漁船被害漁業者

【個人】市長が認定した損失額の80%(80%)又は500万円(600万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の80%(80%)又は2,500万円(2,500万円)の何れか低い額

(カ) 魚類養殖漁業者

【個人】市長が認定した損失額の50%(60%)又は500万円(600万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の50%(60%)又は2,500万円(2,500万円)の何れか低い額

(キ) 林業者

【個人】市長が認定した損失額の45%(60%)又は200万円(250万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の45%(60%)又は2,000万円(2,000万円)の何れか低い額

(ク) 被害組合（連合会以外の場合）

市長が認定した損失額の80%(80%)又は2,500万円(5,000万円)の何れか低い額

(ケ) 被害組合（連合会の場合）

市長が認定した損失額の80%(80%)又は5,000万円(7,500万円)の何れか低い額

※（ ）内の数字は激甚災害法適用の場合

エ 貸付利率と償還期限

(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者

貸付利率6.5%以内、償還期限3年、4年、5年以内

(イ) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者

貸付利率5.5%以内、償還期限5年、6年以内

(ウ) 特別被害農林漁業者

貸付利率3.0%以内、償還期限6年以内

※ 激甚災害法適用の場合1年延長（被害組合を除く）

オ 資金使途

種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（12万円以下）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（5トン未満）の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業経営に必要な資金及び被害組合の所有又は管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたため必要となった事業運営資金

カ 償還期限

(ア) 一般天災

一般農漁業者 6年以内

果樹栽培者 5年以内

家畜等飼養者 //

※被害程度により償還期限が異なる。

漁船漁具被害漁業者 6年以内

魚類養殖漁業者 //

被害組合 3年以内

(イ) 激甚災害

一般天災の場合の1年延長（被害組合を除く）

(2) 農林漁業セーフティネット資金 ※日本政策金融公庫資金

ア 農林漁業者が不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等によって売上が減少し、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資する制度。

イ 貸付対象者

以下のア～オに該当する者等で、災害・行政指導・社会的又は経済的環境の変化による経営環境の悪化のため、一定の条件に置かれている者

(ア) 認定農業者（農業経営改善計画を作成して市長村長の認定を受けた個人・法人）

- (イ) 認定新規就農者（青年等就農計画を作成して市長村長の認定を受けた個人・法人）
- (ウ) 林業経営改善計画の認定を受けている者
- (エ) 漁業経営改善計画認定漁業者
- (オ) その他

【個人】農林漁業者であって、農林漁業所得が総所得の過半を占める、又は農林漁業粗収益が200万円以上である者

【法人】農林漁業者であって、農林漁業売上高が総売上高の過半を占める、又は農林漁業売上高が1,000万円以上である者

ウ 貸付限度額

一般 600万円

特認 年間経営費等の12分の6以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合）

エ 貸付利率と償還期限

0.65%～1.30%（令和6年9月19日現在）

15年以内（うち据置期間3年以内）

オ 資金使途

災害により必要とする資金（経営再建費・収入減補てん費）

(3) 農林漁業施設資金〔共同利用施設（災害）〕 ※日本政策金融公庫資金

ア 対象者

経済的損失の基準は特になし

イ 資金使途

災害により被害を受けた農林水産物の生産・流通・加工・販売に必要な共同施設の復旧

ウ 貸付限度額

事業費×0.8

エ 償還期間

20年（うち据置期間3年以内）

オ 貸付利率

0.65%～1.30%（令和6年9月19日現在）

(4) 農林漁業施設資金〔主務大臣指定施設（災害）〕 ※日本政策金融公庫資金

ア 対象者

経済的損失の基準は特になし

イ 資金使途

災害により被害を受けた農林漁業の主務大臣指定施設の復旧

ウ 貸付限度額

事業費×0.8又は1施設あたり300万円（特認600万円）の何れか低い額

エ 償還期間

15年（うち据置期間3年）以内、ただし果樹は25年（うち据置期間10年）以内

オ 貸付利率

0.65%～1.30%（令和6年9月19日現在）

(5) 長崎県災害対策特別資金（県単）（施設復旧資金）

ア 対象者

被災農業者で市町村長の証明をうけた者

イ 資金使途

災害により被害を受けた農業用施設の復旧

ウ 貸付限度額

個人：事業費×0.8又は500万円のいずれか低い額

法人：事業費×0.8又は1,500万円のいずれか低い額

エ 償還期間

10年（うち措置2年）

オ 貸付利率

0.80%（令和5年1月19日現在）

(6) 農業近代化資金

ア 対象者

認定農業者、認定新規就農者、農業所得が総所得の過半を占めていること、または農業粗収益が200万円以上あることなどの条件を満たす農業者、上記農業者の経営主以外の農業者（配偶者・後継者等）、一定の基準を満たす任意団体

イ 資金使途

災害により被害を受けた農業用施設の復旧

ウ 貸付限度額

個人： 1,800万円

法人： 2億円

エ 償還期間

15年（うち措置7年）

オ 貸付利率

1.30%（令和6年9月19日現在）

(7) 農業基盤整備資金 ※公庫資金

ア 対象者

経済的損失の基準は特になし

イ 資金使途

災害により被害を受けた農地、牧野等の復旧

ウ 貸付限度額

地元負担額

エ 償還期間

25年（うち措置10年）

オ 貸付利率

0.65%～1.30%（令和6年9月19日現在）

(8) 長崎県沿岸漁業等振興資金 ※九州信用漁業協同組合連合会資金

ア 天災又は公害等により漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金
(6号資金)

イ 貸付対象者

沿岸漁業者・沿岸漁業関係水産加工業者・内水面漁業者・知事が特に認める者

ウ 貸付限度額

個人 1,000万円(融資率80%)

法人 2,000万円(融資率80%)

※貸付利率1.40%(令和6年6月19日現在)

エ 資金使途

災害等復旧のために必要な資金

オ 償還期限

10年以内(うち据置期間2年以内)

(9) 長崎県水産業振興資金 ※九州信用漁業協同組合連合会資金

ア 沿岸漁業等の振興・発展を図るために必要な設備・運転資金(災害復旧も対象)

イ 貸付対象者

中小漁業・中小水産加工業者

ウ 貸付限度額

1,500万円

※貸付利率(長期資金)年2.85%(令和6年9月13日現在)

貸付利率(短期資金)年1.76%(令和6年9月13日現在)

エ 資金使途

災害復旧のために必要な事業資金

オ 償還期限(うち措置期間)

設備資金……10年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金……5年以内(うち据置期間1年以内)

※ 魚類養殖漁業の運転資金については、養殖魚の販売時期に合わせて償還期限を設定する。

その他の漁業の運転資金の償還期限は原則として1年以内とする。

(10) 漁業基盤整備資金 ※日本政策金融公庫資金

ア 漁港整備 災害により被害を受けた指定漁港の指定区域内にある施設の復旧資金

漁場整備 漁場又は種苗生産施設等の復旧資金

イ 貸付対象者

【漁港整備】 漁協、漁連、漁業を営む者(限定要件あり)、5割法人・団体

【漁場整備】 漁協、漁連、5割法人・団体

ウ 貸付限度額

事業費の80%

※貸付利率 0.70%~1.40%(令和6年8月20日現在)

エ 資金使途

【漁港整備】 基本施設、機能施設等の災害復旧

【漁場整備】 漁場又は水産種苗生産施設等の災害復旧

オ 償還期限

20年以内（うち据置期間3年以内）

5 災害復興住宅等資金預託貸付

【佐世保市（窓口は市民安全安心課）】

災害により市民がその住宅を滅失、若しくは損傷し、または宅地を損壊した場合においては、復興等に必要な資金を貸付ける。

(1) 申請者の条件

市民で年間所得100万円以上の収入があり、かつ貸付金の償還が確実に認められる70歳までの者

(2) 連帯保証人

本市に1年以上居住（住民登録をしている70歳までの成年者）で年間所得100万円以上の者。

ただし、本市に保証人がいない場合は、市外に居住する親、子、兄弟姉妹のいずれかとする。

(3) 貸付限度額、償還期間及び利率

ア 貸付額は、1件につき10万円以上300万円以内とする。

イ 償還期間は、6ヵ月据置の10年とし、月賦、半年賦、年賦の元利均等償還とする。

ただし、貸付額が100万円以内の場合は、6ヵ月据置の5年とする。

ウ 利率は、1.1%とする。

6 小災害生活資金預託貸付

【佐世保市（窓口は市民安全安心課）】

災害を受けた市民に対して生活の自立を支援するため、必要な生活資金を貸付ける。

(1) 貸付対象世帯

次の各号のいずれかに該当する世帯

ア 災害による被害状況が全焼、全壊、全流失又は半焼、半壊、半流失した世帯

イ 災害により30日以上避難した世帯

(2) 申込者の条件

市民で年間所得100万円以上の収入があり、かつ貸付金の償還が確実に認められる70歳までの者

(3) 連帯保証人

本市に1年以上居住（住民登録をしている70歳までの成年者）で年間所得100万円以上の者。

ただし、本市に保証人がいない場合は、市外に居住する親、子、兄弟姉妹のいずれかとする。

(4) 貸付限度額、償還期間及び利率

ア 貸付額は、1件につき10万円以上100万円以内とする。

イ 償還期間は2年据置の7年とし、月賦、半年賦、年賦の元利均等償還の方法による。ただし災害復興住宅等資金預託貸付と併用貸付の場合は、2年据置の10年とする。

ウ 利率は、1.1%とする。ただし、0.9%は市が補助する。

